續群書類從

第參拾貳輯上

東京
續群書類從完成會

續群書類從第參拾貳輯上目次

雜部

續群書類從第參拾貳輯上目次終

續群書類從卷第九百二十八

總撿挍保己一集
男源忠寶校

雜部七十八

諸國鍛冶寄

○諸國鍛冶上寄

天國 和州宇多郡住。文武御宇。
天座 和州住。文武御宇。
行重 奥州住舞草。時不明。
眞守 伯耆安綱子。嵯峨天皇御宇。
國友 粟田口住。後深草御宇。
國吉 粟田口住。四條院御宇。
吉定 粟田口住。伏見院御宇。
神息 豐前宇佐郡住。元明天皇御宇。
菊作 備前福岡住。則宗也。
安綱 伯耆大原住。平城天皇御宇。
宗近 三條小鍛冶。四條院御宇。
久國 粟田口住口傳。後鳥羽院御宇。
國綱 粟田口住。後深草院御宇。
元眞 筑後住號傳太。白河院御宇。
定秀 豐後彥山學頭。順德院御宇。
正宗 相州鎌倉住。伏見院御宇永仁。

○諸國鍛冶中上寄

國宗 備前三郎正宗師。龜山院御宇。
國光 相州住。進藤五。
包平 備前或河内住。一條院御宇。
助包 備前始也。一條院御宇。
國安 粟田口住。後鳥羽院御宇。
國清 同住。同御宇。
行平 同國住紀新太夫。同院御宇。
義弘 越中松倉。後醍醐御宇。
貞宗 鎌倉住彥四郎。後醍醐御宇。
國光 相州山田住。後二條院御宇。
國行 京來太郎。伏見院御宇。
則國 粟田口住。四條院御宇。
國光 同住。四條院御宇。
諷誦 奥州住。一條院御宇。

信房 備前住。後鳥羽院御宇。
守家 備前後守家中也。同御宇。
正恒 豐後住紀新太夫子。四條院御宇。
助平 備前住如之。同御宇。
正恒 備前始也。同御宇。
延房 備前住鍛冶長者。後鳥羽院御宇。

○諸國鍛冶中寄

則宗 備前福岡住。後鳥羽院御宇。
光忠 備前長船住。後深草院御宇。
高平 備前住。一條院御宇。
了戒 平安城住。花園院御宇。
國次 同御宇。鎌倉來號。
重弘 千手院。同御宇。
包永 和州手搔住。後醍醐天皇御宇。
兼氏 濃州關住。

有國 粟田口住。後鳥羽院御宇。
世安 奥州住。同御宇。
安則 和州住清新大夫。一條院御宇。
國行 當麻。後醍醐天皇御宇。
友成 備前住。君萬歳打。
宗吉 備前住。同御宇。
長光 備前長船住。後二條院御宇。
國俊 京來孫太郎。伏見院御宇。
國光 京來兵衞。後醍醐院御宇。
行信 千手院。龜山院御宇。
正恒 備前始也。後鳥羽院御宇。
興福寺 和州住。時代不明。
國吉 筑前號西蓮。土御門御宇。

左 筑前隱岐濱住。後醍醐天皇御宇。
國廣 同次郎。同御宇。
秋廣 同住。後光嚴御宇。
國泰 相州住。同御宇。

○諸國鍛冶下上

景光 備前長船住。花園院御宇。
眞長 同住。後二條院御宇。
吉平 備前住。四條院御宇。
信包 備前住。四條院御宇。
光包 同州住。花園院御宇。
吉眞 備前住。後深草御宇。
景秀 備前住。伏見院御宇。
信正 備前住。後堀川御宇。
吉包 備前住。後鳥羽院御宇。
實阿 筑前住。後堀川御宇。

國重 相州進藤五。同御宇。
廣光 相州住。後醍醐御宇。
則重 越中佐伯住。後醍醐御宇。
兼光 同住。後醍醐御宇。
助宗 備前福岡住。後鳥羽院御宇。
吉房 備前住。同御宇。
眞守 備前住。後鳥羽院御宇。
貞眞 備前住。四條院御宇。
助眞 備前住。四條院御宇。
元重 備前住。後醍醐御宇。
近包 備前住。同御宇。
高包 同後鳥羽院御宇。
則房 備前住。後深草御宇。

助成 備前住。後鳥羽院御宇。
守次 同住。同御宇。
貞次 備中住。後鳥羽院御宇。
次家 同住。同御宇。
國吉 同次郎。同御宇。
有成 河内國住。二條院御宇。
國光 越中住。後醍醐天皇御宇。
景長 因州智頭郡住。號小鍛冶。
正家 備後住。後光嚴院御宇。
行仁 薩摩住。後鳥羽御宇。
則長 和州尻懸住。後醍醐天皇御宇。
友光 和州住。文武御宇。
雲次 同住始也。同御宇。
國信 同住。同御宇。
有國 同住。一條院御宇。
行國 同住。同御宇。
正恒 同住。順德院御宇。
恒次 同住。同御宇。
國村 肥後住。延壽太郎。
國時 同。
爲吉 伯耆國住。同院御宇。
助眞 相州住山内。龜山院御宇。
吉則 出雲住道永。後花園御宇。
國安 越前來千代鶴。同御宇。
月山 奥州住。(後鳥羽)同御宇。
貞國 相州山内瀧四郎太夫。同御宇。
雲生 備前住。花園院御宇。
國重 和州住長谷部。後光嚴院御宇。
定利 平安城住。後深草院御宇。
兼永 京三條住。後朱雀御宇。

則高 備中住。後鳥羽院御宇。
後行 和州當麻。後醍醐天皇御宇。
國永 平安城。後朱雀御宇。
安次 同住。同御宇。
國吉 來國行子。龜山院御宇。
國綱 肥後菊池住始也。後醍醐御宇。

○注進物

宗近 三條小鍛冶。
吉國 粟田口國吉子。
了戒 京。
吉包 古備前。
包永 和州手掻平三郎。
助近 同住。或薩摩。
定利 京綾小路。
末光 同住。
貞綱 備前。
眞守 備前。
正恒 備前始也。
有國 宗近子。
信房 備前後作。
千手院 和州行國。
光忠 備前始也。
國永 京。
信正 備前信房子。
新御所 京。
長光 長船。
高包 備前始也。
元恒 備前。
助村 備前。
國宗 備前三郎。
角國 播磨住。
助包 備前始也。
盛助 同住大宮助成子。
守家 備前始也。
助行 備前。
長則 備前福岡小瀧。
永包 備前。
高綱 備前。異說筑紫云。
十二神 粟田口久國作。
國重 相州進藤五太郎。

眞光備前。貞眞子。　眞長同住光忠子。或弟子。　義行吉行同人三宅傳太弟子。
實成備前二銘御劔實成友成。　眞高同住。　友成備前。
政宗備前三郎子。後銘チ替。　久則備前。　恒次備前恒此娄也。
利延三池傳子。　時行播州住掃部時行長銘打。　長光和州。
長圓豐後國住。後和州住。　吉眞同住。　重吉備前國。
一文字則宗子。　菊作則宗作口傳。　是助古備前始也。助包父。
眞清二王三郎。清綱父也。

○可然

助則備前　則包　安則　則助
則常　永包　吉家　宗忠
守恒　家安　國光　介成
高包　包助　有正　實忠
成守注進入。　重家　有行　延正
友安　家忠　助久　景則
康貞　重吉注進入。　貞眞　眞光注進入。
助光　守俊　景安　實守

助重　助眞　眞守注進入。　守家注進入。
弘次　行次　雲次備前始。　守重同始。
光長　則房　成綱　順慶是ハ長光法名也
光重　則光始也。　守次備中。　吉房備前
次植備中。　國長攝津中嶋來後備前住。　則依備前。
助依備前。　助次備中。　吉次同。　眞次同。
景依備前。　雲生同。　景秀同。　行眞備中。
長則備前福岡建長比。

○新作物

基近備前。　助村同。　助房同。　信正
守家始也。　直宗同。　末光同。　助茂同。
助包後也。　正恒始正恒子。　利恒　宗安同。
宗正同。　宗仲同。　助行　行眞同。
左筑前。　安吉左子。　助近備前。　倫國來類。
盛高筑前。　西蓮同。　了戒久信京。助眞鎌倉。
國分寺和州。國分撿使。　國永京。　遠近備前。
是助同。　近村同。　眞高同。　宗遠同。

親次備前。眞次備中。　重次同。　生佛筑前。
眞景備中。則吉同。　則近同。　利延筑前。
吉次備中。信吉同。　近景同。　永眞同。
長眞備前。弘直備中。　吉恒同。　守道同。
吉信同。　定慶豐後。　安行薩摩。　國利備前。
成高同。　政宗　包安和州。　恒光備前。
安家薩摩。谷山住。兼安大秦住。　友長京菅原。　重行千手院。
有綱河田。

一注進物者。鹿園院殿。仰三川入道能物切作銘太刀。刀可令注進之由被促廻間。則不依上作下作大剪有支證太刀刀奉爲注進畢。

一可然物者。自往古非定置。鹿園院殿被仰出宇津宮入道旨者。諸侍所下御太刀者被侍可爲重代之條。可然物可記申云々。則從備前備中兩國。尋探備上覽。

一新作者不遠其代。鍛冶銘撰聚。令達上意者也。

後鳥羽院鍛冶結番次第。

正月	則宗	備前
二	貞次	備中
三	延房	備前
四	國安	粟田口
五	恒次	備中
六	國友	粟田口
七	宗吉	備前
八	次家	備中
九	助宗	備前
十	行國	河内
十一	助成	備前
十二	助延	備前

一閏月之番鍛冶別人也。口傳云久國作也。

菊作有十二人云。異説口傳云。番鍛冶十二人也。然而十二人作者何後鳥羽院被打云歟。此儀不可用。菊後鳥羽院御創作許也。

大和國當麻繼圖

當麻—國行—俊行

國行
├友淸—友綱
├友長—末利—利光
├友行
├女子
└有法師—越智鑓

尻懸　則弘
├則成
├則長同銘三代
└則國

千手院
重弘
├瀧丁主也
├包持
└刀王
　└金王

保昌五郎

貞吉
├貞淸
└貞宗

手掻物

重利—包利—包永平三郎同銘三代—包淸—包次文珠四郎後包吉打

友光大和鍛冶。總領給。　天國　安則　安淸

興福寺承仕法師云。乙共乙太郎。　吉行或說後。義行同人。　國吉同銘三人。

長光　康重千手院。　是重同。　定重同。

包次　包吉龍王。　包國七郎入道。　行吉

定利有口傳。　則弘　則長　國宗

包行　貞吉　時末　末行

行光　國次　兼永　忠咨

光夫　義廣　天座　戈光

中光　上一　國分子撿校。　次有

行吉　包氏後關住。同人。　包吉　重吉

重則　包利　利光　國重

包貞手撿住。　宗忠　盛久　國信

但次　泉水　兼光

山城國鍛冶系圖 京粟田口。

國明—國吉—國行—國俊—國光
- 女—國次 鎌倉來
- 國末—女
- 女—國村 肥後國延壽太郎。

國俊
- 國秀—秀次
- 國長 津國中嶋來。
- 國安 越前來。
- 友重
- 光包 中堂來。
- 國光
- 國眞
- 倫國
- 國藏
- 了戒

了戒
- 了久信—信久
- 國久

- 信國—信國—信國—信光
  - 信國 源五郎了一後越後住
  - 定國

粟田口系圖

國頼 非鍛冶號林
- 國家 林彌太郎粟田口始來
  - 國友 藤林
  - 有國 京極圖子住後江州—國清 林三
    - 久國 林二
  - 國綱 金田巽說九條岡辻 相州
    - 眞國
      - 友末 林二
      - 玉 江州
    - 國光 五進藤
    - 則清

藤右烏丸
- 則國—國右—國延—國定
  - 正次
- 景國—貞隆—吉國
- 末政
  - 國秀—正光
- 久吉
  - 吉光—吉正
- 之元 順德御宇
  - 吉正
  - 延光

- 正國—國眞

新御所作

定利　定俊　國永

有國　太秦兼安

重家　末行　吉長　延次
光長（平安城。）　長光　定家　賴實（粟田口類。）
吉家　淨久（信國流油小路正長比。）　吉家（三條打。）
八劒（後鳥羽院御宇。國永。）　定利（綾小路彌太郎。）
定次（彌五郎。）　宗信　國信　國眞
國貞　信秀　兼次　國光
散位　弘次　重行　爲貞
近則　國房　有國　長吉
信行　定業　國久　家俊
宗利　眞利　末吉　國盛
助盛　家安　景國　眞國
宗忠　則永　行眞　常遠
恒遠　國家　家利　延秀
家岡　行吉　義國　兼次　家則

河內國

有成—┬有行—有國—┬有正
　　　└有盛—有氏　└爲吉

秦包平
爲成

和泉國

有經

紀伊國

包貞（揭法師和州吉野山神奉逢後醍醐天皇）—本宗（後紀州和州住）—實綱（入鹿）
└實綱（入賀在名也）

實次　景實　仲眞

攝津國

國長（來中嶋住）　吉房（宗長三代孫也）　友氏

播磨國

安賴　行俊　國眞　助時
包重　重包　助常　行宗
包吉　家時　助平　光助
友安

美作國

則房　秀貞　貞經

備前國一文字繼圖

定則小瀨　則宗福岡利部　安則　盛宗

助宗大一文字　助則　助茂　助義

助吉　助光

助包　則包　豐原万壽

則宗　宗吉　吉家　吉房父子同銘

宗長　吉平　依吉　宗忠

貞眞　吉眞　眞利

眞光

備前直宗一流

直宗　直宗

國眞備前權守　國眞備前太郎

國貞備前次郎

國宗備前三郎

國安備前四郎

一一文字正中一文字一人有口傳。

一助眞一文字部類也上手。

備前大宮繼圖

國盛　助盛　盛助　盛恒　盛次

盛景長船住　景政同

備前長船物

近忠　光忠　長光　景光

安忠

景秀

眞長

兼光　友光　師光　盛光

義光

政光

倫光

重光

助友　助房　助行　信包

信眞　長直　眞正　眞忠
家忠　家俊　光守　光近
恒遠　吉平　國縄　恒眞
助秀　秀眞 吉房子　眞行　成重
基包　信直　守景 畠田住後號道阿　宗光
秀光　正光　家包　家貞
爲利　近則　高安　吉宗
眞利　守吉　秀貞　友則
久光　則成　眞經　宗末
守恒　國包　守助　永富
光宗　重久　光家　房則
康高　恒次　眞恒　眞定
眞縄　定則　義憲　宗長
恒本　國眞　雲次　守綱
助高　貞利　國吉　次家
兼繼　吉友　光恒　國弘
包永　重永　依宗　光守

守安　家信　貞直　長則
長元　重眞　眞房　則貞 一文字助眞始銘
守長　守宗　信包　信光
近房　吉用　信 非信房子
則次　兼重　恒次 備中二人外
爲利　雲重　俊光　眞依
吉光　盛則　助則　遠政
守貞　保弘　國綱　助守
安家　長重　元重　長宗
長義　行次　行正　忠光
貞家　貞光　守利　經家
守近　貞守　長末　吉氏
永助　秀幸　景久　守政
則久　末行　久次　基光
兼安　光弘　光景　恒弘
利行　佐光　盛景　安則
氏則　康光　高平　高包

助平　友成　定俊　實忠
助包　包平　則家　則高
吉家　家光　宗忠　介成
延房　永包　房則　守友
守久　則房　守元　久宗
重久　則常　助行　助守
助村　基近　國永　重永
秀守　國重　安永　助重
貞宗　吉眞　吉利　眞光
弘利　弘行　行恒　利恒
宗秀　依眞　弘眞　吉守
近村　則包　景助　近恒
豐重　行吉　眞國　家吉
光恒　賴正　良國　家利
有忠　永末　有正　重富
康貞　延正　景則　重吉
守俊　則光　宗仲　安高

秀近　則國　光景　兼長
光包　恒光　村守　正眞
常保　宗長　吉包　包助
雲生　雲次　國定　重助
國光　成忠　成高　景安
貞行　近眞　助成　秀繩
宗安　基重　助永　有重
守包　守行　守永　包友
助依　家眞　忠次　成恒
正國　信安　安信　定行
重利　重包　介弘　基眞
有國　次信　守重　光弘
重高　弘長　永守　近景
景政　爲長　光長　經房
依光　吉景　宗家　定吉
玄次　末平　末時　呑平
吉長　爲永　兼銅　安認

宗弘　末兼　家秀　行秀
行忠　親忠　助長　助房
吉國　定基　散光　兼守
守秀　守秀　家助　眞光
家信　行重　守末

備中國

宗恒 ― 恒永
守次 ― 家久 ― 次家
　　　　　　├ 次俊
　　　　　　└ 恒次
貞平 ― 眞里
正綱 ― 清恒
貞次　俊次　包次
康次　眞次
則高　常遠　時眞　正恒
恒清　恒眞　常依　康恒
安恒　國秀　景重　重末

行忠　業高　爲信　眞行
量重　安弘　有弘　安次
恒次　次吉　貞次　秀次
次忠　次眞　次直　包賴
直次　宗次　忠次　次秀
次依　時次　吉次　助次
恒次　宗次　次弘　爲次
次俊　久次　國次　守遠
重弘　次弘　直次　守次
行次　家次　正次　行利
行末　國末　則常　助延
弘經　有行　行眞　眞景
時眞　助成　包永　守忠
宗遠　眞長　末次　吉房
則房　正包　眞平　直里
末行　末永　宗恒　恒永
末國　末眞　行忠　守重

宗忠　有次　為則　延次
國資　弘恒　國清　安家

備後國

駿河二目貫　三原　正家
正廣　正信　兼安　一乘
兼行　重俊　行吉　國正
重光　貞廣　助國

安藝國

信光　入西　光世　國
弘安　國弘　左

周防國

清綱　二王清長

長門國

顯國　行歲　則末

丹波國

國定　幸貞　正國　幸次

但馬國

法成寺國光　藤八　新井作

因幡國

吉正　景長　清長　行景
兼光　兼長　上基　幸景
清則　吉延

伯耆國

安綱　直守　眞綱　貞綱
為吉　安守　武保　日乘
家安　為清　重永　有行
有包　重利　光信　則耀
國宗　有光　則恒　近範
天原　日照　卓平　元重
有正　則國　秦誦　久吉
國吉　氏吉　房士　則光
友安　淡路房　光助　十逆壽

出雲國

雲生　盛則　永則　淸則

宗則　吉房

石見國

有綱・　眞綱　貞綱
貞綱　守利　正則　眞元
貞末　末貞　貞行　材善
南无彌阿(マヽ)　南無阿彌陀佛

豐後國

定秀　行平
正恒　利成　良順　國継
有風　方士　助近　兼平
清平　良國　安則　安光
安則　光友　有行　行重
有正　爲恒　定順　安丸
光恒　了戒　友行　友利
眞行　幸貞　僧定生　利成

豐前國

神息　有平

肥後國延壽

國村—國吉—國時—國末
　├國泰—國資—國綱—國房
　│　　　　　　　├國綱
　│　　　　　　　└國賀
　├國信—國貞
　└國永—國重

來國宗　國守

肥前國

則末　國吉

筑後國

元眞　光世

筑前國

生玉　弘安　貞吉　國光
サックワ　筑前國大石敎永　國房
弘安　信光　筑州住國弘

大隅國

久吉　光重

薩摩國

行忍　安光　安滿　安俊
助近　吉宗　行滿　友安
行仁　行久　秀吉　近安
安家　安繼　草安

阿波國

氏吉　泰吉　藤　師久　氏久

讃岐國

業杲　光宗　國利　行利
國利　友利　秀延　清房

伊與國

國吉

土佐國

吉光　代安

紀伊國

實次　景實　實次

美濃國

金重　金行　兼氏多藝住志津三郎　兼俊弟

兼信弟子　延光　千手院
長基　外藤　國行
兼吉　兼光　兼則　兼淸
兼行

三河國

國盛　國綱　貞吉
長安　吉

遠江國

友吉　伊平　友綱　友行
有行　友行　友安　恒末
關東　南仲

駿河國

富次　家安　家俊　家次
義助

信濃國

有常　丸房　金重

相州進藤五一流重

國宗 備前三郎 ― 國光 弟子 號進藤五

― 國重 進藤五太郎
― 國廣 進藤五次郎
― 國泰 同
― 大進房 日光山學頭
― 行光 ― 正宗

正宗
― 貞宗 ― 秋廣
　　― 元重 備前
　　― 重眞 備前
　　― 國光 但馬
― 廣光
― 則重 越中
― 義弘 越中
― 金重 關住
― 國重 長谷部
― 兼光 備前
― 長義 備前
― 安吉

廣正　雲藤　國弘　則家
家宗　助森　吉元　國之
家村　助眞

武藏國

爲吉　高廣　春廣　春近

泰用　我里馬

下野國

皆盛

出羽國

安綱　長光　友安

奥州

幡房　雲頭　チカリノ月山
則常　文壽　天原　行重
有正　國平　賴安　覺長
有風　友長　房安　猛房
風數　月明　雲國　永昌
丸作　舞草雄安　光長　近則
雁宇　我里

近江國

高弘　甘露俊長　助長

越前國

森重　行貞　友俊　國秀

光行　性佛
守重　守弘　森弘　盛重
若狹國
景光　宗長
加賀國
眞景　景光　友重　行光
家政　近則
能登國
重國
越中國
義弘　爲繼　則重　正信
重國　國光　國房　國宗
國安　國次　國友　國久
守吉　國弘　貞宗　友則
國清　平國
越後國
安信

○未勘國
原南　義則　雲同　爲吉
藤戸　吉安　友利　遠次
高光　則安　國依　令友
日本一　不動　實次　神息
盛國　永國　覺長　寶幡
淡路房　助村　國之　基平
爲則　爲　爲義　義　本近
神足　㑊鬼　爲守　安光
神來　行長　正則　宗仲
爲頼　國俊　助忠　吉正
菅次　永弘　高資　安房
鳥井　俊綱　末繼　行次
爲安　包助　包國　忠國
吉國　助綱　恒久　恒利
安利　政恒　實秀　吉末
水一　眞无　苅田丸　資則

八幡宮　光元　友光　重守
吉恒　光房　小弼　助利
大秦　永延　善行　是吉
國資　光吉　俊信　長圓
政宗

諸國同銘記之（近代除之）

宗近　京一人　伊賀一人
國宗　京一人　大和一人
了戒　京一人　筑紫尾山一人能定
國俊　京一人　丹波一人
國永　京一人　大和一人　備前一人
末行　京一人　備前一人　大和一人
信國　京三代　此外源五郎有
兼永　京一人　大和一人
弘次　京一人　備中一人
國次　備中一人　京一人　越中一人
門綱　粟田口一人　備前一人　國綱此姿也　菊池二人

國光　粟田口一人　豐前一人　京一人　和州一人　相州一人進藤五　但馬二人子父
國吉　粟田口一人　京一人　和州三人金王丸　伊與一人　備前一人　菊池一人　筑前一人
國安　粟田口一人　備前一人　淡路之立崎一人　越中一人
吉光　粟田口一人　土佐一人　大和一人　備前一人
國眞　京一人　備前一人
行平　豐後一人　大和一人
定利　京一人　大和一人
眞守　伯耆一人　備前一人
安則　大和一人　筑紫一人爪實
國重　相州一人　平安城一人　備前一人
正宗　相州一人　平安城一人
貞宗　相州一人　和州一人
正恒　備前一人　備中一人　筑紫一人
包平　河内一人　備前一人口傳
友成　備前二人
助包　備前三人

千手院　大和國行信流父子孫三代
包永　和州三代
國宗　備前二人　伯耆小鴨一人　宇多二人 備前長船一人
長光　備前二人　平安城一人　大和一人
景光　備前一人　加州一人
兼光　備前一人　和州一人
一文字　備前一人　此外一文字打有
清綱　防州三代
守家　備前二人　此外一人
重吉　備前一人　大和一人
助平　備前三人　筑紫一人
恒次　備中二人　前後　備前一人
信房　備前二人　前後
吉房　備前三人　一人大銘後也
實綱　紀州入賀二人
安吉　筑前二人父子口傳
包次　和州一人　備前一人　備中一人

包吉　和州二人　幡磨小川一人
實壽　奥州三人
國弘　相州一人　備前一人　筑前一人
光世　筑後一人　安藝一人　越中一人
國次繼　備前一人　豐後一人　延壽一人
光包　江州一人　備前一人
助久　備前二人
吉家　備前一人　平安城一人
國泰　相州一人　菊池一人
友安　備前一人　遠江一人
元重　備前一人　伯耆一人
是重　大和一人　備前一人
助近　薩摩一人　備前一人
有正　備前一人　伯耆一人　遠江一人
有行　伯耆一人　備前一人　遠江一人
重光　備前一人　平安城一人
長則　備前二人　一人長船

則宗　備前二人　福岡長船
國房　備前一人　宇津一人　大和一人
利光　和州一人　備前一人
則長　和州三人
重則　備前一人　和州一人
安次　備中二人　薩摩一人
宗忠　備前一人　和州一人
國分寺　和州一人　備前一人　備後一人
爲繼　越中一人　濃州一人
國信　延壽一人　備前一人　和州一人

諸國鍛冶風情

一京物大概太刀者。帶表目貫穴上。刀差面之目貫穴下。銘打鑪横下。但定利直違也。又國行目貫穴下打。大畧其依作々可有肉。大形此體也。

一粟田口物太刀。帶表目貫穴上打差面也。京物横鑪。或横下有中心崎。平山形。卒都婆頭樣也。峯角或小肉有端方同峯鑪。

一大和物目貫穴上下帶表裏鑪等。皆不定依作々作也。同作或蒐鑪逆下直違鑪。不定依作々也。同作或檜垣蒐逆下直違等多中心崎峯形像。依其作々不同。但宇多物國之字一樣也。鑪皆横也。

一備前物。大略帶表目貫穴上鎬寄銘打。但目貫穴下打鑪横下有大概直違。或又檜垣鑪有中心崎山形卒都婆頭也。備前正恒始者。目貫穴下打守家始帶表目貫穴下打。其外上下不定。

一備中物。大概帶裏目貫穴下銘打。鑪大直違。但帶裏表目貫穴上下。依作不定。鑪直違大直違又檜垣有大方則高一流。次之字不打。安次一流皆次之字打。

一西國物定秀行平紀正恒何太刀帶裏也。薩摩波平正國行仁帶表也。何依其作々也。

一鎌倉物。正宗部類大略差面目貫穴之下銘打。

鑪直違。峯角鑪同。端方峰同。中心崎卒都婆頭。片山形作依作不定。无銘多。又中心崎短峰寄下合有太刀者帶表目貫穴稿鑪打下。自餘无替事口傳。

慶長十九年極月吉辰　深尾四郎右衞門 眞繼（花押）

授與

岡部二郎兵衞殿

文武天皇御宇　大寶比　天國 大和宇多郡

太刀ノ姿見樣口傳。鍛板メイカニモコマヤカ也。地色青ク子レタリ。ハタノ心流水ノウツマキタルカ如シ。鍛ニ少モニコリナキ地ハタナリ。刄ニヘ多シ。切先ツヽマヤカ也。切先ノ刄燒ツメタリ。小亂刄ニ足ヲ入タリ。尋常也。ノタレ刄モ有。ミ子ノ庵深シ。太刀細ク長シ。刄色イカニモ白ク雪ノ如シ。ナヲ口傳在之。

一條院御宇　永延比　安則 同國

太刀ノ姿重アツク。ミ子ノ庵丘也。ソリ高ク鎬廣シ。切先ツヽマヤカ也。ホソ直刄ニ贅多シ。鍛柾目イカニモコマヤカ也。地色ソコ黑ク見ヘテ。上ウキヤカニ青ク。刄色青メニテ。上ハセヤカニ白シ。假令青キ物ノ上ニ。水精ノ玉ヲ置タルカ如シ。ソコ青ク上白クスキトヲリタル刄色也。イカニモ尋常也。但シ刀ハサシウツフキテ庵ミ子也。刄ニス流多シ。カヘリスクナシ。サキノ高フクラヲヒロク燒也。大和物ハイツレモ姿大略如此。子ハキ樣ニ見ヘタリ。細直刄ヲ燒但シ小亂刄モ有。ノタレ刄モ燒也。ニヘ有刄色黑シ。丸ミ子作リ也。豐後ノ行平ヨリ以前也。二字銘ニ草ニ打也。口傳云々。

後醍醐天皇御宇　元應比　國行 祖父當麻

俊行　友淸　友綱 同國

太刀ノ姿鎬廣ク。寸長ク。切先ツヽマヤカ也。

庵フカシ。鍛柾目地色黒メニ青ク。ハタコマヤカナリ。刄ノ心コシモトヲイカニモ細ク焼出シテ。一尺ハカリ上ノ刄ノ色ヲハキ様也。刄フトク成ヨリシテ青メニ白シ。堅キ金色也。ニヘ多シ。刀ハ先ノ刄ヲ焼ツムル也。太刀ハ少カヘリ有。大略ハカヘリナキ物也。此作數多ク有メイヲ打事マレ也。たえまトハカリ打タルハ多シ。中崎劔也。ヨコ鑢自然スチカイ也。有自作ナレ圧銘ニヨリ上中下ニワカレリ。メキヽ分別ナキナラハ相違有ヘシ。秘書ニ云。刀ハミシカク。ハヽヲヒロク作ル也。先ノ刄ヲツヨク焼ツムル也。口傳ト云々。

龜山院御宇　正元比　行信　重弘同國　此兩人兩流ノ祖師ト云

太刀ノ姿ソリ高ク。鎬ヒロシ。丸ミ子也。庵丘切先ツヽマヤカナリ。地色黒ク美敷物也。直刄ニ小足ヲイルヽナリ。但シ刀ハ崎ツヨクヒタツラノ如ク焼タルモ有。色青メニ白ク堅キ金色有。切先地カ子ノ鍛。何圧見サタメカタシ。然トイヘ圧柾目ノ心也。此作ヨリ物切ト云注進ニ入行信カ事也。中心ノ見様ノ事。太刀ハ鎬ノヤスリスチカイニテ。ヒラノ鑢ヨコ也。但シハヽキモト二三寸ヨコ鑢ニテ中心崎ヘ大スチカイモアリ。イツレモ不苦。千手院ト銘ヲ打タルニ祖父親孫ノ見分様ニヨク習有。同作ヲヲシトイヘトモ。行信ヲ上類ト賞翫スヘシ。メイノ打様ノ事ハキウラメヌキ穴ノ下ニ千手院ト打。ナカコノミ子カクニメニク有。中心崎ノトカリカトメンヲフカク取ニ依テ。丸ミ子ノ如クミヘタリ。中心崎ケンカシラノ丘成ヲ少丸メタルヤウニスル也。但シ丸キモ有。同銘多キニヨリカワル所多シ。上亂ノ見様秘書也。

後二條院御宇　嘉元比　則長同國

太刀ノ姿細ク長シ。鎬ヒロク切先ツヽマヤカ也。庵丘也。直刄ヲコノミテ焼也。タヽシ小亂

乃モ多シ。ホウシカヘリスクナシ。ニヘノ心ニ口傳有。小亂乃ニモ足アイノ細キ所ハ。ニヘコマヤカ也。乃フトクミタル所ハニヘ荒シ。尻懸三代有同銘也。祖父親ハ上手也。孫ハヲトレリ。大和則長ト打テ。國ノ字ヲ不打。孫ハ大和國住則長ト打也。祕事也。ナカコサキ劍頭ノヤウニテ。ハノカタヘハキウニスリテ。鎬トヲリヨリ。ミ子ノカタヘハノメニ切也。スチカイ鑢也。ナカコノミ子丸シ。同銘多キ物ヲハ。ヨクヨクコヽロヲ付テ習ヲ心ニモチテセイヲ入テ見ルヘシ。口傳在之。

後醍醐天皇御宇　元亨比　包永同國

太刀ノ姿長シ。ウラモトソリ高ク鎬ヒロシ。庵リ丘也。ハヽキモトケンハリツヨシ。切先ツヽマヤカ也。鍛サタマリテ柾目イカニモコマヤカ也。地色黑ク。乃ノ燒樣コシモトヲ何ニモ細ク燒出シ。少ノタル心ニテ。一尺ハカリ上ヨリヒロクノタレ乃ヲ燒ナリ。ニヘ多クアラシコマヤカ成。ニヘモ有。イラ〳〵トシタルニヘノ心ハ。シンノヌリ物ノ上ニ砂金ヲマキタルカ如シ。イカニモサラリト見ヘタリ。ウツクシクカケリタル乃モ有。カヘリモ少燒サケタル切先ノ内ヨリニヘタリ。乃色アヲメニ白クカ子カタシ。重モフンハリノ心ニコシアツク同銘二代有。ハシメ大メイ也。上手後作ニハ刀ヲモ作ル也。ニヘコマヤカ也。地色モ白メ也劣レリ。ホウシカヘリノ心九州安吉ニ少似リ。大メイハシタ鑢アラシ。後ノ作ハ鑢コマカ也。刀ニハヒカキ鑢。上ヤスリ。下鑢。サノミスチカワス也。後作小メイノミタレ乃ハ備中物ニモ似リ。始メ包永注進物ニ入タリ。物ヨク切ルト也。口傳在之。

同御宇　元應比　貞吉　貞清　貞宗同國良吉カ子

太刀ノ姿長ク。鎬ヒロシ。ミ子ノ庵丘。切先ツ

ツマヤカ也。鍛柾目也。地色クロク白メ也。乃色クロ青シ。肌ノ心タテニスナカシノ如クナル木ハタ有。太刀モ刀モサキノ乃ヲ燒ツムル也。但シ太刀ハ少カヘリ有。柾目疊目。燒ツメノアタリノミ子カタヘスチカイタルユハシリニヘ入タリ。ミ子ニユハシリヲヤクモ有。此作メイ易リテ多ク鍛同シケレ圧。上下コレニ依テ高下有。シンミヤウナルトイヤシキトノ替リ所。見分事專一也。口傳云々。

一條院御宇　永延比　宗近京三條

太刀ノ姿カレタリ。切先ツヽマヤカナリ。庵中鍛柾目イカニモ濃ヤカ也。地色黑ク荒色有テ。ヒカリ有。口傳云。始メハ地色白メ也。中比ヨリ鍛上手ニ成テ青クキラメキ有。其後ハ地色青クスミタリ。老後ノ比ハ地色アヲケレ圧トロメキ子ハキ色有。太刀ノ鎬少ヒロキ物也。大略ヒヲカク也。細直乃ニ小アシヲ燒イルヽ也。小亂モノタレモ有。コシモトヲ細乃ニ燒テ。總ハヒロスク乃モ有。ニヘ多シ。ナカコ崎ヘ細クスル也。スチカイ鑪。ナカコ崎ケンカシラノ如ク切モ有。丸キモ有。ミ子ハカクニメニク有。メイノ打樣三條宗近ト四字ニモ打。宗近ト二字メイニモ打。三條ト打モ有。注進ニ入。

同御宇　吉家三條宗近子ト云或ハカクシ銘圧云

太刀ノ姿宗近ニ同シ。鍛柾目ニテ濃ヤカ也。地色青シ。小亂乃ヲ燒也。但シノタレモ有。細直乃ニ小足ヲ入テ燒也。ニヘ多シ。庵中太刀ノ姿ジンジヤウナリ。宗近カクシメイトハイヘ圧。彼作ヨリ出來樣少淺シ。ナカコノ姿ハ宗近ニヨク似リ。鑪ハ小スチカイナリ。丸ミ子也。ハノカタモ少丸シ。口傳。

三條院御宇　長和比　兼永在國カ子三條住

太刀ノ姿鍛地色ノモンカラマテ在國同前。但シクラヒ父ヨリハルカヲトレリ。太刀モ刀モ

ヒヲカク也。

龜山院御宇　　正元比　國吉來太郎國行カ父也

太刀ノ姿鎬高ク。ミ子ヲ少薄ク。イホリ中。切先約カ也。鍛柾目。地色子ハキ樣ニテソコニアカキ色有。上白メナリ。刄色少黑ク白シ。ニヘモ村々也。濃ヤカニニヘタル所ハウツクシク。刄象尋常也。ナカコ崎ヘ細クスル也。サキ丸シ。鑪ヨコ下ヨリ少スチカイタリ。國行ニハハルカ劣レリ。殊外古ヒタリ。中鐵出テハタスミタリ。

伏見院御宇　　正應比　國行來太郎

太刀ノ姿ソリ高ク大略ヒヲカク也。庵中切先モ中。鍛柾目濃ヤカ也。地色ソコクロメニアヲク見ヘテ。上ニ赤キ色有。刄ノ子細ハヽキモトヲヒロク焼出メ。腰本一尺ハカリ亂刄ヲ焼テ。上ヘハヒロスク刄ニ一二寸ハカリ。又ハ五分ハカリヲキテ小足ヲヤキ入タル刄ノフチ。イカニモニヲヤカニジンジヤウナリ。刄フチヨリヲクヘハ焼入テ。其内ヨクニヘタリ。イライラトシタルニヘ也。切先ノ内ヲスク刄ニ焼也。ミ子ニユハシリ多ク。但シユハシリナキモ有。ヒロ刄ハ必ユハシリ有。又イフ。荒キニヘ出來物ニ有。ナカコノヒラニミヲアラセテ。鎬スチヲ崎ヘハナキヤウニスルミ子丸シ。名物ノ太刀ハ不動國行。長ヲ一尺九寸九分也。彼小太刀ハキウラ。ハヽキモトニ櫃有。不動一體アリ。ヒツノ上ニヒロキヒニ細キヒソヘタリ。ハキヲモテノコシニヒツクリカラ有。其ヨリ上大ヒ小ヒ有。ヲモテノ如シ。彼太刀ノハタラキ筆ニモツクシカタシ。

花園院御宇　　正慶比　國俊來孫太郎

太刀ノ姿國行ニヨク似リ。コシノ亂刄ニワラヒテノ如ク成丁子刄多シ。崎ヘハヒロ直刄ニ所々足ヲ入テ焼也。但シ上マテ丁子ヲ焼タル

モ有。丁子大フサナル物也。スク乃ノタレ乃ニハニヘ多シ。丁子乃ノ太刀ハ備前一文字ナトニ似リ。ニヘモナシ。但シ乃フチニホヤカ也。鍛柾目ニテ地色黒ク。上ノ色ニ赤キキラ有テ。ムクヤキタル地色也。二字國俊上手也。庵中ミ子ニユハシリヲ燒也。切先ノ內直乃少ミタルル心有。祕書云。直乃ヲ燒比ハ正和文保元應ノ比也。太刀ノ姿モ鎬ヲヒロク高ク庵少丘也。直乃ノフチニ少ノケテ。フトキ糸ホトノ二重乃有。大略物打ノアタリヘ直乃ナレハ。コシモト四五寸ハカリヒロク燒也。カヘリサノミナカク燒事ナシ。二字國俊ノ刀マレナリ。自然有地色吉光ニ似リ。カヘリハ常ノ國俊同前也。太刀ノ中心國行ニヨク似リ。同メイ三代有。始メ上手ナリ。次ヲトレリ。刀ノ直乃多ク作ル。カヘリフカシ。三ミ子ニサシウツフク一人ハ弟子也。丹波ニ住ス。異名ニハタケ國俊ト云々。

又云。直乃ノ國俊ハ二代メニ多ク作ルト見ヘタリ。始ノ國俊モ親ニソフ間二字銘ト也。出來樣ニテ上中下有。口傳可祕々々。

後醍醐天皇御宇　嘉曆比　國光來兵衛

太刀ノ姿國俊ニ似リ細シ。庵中切先モ中也。カサ子アツニ作ル。鍛柾目ニテ地カ子柔カニ見ヘテ。地色黒ク赤シ。亂乃ヲ燒。丁子ヲ燒事節也。亂乃ノサキワラヒラヲマセテ燒也。ニヘ多クアラシ。地ニ金村有。乃ノ上少柔ニカケンスキタル樣ニ見ヘタリ。直乃ノ太刀ハカヘリヲ燒サケスシテ備前先ニ似リ。刀ノ直乃ハ國俊ヨリホウシ平クカヘリフトク燒下タリ。刀ノフクラノアタリ乃細シ。サシウツフク心ニ三ミ子ニ作ル。地カ子ノ色アハケキ草乃見ヘタリ。刀ノ亂乃ニハ鍛精ヲイルヽト見ヘタリ。地モ乃モウツクシク。乃ニケイキ有テ見事ナリ。此作モ亂乃ハワカキ比ト也。直乃ハ老後ノ比

成ヘシ。鍛ヲロカ也。國俊ヨリ直刃ノニヘスクレリ。アラシカチノクライハ少劣レリ。刃ノ色ヘハ上手也。

同御宇　　元德比　　國次

太刀ノ姿ハ、ヒロク切先延タリ。庵フカシ。大略フトキヒ有ヲモブリ國行ニ似リ。鍛板メ也。此作モコシモトニミタレ刃ヲ燒テ。サキヘヒロクスク刃ニアシヲ燒入タリ。刃色ソコアヲメニ上白シ。ニヘ心二樣也。廣刃ノ所ハイライラトニヘ多シ。亂刃ノ所ハニヘ濃ヤカ也。刃ヲモツハラ心得テ。火取ヲヨクカケンスル也。ニヘコマヤカニシテウツクシキ也。ヒロ刃ノ心ハ物打ナレハ火取ヲスクル程ニシテ。ニヘヲ第一ト心得タルニ依テ。ニヘアラク多シ。上手ノ分別也。物打アタリ上ヘハユハシリミ子ニ多シ。京物ハ何モ鍛柾目ナレドモ。此作ニカキリテ板メ也。地色モクロクアヲシ地生アリ。太刀ノ見樣祕書ニ云如此也。刀ノ作リハ、ハヾヒロク三ミ子庵ナリ。ノタレミタレ刃ヲ燒テニヘ多シ。直刃ノ刀ハ地コマヤカニ鍛。ニヘモウツクシクホウシノカヘリ國俊ヨリヒラメ也。但シ國光ニモカハルヒヲコノミテカク也。ヒ廣ク深シ。ケンボンジヲ切モ他作ヨリ少大カタ也。口傳云々。

後宇多院御宇　　建治比　　定利 後小路彌太郎

太刀ノ姿國行ニ似リ。ソリ高ク鎬ヒキシ。庵中切先鍛柾目也。地白メニテ赤ク。ケフリ立樣成金色ナリ。子ハキヤウニ見ヘタリ。コシモト一尺ハカリノ內ニ。刃先ノトカリタルヤウニ燒也。ニヘ多シ。崎ヘノ刃國行ニヨク似リ。ミ子ニユハシリモ燒ナリ。國行ヨリアサシ。亂濃ヤカニミタル、也。地ニ子ハキカ子ノ鍛マシリテ金村有。但シ地生ニハアラスヤラキ心也。國行カ父ト云一說有。不可用。同時代也。互ニ太

刀ヲ借用シテ銘ヲ打遣ス事モ有ト書タリ。是モ錯儀也定利カナカコノ姿國行カナカコヨリモ崎ヘカレタリ。極意ノ分別コレナリ。口傳。

同御宇　　弘安比　　國長中島來

太刀ノ姿鎬ヲ少ヒロク。ハヾヲ少セハク作ル也。庵中定利ニ似リ。鍛柾目也。地色黑ク白メ也。金色アハケタリ。大略直刃ヲ燒也。小亂刃ヲモ燒。ノタル刃ノ心モ燒也。直刃太刀ハ國光ノ不出來成ニ似リ。地村多シ。刃色黑シ。刃ノ上ニナマハアル作リ也。國俊カ弟子也。

後醍醐天皇御宇　　元德比　　光包戸津來

刀ノ姿サシウツフク様ニ作ル也。大略庵リ峯也。三ミ子モ有丘也。鍛柾目タヽシ。國俊ヨリ少堅ク見ユル。地色ソコクロメニテソトアヲキ様ニテ。上ニ赤キ色有。直刃ヲ燒也。少ノタレタルモ有。ホウシノ姿國俊ニ似リ。但シカヘリニ切懸有。廣キカヘリノトカリ木ノエタヲソギタルカ如ク燒トムル也。又云。小亂刃ヲ燒。刀ハ備前サキノカヘリノ如クニ燒モ有。國俊カ弟子ニナラサル以前左近將監長光カ弟子ト也。備前崎ニ燒比ハ其傳成ヘシ。國俊ニ相傳ヲ得ル比ハ文保ノ年號ト也。太刀ヲ此作來見中堂來ハ刀ハカリト云祕事也。

光明院御宇　　暦應比　　了戒

太刀ノ姿少鎬高シ。庵中刃小足ヲ燒入タリ。鍛柾目ニテ濃ヤカ成ハタ也。ユカワリノ心地ニ有。此作ニカキリタルナラヒ也。刀ハ國俊ヨリ少淺ク見ヘテ。ミ子ノ庵ナトモ少フカシ。刃ハ腰本ヲ小亂ニ燒テ。備前ノ景光ナトニ似リ。上ヘハ直刃ヲ燒也。地色黑シ。刃色青メ也。トロメキタル色有。ヒヲカク太刀多クニヘ有。コマヤカナリ。國俊カ子也弟子共イフ。注進ニ入了。久信ニセ物ニ了戒トメイヲ打タル太刀多シ。父子ノ間ニテキタヒ心ヲシルニヤヨク似

リ。然共メイ鑽ツカイ中心ノシ、ヲキ易所多シ。其上身ノ出來樣了戒深シ。子久信ノニセ作リ。刃フチキツシカ子ノ鍛ナトモコワキ色也。ケンボンジヲ切太刀多シ。ヒホリ物上手也。口傳在之。

後光嚴院御宇　應安比　信國

太刀ノ姿ミシカクソリ高シ。カサ子アツク庵アサシ。鍛柾目也。板メノ如クニ木メノハタモ有。地色白クケフリタツ樣ウロメク色有。大ミタレ刃ヲモ燒。ノタレニモ燒也。ニヘ多シ。直刃ハ地コマヤカニテ地色モ黑シ。刃色モクロシ。硬キ金色也。ミタレ刃ノニヘ足アイノ細キ所荒クニヘタリ。ミタレ刃ノヒロキ所ハ□ヲ取ヲモカケ。其マヽ殘リテニヘハ刃ヨリヲトノイテミヘタリ。其邊ハニヘモ濃ヤカ也淺シ。刃モキツトシ。同銘三代有。右ノ見樣祖父也。上手ハ直刃モ有。ミ子ノ庵少フカシ。中心ノミ子モカクニスルモ有。子ハ少劣レリ。孫ハ下手也。中信國ニ大ミタレ刃ハ希ナリ。孫ハ亂刃ヲ燒。イツレモ刀ハサシウツフク也。カサ子アツシ。先二代切物上手也。トリワケ祖父スクレテ上手也。

後鳥羽院御宇　元曆比　國友 藤林 栗田口

太刀ノ姿細シ。腰本ソリ高ク少鎬セハシ。切先モツヽマヤカ也。カサ子アツク庵フカシ。鍛柾目イカニモツヽマヤカ也。地色青クヒカリ有。子レタリ。刃亂モ有。又直刃モ燒。ニヘミタレノ如ク刃ニ出入有。イツレモ粟田口物ハ如此也。刃色白シソトアヲミ有テ硬ク見ヘタリ。ニヘ多クミ子ニユハシリヲ燒也。太刀ノ物打アタリヨリ上ヘ刃ブテヲ少ノケテ二チウノ心也。刀ハフクラニヤク也。ホウシウツクシク。カヘリミシカク尋常ナリ。ニヘニテトカリ心ニ燒也。

順徳院御宇　建保比　則國藤右馬允

太刀ノ姿細クソリ高シ。庵深ク切先ツ、マヤカ也。鍛柾目トモ見分カタキ程濃ヤカ也。地色クロクキラメキタリ。細直刃ヲヤク也。ノタレ刃ヲモヤク也。大略スク刃ニ内ヲアラセテ焼也。ニヘ多ク刃色青メニ白シ。刃ノ上ニコマヤカ成木メノ鍛有。イカニモ子レタル鍛也。ケンボンジヲコノミテ切也。ケンサキヲトカラヌ様ニホル也。刀庵深クホウシヲ焼ツムル心也。カヘリヤケモミシカク。中スク刃ノ刀上々タルヘシ。亂刃ノタレ刃ナトハ。地ハタスタレス。口傳。

四條院御宇　文暦比　國吉

太刀ノ姿細ク。鎬少高シ。ヒロキモ有。庵深シ。鍛柾目也。イカニモ濃ヤカニウツクシキハタ有ヤウニキタウト見ヘタリ。地色イカニモ青シ。直刃ヲ焼也。但シ出來物ニハ中直刃有。此作モ二チウ刃ノ心有。國友ノ二チウ刃ヨリモナヲ尋常也。地ノソコ色ニキラメキ有。灰象ナ天目ノキンノ如シ。ヤキナヲシ刀ノ細直刃ニハ移モ有。ホウシ丸クカヘリ少有。此作ノ名物ヌケ國吉也。但シ地ハタワルク不出來也。嘉吉元年ニキトク有テ名物ト也。口傳。

後鳥羽院御宇　元暦比　久國藤次郎

太刀ノ姿細ク長シ。鎬少ヒロク庵深シ。鍛柾メイカニモ濃ヤカ也。地色青ク荒也。中スク刃ヲ焼也。大亂刃ヲモヤク也。物打アタリニ足ヲ刃ノ内ヘフカク焼イル、也。物切ルヲモツハラ心得タルト也。然ニ物切有。メイヲ打カヘテ注進物ニ入タリ。口傳ナリ。刃色白シ刃ブチウスキコヲリノ如シ。子レタルニヘ有。刀ニハ直刃ヲ焼也。進藤五國光ニヨク似リ。但シ進藤五ヨリハハルカ關高シ。ウツリモカスカニ有。地生モ有。刀ノホウシカヘリウツクシク尋常也。自

然燒ツメタルモ有ヘシ。近比上手也。

同御宇　　同時代　　國安

太刀ノ姿細ク長シ。鎬高ク切先ツヽマヤカ也。庵丘也。鍛柾目也。子レタルハタ也。地色黑ク赤シ。細直刄ヲ燒也。地色モ靑メニ硬ク見ヘテ上白シ。刀ノ地色刄ノ心モ太刀ト同シミ子丘ニテ。三ミ子也。ニヘ多シ。メイヲ草ニ打也。

土御門御宇　　建永比　　國淸

太刀ノ姿國安ニ似リ。太刀モ庵丘也。切先ツヽマヤカ也。鍛柾目ソリ高ク地色黑シ。細直刄ニ燒也。ハタニ銀有國吉ニ似リ。太刀モ先ノ刄燒ツムル也。刀ハ三ミ子眞ノ峰ヒロシ。

同御宇　　有國藤五郎

太刀ノ姿細ク長シ。鎬セハク庵フカシ。切先ツツマヤカ也。ソリ高シ。國安ニ似リ。鍛目サウニテタシカニ不見。但シ柾メコマヤカ也。備中物ノ如クニ地ニスミタルハク有。黑シ。細直刄ヲ燒也。刄色キツシアヲミ有。太刀刀共ニニヘ多シ。

後深草院御宇　　建長比　　國光

太刀ノ姿。粟田口物イツレモ同シ庵丘也。切先約カ也。鍛柾目イカニモ濃ヤカ也。子レタルハタ也。地色ソコ黑メニテ上アヲシ。細ク刄ヲ燒也。濃ヤカニウツクシキニヘ有。刀ハサシウツフク心也。乇ノ刄ツヨク燒也。銘ヲ草ニ打也。相州ヘ下向ナキ以前トミヘタリ。太刀シノキ高シ。口傳。

伏見院御宇　　正應比　　吉光藤四郎

太刀ノ姿細ク。鎬高クセハク作ル也。切先モ太刀ノサウヲウニツレテ尋常也。庵丘也。鍛柾メ地色アヲク見ヘテソコ荒色有。細直刄ヲ燒。細キノタレ刄ヲモ燒也。太刀ハニヘ荒ク多シ。刄色イカニモ白ク雪ノ如シ。此作ノ太刀希也。粟田口何レモ柾メ也。此作モ柾メナレ共。刄フチ

ヨリ地カ子ワカリテ。ミ子ノカタヘハマサメ也。刄ノ上ヨリ地カ子半分マテハ板メノ鍛有。上々ノ出來物ニハ板メノ木ハタナシ。板メノ鍛ノ内ニトモヘノ如ク成木有。ナシハタ成鍛モ有。鍛ノ極意板メト柾メトノ木ノカトヲケツリタル如シ。刀ハホウシカヘリヲミシカクヤク也。長ク燒下タルニハホウシノ形ヲサノミトカラヌ樣ニソトノタル心ヲ燒也。カヘリヲミシカク燒ハホウシノ形ヲトカル樣ニウツクシク燒也。刄ノ事ハ、キモトヲ少シタル、心ニ燒出ス。捻ハ直刄ニ燒也。フクラヲソト細キ心ニ燒テ。先ノツヨク見ユル樣ニ燒也。刄ヲヤカヌ以前ニスヤキヲスルト有。祕事也。刀ノ作自然ニ薄クモアレ𪜈。大略カサ子アツニ先ヘ何共ナクトカル心ニ作ル也。少サシウツフク心有。名物藥研ヘシ。小亂北野ムメイヲヤコ庖丁カイキリ。鯰尾新身此分也。中心ノ長サニモ大方定マリ有。ナカコノソリタルニハ寸法ナシ。口傳可祕。

後深草院御宇　　建長比　　國綱

太刀ノ姿少細メニ長シ。切先ツ、マヤカ也。鎬少廣ク庵丘也。鍛柾メ也。地ニキラ有。地色青シ。假令ハ三尺ノ太刀ナラハ。コシモトヲ二尺餘程ミタレ刄ヲ燒也。刄ニケイ氣ヲヤク也。カケリ多シ。刄ノ事ハ、キモト一尺ハカリ上也。ハ、キ、ワノ刄ヲ細ク燒ヲロシテ。細キ所ノ上ヨリコシ刄燒出シモホウ〱ト薄シ。上ノ薄ク成所ハソラニニジノタチテ。一方ハ漸々キヘ。イマ一方ハキヘ殘リタルカ如シ。イナツマノヒラメクカ如クヒカリ有。ヒロ刄ノ所ハ一二寸宛ヲキテ足ヲ燒入タリ。刄色イカニモ白クニヘ多シ。メイハワキヲモテハ、キ、ワ鎬ニ國綱トハカリ打也。刀ニハ山内作國綱ト打也。刀ハスク刄ヲ燒也。カヘリ深クニヘヲ專

ラニ燒也。刀ニ腰刄ヲ燒也。口傳云々。
龜山院御宇　　文永比　　國宗鎌倉備前三郎
太刀ノ姿長ク先ヘ細シ。切先ツヽマヤカニ。庵深シ。鍛板メ也。地色青クネレタリ。地ハタ荒メ也。腰本ヨリミタレル物也。ノタレ刄ノ心ヲ燒也。上ヘヒロスク刄ニアシヲフカク燒入タル多シ。先ヘノニヘモコマヤカ也。刄ノ色ソコ青メニ上ウキヤカニ白シ。同銘二代有。始メ大銘也。上手也。進藤五國光正宗カ師匠ト云。後ノ國宗古備ノ如シ。丁子刄ヲモ燒也。但シ大銘ノ國宗モ丁子亂ヲサキマテ燒モ有。出來物ニ丁子ハ有。刄ノ上ニナマミ出ル物也。鍛ノ心上トハ不見。上代ニモチユル事イカヽ。
伏見院御宇　　正應比　　國光進藤五
太刀ノ姿細シ。鎬高ク庵深シ。切先尋常ニカヘリヲサノミ長クハヤカス。國重進藤五太郎國廣。進藤五次郎國光ニメイナヲリタルハ。鍛コマヤカニ刄ヒロク移ナシ。ケンボンジ切ニ淺ク少ホリ物カトシキヤウ也。國廣ノ光ニナヲリタルハ。鍛ニウツマキハタ有テ。地ノ色カワキタル心有。中直刄モツハラニ燒也。刄ノフチホヽヤキタル紙ヲサキタルカ如シ。移少ノヒテ有。地ノ色ニモソトシラケタルコヽロ有。ヲヤ進藤五ハ鍛柾メ也。子兩人ハ板メ也。ヲヤハ細直刄燒也。藤四郎吉光ニ似リ。國次カ刀ノ姿刄ノモヤウニ少似リ。是モ直刄ノ事也。刀ハ父子三人共ニ三ミチナリ。
龜山院御宇　　文應比　　行光
太刀ノ姿細メニ長シ。切先モツヽマヤカ也。鍛板メニテ少アラメ也。庵フカシ。地色青メニテ黑ミ有。キラ有テヒカル也。大ミタレ刄ヲモ燒也。ノタレ多シ。地ニ玉ヲ燒モ有。細直刄ニノタルモ有。一樣ナラス。ニヘ多シ。刄色シラケタレ𪜈青キモクシツカト有。太刀ノ見樣カク

ノ如シ刀ハヒタツラ刄モ有。ヒロ直刄モ多シ。國廣ニ似タリ。國光ニモ似リ。帽子ノカタチ少丸シ。三ミ子ノシンヒロク少地カ子アマシ。ケンヒ切物必有。大進房作トナリ。口傳。

伏見院御宇　正應比　正宗

太刀ノ姿鎬少セハク庵ヲ丘ニハ丶ヲ廣ク作ル也。切先延タリ。鍛板メ也。サラリトシタルハタ也。地色青ク紫也。キラ有亂刄ヲ燒。ノタレ刄ノ細見ヨリホシヲ燒出シタルモ有。イカニモニヘ多ク荒シ。亂刄ニハタンシヤク刄トテ。地ノ內ヘヒラ〱ト燒入タル刄有。梢ニ短冊ヲ付テ風ニヒラメクカ如シ。ニヘノ心サ丶ノ葉ノ上ニウス雪ノフリカ丶リタルカ如シ。地アヲク刄白クニヘタル。是ハ大亂或ハヒタツハノ心如斯。ノタレハ山カタ成ノ刄ヲアワイノ細ミヨリ半月ノ如ク成地ノ內燒也。ノタレ細ミヨリ四角成丁子ヲモ燒出ス也。扇子ヲヒラキタル如ク成刄モ。玉刄ノ如ク地ニ燒タリ。アフキ形ノ刄ハコシモト一尺ノ上下也。刀モアフキ形ノ刄ハコシモト二三寸ノ間ニ有。丸キ玉刄ハ大略ホウシノ內ニ燒也。捻ニハ猶有。刀ハ少カサ子薄ニハ丶アリ。一メヒヲ打事太刀ニモ刀ニモ直刄ニハ打也。亂刄ニモ銘ヲ打タルモ大小トモニアレ𪜈希也。太刀ノ中心ヲミ子丸シ。刀ハ角也。鑪モ太刀ハ少スチカイ也。刀ハアラ〱ト上ヤスリ有テスチカヒ也。大形ハメヌキ穴ノモミ所モ有。又云。太刀モ刀モヒキリ物有。ムモンハマレナリ。私云。雲林院太刀ハムモン也。

後醍醐天皇御宇　嘉曆比　貞宗

太刀ノ姿正宗ニ似リ。庵丘也。鎬セハク高シ。切先延タリ。三ミ子モ有。鍛板メ也。地色アヲキ様ニテアカシ。ノタレ刄ヲ燒也。正宗ノ如ク玉刄モ多シ。太刀ハサノミニヘ多カラス。江州

高木ニ住ス比ハ。太刀ヲ多ク作ルト見ヘタリ。鍛モ柾目ニテ肌アラク淺シ。鎌倉ヘ下テ上手ニ成タリ。高木ニ住セシ比ヨリナカコサキケンカシラ也。相州ニ下テハ正宗ヲヨクニセタリ。是モ太刀中心ノミネ丸ク。刀ハ角。太刀ハ鑪ヨコ下也。刀ハスチカイ上鑪モナク濃カ成鑪也。ミネノ鑪モヒラノ如シ。正宗ニ替ル所是也。ナカコ崎モサノミ薄クハナシ。正宗貞宗ノ替リ所。ナカコ崎ニ子細在之。メキ、コトニシルヘキナレドモ。ヒシナレハ知音コレ也。口傳。

同御字　建武比　秋廣

太刀ノ姿細メニ鎬高シ。庵丘鍛板メ也。地色ソコクロク上白ケタリ。ケンヒホルヲモツハラニスル也。大略ヒタツラ刄燒也。地ニホシヲ燒入タリ。其内ニ半月ノ心モ有。地色銀有。先ヲヒロク燒也。太刀ノ見ヤウ大方如斯。刀ノ姿廣光ニ似リ。但シ地色ハ替ル也。是モ廣光ノ如クフトキヒニソヘヒ有。サキヲ廣ク燒也。刄ノ上ニウツマク鍛ノハタ有。刀ノソリ高シ。廣光ハ直目也。父子ノ替ル所是也。祕事也。秋廣ハ太刀ヨリモ刀ハ上手也。口傳ト云々。

同御字　同時代　國重長谷部

太刀ノ姿細ク寸長シ。ハ、キモトフンバリツヨ也。鍛板メ也淺シ。地色ソコ黑メニテ上白ケタリ。亂刄ニ地ヘ玉ノ心ニユハシリヲ燒入タリ。太刀ハ鎬高ク峰薄シ。刀ハ多分ヒタツラ刄ヲ燒也。崎ホウシヲ丸ク。フクラノアタリハカタノ刄白ク。ミネカタノ刄廣ク。是長谷部ノ見所也。同銘二代有。始上手也。正宗カ弟子國ノ字ノ中玉ノ字ニ打タルヲ始トシルヘシ。ニヘ多ク刄色青シ。地ニスミタルホク有。鍛ネハキト也。國信ハ始ノ國重カヲト、國信モヒタツラヲモツハラニ燒也。フクラノ刄ヲ廣ク燒。帽子丸ク平シ。太刀刀ノ姿刄ノ心兩人同事也。然

共國信カ鍛ハ地色𪜈ニ硬シ。佛アニノ國重勝レリ。刀ハ三ミ子ニヘカリノ心也。庵ヲ丘ニタツル也。刀ノスカタハ、ヲヒロク重薄ク。少直目メニイヤシキ也。

後醍醐天皇御宇　　建武比　　義弘越中

太刀ノ姿長ク。鎬少セバク。庵丘也。鍛板メイカニモコマヤカニメムクヤキタルハタ也。地色青メニ黒ク見ヘテ紫キ也。ノタレ刄ヲ燒。切先ノビタリ。ニヘ多シ。杉原ヲサキタル如ク成刄ノフチ也。刄色モソコ青メニミヘテ上ウキヤカニ白シ。太刀ニ切先ノアタリト。腰本ニ切カクニ成刄見付有。刀ニ直刄モ有。サレ𪜈先ニミタレル心ヲ燒也。正宗ト義弘ノ目利。上古ヨリ同様ニト傳ヘタリ。亂刄ノモンカラ地ヘ燒入タルヱヤウ正宗ニ少モチカハス。義弘ハ上少ノカワリ有ヘシ。但シ正宗ハ鍛サラリトアラメ也。義弘ハイカニモコマヤカニフツクリトキタイ見ヘタリ。中心ノ次第太刀ハ正宗ナトノ如ク也。但シミ子ヲ角ニスルケンサキ少キツシ。ヨコ鑪出來ハ勝レリ。刀ハナカコサキヘサノミカレヌ樣ニミ子ヲカクニヨコ鑪也。ミ子ノ鑪ヒラ同前也。太刀ノ鑪モ刀同前也。口傳。

光明院御宇　　曆應比　　則重越中佐伯

太刀ノ姿長クソリ高シ。鎬ヒキク少高シ。イホリイカニモ丘也。鍛板メ也。アヤ杉ノ様成木メ有。刄ノ内ニモ有。大略刄ノ内ニス有。木メノキタヒ有故也。御福卿コレナリ。始メ義弘カ弟子義弘廿四五ニテ死去ト云。其後正宗カ弟子ニ成。ソノ比ヨリマヘノ鍛ヲキテウツクシクキタフ也。然トイヘ𪜈。右ノ鍛ノ心殘ルナリ。ノタレ刄専ラニ燒也。贊荒ノ地色クロシ。ニ刄色モ青メニ白シ。刄モ見様同前也。右ノ鍛ノ時ニハ崎ヘ地カ子スニマシリテノホル也。正

宗ニ相傳ヘテヨリコノカタハ。サキヲモツヨク燒也。中心サキケンカシラニ切太刀モ有。刀ハナヲ有。是ヲ正宗ト見。義弘ト見ル目利繁多也。口傳重々。

後光嚴院御宇　康安比　國光 故入道越中宇津

太刀ノ姿鎬高シ。庵フカク。鍛柾目也。地色白メニ赤シ。ハダコマヤカ也。亂刄上手也。丁子刄ヲモ燒腰刄ヲモ燒也。刄ノ亂サキホヾヤキタリ。亂刄ノ細ミノ所ヨクニヘタリ。故入道ハ太刀ノ幅刄ノ細メニ作ル也。尋常也。國宗ハメイ多シヘタナリ。太刀ノ姿ミ子薄ニ。鎬高ク。スヲミジカク作ル也。直刄ヲヤク也。淺シ。國次。國房。國久。友久上手也。故入道ハイツレモ劣レリ。口傳。刀ノ姿幅ヲヒロクカサ子ヲ少薄ク作ル也。庵リ深シ。三ミ子丸ミ子多シ。鍛板メ也。地色白メニクロシ。鍛スクレサルニヨリ。地ニ子ハキ中鐵出ル作リ也。直刄小亂刄ヲ燒也。ニヘモ有。峰ニユハシリヲモ燒也。太刀ハマレナリ。守弘森弘ニハ太刀多シ。後ノ千世鶴ト云々。

土御門御宇　正治比　定秀豐後

太刀ノ姿細ク鍛フカシ。イカニモハダコマヤカ也。但シ柾目也。庵中地色青クムラサキ色モ有。キラメキヲホシ。細直刄ニ少足ヲイル、也。ニヘ多シ。刄色白ク薄ク氷ノ如シ。太刀刀共ヒヲカク也。イカニモヒ廣ク行平カ師匠也。メイヲ僧定秀ト三字ニ打也。又豐後國僧定秀共打也。イカニモシンシヤウニ出來ル作也。スクレタル上手ト云々。

順德院御宇　承久比　行平

太刀ノ姿細ク。鎬ヒクシ。庵キウ也。鍛柾目。地色クロキムラサキ也。刄亂ニ燒テ地ニ玉刄多ク小亂刄ノタレヲモヤク也。ヒロスク刄ヲモ燒也。ニヘ多シ。コマヤカ也。刄色ウキヤカニ

白シ。刃ブチ沈ミタリ。太刀モ刀ニモサシヲモテハ、キノ上ヨリヒツクリカラヲホル也。イカニモフカシカトヒシモナキ樣成ホリ物也。ハ、キモトノ刃ヲ一寸餘ヤキヲトメ見ユルヲ。此太刀ノ腰刃ト云也。燒ヲトシ。地色ニハタスチカヘテ見ユル。ヒカリイナツマノカケノ如ク。太刀モ刀モ見樣同前也。ナカゴノ口傳。カサ子〱スヤキヲスルハタニヒシ有ナリ。

四條院御宇　文暦比　正恒

太刀ノ姿細ク。鍛何モ見分カタキ程濃ヤカ也。但シ柾目也。庵フカシ。切先ツ、マヤカ也。地色黑ク打フスフルヤウ成色有。ウス紫ノ心也。刃ハノタレ刃ヲヤク也。細直刃ニ小足ヲ入タルモ燒也。刃色ソコ青ク上白シ。鍛ニヒカリ有。地生モ有。切先直刃ニ燒ツムル也。地色鍛行平カ孫トモ云。又子モ云也。五種七種ノ正恒ノ字ニ極ル也。猶祕事アル也。

元明天皇御宇　和銅比　神息 豐前國宇佐宮社僧ト云々

太刀ノ姿カシタリ。但シアツク鎬ヒクシ。庵リ中過半丸ミ子有。ヒヲカク太刀多シ。鍛板メイカニモコマヤカ也。地色青ク。紫モ有。キラメキテヒカリ有。イカニモフルシ。刃色白クニヘホウ〱ト有。刃ハ細直ニ少ツ、足ヲ入タル心ニ燒也。私ニ云。先年見侍シ時。刀八寸アマリ。鍛ハ月山ノ如クニテ。刃コミタレカサ子アツニ庵中正銘也。年號大同ト打也。其後又八寸ハカリノ刀有。同シ。鍛刃モ小亂少モ替ラス。年號天平ト打也。スチカイ鑪也。地色青クヒカリ有。刃色ソコアヲメニテ上白シ。然處ニ。大同ノ年號平城天皇ノ御宇。天平ハ以前也。但シ神息ハ百歲マテ存生スト云。天平ト大同ノ比ハウタカフ事有間敷也。元明天皇和銅ヨリ。大同元マテハ百年ハカリカ。平城御宇大同落差

ノ鍛冶ニキワマルヘキ者也。其上平城第七ノ宮御宇。刀ノ作者ト云。見様ノ口傳重々。

後醍醐御宇　　元德比　　國村延壽太郎

太刀ノ姿細ク長シ。鎬少ヒロクソリ高シ。フンハリツヨ也。切先ツヽマヤカ也。庵中鍛柾目也。來太郎國行ニ似リ。地色黑ク見ヘテ上白キ色有。直乃ニ足ヲ入テ燒ナリ。ニヘホウ〳〵ト有。濃ヤカニウツクシキニヘ有。乃色靑シ。國吉モ出來。國村同前也。國時少淺シ。何モホウシヲ丸ク燒也。國時ハカ子硬シ。延壽ハイツレモ乃地カ子硬ク見ヘタリ。古關ノ鍛様也。國村ハ來太郎カ孫也ト云々。

同御宇　　國綱菊地

太刀ノ姿長シ。フンバリツヨク庵淺シ。鍛柾メ。地カ子ムクヤキアリ。地色シロメ也。ミタレ乃ニカケリヲ多ク燒也。ニヘコマヤカニ多シ。左安吉ニ似リ。大略ヒヲカク也。乃ヲノタレノ心ニ燒也。刀ハ乃ヲイカニモツヨクヤク也。刀ニハヒヲ中ヘ寄テカクナリ。上手也。口傳也。

一條院御宇　　永延比　　正國波平

太刀ノ姿長シ。鎬廣ク。庵中丸ミ子モヲヽシ。鍛柾メ也。ウツマキタルハタ也。小亂乃細キノタレヲモ燒也。地色白シ。乃色ニハ少クロミ有。大略波平此分也。但シ上下有。鍛ハ一様ナリ。其内ニモソコニ鍛有テ。上ヘハアラワレサルモ有。是モウツクシキナリ。此内ノ上類也。先ハ乃燒ツメ少タヘル心有。安出丸。安滿。安俊。助近。行安。吉宗。行滿。友安。此分何モ波平也。出來様少ツヽカワリ有。大カタハ同前。フカキトアサキトノワカチ也。

後鳥羽院御宇　　建久比　　行仁

太刀ノ姿ソリ高ク長シ。丸ミ子作リ也。大略ヒヲカク也。イカニモヒ廣ク直乃ヲ燒也。小亂乃

ヲモ燒。ニ、コマヤカニホウ〳〵ト多シ。地色ソコ黑ク上シラケタリ。刄色靑メニクロシ。子レタル色モ有。切先ノ內直刄也。サレ共刄フチハツシタル樣ニテ燒ツムル心也。少カヘリ有。九州物ハ上中下共ニ刄見事也。此作上手也。

龜山院御宇　文應比　西蓮筑前

太刀姿長シ。幅ヒロク鎬少ヒロシ。庵中丸ミ子多シ。大略ヒヲカク也。大ヒニ細キソヘヒヲカクナリ。ヒロシヤウフナリノ中半太刀ヲモ作ル也。鍛板メコマヤカニ。地色黑シ。細亂ヤキハヲ燒也。ニヘ有。コマヤカ也。ヒラツラ刄ヲヤキタルヲ一見セシ事有。ハ、ヲヒロクカサ子ヲウスク。ニヘミ子ニ少ソリタリ。カナ色子ハクミヘタリ。此作ニ二字銘ニ國吉ト打タル太刀有。西蓮トハカリモ打。長メイニモ打也。

伏見院御宇　正應比　實阿

太刀ノ姿細ク長シ。鎬高クミ子薄シ。庵中。鍛板メナリ。地色白メ也。ソコモクメ有。コマヤカナルハタモ有。細刄小亂ヲヤク也。働タル刄ヲ燒事マレナリ。刄色黑シ。少ニヘ有濃カ也。

後醍醐天皇御宇　元應比　左

太刀ノ姿幅ヒロク鎬高シ。庵丘也。鍛板メナリ。地色黑シ。亂刄ヲヤク。切先延タリ。ニヘ多ク亂刄ノ先ノコキリ。刄ノ如クニトカリタリ。トカリハ皆ニヘ也。切先ノ內ヲモ亂刄ニ燒ナリ。但ニヘ多クホウシヲトカル心ニ燒也。刄色靑メニ硬シ。刀ハヲモ刄ノタル、刀ノソリ高シ。正宗カ弟子ナリ。安吉ノ太刀ソリ高ク庵フカシ。鍛板メ父左ニ同シ。ハタコマヤカ也。地色黑クアカキ心有。腰本ヲ細ミタレニ燒也。物打アタリヨリ廣ク亂ルナリ。刄ノヒロキ所ハ必亂ノ心ノホリ足也。切先モ延タリ。ホウシヲヲク燒テ細キ地ヲ刄ノ內ヘ燒入タリ。少ハノカタヘウツフク心ニ細キ地ヲ燒イル、也。細

キ地ノ燒入取分刀ニ有。ウツリモ有。又云。刀ハソラヌ樣ニ作ル。カサ子アツニ寸ナカシ。左ハ刀カサ子ヲ少薄ク。ハヽヲ廣ク。ソリ高ク作ル也。父子ノ見分所。左ハ鍛子レテ地ハタサラリト見ヘタリ。安吉ハ子レタル鍛也。但シ安吉モ後ニ左ト打。祕書ニ云。左ノ字大キニテ。鎬太多シ。

白河院御宇　承保比　三池傳多筑前

太刀ノ姿カレタリ。カサ子薄ク庵丘也。大略ヒヲカクナリ。ヒ淺ヒロシ。先ヘミセテカク。切先ツヽマヤカ也。鍛板メ也。ハタイカニモコマヤカ也。細直刄ヲ燒也。少ミタルヽモ有。姿尋常也。メイヲ打事マレナリ。元眞光世。コレハ法名ト云。

嵯峨天皇御宇　弘仁比　眞守

太刀ノ姿。鍛板メ腰本ノソリ高シ。庵丘也。地カ子青ク。刄モ大略ヒロ直刄ニ小足ヲ入タリ。刄色ハセヤカニ白シ。ニヘ有コマヤカナリ。私ニ云。木枯二尺六寸ハカリノ太刀也。ヲモテウラ共ニ長キヒヲカク。フトキヒ一スシ宛也。先ハ刄取分細ク。太刀ノソリ高シ。ウラカレ也。ムカシヨリ銘ノ物ト云覺ヘノトヲリヲ書也。但シ安綱モ右同前也。

後光嚴院御宇　貞治比　正家備後

太刀ノ姿。ハヽヲ廣ク鎬ヒクシ。庵キウ也。鍛板メ也。地色ソコ黑メニテ上シラケタリ。コマカナルコツマキハタ有。ミタレ刄ヲモ燒。アサシ。ニヘモナシ。腰本ヲ小亂刄ニ燒テ。先ヘヒロ直刄ニ足ヲ燒イルヽモ有。ニヘ多シ。如斯成ハ可然見ヘタリ。備中太刀ノ姿ニ似リ。刄色青メ也。カナ色硬シ。切先延タリ。刄ノ心ホウシヲ丸ク。少ハノカタヘウツフク樣ニ燒ク也。直刄ノ太刀古關ナトノ如シ。

光明院御宇　貞和比　直綱石州

太刀ノ姿ハ、ヒロ切先延タリ。腰本ニテソリ高ク。鎬セバク。ミチノ庵深シ。地ハタ板目。地色青メ黑シ。刄大路ノタレミタレ。贄コトノ外多シ。大形左文字ニ似リ。但シ左文字ヨリキタイアラメニテ出來樣少淺シ。刀モ大略ノタレ亂ニヘ多クアラシ。ハ、ヒロクソラセテ作ル也。同銘二代有。初上手。後ヘタナリ。口傳。

後光嚴院御宇　文和比　國光但馬

太刀ノ姿。鎬高ク。ハ、セハク。ソリヲ高ク作ル也。切先ツ、マヤカ也。イホリ丘也。ノタレ刄ヲ燒。小亂モ有。地色ソコ黑ク上白メ也。刄色モ黑メニ青シ。刀ハ少ナカクカサチ薄ニ作ル也。庵ミチ也。小亂ヤキハヲ燒也。太刀共ニ下手也。長刀見樣ソリヲ高ク。ウクビヲアツクヒヲキリトメニカクナリ。細ヒヲサノミ長クハカ、ヌ也。鍛板メ也。地色黑シ。丁子刄多ク。刄ノフチキツシコマヤカナリ。丁子刄ニ大フサ成。丁子ヲヤキマセタリ。同作二代有。始メ上手也。彼ノ作モ上手ナレ𪜈。刄ノ働以前ノホトニハアラス。小亂刄ヲモツハラニ燒也。長刀姿ハ二代共ニ同前也。太刀刀ニハ但州住國光ト打。太刀モ刀モ中心崎マテヒロシ。長刀モ中心長シ。太刀刀ハ後ノ作ト云。祕書也。

後醍醐天皇御宇　元亨比　景長因幡小鍛冶

太刀ノ姿細シ。鎬タカク庵フカシ。鍛柾目也。細直刄ヲヤク。地色白メナリ。刄色黑シ。小亂刄ヲモ燒也。太刀ハ希也。刀ノ姿少タケヲ長ク庵峯ニ作ル也。刀ノホウシカヘリ。藤四郎吉光ニ似リ。弟子ト云。景長ハ吉正カ子也。但シハルカ後共云。口傳在之。

後花園院御宇　永享比　吉則　清則　雲生　盛則　永則

太刀ノ姿細ク。シノキ高シ。庵中鍛板メ也。地色ソコ白ク上黑シ。細直刄ヲヤク也。小亂モ

有。刃ノフチコマヤカニ賛有。刃界ニ木メノ鍛有。ウツリモ有。ホウシカヘリハ應永ノ時代備前物ノ如シ。鍛ハ備前ニカワリタリ。刃ノ心ハ似リ。ホウシノ姿直刃ノ時ハ丸ミヂカクカヘリテ淺シ。

後鳥羽院御宇　元暦比　則宗備前

太刀ノ姿細クシノキ少。ミチノ方ヘ寄切先ツツマヤカニ。庵中鍛柾メ也。イカニモハタコマヤカ也。地色ソコ青ク見ヘテ。上ニ黒ミ有。丁子亂也。刃色白シ。丁子刃ノ心八重サクラノ花ヲナラヘタルカ如クカサナリタル様ニサラリト見ヘテ。ウツクシキ物也。ニヘモ有。丁子刃ニケイキヲ焼也。スクレタル上手也。則宗作ノ太刀ニ御作有。菊一文字ト云是也。菊作出來様。ハヾキキワヨリ丁子ヲ焼也。則宗ト打太刀トハ刃ノ心カワリタリ。玉刃ヲハヽキモトヨリヤク也。菊作ノ時地色モ青クヒカリ有テ。キラ〳〵トシタリ。太刀ノ姿モ猶尋常也。刃色モウキヤカニ白クニヘ多シ。コマヤカ也。今一人則宗トメイ打カヂ備前長船ニ有也。上手也。コシモトヲ中直刃ニ焼テ。先ヘハヒロスク刃ヲ焼也。鍛柾目イカニモコマヤカナリ。備前始ノ正恒子ノ出來様ニヨク似リ。番カヂ則宗ノナカマニヨク似リ。長船則宗ハ後也。メイタカ子細シ祕事也。口傳。

同御宇　建久比　助宗則宗次番

太刀ノ姿ハヽヒロク。切先延タリ。イホリ中名乘ヲ打。太刀ハ細シ。姿二字國俊ニ似リ。一文字ヲ給テ以來。太刀ハ刃ヲ下リ足ニノタレ刃ヲ焼ナリ。下リ足ノ刃ノサキボウ〳〵トキユル也。鍛柾メ濃カ也。地色黒メ也。刃色アヲメニ白ミ少コワキカナ色ナリ。ハヽキモトヲイカニモ細ク焼出シテ。腰刃ヲヒロク焼モ有。大一文字ト云是也。此作雲上ヨリ菊ヲ申請。自作

ニ菊ヲスヘリソヲ助宗菊一文字ト云。出來樣ナトモ一文字ハカリヲ打タル太刀ヨリケツカウ也。カナキラメキ多シ。菊ノ比御作ヨリモ少大也。則宗菊一文寸法口傳有也。助宗菊作ハ中上タリ。父ノ菊作ハ上々。可祕々々云々。

一條院御宇　　正應比　友成

太刀ノ姿細ク。シノキセハシ。ソリ高ク庵深シ。鍛柾目イカニモコマヤカ也。亂刄ヲ燒。腰本ヲ細ク燒出シテウツクシキ色ヘ有ジンジヤウ也。地色黑ク。ソコ見ヘテキラ有。大略ハ、キモトワキヲモテニケンヲ切也。タケ少シミシカク棒ヒヲモウツクシクカク也。細キ二スヂヒヲモカク也。ムモンノ太刀ハマレナリ。刄色ソコアヲクスミテ。上ウキヤカニ白シ。刄ニカケリ多ク有。此作ニカキラス古備前ハイツレモニヘ有。下作ニニヘヲ燒事マレ也。上類計也。

同御宇　　長保比　包平

太刀ノ姿細シ。切先ツ、マヤカニ庵丘。鍛柾メイカニモニヘル也。地黑シ。紫キ色有。刄小亂レヲ燒。イカニモ小足也。地界シツミテミユル也。クロクニヘヲ燒タルモ有。備前國包平トメイヲ打タルヲ。河內カヂト云事イカニ古備前成ヘシ。二字メイノ包平ハ。河內國秦包平ナルヘシ。出來樣廣直刄ニテニヘ多シ。腰本ヲ亂刄ニウツクシク燒。千尋常也。來太郎國行ナトニ似リ。地色モ赤シ。ムラサキ色ノ心有。刄色白シ。備前包平ハ刄色モソト青ミ有テ上白シ。ニヘノ心モコマヤカ也。ヨクヨク心ヲ付テ見ヘシ。

後鳥羽院御宇　　元曆比　延房

太刀ノ姿細ク。シノキヲ少高ク。ミネウスニ作ル。切先ツ、マヤカニ。庵中鍛柾目也。地色クロク見ヘテ靑シ。丁子ヲモ燒。大フサニ亂刄ヲ

燒ナリ。ニヘコマヤカニホウ〳〵ト有。刄色アヲメニ白シ。三月番カチ重々口傳多シ。

後宇多院御宇　光忠

太刀ノ姿ハ、キモトフンハリツヨニ。腰本ヲカサ子アツニ作ル也。ハヾ中。イホリ中。切先モ中也。地色黑ク見ヘテ上ニ白メ成モク有。鍛柾メ也。丁子刄ノ上手也。ニヘツレノ丁子ヲ燒ナリ。地カ子少アハケタル鍛也。刄ヲモツハラニ心得タル鍛成ニヨツテ。ハタ少アラキ心也。口傳多シ。

伏見院御宇　永仁比　長光

太刀ノ姿光忠ニ同シ。ヒヲコノミテカクシノキ作モ多シ。庵中鍛柾メイカニモコマカ也。鍛コミテ硬キ地カ子也。丁子刄ノ上手イカニモ丁子ノカシラヲ丸ク。ムツクリトウツクシク燒也。腰本ニ丁子刄ノ大小ヲ色ヘテ。先ヘハ廣直ニ所々ミタレヲ燒入タリ。但シ出來物ニハ先マテ丁子亂ニモ燒也。父光忠ヨリ尋常也。順慶ト打事名乘ヲ打ヨリモナヲ賞翫也。二代目ニ左近將監長光ト打太刀姿。細クイホリヲ丘作也。鍛父長光ト同前。ハタナヲコマヤカ也。地ニ光アリ。刄小亂。或ハ細直刄ヲヤク。丁子刄ヲ燒事マレ也。刄色モ白シウツリ有。光忠長光ニハウツリ有也。但シヒロ刄ナトノ出來物ニウツリハナシ。父長光。切先ノ内ミタル也。法名打タル太刀ノ刄。フチシツミテ出來見事也。左近將監ハ刀ヲモ多ク作ル也。刀ノカサ子ヲアツク。庵ヲ丘ニフクラヲ少ヲクラカシテ小亂刄或ハ細直刄ニ燒ナリ。ケンヒキリ物ヲホル也。口傳重々多シ。

後醍醐天皇御宇　元應比　景光

太刀ノ姿。カサ子アツニ。鎬ヲ少セハクミスミ成樣ニ作ル也。イホリ丘鍛柾目コマヤカ也。地色ソコ黑ク上白シ。銀有ウツリモ有。小亂刄ヲ

燒也。自然太刀ニハ大キニミタルモ有。シカレ𪜈長光ナトノ樣ニ丁子刄ハ少モナシ。小亂刄ナレ𪜈ニヘヲコマヤカニウツクシク燒也。刄色ハセヤカニ白シ。アラキ木刄ニマシリテ取分上手也。ホリ物ケンボンジヒスクレタル上手也。此作ノ太刀切先ノ內ヲ直刄ニ燒也。口傳在之。

光明院御宇　曆應比　兼光

太刀ノ姿。幅ヲヒロク切先大也。大略ヒヲカクハヽキモト五分ハカリ上ニテ。丸トメ也。庵丘キタイ板メ也。地色黑メニ白キ木目有。小亂刄ヲ燒太刀ハ景光ニ似リ。ノタレ刄ヲモツハラニ燒也。丁子刄ヲ燒ハマレナリ。刄ノ色アヲシ。太刀ノ鍛ト刀ノ鍛カワリタリ。太刀ハ鍛セヒヲイルヽ也。ハダコマヤカニ見事也。刀ハヲロカ也。ハダアラメニヲトレリ。刀ハフクラヨリ少下ニ地カ子ニヨコメ成鍛。峰ノカタヘ付テ有。刀ハカサ子ヲ薄クハヾヲ廣ク作ル也。相州正宗カ弟子ニ成比ハ。延文比ヨリトナリ。其ヨリ太刀刀ノ姿ハヾヒロク作ル也。右ノ鍛ハ柾目ナレ𪜈鎌倉傳ノ比ヨリ板メニ鍛カヘリ。倫光師光兼光ニ似リ。子也。取分倫光ヨリ似リ。義光ハ兼光カ弟也。父ノ景光ニヨク似リ。ソモヒヲカク也。義光ハヒ廣シ。兼光ハヒ細ク淺シ。ホリ物モヒモナキ兼光ノ太刀姿少鎬高ク細シ。父景光ニソフ比成ヘシ。其時分ハ刄モ少亂。或ハ細直刄ヲヤク也。切先モツヽマヤカ也。口傳多シ。

後光嚴院御宇　貞治比　長義

太刀ノ姿ハヾヲヒロク切先延タリ。庵丘鎬セハシカサ子少薄シ。鍛柾目也。正宗カ弟子ニ成テ以來鍛カハル板目也。地色黑シ。少アハケタル色有。カ子ノワカシヲヒカヘテ。鍛ノ生タル子細ナリ。大ミタレ刄。ノタレ刄ヲモツハラニ

燒也。太刀モ腰本ヲ細ク燒テ。先ヘ次第ニヒロクヤク也。刀ハ大略ヒタツラ刄多シ。先ノ刄ヒロク賛多シ。亂刄ノ内ニヱヤウヲ入タルヲ備前トシルヘシ。ノタレノアハイノ細ミヨリユハシリヲ地ヘ燒。小亂モツハラカマクラノ心有。口傳重々多シ。

後伏見院御宇　　正安比　　貞眞

太刀ノ姿少細シ。カサ子アツニ鎬セハク庵深シ。鍛柾目也。イカニモコマヤカ也。地色黑シ。ノタレ刄ヲヤク也。コシモトヲ顯シテヤク作ル也。刄色黑クアヲメナリ。刄ヲ下リ足ニ景氣ヲ燒物也。丁子刄ヲ燒事マレ也。物打ノアタリヨリ上ヘ。刄ヲヒロク燒也。切先ツヽマヤカニホウシノ内直刄ニカヘリヲ少ヤク也。姿丸ク燒刄ウキアカリタル樣ニ硬シ。ニヘコマヤカニ有。可然物ニ入。口傳有之。

後宇多院御宇　　建治比　　守家

太刀ノ姿少カサ子薄シ。鎬ヒロク。イホリ中。切先モ中也。鍛柾メイカニモコマヤカ也。地色黑ク上アヲシ。丁子刄ノ上手也。腰本ニ丁子ヲモツハラニ燒テ。先ヘハ丁子刄スクナシ。ミタレル心ニ燒也。丁子刄ノ姿少カトタツナリ。ヘウタン刄トテ此作ニ有。二重丁子モアリ。腰本ヲ顯シテヒロク燒モ有。ノタレル心ニヘ也。此後守家有子也。是モ丁子刄上手也。父ホトニハナシ。後作ハ太刀ノ姿長光ナトニ似リ。ウツリモ有。地色少赤ク見ヘテクロシ。父作ハ中上。後作ハ下上也。刄ノモヤウハ前後共ニ同意也。重々口傳多シ。

同御宇　　眞守

太刀ノ姿守家ノ如シ。鍛柾目ハタヘ少アラメ也。庵中ミタレ刄ヲヤク也。丁子刄ハサノミスクレス。少イヤシキ刄ノモヤウ也。然共上手也。ハシメノ守家カ弟子也。鍛ノ心地ハダアワ

ケタル色アリ。丁子乃ノアワイニカトシキ乃有。乃ニカケン過タリト見ユル太刀多ク乃色アヲシ。守家ニハハルカヲトレリ。

一條院御宇　　永延比　　正恒

太刀ノ姿細ク長シ。庵中。切先ツヽマヤカ也。鍛柾目イカニモコマヤカ也。地色黒メニアヲシ。大フサナルミタレ乃ノ足ヲ深ク焼イルヽ作リ也。ニヘ有。乃色モアヲミハアレ𪜈多分白シ。地生モ有ウツクシキ物也。備前ニ同メイ三人有。ハシメノ正恒注進ニ入ナリ。二代ノ作ハ始メノ正恒カ子也。新作ニ入。小亂乃ヲコノミテ焼鍛上手也。ニヘ有ジンジヤウ也。三代メ正恒是モ上手也。太刀ノ姿細ク鎬セハクヒキシ。地色クロクアカリ。腰本ヲ小ミタレ乃ニ焼テ。半分ヨリ上ヘ直乃ヲヤク也。切先ノ内モスクニ丸クホウシノ姿ヲヤヽクナリ。ハシメノ正恒中上。二代メ中。三代メ下上。イツレモ鍛ノ心ケタカク上手也。フカキ口傳有之。

伏見院御宇　　永仁比　　眞長

太刀ノ姿長光ニ似リ。ハヾキモトヲフンバリツヨニ。切先ツヽマヤカナリ。フトキヒヲコノミテカク也。ハヾキモト丸クカキトムルナリ。備前太刀ノヒイツレモ丸トメ也。但シ古備前ハナカコ崎マテカキトヲス也。イホリ中。鍛柾目。地色黒シ。小亂乃ヲ焼。丁子乃ヲヤケ𪜈イカニモコマヤカ也。左近將監長光ニ能似リ。ウツリモ有。鍛ノ心子レタリ。切先ノ内スク乃ニ少ヱヤウノ入タル様ニテ少カヘリ有。乃色アヲシ。光忠カ子也。注進物ニ入。口傳。

花園院御宇　　文保比　　雲次

太刀ノ姿フンハリツヨニソリ高シ。少ミ子薄ニ鎬高シ。亂乃ヲヤク也。腰本ヨクミタルヽ上ヘハ直乃所々亂ヲ地ノ内ヘ焼入タリ。鎬ヒロク庵深シ。地色黒クスミタルハタヘ有。備中太

刀ニ似リ。切先ノ內直刃捻ヨリ少細ク丸シ。カヘリ少有。ヨコテノキハヨリ刃ヲ垂テ。ホウシノ姿ハウツフキタル心ニホウシヲ丸ク燒也。ニヘモ有。可然物ニ入ハ始メノ雲次也。同銘二代有。前後ノ作ノ見樣ノ事也。但シ雲生モ右同前。重々口傳。

順德院御宇　建曆比　助眞

太刀ノ姿ソリ高ク長シ。鎬少ヒロク。庵中。切先ツヽマヤカ也。鍛柾メコマヤカ成ハタ也。番カヂ助成カ子也。父ヨリ上手也。刃ノ姿大一文字ニヨク似リ。大ミタレヲ燒。刃先ノニキリ刃ノ樣ニ刻有テ。ニホヤカニキユル心有。地色黑シ。刃ノ色アヲメナリ。ハヽキモトノ刃ヲ細ク燒也。此作後相州ニ住スト云。イカヽ。鎌倉ノ助眞ハニヘ多シ。ノタレ刃ニミタレヲマセテ玉刃ナトヲ燒。太刀ノ姿ハヾヲヒロク。鎬ヲセハク作ル也。切先延タリ。アラハニカマクラ物トミユル樣ニ作ル也。鍛モ板メ也。少モ備前ノ姿ナシ。メイヲ大キニ鑽太ニ打ヒカキ鐘也。但シスチカイモ有。カマクラ助眞ハ中心ノ姿崎マテハヽヲヒロクタフヤカ也。備前助眞ハメイノ姿コマヤカニ打。同人作分ヲカヘタルカ愚覺分別ニ不能。相州助眞ハ鍛モカハリテ。地色靑メニヒカリ有。刃色モ白ク。モシ同人相州へ下向シテ太刀ヲ作ル事必是ナラハ。先後成へシ。備前助眞ハ可然物ニ入ナリ。カマクラ助眞ハ新作ニ入。世間ノ目利前後ノ分別モナク。筆ニマカセ。詞ニアラハシケル間。愚意ノトヲリヲ書シルス也。

土御門院御宇　正治比　助吉

太刀ノ姿ソリ高シ。フンハリツヨニ切先ツヽマヤカ也。イホリ中。鍛コマヤカ成柾目也。地色黑メニ硬シ白キ色有。刃ノ姿一文字トミヘタリ。但シ助宗ナトノヤウニハタラキタルミ

タレハマレ也。刄色黒メニアヲシ。一文字ノブ
ルイカスヲホク有。可然分ヲ書也。

光明院御宇　暦應比　元重

太刀ノ姿ハ、ヲヒロク。ミ子アツニ鎬セハシ。
大略ヒヲカク太刀多ク庵フカシ。切先延タリ。
鍛柾目ニマヤカ成ハタ有。ヒロスク刄ニ小足
ヲ入テヤク也。ニヘ有。大ミタレ刄ヲモヤク。
丁子刄ハマレ也。地色クロシ。刄色青メ也。キ
タヒニスミタルハタ有。備中太刀ノスコシ地
生モ有。キタヒ上手也。物ノキル、太刀多シ。

後鳥羽院御宇　元暦比　次家

太刀ノ姿少ミ子アツシ。鎬セハクイホリアサ
シ。地色クロクスミタルハタモ有。小亂刄ヲ
燒。但シ中ホトヨリサキヘハミタレ刄ヲヒロ
ク燒也。刄色アヲメニ硬シ。太刀ノソリ高シ。
コシモトナラソリタカシ。

同御宇　恒次

太刀ノ姿ソリ高シ。少シノキヒロク庵中。小ミ
タレ刄ノ燒也。キタヒマサメ地色黒シ。キラ有
スミタルハタモ有。刄色少アヲメ也。金色サヘ
タリ。姿ジンジヤウ也。

深尾四郎右衛門　眞繼(花押)

慶長十九年極月吉辰

授與

岡部二郎兵衛殿

雜部七十九

諸國鍛治系圖

仰惟。寶劒也者三國傳來兵器。幸天下萬世矣。雖然。頃因其聞見所不迨訛戾殺至殺。譬如二字國俊來國俊同作左文字士產筑州住謂之類是也。予從弱冠昔志于此術。學熟而後論撰於諸書收拾采摭而究其眞贋。著在于簡篇傳讀者易識。蓋兢臨淵谷。故廣□行以俟來哲矣。

時慶長癸丑冬臼南至敬一範序焉

後鳥羽院御宇鍛治番之次第

正月則宗備前 大宮中納言俊當 二位僧都尊長

二月貞次備中 同奉行

三月延房備前 太政大臣二位宰相 前中納言範義

四月國安粟田口 同奉行

五月恒次備中 中納言康業 二位中將實康

六月國友粟田口 同奉行

七月宗吉備前 新中納言重房 光親朝臣國綱

八月次家備中 同奉行

九月助宗備前 二位中納言雅經朝臣 宰相中將資家

十月行國備前 同奉行

十一月助成備前 二條中納言 有雅朝臣

十二月助延備前 同奉行

久國 粟田口信房 備前　兩人日本國鍛冶之惣司被下國月之番也

大和國

△重弘 仁皇八十九帝龜山院文應比

- 金沈王國吉 重弘子
- 一王 重弘弟子
- 重村 國吉弟
  - 力王 同弟子
  - 瀧（タキ）銘丁 同弟子
  - 國分 同弟子
- 國守 國吉子是モ後國吉ト打
  - 政枝 國守子是モ後國吉ト打

△行信 重弘同時

- 有行 行信弟 後豐後ニ住ス
- 行正 有行子

右之外千手院一流末々多有之也

△當麻國行 九十五帝後醍醐元應比

- 國行 當麻子
  - 俊行 國行子
- 友光 國行弟子
  - 信長 友光弟子
- 友清 同弟子
  - 友綱 友清子
  - 友長 同弟子
  - 友行 同弟子

△保昌五郎國光 九十一帝伏見永仁比

- 貞宗 國光子
  - 貞吉 貞宗弟子
    - 貞眞 貞吉子
    - 貞淸 同弟子

△弘村

- 尻懸（シツカケ）則長 弘村子 九十三帝後二條嘉元比
  - 則弘 二代目弟子
    - 則成 則弘子
    - 則國 同弟子

△包利 手搔住人

- 包永 包利子三代 九十五帝後醍醐元亨比
  - 包次 三代目子

△包氏 和州志津後關ニ住ス

△包吉 手搔ノ住人後關ニ住ス

△包光 同

右之三作濃州關ニ下向メ包ヲ兼ニ打替ル。此外千手院之流末々關ニ行テ打也。

山城國

△宗近 三條小鍛冶 六十六帝一條院永延比

- 吉家 宗近子
  - 吉國
- 有國 宗近弟子

△兼永 四條ニ住ス八十一帝安德養和比
- 國永 兼永弟 ─ 國永 子
- 兼永 子

△平安城光長 ─ 吉長 光長子二代

來一流

△國吉 國明娚高麗人 來之始ナリ
- 國行 國吉子 來太郎ト云 ─ 國俊 國行子 來孫太郎ト云
  - 國光 國俊弟子 來兵衛尉ト云 ─ 國眞 國光弟子

△國次 來太郎甥也後正宗弟子ニ成ニ依鎌倉來ト號ス ─ 國秀 國次弟子
- 國長 國俊弟子攝津國中嶋ニ住ス
- 國末 國俊弟子
- 國倫 同弟子
- 光包 備前國左近將監長光弟子後上京〆國俊弟子ニ成則比叡山ニ籠中堂ニテ打ニ依テ中堂來ト云江州戸津ニモ住ムニ依テ戸津來トモ號也

△了戒光重 本ハ奈良住人國俊弟子入道〆了戒ト計打 ─ 了久信 光重子

△信國 光重弟子祖父信國ト云五條坊門堀河ニ住 ─ 信國 二代目祖父子後平安城ニ住
- 信國 三代目國ヲ左字ニ打 ─ 定國 三代目弟子後信國ト打
  - 信國 定國弟源五郎ト云後越後國ニ下ル
- 信光 源五郎子
- 了國久 久信子

肥後國延壽一家

△國村 國俊弟子延壽太郎ト云
- 國吉 國村弟延壽次郎ト云 ─ 國泰 國吉子
- 國時 來太郎從子延壽三郎ト云
  - 國守 國時子
  - 國重 同弟子
- 國綱 國村弟子
  - 國房 國綱子
  - 國光 同弟子
  - 國賀 同弟子

越前國千代鶴一家

△國安　國俊弟子　越前來ト云

守弘　國安子

森弘　守弘子

景守　同弟子

粟田口一流

△國家　本ハ和州住人粟田口へ來ル　林藤九郎ト云國頼ガ子ナリ

國友　國家子六月番ノ鍛冶　藤林ト云左衛門尉

則國　國友子　藤右馬丞ト云

久國　大隅權守後鳥羽院御時鍛冶ノ惣匠ヲ給也

景國　久國弟子藤左近將監ト云後堀川貞永比備前ニ住ス

國淸　四郎兵衛

有國　八條猪熊ニ住ス　後江州金田ニ住

國久　有國弟子

國安　藤三郎ト云　林次ト號ス

有永　同京ニテノ弟子

國綱　有國弟西明寺殿御供ソ相州鎌倉ニ下山內ニ住藤六左近ト云西明寺殿鬼丸前鬼丸此作也新藤五親ナリ

眞國　國綱弟子

國吉　則國子　藤兵衛ト云

國延　國吉弟子

國光　國吉弟　四郎兵衛ト云

吉正　同弟子

吉正　吉光弟後因幡ニ下ル

吉國　同弟子

吉光　國吉弟子　藤四郎ト云

吉光　同弟子

延光　同弟子

因幡小鍛冶一家

△景長　吉正弟子　小鍛冶ト云

清長　景長子

相模國一家系圖

△助眞　山內ニ住ス　上手

△國廣　山內ニ住ス

△國宗　備前三郎在鎌倉山內ニ住ス　新藤五郎師匠ナリ

新藤五郎國光　備前三郎弟子粟田口國綱鎌倉ニ下老後ニテ產タル子ナリ

國重　新藤太郎後國光ト打

國廣　新藤五次郎是モ後國光ト打

國泰　同新藤五三男是モ後國光ト打

- 大進房　ハ切物上手刀ハ打事ナシ
- 行光　新藤五弟子　大進房弟ナリ
- 正宗　行光子　五郎入道ト云
- 貞宗　江州高木之住人彦四郎ト云　正宗養子ニ成
- 法城寺國光　但馬國住人貞宗弟子　長刀之上手也
- 元重　備前國長船ニ住貞宗弟子　二代後伯耆國ニ住ス
- 直綱　石見ノ國ノ出羽住人　貞宗後ノ弟子
- 義弘　越中國松倉ニ住　正宗弟子右馬丞ト云
- 為継　義弘子
- 左　隱岐濱左衛門三郎ト云　後筑前ニ住ス正宗弟子
- 安吉　左子
- 安吉　安吉子後左ト打
- 吉貞　安吉弟子
- 貞行　同弟子
- 貞吉　安吉弟子
- 國弘　同弟子
- 長義　備前國住人後伯州ニ住　正宗弟子

- 兼光　備前長船住人　同弟
- 廣光　相州之住人九郎次郎ト云　同弟子
- 秋廣　廣光弟子九郎次郎ト云
- △長谷部國重　本ハ相州住人後京五條坊門猪熊住ス　長兵衛次郎ト云正宗弟子同銘三代
- 國信　國重弟　同銘二代
- △則重　越中國御服山ニ住五郎次郎ト云　同弟子
- 眞景　則重弟子
- △金重　本國越前國住人後濃州關ニ住ス　同弟子
- 金行　金重子
- △兼氏　本國和州手掻住人後關ニ住ス志津三郎ト云　同弟子
- 兼俊　志津子

備前國一家系圖

- 友成　源義經金作向能登守教經之優丸ニ　君萬歳ト打此作也
- 介成　友成弟　世間ニ稀也
- 備前國助包　長銘ニ打始二字　銘ハ後鳥羽院也
- 包平　右大將箱王丸作者也
- 正恒　足利又太郎忠綱ノ網切作人也　正恒數多雖有此正恒古上手也
- 助平　保昌之フトコロ太刀之作者ナリ
- 信房　後鳥羽院御宇日本ノ鍛冶ノ惣師ヲ粟田口久國ト兩人ニ給ル也
- 信正　信房子　上手

信包 信正子

一文字之一流

則宗 正月番ノ鍛冶名人迚銘ニ一文字ヲ被下我打事多ハナシ子之助宗ヨリ多打也又十六葉之菊ヲ打モ助宗也

安則 則宗子 ― 助則 安則子 ― 助茂 助則子

助宗 安則弟九月番鍛冶十六番之菊打作人也 ― 助包 助宗弟子 ― 成宗 助包弟子

宗吉 七月番之鍛冶 ― 吉家 宗吉子 ― 吉平 吉家弟

助成 十一月番鍛冶 ― 助眞 助成子 上手

則包 安貞ノ比 ― 吉包 則包子

助房 文治ノ比 ― 助房 子

　　　　　― 吉房 同子 同銘三代 ― 吉房 子

行國 十月番鍛冶

助延 十二月番鍛冶 ― 助吉 二代目ノ助房弟子

　　　　　― 則房 同弟子 ― 助光 則房子

　　　　　― 吉包 同弟子 ― 助近 同弟子

助行 ― 助吉 助光子

此外一文字一流末々多有之也

近忠 ― 光忠 近忠子 ― 長光 光忠子法名順慶ト云 ― 左近將監長光 順慶子

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　― 眞光 順慶弟子

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　― 眞長 同弟子

　　― 安忠 光忠子

景光 左近子 ― 義光 景光子 兼光弟

政光 兼光子

友光 兼光弟子 ― 師光 友光子 ― 盛光 師光子

　　　　　　　　　　　　― 康光 盛光弟

基光 同弟子

倫光 同弟子

重光 同弟子

- 守家
  - 守家 子
    - 家助 二代目守家弟子
  - 眞守 同弟子 上手
    - 守恒 眞守子

- 國盛 大宮物之古作
  - 助盛 國盛子
    - 盛助 助盛子
      - 盛恒 盛助弟子
        - 盛次 盛恒子
    - 盛則 同弟子
  - 盛景 盛次子
    - 景政 盛景子
      - 助盛 景政弟子
      - 次盛 同弟子

- 直宗
  - 眞宗 直宗子
    - 國眞 直宗子 備前權守ト云
  - 國眞 國眞子在京ソ 備前太郎ト云
    - 國貞 備前次郎ト云 權守子
    - 國宗 備前三郎ト云 後相州ニ下向ス
    - 國安 備前三郎ト云
    - 政宗 國宗子後ニ是モ國宗ト打

- 雲次 同銘二代父子 宇井庄ニ住ス
  - 雲生 雲次弟 宇井庄ニ住

- 貞眞 吉井之住人 建治之比
  - 長則 吉井之住人 貞眞弟子
    - 則綱 長則子
    - 氏則 同弟子

右之外備前之鍛冶流數多有之也。

備中國青江一家

- 守次 青江
  - 貞次 守次子 二月番鍛冶
    - 康次 貞次子 上手
    - 眞次 同次男
      - 行次 眞次子
    - 俊次 同三男
      - 吉次 同弟子
      - 弘次 同弟子
  - 恒次 貞次弟 五月番鍛冶
    - 行次 行次子
    - 次眞 同二男

- 次家 片山御鳥羽院御宇 八月番鍛冶
  - 家次 次家子 同片山ト云
  - 延次 同弟子

恒眞 家次子
次俊 同弟子
次秀 同弟子
次吉 同弟子
次忠 次吉子
爲次 同次男

右之外靑江一流數多有之也。

備後國三原一家

正家 三原ニ住古三原ト云
正廣 正家子 古三原ト云
貞廣 正廣弟子 尾道ニ住ス
正信 貞廣弟子 三原ニ住ス
正淸 正信子 貝三原ト云
重利 一乘法花
正重 三原住人 貞治之比
重吉 正重子 上手

周防國二王一家

淸眞 豐後國淸平子筑紫ニ住ス
淸綱 淸眞子 上手
淸綱 子
淸綱 子
淸景 同弟子
淸助 同弟子
淸長 同弟子
淸忠 次男

伯耆國一家

安綱 大原五郎大夫ト云 嵯峨天皇御宇酒天童子ト云鬼ヲ切太刀
眞守 安綱子 大原太郎大夫ト云
眞綱 眞守子
有綱 同次男
家安 同三男
有行 同弟子
安守 眞綱子
爲淸 同弟子横瀨三郎大夫大原新ト云
友安 同弟子

出雲國道永一家

吉則 備前國吉井ヨリ來ル 道永ト云
- 永則 吉則子
  - 淸則 永則弟子
- 吉則 同弟子

石見國一家

直縄 出羽住人 貞宗弟子
- 貞綱 直縄子
  - 直貞 貞綱子
  - 貞行 同弟子
  - 貞弘 同弟子
- 忠貞 同弟子後雲州ニ住ス安部ト云

越中國宇津一家

宇多國光 本和州宇多郡住人 後越中ニ來リ宇津ト云在所ニ住 同銘二代古入道ト云
- 國房 國光弟子
  - 國房 子
- 國次 同弟子
  - 國次 子
- 國宗 同弟子
  - 國宗 子
- 國久 同弟子
- 友次 同弟子
  - 國弘 友次弟子
- 國友 同弟子
  - 友則 國友子

加賀國藤嶋

藤嶋 本越前國藤嶋ト云在所住人後加州ニ來ル古藤嶋ト云
- 藤嶋友重 藤嶋子 上手
  - 藤嶋友重 子
    - 藤嶋友重 子
    - 行光 二代目弟子
    - 景光 行光子
    - 清光 同弟子

薩摩波平一家

正國 昔物波平ニ住ス
- 行安 正國子
  - 行安 子
    - 行久 行安弟子 谷山ト云
  - 安行 同弟子
    - 安行 子

助近 昔物波平ニ住ス
- 助近 子
  - 吉宗 二代目弟子
  - 行滿
    - 行滿 子

行仁 昔物法師
- 安光 行仁子
  - 安滿 安光子
    - 安光 子
      - 安光 子
  - 安俊 同弟子
    - 秀吉 安俊子上手

筑後國三池一家

元眞三池傳太法名光世ト打
—利延元眞子
——利延子
——光世同弟子
——永家同弟子
—利成同弟子後豐後ニ仕

豐後國一家

僧定秀
—行平定秀子紀新大夫ト云
——正恒行平子上手
———爲恒正恒子上手
———安光ウリサネコ
———光友同弟子
———光恒同弟子
——安則同次男ウリサ子ト云法名安順ト云
——兼平同弟子

阿波國戒符一家

藤戒符殿御作ト云上手
—師久藤弟子仁王百一代小松帝明徳波平ノ流
——氏久師久弟
——泰吉同弟子

△右此卷雖爲家々祕傳。依御執心令相傳畢。聊他言他見有間鋪者也。

續群書類從卷第九百三十

雜部八十

口遊

序

竊以左親衞相公　殿下第一小郎（小名松雄君。）年初七歲。天性聰敏。毎至耳聽目視。莫不習性銘心。及今年秋以門下書生爲師讀李嶠百廿詠矣。學而不厭門人皆以爲能瑩岐嶷之性焉。然猶誦習之餘或有遊戲。〻〻之裏間有歌謠。蓋是年少之所致也。彼韓櫓帶刀之哥優則優矣。終非吏幹之備也。難波內竪之誦妙則妙矣。豈是朝庭之儀哉。是以經籍之文故老之說。可用朝家雜抛閭巷之類。勒成一卷之中分門。〻中載典(曲)。凡十九門。三百七十八曲。名曰口遊。敢上賢郎。其詞或歌欲令郎耽於心也。其體或直欲令郎近於俗也。願爲此卷於掌底之玩。常爲其文於口中之遊。惣而言之爲小郎而作不爲他人而作之也。恐不得意之人掩口盧胡。但待有志於小郎之輩補闕而已。于時天祿元年冬十二月廿七日僕史源爲憲序。

口遊一卷　源爲憲撰

乾象門六曲　時節門九曲　年代門三曲
坤儀門五曲　諸國門三曲　田舍門九曲
宮城門十三曲　居處門三曲　内典門卌一曲
人倫門十七曲　官職門五十五曲　陰陽門卌三曲
藥方門九曲　飲食門六曲　書籍門廿六曲
音樂門十六曲　伎藝門五曲　禽獸門九曲
雜事門十一曲

乾象門　六曲

日月星。謂之三光。亦謂三辰。
日月五星。謂之七曜。
今案。五星東歲星在地倉(蒼)龍。南熒惑在地朱鳥。中央鎮星在地均(鈎)陳。西太自(白)〔在〕地白虎。北辰星在地玄武。
貪。巨。祿。文。廉。武。破。謂之七星。
今案。貪狼星。巨門星。祿存星。文曲星。廉貞星。武黑(曲)星　破軍星也。

室奎胃畢心鬼張角亘參斗虛。謂之十二月朔宿。
一日雨井泉枯　二日雨得自如　三日雨撥犂鋤
四日雨決溝渠　五日雨隱山居　六日雨人成魚
七日雨騎木驢　八日雨大雨大旱　小雨小旱。謂之四月八日巳前大唐雨誦。
雲行東道路通　雲行南不滿々　雲行西馬踏泥
雲行北人乘木　旦朝雨但向田　日中雨屋裏眠
謂之大唐雨誦。

時節門　九曲

賊寢(寇)之中過度我身。毒魔之中過度我身。危厄之中過度我身。毒氣之中過度我身。五兵口舌之中過度我身。五厄六害之中過度我身。百病除愈所欲從心。急々如律令。謂之歲旦拜天地四方諸神方誦。
今案。寅二尅起。先向生氣次天道。向西五拜。盥洗訖卽向玉女拜也。次華蓋。凡欲拜諸神先拜華蓋。在玉女前故亦拜也訖向北皷天皷三通。訖呼三屬星名字。合掌當額咒曰云々。訖卽一々再拜七星。所屬之星七遍。次亦

向北辰。次西南向拜地。更拜四方。起東次拜各再。次拜大歲。次大將軍。次歲德。次天道。次天德。次月德。次天一。次大白。次遊年。次生氣。次竈神。次內外氏神。次父母若(君拾)廟。歔侯子。彭常子。命兒子。悉入穿寘(幽冥拾)之中去離我身。謂之庚申夜誦。

今案。每庚申勿寢。而呼其名。三尸永去。萬福自來。

妙善王。金着女。追杖鬼。參尾鬼。波羅々鬼。謂之下食日沐浴誦。

與比乃加禰都加佐留佐支爾(湯)陽安(美歟)與士波美々都未那久爾伊比天之毛乃遺(遠)。謂之浴時鐘槌時哥。

大德威德功德自在通玉(王拾)佛。謂之天一神方塞夜禮拜頌。

己酉下癸巳上角六分五。謂之同神上下誦。

一明心者。二明福者。万明心者。千万福者。

急々如律令。謂之太白神方塞夜禮拜頌。

加多志波也惠加世々久利爾加女留佐介(天惠脫歟)比安志惠比和禮惠比爾多利。謂之夜行途中歌。

二月八月巳一點。自三至七辰三點。自九至正巳二點。謂之中政時尅。

年代門　三曲

十二年曰紀卅年曰世　亦說父子曰世。

夏曰歲。取歲星行一次。商曰祀。取四時一終。周曰年。取米一熟。唐虞曰載。取物終亦始也。

私記年代記畧之。

今案。自大寶元年迄今年惣二百七十年。昔大寶以往有年號。曰大化。白雉。白鳳。朱鳥。凡從大化至白雉合九載。其後齊明天智二帝。雖治天下專無年號　轉更至天武治天歲號朱鳥。其後持統一帝無年號。亦天武御天歲號大寶。從此以來永以不絕也。

坤儀門　五曲

勢多。鈴香。今ハ鹿 不破等也。謂之三關。

今案。勢多在所近江國栗本郡。鈴香在伊勢國鈴香郡。不破在美濃國不破郡。

比叡。比良。伊吹。神峯。愛宕。金峯。葛木。謂之七高山。

今案。比叡山在近江國志賀郡。比良在同國高嶋郡。伊吹山在美濃國不破郡。神峯在攝津國(嶋)上郡。愛宕護山在山城國葛野郡。金峯山在大和國吉野郡。葛木山在同國葛木上郡。依承和三年三月十三日官符。春秋二時各九箇日修藥師悔過料毎寺給穀五十斛。但伊吹山字國史所注異吹也。猛風常異他山之義也。今改異字爲伊字未詳。

山階。柏原。深草寺。後田邑。小野。後山階。宇治。後宇治。後田原。又者八嶋是等也。謂之十陵。

多武峯。愛宕護。葛野。後葛野。宇治。小野。後小野。後宇治。今宇治。謂之九墓。

今案。荷前日除後田原八嶋二陵之外。以公卿前使差加侍從各一人爲次官。田原八嶋幷九墓使以侍從二人各爲長官次官。毎墓差副内舍人一人内(竪)監大舍人各一人令供奉。但多武峯使不差侍從。以内舍人一人爲使。撿田。内(竪)監大舍人相遞宛毎年一人夫幣物内侍差於縫殿寮裝備。内藏寮所執行使公卿於左近陣被差定。侍從内舍人大舍人中務省差進。内竪本所差進。執幣夫左右衞門以衞士差進内藏寮。班幣事者上卿着大庭握(幄)令外記執行。又十陵九墓及至新加次第癈之不過例數。然猶天智天皇山階陵永以不癈。

山太。近二。宇三。謂之大橋。

今案。山太山埼橋。近二勢多橋。宇三宇治橋。

諸國門　三曲

今案。諸國貢蘇合依番次。當年十一月以前進畢。但出雲十二月爲限。其取得乳者肥(瘦歟)牛日大八合。瘦牛減半。作蘇之法乳大一斗煎得蘇大

一升。但飼秣者頭別四把。又國々所々充壺數不同。多則廿壺少(脫歟)大宰七十壺々各有大小。凡厥所貢大少相交。

田舍門　九曲

大帳。調帳。税帳。朝集帳。謂之四度公文。

出擧。撿田。計帳。収納使。謂之四度使。

六尺爲步。三百六十步爲段。十段爲町。謂之田數。

上田卌六步一束。中田卌五步一束。下田六十步一束。下々田百廿步一束。謂之地子田地子。

田一段。全得。租穀一斗五升。一步租四夕六分之一。

田一段。不三得七。租穀一斗五合。一步租二夕十二分之十。

六銖爲一分。四分爲一兩。十六兩爲一斤。三斤爲大一斤。大十斤爲一束。一束糙穀一斗。舂米五升。

十撮爲夕。十夕爲合。十合爲升。十升爲斗。十斗爲斛。

十釐爲毫。十毫爲分。十分爲把。十把爲束。

宮城門　十三曲

紫震(宸)仁壽承香殿。常寧貞觀已上中起南。安福殿。挍書清凉弘徽殿。登華已上起南。春興宜陽(殿)。綾綺麗景宜耀殿。已上東起南。溫明後凉東西別。謂之諸殿。飛香凝華襲芳舍。已上西邊起南各一宇。昭陽淑景各々二。已上東邊舍各一宇。

今案。飛香凝華二舍不載弘仁九年勘文。爰知後代所造也。其年未詳。

度靑璅門不通玄輝(暉)門。昇殿上不度(暉)階下。謂九重之頌。

今案。上古宮女白日出入於玄輝門有制不詳。男子之通此也。近代不然。

建禮門。謂之宮南面儲仗中門名。春華門。謂之左府儲仗門名。脩明(門)。謂之右府儲仗門名。朔平門。謂之宮北面儲仗中門名。式乾門。謂之西府儲仗門名。建春門。謂之宮東面儲仗門名。宜秋門。謂之西面中門名。承明門。謂之南面內門名。長樂門。謂之宮北面儲仗內門名。永安門。謂之右廂門名。玄暉門。謂之宮北面儲仗內門名。安喜(嘉)門。謂之東廂門名。徽安門。謂之西廂門名。宣陽門。謂之宮東(面)西內門名。

嘉陽門。謂之左廂門名。延政門。謂之右廂門名。陽明門。謂之宮西面內門名。武德門。謂之左廂門名。遊義門。謂之右廂門名。日華門。謂之宮前東面內門名。月華門。謂之宮前西面內門名。左掖門。謂之日華門以南門名。右掖門。謂之月華門南門名。敷政門。在宣陽殿北。

今案。式乾門東無僻仗門。綾綺殿北有華德門。是不載弘仁九年定文。今亦無額。

應天門。謂之八省朝堂院南面外門名。長樂門。謂之左廂門名。永嘉門。謂之右廂門名。棲鳳樓。謂之門外東樓。翔鸞樓。謂之門外西樓。昭慶門。謂之北面外門名。嘉喜門。謂之東廂門名。永福門。謂之西廂門名。宣政門。謂之東外門名。通陽門。謂之左廂門名。盛化門。謂之右廂門名。章善門。謂之南外門名。敬法門。謂之左廂門名。顯親門。謂之右廂門名。會昌門。謂之南面內門名。章德門。謂之左廂門名。興禮門。謂之右廂門名。含耀門。謂之章復(德興)門外東門名。章義門。謂之興禮門西門名。壽成門。謂之北面西廂一門名。西華門。謂之第二門名。東福門。謂之第三門名。宣光門。謂之第四門名。光範門。謂之壽成門名。廣義門。謂之光範門南北通門名。永陽門。謂之瀜(昭慶)訓門北面道(通)門名。白虎樓。謂之龍尾道西樓。蒼龍樓。謂之龍尾道東樓。

昌福含章承光堂。明禮堂。謂東邊堂起北。延休含嘉堂顯章延祿堂。謂之西邊堂起北。(永寧)寧堂。謂之次東堂。修式堂。謂之次北堂。暉章堂。謂之次東堂。康樂堂。謂之次南堂。朝集堂。謂之會昌門外東西。

已上謂之八省

豐樂門。謂之豐樂院南面外門名。禮成門。謂之左廂門名。崇賢門。謂之左廂門名。不老門。謂之北面門名。延明門。謂之東面中門名。陽祿門。謂之北廂門名。(含)金利門。謂之南廂門名。萬秋門。謂之西面中門名。(吉)告德門。謂之左廂門名。福來門。謂之南廂門名。高陽門。謂之右廂門名。嘉樂門。謂之右廂門名。開明門。謂之高陽門南東通門名。陽德門。謂之嘉樂門南西通門名。清暑堂。謂之不老門南堂名。東華堂。謂之東堂。西華堂。謂之西堂。豐樂殿。謂之清暑堂南殿名。棲霞樓。謂之殿以東北通門名。顯陽堂。謂之殿前東北一堂。觀德堂。謂之次南堂。永觀堂。謂之殿前西北一堂。明儀堂。謂之次南堂。

巳上謂之豐樂院。
今案。日本後記所注、但豐樂院元名乾臨閣。
依神泉苑正殿同名改之。
武德殿。謂之馬場殿、乾臨閣、謂之神泉苑正殿。
美福朱雀皇嘉門。謂之南面起東。談天藻壁殷富門。謂之西面起南。安嘉偉鑒達智門、謂之北面起西。陽明待賢郁芳門。謂之東面起北。
今案。十二門外有上東門東。上西門西。俗呼之土御門。
敎業永昌坊、宣風淳風坊、安衆崇仁坊。陶化是左京。謂之東坊門起五條。
豐財永寧坊。宣義光德坊、毓財延嘉坊。開建是右京。謂之西京坊門。起三條。
今案、坊門弘仁九年所定。
計坊者。左京起西下東。右京起東下西。計町者。左京起西北下南環。右京〔起〕東北下南環也。計行者。左京西上東下。右京〔東〕上西下。

計門者、每行左京起西北。右京起東北、並南下行之。
凡一條之內有四坊、一坊之內有十六町。一町之內有四行、一行之內有八門。謂之計京條坊。
居處門　三曲
五家爲比。五比爲閭。廿五家。四閭爲族、百家。五族爲黨。五百家。五黨爲州。二千五百家。
五家爲隣。五隣爲里、廿五家。四里爲酇、〔百家〕。五酇爲鄙。五百家。五鄙爲縣、二千五百家。
雲太。和二。京三。謂大屋誦。
今案。雲太。謂出雲國城築明神々殿。在出雲郡。和二。謂大和國東大寺大佛殿。在添上郡。京三。謂大極殿八省。
內典門　卅一曲（卌）此內御精進日可被誦之。
一八四五八。　三四八九十。謂之十齋日。
今案、一日。童子下、念定光佛。除四十劫罪不墮刀山地獄、八日。太子下、念藥師佛、除五十

刧罪不墮糞地獄。十四日。司命下。念普賢菩薩。除百卅刧罪不墮鐵湯地獄。十五日。道將軍下。念阿彌陀佛。除千刧罪不墮寒氷地獄。十八日。閻羅王下。念觀世音菩薩。除九千刧罪不墮釼林地獄。廿三日。天帝將軍下。念得大勢菩薩。除一万刧罪不墮鐵鋸地獄。廿八日。察命下。念毗盧遮那佛。除三万刧罪不墮拔苦地獄。廿九日。四天王下。念藥王菩薩。除四万刧罪不墮摩〻(万)地獄。卅日。大梵天王下。念釋迦牟尼佛。除五百刧罪不墮阿鼻地獄。

白八十五四。黑八十四五。謂之六齋日。

今案。白月。各八日十四日十五日。

胎藏。金剛。謂之兩部曼荼羅。

法身。報身。應身。謂之三身。

今案。天台所立也。他宗法身應身他(化)身。

大慈觀音。大悲〻〻。師子無畏〻〻。大光普照〻〻。天人丈夫〻〻。大梵深遠〻〻。謂之六觀音。

今案。六觀音如次配六道。大慈者正觀音變。大悲者千手變。師子無畏(マヽ)者馬頭變。大光普照者十一面變。天人丈夫者准胝變。大梵深遠者如意輪變。

大日吉祥金剛手。龍智龍猛金剛智。謂之眞言教相承祖師

文殊。龍樹與馬鳥(鳴)。提婆淸弁及羅什。智淨(藏)吉藏宸志等。

已上九人三論。

彌勒僧祇與無着。世親練(護)法及戒賢。玄壯(非)基師惠沼師。[智周門]。

已上九人法相宗。

南岳天灌智惠。朗(玄朗)然(湛)遂然(道)□遂。是八人天台宗。

謂之諸宗祖師。

聲聞。獨覺。佛。謂之三乘。

五停心。惣相(相)念。別想念。煖。頂。忍。世第一法。謂之七賢。

須陁洹果。斯陁含果。阿那含果。阿羅漢果。

謂之四果。
天眼第一阿那律。持律第一優婆離。神通第一目（犍）建連。頭陀第一大（迦）加葉。智慧第一舍利弗。多聞第一阿難陀。論義第一迦旃延。解空第一須菩提。説法第一滿慈子。忍辱第一羅睺羅。謂之如來十弟子。
如來。應供。正遍知。明行足。善逝。世間解。无上士調御丈夫。天人師。佛。世尊。謂之十號。
肉眼。天眼。慧眼。法眼。佛眼。謂之五眼。
天眼通。天耳通。他心通。宿命通。身如意通。漏盡通。謂之六通。
衆生无邊誓願度。煩惱无邊誓願斷。法門无盡誓願智。无上菩提誓願證。謂之四弘誓願。
布施婆（波）羅蜜。淨戒婆羅蜜。安忍婆羅蜜。精進婆羅蜜。靜慮婆（慮波）羅蜜。般若婆羅蜜。謂之六婆羅蜜。
歸依佛。〻〻法。〻〻僧。謂之三歸。

一不殺生。二不偸盜。三不邪婬。四不妄語。五不飲（酒）食。謂之五戒。
一不殺生。二不偸盜。三不邪婬。四不妄語。五不惡口。六不兩舌。七不綺語。八不慳（慳歟）貪。九不瞋恚。十不邪見。謂之十惡（善歟）。
今案。修之名十善。不修名十惡。身三口四意三也。
身。口。意。謂之三業。
眼。耳。鼻。舌。身。意。謂之四大六根。
地。水。火。風。謂之四大種。
无明。行。識。名色。六入。觸。受。愛。取。有。生。老死。謂之十二因縁。
貪。瞋。癡。謂之三毒。
欲界。色界。无色界。謂之三界。
地獄。餓鬼。畜生。阿修羅。人。天。謂之六道。
胎。卵。濕。化。謂之四生。
百億須彌。〻〻日月。〻〻四天下。謂之三千大千世界。

東勝身洲。南瞻部洲。西牛貨洲。北俱盧洲。謂之四洲。
十六大國。五百中國。十千小國。謂之南閻浮提。即南瞻部洲也。
戒香定香解說香。光明雲臺遍法界。供養十方一
切佛。見聞普薰證寂滅。謂之奉香頌。戒香慧香知見香。
遍十方刹常薰馥。願此香煙亦如是。迴向自他五
種身。又說曰。
諸法從緣生。諸法隨緣滅。如來說是因。是大沙
門說。謂之燒法文頌。我今灌沐諸如來。淨智功德莊嚴
聚。五濁衆生令離垢。願證如來淨法身。謂之灌佛頌。
東大。興福。元興。大安。藥師。西大。法
隆。謂之七大寺。（大）東大。興福。元興。大安。藥師。
西天。法隆。大后。不退。京法花。超證。招
提。宗鏡。弘福。謂之十五大寺。（新藥師脫歟）
和太。河二。近三。謂之大佛。
今案。和太。謂東大寺佛。在添上郡。河二。謂河內國
知識寺佛。在大縣郡。近三。謂近江國關寺佛。在志賀郡。

律。華嚴。三論。法相。天台。眞言。成實。俱舍。
謂之八宗。
維摩。御齋。最勝會。謂之三會。講師。讀師。咒願。三
禮。唄。散花。堂達。謂之七僧。五條衣。七條衣。九條
衣。謂之三衣。
法華。最勝。謂之二部經。
金光明鼓出妙聲。遍至三千大千界。能滅三途極
重罪。及以人中諸苦厄。由此金鼓聲滅力。永滅
一切煩惱障。斷除怖畏令安隱。譬如自在牟尼
尊。謂之金鼓頌。
今案最勝王經夢見懺悔品中有此偈。枚數已
多。世俗略之。終□譬如自在牟尼尊。
上獻三寶。中報四恩。下及三途衆生飢渴飽滿。
謂之齋食初拜施頌。
今案。此頌我朝古食所傳大唐上人頌曰。
此食色香味。上獻十方佛。中報諸賢聖。下及六
道品。等施无差別。飢渴皆飽滿。飯食已訖十力

從。依心十方三界雄。廻向轉業不退念。法界衆生護神道。謂之齋食後頌。合掌誦之。

我身中有八萬戸(尸)。一々各億虫。濟彼身命受信施。我成佛已先度汝。

今案。齋食後將誦之文諸佛說豫。

人倫門　廿七曲

小昊。顓(衍)瑞頊。高辛。唐堯。虞舜。謂之五帝。

夏。殷。周。謂之三〔代〕

高祖。惠。文。景。武。照(昭)。宣。元。成。哀。平。謂之前漢十一帝。

光。明。章。和。殤。安。順。質。冲。桓。靈。獻。謂之後漢十二帝。

文宣王。謂之先聖。顏子。謂之先師。閔子騫。冊(毋)伯牛。仲弓。冊(毋)有。季路。宰我。子貢。子游。子夏。謂之九哲。

隱。桓。庄。閔。僖(信)。文。宣。成。襄。照(昭)。定。哀。謂之春秋十二公。

閔公。綺里季。夏黃公。甪里先生。謂之四皓。

嵇康(嵆)。阮藉(籍)。阮咸。向秀。鄧靈(伶)。王戎。山簡(濤)。謂之七賢。

伯舊(奮)。仲堪。叔獻。季仲。伯虎。仲熊。叔豹。季狸。謂之八元。

今案。高辛氏有才子八人是也。高辛氏帝嚳之號也。

東夷。南蠻。西戎。北狄。謂之荒人。

一食。二貨。三禮。四司。五司徒。六司寇。七賓。八師。謂之八文。

正夢。悅夢。愕夢。思夢。喜夢。懷夢。謂之六夢。

治舅姑喪。有取所无所歸。財取貴不法。謂之三不去。

無子。惡疾。不事舅姑。邪婬。妬忌。兩舌。盜。謂之七出。

在家從父。出家從夫。夫死從子。謂之三從。

父。師。君。謂之三尊。

今案。非父不生。非師不學。非君不仕。故曰三成也。

肝。肺。心。腎。腎脾。（衍）謂之五藏。
今案。肝木青仁目爲肝使。肺〔金〕白義鼻爲肺使。心火赤智口爲心使。腎水黑禮耳爲腎使。脾土黃信舌爲脾使。
大腸。小腸心府。胃脾府。旁光肺府。三焦腎府。膽肝府。謂六府。
高祖。曾祖。祖。父。己身。子。孫。曾孫。玄孫。謂之九族。
父。己。子。謂之三族。
赦幼弱。〔赦老耄〕。赦愚惷。謂之三赦。
宥遺忘。宥過失。宥〔不識〕。謂之三宥。
十餘三。廿餘五。卅七。卌九。六十一。七十三。八十五。九十一。謂之厄年。
惡夢着草木。吉夢成寶玉。謂之夢頌。
今案。到桑樹下談所見夢誦之三返。
多末也加多。與美千和禮由久。於保千多良。千多良末子多良。古加爾千利〻〻。謂之夜途中逢死人歟。

官職門　五十曲

六弁。八史。卌史生。四官掌。八十使部。謂之上官。
今案。六弁之誦古今雖明。中少弁間常加權官。爲七弁。
中。式。治。民。兵。刑。大。宮。謂之八省。
宮。省。臺。職。坊。寮。司。謂之次第。
齋宮。齋院。修理職。勘解由使。鑄錢司。謂之令外官。
式部。兵部。謂之二省。
主計。主稅。謂之二寮。
侍從。內舍人。內記所。監物。主鈴典。鎰局。中宮職。大舍人寮。圖書。內藏。縫殿寮。陰陽道。內匠寮。已上中務。
大學。四堂。音。書道。已上式部。
雅樂。玄蕃。諸陵寮。已上治部。
主計。主稅有竿師。已上民部。
隼人司。左右大衣。已上兵部。

大小判官。囚獄司。已上刑部。
織部司。四文師。已上大藏。
大膳職內(肉)醤之院。木工。大炊。主殿寮。乳牛院。
掃部寮。又正親正司。內膳司管筑摩厨。造酒。采
女。主水司。已上宮內。八省被官。
伯。大副。少副。祐。史。謂之神祇官。
僧正。僧都。律師。威儀師。從儀師。謂之綱所。
法印。和尚僧正。法眼和尚僧都。法橋上人律師。
謂之涅從(僧位カ)。
卿。大少輔。丞。錄。謂之省。
尹。弼。忠。疏。謂之臺。
大夫。亮。進。屬。謂之職。但東宮不然。
傅。學士。謂之東宮職。
　今案。春宮坊准之。
頭。助。允。屬。謂之寮。
正。佑。令。史。謂之司。

大將。中將。少將。(將監)。將曹。謂之近衞。
督。佐。尉。志。謂之府。
尙侍。典侍。掌侍。女嬬。(十四人)。謂之內侍司。
尙藏。典藏。二人。掌藏。四人。女嬬。十人。謂之藏司。
尙書。典書。二人。女嬬。六人。謂之書司。
尙藏(藥)。典藏(藥)。二人。女嬬。四人。謂之藥司。
尙兵。典兵。二人。女嬬。謂之兵司。
尙闈(闈)。典闈(闈)。四人。女嬬。十人。謂之闈(闈)司。
尙殿。典殿。二人。女嬬。六人。謂之殿司。
尙掃。〻〻典掃。二人。女嬬。十人。謂之掃司。
尙水。采女。六人。謂之水司。
尙膳。典膳。二人。掌膳。四人。采女。六十人。謂之膳司。
尙酒。典酒。二人。謂之酒司。
尙縫。典縫。(二人)。掌縫。四人。謂之縫司。
正。佑。令。史。謂之東宮職三監。舍人。主膳。主藏。
首。令。使。謂之同職三署。主殿。主工。主馬。

大宮司。小宮司。謂之伊勢太神宮司。
中臣忌部。宮主。六人。下部四人。謂之齋宮寮主神司。
長官。主典。大舍人。廿人。舍人。(少)十人。謂之齋宮舍人司。
今案。大國。守。介。大小掾。大少目。中國。守。
介。掾。目。小國。守。掾。目。但志摩國无掾。
將軍。軍監。軍曹。謂之鎮守府。陸奥國。(三字衍)
陸奥國。大領。少領。主政。主帳。謂之郡。
太毅。小毅。主政。主帳。謂之圍(圍案)。
造伊勢太神宮之使。豐受幷造齋宮使。
大和石上布瑠使。
防鴨河使。
宇治橋。大輪田(泊)。船瀨。山埼。法性(隆)(新)。雜藥。崇福
使。謂之造所々使。
陰陽門　卅三曲
木。火。土。金。水。謂五行。
日。月。火。水。木。金。土。謂之七曜。
角。亢。氐。房。心。尾。箕。斗。牛。女。虛。危。室。

壁。奎。婁。胃。卯(昴)。畢。觜。參。井。鬼。柳。星。張。
翼。軫。謂之廿八宿。
魚。鮫(蛟)。龍。狢。兎。狐。虎。豹。狸。鷲。蟹。牛。犾(伏翼)。
鼠。鷰。猪。貐。豯。猨。犲。狗。雉。鷄。烏。猴。猨。
独(犺)。鴈。鷹。徉。獐。馬。鹿。蚰。蛆。蟬(鱓)。謂之卅六禽。
子。丑。寅。卯。辰。巳。午。未。申。酉。戌。亥。謂之十二
神。
甲。乙。丙。丁。戊。己。庚。辛。壬。癸。謂之十干。
朔。望。弦。晦。建。除。滿。平。定。執。破。危。成。
收。開。閇。謂之廿四氣(十二直)。
一德。二儀。三生。四敦。五鬼。六害。七傷。八難。
九危。謂之九害。
今案。誦曰。二曰爲角。左三右七六八爲足。九
頭。五身一尾。
羅。土。水。金。日。火。計。月。木。謂之行年曜。
今案。羅々睺星。計々都星也。自餘七曜。
離中斷。坎中連。乾皆連。坤皆斷。兌上斷。艮上

連。巽下斷。辰(震)下連。謂之八卦。
一變禍害。二變絕命。三變生氣。謂之禍害絕命生氣。
離坤〻離兌。艮〻兌。乾坎〻。乾震。坎巽離。謂之養者。
巽八不受進屬離。坤一不受退屬離。謂之遊年。
離坤。三兌。四坎。二餘七。謂之衰日。
寅卯。子辰。丑丑。卯辰。又說曰。子卯。午酉。子卯。午
酉。子卯。午酉。謂之五貧。
酉巳丑〻〻〻〻〻〻〻。謂之〻〻〻十死一生。
子子。午午。巳〻。戌〻。未〻。辰〻。謂之百鬼夜行。
正七兩月甲庚日。二八兩月乙辛日。三九月戊己
日。四十月丙壬日。五十一月丁癸日。六十二月
戊己日。謂之復日。
辰。丑。戌。未。卯。子。酉。午。寅。亥。申。巳。謂之九坎。
丑。寅。子。丑寅子。丑寅子。丑〻〻。謂之歸忌。
未。戌。辰。寅。午。子。申。酉。巳。亥。丑。卯。謂之下食。
今案。每月戌日號定下食。

正七日二十日三廿日四八五十六六廿四七十八八十八九廿七十十十一廿七十二月卅日謂之往亡。
巳巳。午〻。未〻。申〻。酉〻。戌〻。謂之天□。不可葬埋弔喪。
庚子遊西乙巳還本。壬子遊北丁巳遊還。謂之隨大將軍遊行。
立春後卅五日間艮王。(震)震相。春分後卅五日間震王。巽相。立夏後卅五日間巽王。離相。夏至後卅五日間離王。坤相。立秋後卅五日間坤王。兌相。秋分後卅五日間兌王。乾相。立冬後卅五日間乾王。坎相。冬至後卅五日間坎王。艮相。
今案。件王方不可觸地。
春辰。夏未。秋戌。冬丑。春竈爲家。夏門爲家。秋井爲家。冬庭爲家。謂之大小土王所住。甲子遊北庚午入。七日。戊寅遊東甲申入。十日。甲午遊南庚子入。七日。戊申遊西甲寅入。十日。謂之大小土王出入。甲乙辰時。丙丁未時。庚辛亥時。壬癸申時。謂之土公在時。
今案。此時不可起土。

正五九月在東方。二六十月在北方。三七十一月在西方。四八十二月在南方。謂之青龍家内所在誦。

今案。伏龍在家常向禮拜。大富吉。若不知之犯作病死。大凶。

春三月腹南背北頭西足東。夏三月腹北背南頭東足西。秋三月腹東背西頭南足北。冬三月腹西背東頭北足南。謂之伏龍德。

今案。若可立柱。先腹。次背。次足。次第立之。莫違誤。

藥方門　九曲

癸(辛イ)未。謂之鷗鵲死日。辛卯。謂之師曠死日。乙丑。丁卯。癸未。庚戌。乙酉。戊申。丁亥。丙辰。戊午。庚子。庚寅。謂之五不生日。

今案。二人忌日及不生日不可服藥。此日治病其人有害。

建開日晨服爲吉。謂之服藥吉日。(マヽ)

今案。晨服爲陽服爲爲大陰。故陽服吉。

春戊辰己巳。夏戊申己未。書云。亦西。秋戊辰。己亥。冬戊寅。己丑。書云。謂忌日。服藥忌日。

正月不向東。生氣子。死氣午。二月不向北。生氣丑。死氣未。三月不向西。生氣刁。死氣申。四月不向南。生氣午(卯歟)。死氣酉。五月〻〻東。〻〻辰。〻〻亥(戌歟)。六月〻〻〻(東)。〻〻申(巳歟)。〻〻丑(亥歟)。七月〻〻西。〻〻午。〻〻子。八月〻〻南。〻〻未。〻〻丑。九月〻〻東。〻〻申。〻〻刁。十月〻〻北。〻〻酉。〻〻卯。十一月〻〻東。〻〻未(戌歟)。〻〻丑(辰歟)。十二月〻〻南。〻〻亥。〻〻巳。

正月辰日。二月卯。三月寅日。四月丑。五月子。六月亥。七月戌日。八月酉。九月申日。十月未。十一月午日。十二月巳。謂之六蚍日。

今案。此日不可服藥治病。

神農嘗藥始擣草萬病消除壽命延。急々如律令。謂之初上藥也。

我願十方三世諸佛。我願十方三世一切尊法。我願十方三世一切菩薩。聖僧大慈大悲降此道場。

弟子某甲。一切所願從心所欲。一切所作必得成就。謂之服藥願文。

仰願東方藥師瑠璃光佛。藥王菩薩。藥上菩薩。觀音菩薩。虛空藏菩薩。岐婆醫王。雪山童子。大慈大悲降此道場。弟子某甲。今日所合某藥。稱當時作藥作。必得成就。一服二服得神驗。不食五穀壽延長。不老不死。願身先衆生倶登妙位。謂之合藥願文。

飲食門　六曲

梅枝。桃枝。餲䬾。桂心。黏臍。饆饠。䭔子。團喜。謂之八種唐菓子。

酒不亂胷(クキョウ)。謂之酒巡。百犯。百罰。謂之酒罰。

今案。可有遏遠二。罪發據重。謂之罰法。

桃三。栗四。柑六。橘七。柚八。謂之菓木頌。

今案。桃樹栽後三年結子。他准之可知。

書籍門　廿五曲

詩。書。禮。易。春秋。謂之五經。上加公羊。穀羊。謂之七經。上加周禮。義(儀)禮。謂之九經。上加論語。孝經。謂之十一經。

今案。世俗誦曰。孝。禮。詩。書。論。易。傳。是非經次。講之次第也。

史記。漢書。後漢書。謂之三史。魏。呉。蜀。謂之三國史。魏。晉。宋。齊。梁。陳。隋。唐。謂之八代史。

詩。賦。銘。頌。箴。讃。吊。誄。謂之文。詔。策。移。檄。章。奏。書。啓。謂之筆。

今案。韻者爲文。非韻者爲筆。文以兩句而會。筆以四句而成。

他〻平〻他。平〻他〻平。平〻〻他〻。他〻〻平〻捻。謂之五言。

平〻他〻平〻他。他〻平〻他〻平。他〻平〻〻他〻。他〻平〻他〻平。捻二。謂之七言。

平頭。上尾。蜂腰。鶴膝。大韻。小韻。小韻(衍歟)。正傍紐。謂之詩七對(八病)。

的名對。異類對。雙對。聯錦(綿)對。隔句對。互成對。賦體對。謂之詩七對。

一曰風。二曰賦。三曰比。四曰興。五曰雅。六曰頌。謂之六義。

輕重淸濁依上。平上去入依下。謂之反音頌。

平。上。去。入。謂之四聲。

東。冬。鍾。江。支脂之。微。魚。虞模。齊。佳皆。灰咍。眞臻。文殷。元魂痕。寒。刪山。謂之平〻〻〻聲。上卷戸主文字。

先仙。蕭霄。肴。豪。歌。麻。覃談。陽唐。庚耕淸。青。尤侯幽。侵。鹽添。蒸登。咸銜(銜)嚴凡。謂之下卷戸主文字。

董。腫。講。紙俾旨止。尾。語。虞(麌)語(衍)姥。薺。蟹駭。賄海。軫。吻隱。阮佷。旱。讃產。銑獮。篠小。九巧。皓。哿。馬。咸敢。養蕩。梗耿靜。迥。有厚黝。寢。琰忝(儼)檻等。縑(豏)(衍)苑戸。謂之上聲戸主文字。

送。宋用。絳。寘至志。未。御。遇暮。泰。霽祭。卦怪夬。隊代。癈。問。震(圂)間。焮。願恩恨。翰。諫襉。霰線。嘯笑。效。號。箇。碼(禡)。勘闞。漾宏(宕)。敬諍勁。徑。宥候幼。沁。艶㮇。證。陷鑑梵。嚴劉。謂之去聲戸主文字。

屋。沃燭。覺。質乙。物櫛。迄。月沒。末遏。黠鎋。屑薛。錫。昔麥陌。合盍。給(洽)。狎。葉帖。緝。藥鐸。職德。業乏。謂之入聲戸主文字。

日本記卅(卅歟)卷。續日本記(後脫樂)卅卷。日本後記卅卷。續日本記廿卷。文德實錄十卷。日本三代實錄五十卷。律十卷。令十卷。養老二年。左大臣藤原朝臣奉勅撰作所卷也。今行於是也。弘仁格十卷。上起大寶元年。下迄弘仁十年。式卅卷。弘仁十年四月二十六日奏。貞觀格十二卷。上起弘仁十一年。下迄貞觀十年。式五十卷。延長五年十二月二十六日奏。謂之本朝書。

今案。推古天皇十二年。上宮太子觀(親)作憲法十七條。國家法自始焉。至于夭(天)智天皇元年制令廿二卷。世人所謂近江朝庭之令也。爰文武天皇大寶元年贈(衍)太政大臣正一位藤原朝臣不比(造)等奉勅撰律令六卷令十一卷。及于養老改造也。

第一官位。第二職員。（宮職脫歟）後員。東宮職員。家令職員。第三副祿令。考課。第六宮衞。軍坊（防）。第七儀制。（衣服。營繕。第八公式。第九倉庫。牧。醫疾。假寧。喪葬。第十關市。捕亡。獄令。離（雜）令。謂之令。

第一名例上。第二名例下。第三衞禁。職制。第四戶婚。第五廐庫。擅興。第六賊盜。第七鬬訟。第八詐僞。第九雜律。第十捕亡。斷獄。謂之律。

反逆。訴（叛）逆。道敬孝義。謂之八虐略誦。

親。故。賢。能。功。貴。謂之六義。

題目破題。比喩述（徒）懷。謂之韻詩。

大爲尒伊天奈從武和禮遠曾。支美女湏止。安佐利□比。由久也末之呂乃。宇知惠倍（倍）留。古良毛波保世。与衣不彌（爾）加計奴。謂之供名文字。

今案。世俗誦曰。阿女都千保之曾里女之訛說也。此誦爲勝。

音樂門　十六曲

宮。商。角。徵。羽。謂之五音。

今案。宮一越調。准君。商平調。准臣。角雙調。准民。徵黃鐘調。准事。羽盤陟調。准物。

春雙（木）調。東。大音。夏黃鐘調。南。火音。秋平調。西。金音。冬盤涉調。北。水音。中央越調。土音。亦謂之五音。

宮。商。角。徵。羽。變徵。變（商）（下）。謂之七音。

今案。五如上。變徵當上无調。變商當上无調（衍）宮。

金。石。（絲）。竹。匏。土。草。木。謂之八音。

干十下乙工美一八也言七行上凡骨已比。謂之笛管。

干五上夕中六下口。謂之笛孔。

今案。高麗笛又同。

四一上下工凡五六。謂之箏柒。

宮。商。角。徵。文。武。謂之琴絃。

今案。五音外。以文武二絃文王武王所加也。

故名爲文武。其聲似宮商。各〻細小。是以亦呼之爲小宮小商。

一二三四五六七八九十斗爲巾。謂之箏絃。

一乙行上。謂之琵琶絃。

斗乞之也數祕言選。

凡十ヒト法工下七八。謂之同柱名。

一越調。平調。雙〻。黃鐘〻。盤涉〻。大食〻。謂六調子。

一越調。一越性調。涉（沙）陁〻。性〻。乞食〻。道〻。雙〻。黃鐘〻。水調。盤涉〻。大食〻。謂之十二調子。

皇帝破陣樂。有舞。團亂旋。同。春鶯囀。同。天壽樂。蘇羅蜜。厥磨賦。玉樹後庭。有舞。迴坏樂。古詠詩。梁洲。韶應〻。同。賀殿。同。胡飲酒。同。壹弄樂。承和樂。同。承果樂。壹團嬌。河水樂。已上一越調。

安麻。有舞有囀。羅陵王。同同。新羅陵王。同同。王捻。同同。心河鳥。同同。寂凉洲。安樂鹽。壹德鹽。曹婆。已上壹越性調。又曰涉陁調。

大鳳。連珠火鳳。移都師。駱勢娘。宮商荊仙樂。有舞。皇麞。同。娀（娥媚娘）婥。輪臺。青海波。各有舞幷詠吹。盤涉調。

萬歲樂。有〻。春楊柳。大平樂。有〻。五常樂。有舞有詠。裴頭樂。有〻。越殿樂。有〻。泔洲。有〻有詠。迴忽。慶雲樂。平蠻樂。龍勝樂。夜半〻。胡小子。想夫戀。有舞〻詠。濫金樂。永隆樂。豐生樂。已上平調。

西河。有〻。惜〻鹽。鹽古堂〻。長命女兒。有〻。千金女兒。弓（按）士。有舞幷詠。已上性調。

上元樂。道調。五更轉。散手破陣樂。有〻。大酺樂。拆（打）毬有〻。柳花怨。有〻幷詠。今吹雙調。大定樂。興明樂。賀王恩。有〻。大寶樂。聖明樂。大夫樂。天人樂。仙遊霞。庶人三臺。合歡鹽。有〻。感恩多。長慶子。已上大食調。

秦王破陣樂。有〻。還城樂。有〻幷囀。後散。放鷹樂。有〻。飲酒樂。蘇芳ヒ菲。有〻。已上乞食調。

春庭樂。雙調。赤白桃李花。有〻。皇帝三臺。散金打毬樂。央宮。有〻。河南浦。有〻幷詠。弄殿樂。喜春樂。有〻。安

城樂。有〻。感城樂。有〻。無〻。已上黄鐘調。
汎龍舟。有〻。重光樂。已上水調。
蘇香。有〻。元哥萬秋樂。有〻。宗明樂。蘇莫者。有
〻。採桑老。有〻。并詠。鳥向樂。秋風樂。有〻。德貫子。白
柱。已上盤涉調。曾娘褌脱。角調。謂之唐樂調子曲。
菩薩。有〻。伽陵頻。有〻。陪臚。有〻。拔頭。有舞。謂之
林邑樂。納序。古彈。新鳥蘇。謂之高麗樂。
古鳥蘇。有〻。退宿德。有〻。進宿德。有〻。保蘇呂。
狛桙。有〻。倶倫甲序。高麗。有〻。阿志波。阿也岐
理。有〻。顏徐。新河浦。歸德侯。有〻。進曾利古。
阿夜岐理。有〻。弄玉。有〻。崑崙八仙。有〻。保曾
呂久世利。有〻。賀利夜須。有〻。新靺鞨。有〻。遍
鼻胡童樂。有〻。石川樂。林歌。有〻。亂聲。大亂
聲。納蘇利。有〻。謂之高麗樂調子。
蘇志磨利。有〻。登天樂。地久樂。有〻。白濱樂。已上
雙調。
今案。世人誦曰。皇帝。蘇合。團亂於(旋)。陵王。拔
頭。喜春樂。未知所據。

催馬樂。狹鍺河。青柳。夏引。貫河。高沙古。伊勢
海。衣替。道口。淺水橋(アサムツノハシ)。何爲无。鷹子。刺櫛。大
芹(セリ)。大路。我門乎。激井。飛鳥井。鳥鳴。謂之律。
催馬樂。櫻人。葦垣。山城。石川。紀伊國。竹河。
河口。葛城。鷹山。此殿。淺綠。青馬。妹門。大宮。
茨山。舉卷(アケマキ)。田中井戸。眉刀自女。本滋。庭生。陰
名。謂之呂。

伎藝門　五曲
一音。二弁。三形。四德。五愛敬。謂之化他師。
一心。二初。三手。四勢。五力。六論。謂之博奕。

禽獸門　九曲
八月十六日甲斐國。八月十二日信乃。八月十三
日下野國。八月廿五日陸奥。八月廿九日出羽
〻。九月十日能登。九月十日越後國。九月十三
日安藝國。九月廿四日大宰府。謂之貢鷹期。
與美津土利和加〻支毛土尒奈支徒奈利比土美

奈支〻津由久多末毛安良志。謂之鳴時哥。

八月三日甲斐國。八月十五日信乃國。八月三日武藏〻。八月廿八日上野國。謂之貢駒期。

三長。三短。謂之上馬。

今案。上頭下腹股長下頸皆可短也。

一斗。四升。一緩。一急。一濕。一乹。謂之上牛。

今案。額如斗。足如升。腹緩。頸急。鼻濕。尻乾也。出或經。又世俗曰。一斗四升鼻濕腹乹(カレタリ)。其義一同。

四不得六。謂之捻牧誦。

今案。譬有牝馬十疋。一年之中四疋不生。六疋生。蓋雖有百千疋。皆准此法。

志良奈美遠徒久志乃支美之美徒加度尓徒那久和加牟末多禮加〻止良牟。謂馬腹痛時哥。

今案。馬左耳中三度誦之。不令人聽。即向馬於東三反踏腹之。

志保也麻尓保津加徒久留志保徒名荷和加牟末徒那之牟末能波良也牟。同哥亦誦三反。

今案。踏馬腹訖。亦誦之三反。

志〻虫波古〻尓波那〻支加良波〻加之尓之都加士尓由支天那支遠禮。謂之志〻虫鳴哥。

雜事門　十一曲

十物爲勿。十勿爲毛。十毛爲(毫脫歟)。十毫爲釐(十釐脫歟)爲分。十分爲二(三字マヽ)十八寸。十寸爲尺。五尺爲墨。八尺爲尋。(二尋脫歟)爲常。或曰。六尺爲常。十尺爲丈。四丈爲廿疋。十丈爲引。

十抄爲撮。十撮爲勺。十勺爲圭(圭)。十圭(圭)爲合。十合爲升。十升爲斗。四升爲豆。四豆爲區。一升卅砌。十區爲釜。六升四升。十六區爲庾(庾)。或謂二四升。十六庾(庾)爲康(秉)。六十斛。四康(秉)爲莒。六十四斛。十擭(稯)爲秅(秖)。六十四斛。六石四升爲鍾。韓傳云十一分七。十粢(黍)(絫)爲纍(絫)。十纍爲銖。六銖爲鐇(錙)。亦誦之多。二鐇(錙)鐇爲籥(篇)。四鐇爲兩。六兩爲鏘(鋝)。十六兩爲斤。

廿四兩爲溢(鎰)。或云廿兩。卅斤爲鈞。四鈞爲爲(衍)石。百廿斤。
今案。世俗誦曰。六銖爲一分。四分爲兩。十六兩爲一斤。卅八兩爲大一斤。是則近於俗耳。
三尺爲武。六尺爲步。七尺爲仭。三百步爲里。二百四十步爲畝。百畝爲頃。一丈爲板。廣二尺。五枚爲堵。三諸(堵)爲雉。高一丈。長三尺。方十里爲城。方百里爲國。方平里爲圻。八十縷爲一升。十百千万爲億。〻〻爲兆。〻〻爲京。京〻爲嫁(秭)。〻〻爲印(垓)。〻〻爲壤。〻〻爲渫(溝)。〻〻爲調(澗)。〻〻爲疋(正)。〻〻爲載。副タリ本尺。絹絁六丈爲疋。或云有絹褁。調布四丈二尺爲端。庸布二丈八尺爲段。商布二丈五尺爲段。或謂二丈六尺。

載。謂之等信。

官二。國四。郡五。私六。謂之印數。

五十廿卅四各重〻各三丈。謂之七口。

今案。近代物直踊躍各及五六丈。

九〻八十一。八九七十二。七九六十三。六九五十四。五九卅五。四九三十六。三九廿七。二九十八。一九〻。
八〻六十四。七八五十六。六八卌八。五八卌。四八卅二。三八廿四。二八十六。一八〻。
七〻卌九。六七四十二。五七卅五。四七廿八。三七廿一。二七十四。一七〻。
六〻卅六。五六卅。四六廿四。三六十八。二六十二。一六〻。
五〻廿五。四五廿。三五十五。二五十。一五〻。
四〻十六。三四十二。二四八。一四〻。
三〻九。二三六。一三〻。
二〻四。一二二。一〻一。謂之九〻。
千(十)。百。(千)。万。億。兆。京。嫁(秭)。(垓)。穰(壤)。講(溝)。門(澗)。正。(載)。

口遊一卷

人事篇　第十

產婦

令妊婦可生子知男女法

術曰。置婦女年數。（自生年至妊年）。加十二神爲實。可除天地二人三四時五行六神七皇（星）八風九宮。殘一三五七。（爲陽男也）。二四六八。（爲陰女也）。一說以九除也。（今案同法也）。口傳曰。若自去年妊者可加空筭三加婦女之年也。

病者

有病者不知死生

曰。置九〻八十一。加十二神。得九十三。更加病者年數幷得ム以三除之。若有不盡者男死女不死。若无不盡者女死男生云々。

今有人死生知術

置八十一。加十二神。又加十二月。將又病者年若干幷以三除。若有筭殘不死不還死。

竹東（束）篇

今有　竹東（束）　周員廿一　問惣數幾。曰卅八。

術曰。置周員加三筭。自乘得五百七十六。以十二除得卅八。口傳曰。不盡法半已上者取一從惣數。以六爲法半。

世俗云。十千曰万。十万曰億。十億曰兆。十兆曰□（京）。十（京）經（秭）曰嫁。猶是大數也。百千俱胝。即十万億。億有四位。一者十万。二者百万。三者千万。四者万万。今者言億者卽是万万。爲顯此義擧那由多。已上。

璧（辟イ）者寄載　他船。因風帆勢一日至（於）千里。（在案樂集）。

沙礫雖小尙不能浮。磐石雖大寄船能浮。

造罪之時以有間心有後心也。念佛之時以無間心無後心。

于時弘長三年二月五日於山田亭愚息行文書寫之少〻加愚筆畢

寛政十一年己未仲冬以大須文庫古謄本摸
寫令平安書賈某上木傳不朽云
大館高門

文化四年丁卯仲夏發兌
林　伊兵衞
皇都書肆
風月莊左衞門

（以古典保存會複製本加一校了）

續群書類從卷第九百三十一

雜部八十一

掌中歷　付序

廟陵監朝請大夫竿博士三善爲康抄

夫源氏之口遊者。流俗之諺文也。天下之要得十之四五。然猶有脫有遺不足愚之用。可筆可削不叶愚之心。是以温故知新以備忘爲事。捨華取實以近俗爲宗。不敢思外見故曰掌中歷云爾。

乾象歷　廿八宿
權旱雨　方隅　八卦　王相方
屬星歷　當年星　本命星　命木　五木
歲時歷　大歲　次歲　時　律　節氣　月倭名　節日由緒　年齒
年代歷　日計　閏月
國堺歷　諸國　四堺　三關　三橋
京兆歷　宮城圖　門號起　京中圖　條路　條路丈數　條里町門　坊門
宮城歷　殿　舍　堂　院　樓　房　門　家
官名歷　官唐名　位階　官職次第　官位相當　用行守字　女官　敍位

乾象歷

三光　一云三辰

日觀世音爲寶光。月得大勢作名月。星虛空藏是普光。

今案。(須彌四域經云)。天地初開之時。未有日月星辰宿イ。有天人來下。照臨イ但用頂光照用。无イ爾時人

民多生苦惱。於是阿彌陀佛遣二菩薩。一名寶應聲。一名寶吉祥。(一本無寶字)即伏羲女媧(媧)也。共相議向第七天取七寶來。造日月星辰廿八宿照天下。所以日月星宿西行者。一切人天盡稽首阿彌陀佛是也。須彌四域經造天地經幷法花文句等略抄。

五星　一云五緯

東木歳星名青龍。南火熒惑爲朱雀。中土鎭星是勾陣。西金大白謂白虎。北水辰星此玄武。今案。此加日月爲七曜。此加羅睺計都爲九執。

廿八宿。

角。亢。氐。房。心。尾。箕。斗。牛。女。虛。危。室。(吉イ八朔九　十　東　十一　十三　正)

壁。奎。婁。胃。昴。畢。觜。參。井。鬼。柳。星。張。(北吉イ二　十一　四吉下吉　五西　六　七)

翼。軫。(南吉)

今案。(頌曰歟)頌二。畢翼斗壁安重宿。(牛)觜角房奎和善(毒)

宿。參柳心尾惡害宿。鬼軫胃婁急速宿。(胃)(九)

星張箕室極惡宿。幷每女虛危輕(ケイ)躁(宿)。昴氐(猛)

(二)宿爲剛柔。

十二月朔宿イ本无之

室正月奎二月胃三月畢四月參(心イ)五月鬼六月

張七月角八月氐九月心(參イ)十月斗十一月虛十二月

大唐雨頌或本无　推旱雨。一日井泉枯。二日得自

減(マヽ)旦雨(元日雨イ本)向旱雨屋中眠。雲東則路通。雲南雨湛々。雲北人乘木。雲西馬踏泥。

如。三日弃犂鋤。四月朔以後

雨。四日決溝渠。五日傍(懸イ)山居。

六日人成魚。七日騎木驢。八日

倉庫虛。一云。小雨小旱。大雨大旱。

雲行東道路通。雲行南不湛々。雲行西

馬踏泥。

雲行北人乘木。旦朝雨但向田。日中雨

屋裏眠。

今案。雲行方寅時見之。

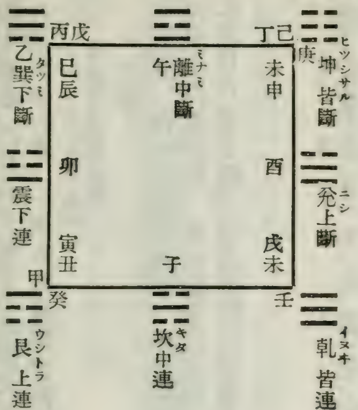
又云。

一日雨井泉涸枯。二日雨田畝自始。三日雨徒拋

犂鋤。四日雨專決溝渠。五日雨客隱居。六日雨

人爲鱗魚。七日雨民騎木驢。八日雨大小阜濡。今案。中呂孟夏八日已前大唐雨誦誦之。東方朔推農稼節。或八日雨。大雨大旱小雨小早云云。

方隅歴



八卦　傍通

離　坤ヒツシサル子　兌　乾イヌヰ　坎北　艮ウシトラ　震東　巽タツミ

☲　☷　☱　☰　☵　☶　☳　☴

十八　廿九　三十　四十一　五十二　六十三　七十四　十五　廿三
十六　廿四　十七　廿五　十八　廿六　十九　廿七　二十
廿八　廿一　廿九　廿二　卅　卅一　卅九　卅二　四十
卅三　四十二　卅四　四十三　卅五　四十四　卅六　四十五　卅七
四十六　卅八　四十七　五十五　六十三　四十一　四十八　四十九　四十三
五十　五十一　四十五　五十二　五十三　六十一　五十四　六十二　七十一
五十六　六十四　五十七　六十五　五十八　六十六　五十九　六十七　六十
六十八　六十九　七十七　七十　七十八　七十九　九十五　七十二　八十
七十三　八十二　七十四　八十三　七十五　八十四　七十六　八十五　八十六
八十七　百三
八十一　八十八　八十九　九十　九十一　九十二　百　九十三　百一
九十四　百二　九十六　九十七　百五　九十八　九十九

遊年　離ミナミ坤　坤　兌　乾子　坎　艮　震　巽
禍害　艮ウシトラ　震　坎　巽　兌　離　坤　乾
絶命　乾イヌヰ　坎　震　離　坤　巽　兌　艮
鬼吏　坎キタ　震東　離南　巽タツミ　坤ヒツシサル　離南　乾イヌヰ　兌西

生氣卯震(ヒカシ)　艮　乾　兌　巽　坤　離　坎
養者坤(ヒツシサル)　離　艮　坎　坎　兌　坎　離
天醫兌(ニシ)　巽　離　震　艮　坎　乾　坤
福德巽(タツミ)　兌　坤　艮　震　乾　坎　離
衰日寅申　卯酉　子午　辰戌　丑未　丑未　卯酉　辰戌

謂遊年禍害絕命鬼吏所當在避之。其王相時愼勿往。衣服石藥向其方包。一之其卿(マヽ)隨其物類。去舍三百步內。雖身不往害人作病。今案。動立。造作(遠行。市買逃亡。避病。嫁娶。移徙等。百事忌。其遊年方仕佛神大吉。

生氣一ニ續命。求利療病遷移皆百倍。又着其己衣。離赤

坤黃　乾紫　坎黑　艮紅
震青　巽綠　兌白

養者福德宮百事吉慶。天醫方避病迎師吉。衰日時庶事忌之。但修善出行宜云々。

八卦　暗誦本无也

下一變禍害　中二變絕命　三變生氣

離ニハ未申坤　離ニハミナミ　兌乾ニハイヌヰトニシ、、兌　乾坎、、乾震坎巽離上

中天醫中下福德。

巽八不受進屬離。坤一不受退屬離。遊年。離坤三兌四坎二。餘皆七。衰日。寅卯子辰丑卯辰。衰日。又祝。一未南。二離北。三丑東。四坎南。五戌西北。六兌南。七坎西南。八離東北。養者在方幷其年不可向行之方。

九宮本无之

一德　二儀　三生　四致　五鬼　六害　七傷　八難　九厄

保安四年　癸卯

卯一壬寅	十三庚丑	廿五戊卯	廿七丙丑	四十九甲卯	六十一壬丑	七十三庚卯
八十五戊丑	寅二辛卯	十四己卯	廿六丁子	卅八乙卯	五十癸子	六十二辛卯
七十四己子	八十六丁丑	寅三庚子	十五戊辰	廿七丙辰	卅九甲辰	五十一壬辰
六十三庚辰	七十五戊辰	八十七丙卯	子四己辰	十六丁寅	廿八乙丑	四十癸寅
五十二辛丑	六十四己寅	七十六丁丑	八十八乙寅	亥五戊丁	十七丙卯	廿九甲寅
四十一壬寅	五十三庚丑	六十五戊卯	七十七丙丑	八十九甲卯	戌六丁丑	十八乙子

三十癸午　四十三辛卯　五十四辛卯　六十六丁子　七十八乙卯　九十癸子　酉七丙卯
十九甲辰　三十一壬辰　四十三庚子　五十五戊辰　六十七丙辰　七十九甲辰　九十一壬辰
申八乙寅　二十癸丑　三十二辛寅　四十三己辰　五十六丁寅　六十八乙丑　八十癸寅
九十二辛丑　未九甲卯　廿一壬丑　卅三庚卯　四十五戊丑　五十七丙卯　六十九甲丑
八十一壬寅　九十三庚丑　午十癸子　廿二辛卯　三十四己子　四十六丁丑　五十八乙丑
七十癸卯　八十二辛卯　九十四己子　巳十一壬辰　廿三庚辰　三十五戊辰　四十七丙卯
五十九甲辰　七十一壬辰　八十三庚子　九十五戊辰　辰十二辛丑　廿四己寅　三十六丁丑
四十八乙辰　六十癸丑　七十二辛寅　八十四己辰　九十六丁寅

王相方
立春艮王震相。春分震王巽相。立夏巽王離相。
夏至離王坤相。立秋坤王兌相。秋分兌王乾相。
立冬乾王坎相。冬至坎王艮相。

大將軍方
一方三年。一方者三年三辰也。假令東者寅甲卯乙辰也。他方以之可知也
謂件方各卅五日間。造作化五大凶。雖三白九紫吉方不可犯之。

同隨節遊行方
春三月在子(午歟)地。夏三月在酉地。秋三月在子地。冬三月在卯地。
同隨日遊行方
甲子遊東己巳還。丙子遊南辛巳還。戊子遊內癸巳還。庚子遊西乙巳還。壬子遊北丁巳還。
土公在所幷行方
春竈　夏門　秋井　冬庭
甲子遊北　庚午人　戊寅遊東　甲申入。
甲午遊南　庚子人　戊申遊西　甲寅入。
青龍家內在方
正五九月東方　二(二歟)六十月北方　三七十一月西方　四八十一(二歟)月南方。
今案。伏龍在家。常向拜禮。大富君(吉歟)(不歟)所知之(犯歟)他作病死。大凶。
天一(イナシ)神方塞夜禮拜頌
大德　威德　功德　自在通王佛

太伯神方塞夜禮拜頌（白）

一明心者　二明福者　万明心者　千万福者

急々如律令　迷故三界障（常歟）　悟故十方空　本來無東西　何所有南北

屬星歷

當年星

羅睺星　一。十。十九。廿八。卅七。四十六。五十五。六十四。七十三。八十二。九十一。

土　曜　二。十一。廿。廿九。卅八。四十七。五十六。六十五。七十四。八十三。九十二。

水　曜　三。十二。廿一。卅。卅九。四十八。五十七。六十六。七十五。八十四。九十三。

金　曜　四。十三。廿二。卅一。四十。四十九。五十八。六十七。七十六。八十五。九十四。

日　曜　五。十四。廿三。卅二。四十一。五十。五十九。六十八。七十七。八十六。九十五。

火　曜　六。十五。廿四。卅三。四十二。五十一。六十。六十九。七十八。八十七。九十六。

計都星　七。十六。廿五。卅四。四十三。五十二。六十一。七十。七十九。八十八。九十七。

月　曜　八。十七。廿六。卅五。四十四。五十三。六十二。七十一。八十。八十九。九十八。

木　曜　九。十八。廿七。卅六。四十五。五十四。六十三。七十二。八十一。九十。九十九。

四方拜

賊冠（寇）之中過度我身　毒魔之中過度我身

危厄之中過度我身　毒氣之中過度我身

五兵口舌過度我身　五厄六害過度我身

謂歲日拜天地四方及諸神時誦之。今案。以乾爲天。以坤爲地。又諸神。

當年星

羅　土　水　金　日　火　計　月　木

本命星

貪子　巨丑亥　祿寅戌　文卯酉　廉辰申　武巳未　破午　初子後午中五逆

命木付命錄

桐子　槐丑亥　楡寅戌　桑卯酉　棗辰申　李巳未　杏午見丑子誦之キ エニウナヌカ

黍　粟　稲　麥　麻　豆　小初子後午 中五逆

五木

楡柳棗杏　柞楢槐檀　季夏桑柘

今案。周書月令云。春秉楡柳火。夏採棗杏火。秋秉（マヽ）柞楢火。冬採槐檀火。季夏秉桑柘火云云。論語同之。

歳時歴　傍通

十二年曰記。（紀）イ本无之 卅年曰世。日世 説文三十年曰世。唐虞夏曰イ本ニ父子載。取物終息始也。夏曰歳。取歳星行一次。殷曰祀。取四時一終。周曰年。取禾一熟。

大歳

大歳頭書。函中四時　春曰蒼天　夏曰是天　秋曰是天　冬曰上天

甲閼逢。六遇逢 乙旃蒙。丙柔兆。承 丁強圉。六語 戊著雍。巳屠維。庚上章。辛重光。壬玄黓。六與職反 癸昭陽。

子困敦。丑亦奮若。寅攝提格。卯單閼。於乾反又六過 辰執徐。巳大荒落。午敦牂。則郎 未協洽。喉□反 申涒灘。酉作噩。噩五各反 戌閹茂。六奄 亥大淵獻。

歳次

玄枵　星紀　折木　大火　壽星　鶉尾

鶉火　鶉首　實阬（沈）　大梁　降婁　陬（諏）訾

時

夜半子　鶏鳴丑　平旦寅　日出卯　食時辰　禺中巳　日中午　日昳未　晡時申　日入酉　黄昏戌　人定亥

律

正大族 泰イ七夏□反本作蔟　二（マヽ）夾鐘 古給反無類　三姑洗 姑本反作沽 夜典反　四仲 中呂音 仲又安字 五蕤賓 人唯反　六林鐘　七夷則　八南呂　九無射 音亦　十應鐘　十一黄鐘　十二大呂

函中異説云。見周禮云々。

陬正月　如二月　病三月　余四月　皐五月　且六月　相七月　壯八月　玄九月　陽十月　辜十一月　荼十二月　攝提格

惟鳥成巣之時。十日之號。甲乙丙丁。十有二辰之號。

子丑寅。十有二月之號。陬如病。十有二歳之號。(紀歟)北也。廿有八星之號。角亢氐等。近書方皈屬也。懸其上〔者鳥成恐云云。永久〔三年〕七月之比都鄙有鵼事。此時仙院有御沙汰。変支郎并吏部少卿献勘文耳。恠鳥之間事等也。

月在　甲日在旱　乙日滿在　丁日閏在　戊日厲在
己日則在　辛日寒在　壬日終在　癸日極在

廿四氣

立春正月節　雨水同中　驚蟄二月節　春分同中
清明三月節　穀雨同中　立夏四月節　小滿同中
芒種五月節　夏至同中　小暑六月節　大暑同中
立秋七月節　處暑同中　白露八月節　秋分同中
寒露九月節　霜降同中　立冬十月節　小雪同中
大雪十一月節　冬至同中　小寒十二月節　大寒同中

朔イ本无之　上弦　望　下弦

建除滿平定執破危成収開閉十二月直

節氣

廿四氣節中氣	七十二候初次末	六十四卦始中終
廿四氣中氣	七十二候初次末	六十四卦始中終
立春正月節	初東風解凍　次蟄虫始振　末魚上氷	始侯小過外　中大夫蒙　終卿益
雨水正月中	初獺祭魚　次鴻鴈來　末草木萌動	始公漸　中辟泰　終侯需內
驚蟄二月節	初桃始華　次倉庚鳴　末鷹化爲鳩	始侯需外　中大夫隨　終卿晉
春分二月中	初玄鳥至　次雷乃發聲　末始電	始公解　中辟大壯　終侯豫內
清明三月節	初桐始華　次田鼠化爲鴽　末虹始見	始侯豫外　中大夫訟　終卿蠱
穀雨三月中	初萍始生　次鳴鳩拂其羽　末戴勝降桑	始公革　中辟夬　終侯旅內
立夏四月節	初螻蟈鳴　次蚯蚓出　末王瓜生	始侯旅外　中大夫師　終卿比
小滿四月中	初苦菜秀　次靡草死　末小暑至	始公小畜　中辟乾　終侯大有內

芒種五月節　初螗蜋生　次鵙始鳴　末反舌无聲　始侯大有外　中大夫家人　終卿井

夏至五月中　初鹿角解　次蜩初鳴　末半夏生　始公咸　中辟姤　終侯鼎内

小暑六月節　初溫風至　次蟋蟀居壁　末鷹乃學習　始侯鼎外　中大夫豐　終卿渙

大暑六月中　初腐草爲螢　次土潤溽暑　末大雨時行　始公履　中辟遯　終侯常(マヽ)内

立秋七月節　初涼風至　次白露降　末寒蟬鳴　始侯常(マヽ)外　中大夫節　終卿同人

處暑七月中　初鷹乃祭鳥　次天地始肅　末登穀　始公損　中辟否　終侯巽内

白露八月節　初鴻鴈來　次玄鳥歸　末群鳥養羞　始侯巽外　中大夫萃　終卿大畜

秋分八月中　初雷乃收聲　次蟄虫坏戸　末水始涸　始公賁　中辟觀　終侯歸妹内

寒露九月節　初鴻鴈來賓　次雀入大水爲蛤　末菊有黃花　始侯歸妹外　中大夫无妄　終卿明夷

霜降九月中　初豺乃祭獸　次草木黃落　末蟄虫咸俯　始公困　中辟剝　終侯艮内

立冬十月節　初水始氷　次地始凍　末野雞入大水爲蜃　始侯艮外　中大夫既濟　終卿噬嗑

小雪十月中　初虹藏不見　次天氣上騰地氣下降　末閉塞而成冬　始公大過　中辟坤　終侯未濟内

大雪十一月節　初鶡旦不鳴　次虎始交　末茘挺出　始侯未濟外　中大夫蹇　終卿頤

冬至十一月中　初蚯蚓結　次麋角解　末水泉動　始公中孚　中辟復　終侯屯内

小寒十二月節　初鴈北鄕　次鵲始巢　末野雞始雊　始侯屯外　中大夫謙　終卿睽

大寒十二月節　初雞始乳　次征鳥厲疾　末水澤腹堅　始公升　中辟臨　終侯小過内

月之倭名

正月　俗說云。正月元日貴賤往來遞致拜禮、各結和親、稱此月爲親月、今所謂ムツキハ、是ムツヒツキノ訛也。

二月　俗說云。二月和暖、此月天氣還寒更著冬衣、故稱此月爲衣更着也。一說云、所謂キサラキハ、是キヌサラキノ月ノ略也

三月　俗說云。風雨共暖草木彌生、故稱此月爲彌生月。今所謂ヤヨヒハ、是イヤオヒツキノ訛也。

四月　俗說云。四月山家墻根之間溲疏花盛開。故稱此月爲溲疏花月。今所謂ウツキハ是也、ウノハナツキノ訛也。

五月　俗說云。五月農事有時、耕種尤盛採早苗營播殖、故此月爲早苗月、今所謂サツキハ是也、サナヘツノ訛也。

六月俗說云。六月農事畢舊穀皆盡。故稱此月爲皆悉月。今所謂ミナツキハ。是ミナツキ月ノ略也。一說云。無水月。是月炎熱殊甚。水泉枯悉。故以無水爲名也。

七月俗說云。七月俗人稱借與織女ミミ披露書於庭戶。故稱此月爲書披月。今所謂フミツキハ。是フミヒロケツキノ略也。

八月俗說云。八月木草漸落。故稱此月爲葉落月。今所謂ハツキハ。是ハチチツキ略也。

九月俗說云。九月夜漏漸長。故此月爲夜長月。今所謂ナカツキハ。是ヨナカツキノ略也。

十月俗說云。十月天下衆神輻湊出雲國。而他國無神。仍都鄙惣無禊祭之禮。故稱此月爲無神月。今所謂カミナツキハ。是カミナシツキノ略也。

十一月俗說云。十一月天頻ニ霜降。故稱此月爲霜降月。今所謂シモツキハ。是シモフリツキノ略也。

十二月俗說云。十二月俗競迎。法師或禮佛名。或令讀誦諸經。東西馳走。故稱此月爲師馳月。今所謂シハスハ。是也シハセツキノ略也。

節日由諸

子日登岳

正月子日。子日遙望四方。得陰陽靜氣。除憂惱之術也。

七日採七種羹

七日採七種。嘗味除邪氣之術也。

同日白馬。性以白爲本。是日見白馬。年中邪氣遠去。

十五日粥煎。

高辛氏之女性其暴惡。世人被厭也。正月十七日(五歟)巷中死。其神爲迷神於道路。此人生好粥。以此祭其靈無咎害。凡作屋產子移徙百恠。則以粥灑四方。灾禍自消除矣。

十七日結射

黃帝爲皇天下時。蚩尤與黃帝爭天下。

三月三日草餅

周幽王浮(淫イ)亂。羣臣愁苦。于時設河上曲水宴。(三字イナシ)向幽王。或人作之(草餅イ)貢于王(幽イ)。王嘗其味爲美。可獻宗廟。周世大治。遂致太平。

五月五日茎涯

高辛氏惡子。乘船渡海。忽暴風。五月五日沒死海中。其靈成水神。以包糸(色歟)□□投海中。變化五色。蛟龍海神惶隱敢不成害。

七月七日索餅

高辛氏小子。七月七日死。其靈無一足成鬼神。於人致瘧病。其存日常飡之。

九月九日飲菊酒

魏文帝七歳。卽天子位。其性聰明有聖德。仙人來於王前持菊花曰。是浮酒今日可飲。長壽之術也。

十二月晦日夜厭儺鬼

高辛氏子。十二月晦夜死。其神成鬼。致疾疫。因之以桃也弓葦矢逐疫鬼静。國家又河邊幷道路。散供之。

年齒

七竹馬曰悼知母　八知父　九知禮　十抛丱入學　廿抛角若冠　卅成立建業

有室　卌不惑或强仕　五十知命練事艾服官政　六十耆丁年辨(離イ)指使耳順

七十傳家事任子孫致仕縱心懸車　八十鳩毛耆老　九十鳩杖日施靜居　百期頤

自竹馬鳩車至而立强仕迄ノ願文廿卅　函中之志學十有五而〻〻　而立卅而立注

有リ所成立也　不惑卌而〻〻孔安國曰不疑惑也　知命五十而知天命孔安國曰知天命終始

耳順六十而〻〻鄭玄曰〻〻聞其言知其ソノクハシキ微旨トイフハ　不踰矩七十從心ノ所欲〻〻馬融曰矩從心ノ所欲無非法也

已上見論語

函中人生十年曰幼學モノマナフ　廿曰弱冠　卅曰壯有室

卌曰强而仕　五十曰艾服官政艾老也　六十曰耆指サシツカフ使

七十曰老而傳一家事任子孫　八十九十曰耄音夢　七年曰悼憐也

悼愛也　悼與耄雖有罪不加刑　百年曰期頤平時反

已上見禮記

年代歷

大寶三年大寶四年五月十日改元五年正月十一日改元　慶雲四八年九月三日改元三年十一月十一日改元

和銅七年八年十二月四日改元六年八月六日改元　靈龜二

養老七年廿一年月日改元年　神龜五

天平唯二十箇年九年月日改元　天平勝寶八箇年三、八、十八、改、

天平寶字文八箇年九年月日改元　天平神護二箇年十二、正、一、改、三、八、十九、改元

神護慶雲三箇年四、十、一、改、　寶龜十一　天應一

延曆二十四箇年廿五、三、十八、改、　大同四五、九、廿七、改、　弘仁十四

十一、正、三、改元　十五、六、六、十三、改元
天長十　承和十四
四、四、廿八、改、　四、十一、廿九、改、　四、二、廿、改元
嘉祥　仁壽　齊衡三
三、四、十五、改、　十九、四、十九、改、
天安二　貞觀十八
九、二、廿一、改、　五、四、廿七、改、
元慶八年　仁和四
十、八、十六、改、　四、七、十五、改、　廿三、閏正、十一、改、
寬平九年　昌泰三　延喜二十二箇年
九、四、廿六、改、　八年五、廿三、改、
延長八年　承平七
十、四、廿四、改、　十一、八、廿七、改、
天慶九年　天曆十
五、二、十六、改、　四、七、十、改、
天德四年　應和三
五、八、十二、改、　三、三、廿五、改、
康保四年　安和二
四、十二、廿、改、　四、七、十三、改、
天祿　天延各三年
三、四、十五、改、　六、四、十五、改、
貞元二年　天元五
三、四、廿、改、　三、四、五、改、　三、八、八、改元
永觀　寬和　永延二
二、十一、七、改元　六、二、廿二、改、
永祚一年　正曆五
五、正、十三、改、　六、七、廿、改、
長德四年　長保五

九、十二、廿五、改、六、四、廿三、改、
寬弘八年　長和五
五、十二、二、改、　四、七、十三、改、
寬仁四年　治安三
五、七、廿五、改、　十四、廿一、改、
萬壽四年　長元九
四、十一、十、改、　五、十一、廿四、改、
長曆三年　長久四
三、四、十四、改、　八、正、十一、改、
寬德二年　永承七
六、八、廿九、改、　八、八、二、改、
天喜五年　康平七
五、四、十二、改、　八月廿三日改元承保
治曆四年　延久五
十一月十七日改元承曆　二月十日改永保
承保三年　承曆四
二月七日改元應德　四月七、改、寬治
永保　應德各三年
十二月五日改元嘉保　十二月十七日改元永長
寬治七年　嘉保二
十一月廿一日改元　承德八月十八日改康和
永長一年　承保二
二月十、改、長治　四月九日改、嘉承
康和五年　長治二
八月三、改、天仁　七月十三日改、天永
嘉承　天仁各三年
七月十三、改、永久　四月三、改、元永
天永三年　永久五

元永二年　四月十日改、保安　保安四　四月三日改、天治
天治二年　正月廿二日改、大治　大治五　正月廿九、改、天承
天承一年　八月十一日改、長承　長承三　四月廿七日、改保延
保延六年　七月十日改、永治　永治一　四月廿八日改、康治
康治二年　三月廿三、改元天養　天養一　〔七、廿三改、〕天養各二年イ
久安六年　正月廿六日改元十、廿八改　仁平三　久壽二年　四月廿九、改、
保元三　〔四月廿、改、〕近衛院二年即位〔正、十、改〕　平治一年己卯歳
永暦一元庚辰　九月三日改元、辛巳大疱　應保

日計歴

應德元甲子　三百五十五　小大大小大小大大小大小大
二乙丑　三百五十四　小小大小大大小大大小大小
三丙寅　三百八十四五イ　大小小大小大小大大小大大小
寛治元丁卯　三百五十四三イ　大小小大小小大大小大大大
二戊辰　三百八十四　小大小小大小小大小大大小
三己巳　三百五十五　大大小小大小小大小大大大
四庚午　三百五十四　小大大小小大小小大小大大
五辛未　三百八十三　小大大小大小大小大小大小
六壬申　三百五十五　大大小大大小大小小大小大
七癸酉　三百五十四　小大小大大小大小大大小小
嘉保元甲戌　三百八十四　大小大小大小大大小大大小小
二乙亥　三百五十五　大小大小大小大小大大大小
永長元丙子　三百五十四　大小小大小小大小大大大小
承德元丁丑　三百五十四　大大小小大小小大小大大大小
二戊寅　三百五十四　大大小小大小小大小大大小
康和元己卯　三百八十四　大大小大小大大小小大小大小
二庚辰　三百五十四　大大小大小大小小大小大小
三辛巳　三百五十四　大大小大小大大小小大小大
四壬午　三百八十四　小大小大大小大小大小大小大
五癸未　三百五十四　小大小大小大大小大小大大

長治元甲申三百五十四小小大小小大大小大大小大
二乙酉三百八十四大小小大小小大小大大大小大
嘉承元丙戌三百五十四大小小大小小大小大大小大
二丁亥三百八十四大小大小大小小大小大小大大
天仁元戊子三百五十四大小大小大小小大小大小大
二己丑三百五十四大小大大小大小小大小大小
天永元庚寅三百八十四大小大大小大小大小大小大小
二辛卯三百五十四大小大大小大小大小大小大
三壬辰三百五十小大小大小大小大大小大大
永久元癸巳三百八十四小小大小小大小大大大小大大
二甲午三百五十四小小大小小大小大小大大大
三乙未三百五十四小大小大小大大小大小大大
四丙申三百八十四大小大小大小小大小大小大大
五丁酉三百五十四小大大小大小小大小大小大
元永元戊戌三百八十四小大大小大小大小大小大小大
二己亥三百五十四小大小大大小大小大小大小
保安元庚子三百五十五大小大小大小大大小大小大
二辛丑三百八十四小大小小大小大大大小大小大
三壬寅三百五十四小大小小大小大大小大大小
四癸卯三百五十五大小大小小大小大小大大大
天治元甲辰三百八十四小大小大小小大小小大大大小
二乙巳
大治元丙午
二丁未
三戊申
四己酉
五庚戌
天承元辛亥
長承元壬子
二癸丑
保延元甲寅
二乙卯
三丙辰
四丁巳
五戊午
六己未

永治元庚申
康治元辛酉　二壬戌
天養元癸亥　二甲子
久安元乙丑　二丙寅
三丁卯　四戊辰
五己巳　六庚午
仁平元辛未　二壬申
三癸酉
久壽元甲戌三百五十五大大小大大小大小小大小大
閏月天暦以後
天暦元七　同四五　同七正　同九九　天德二
七　應和元三　同三十二　康保三八　安和二
五　天祿三二　天延二十　貞元二七　天元三
二　同五十二　寛和元八　永延二五　正暦二
三　同四十　長德二七　長保元三　同三十二

寛弘元九　同四五　同七二　同九十　長和四
六　寛仁二四　同四十二　治安三七　万壽三
五　長元二二　同四十　長暦三十二　長久三
九　寛德二五　同四八　同七五　治暦三正
延久四七　承保二四　承暦元十二　同四八
永保三六　應德三二　寛治二十　同五七　嘉
保元三　承德元正　康和元九　同四五　長治
二二　嘉承二十　天永元七　永久元三　同四
正　元永元九　保安二五

國堺歴イ本无之可尋頭注。除目執筆誦料也。仍私續加也。
畿内五國山大和　河内和泉攝津國　東海十五
伊賀國　伊志尾參遠駿豆　甲相武安上下常
東山八國近美濃　飛信上下野奥出　北陸七國
若越前　加能越越佐渡國　山陰八國丹丹後
馬因伯雲石見隱　山陽八國磨美作　三備藝周
長門國　南海六國紀淡路　阿讃伊與土左國

西海九國又二嶋　筑筑豐豐肥肥日大隅薩摩壹岐對馬
今私加
山城國上田八千九百六十一町　大和國大田万七千八百五十町　河内國大田万千三百卅八町　和泉國下田四千五百六十九町　攝津田上田万二千五百廿五町　伊賀國下田四千五十五町　伊勢國大田万八千百卅町　志摩國下田百廿四町　尾張國上田万千九百卅町　參河國上田七千五十四町　遠江國上田万三千六百十一町　駿河國上田九千六十三町　伊豆國下田二千七百十町　甲斐國上田万二百卅九町　相摸國上田三万五千七十四町　武藏國大田三万五千七十四町　安房國中田四千二百卅五町　上總國大田二万千八百七十六町　下總國大田二万千四百卅二町　常陸國大田四万九千九百十二町　近江國大田三万三千四百五十町　美濃國上田萬四千八百卅三町　飛驒國下田六百十五町

信濃國上田三万七千四百六十町　上野國大田三万三百卅六町　下野國上田二万七千四百六十町　陸奥國大田五万千百六十二町　出羽國上田二万百十九町　若狹國中田三千七十七町　越前國大田四万七千五百二町　加賀國上田万二千七百六十六町　能登國中田八千二百五町　越中國上田万七千九町　越後國上田萬四千九百九十七町　佐渡國中田三千八百七十町　丹波國上田万八百五十五町　丹後國中田四千七百五十六町　但馬國上田七千百十五町　因幡國上田七千九百十四町　伯耆國上田八千八百卅一町　出雲國上田九千九百六十八町　石見國中田四千八百四十四町　隱岐國下田五百八十五町　播磨國大田二万四百十四町　美作國上田萬千廿一町　備前國上田万三千百八十五町　備中國上田万二百廿七町　備後國上田九千二百一町　安藝國上田七千八百卅四町　周

防國上田七千八百卅四町　長門國中田四千九百二町　紀伊國上田七千百九十八町　淡路國下田二千百卅七町　阿波國上田五千四百十四町　讃岐國上田万七千九百卅三町　伊豫國上田萬五千百廿一町　土左國中田六千四百五十六町　筑前國上田万八千八百卅二町　筑後國上田二万三千八百廿八町　豐前國上田万三千二百七十八町　豐後國上田七千五百四町　肥前國上田三千四百六十二町　肥後國大田二万三千七百七町　日向國中田八千二百九十八町　大隅國中田千七百十七町　薩摩國中田五千五百廿一町　壹岐嶋下田百五十八町　對馬嶋下田

諸國

畿內五（山大河泉下攝）　東海十五（伊勢志尾參遠駿豆下甲相武安總〻大常）

東山八（江濃飛信野野奧羽）　北陸七（若越賀能越〻佐）

山陰八（丹〻中馬因伯雲石隱）　山陽八（播備美備〻蓺周長）

南海六（紀淡阿讃豫土）　西海十一（筑〻豐〻肥〻日隅薩壹對下）

今案。

河內國（神護景雲四年停河內職爲攝津國司）　和泉國（靈龜二年割河內國大鳥日根兩郡爲國）

攝津國（延曆十三年停攝津職爲國司）　安房國（養老二年割上總國四郡爲國）

出羽國（和銅五年始置之十月割陸奧最上置賜二郡隷出羽國）　加賀國（弘仁十四年割越前國江沼加賀二郡爲國）

能登國（靈龜二年割越中國四郡爲國）　越後國（大寶二）（同年割越中四郡爲國）

丹後國（和銅六年割丹波國五郡爲國）　美作國（同年割備前國六郡爲國）

大隅國（同年割日向國四郡爲國又天長元年停多褹嶋隷大隅國）

陸奧　出羽　佐渡　壹岐　對馬國等（已上五箇國爲邊要）

四堺付四角

會坂關門。　大枝龍花。

今案。會坂。（東在近江國。）關門。（南在攝津國。）大枝。（西在丹波國。）龍花。（北在若狹國。）公家被行四角四堺祭之時。四堺者如上。其四角者。宮城四維是也。

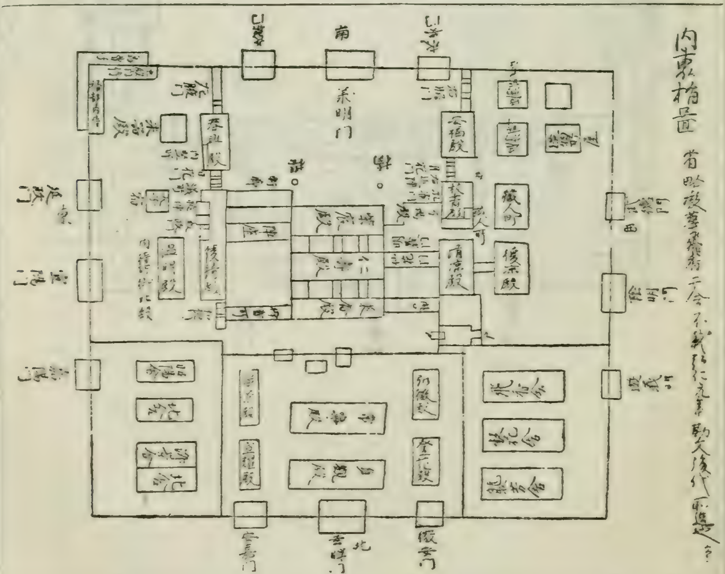
三關　勢多。鈴鹿。不破關。
今案。勢多。在近江國栗太(太イ)郡。鈴鹿。在伊勢國鈴鹿郡。不破。在美濃國不破郡。令義解云。三關者。鈴香(鹿イ)。不破。愛發(アラチ)也。愛發者。在越前國敦賀郡。而今以勢多爲關者。

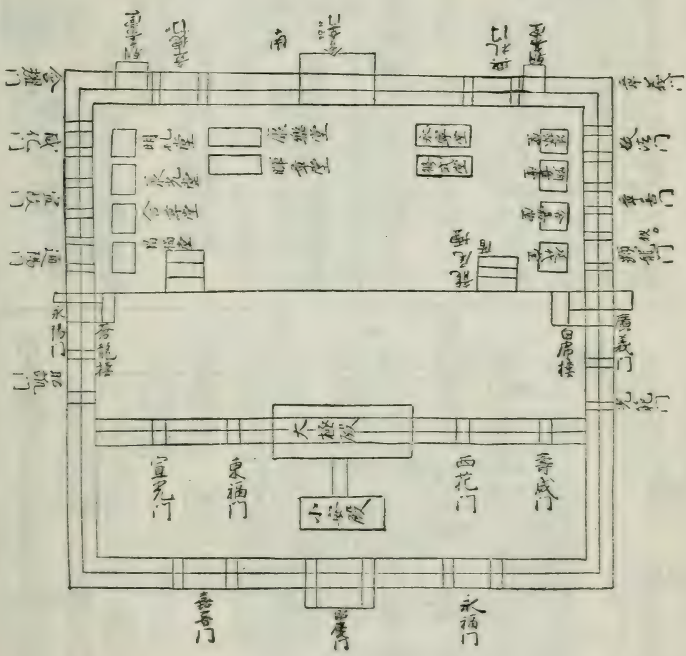
三橋　山太。近二。宇三。說〻山太山埼橋。近二近江勢多橋。宇三山城宇治橋。

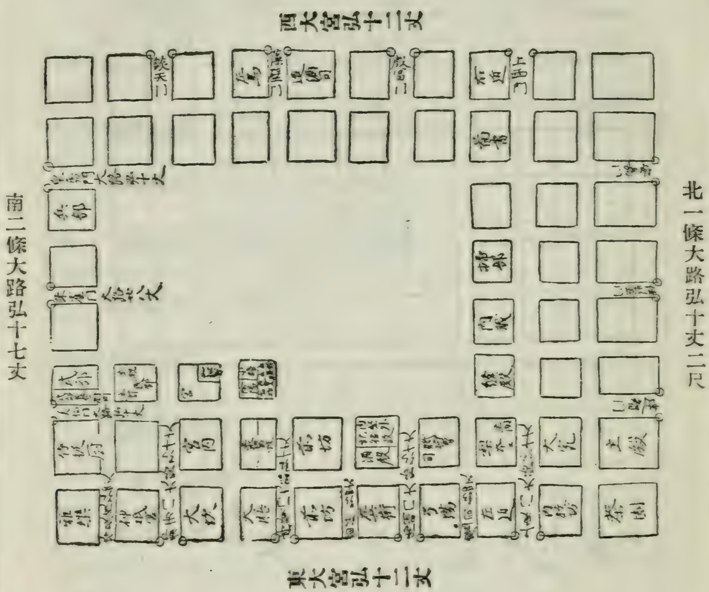
京地歷

宮城指圖。省略。或記云。弘仁九戊戌題殿門等額。
嵯峨天皇弘仁元年戊戌。懸諸門額。東面額逸勢書之。南面幷談天門弘法大師御手跡也。西面道風書之。天德比人。北面嵯峨天皇書之給云々。
頭注。自弘仁元年至于天德百四十八年也。

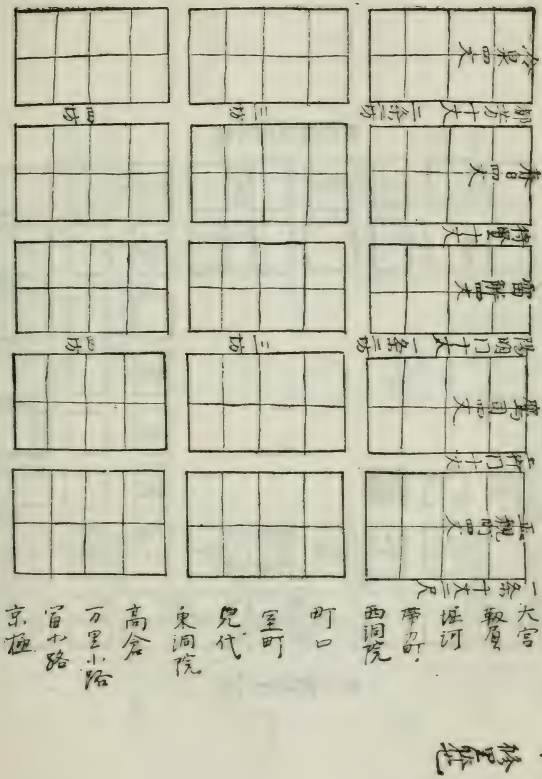
門號起事取往名云々。
陽明門。山氏造之。待賢門。建部氏造之。郁芳門。的氏造之。美福門。壬生氏造之。朱雀門。伴氏造之。皇嘉門。若犬養氏造之。歌寮。談天門。玉手氏造之。藻壁門。佐伯氏造之。殷富門。伊〔福部〕造之。安嘉門。〔海犬養氏〕造〔之〕。兵司。偉鑒門。元者玄武門也。猪養氏造之。號不開門。達智門。丹治氏造之。

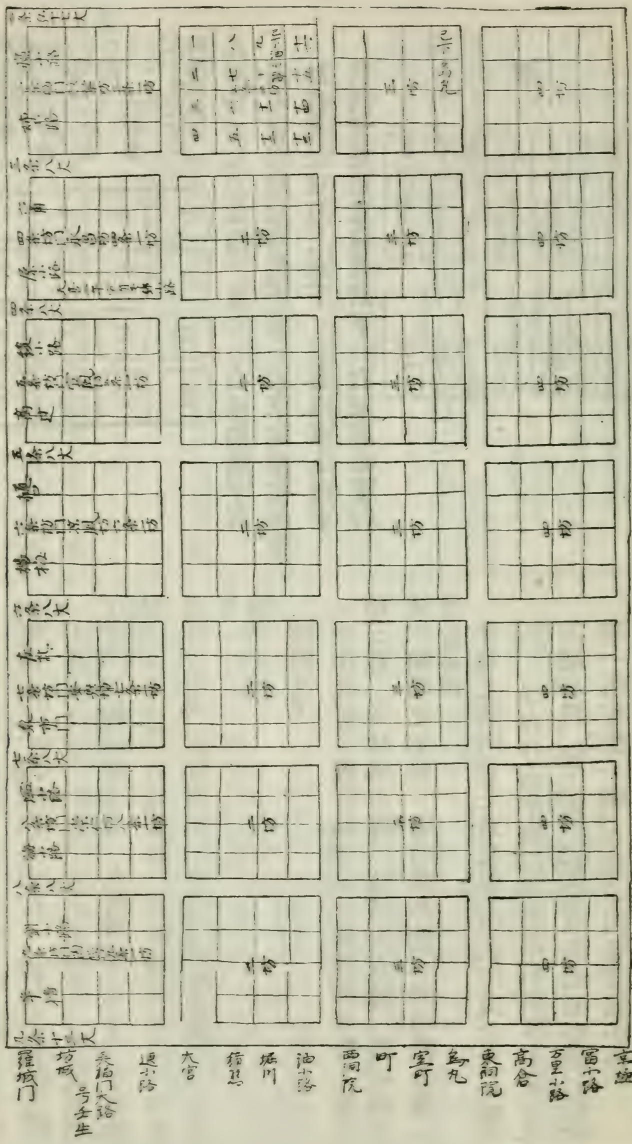



南
大極殿
宣光門
東福門
西花門
白虎樓
永福門

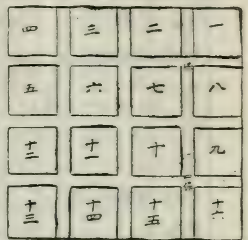

西大宮弘十二丈
北一條大路弘十丈二尺
南二條大路弘十七丈
東大宮弘十二丈

京中指圖



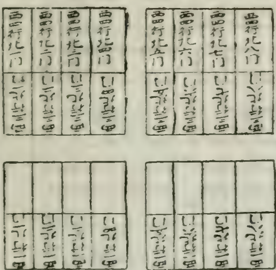

羅城門
坊城
朱雀門大路
大宮
猪熊
堀川
油小路
西洞院
町
室町
烏丸
東洞院
高倉
万里小路
富小路
京極

計保者左京從西北南下敷
右京一二七八町爲一保
三四五六町爲二保
十一二三町爲三保
九十十五十六町爲四保



凡計坊者左京起西下東　右京起東下西
計町者左京起西北下南　右京起東北南環
計行者左京西上東下　右京東上西下
計門者左京起西北南下　右京東北下行

西



凡一條之內有四坊。一坊之內有十六町。十六町內有四保。一保之內有四行。一行之內有八門。一戶至長十丈。弘五丈。又五家爲比。五比爲閭。廿五家。四閭爲族。百家。五族爲黨。五百家。五黨爲州。二千五百家。五家爲隣。五隣爲里。廿五家。四里爲𨛍。（百家。五𨛍爲鄙）。五百家。五鄙爲縣。二千五百家。

條路丈數

條路左京

一正土北邊　鷹近勘中一　春炊冷二條　押坊姉三條　角坊錦四條　綾坊高五條　樋坊桃六條
牝坊北七條　鹽坊梅八條　針坊信九條
謂之橫條路

今案土御門以上爲北邊。中御門以北爲一條。已下准之。又春日南半堀川西北路名御厩小路。又具足小路。依天喜二年宣旨改名錦小路。針小路一名安曇（ツマ）小路。九條坊門號唐橋小路。

朱雀坊美匣　大宮猪堀油　西洞町室烏　東洞

高萬富　謂之縱小路。

今案。京極幷堤二路。爲京外故不注之。

又猪猥。(ノクマ)中御門以北名靫負。二條以上爲藍園。其以南爲猪隈。又北小路爲市門。油小路。大炊御門以上爲帶刀町。町。土御門以上爲町口。中御門以下爲町尻。烏丸。中御門以上爲小代。

北極及四路十丈。二條十七。餘條六。南極美福大宮十二。朱雀半路十四丈。洞院八丈。小路四。已上左京。

今案。北極幷四路者。土御門近衛中御門大炊御門大路。各十丈。二條十七丈。餘條六者。三四五六七八條。各八丈。南極幷美福大宮者。各十二丈。及諸小路皆四丈。

凡兩極通計。南北一千七百五十三丈。東西一千五百八丈。

條里町門

一條有四坊。一坊十六町。四町爲一保。一保分四行。一行立八門。左京西北行。右京東北下。

今案。一條有四坊者。上東門以下待賢門以上四町爲一條。待賢門以下二條以上四町爲二條。其餘准之可知之。

四坊者。一坊。大宮以東西洞院以西。上東門以下待賢門以上朱雀半路以東大宮路以西爲一坊。坊之起自西北行于南順下逆上輪環計之。其西北角爲第一町乃至東北角第十六町。

二坊。大宮以東西洞院以西。三坊。西洞院以東東洞院以西。四坊。東洞院以東京極以西。

四町爲一保者。一坊十六町內分爲四保。定西北四町爲一保。西南四町爲二保。東南四町爲三保。東北四町爲四保。

一町分四行者。東西一町內分爲四行。以西北角爲西一行。次東爲西二行。次東爲西三行。次東南角爲西四行。

一行有八門者。南北一町內分爲八門。相從四行若相當。西一行者爲西一行北一門。次南爲西一行北二門。西一行北三門乃至南極爲西二行北八門。又若相當。西二行者卽爲二行北一門。次南爲西二行北二門。乃至南極爲西二行北八門。又若相當。西三行西四行者准之可知之。

坊門

三條教業　四永昌　五宣風　六淳風　七安衆　八崇仁　九陶化　左京坊門

三豐財　四永寧　五宣義　六光德　七毓財　八延嘉　九開建　右京坊門

（イ本无之以口遊注今可加入也）今案。延暦十三年十一月廿一日。造京式京中大小路幷築垣。堀溝條坊。使從四位下民部大輔兼東宮學士右衞門督伊豫守菅原朝臣眞道。正五位行右少弁兼春宮亮藤原朝臣葛野麻呂。判官從五位下行式部大丞兼大學助和氣朝臣廣世。正六位上行治部少丞藤原朝臣眞成。正六位上行中衞將監橘朝臣眞甥。主典正六位上行民部少錄飛驒國造靑海。從六位上右京少屬郡忌寸國守。從六位下攝津首住吉朝臣濱主。從六位下行相摸大目下道朝臣繼成等。奉詔撿錄貢奏。

宮城歷

殿

紫震（宸）仁壽。承香常寧。貞觀是正。（已上五殿起于南行于北皆卯酉建之）春興宜陽。綾綺溫明。麗景宣耀。（已上六殿起于東南行于北〔東〕皆子午建之）安福按書。淸涼後涼。弘徽登華。（已上六殿起于西南行于北〔西〕皆子午建之）大極豐樂。神嘉武德。

今案。紫震（宸）。（俗云南殿）常寧。（云后町）貞觀。（云御匣殿）溫明殿。（在綾綺殿東）後涼殿。（在淸涼殿西）大極殿。（朝堂院正殿名）豐樂殿。（豐樂院正殿名。元名乾臨閣。而與神泉苑正殿同名。仍改之）武德殿。（謂之射場殿）神嘉。（中院正殿名）

舍

昭陽淑景。飛香凝華。襲芳是舍。

今案。昭陽。（梨壺）淑景。（桐壺。已上東邊起于南行于北。各二字）飛香。（藤壺）凝花。（梅壺）襲芳。（雷鳴壺。已上西邊起于南行于北。各一字）

今案。凝華飛香二舍。不載弘仁九年勘文。爰知後代所造。其年未詳。

堂

昌福含章。承光明禮。延休含嘉。顯章延祿。永寧修式。暉章康樂。顯陽觀德。永觀明儀。朝集淸暑。東華西華。

今案。昌福含章。承光明禮。（已上四堂大極殿東邊從北邊）延休

含嘉顯章延祿。已上四堂大極殿西邊從北起。永寧。延祿東。修式。承寧北。暉章。修式東。康樂。暉章南。朝集。會昌門外西堂名也。上謂之八省。顯陽。豐樂殿東北。觀德。顯陽南。永觀。顯陽西北。明儀。永觀南。已上豐樂院。清暑。不老門南。東華。不老門東。西華。同西堂。

院

朝堂。豐樂。中和。眞言。文章。勸學。奬學。學官。施藥。崇親。乳牛。造紙。

今案。朝堂。云八省。中和。云中院。文章。北堂。勸學。南堂。藤氏。奬學。王氏源氏。勸學西。學官。楠氏。弘文。和氣氏。勸學北。施藥。悲田。崇親。藤原氏女。乳牛。俗云乳牛司。造紙。一云帋屋。

已上文章院以下九院非宮城之院。

樓

蒼龍白虎。棲鳳翔鸞。棲霞霽景。

今案。蒼龍。龍尾道東。白虎。同西。棲鳳。應天門東。翔鸞。同西。棲霞。豐樂殿東北。霽景。同西北。

房

華芳桂芳。蘭林是房。已上玄暉門北。

門

建禮春華修明南。承明長樂永安內。朔平式乾玄暉北。安嘉徽安是內門。建春東門宣陽內。嘉陽延政是北(マヽ)南。宜春(秋イ)西門陰明內。遊義武德是北南。日華南東月華西。左腋右腋恭禮(化イ)門。內衙宣仁敷政門。左右靑瑣仙華門。神仙和德中和門。

已上卅二門禁有中諸門名。

今案。建禮。禁省南門。春華修明。建禮東西。承明。建禮內(北イ)。長樂永安。承明東西。朔平。禁省北門縫殿陣。式乾。朔平西。玄暉。朔平內。安嘉徽安。玄暉東西。建春。禁省東門左衞門陣一云外記門。宣陽。建春門內。嘉陽延政。宣陽北門。宜春(秋イ)。禁省西門右衞門陣。陰明。宜春內。遊義武德。陰明北南。日華。春興宜陽南殿之間左近陣。月華。安福按書南殿之間左近衞陣。左掖。日花南。右掖。月花南。中和。中院南門。

應天長樂永嘉南。昭慶嘉喜永福北。宣政通陽盛化東。章善敬法顯親西。會昌章德含輝東。興禮章義是西門。宣光東一東福二。西華西一壽成二。昭訓東門光範西。永陽廣義樓東西。已上廿五

門八省諸門名。

今案。應天門。八省南門。長樂永嘉。應天東西。昭慶。北門。嘉喜永福。昭慶東西。宣政。東門。通陽盛化。宣政北南。章善。西門。敬法顯親。章善北南。會昌。應天內門。章德。會昌東。含輝。章德外東通北門。興禮。會昌西。章義。興禮外西通北門。宣光。大極殿東廊第一北門。東福。第二。西華。西廊第一北門。壽成。第二。昭訓。龍尾道東通小門。光範。同西通小門。永陽。蒼龍樓通小門。廣義。白虎樓西小門。

豐樂禮成崇賢南。不老儀鸞高陽嘉樂。延明陽祿含利北。開明萬秋吉德福來。陽德靑綺白綺西。

已上十七門豐樂院諸門。

今案。豐樂。南門。禮成崇賢。同東西。不老。北門。儀鸞。同門內。高陽嘉樂。儀鸞東西。延明。東門。陽祿含利。同北南。開明。高陽門東南通小門。萬秋〔西門〕。吉德福來。萬秋門北南。陽德。嘉樂門西〔南〕通小門。靑綺白綺。豐樂門東北西北通小門。

陽明待賢郁芳東。美福朱雀皇嘉南。談天藻壁殷富西。安嘉偉鑒達智北。　上東上西土御門　イ本无之

今案。陽明。近衞內門。待賢。中御門。郁芳。大炊御門。美福。壬生。朱雀。重閣御門。皇嘉。歌司御門。談天。馬司御門。藻壁。西中御門。

〔以下闕〕

（以宮內省圖書寮本謄寫加一校畢）

續群書類從卷第九百三十二

雜部八十二

大内裏抄

大内裏

紫宸殿

南殿ト云。七間四面。朝賀御即位節會朔旦以下の諸の公事幷ニ季御讀經仁王會ナト行ル也。

仁壽殿

七間四面。南殿の北ニあり。内宴相撲蹴鞠觀音供なと此殿ニてあり。承香常寧以下ノ諸殿も政ノ時は。皆御裝束をかさりてそれそれの事を行ふ也。

承香殿

七間四面。仁壽殿の北ニアリ。

常寧殿

后町といふ。七間四面。承香殿の北ニアリ。

貞觀殿

御匣殿トいふ。七面四面。在常寧殿北。

已上五殿は南より起て北に行。皆卯酉に是を建る。

春興殿

七間二面。日華門ノ南ニアリ。

宜陽殿

七間二面。日花門ノ北ニアリ。着陳諸ノ平座ナト此所ニて行ふ也。

綾綺殿

七間四面。宜陽殿の北にあり。

温明殿

別殿ト云。七間四面。綾綺殿ノ東ニアリ。内侍所此所ニマシマス也。

麗景殿（レイケイ）

七間。宣耀殿の南にあり。

宣耀殿（センヨウ）

七間。在麗景殿北。

已上六殿ハ東南より起テ北ニ行。皆子午ニこれをたつる也。

安福殿

七間四面。月花門ノ南ニアリ。

挍書殿（ケウ）

七間二面。月花門ノ北ニアリ。

清涼殿

七間四面。中殿ト云。挍書殿ノ北ニアリ。四方拜小朝拜叙位除目官奏三席御遊以下の公事あまた此殿にて行わるゝ也。

後涼殿（コウ）

七間。別殿といふ也。清涼殿の西にあり。

弘徽殿（コウキ）

七間。清涼殿の艮ニアリ。蹴鞠の例アリ。

登華殿

七間。弘徽殿の北にあり。

已上六殿ハ西南より起て北ニ行。皆子午ニ建也。常寧殿貞觀殿後涼殿弘徽殿なと東宮后宮まします也。時ニ依て かはるへし。

五舎

昭陽舎

五間四面。梨壺と云也。麗景殿の東ニ當て北南ニ相ナラヒ□二宇アリ。

淑景舎（シゲウ）

五間四面。桐壺ト云也。昭陽舎の北ニ當て北南ニ相ならひ二宇あり。

已上東ノ舎南より起て北ニ行。合二宇つつあり。是を諸舎と云也。

飛香舎（キヤウ）

五間四面。藤壺ト云也。弘徽殿の西ニあり。藤花宴此所ニての事也。

凝華舎（キヤウ）

五間四面。梅壺と云也。飛香舎の北ニあり。

襲芳舎（シウ）

五間四面。雷鳴の壺ト云也。凝華舎の北ニあり。

已上西ノ舎南より起て北ニ行。合一宇つつ也。飛香凝花の兩舎弘仁九年の勘文ニ見えす。後代ニ建る歟。其年月古來未詳。

此五舎の內ヲ攝關の直廬給ル。攝政ノ時ハ叙位除目以下ノ公事直廬ニて行事也。

又后宮も飛香舎なとにすみたまふ也。

所々

內侍所

溫明殿にアリ。主殿掃部女官是に候す。

進物所（シンモツシヨ）

月花門の外の南の腋ニあり。節會等の御膳を備進スル所也。

御厨子所（ミヅシ）

後涼殿の面の庇ニアリ。內膳內藏造酒大膳及諸御厨府御贄を以て朝餉弁ニ朝夕の御膳ニ供す。

作物所（ツクモトコロ）

進物所の西にあり。

內御書所（ウチノゴシヨトコロ）

承香殿の東の片庇にあり。延喜御宇ヨリ初テ別當開闔衆ナト也。

挍書所

挍書殿の坤ニあり。

藏人所

挍書殿ニあり。左大臣を別當ニ補す。頭藏人衆雜色出納小舍人等也。

瀧口

御所の近邊ニあり。清涼殿の艮あたる。寛平の時衆を置る。十八廿人時によりて其數不定る也。

藥殿

安福殿の內ニあり。侍醫藥生等是に候す。

納殿

宜陽殿ニあり。累代の御物これに納む。延喜□記にも書法二百卷幷に樂器なと納らるゝよしみえたり。

御櫛笥殿

貞觀殿ノ內ニ有。上﨟の女房を以て別當とす。女藏人也。

一大臣宿所

宜陽殿の東ノ庇ニアリ。大臣大納言ナリ。宿所盧職の曹司也。

左大將宿所

宜陽殿の內の序の角にあり。

右大將宿所

陰明門の內の東の廊にあり。

左右中將宿所

玄輝門の內の東西にあり。

左右の將監ノ宿所

同宿所の艮にあり。

兵衞督ノ宿所

本陣ニあり。

同佐ノ宿所

玄輝門の内の左右にあり。

頭ノ宿所

宿所の舍の北の端ニアリ。二人アル時一人ハ作物所の北ニアリ。左兵衛ノ陣の北を以て宿所とす。五位藏人同舍の南面六位西南ニあり。

内竪（ナイジユ）ノ内ノ候所

春興殿の東にあり。

修理内ノ候所

西南の外の廊の隅にあり。

主油女官（アブラノ）

貞觀殿の東の廂ニアリ。

主殿掃部（カモンノ）内ノ候所

西南の廊の内ニあり。

造酒（サケ）主水（モント）

安福殿の西の庇ニあり。

雷鳴陣（カンナリノ）

大聲三度ニ及時。仰ナシト云ヘドモ大將以下弓箭を帶て御前ニ參候ス。兵衛の陣は紫宸殿ノ前内舍人ハ清涼殿ノ廂ニ立。行成ノ記田后宮別殿ノ時は近衛の陣を分ちて是をつかはすト云々。

近衛ノ陣

左近は南殿ノ東。日花門の内にあり。右近は月花門の内ニあり。

内記所

左近衛の陣の内南のかたにあり。

御輿宿（コシヤドリ）

宣陽門ノ内南の方ニあり。

内諸門

月花門

春興宜陽兩殿ノ間ニアリ。内殿ノ前ノ大庭ノ東面ノ門也。左近衛の陣ト號ス。

月花門

安福按書南殿の間ニアリ。同庭ノ西向ノ門也。右近衛の陣ト號ス。

左掖門

春興殿ノ南ニあり。壁垣の門也東面。

右掖門

安福殿の南ニアリ。壁垣の門也西面。

內衙門

陣座の上ニアリ東面。

恭禮門

內衛門の北ニアリ。東面此門弘仁の定文ニミヘズ。

崇明門

陣座西面。

宣仁門

宜陽殿ニアリ。西面宣仁烏羽院ノ御諱ニアリテ額ヲ放サルヽト云々。

敷政門

宜陽殿ニアリ東面。

明義門

南殿ノ西ニアリ西面。

仙華門

南殿ノ乾明義門ノ北ニアリ。

神仙門

殿上ノ南右青璅門ノ內ニアリ西面。

左青璅門

東ノ方ニアリ西面。

右青璅門

西ノ方ニアリ東面。

化德門

綾綺殿の北ニアリ。又無名門トス。

已上內ノ閤門ハ近衛是ヲ守ル。將曹一人近衛八人ヲ引テ開閉ヲツトム。五人ハ閤門ヲ開ク三人ハ掖門ヲ開。凡諸門トハ內中外ノ三重ノ門ヲ云也。內中ノ門ヲ閤門

ト云外ノ十二門ヲ宮門ト云。內ノ門ハ左右近衞是ヲ守リ。中ノ門ハ左右兵衞是ヲ守ル。外ノ宮門ハ左右衞門ノ守所也。

承明門

五間戶三間。是ヲ宮ノ南面ノ內門ト云建禮門ノ內也。

長樂門

左ノ廂門ト云承明門ノ東ニアリ。

禮安門

右ノ廂門ト云承明門の西ニアリ。射禮例アリ。已上三ノ門ハ南方ノ門也。

玄輝門

三間。是ヲ宮ノ北面鄉仗ノ內門ト云。朔平門ノ內也。二宮ノ大饗此門ノ東西ノ廊ニテ行フ也。一說枇杷ノ陣此門ニアリ。寬元二年ノ或記ニ左兵衞陣之由見えたり。

安嘉門

東ノ廂門ト云玄輝門ノ東ノ方ニアリ。

徽安門

西ノ廂門ト云玄輝門ノ西ニアリ。

已上三ノ門ハ北方ノ門也。

宣陽門

三間。是ヲ宮ノ東西ノ內門ト云。建春門ノ內也。左兵衞の陣是也。

嘉陽門

左ノ廂門ト云宣陽門ノ北ニアリ。

延政門

右ノ廂門ト云宣陽門ノ南ニアリ。

已上三ノ門ハ東方ノ門也。

陰明門

三間。是ヲ宮ノ西南ノ內門ト云宜秋門ノ內也。右兵衞陣是也。

武德門

左ノ廂門ト云陰明門ノ南ニアリ。

遊義門
右ノ廂門ト云陰明門ノ北ニアリ。
已上三ノ門ハ西方ノ門也。
右ノ十二門ハ内裏ノ四方ノ内門也。是モ閤門ト云テ兵衞ノ衞ル門也。右ニシルス所ハ此十二門ノ外ヲ中ノ重ト云。中ノ重ノ殿舍等ハ左ニシルシ侍ル也。

中重殿坊等
中院ノ正殿ト云也。天子社禝ノ神ヲ祭リ給所也。中和院ハ内裏ノ西ニアリ。

武徳殿
是ヲ弓場殿ト云射禮競馬ナト此所ニテ御覽アル也。

栢梁殿（ハクレウ）
是ヲ朱雀院ノ正殿ト云也。常ニカヤ殿ト稱。

政初殿
是ヲ陽成院ノ別殿ト云也。

桂芳坊（ケイハウハウ）
朔平門ノ内ノ東ニアリ。

華芳坊
朔平門ノ内桂芳坊の東ニアリ。

蘭林坊（ランリ）
朔平門ノ内ノ西ニアリ。

樂所（カクトコロ）
桂芳坊ニアリ毎月習ヲシルシテ奏聞ス。或ハ試アリ。

内膳司
宜秋門ノ内北方ニアリ。

贄殿（ニヘドノ）
内膳ノ内ニアリ。太宰府幷ニ諸國ヨリ獻スル所ノ御贄此所治ル也。

釆女町
内膳司ノ東ニアリ。

絲所（イトトコロ）

采女町ノ北ニアリ縫殿の別所也。薬玉ナト
此所ヨリ献ス。

畫(ヱ)所
式乾門ノ東ノ腋ニアリ。一説建春門ノ内ニ
アリト云々。

國史所
宣時ニ仍テ臨時ニ所ヲ定ル也。

女竪(ニヨシユ)所
桂芳坊ニアリ。

中重諸門

中和門
中院ノ南門也。

建禮門
五間戸三間。是ヲ南面ノ僻仗ノ中門ト云白
馬ノ陣是也。射禮相撲ナト此門ニテ行フ也。
又上古ハ由奉幣モ此門ニテ行ハレシ也。

春花門
左ノ廂僻仗門ト云建禮門ノ東ニアリ。左馬
陣是也。

脩明門
右ノ廂僻仗門ト云建禮門ノ西ノ方ニアリ。
右馬陣是也。
已上三ノ門ハ中隔ノ南方ノ門也。

朔(サク)平門
三間是ヲ宮ノ北面ノ僻仗ノ中門ト云縫殿陣
コレ也。

式乾門
西ノ廂ノ僻仗門ト云朔平門ノ西ニアリ。或
記ニ此門僻仗ナシト云々。

建春門
三間是ヲ宮ノ東ノ僻仗ノ中門ト云。又外記
門ト云。左衞門ノ陣コレ也。

宜秋門
三間是ヲ西南ノ中門ト云右衞門陣コレ也。

右七ノ門ハ中重ノ四方ノ門也。南ニ三門北ニ二門東西各一門也。皆兵衛ノ守ル門也。此七門ノ内ヲ中ノ重ト號ス。右ニ注ス所ハ皆中重ノ殿坊以下也。此七門外宮門ノ内ヲ外衞ト稱ス。外衞ノ殿門等ハ又左ニシルシ侍ル也。

神祇官

郁芳門ノ南ノ掖ニアリ。大宮ノ西冷泉ノ北也。神祇官ニハ八神殿アリ。天神地祇ヲ常典ニアリテマツル所也。祈年月次ナドノ祭モ百官此所ニ集テ行フ事也。此外社奉幣使ナトモ皆此官ヨリ發遣スル也。伯副祐史以下是アリ。凡天下ノ神社ノ事マテモ此所ニテ沙汰スル也。百餘年以前迄ハカタハカリモノコリテ奉幣使ナト行ヒ侍リシカ。其後迹ナクナリ侍シ也。但ハ神殿ハ吉田ニウツシ奉テ侍ル也。令ノ釋曰神祇ハコレ人生所重臣下所尊祈福祥求永貞神祇官ノ德ニ歸セサルトコロナシ。今コレニ仍テ淡海公令ヲ撰セラレシニモ以神祇官置太政官上云々。

太政官

郁芳門ノ大路ノ北美福門ノ西大炊御門ノ北壬生ノ西也。太政官トハ朝家政ヲ成敗スル所也。八省及百官大小ノ事皆此所ニテ決スルモノ也。大臣納言參議辨少納言外記史皆太政官ノ被官トシテ政務を沙汰スル者也。令ノ釋ニ曰。太政官ハこれ社稷の鎭守國家の管轄也。主命を奉て號令ヲ施シ奸僞を退て賢良をすゝめ。百官の法則たる所萬民の瞻仰たる所也。故に二儀の後に次し八省の前に居所也ト云々。

八省院ノ殿門諸堂

大極殿（タイコク）

九間四面。朝堂院ノ正殿八省院ト云是也。又

中臺の最大殿ト云。鴛鴦の瓦をふき金瑠玉礎也。八省院トハ天子聽朝卽位又大嘗會朝賀節會以下の公事奉幣御齊會季御讀經なども此所にて行はるゝ也。

小安殿（コアトノ）

七間三面大極殿の北ニあり。

昌福堂（シヤウフク）

七間大極殿の東の方北より第一の堂也。龍尾道の南にあたる。

含章堂（ガンセウ）

九間昌福堂の南にあり。北ヨリ第二ノ堂ナリ。

承光堂

九間含章堂の南にあり北第三。

明禮堂（メウレイ）

十五間承光堂の南北第四。

延休堂（エンキウ）

七間大極殿の西方北ヨリ第一の堂也。龍尾道の南にあたる。

含嘉堂（ガンカ）

九間延休堂の南にあり。北ヨリ第二の堂也。

顯章堂

九間含嘉堂の南にあり。北第三。

延祿堂

十五間顯章堂の南北第四。

永寧堂

七間是を次の東の堂と云 延祿堂の東にあり。卯酉の堂也。

修式堂（シユシキ）

七間是を此の堂ト云 永寧堂の北にあり。卯酉の堂也。

暉章堂（クイシヤウ）

七間是を次の東の堂と云 修式堂の東にあり。卯酉の堂也。

康樂堂
七間是を南面の堂と云 暉章堂の南にあり。
卯酉の堂也。

朝集堂
九間應天門の內 會昌門の外 東西に二宇あり。右九間の堂是を東西の堂ト云也。以上八省院の十二堂トいふ。弘仁勘文にのする所也。

蒼龍樓
八間是を龍尾堂の東の樓と云。樓の上ニ小閣あり。

白虎樓
八間是を龍尾堂の西の樓と云。樓の上に小閣あり。

栖鳳樓
方四間是ヲ應天門の東の樓ト云也。

翔鸞樓
方四間これを應天門の西の樓ト云也。
已上八省院の四樓也。

應天門
五間戸三間。二閣是を八省の朝堂院の南面の外の門ト云也。
洛都宮城の門を應天門ト云事ハ政道天ニ應する心也。唐ニモ天子の應門とて群臣ト事を決するの朝應門の內にあり。故に應門を以て朝門トする也。

長樂門
左の廂門と云。應天門の東西の朝集堂の南にあり。

永嘉門
右の廂門ト云。應天門の西面の朝集堂の南にあり。

昭慶門
已上三の門は八省院の南方の門也。

五間戸三間。是を北面の外の門トいふ。

嘉喜門

東の廂門ト云。昭慶門の東にあり。

永福門

西の廂門トいふ。昭慶門の西にあり。

已上三の門ハ北の方の門也。

宣政門

五間戸三間。是を東西の外の門トいふ。

通陽門

左の廂門ト云。宣政門の北ニあり。

盛化門

右の廂門ト云。宣政門の南にあり。

章善門

五間戸三間。是を西面の外の門トいふ。

敬法門

左の廂門ト云。章善門の南にあり。

顯親門

右の廂門トいふ。章善門の北にあり。

已上三の門ハ西の方の門也。

含暉門

是を章德門の外の東門といふ。

章義門

これを興禮門の外の西門トいふ。

已上二ノ門ハ東西ノ外ノ門也。右ノ東西各三ノ門ノ外ナリ。

會昌門

五間戸三間二閣これを南面の內の門トいふ。

章德門

左の廂門トいふ。會昌門ノ東ニアリ。

興禮門

右の廂門ト云。會昌門の西ニアリ。

已上三ノ門ハ南面ノ內ノ門ナリ。應天門ノ北ニアタル也。

宣光門
是ヲ北面ノ東ノ復通廊ノ第一ノ門ト云。
東福門
是ヲ次ノ西第二ノ内ノ門ト云。
壽成門
是ヲ北面ノ西ノ復通廊ノ第一ノ内ノ門ト云。
西華門
是ヲ北面ノ西第二ノ門ト云。
昭訓門
是ヲ宣光門ノ南ノ方ノ東向ノ門ト云。
光範門
是ヲ壽成門南ノ方ノ西向ノ門ト云。
永陽門
是ヲ昭訓門ノ東南ノ東向ノ門ト云。
廣義門
是ヲ光範門ト南北ノ通門ト云。

右二十五門八省院ノ諸門也。弘仁九年ノ勘文ニノスル所也。
豐樂院殿門諸堂
豐樂殿
中臺ノ二重ノ殿閣ト云。モトノ名乾臨閣ト云。シカルニ神泉苑ノ正殿ト同名ナルニ仍テアラタメラルヽ也。豐樂院トハ天子宴會ノ所ニテ節會射禮競馬相撲ナト行ハレ侍ル。即位モ例アリ。
顯陽堂
十九間是ヲ閤門前ノ東ノ堂ト云。豐樂殿ノ東ノ方北ヨリ第一ノ堂也。
歡德堂
十九間是ヲ次ノ東ノ堂ト云。顯陽堂ノ南ニアリ。
永觀堂
十九間是ヲ閤前ノ西ノ堂ト云。豐樂殿ノ西

ノ方キタヨリ第一ノ堂也。或本ニ承觀堂トアリ。

明儀堂

十九間是ヲ次ノ西ノ堂ト云。永觀堂ノ南ニアリ。

淸暑堂

是ヲ不老門ノ内ノ南ノ堂ト云。卯酉ノ堂也。大嘗會ノ五節此所ニテ行也。

東華堂

淸暑堂ノ東ニアリ。

西華堂

淸暑堂の西ニアリ。

延英堂

九間是ヲ儀鸞門公家ノ東ノ堂ト云。

招俊堂

九間是ヲ儀家西門ノ外ノ西ノ堂ト云也。

已上豐樂院ノ九堂ト云是也。

栖霞樓

五間二閣。豐樂殿ノ東北ニアリ。左方也。

霽景樓

五間二閣。豐樂殿ノ西北ニアリ。右方也。

已上豐樂院ノ二樓也。

豐樂門

五間戸三間。是ヲ南面ノ外ノ大門トいふ也。

禮成門

左ノ廂門ト云。豐樂門ノ東ニアリ

崇賢門

右ノ廂門ト云。豐樂門の西に有。已上三ノ門ハ南方ノ門也。

不老門

五間戸三間。是ヲ北西の外ノ大門ト云ナリ。右北の方は一門なり。

延明門

三間是を東西の外之大門と云なり。

陽祿門
北の廂門と云。延明門の北にあり。
含利門
南の廂門ト云。延明門の南にあり。
已上三ノ門は東の方の門也。
万秋門
三間。是を西面の外之大門ト云なり。
吉德門
北ノ廂門ト云。万秋門の北にあり。
福來門
南の廂門ト云。萬秋門ノ南ニ有。
已上三ノ門は西の方の門なり。
儀鸞門
五間戸三間。是を南西の內ノ大門ト云ナリ。
高陽門
左ノ廂門ト云。儀鸞門の北にあり。
喜樂門
右ノ廂門ト云儀鸞門の西に有。
已上三ノ門ハ南ノ方ノ內ノ門ナリ。
開明門
是を高陽門の南東の通門トいふなり。
陽德門
是を喜樂門の南西の通門ト云ナリ。
已上開明陽德の兩門は廊門なり。八省院の含輝章義の兩門のことし。
靑綺門
是を閤の次ノ東北ノ通門ト云。東ノ廊ノ南西ノ中央也。
白綺門
是を閤の次の北の通門ト云。西ノ廊ノ南面ノ中央なり。
逢春門
東ノ廊ノ西面ノ通路なり。
承秋門

西ノ廊ノ東西の通路なり。右豊樂院の十九門なり。

所〻諸院諸陣町〻

内舍人所

中務省の北の門ノ東ノ腋にあり。

内豎所

一本御書所ノ東ニ有。大臣ヲ以テ別當トするなり。厨は大舍人寮の南にあり。

一本御書所

侍從所の南にあり。公卿を以て別當とす。世間の書一本公家に献するを納らるゝ所ナリ月奏あり

大歌所（オホウタ）

圖書寮ノ東ニアリ。上西門ノ内也。

侍從所

外記ノ南ニアリ。厨は美福門ノ内ノ東ノ腋ニアリ。

酒殿（サカトノ）

外記ノ廳ノ東ニアリ。辨別當也。播磨ノ庸米ヲ納テ酒ヲ造ル。藏人所ノ召ニシタカイテ是ヲ進ス。尋常一度ニ九升ヲカキリトス。廿糟モマタ召ニ隨テ是ヲ獻スル也。

已上内中重ナトニアル所ニハ其下ニシルシ畢ヌ。諸衞諸藏人省諸司諸寮等は中重ノ外宮門ノ内ニアリ。左ニ注ス。

朱雀院

累代ノ後院也。或は四條後院ト號ス。四條ノ北西坊城東四町。

神泉苑（セン）

天子遊覽ノ所也。又祈雨ナト行レシ也。是ヲ乾臨閣ト云。二條ノ南大宮ノ西八町善女龍王常ニ此所ニマミユト云リ。高野大師祈雨ノ法ヲ奉仕セラレシ時モ。龍王現シテ雨ヲ降シ侍リシト也。上代ハ公卿ノ別當アリ。中

古以來近衞ノ次將ヲ以テ別當トスル也。永享四年普廣院將軍再興セラレシ由ミエタリ。
嘉祥二年五月神泉苑ニ行幸。公卿終日宴樂大學ノ博士文章博士等詩ヲ賦ス。

眞言院

八省院ノ北ニアリ。承和元年弘法大師大唐ノ內道場ニ準シ申受テ建ル也。則承和二年正月ヨリ始テ後七日ノ御修法ヲ行レ侍ル。是國ノ豐饒ノ法也。仍自昔豐饒安民ノ年ハ此法ヲウケタマハリシ東寺ノ長者ニ勸賞行レ侍ル由ミヘタリ。此分觀音供孔雀經ノ御修法ナトモ行ヒ侍事也。永享年中普廣院將軍再興セラレシ後。長祿比迄モ年々修理ヲ加テ此院ニテ行ヒ侍シカ𪜈。其後大破ニ及テ寬正年中ヨリ紫宸殿ニテ行ヒ侍ル事ニナリ侍ル也。

勸學院

左大臣冬嗣建立ス。藤氏ノ輩ノ學問スル所也。長者宣ニ仍テ氏ノ辨ヲ以テ別當トス。又六位有官無官ノ別當學頭年擧ナトアリ。三條北壬生ノ西ニアリ。

奬學院

勸學院ノ西ニアリ。源氏ノ輩ノ學問スル所也。又辨ノ別當學頭年擧ナトアリ。在原ノ行幸是ヲ申シ置ト云々。

學館院

橘氏ノ輩ノ學文スル所也。氏ノ公卿別當補ス。然ニ近代橘氏ノ公卿ナキ故別當ノ沙汰ナシ。但氏ノ爵ハ是定ノ人是ヲ擧ス。中古以來九條ノ流是ヲ傳ヘシルナリ。

弘文院

勸學院ノ北ニアリ。和氣氏ノ諸生ノ別所也。和氣淸麿私宅ヲ以テ弘文院ト號シ。內氣ノ

經書數千卷ヲ納置ト云々。
穀(コク)倉院
畿內諸國ノ銅錢無主ノ職由沒官ノ田ナトヲ納テ。年中ノ饗ニモチユ。別當以下アリ。二條ノ南朱雀ノ西ニアリ。
淳和院
天長ノ上皇ノ離宮也。今西院或ハ橘大后宮ト云。モト淳和院ノ仙居也。別當ハ奬學院ノ別當是ヲ兼帶スル也。
施藥院
藤氏光明后宮諸國ノ藥種ヲ申納テ病人ヲ養治スル所也。便アル辨幷ニ以外記別當ニ補ス。東五條ニアリ。
悲田院
施藥院ノ別所。コレモ光明后宮建置ル、者也。同孤子ノ病者ヲ養フ所也。左右ノ京職九ケ條ニ作テ都ノヒロ。幷ニ京中ノ路邊ノ孤子病者ヲ見過ニ隨テ。施藥院悲田院ニヲクリツカハス事也。鴨河ノ西ノ畔ニアリ。
延命(エンミヤウ)院
貞觀年中ニ右大臣藤原良相是ヲ建立ス。藤氏ノ生從病困者幷ニ家藥ナキ輩ヲ養フ所也。勸學院ノ所攝ナリ。
崇親院
是モ同大臣建ヲク所也。藤氏ノ窮女居宅ナキ物ヲ養フ所也。施藥院ノ所攝也。東五條ノ京極ニアリ。
廩(リン)院
諸國ノ庸租米ヲ納置テ公用ニ宛ル所也。民部省ノ東ニアリ。
醬(シユフ)院
大膳ノ別院也。大膳職ノ西ニアリ。
供御(クゴ)院
畿內ノ御稻ヲ納テ供御幷ニ中宮ノ御飯ニ宛

ル也。以次將預トス。大炊寮ノ內ニアリ。

乳牛院

豐樂院ノ別所。別當乳師預ナトアリ。右近馬場ノ西ニアリ。

紙屋院

圖書ノ別所也。諸ノ紙ヲコシラヘ置所也。野宮ノ東ニアリ。

漆屋

內匠ノ別所也。上西門ノ北ノ腋ニアリ。

鷹屋院

紙屋ノ北ニアリ。

已上諸院カクノコトシ。中和院ハ中重ノ內ニ記ス。八省院豐樂院外衞ノ內ニアリ。ヨテ更ニ諸院ノ內ニノセサル所也。

鴻臚館

七條朱雀ニアリ。昔百濟國ヨリ來朝セシ僧尼ナト此館アル也。臚ハ腹ノ前鴻ノ鳴トキ聲ヲ出ス處也。故ニ鴻臚ハ聲ヲ傳ルト云心處也。異國ノ輩來朝ノ時通事シテ兩國ノ志ヲ傳ル也。延曆都ウツシノ時東西ノ大宮ニ此館ヲ置。弘仁年中ニ東ノ館ヲ東寺トシテ弘法大師給ル。是唐ノ不空三藏ヲ鴻臚ヲ給シ例云々。西ノ館ハ修因僧都ニ給リシト也。

園ノ池

內膳別所一條大宮ニアリ。

藥ノ園

典藥寮別所。

茶園

主殿寮ノ東ニアリ。

宴松原

宜秋門ノ北掃部寮ノ西近衞ノ南朱雀ノ西。天平年中松原ノ宮ニ行幸アリテ曲水ノ宴アリ。コレヨリ云歟。

諸陣

左右ノ近衞兵衞々門馬白馬縫殿枇杷等の陣
皆右トコロ〳〵ニ記畢ヌ。
神祇官町
春日ノ南堀川ノ西ニアリ。
官ノ厨家（チウゲ）
中御門ノ北堀川ノ西。
外記ノ町
中御門ノ北大宮ノ東。
大舍人ノ町
鷹司ノ北靫負ノ東。
內藏一町
近衞南堀川ノ西。
縫殿一町
正親町ノ北西洞院ノ西。
織部一町
鷹司ノ北猪隈ノ西。
木工ノ町
二條ノ南大宮ノ東。
正親町
正親町ノ北西洞院ノ北。
內膳ノ町
土御門ノ北烏丸ノ西。
大學寮一町
二條ノ南三條坊門ノ北。
采女町
土御門北東洞院ノ西。
帶刀ノ町
一條ノ南堀川ノ東。
左京ノ町
姉小路ノ北坊城ノ西。
東宮ノ町
中御門ノ南太宮ノ東。
修理職寮ノ一町
近衞南大宮東。

修理職領二町
　近衞南西舊院東。
左近衞ノ四町。
　土御門南西洞院ノ西。
左衞門府
　鷹司ノ南大宮東。
右衞門府四町
　土御門南西洞院ノ東。
左兵衞ノ町
　近衞南堀川ノ東。
使(シ)廳
　近衞北堀川ノ西。
左(サ)獄(ゴク)
　近衞ノ南西洞院ノ西。
內(ナイ)竪(シ)町
　鷹司ノ北堀川の西。
內敎坊ノ町
　土御門ノ北堀川ノ西。
女官ノ町
　土御門ノ北堀川ノ東。
眞言院町
　春日南堀川西。
後院四町
　五條坊門ノ內大宮ノ東。
同四町
　三條ノ南大宮ノ西。
東寺四町
　唐橋南　大宮西。
東ノ市屋
　七條坊門ノ南猪隈東。
市領(シレウ)十一町
內町三町ハ七條ノ坊門ノ南大宮ノ東外町八
町ハ左牡ノ南堀川ノ西。
　已上宮城ノ內ノ町々如此。

宮城門

陽明門

五間戶三間。東面北ヨリ第一ノ門也。近衞ノ御門ト號ス。

待賢門

五間戶三間。陽明門ノ南ニアリ。中御門ト號ス。

郁芳門

五間戶三間。待賢門ノ南ニアリ。大炊御門ト號。

已上三ノ門ハ東面ノ門也。東ハ東ノ大宮ノ大路弘サ十二丈也。

美福門

五間戶三間二閣。南面東ヨリ第一ノ門也。壬生ノ御門ト號ス。延曆年中ニ十二門ヲ作ル時。此門ハ壬生氏コレヲ造ルニヨリテ壬生ノ御門ト號スルト也。

朱雀門

七間戶五間二閣也。重閣ノ御門ト號ス。美福門ノ東南面ノ中央ノ門也。長安ノ南面皇城門ノ故ニ朱雀門ト云。大明宮ノ南面ニ五門ア。リ正面ヲ丹鳳門ト云。朱雀ト其儀一也トミヘタリ。

皇嘉門

五間戶三間二閣也。朱雀門ノ西ニアリ。歌司ノ御門ト號ス。

已上三ノ門ハ南面ノ門也。南ハ二條ノ大路弘サ十二丈也。

談天門

五間戶三間。西面南ヨリ第一ノ門也。馬司ノ御門ト號ス。

藻壁門

五間戶三間。談天門ノ北ニアリ。西中ノ御門ト號ス。

殷福門

五間戸三間。藻壁門ノ北ニアリ。西近衛ノ御門ト號ス。

已上三ノ門ハ西面ノ門也。西大宮ノ大路弘サ十二丈也。

安嘉門

五間戸三間。北面西第一ノ門也。兵庫司ノ御門ト號ス。

偉鑒門

五間戸三間。安嘉門ノ東ニアリ。不開ノ御門ト號ス。或説花山院御出家ノ時門ヨリ出マシマス。其後此門ヲ開サル歟ト云々。大嘗會ノ齋場所。偉鑒門ヲサリテ北八十二丈ヲ點ストミヘタリ。

達智門

五間戸三間。偉鑒門東ニアリ。多天（千歟）井門ト號ス。

已上三ノ門ハ北面ノ門也。北ハ一條ノ大路弘サ十丈。

右十二門ハ宮門ト云也。

上東門

陽明門ノ北ニアリ。是モ東面ノ門也。土御門ト號ス。又或書ニ東會廂門ト云也。

上西（サイ）門

殷富門ノ北ニアリ。西面ノ門也。西土御門ト號ス。又西會廂門ト云リ。

右二ノ門ハ十二門ノ外ノ宮門也。已上十四宮城門皆衛門ノ守ル門也。衛門ノ守所是ヲ宮門ト云。兵衛ノ守處是ヲ閤門ト云也。凡宮城ノ門ハ衛士ヲシテ守ラシムル也。美福郁芳待賢陽明上東達智等ノ門ハ左衛門府是ヲ守。皇嘉談天藻壁殷富上西安嘉等ノ門ハ右衛門府是ヲ守ル。但朱雀門ハ左右相共ニ是ヲ守ル。偉鑒門ハ左右

年ヲ隔テ互ニ是ヲ守ル物也。右ニ記所ノ殿坊以下ハ皆宮門ノ内也。此外諸司諸寮等事シケキニ仍テ畧テノセス。又宮門ノ外九ケ條ノ内ノ名所世尊寺栅園深_{染歟}殿枇杷及高陽院河原ノ院ナトノ類アマタアリト云ヘモ宮門外ハ猶以テ略シテ。

羅城門

七間_{三歟}戶間二閣。朱雀ノ大路ノ南西ノ大門也。南面ハ九條也。朱雀門ノ南ニアタレリ。朱雀ノ大路ノ弘サ廿八丈也。羅城門ヲ玄武門ト號ス。凡羅城門ハ周ノ國門。唐ノ京城門ノ義也。

殿門ノ額

嵯峨ノ天皇ノ御宇弘仁年中諸門ニ額ヲ懸ル。南面美福朱雀皇嘉ノ三門ハ弘法大師是ヲ書。北面安嘉偉鑒達智ノ三門ハ橘逸勢是ヲ書。東面陽明侍賢郁芳ノ三門ハ嵯峨天皇書シメ給。西面談天藻壁殷富ノ三門ハ小野美材是ヲ書ト云々。又大極殿ハ敏行中將是ヲ書。此外紫宸。仁壽。承香。常寧。貞觀。安福。淸凉。弘徽。登華。春興。宜陽。綾綺。麗景。宣耀。飛香。凝華。襲芳。昭陽。淑景等ノ殿舍以下諸門ニ至迄額ヲ懸ル也。木工頭道風。右大辨佐理。大納言行成。中納言定賴。中納言公經。大和守兼行。入道左府俊房。中納言朝隆。宮內少輔伊行ナト弘仁以來相續テ內裏額書人々也。近クハ後白川院ノ御宇大內裏ヲ作ラセ給ヒシ時。數々門々ノ額法性寺ノ關白書レ侍ル者也。

里內

紫宸殿　東西七間南北五間。

母屋(モヤ)　御帳アリ。御倚子(コイシ)ヲ立ル前ニ師子狛犬アリ。

御後(ゴ)　北ノ廂ヲイフ。

東廂
西廂　御膳(ヲモノ)宿ヲ云。
此ノ障子ヲ賢聖ノ障子ト云。賢聖ヲ畫ク。上ニ色紙方アリ。能書人賢聖ノ銘ヲ書。昔ハ本文ナキ彼等ノ藝能ヲカケリ。又中央ノ間ニ唐花ヲ畫ク。御帳ノ間ノ戸ニ師子狛犬ヲ畫ク。上ニ書ヲ負フ龜ヲカク。本文ノ心トイヘリ。

櫻木ノ事
最初ハ梅トミヘタリ。仁明天皇承和年中ニカレタルニ仍テ櫻ノ木ニアラタメラル丶モノ也。此櫻貞觀ノ比カレ侍リテ僅ニ萠タリシヲ。坂上瀧守ニ仰ヲ守ラセ給ヒシニ枝葉盛也云々。
天德年中內裏燒亡ノ後。造內裏ノ時重明ノ親王ノ家ノ櫻ヲウツシ種ラル。件木モト吉野山ノ櫻モイヘリ。其後造內裏或ハ臨時ニモカレ侍ル時ハ左大將之進ル事也。又代々ニ聞ヘシ花ノ宴モ皆此櫻ノ事也。

橘木事
件ノ橘ノ木ハ延曆都ウツシ以前ノ人家ノ橘也。一說橘ノ木大夫宅ト云ヘリ。柴枝條アラタメス。天德ノ燒亡迄アリシト云々。此モカレヌル時ハ右大將ウヘ進スル事也。

清涼殿
五間中ノ間に御帳左右ニ師子狛犬也。
晝(ヒノ)御座
御帳
四面ニ几帳アリ。西柱ノ角ニ鏡ニ濱床常ノコトシ。
平敷(ヒラシキ)
繧繝疊二帖西ニ中央ニ茵一枚御劍御座ノ南ノ端ニアリ。御硯筥御座ノ南ノ板ニアリ　筆墨龜形ノ水入等アリ。三尺ノ几帳ハ

御座ノ北ノカタニコレヲ立ル也。
大床子三脚
脇息一蠻繪御厨子二脚。
日記御厨子二脚
昔ハ御日記ヲ入レシト也。
置物御厨子二脚
玄上中
鈴鹿中
笛筥蒔海部　小水龍
又笛二　狛犬
狛子四
朝餉　二間南ノ間也。
平敷二枚
東北ニ屛風ヲ立ル。絹屛風也。
二階一脚　押錦
唐ノ匣筥一
硯筥

螺鈿ノ厨子二脚　近代蠻繪ト云々。
御冠筥二　唾壺　手拭筥
熨火筥
几帳一
大床子一脚
火櫃　秋夏コレヲ撤ス。
石灰壇　南第一間東面
四季ノ御屛風
障子　唐繪本文也。
燈樓
鬼間
二間格子也。昔ハ南壁ニ白澤王鬼ヲキル
繪也。北ノ障子際御形二アリ。
御厨子　御膳ノ具ヲ置。
二間
疊二帖ヲシキテ阿闍梨ノ座トス。二間ト
ハ御持僧トシテフタン御殿ニ侍リテ加持

シテ奉ル也。毎日三壇ノ御修法アリ。東寺ノ長者ヲ始トシテ六七人モ御持僧ニ定ル事也。東寺ノ長者多ハ夜居ニ准ス。是ヲ二間ノ夜居ト號スル也。

夜御殿（ヨルノヲトヽ）

四方ニ妻戸アリ。南ハ大妻戸一間也。御帳畫御座ニ月東枕也。

二階厨子御枕ノ方ニアリ。釼璽ヲ案置シ奉ル也。覆衣アリ。御釼ハ東南ニアリ。

燈樓　御帳ノ四ノ角ニアリ。

江記曰。夜御殿ノ火消スヘカラス。是劒璽御タメ也ト云々。

臺盤所三間北ノ間

御倚子

女房簡　袋ニ入。

辛櫃　朱漆。

膳棚　二階臺盤ノカミニアリ。

火櫃

圍碁彈碁

厨子一脚　黒漆菓子ヲ置。

馬形障子

御手水間（ヲテウヅノマ）一間

置物厨子

大床子　圓座アリ。

凡主上御座西ニ向ヘカラサルノ由江記ニアリ。御手水ハ北ニ向ヘキ也ト云々。

上御局（カミノ）　藤局ノ御壺ト號ス。

后女御ナト參上ノ所也。

萩戸

常御所也

上御局　弘徽殿ノ上ノ御局ト號ス。

是モ女御更衣ナト參上ノ所トミヘタリ。

弘廂

北ニ荒海障子アリ。二間ト上ノ御局ノ間ニ昆明池ノ障子アリ。南ノ切妻ニ鳴板アリ。ウチツケサル板也。是ヲ見參ノ板ト云也。

殿上

六間春冬垂幕アリ。又釣蔀アリ。夕陽ノ時ハ蔀ヲ下ス。

上戸小蔀也。主上殿上ヲ覽スル所也。

年中行事障子

此障子ニハ年中ノ公事政ヲ書付侍ル也。東方ニ正月ヨリ六月迄西方ニ七月ヨリ十二月迄ヲカク也。仁和元年三月廿五日ニ昭宣公光孝天皇ニ献ス。先ヨリ初テ禁中ニ此障子ヲ立ラルヽノ由。小野宮ノ記ニミヘタリ。攝關ノ家ニ立ルハ私ノ行事ヲモ書加ヘ侍ル也。

御倚子　覆アリ。

美杖　上ノ戸邊ニアリ。

和琴　北ノ長押ニアリ。

臺盤三脚　切臺盤ハ大臣ノ料也。

大櫃二　四月ヨリ十月ニ至テ是ヲ撤ス。

圍碁彈碁盤　近代冬是ヲ置ス。

簡　日給ノ簡也。袋アリ。

朱辛櫃

硯　橫敷ノ前ニアリ。瓦硯ナリ。

坤ノ角ノ柱ニ蘇芳ノ綱ヲ付テ鈴ヲツクル。小舍人ヲ召時藏人コレヲ引也。二條院ノ御時ヨリノ事也。始ハ馬寮ノ指繩ヲ用ヨシミヘタリ。

棹間　小板敷ノ西ニアリ。

小庭　無名門ノ內ヲ云也。

時簡（フダ）　小庭ニアリ。

膳棚同

燈樓同

下侍（シモサフライ）三間

四面ニ疊ヲ敷侍臣亂遊ノ所也。或又酒宴等此處ニ於テ行。

渡殿（ワタドノ）
北ニ高欄ニソイテ布障子二間アリ。又馬形障子アリ。波稱馬ト號ス。

春興殿
五間二面日花門ノ北ニアリ。內侍所此殿ニマシマス。

宜陽殿　三間二面。月花門ノ北ニアリ。

床子坐　宜陽殿ノ西ニアリ。

陣座　三間二面。

腋陣　在床子坐南。

孔雀間　二間。陣座ノ北ニアリ。

軒廊　三間。紫宸殿ノ西ノ廊也。

小御所　五間四面。清涼殿ノ東ニアリ。

進物所　四間二面。小御所ノ乾ニアリ。

黑戶（クロト）　清涼殿ノ北東ニアリ。

記錄所
四間二面。南殿ノ乾ニアリ。記錄所トハ諸人ノ雜訴ヲ判斷スル所也。後三條院時コトニ興行アリテ寄人ナト選ヒ置レシ事也。

御輿宿（ミコシヤトリ）　月花門ノ南面ニアリ。

裝束使ノ部屋　御輿宿ノ南ニアリ。

宣仁門代　陣座宜陽殿南守ノ間ニアリ。

無名門代　殿上ノ前ニアリ。當時此門ヲ弓場殿代ト號ス。

神仙門代　殿上ノ小庭ノ西ニアリ。

日華門　春興殿ノ南ニアリ。

月花門　宜陽殿ノ南ニアリ。

左衞門陣　當時西ノ四足ノ門ヲ左衞門ノ陣ニ用。

右衞門陣　東ノ四足ヲ右衞門ノ陣ニ用。

承明門代　南ノ門也。

右ノ里內殿門ノ目錄ハ土御門ノ內裏ノ繪ノ

面ヲ以テ横書スル者也。凡近代造內裏ノ事。後深草院ノ御宇建長三年將軍賴嗣執權陸奥守重明極樂寺ト號ス。相摸守時賴最明寺ト號ス。ナト沙汰トシテ造ラレシハ閑院ノ內裏也。花山院ノ御宇文保元年守邦親王執權相摸守高時造營セラレシハ富小路ノ內裏也。後光嚴院ノ御宇貞治五年寶篋院將軍。後小松院ノ御宇應永九年鹿苑院ノ准后等作リ進シラレシハ。土御門ノ內裏也。右文保建長以前ハ當時ノ內裏ニ聊カハレル事トモアルヘシ。貞治應永以來ハ凡當時ノ內裏ニカハル事ナキ歟。仍テ貞治應永ノ繪圖ヲ以テ記侍ル者也。

右者元臣主所藏之本也今幸傳之則納書匣以爲珍寶之者也。

享保十有七壬子歲中夏穀旦義卓

以宮內省圖書寮本謄寫校合畢

續群書類從卷第九百三十三

雜部八十三

桃華雜抄

公卿殿上人地下膳部差別事
臨時客大饗献次第事
五ヶ百烹雜之事
御膳事
臣下交接之時盃酌次第事臨時客大饗等作法也自餘効于此
饗膳事　懸盤
机圖　二階厨子一雙
三尺几帳一本　枕几帳二本
二階　重硯筥下重様

硯筥物具　二階一脚
御笛筥蓋圖　月輪殿下九條亭震殿之圖
後京極攝政平胡籙圖
兒御衣調進事
莊嚴事

公卿殿上人地下膳部差別事

任大臣節會記康平三七十七曰。公卿座前赤木机。弁少納言座黑柹机。外記史座朴机。

江次第大將饗曰。參議座朱木机。殿上人座黑木机。將監將曹座朴木机。

永正十四年十月五日宣胤卿記曰。一條大納言土佐房家拜賀也。公卿衝重。殿上人前。足付。

臨時客大饗献次第事

臨時客記。玉葉文治三正三。一献二献。次居飯汁。次三献。次羞雉羹。四献。次居菓子。五献。次薯蕷粥。

大饗次第曰。一献。二献。三献。飮。次汁。汁膾。小鳥燒物。蚫。但加燒物。四献。鳥羹鶴。次鷄頭草。莖立代。次鮎燒物。裹燒代。五献。夏若栗淡柹已上。蘇甘栗代。次水飯。湯漬代。立后大饗召之。穩座。削氷薯預粥代。

大饗記曰。次立尊者以下机居肴物。一献。二献。居粉熟。三献飯汁。汁膾。雉燒物。四献。雉羹加生蚫。五献。六献。次穩座供肴物。召人參盃酌。兩三巡後供薯蕷粥。

五ヶ百烹雜之事

紀宗國御厨子所預家記曰。延德二年十一月十三日。伏見殿宮御方御髮置。一番五ヶ百十二合。二番御前物六本。三番三本立。

同記曰。明應六年十二月七日。若宮御髮置。五ヶ百六合。献。三献、公家衆ホウソウ也。此時分記。或注。雜烹。盛烹雜。

今案。烹雜者始于明應年中。是爲餛飩。或云粉熟之畧歟。

御膳事

禁祕抄曰。凡御膳大床子御膳。〔上古〕朝夕近代一度供之。朝餉御膳。朝夕。皆一度供之。此御膳等近代主上不着。又只御膳三度。是只女房サハヽカリ〔可イ〕取之。只内々稱小供〔御〕。御乳母沙汰供御三度取着之

江次第曰。公卿朱漆高坏。攝政料四本。大臣三本。一本菓子立後。納言以下二本。殿上人懸盤兼居之。

大炊寮式云。飯器參議已上並朱漆椀。五位以上

葉椀。命婦三位以上藺笥。加筥。五位以上命婦並陶椀。加盤。〔大歌立歌國栖笛工並〕。葉椀。五月五日青柏。七月廿五日荷葉。餘節干柏。

臣下交接之時盃酌次第事。臨時客大饗等作法也。自餘効于此。

中右記。永久六正六曰。臨時客。次一獻。殿下傳右大將。右大將傳內大臣。

愚按。殿下者知足院殿下也。內大臣者法性寺殿下也。雖丞相依爲子息。先ニ轉右大將也。

玉葉文治三正三曰。臨時客。次一獻。予氣色實房。實房起座取盃擬內府。每獻如此。元永例。故殿爲大臣。保延宇治左大臣爲內大臣。其每度爲客之。納言受盃擬主人之子息之丞相也。元永家忠卿。保延實行卿也。賴長爲故殿子也。

猪隈關白記。建仁二正二曰。臨時客。一獻殿下取之給尊者。尊者被擬余。余授高倉大納言。次二獻。尊者依殿御氣色受。頻被辭申。奉殿下。殿下給高倉大納言。起座參進給之。復座。欲擬源大納言。仍余氣色。仍起座進來擬余。余給源大納言也。次三獻。殿下受給如一獻。次四獻。尊者受盃如二獻。次五獻。殿下令取給。

今案。殿下者普賢寺攝政也。余者猪隈關白。于時右大臣。也。內大臣者後久我內府通親公也。殿下右大臣。依父子殿下盃先傳內大臣歟。

同曰記。承元三正二臨時客。一獻。余取之授右大臣。巡流如常。二獻。右府可取盃之由。予令氣色。右府頻固辭。雖然。予猶不受。仍右府取盃與余。余授右大將。三獻。余取盃授右府如一獻。次四獻。尊者取盃與余。余授右大將如二獻。次五獻。余取盃授右府巡流。

余者猪隈關白。于時關白。右大臣者忠經公也。右大將者野宮左府公継公也。

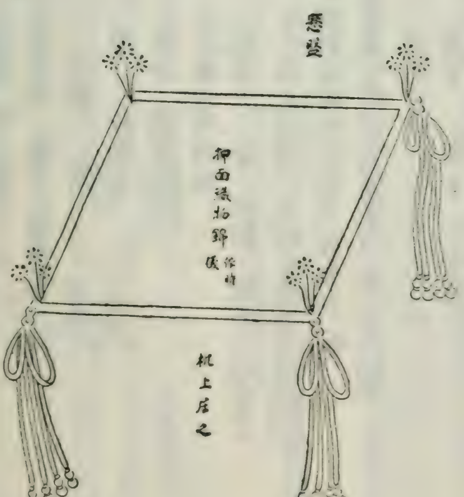
饗膳事

江次第曰。近代用臺三本。不用六本儀。一本箸臺加銀箸木箸。追居四種二窪器二。第二臺追乾物五盃。生物五盃。是膾亦切也。供飯。居中盤居第二臺南。陪膳分盛於分器。居第一臺。次供酒器。三物不居盤。相從銚子。冷汁。相如追物。次溫汁。同上。次居菓子臺。五坏立臺南。

類聚雜要抄云。聟娶御前物臺三本。普通定。第一進。
臺一本居酢鹽二口箸臺。匙。箸二雙。
二進。臺一本。不居物。
三進。大盤一枚。干物五坏。ヨリ切。蒸鮑。燒蛸。干鳥。楚割。干鯛。
四進。大盤一枚。生物五坏。フスマ切。鯉。鯛。鱸。鳥雉。
五進。臺五菓。松子。柏子。干棗。石榴。掻栗。
六進。中盤飯。
七進。中盤。鮑汁加居。鯛平燒。生鮑。窪坏。海月。生鮑。味噌。
八進。酒盞。但返給中盤居之。
九進。酒銚子。
第二三日ニハ不進五菓子。例菓子進之。又進
追物時。羹物八種許也。
銀器。飯垸一ツ。汁坏一ツ。酢鹽二ツ。箸臺一ツ。酒盞。窪坏二ツ。
自餘深草例平盤用之。
永德元年注進寫
饗膳色目。寛元元應例。隨文書所在者也。
菓子　梨子　干棗
干物　干鳥　蒸鮑
生物　鯉　鱸
窪坏物　海月　鮎兒膾
酢鹽　箸匕　無臺
冷汁　汁鱠副實　小鳥燒物
熱汁　鶉羹副鷄頭草加冂蔘
鮎燒物加蚫
追菓子　菱　淡柿　藏各三切盛之
以上饗膳　公卿　衝膳卅前机赤木面白絹
弁少納言膳色目同前。机黑柿。面白絹。
上官饗十前。机朴本十二前。面白絹。
色目
菓子　梨子　干棗
干物　楚割　押鮎
生物　鯉　鱸
窪坏物　海月　鮎兒膾
汁物等同前
穩座肴物事

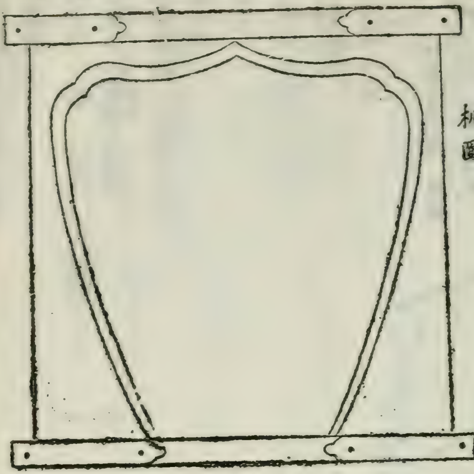
主人三本立。各土高坏繪折敷。
一本菓子干物　一本生物指鹽
一本箸四種物　居白折敷味蔦
納言以下各二本立
一本菓子干物　一本生物指鹽箸四種
渡殿饗十前。諸司机色二種物。生干物。追物八種。諸大夫饗廿前。机同。色目同前。折敷二。
撿非違使饗五前。机同。色目同前。
本所御隨身饗。十前。今度被略之色目同前。
史生饗
立明官人饗
尊者御共。下部等番頭。御牛飼御車副大番仕丁。
以上加點分。以代物可被下行歟。
地下召人饗十前。
生干二種物。汁物二種。追物二折敷。六種也。
此外

鶴羹　生蚫　居繪折敷
次褁燒　蚫　以上四献之
次居菓子　蘇甘栗　枝柿
右注進如件
永德元年七月十一日

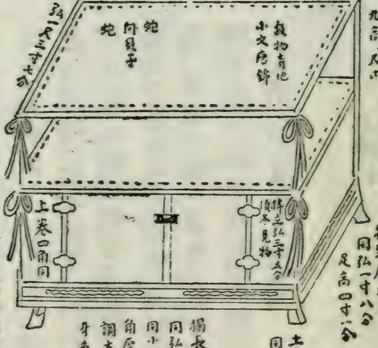


一懸盤（新事類記云）

紫檀地螺鈿。金銅布詩。（高一分餘。）面押織物同打敷。（組小紋。）四角立心葉㭊垂總角。每末付玉纂御座。覆木布詩曰。



机圖



料木檜五寸

三寸半板三丈三尺　弘一尺四寸定

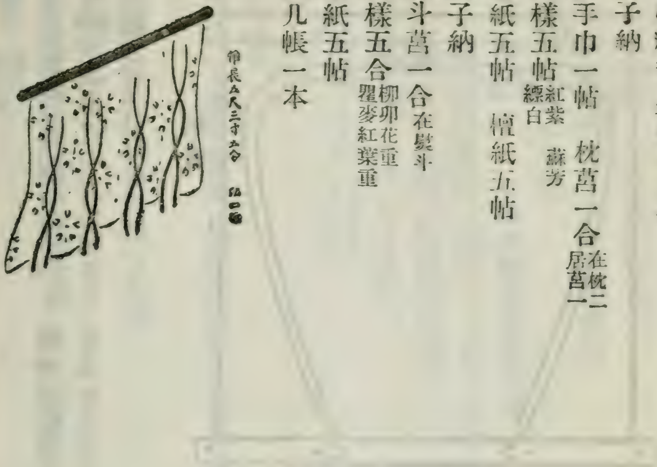
木道單功三百（各百五十饗）

蒔金百廿八兩三分（各六十四兩一分三朱）

漆五升六合

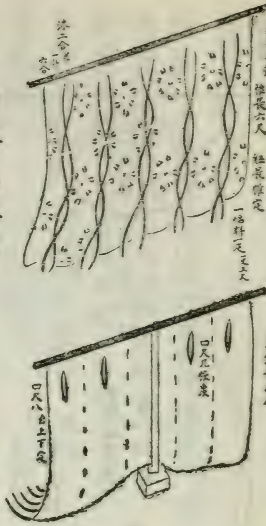
磨料二千疋　裏塗十疋

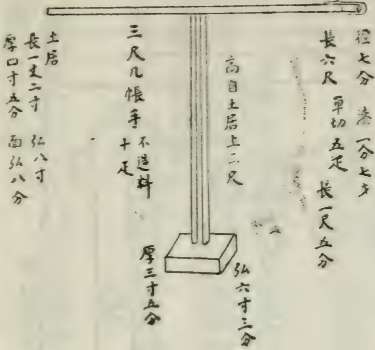
金物料千八百卅二疋
甲厨子納
櫛手巾一帖　枕莒一合在枕二居莒一
薄様五帖紅紫縹白　蘇芳
唐紙五帖　檀紙五帖
乙厨子納
熨斗莒一合在熨斗
薄様五合柳卯花重瞿麥紅葉重
上紙五帖
三尺几帳一本



一帖料絹七丈二尺二寸　纐纈二丈一尺四寸
裏粉張二丈一尺四寸　紐黒蘇芳二丈九尺四寸
一幅四破定
帷几帳四尺定。但長五尺三寸五分。
紐長帷定。弘四幅。一説五幅ニシテ幅ヲ細ク破之。
但臨時美麗ニ調時者。二倍織物。
又浮線綾鳥服等。隨季被用之。於色者有時好。紐村濃又ハ二倍織物。隨帷用之。赤色唐織物。紐平緒定。但如此等隨夏冬用之。弘四幅又細破之。五幅ニスル有説。如此之臨時色々帷者。隨時好也。長弘如前。又袙几帳ト謂者。長三尺六寸。紐長帷定。幅之如中村。但四幅者常事也。又手長者三尺几帳ヲ用也。
枕几帳二本
高一尺六寸五分内土居厚二寸
手長一尺八寸手徑五分餘

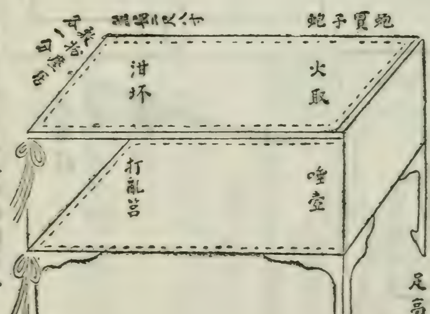
帷長一尺六寸五分 面蘇芳二倍織物
弘一尺七寸 裏蘇芳打綾





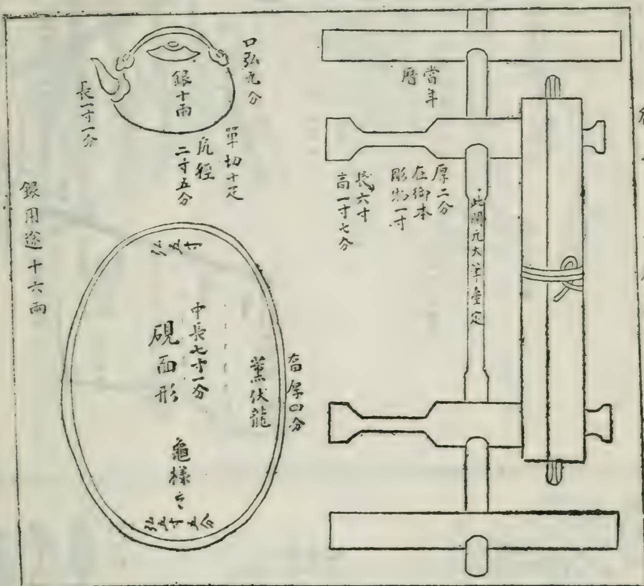
木作料十五疋。塗料五疋。手長八尺。又七尺五寸。口徑八分。又八分半。莖徑手定。又高從土居四尺。土居長一尺二寸。弘八寸。又七寸三分。厚四寸五分。又四寸三分。八九寸。

二階 蓋弘一尺三寸 同厚四分
凡高一尺四寸

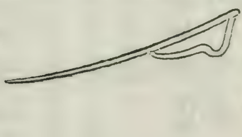


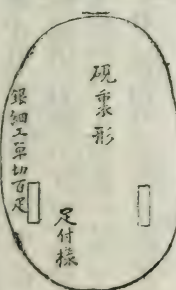
御本

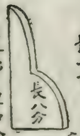
重硯筥下重樣



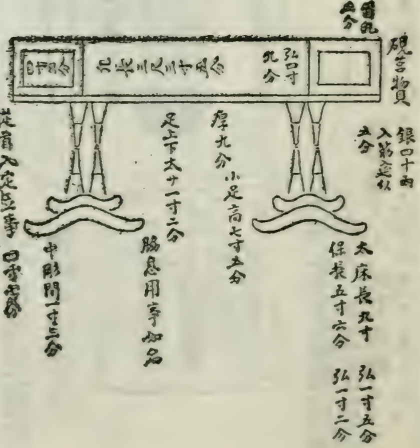
或記云硯　文唐草鮮物之　腳息　足有金物





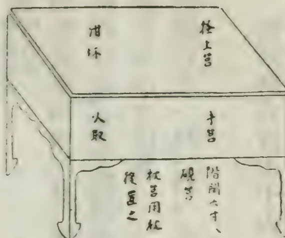


木一丈。土居八料。檜榑二寸。手八料一寸。莖
八料。
四尺几帳八本。
帷ニ夏白生平絹。以白泥野篠秋草等書之。又
次様繪ニ胡粉用之。凡裏白粉張也。
紐。冬濃打物。又黑打。夏者生平絹黑染也。
冬面纐纈三丈。裏三丈。紐丈五尺。黑染。
愚昧記（建久二十二廿六）立二階。孔雀螺鈿沃懸地面錦。
料木。三寸半板九尺二寸　弘一尺五寸
木道（單功卌疋喰乃米）
蒔繪料金廿四兩三分。漆九合五勺。
磨料四百疋。裏塗料四疋。入玉料八十疋。
面敷物青地小文唐錦。
伏組唐組六丈一尺。內一丈七尺。右同上卷ハ垂
料。
螺鈿料六百七十六疋。同堀料八十疋。同
埒料九十疋。



料木。三寸半板三尺五寸　木道單功
滄紫檀。
筋料銀廿兩。延定六丈八寸內。（大九尺。丈九）（五丈九尺。）
但白錫蒔十兩內。（一兩足二兩首。一兩面中入筋大吳矢。一兩一兩開。）

二階一脚



三寸半板五尺二寸。
造料卅疋。
金七兩三分。
裏塗四疋。
眞漆九合。
蒔繪料百十疋。
書料卅疋
磨料八十疋。
螺鈿料二百五十疋。

御笛筥蓋圖



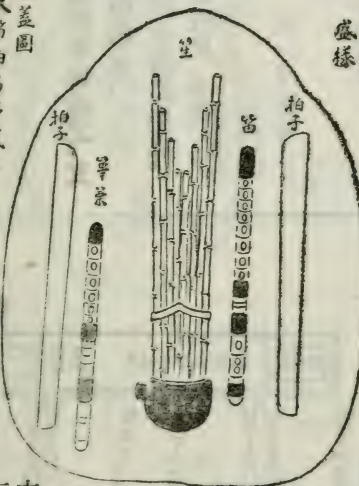
此蓋者。伏見故御所持之古物也。同箱有之。貝ヲスリ。蒔繪アリ。

今度被用此蓋了。

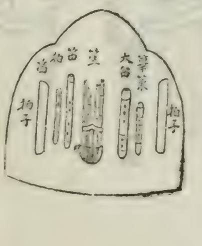
此蓋者今度新調也。以竹園古物爲本樞也。但白銀相迫之間不及蒔繪。以漆薄聊作文形。

此圖者亭德二條樂林。俗名有作。所寫置之圖也。爲後鑒今寫之了。

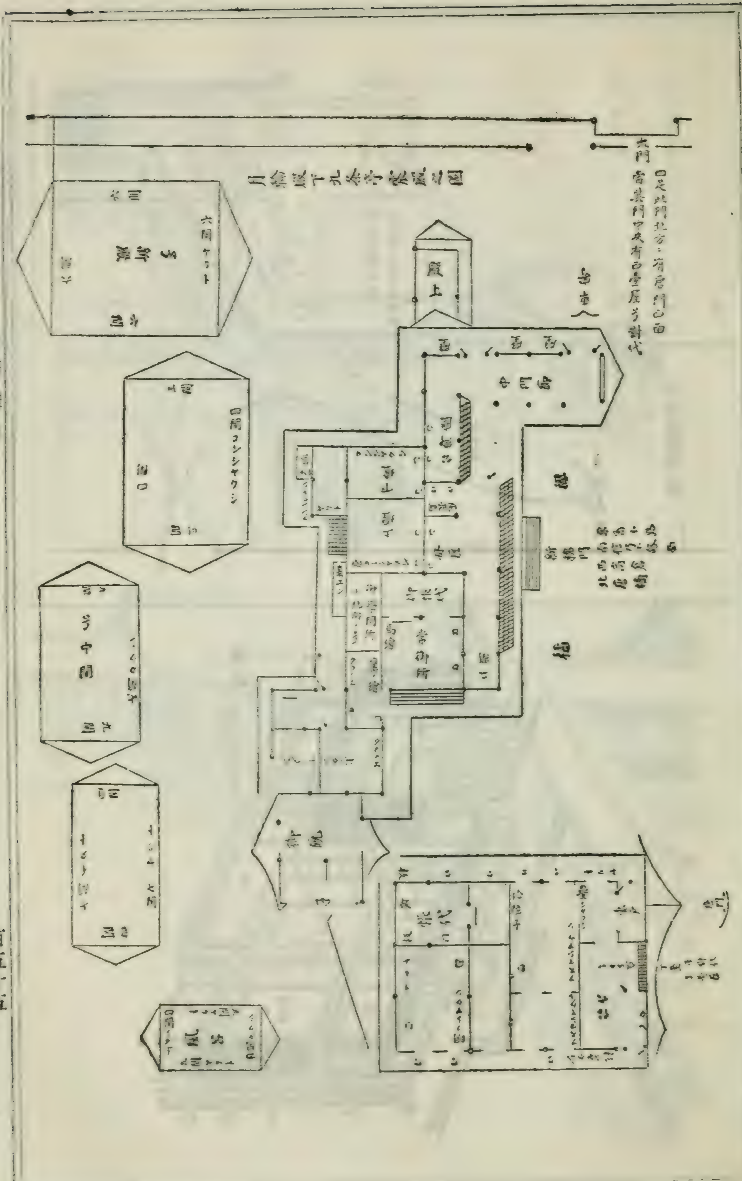
器之盛様

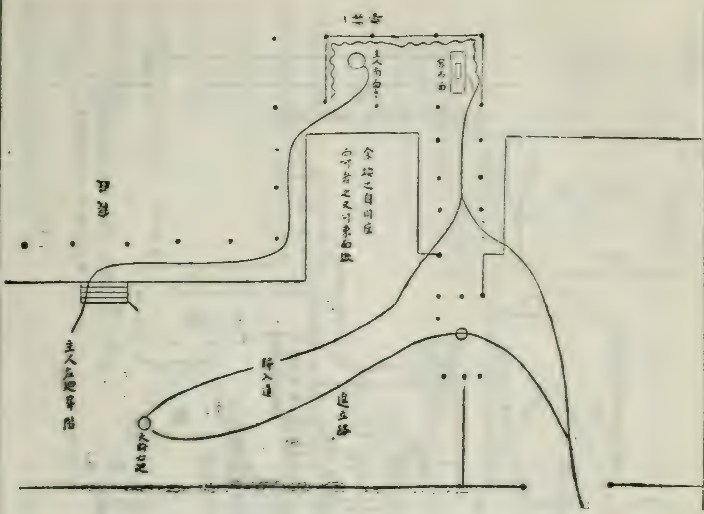


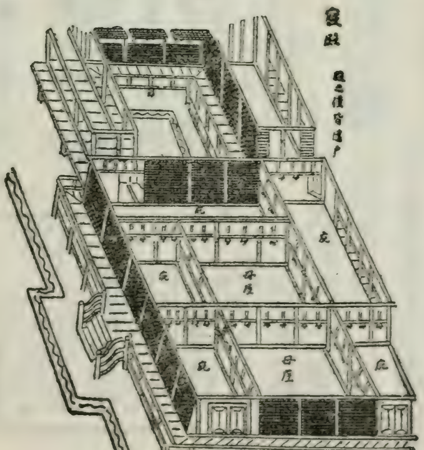
笛筥蓋圖　大笛拍笛等盛之

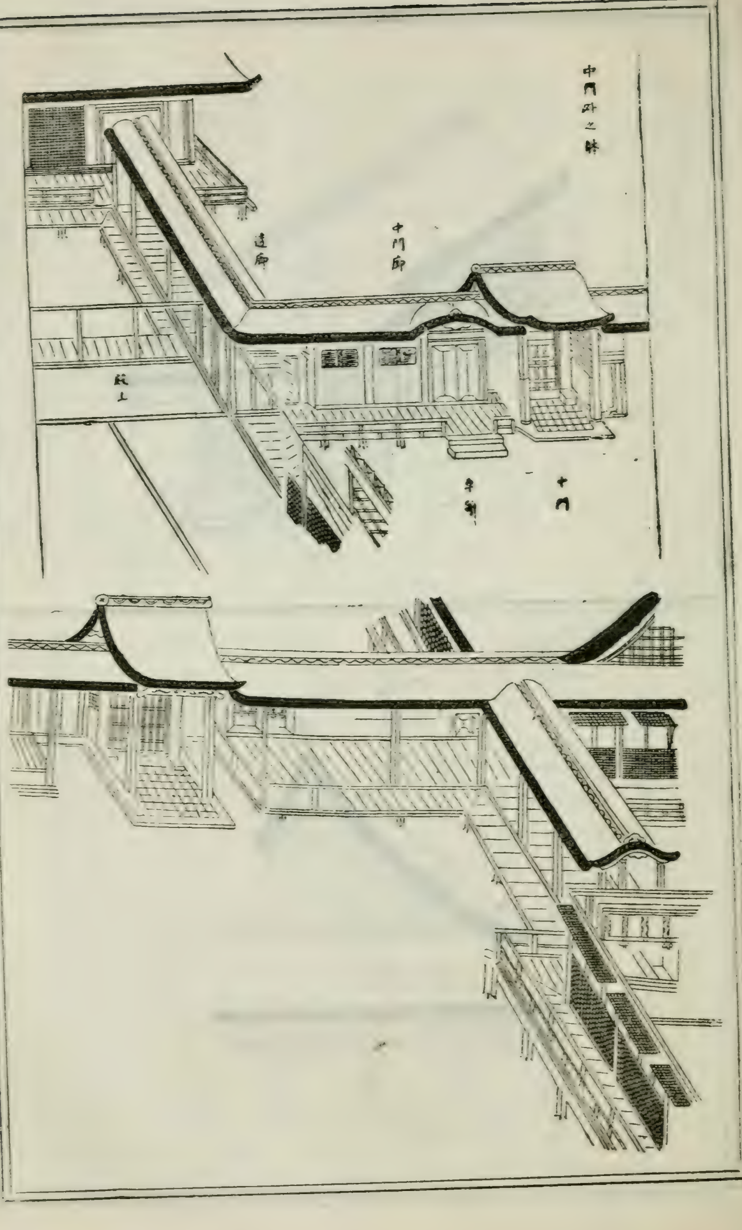


本云。此笛筥繪圖。以寶治二六十三本書寫之仙洞御本云々。笛筥ノ様霰輪アリ。可有蒔繪クリカタアリ。貝ノ緒ヲ付ヨノノ入タル方ヲ上トス。

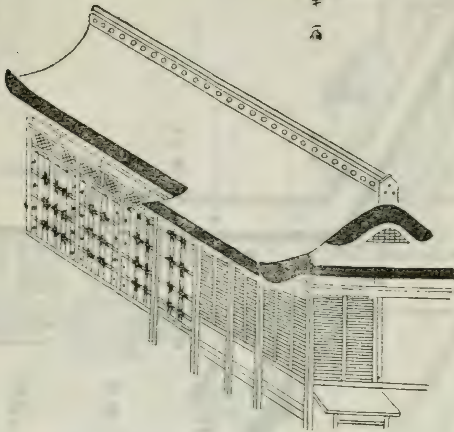




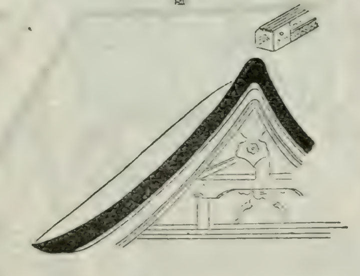

寝殿
母屋
母屋

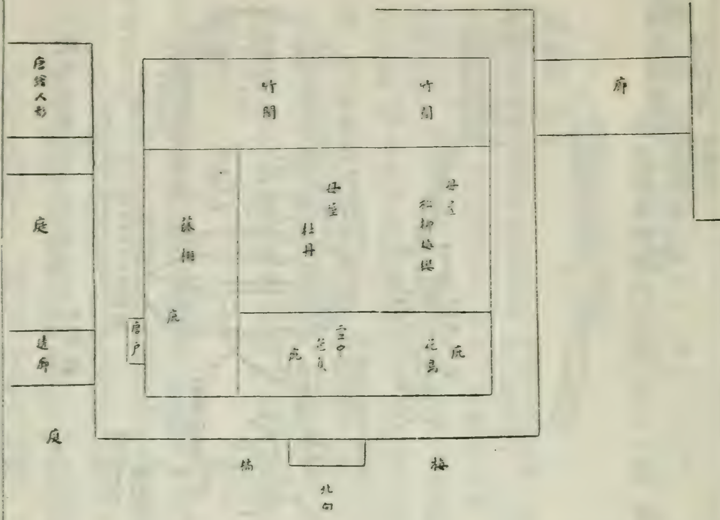

中門外之路
中門廊
透廊
殿上
中門

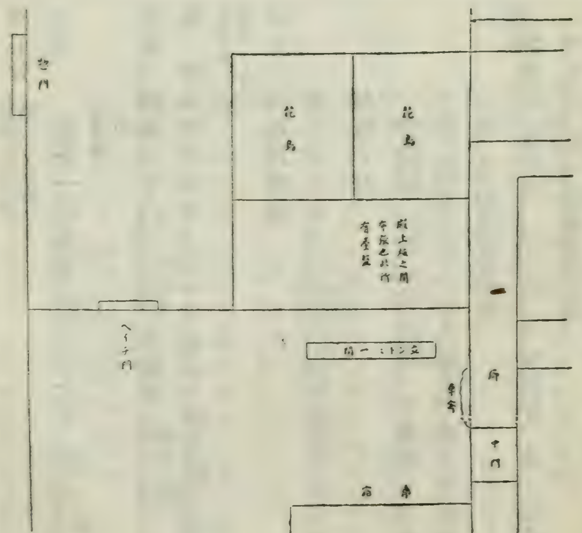
車宿



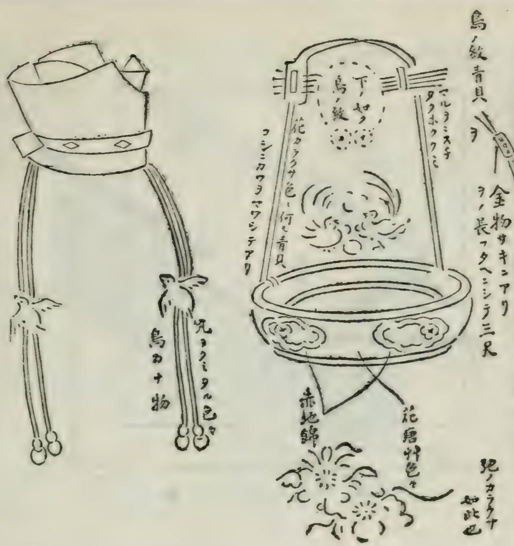
破風




唐絵人形
庭
遣戸
庭
竹間
竹間
藤棚
庇
妻戸
牡丹
庇
庇
花鳥
廊
梅
北面


花鳥
花鳥
廊
中門

後京極攝政平胡簶圖　九條家口傳之



兒御衣調進事。延慶四年二月日注置之。

寸法事。木作分用鐵尺

御衣筥二合。長各一尺六寸。弘一尺三寸。高二寸五分。蓋深一寸。身深二寸五分。

長各一尺九寸。弘二尺六寸。以上筥外四面。各餘一寸五分。

花足二脚高三寸。上板厚五分。足二寸五分。足如常。或有比禮或無比禮。

案一脚長四尺一寸。弘一尺七寸。四方彫牙象。

長方各二。短方各一合六。

以上三種西角無簾

高二尺八寸。上板厚六分。足二尺四寸八分。牙象間二寸。下緣厚六分。

今度依三條前內府說。牙象間五寸作之。仍足三尺一寸八分也。必不可然事歟。足如常鷺足也。

治承乾元注文。長三尺九寸五分。高一尺八寸五分。絹寸法者用竹量。

案覆一帖　無文白縠無裏三幅。長一丈三尺。四方捻之。

同帶二筋　同穀無裏。捻云々。長一丈七寸。
今度依三條前内府説。各以一幅。四
重帖之。弘三寸許。

莊嚴事

御衣筥蓋内外。幷身外塗胡粉。（今度下地塗胡粉。其上塗雲母。）以
白銅作洲濱。三打付蓋上云々。立松十五本。（小松高三寸許。葉莖皆白。）鶴五。龜三。巖三。各置蓋上。其所
以不定。嶋上水中皆依風情置之。以紙薄彫洲
濱。筥身外四方各一押之。（今度筥長方洲濱各三。短方洲濱各二押云。）
以紙薄彫千鳥。蓋外四方押之。以白龜甲三徑
浮織物。身内四方幷底押之。（兼内不押。）以白錫置口
如常。

花足　表裏四方四足皆塗胡粉。（今度雲母。同御筥。）花足
中央御筥居程深一分許彫窪。可落入御
筥也。爲不令動之。件彫窪内面白龜甲三
徑浮織物之彫窪。四方ノ際白平組押廻
之。半入筥下了。出筥外平組外緣端一寸
許不押之。（其他雲母。）四角白松。各三本立之。
四方鶴龜巖等各立之。四角幷長方中央。
白銅金物打之。（短方無金物。）四足有沓金物。

案裏

幷四方四足皆塗胡粉。（今度雲母同花足。）上板面白
龜甲三徑浮織物押之。（如注文者二幅押云々。然而面弘一尺七寸也。仍織物寸法無不足之間。以一幅押之。爲似二幅以面平組押中央也。）其面四方。幷
中央白平組押廻之。四角組上打白銅耳
金右一付。白丸緒總角白緒金物有之。緒
末在四足沓鼻。（丸緒組雖練云小總猶用生糸例也。）上板四角
幷長方中央下緣　四角幷長方中央等。白
銅金物打也。四方牙象六各有白銅伏輪。
四足有同沓金物。上板四方幷下緣四方
及四角柱牙象板等。同塗胡粉。以雲母畫
鶴含松云々。（今度下地塗雲母。仍以銀紙薄彫飛鶴千鳥等所々押之。）
三幅縫合目六篇。白平組。弘一寸。押之。

案覆

以胡粉畫鶴含松形。（今度依治承注文幷三條前内府説。以白糸縫紙彫之處押之。鶴長二寸許。）

同帶　無文

右以中山霜臺御本令書寫畢。秘本中之秘也。尤可禁外見者也。

寶曆四年仲春　　中大夫賀茂縣主

判

以宮内省圖書寮本謄寫校合畢

續群書類從卷第九百三十四

雜部八十四

富家語談

仰云。若公達ノヤサシキカ。物忌ノ日。屋ノ簷ニオイタル忍草ノ葉ヲ冠ニ挿也。其草ハヤマスケノ様ナル草也。指前ハ例物忌挿定也。長一寸許ニテ挿也。是極秘説也者。

四月下旬殿中穢氣出來。左府姫君御事也。依穢氣不令進御書給之由。院令申給。其御返事云。軸入筥文者歟(云賦ヵ)ヲ所憚也。只御書全無其憚先其後被進御書也。

仰按察大納言實季。若クテ薨去了。件人木津川ノ渡ヨリ七八町上ニ造ニ橋寺一。安ニ置丈六不空羂索一供養シテ。一家人々コゾリシ程ニ。堂供養以後不經十日俄薨了。可レ任ニ大臣一之由聞テ。四條坊門東洞院ニ四足立タリシ家也。

仰云。笏横目アルハ見苦事也。近來如此笏見ユ。希有事也。今案。古御笏ノ上吉ト有御ハ皆板目也。御慶賀笏。宇治殿御笏ナト皆板目也。他人ノ笏モ古物ハ皆如此。

仰云。紙ヲタヽム事。左右ヲ先折テ又帖也。切目ヲ中ニ帖入也。除目文結紙捻モ如此帖テ後ニ捻也。

仰云。御堂童隨身四人令仕給云々。然而無所見

歟。眞實ニハ令辭隨身之後。中隔ノ內ニ人從者ヲ不被入之時。童部ヨカリナムトテ。童部ヲ御共ニ令相具給也。是ヲ童隨身ト人云也。日記ニモ補任ニモ不見事也。

仰云。作法ハ西宮幷四條大納言書委細也。其中四條大納言書ヲハ。故殿事外ニメテタカラセ給キ。其故ハ大二條殿御智ニトリテ。九條殿御記ヲ引テ作タル書也。然者此家ニ尤相叶也。江次第ハ後二條殿料ニ匡房卿所作也。神妙物云云。但サトク物ヲ見許ニテ。サカシキ僻事等相交云々。

仰云。上﨟ニ成テ爲上卿時。出自軒廊西第一間人アリ。常人皆自東二間出入也。大內ナトハ此次第彌相叶歟。里內可隨便之由。九條殿モ令書置給ケリ。練ハ笏引テ裝束モサヤ〳〵トナル事也。臂ヲアラシテ取笏也。

仰云。出居疊敷樣ハ。對南廂ノ一間ニ寄奧テ高麗一枚敷立。幷其對座。次間ヨリ外座ニ敷之。其末ニ如敷紫緣一帖也。是常事也。大臣公卿不也。但一人ニ成テ後。殿上人座鋪長押下時ハ。上達部座末ニ紫ハ不敷也。且大臣以下可然事。幷臨時客ナトニハ公卿座末ニ敷殿上人座也。其時ハ勸盃別ニ無。執政後殿上人座敷廣庇時。別ニ有勸盃也。但賀陽院對ハ南庇公卿同東庇ニ更折テ敷殿上人座。其時ハ無別勸盃。公卿座盃ヲ被下也。

仰云。諸御奉幣時。其日上首神魚ヲ召ニハ奉幣藏人頭有饗應時召公卿座末常事也。人同魚ヲ食ス。精進神爲上首ニハ精進也。次々神ハ不及沙汰也。

仰云。火色ノ下襲。裏ハ只張タル物也。

仰云。朱雀院ハ前朱雀院御所也。柏殿トテ以柏木造屋アリキ。末格子ノ前テ懸タリキ。

仰云。此御一家ニハ女房庚申不被出。大入道殿姬君庚申夜。脇足ニ寄懸テ令死給故也。

仰云。可然人下自車時ハ。於車中先表袴引サケ。表衣襴引ナヲシナトシテ下ル、故實也。而故六條右府臨時客尊者之時其事不然之間。表袴乃居上テ尤見苦アエキ（マヽ）。

仰云。内弁勤仕時。下重尻ヲ左右ヲ帶シヨリ下サマヘ深折テ。タケニアタルホトマテ折ツケツレハ。下重尻裏サマニマハリテコハク成テカヘラヌナリ。是口傳也。又練テ立所ニハ。スクニ行テ木折ニ立廻テ歸入時下襲尻カヘル也。然者スクニ行ニハ立所近ナリテ。頓廻カウニ歩行也。然ハ下襲尻兼テ得心テカヘラヌナリ。

仰云。主上大嘗會ニ神御陪膳令勤仕給事。神今食中院行幸之時同事也。イカ（竹箸カ）ノ甲ヲ用。御手洗御手水ハアル也。令用行着給也。近來案内知タル采女誰人哉。安藝ト云采女コソ重代者ニテ相知タリシカ。件者死去歟。

仰云。直衣ニ文ニ居二陪織物事。故殿納言ニテ五節令献給時。自上東門院被調御装束。件御直衣地白織物ニ紅梅ノ散タル文ヲ被居二陪織物也。

仰云。主上着御小口御袴事。近來不然事歟。堀川院（マイ）ミキヲ令好給時令着給。其體紅梅ノ頗濃様ナルヲク、リ指タル也。指貫ノ様ニ後面白ヲ着也。三ツ重タル御衣ヲハ。二領ヲハ御袴ノ内ニ着也。籠御今一領ヲハ出テ。サテ直衣ニ重ヌル也。冬ハ練タリ夏ハ生歟。

仰云。着袴ハ無別儀。一度ニ兩足ヲ指入ナリ。袴ヲ取寄テ穴ヲアケテ。括モトヲクタシテ足ヲ指入也。

仰云。非常赦ハ爲人極悦事ナレハ。九條殿御流ハ。奏詔書草後。未奏請書以前ニ召仰其由也。

仰云。對代ト云ハ無片廂對ヲ云也。

仰云。乍立開見書ニハ。懸紙ヲハ一ニ押折テ。左手挿也。弓奏時如此。

仰云。自上東門院被奉渡四條宮。童女袙ノ表ニ汗衫ヲ着タリ。四條宮仰云。只常袙ニ袴ヲ着ク。其上ハ着汗衫也。帶ハセス。尻ヲハ殿上童ノ細長ノ尻ノ樣ニ肩ニ打懸也トソ有仰也。

仰云。高藤大臣ハ延喜外祖父也。鷹ヲツカイテ於野テ日クレテ不能歸家。野邊小屋ニ宿メコウシテオモハレケルニ。家主若キ女童シテ物ヲマイラセタリケレハ。大臣食之天。件童女ノカホノヨカリケレハ。子タマヒニケリ。サテ曉被出ニ劔ヲ忘天打置天被歸了。後一兩年又鷹飼ノ次ニ件所ヲ思出テ指入天見給ケレハ。アリシ劔打置タリシマヽニ天。ウツクシキ女子ノ三歲許ナルアリケリ。又アリシ童女モコヨナクヨクナリテソアリケル。件女子女御ニ參テ奉誕生延喜聖主也。件所ハ今ノ勸修寺是也。

仰云。笏ハ居テ只有時ハ片手ナトニ取也。又手モ出者不可有。若穢事ナトノ仰下ニハ兩手ニ取笏テ可承此事。

仰云。車中ニテハ不持笏也。只可置傍也者。

仰云。車ニハ右乘テ。劔ヲ左方ニ。柄ヲ前ニ。刀子ヲ我方ニ可置也。是直衣布衣事也。

仰云。束帶シテハ車ニハ向テ可乘也。直衣ニテモ帶劔時ハ其定ニ可乘歟者。

仰云。御堂ハ直衣。布袴ニテ紅梅織物。直衣ニ紫織物。指貫練重令着給テツキマセ給ケル。予申云。于時御年齡如何。仰云。卅許トソオホシハカル。但不知一定。

仰云。直衣時着座作法。高欄際ノ座ハ自座前進寄テ直衣前ヲ頗チカヘテ突膝テクルリト居廻天着也。座ノウヘニ登天立廻天居ハ極見苦事也。

仰云。御前ナトニテハ不可取出扇。但極熱比竊取出天向傍天ハ自開仕事モアレトモ。又可納懷中者也。

仰云。東帶時着座作法。前ヲ撥テ先膝ヲ突天居也。

仰云。神璽ハ是筥內納印也。寶劍ハ付平緒。其平緒中納鎰不納筥云々。件鎰開日本國（璽筥カ）鎰歟。問有開事歟。仰云。一切不開之。陽成院令開璽筥給。自其中白雲起。時ニ天皇恐怖令打捨給。召木氏內侍カラケサセラル云々。件木氏內侍筥カラクル物也。近來無之。又令拔劍給時。夜御殿ノ傍塗藏中ヒラ〳〵トヒラメキケレハ。恐テハタト打捨給ケレハ。ハタト鳴天自サヽレケリ云々。其後不聞（開歟）。

仰云。春日奉幣先一日立幣也。精進者從曉鐘報始之。鐘以前諸事不憚。當日湯浴後（皆歟）（土イ）奉幣也。問。洗髮又梳髮哉。仰云。物詣ハ可洗。但七人不必洗。然而吾ハ必洗之。奉幣ニハ不可洗。梳事ハ不可有。洗ハ□□。不洗ハ只本定ニ天有也。梳事ハ無有也。

仰云。着直衣持笏時不可指。

仰云。笏ヲ突時ハ笏ノ下ヲ突也。

仰云。踞居ト云ハ兩膝突テ。足ノヒラヲハ開天居也。キヒスナトニハ尻カヽハ樣モアルラン。此居樣極大事也。深沓靴ナト着ノハ可居樣モ無事也。官奏時モ居ニハ大內ハ左ニ晴ニシテ。左定（足歟）ハ前ニウルハシク置天。右足ヲハニカシテ居也。其ニカシタル方ノ定（足歟）ノ方ニ文ハ開也。里內ハ右ヲ晴ニスレハ又同事也。可有口傳。

仰云。以何方可爲枕哉事。無指方。但天子ハ以東不跡。是伊勢太神宮御方也。又南殿南枕。清涼殿ハ東枕。依所使所用也。余ハ西枕ニ天有也。是南春日明神。北ハ北斗七星。西ハ極樂也故也。又仰云。自本人ノ鋪タル寢座ヲ還鋪直サムナト云ハ見苦事也。只跡ニセシト思方ヲウチスチカヒテ臥也。可計事也。

仰云。除目敍位時。關白經簀子昇長押。自座後

着圓座也。

仰云。褰車簾事ハ殿上人諸大夫上臈可侍也。但至共人非沙汰限。

以日野資矩自筆本一校了

一鎰トニハ。春日南室町西二角（ノ角歟）ニ御座スル社ノフトノトノ明神ト云。件社ヲ奉念云々。又伊豆國大嶋下人ハ皆此トヲスル也。堀河院ノ御時。件嶋下人三人上洛召テ被占問。皆奉仕此事者也。

一小野宮室町西ニハ。古四足門アリキ。件門ハ常ニ閉タリキ。是小野宮殿御坐時。件門天神常渡御終夜御對面故云々。凡小野宮ハイミシク御坐シケル人ニコソ□メレ。令薨給時。京中諸人門前ニ來集テ歎合テ擧哀スト。一條殿（雅信）。左大臣記ニモ書タレ。賢皇ノ崩給時。大極殿龍尾壇ニ諸國人民參入シテ擧哀ストテ。泣歎事ノ有也者。

一乍立開見書ニハ。懸紙ヲハ二ニ押折テ。左手挿也。賭弓奏時如此

一御簾幷伊與簾ヲ人出入事ハ。褰テスヘキ也ソハヲ引アクルハ不可然事也。相撲節日右大將障之間。宰相中將國信取奏。御簾ノソハヲ引アケテ奏ヲ被献シカハ。人々嘆キ。御簾ヲハ褰テコソ指入レ云々。

一八月ニハ。御馬馳トテ右近馬場ニテ。近衛司着テ引馬共テ被馳競馬也。近衛舍人等褐衣ニ着水干袴事也。

一臨時除目ハ於陣被行也。公卿昇進時ハ於御前被行之云々。但雖無公卿昇進於御前被行事モアリ。

一非常赦ハ爲人極悅事ナレハ。九條殿御流ハ奏詔書草後。未奏清書以前被召仰其由也。

一世尊寺ハ一條攝政家也。（九條殿一男。）件人見目イミシク吉御座シケリ。細殿局ニ夜行シテアサ

ホラケニ出給トテ。冠押入テ出給ケル。實ニ吉御坐ケリ。隨身切音ニサキヲハセテ令歸給メテタカリケリ。件家南庭ニ墓ノアリケルヲクツサレタリケレハ。タケ八尺許ナル尼公ノ色ノ衣着タリケルヲ。(タルヲ堀出脱カ)人々見驚ケルホトニ。隨風テ散失ニケリ。其後攝政モ裹ヘ。タテ家モアセテケリトソ。

一糸毛車ニハ尻ニ不出衣是談也。而故二位大納言經實。女御代糸毛ニ被出衣。不知案内故也。然而新大納言經宗。女子。今度爲女御被渡雖爲先共(失カ)已吉例也。當今ヲ奉生。尤可被相計事也。

一九條殿ハ例人ノ樣ニフルマハセ給ケルナリ。賀茂祭ノ使ノ出立所ニ令渡給ケルニ。御車ニ虵ノ入タリケルヲハ。御笠袋ニ入テ被オヽセムトテ遣ケルヲ。道ニテ虵ニケテケリ。以之案之。如此怪物ハ祓ヲオヽスヘキ事ナメリ。仍銀花ナト云物ニモ。祓ヲオホセテ棄也者。

久安七年

正月

海濱御厨子。是九條殿御物也。御元服時所被立也。十日左相府被下内覽宣旨。三ケ日以後御慶申以前以念誦。此事慥不覺悟定仰歟。

左府申給條之事。

一障子之上ニ可立撥足大盤否事。答云。攝政以後事也。不可立者。

一對南面公卿座末敷紫縁疊。殿上人座也。是日來例之内覽後如何。仰云。猶如本可敷也。攝政關白以後長押下シ。殿上人座ハ敷也者。

九月

左府申給云。皇后宮御服藥蒜間。御燈御祓如何。仰云。御服藥時被行由御祓也。不可有憚。御堂ハ犬死穢間。御燈御祓被行ケリト所聞

食也。仰云。貞信公仰ニハ。山吹衣ヲハ不出云々。

久壽三年保元ミ

正月

仰云。故殿仰云。四方拜。老者ハ着衣冠舌居拜之。仰云。赤色下簾ハ網代車ニハ不懸之。檳榔ニハ青簾ハ常所懸也。大宮右大臣ハ大臣之後モ檳榔ニ好テ被懸青簾也。下簾ハ可隨車簾者也。

仰云。故殿長谷寺詣。被懸地黃伏輪御鞍。雷木件鞍被渡左大臣殿也。木鐙葦鹿切付楚鞦等令用給。是達人トテカト存思召候歟如此付主人之所爲也ケリ。

仰云。薫物ニハ干棗實。伊與簾節相加ル方有リ。

仰云。食菓物時多ハ手ニテ食也。其中餅ヤキタル栗ナト箸ニテ食スルハ見苦事也。シルタリタル物ヲ箸ニテ食ナリ。但取手テ食ル物ハ必取所ヲハ食殘スヘキナリ。

仰云。騎馬人晴テハ前三町許ヲ見遣スル好也。歩行時ハ遠ク見ハワルシ。一丈許ヲ所見也。

仰云。上臈ハ侍ノ名ヲ直ニ某ト召事ハ無事也。但舊モ又召事モ有ケルニヤ。故白河院令語給之ハ。大□ノ朝干飯ニテ候御前給天知成ト高聲ニ召テ後ニ。以外僻事仕候ニケル。頭中將ニ召サルト思給タル。家中ニ常召仕侍ヲ召天候。さの侘第一事候ト咲語ナリ。是召侍之次仰也。

一仰云。賀茂ハメテタク御坐神社也。賀茂社ニテ人祓ナトスル事自昔無下聞食者也。

於內裏。高杵殿六月。被內(行カ)御懺法之由。令不審申時。仰云。於禁中被懺法事有先例之由。先年聞食也。

仰云。世間御覽シタルナカニイミシト思召事ハ。管絃ハ堀川院御坐。初句チ吹放テ。次句ニ移之間。ツチナラス不可思議也キ。下﨟ニハ黑□笛笙ニハ時元。箏ニハ故大納言。舞人ニハ左ニ光末。指少天梓打振タリシ不思議也キ。大平樂ナトコソイミシカリシカ。右舞人ニハ節助。隨身ニハ近友。助友競馬。醫師ニハ雅忠。陰陽師ニハ安倍有行。相撲人ニハ惟助。驗者之增譽。隆明。但平等院行尊。近ハ其驗勝歟。山座主ニハ良眞學生眞言貴人也。但河流ヲ上ヨリヒキタリシリ人ニヅラヒシ川流ヲハ下ヨリ上サマニ行事也。

仰云。紙ヲタヽム事。左右ヲ先折テ又帖也。切目ヲ中ニ帖入也。除目又結紙捻モ如此帖天後ニ捻也。

仰云。上﨟御本鳥ニ參勤。一人如先洗手召侍天令懸之。

仰云。辛未日ハ有女子人不行佛事ト云說有也。然而御堂法成寺無量壽院壇築事。被用件日之損所覺也者。

仰云。春日山中ニハ白砂ノ目出タキニ。竹林ノ神妙ナルニ。金鳳多有所有云々。賀茂山中ニハ。松竹ノ面白目出度。大牛トモノ背ニハ。小松ナトオヒタル多有所アナリ。

仰云。貞信公ハ大臣後捻非違使別當ト云人有リ。大將モ兼給ト云事モ有リ。無指所見歟。可見公卿補任事也。

江次第。後二條殿科ニ匡房卿所仰也。神妙物云々。但サトク物ヲ見許ニテ。サカシキ僻事等相交云々。

仰云。饗座者着座時。自本饗近ク居也。遠ク居天食セムトテ居寄ハ見苦事也。

又飯ヲハ。汁ニハ一度ニ多ハ不漬。少々ツヽ隨食天漬也。兼テ飯ヲハ箸ニテ摧天少ヲ漬也。其故ハ。カキトルアトノ召之ケレハ故實

也。
大膽ハ。汁後ハ不食。晴ニハ遠ク居タル物ヲカイナヲ延テハサムハ見苦事也。
仰云。五節帳代試夜。主上ハ着御深御沓也。大内必事也。但堀河院深御沓ヲ（マヽ）レニ六借給天不着御時モアリキ。代始新造大内尤可着御也。今夜ハ相交殿上人御覽故ニ。殿上人モ古ハ此日着深沓也。御裝束之其體也。又關白已下公卿此日着淺沓也。或人申云。五節ニ清涼殿壺ニ渡打橋事。自萩戸渡之由見爲隆康和記。而殿下仰云。是僻事也。自昆明池障子下階可渡也者。仍寅日渡直し云々。仰云。關白御吉說也。
此事。右大臣殿令献五節給。仲行爲前駈歸參之時有候。尋之次所被仰也。今年主上淺御沓也。
保元三年

仰云。練事ハ大事也。大殿ニ三度許コソ令練給ケレ。法勝寺千僧御讀經時コソ令練給ケレ。
練ハ笏引テ裝束モサヤ〳〵トナル事也。臂ヲアラシテ取笏也。後朱雀院御即位日大二條殿内弁ニテ如法ニ令練給ケリ。玉冠玉佩火打樣ナル物トモノ。チリウ〳〵ト鳴ホトニ令練給ケルヲ。宇治殿大極殿辰巳角壇上ニテ御覽シテ。アハレ狛人ニミセハヤト被仰ケリ。吉御座シケルニコソト覺也。
仰云。除目執筆ハ常有暇ヤウニテ正笏スル吉說也。忿々氣アル惡事也。當夜ニ可成中文ノ下勘文。明夜ニ成リナハ能調シムル第一事也。
仰云。出居疊敷樣ハ。對南廂ノ一間ニ寄奥テ高麗一枚敷之。幷其對座。次間ヨリ外座ニ敷之。其余（末カ）ニ必敷紫緣一帖也。是常事也。大臣公卿此定可存也。但

一人ニ成ス(テカ)後殿上人座敷長押下時ハ上達部座末ニ紫ハ不敷也。右(日カ)大臣已下可然事幷臨時客ナトニハ公卿座末ニ敷殿上人座。〔也其時ハ勸盃別ニ無執政後殿上人座敷〕廣庇時。別ニ有勸盃也。但賀陽院對ハ南廂。公卿座同東庇ニ更折テ敷殿上人座。其時ハ無別勸盃。公卿座盃ヲ被下也。

藏人頭有饗應時召着公卿座末常之事也。

關白殿令申給云。年六十有餘今度内宴ニ着赤色袍事。極見苦覺候云々。仰云。赤色袍ハ年高ク令成給ニハ不可然。如此時着赤色闕腋袍。他公卿皆着青色ヤウニ令覺悟。闕腋ハ人ノツキム時事也。老君ニモ不可依事也。

仰云。立后時。后宮着倚子給時令出給道アリ。日記ニモ書歟。但此一兩代。后ハ誠恐無其儀之由可聞食也。寢殿母屋柱與御帳之間ニ師子形立タル所ヲトラセ給也トテ。晝御座ノ倚子ニハ着給也。又公卿ノ拜之時。倚子ヲ令下給說コレアレ。郁芳門院立后日。御脚不相叶。サテ白河院幷故殿ニ令懸給テ。數剋アリシカ者。

仰云。諸社奉幣時。其日上首神魚ヲ召ニハ奉幣人同魚ヲ食ス。精進神爲上首ニハ精進也。次(々カ)之神ハ不及沙汰ナリ。

仰云。奉幣ハ廿一社モハ立日爲吉日也。

仰云。火色ノ下襲之裏ハ只張タル物也。

仰云。宇治殿御不例時連日惡日也。仍夜半渡御他所。召御平愈御堂御時事也。

仰云。叙位ニハ尻付常ニアラヌ事也。賴義貞任宗任相取勸賞ニヨリ。大殿浮田(俘囚カ)ヲ隨ル賞ト令付給タレ。

仰云。相撲節極熱キ次日又雨ニ被召合天アツレ六借キナリ。樂屋ニ能ク調タル笙ヲイキヨキモノ。盤渉調々子ヲ吹出タルコソ。ス

スシクサエメテタクテ。汗モ入心地スレ。
仰云。内弁出自軒廊二間謝座拜スルニハ。向西テ揖シテ左足ヲ乍立。右足ヲ少ニカシテ向乾テ拜之。但御一家ニセサセ給事ナリ。乾ハ天方也。是依拜天子。乾ヲハ奉拜ナリ。他家人見習此祝如此拜スル尤見苦事也。他人ハ拜モ揖モ向乾天スル也。七八尺許軒廊砌ヲ出ヨト云トモ。一丈餘出タル吉也。
仰云。赤毛ト物ニ書ハ栗毛也。
仰云。故大宮大臣殿雪事降日。衣冠ニ薄色指貫白堅文織物掛出天。着深沓被參內ケレハ。後冷泉院イミシク有御感キト令語申給キ。
仰云。除目執筆秘事ニハ遷宮ハ薄墨書也。是遷宮ハ大事ニ天ケツセリ。不可令見故也。
仰云。奏書ニハ不加判。其名ヲ書也。受領申文ニハ加判返給名ヲ令書也。
仰云。主上毎日御拜ハ寅剋トハ鷄鳴鐘打事也。必無御湯殿。鷄鳴鐘打後ニ令女犯給ヌレハ無御拜。
仰云。大嘗會敷等陪膳令勤仕給事。神今食中院行事之時同事也。イカノ甲（箸カ）ヲ用。御手洗御（水カ）手洗ハアルナリ。令用竹箸給也。近來案內知タル采女候人哉。安藝ト云采女コソ申重代者ニテ相知タリシカ。件者死去歟。
仰云。糸毛車ニハ。尻ヲ不出衣是説也。故二位大納言經實。女御代糸毛ニ被出衣。是不知案內殿也。然而新大納言經宗。女子（チカ）。今度爲女御代被渡雖爲先失已吉例也。當今ノ奉生。尤可被相計事也。
仰云。世尊寺ハ一條攝政家也。九條殿一男。件人見目イミシク吉御座シケリ。細殿局ニ夜行シテアサホラケニ出給トテ。冠押入テ出給ケル。實ニ吉御座シケリ。隨身切音ニサキオハセテ令歸給。メテタカリケリ。件家南庭ニ墓

ノアリケルヲクツサレタリケレハ。タケ八尺許ナル尼公ノ色ニ（ノカ）衣着タルヲ掘出タリケルヲ。人々見驚ケルホトニ。随風テ散失ニケリ。其後攝政モ衰ヘテ。家モアセニケリトゾ。

仰云。非常ノ赦ハ爲人極悦事ナレハ。九條殿御流ハ奏詔書草後。未奏淸書（以カ）御前ニ被（召脱カ）仰其由也。

仰云。臨時除日ハ於陣被行也。公卿昇進時ハ於御前被行之云々。但雖無公卿昇進於御前被行事モアリ。

仰云。被渡義親首日故殿ニ人々多且物可見之由申候處。故殿仰云。貞任首被渡日此旨を申宇治殿之處。仰云。死人首不能見歟。仍不御覽。又我モ不見キ。義親事。鮮事歟不分明。

仰云。鳳輿ニハ殊ナル行幸ニ乘御也。春日行幸ニ必乘御也。

仰云。乍立開見書ニハ。懸帋ヲハ二ニ押折テ。左手ニ挾也。賭弓奏時如此。

仰云。龜卜ニハ春日南室町西（ノカ）ニ角ニ御座スル社。フトノトノ明神ト云。件社ヲ奉念云云。

仰云。鷹飼ノ右ウヤハ。鷹ノトマフニ羽サキアテシ（ンカ）料ナリ。爲實範綱等鷹飼也。是高藤大臣流也。

件高藤大臣ハ。延喜外祖父也。鷹ヲツカヒテ出野テ。日クレテ不能歸家。小屋ニ宿シテコウシテオモハレケルニ。家主若キ女童ノカホノヨカリケレハ子タマイニケリ。サテ曉ニ被出ニ釼ヲ忘テ打置テ被歸了。經一兩年又鷹狩ノ次ニ件所ヲ思出テ指入テ見給ケレハ。アリシ釼打置タリシマヽニテ。ヨニウツクシキ女子ノ三歳許ナルアリケリ。又アリシ女童モコヨナクヨクナリテソアリケル。

件女子女御ニ參テ奉誕生延喜聖主也。件ノ所ハ今ノ勸修寺是也。

仰云。降(除カ)目大間二夜封スルニハ。筆ヲシルニヌラシテ黑ヲ引也。

仰云。笏居テ只有時ハ。片手ナトニ取ヤヌ手モ出者不可有。若職事ナントノ仰下ニハ兩手ニ取笏可承此事。

仰云。陪膳ハ公達打任テスレトモ。諸家ヘ行ヤ落フレヌルニハキタナキ事也。諸大夫ノ四位已上ナルヤ。又オトナシキナトハ常時也。サナラ子トモ。又淸事ノハ諸大夫モ藏人ヘ又モノモスルナリ。兵庫助スケシケト云者ハ御陪膳人不候時ハ。宇治殿御料取居ナトシケリ。是王(マヽ)給云々。

仰云。故四條宮仰云。宇治殿仰云。故御堂ハ他方ニテ有御手水トモ。思出テ俄ニ北ニ向テ御手ハ令洗給ケリ。是北向テ洗手ハ福粧也。御堂被仰ケルハ。我若カリシオリ貧ナリシカハ。ワヒシカリシカ。宇治好福也トソ被仰也。

仰云。九條殿ハ御長高御坐ケレハ御裝束ナユラカニテ御。小野宮殿長カキニ御ケレハ物ヲハコハク被着云々。

仰云。車ノ後ニ乘ハ束帶時ハ先乘ノ人車右ニ居左向。次人乘左右向。但帶劒人ハ前人頗向角乘後人解劒乘之出テ子孫等ハ。前人ハ向前テ重乘也。乘後人其後乘也。後人不解劒故大殿御車後ニ乘タリシ。アシク乘テ御劒ヲキキ折ヌリシカハ。以外ニ貧窮カタヰト被仰也。其劒ハ于今在。

仰云。帝王御書語文ヲハ禮帋二枚ヲ重テ其上ニ一枚ヲ卷。然者禮帋二重也。其ヲ入莒也。又立文ニハ以二枚重テ立文ニスル也。又其文ヲハ一紙ニ封タルニハ例定ニ表紙一枚

ヲ重二枚技續タリ。

富家殿言談忠實公陽明家本書寫。紀光卿御所持其寫。家君經逸朝臣御所持。此外不可有比類。尤今一本予亦取持。(所カ)雖然其本者間見聞。於此本者未見聞。然而不慮見之。暫時染禿毫。不堪欣歡者也。誠以不可出梱外。可秘藏而已。

安永三甲午年四月中旬　速水常成

立車記

立車事

二品親王御車ハ殿下ヨリ上ニ可立之。無品親王ノナラハ殿下ヨリ下ニ可立之。太政大臣ヨリ上也。但於陽明門者。雖二品親王御車殿下ノ御車ヨリ下ニ可立。陽明門中門北ニ殿下ノ御車ハ立也。御室ノ御車ハ南ニ可立。於自餘所者御室ノ御車ヲ北ニ可立也。凡東西向處ニハ以東爲上也。

牛車宣旨事

乍駕車ニ自東門入テ二町西行。土御門ト壬生トノ角ヨリ下車云々。已上宣旨ハ攝政關白被許之。或ハ親王宿老也。大臣又被許之云々。

輦車宣旨事

輦車ノ體如唐車云々。

如前乍駕車。自上東門入テ至朔平生(マヽ)シテ玄輝

門ニ乘リ移テ。車葦手引ニシテ到リテ。玄輝門ノ前ニ下車云々。已上攝政關白被許之。又親王ノ爲御持僧之上宿老人被許之。不蒙二ヶ之宣旨人ハ於宮城門下車云々。

車樣事

檳榔　爲公卿人可乘云々。

庇車　院。親王。關白。大臣乘之。庇ノ體ハ如四方輿ノ。上ハ白。袖ハ唐草。中菅文也。

半庇　院。親王駕ノ物見之上有庇。自餘事。如庇車云々。

半蔀　院。親王。關白。大臣。若大將乘之。以物見爲半蔀ト。文如車文云々。

車文事

院御車文。中ハ大八葉。袖ハ唐草。上ハ白。此晴儀之御車也。又大八葉ノ長物見。是褻ノ時ノ御車也。親王長物見ノ小八葉常事也。一人上ハ白ニテ。袖ハ牡丹。中ニ嫡(師カ)子。大八葉切物見。是褻儀也。

西實宗卿。大宮。元久二任內大臣。大酢醬(カタハミ)ト杜若トフミマセタリ。物見ニ文チ指セリ。

實敎卿。篠圓。

兼良卿　菱ノ中ニ牡丹。

德公繼卿。野宮。元仁三左大臣。モ額。德大寺右府實能公ノ時。此文ハ出來云々。

信淸卿。坊門。龜甲。

閑院黨公爲卿　盤ニ篠

勸宗賴卿　袖菱子中ハ八葉也

中院兼中卿　大額

勸宗輔卿　龍膽

親雅卿　杏葉

閑公時卿　鸞　同實明卿　菊

經家卿　諸大夫　澤瀉

季經卿　同　澤瀉

季能卿　同　澤瀉

隆爲卿　諸大夫

親能卿　蝶飛散

六波羅黨　蝶圓

俊成卿　鷄冠圓
俊成黨知光卿　二フテニ立涌雲
勸修經房卿。吉田。三雀ノ圓。
日野黨　松鶴
平家　竹ニ雀或穀葉葵雀。
花山院　杜若
中院通親卿　上ハ龜甲。中ハ大額。袖ハ杜若中ノ鶴也。
今出川　孔雀
菊亭　鷄冠木
大宮　竹丸
花山院　昌蒲　菱
久我　松鶴センキン菱
土御門　センキン菱
六條　桐竹鳳凰
中院　大額センキン菱
堀川　センキン菱

三條　鶴菱
三條家督鶴
大炊御門　輪違
御子左　瞿麥鳩トメヌリ
小倉　鳩
洞院　扇檜　扇　藤菱
一條　梅(マヽ)
德大寺　渦顏
中御門　昌蒲　杏葉立涌雲
高倉　昌蒲
白川　昌蒲
伯　梅唐墻
雅朝卿　蝶菱
九條隆朝卿　水芭
紙屋川　同
綾小路　龍膽
法性寺　杏葉

裏築地　ハン繪
山科　ヲリ入菱
八條為顯朝臣　鶴
園　杏葉　持明院同
日野　鶴

勸修寺一家文事。大藏卿爲房卿用堅食以來。當流稟正嫡。菱幷堅食用來之條無緣儀者也。經房卿者最初侍中拜賀之時。車軸文嚴小松千鳥。坊城大丞爲隆卿以來定相傳之歟。貫首ノ後。文雀丸三所居之。各三委見テ治承四年山槐記。經房卿浮乘皆以用竹菱文云々。

車ニ乘下事

凡車ニ乘ニハ。男子ハ乘ㇾ右ニ。女人ハ乘ㇾ左ニ。乘時ハ車ノ簾人擡ㇾ之。下時ニハ自揚云。自我已下ノ人ノ許ヘ行ニハ門ニ向テ下乘。自ㇾ己上ノ人ノ許ニテハ門傍ニテ下乘云々。下時履ハ足駄之外ハ皆置前。

右立車記

後三條相國抄

揖事　公卿儀式官外雖持笏不揖。但加次將爲出居將之時揖。此外不揖歟。

凡揖時不垂面頸ウツフカス。折腰許不跪(カヽメズ)膝。

又引笏事。隨ㇾ面下(サカル)ㇾ笏頭幷手本等引之。頭與ㇾ笏頭幷手本トモニ次第下ル。以袍同爲善。起揚時又同之。笏頭與首起揚同也。但聊起揚時ハ早速也。雖然不可急。揖而屈腰之間二息(イキ)也。一息ハ謂出入乎。拜ハ三息也。又揖了後。聊下笏手本是解揖儀也云々。

一居座ニ揖時。居時。拔座上方膝揖。起時退座下膝揖。但居揖者拔膝先下ニ笏手本(テモト)ㇾ之後揖。古傳也。起居惟同。

一公卿於御前揖事。雖爲板猶揖。不爲御前之時。雖持笏不揖云々。有座時必揖。雖冠帶之時。不持笏之時不揖。如八講之類也。

一立列揖事。一兩步ニ進。必又一兩步退立揖。但禮服公卿幷懸裾之時。無退立儀云々。

一於床子座前。源氏人ハヤク揖トテ不對其人揖。藤家人不然。立向揖也。常說也。凡可氣色其人時。兼而不見其人面。故實也。是氣色之時故可見料也。納言經床子前之時雖不揖。外記史經其前之時。故正笏過故實也云々。

一起陣座之時。下﨟着沓揖之時。上﨟於座揖。雖不如列見時三度揖。如此類可准知者也。

一立列之時必揖。但爲假列之時不揖。是小朝拜之時弓場列幷節會雁列類也。准可知歟。

一持盃揖事。不深故實也。不可推破故也。源氏持盃之時不揖云々。

一經殿上參御所之時。於殿上座一揖。相兼起居揖故實也。

一雖冠帶不持笏之時不揖。

一雖直衣之時持笏揖。如大將直衣始類也。

拜事。拜後稽顙謂吉拜。稽顙後拜謂凶拜。稽顙謂面下地。九條殿流人。九條右丞相師輔公子孫。諸拜時。突左膝爲不令落懷中扇疊紙也。但於御前者突御前方不嫌所。猶有突左說云々。於當家不爲御前者不謂座。上下突左。於御前者突御前方也。

其拜體。先折腰隨下首。引笏ノ頭幷手本次第引下。如揖時。頸以不下爲善。折腰後卽突左膝。次突右。居入拜。當家如此。知足院流人不居入云々。不居入拜時者。尻高尤見苦也。首伏地之後以三息爲度。以息出入爲一度。冠額不付地事三寸許。頸不可折。頸與袍頸上不離爲善。近來人不然。冠額突地。似啄泥トテ古人誡之。凡如此作法。口傳幷練習可沙汰知也。

一舞踏事。或二拜。式舞踏見記六等。臣下ハ左右也。謂是舞踏。立左右。其後居左右左也。此體。腰以上向左。又向右。膝以下不向也。顧左之時以右手取左端袖上。以左手支左袖內

下方。左手在袖內也。右准可知。天子者右左右也。朝覲之時如此。春宮先々有沙汰。左右左右左右問。人々申狀不同歟可尋決。

知世院幷國母之外不舞踏。其外於院宮幷人臣者二拜也。於神者兩段再拜。再拜之間中所願奏。於佛者三禮也。昔法皇御所奏慶人等不帶劍笏三禮也。寬平法皇。圓融院。一條院等類如此。延喜帝朝覲宇多法皇之時如尋常。法皇被申云。我受盧(遮)那形學三部法(業カ)准佛體置笏叉手可三禮。其後朝覲如此歟。白河院始而雖爲法皇。行治世事人々帶笏拜踏如常。然而猶俊明卿置笏三禮云々。

一院號拜時者。雖非國母拜踏(舞カ)也。

一服假人々申慶云時不拜。或再拜。不舞踏云々。然而不拜常儀也。予不拜。嘉元四三月。大納言御拜賀。續教業御記。

可書入事

一小拜事。付一拜事。

一老者拜事。

一女拜事。

一古拜賀事。

一帶弓箭人不舞踏也。當家所爲又不同。八條相國。三條內府舞踏之由見野宮記。然而入道左府不舞踏之由記給。是大炊御門左府經宗公說歟。其以來當家不舞踏說用之歟。

介者不拜云々。本文心不正之由同見野宮記。但如此事。付先達一說用之條無難事歟。入道左大臣殿御說。每事於家爲規模之上者。不舞踏之條有何事哉。又列拜之時傍卿舞踏之間。相國公房公或被居或被立如何云々。野宮不可拜之由不請歟。此事可尋決也。

月輪殿下記。治承二年正月四日朝覲行幸也。私註也。

今日行幸賞。右大將宗盛叙正二位。即奏慶賀再拜不舞踏云々。是左大臣說。帶弓箭之日不舞踏云々。

膝行事。

膝行。置物之時作法也。凡不過三度。因事隨所一度二度。不可守株歟。當家ハ付テ引膝行也。以片膝爲一度。其體先突左膝但爲御前者突御前方（座下）。不爲御前者九條殿流人可突左歟。不突右膝。凡片膝チハ不突也口傳載左。之後。立右方（座方上）足於左方（左方）膝程。座上方膝ヲ前ヘヤル也。是以片膝爲一度膝行也。三度之時。中ノ度ハ立座上方足遣坐下膝也。相互テ可進止歟。次ノ度先進座下足。一度時必立座下足可遣座上膝也。付テ引膝行ハ劔尻不動。仍帶劔人故用之。先達皆如此。左右膝一ッ、進之。此說人々多之。當家不用此說。太刀尻動殊見苦。可膝行之時。進居時。隨度數計遠近可居也。三度之時。五尺許ニ可居云々。膝行了置物時。居入ヲ置之。居入ト云ハ板ニ尻ヲツクル也。誤テ遠居時。付テ引膝行殊有便也。聊ハ廣遣膝無苦。近時又無子細。

一膝行之時。進居時突左膝御前之時突御前方座下方足說注右。不突右膝。卽進左膝。是故實也。官奏幷除目筥文之時如此。此等皆付引膝行事也。

一膝行之體。譬ハ筥文之時持筥ハ不動。左右手腰不動。身左右ニ不傾。頸面又不傾。如立步之時進退以有度爲善。可准知。

膝退事。

膝行之時退サマニ膝行ヲ謂也。如進時。相互儀又如前。一度膝行之時。一度膝退定事。二度之時又如此。其進退之體以同前。置物膝退之時合袖膝退。見筥文時記不載之。

徐步事。

步時面可見前二丈。不早不遲。下重尻以被引（持歟）爲度。是宜也云々。徐步之時。或片手以笏。或師手ニ取笏。依事依所可進退也。但雖徐步進晴庭之時師手。又褻之時片手以之大概如此。

不露手以袍端袖隱手持之。片手持時胸下腰上腹中程也。寄右方持之。左右手雖持之持程同之。

一徐歩之時。先可見二丈事。或醫師立識者物其誤而可見。二町之由諷諫故。攝政良基公(二條)信受也。然而仰天。其體輕忽之由。故殿語給。凡徐歩之時モ身幷頸膝不動不傾。以不見苦爲善。

練歩事。不練連事。

故殿仰云。本文謂張足(ハルアト)。江次第內弁細記練有二樣。一者荻虫(ヲギムシ)。一如糊。此事不得心事也。可放靴也。荻虫說大炊御門外也。來(マヽ)無練歩人。大概如タカハアリ虫ト稱云物行體進摸也。唐人練執之云々。當家練樣。先進下廂方足。次進上廂方。踏整左右足。又進下廂足。進上廂足。次々如此踏整爲度早(ハヤネリ)練也。自始至終於中間以不停爲善。同拍子也。其體身不動不傾。腰不動。劔尻不動。兩足間不廣。手持樣張肱(ハリヒヂ)。拔笏云々。

此事張肱者。肱ヲ肩ノトホリニカ子ニ持。然間笏尋常時樣ニ持テハ笏首可高之間。笏ヲ上ヘ寄て取之拔笏ト云也　所詮笏首自目上不可高故也。練始時先張肱拔笏。卽自進足練始也。自笏首上遠見前也。又足ヲ前ヘヤル事ハケシキ也。如放靴ト。江次第內弁細記云。謝座拜練歸之時。右足狹踏是廻時宜故也且如此之由。故殿宣給。練歩體雖有樣之以前說。當家必用此一樣來也。

一練留時。始之時。分明有見別爲善。節會內弁之時。出軒廊練始處マテモ。雖徐歩笏師手ニ持之。但如尋常時サケテ持也。歸入軒廊之時又如進時。委見內弁記。

一遲練トテ頗歩進事。如不動移刻。此說更不習知事也。早遲練と云物有之云々。推量之處遲速之中間歟。

一チカヘテ練說有之。近來令所好也。德大寺家

用此說。花園左府說也。花說久我相國諷諫也。源家人若用此說歟。其體先進足依所禮雖可有之。先左足ヲ進テ。右足ノ爪前程ニ立テ。次右足强踏張テ。左足爪前程ニ立。次第如此。笏持樣ハ如以前說歟。今室町准后用此說。良基公弟子也。（公歟）此又用此說。近衞關白又同。近來一向一具作法也。知足院流人不用此說歟。妙音院相國師長故直受知足院正說人也。仁安勤仕內弁之時。左大臣殿御記。先進左足。次進右。踏整左右足。兩足間事外廣。夜荒ニ練巾。彼人被執也。御記文分明也。知足院流人。用踏整說也。凡藤家人可用此說歟。

一具通公語云。隨所禮。荒ニモ細ニモ可練之由口傳也。案此事。仁安御記夜ハ荒ニ練由被載此謂歟。有興云々。夜作法細ナレハ。威儀不分明間。荒ニモ練。又所廣時ハ爲見威儀荒ニ練也。所狹時ハ作法麁（アラフキ）時ハ見苦思量。其心依所進退也。但當家不用此等說。已前一說也。雖然粗記之。

一練步之後。必顧來跡。江帥尋中二條關白之處。被答云。疑懷中扇帖紙落砂有跡也云々。砂不可有跡之條可尋知事也。又大炊御門左府公練時ハ責體。冬モ汗流。不責體者寬ニ見也。身ニ可分事歟。

一淺沓練事。院拜禮之時用之。又禮服クリ皮沓時同事也。其練體續教業（押小路內大臣殿御記）御記云。賴業眞人記云。保元卽位三條內大臣殿令練給。先進左足。次進右足。二度玉佩有聲。定有子細歟。此大臣殿仰云。故內大臣殿九條禪閤合之時有此沙汰。其樣先左足踵ヲ右爪前ノ程ニ立テ伏ス。次右ノ足ノ爪前ヲ左足ノ中程ニス、メタツ。次右足ノ踵ヲ左ノ足ノ爪前ノ程ニ立ツ。次又左足ノ爪前ヲ右足中程ニタツ。（ム脫カ）又左足踵ヲ右ノ足爪前ノ程ニタテ、ス、。次

第如此。然保元此練ヲカクアケノ樣ニ令練給歟。然者如此此可見也。尤有興云々。淺沓練當家可用此說也。

一宇治左府久安□□主上御元服記云。太相國練立之後。自軒廊練出不可練連故也。上首練時次人不可練連事歟。宇治御元服。後德大寺與月輪關白練連由記之。此事若誤歟如何。

一內弁謝座之時。練立時者練步之後一兩步徐步。又退立揖歸時ハ。自進足卽練步也。餘時可准知歟。

平伏事。

平伏者。兼居座人。可敬人起居時平伏也。但非家禮歟。其體正笏近面於疊如揖時。過前之間不可本復歟。又隔令時不可平伏歟。可尋歟。參議。大臣過前平伏。外記史。大臣過時跪座前平伏。但於大臣者□居也。自平伏者深重禮也云々。

一參議一人有陣座。大臣來着。參議不平伏起座。二人以上之時不起平伏也。至殿上者無此禮云々。案此事陣座者公卿以下者可立心歟。殿上者自元公卿可候處也。仍不起歟。可尋知。

一直衣人不平伏。只刷袖聊可恐怖也。當家如此。德大寺說雖直衣時平伏云々。白河院仰也云々。可注載。

磬折事。

乍立折腰也。大臣過時參議如此。非家禮之禮歟。依人依事如此禮節進退。可有心事也。但居兀子時者。天子起居之時モ立ル于前磬折也。

蹲踞事。

大概主從禮也。雖家禮人含勅命之時。乍立中之後蹲踞。

屈行事

屈腰行也。其程可尋知。官奏之時。自院御座。次問屈行。其淺深不審。官奏御抄□□公袍襴當足云々。

逆行事。

退立事歟可尋。

逡巡事。可尋記。

乍居退共ニ廻也。便踏遣蹈也。

折膝事

正和元三月。續教業改元定御記云。參議折座下膝申至納言不折膝。於御前者皆折之云云。

着座事。

天子經座上着座。臣下者自座下着座也。有後處者自後着。有可敬人者。跪長押下。且許之後着。但君父之外不然歟。其餘申次爾着座之由時。直進着座。懸膝於疊端。高下依主人并身官位可斟酌也。雖一階下臈主人之時尙着奥云々。主人爲大臣之時。職事幷殿上人等越疊居板。但近衞司ハ雖爲殿上人不然云々。可居末座。次自後無可經道者。自座前懸膝於疊居廻者坐。主人爲上首之時。主人令後起座。不然者依主人命。客先退出客可致之人出入入內之後。主人自座下出可着座歟。又家禮人於可致禮人者。先入客。主人自奥方出主人出時。暫引動出障子故實云々。是爲令致禮也。父子如聟可下逢令內々之時ハ不及答拜。但又可者所意同輩以下人。主人大畧先出座。令人招引客人。

一如內裏細々參時。若於黑戸者有御對面者先祗候疊之時不下座疊上居上正笏。御座定後如元祗候。兼御座之時ハ簾ヲウチカツキテ跪長押下。緣也。伺御氣色入。跪疊下。懸膝安居也。

一參入人亭之時。登中門外沓脫先入專寄戸可

着公卿座云々。凡公卿ハ出入車寄戸殿上人用子妻戸云々。但外記史ハ大臣家之司出召時入車寄戸跪。依主人目起居候長押下。

持笏事。

尋常行歩之時。右手ニ持之腰程也。聊寄右腰。

指笏事挿笏トモ記。六木ニ載之。但挿左脇事ハ別事也。

挿笏有故實等。先推(ヲシサク)下帶ノ上手爲不指籠于笏也。指籠時者笏落也。尤可有用心。次右手ヲ持テ笏ヲ左ノ袖下ヲ後ヘ指通テ。卽左手ヲ持テ笏手本ヲ逆ニ取テ取替。ヤカテ右手ヲ持テ左端袖ヲヒカヘテ左手ニ持ツ。笏ノ本ヲ帶ノ上カトニ當テ後ヘマワス。此時次第笏首上ヘ成也。差左脇帶一度ニ指ハ惡也。一度指テ後一兩度深差笏手本帶ノ下二三寸出程也。不然之時有拔落恐。笏首僅左聊斜也。但スクナルモ無難歟。首寄右テハ不差事也云々。差笏之時頸ウツフカス。身不傾。聊後ヘ身ヲソル樣ニスル也。然者帶與身間クツロキテ。差安云故實也。如此事。雖少事熟不存知時有失。委可用意事也。當時人差笏之時。必屈腰。乖故實之上見苦。手後ヘ遠ク成。笏彌差ニクキ也。不傳古傳者。不可說事每事出來也。

用笏事。

節會内弁可抑笏紙之時用大笏。如除目宮文可差笏之時用小云々。

挿笏於左脇事。

自(ヨリハ)差笏者假ナル時事也。見白馬幷坊家奏時如此。是假爲是ケ也。左脇内衣門ニハサム脇ヲ持テヲス也。惡スレハ有笏落事。但有故實。以黑糸兼而左脇ノ衣門ノ内ヨリ笏ノツマリテ能程ニ搆テ。内ノ方ヘ入テ並之。挿時引出テ入笏ヲシソワヘテ挿之。不可令見人也。笏首自肩上二三寸アケテ挿也。右ニハ假

ニモ不挿事也。

直沓事。

在陣端座。納言自直之。置笏於奥方。自懷中取出扇。以蚊目方入沓踵方引廻。今度可着之様直也。宿德人以官人直之。當家大納言ツカタ時。以官人令直之。又如平座連座所。雖爲日上不直沓云々。

持扇事。

冠帶。不取笏堂中八講等類也。衣冠直衣布衣持扇之時歩時懷中不持空手也。居座之後取出テ持之。雖佇立并對人立逢之時取出可持。

持弓事。武官之時

歩行之時六手縱持之。可致禮時横以左右手持之。鏃方在左。雖馬上。院御棧敷前風情横持之。元來令持隨身。居座之時。必横前ニ置之。鏃左方。

取物事。有色々等。

捧物ハ當ㇾ胸ニ。提物ハ當ㇾ腰。兩様ニ不ㇾ足ラ物ハ當ニ其中様ㇾ持之故實也。公忠公故殿仰如此。

一取杖事。

指笏刷衣袖。以左手ケノ下一尺七寸ヲサケテ取之。以右手取杖。末其手當腰程ケ首當左眸程。授人之時。左手ニ取移テ地ニ立テ授之。續教業御記。

一持琵琶事。如彈持也。右ノ手ヲ上ニシテ左ノ手ヲ下ニテ持也。如贈物者跪指笏所之起至日隱間中程跪。先東向ニ跪テ後。北向ニ居直テ。稱物名也。續教業御記。

承元五年正月十九日。朝覲行幸。野宮左府記云。置御遊具。先以中將參御琵琶。玄象腹ヲ我方ニテ頸ヲ右手ニ持之。入道左大臣殿御事也(マヽ)。禪閤說。故中御門相府說云々。持關白前後聞先可置前之由被示之云々。如此持者直ニ可取渡意也云々。禪閤語給。

一等ヲモ如彈持。以前兩樣當家說參差兩樣不可苦歟。續敎御記

一如御本付打枝者。上ヲ左ニテ持之。渡于人時取直授云。左大將乍立授之。可屈也。同續敎業御記。

贈物之時儀見上

一取御劔事。以左右鞘足緒際（キハヲ）。柄右鞘左及先峯我方橫持也。授人前時取直置之。其時不授人ノ右ヘ柄ノ方ヲナシテ置之。及先峯其人方也。

一被物事。衣頸方向我方。引合下背上也。載右手。以左手拘之。當家異他家事。中入道相國實重公。令書置給。然而先年等持寺八講。予取布施之時如此人等在之。又故殿仰云。捧物當胸提物當腰。被物ナトハ何（イツレ）ニモ不足（タラ）間。其中樣可持之之由故傳云々。自餘准可知之。

一裹物事。以左右手橫持捻所無差樣歟。實重公

一祿持樣事。文保二年八月十五日　相國兼宣旨御記。唐衣裳袴等以上三種也。號女房裝束常儀是也。此事聊有不審而只如着持之也。此趣仰含淸宣了。袴左右兩方別（ワケ）テ其上裳如着。其上唐衣同前令取加之也。袴腰入股立中也。裳腰左右ニ引色目可見彼御記。

一如御膳陪膳之時。打敷持樣事。解劔。衛府人兼給弓於僕不放纓。指笏。取打敷。彼打敷三幅也。其儀所合縫目二所如四枚屛風折之。以左右手持之。左右手間一尺餘許歟。簾外陪膳（ハイセン）時。不解劔也。

一刷衣裳事。

一引裾縿裾事。

此抄後三條太相國實冬公草本也。一覽次書寫之。此篇目外猶故實條々連々加載云可潤色敢不可外見而已。

永正第二仲冬上澣　（花押）

後押小路內府抄

雜々訓說(銘云)　(努々不可他見而已)

家內恒例臨時篇目。(次第不同。隨思出記之。當時家中每事如之。仍就大小事會無存知者之問註之。他人聞者可嘲哢也。爲之如何。還而爲恥之。)

一朝夕供膳事。下仕(何三郎ナト號者也。丞相以後號上臈(ミカト)。)主人自臺所經馬道持參之。於中居下臈女房取之傳中臈。中臈取之傳小上臈。小上臈取之傳上臈女房。上臈女房爲陪膳供之。撤去之時又同前。

朝夕饌體。(載テハサシタル時ノ膳體ハ記錄ナトニモ見ユ。仍畧之。但賓客并分內々儀。膳ハ三本飯一本(菜八種)。汁一本(汁二小漬菜四種)。一本(菜四種)也。)

衝重二本。(號檜懸盤物ハ此衝重ノ事也。)

飯一本。(菜七八種。此內精進菜一兩種。)

汁一本。(汁二種。小漬居加之。無菜或無小漬有菜。)

飯器以下皆土器也。

湯入提供之。

一正月三ヶ日幷節分朔(立春日也)儀。

(見)齒固事。(見記錄等仍略之。正月三ヶ日見齒固節分不然。)

內々祝着羞白散事。早旦於女中行之。三獻也。初獻。(三種肴)一二三獻羹風情。何ニテモ無定儀。肴物可隨宜二獻。三獻不撤肴物。卽供強飯。(無汁菜八種。深草土器菜八入耳土器。)食了供漿。漿ニ漬テ食之。晝飯。(強飯ノ聊ヤワラカナル也。有汁。)居御料別之天供之。主人食。本飯居御料。雖置前無食儀。陪膳人立箸折懸之。先撤之。次撤本飯。

晝飯撤了供菓子。(衝重。八種菓子也。納耳土器有紙立。)

夕飯。(如晝飯。但無居御料。)

三ヶ日中於出居。召家僕等。於前故賜白散。三獻。諸大夫。侍。布衣。主人大臣之時ハ衣冠ノ家司可相交也。其外諸大夫布衣。

一正月三ヶ日中。以右日覽吉書。(加賀國封戸解文也。下家司用意之。)持卷之。家司ノ諸大夫着障子上端下家司吉書於

筥蓋持來。家司取之持參覽主人。（先是主人着公卿座。奥疊也。）主人覽了如元入筥反給之。家司退出吉書端書下書。（可成返抄家司位署書之。）返下下家司下家司成上返抄。家司加判返給之。

一於男中供膳之時。御所侍持參之授六位。六位授五位諸大夫。諸大夫供之。（四位諸大夫ハ無左右不勤陪膳雜役定例也。）

抑御膳手長事。近來西園寺邊侍難澁云々。奇恠事也。當家曾不可有其儀者也。

一女房召男事。下﨟以上叩手而召之。六位侍應手音參進。無侍之時雖諸大夫可應手音也。

一宮咩祭（ミヤナヘマツリ）。十二月正月初午日有之。其儀主人垂公卿座御簾。（此時許假垂之。）室家同座之。侍所司（サフラヒノショシ）（納言以下時六位所司。大臣之時五位所司。）於寢殿東西妻戸（西禮對カノ屋西面妻戸前）前緣斗量ヲウツフセテ。其上ニ尻ヲ懸テ。北面ニテ讀祭文。（祭文同可書入。）讀了退去。次自青侍下﨟至五位諸大夫。中門廊車寄戸於廊中飄廻雪之袖（稱萬歳樂。）舞之。各一人舞了各進出又舞之。次諸大夫祭物直會ヲ（餅橘風情物也魚味不供也）折敷高坏ニ居（自餘）天供。簾中上﨟女房陪膳也。侍所司着衣冠。諸大夫侍等布衣也。

公卿座前ニ下家司立明スル也。

一客亭座。（稱公卿座是也。）廣博亭ハ四ケ間。其以下ハ三ケ間。狹少屋ハ二ケ間。其以末座ニ有妻戸。（或屋ハ折妻戸。或又只ノ妻戸。）疊敷樣。（高麗端也色筵ハ出雲筵爲本儀）第一間。（東禮（マヽ）ハ西チカミトス。西禮（マヽ）ハ東チカシラトス。）奥ニ主人ノ座。（無對座。）次ノ間對座ニ（奥端）敷之。御簾鈎丸緒ヲ以テ上レ之。常ノ時不垂之。主人納言以下ノ時如此。大臣ノ時ハ主人ノ座ノ外。奥ニ不敷疊。無對座事不違納言時。端座許敷（シキ）連之。中門廊敷殿上人座。（（紫カ）禁端疊別奥壁敷之。）

一侍屋常ハ五ケ間。（上二ケ間ヲ爲障子上是諸大夫座也。下三ケ間爲青侍座。）障子上不立臺盤。侍座立臺盤。（朱漆。四尺一脚。八尺一脚。）奥端對座ニ敷（紫カ）禁端疊。障子上モ（紫カ）禁端也。敷高麗端。家門モ有之云々。是ハ諸大夫ヲ貴ノ儀也。當家

家不然事也。

一常御所。（或屋寢殿北面。）格子撰諸大夫品。快朝夕上下格子結番シテ勤之。諸大夫ナレハトテ無何人不可勤之。

一青侍ハ晴面ニ天。スヘテ無堂上之儀。若出現之時ハ持烏帚也。是爲故實。但如所司出仕之時奉行セハ。堂上セテハ不叶事ハ。不及異儀。凡褻ノ所ニ天ハ。近習奉公之者召上天仕之無妨。

一諸大夫モ侍モ。外樣ノ人ハ不參臺所。便所ニ候スル也。被聽台所事仰也。

一非常御所々ノ格子ハリ所（御所侍カ）持勤仕也。無御所侍（之カ）也時恪勤者ノ侍勤也。

一臺所贄殿他所使ナト更不臨事也。自他所ノ文ハ對屋ノ妻ナト不見苦所ヨリ。御所侍下仕ナト可取次也。彼等無之時ハ。青侍諸大夫可隨便宜也。

一人ノ許ヨリ食物之類送之時ハ。自台所邊可取上也。晴方ヨリハ不可然事也。

一自大臣家ノ使者。諸大夫ハ昇中門廊外。（廊ノ中ヘハ不入事也。）青侍ハ立地下也。申次ノ人下逢而聞之。仍使青侍之時ハ。申次侍宜也。

一主人爲現任（大臣以下參議以上）之時。造酒司進醴酒六月一日ニ進之。（納小土瓶以紙裹口。）刀自下仕風情自便所之進入之。卽給例祿ヲ。（下品紙ナカサマニ押卷之二帖許也。如疋絹以厚紙二枚裹之。帖紙諸鎰結之。凡紙捻物ハ片鎰。結物ハ諸鎰云々。）

一位記祿事。主人爲文官之時。式部省持參之。爲武官之時。兵部省持參之。於中門外家司下逢取之。（位記納葛蓋。）持參之。留位記天本ノ筥蓋ニ白布一段（中品ノ布也。）自奧端卷合之。（一方ハ巡ニ卷之。一方ハ裏ヲウエニ卷之。）不裹シ天帖紙如例結也。

一消息事。吉儀ハ内々モ書位署。近來ハ不然。職事催公事之時。御敎書ノ請文雜訴擧狀。（公家武家同之。）賀札（賀人慶賀事也。）等書位署也。位署トハ官二字

一許也。不加位幷姓也。書位署時ハ。不加裹紙。加禮紙許天。不封シ天立文ニスル也。内々消息ハ高貴ノ人ニツカワス時ハ。裹紙ノ外ニ加禮帋天封スル也。又高貴ノ人ナラ子トモ細々ニ不通之人ニハ加禮帋也。又結(ユフ)レ頸(ヲ)事物チ内ニ籠之時。上下結之。高貴ノ人遣之時モ結頸也。下(シモ)モ上ニテモ一方結之又常事也。是ハ略儀也。當家ハ一方結之時ハ下(シモ)方チ結也。他人心ニ次封スルレ文チ事。本儀別ノ紙チ細ニ切テ封之。然而當時内々狀無其儀切懸チ封之。近衞大炊御門日野黨等ハ右ヘ廻ス也。自餘ハ左ヘ廻也。

一官途ノ欵狀事。麗シキ欵狀ハ假令端作ニ近衞大將所望事ナト書チ。奥禮節。某誠惶恐謹言。月日下加位署。是ハ直ノ奏聞狀ノ心地也。但宛所ハ傳奏職ナトノ名字也。料紙ハ讃岐高檀紙也。二三枚ニモ及ヘハ續之書之。數枚繼タルモ端ノ一枚ニ加裹紙チ其上ニ又禮紙チ加也。文章モ書封句也。只是ニ不及之時ハ。消息中文ト天普通ノ讃岐檀帋ニ書也。及數枚之時ノ繼之テ。文章ハウルハシキ欵狀ニテコソナケレトモ寄來ル對句ナトハ書也　同クハソレカ吉也。奥禮節モ只傳奏職事ニ相應ノ禮也。

一禁裏仙洞ヘ内々有奏聞事之時。付女房狀事。如可然上臈ハ表書。其御局へまいらせ候。當家微官之時ハ下書名二字　他家人ハ書名字云云。大臣大將之後ハ勾當内侍ナトハ不書穴賢字。又假令勾當内侍殿ヘト表書ニ書之　無指事之時ハ不内封也。文トモコハシタル事文章ナト外時ハ加封也。

一家中常ノ姿ハ半尻小指貫生(スヽシ)ノ大口チ重テ着之也。大將大臣之後ハ狩衣直衣指貫也。親王家ナトハ半尻ニ大口許チ着之歟。大臣家ハ大君姿(オホキミスカタ)ト天如此ハ無之事也。雲客之時ハ直垂ナトモアナカチニ無苦也。公卿以後ハ當家不用直垂也。

右後押小路内府公忠抄也。彼自筆本一覽
之次寫之。不可他見而已。

亞相（花押）實隆歟

上杉問答

問題條廿五箇條

一綸旨等規式事

就公家之政務職事。辨官奉勅命所被書之敎令也。院司之公卿之所書號院宣。官史之所書號官符宣。撿非違使別當之書下號別當宣。諸國吏務之書下號國宣。如斯之類其文非一。依事而體異。以綸旨爲最乎上。所等詞者依所遣之人品有等差者也。

一爲武家被進公家門跡御書事。

公家者摠名也。攝家三家清華名家及諸大夫北面等家々勝劣在之。公家之法者見于弘安禮。雖爲同官同位。有堂上地下之次第。有公家武家之差別乎。爲武家被進之御書者。依兩方之御官位之故。其禮不定者哉。

恐惶謹言

何月日　(于時大臣)義ー

二條殿

被進大納言

謹言

何月日　同

新大納言殿

被進四位雲客

可被知行之狀如件

何月日　御判

左中辨殿

大數如斯。不遑具陳。

次門跡事。御室者爲法中之最長。權始是王子孫王也。故皆有親王之宣也。其外叡山之三門跡。(或五門跡。)三井寺之貫主。南都之兩門主。東寺之長者。醍醐之座主。大小門跡之號數多也。或依寺跡之本末。或俗姓之優劣。禮儀不一等。且又依武家之御官位有等差乎。

被進御室御書

恐惶敬白

何月日　(大臣時)義ー

菩提院僧正御房(家司名也)

被進三門跡

恐惶敬白

何月日　義ー

青蓮院殿(于時准后)

敬白

妙法院殿(于時僧正)

三門跡

梨本(號梶井)　青蓮院　妙法院

加曼(殊カ)行院(竹內)淨土寺號五門跡。

三井貫首

圓滿院　聖護院　實相院

南都兩門主

大乘院　一條院（乘カ）
大概如此。餘皆例之可知。但古世與近代有異。於近中有小異乎。
一被進三職等御書事。
凡武家中之書札等差軌則不分明歟。執事職近代者號管領。者雖爲隨分之重職。至御書者被遣自餘之大名亦无差異乎。
大明人來朝之船着岸之由其聞候。任先例近發于津湊可致警固之旨。可被加下知西國御家人等候也。
何月日　　御判
右京大夫殿
自餘大體同之。
一被遣諸大名御書有高下否事。
如截前條御書之禮。强无差異。仍被遣御一家中并自餘之大名之書札文體同篇也。若就文辭論之。可被存知之。可令存知之。令喜悅候。
被悅思食候。有如斯之異乎。
一被遣大名幷陪臣御書殿文字同異事。
武家中之御書。古者殿字有眞草之別乎。至近代者多分被用草文。仍差異不詳。且可依執筆之故實乎。
一御敎書事。
公家者依執柄之仰被書出之狀。是稱御敎書乎。武家者執筆之書□（下歟）號之御敎書。公武之所用其旨相似哉。而訴論裁許之狀號下知狀。就御下文被成被遣之狀號御施行。自餘御成敗之狀摠稱御敎書。先代當世所稱是同。又被載公方御判在之。號之謂御判之御敎書。依事被用之乎。
一奉書事。
依主君之命所書出之狀。摠號奉書乎。仍御敎書奉書文體相同。引付頭人侍所地方政所執事評定衆。右筆衆等書下。皆是奉書。或一人

之署判。或數輩之加判。隨書體有別異乎。次竪文。折紙差別事。古者大略用竪文。近代多爲折紙。且略儀歟。但又古來用折紙事在之。

一諸大名幷陪臣遣五山十刹書事。

對于住持長老口禮事歟。禪律之徒者无位階也。或於聖道家者中古以來就于公請置僧綱被定僧位訖。至禪律家者。且依才智且依道德。或爲一朝之師。或爲三公之尊者。是和漢之流例也。故無書禮之法令乎。爲諸大名被進東堂西堂之狀者。大半進上恐惶也。先代亦如此乎。（之歟）於陪臣者直進。聊可有斟酌歟。對于侍者僧進□者可宜哉。

一同被遣禪家時衆書札如律家可爲恐々敬白乎否事。

禪律兩宗之書札。載先條訖。時衆者爲淨土宗之末葉乎。但依其人可有差異。被遣藤澤住持遊行上人御書者。爲等同之禮云々。然者大名中之書狀者可准禪律家之長老歟。其外部部之間□（至歟）可然寺院之住持者。恐々敬白無子細乎。陪臣之禮者同于前條。

一聖道家眞言天台花嚴法相三論倶舍成實淨土宗何可爲恐々謹言歟否事。

右諸宗。是聖道門所學之敎也。書札之禮者依學業不可有分別乎。且隨官位之高卑。且依居住之寺跡可有等差哉。大名中對于門跡之出世坊官諸寺之住侶等書狀。粗被用等同之禮乎。但出世者之中。或有卿相之具（息カ）。或有御一家之族。依其種姓聊可有會釋乎。次淨土宗者可准據禪律之類乎。而賜上人號着香衣者准僧正之由有其說。至如然倫者可有恭敬哉。

一同被遣諸社神官書狀事。

伊勢祭主。賀茂松尾等社務者。敘三位。八幡別當者任法印。吉田神主近代敘二位。剰被宣下神祇長上之號訖。然者諸神官中可謂最長

乎。公家者依堂上地下之別有書札之式。於武家之儀者雖有勝劣。大略被用等同禮乎。但不知其官位至都鄙之神官者難分別之。次陪臣禮事先蹤不詳。隨主人之禮節宜被斟酌乎。

一社務神主禰宜祝戶內大夫御子巫次第事。

社務者令執務內外事職也。仍爲社官之長乎。石淸水松尾平野以下諸社。普有此號。神主者百官中有伊勢□(宮カ)司。祭主任之乎。以其准據諸社皆用神主號乎。或又社務神主有通用之儀。禰宜祝者神官之通名也。仍大小社各有此號乎。然者高卑不定哉。次戶內大夫者何社之神司哉未聞之。御子者。神子云也。陪于社頭舞女之名也。巫者携笛鼓而助神子之歌舞之士也。此二者至諸社之祭禮莫不相從之。共是凡卑之男女歟。

一諸大名陪臣遺醫陰兩道輩書札事。

典藥陰陽二寮頭者五位官也。依之以往者爲五位禮乎。雖然近來就被重此道叙四位。或舉上階哉。於大名中陪臣等之書禮者准神官可知之。抑自武家執政務權之以來。爲公家甚被重之。然間雖爲同官同位。公家武家相對之禮用捨事異乎。

一同被遣京都諸奉行書札事。

近代武家之書禮不謂官位之高下。不論氏族之勝劣之故。必无甲乙之別乎。被遣奉行衆之書札。皆等同之禮也。於陪臣者或存殷懃之儀。或致等同之禮。且依其人之故實者哉。但至三職之陪臣者。公私之禮儀異于他家。次御一家中與自餘之大名之陪臣又有小異乎。

一同被遣京都奉公面々近習衆書札事。

大抵同于前段。但雖爲近習奉公之仁。於御一家之族者。可有會釋乎。

一連署連判次第事。

此條謂署判之前後歟。公家之連署多。以上官

載于左。武家亦從之。或以上官載右事在之。希有之儀也。於武家之書者未見之。又至執筆輩者。不依次第日下書我名。是普通之例也。

一恐惶敬白與恐々敬白事。
恐惶者奉上官之詞。恐々者遣等輩之詞也。次敬白者遣法中之詞也。對俗人者不用此詞歟。

一進上與謹上事。
進上者對上之禮。謹上者等輩禮也。是公家之所用亦同云々。

一進上與上進事。
兩詞爲同意乎。但至書札之表所者。未見上進詞。

一拜進與拜上事。
於公武之書札未見此詞。仍優劣難分之。而禪家之消息常用如此之詞。雖爲俗人。對禪徒用此等詞者有何事哉。

一內封事。
封者書札之名也。以內儀書狀號內封。本式之書札者用禮帋。不書緘封。內々消息者不用禮紙而封之。是故稱內封乎。

一書狀結撚日事。
結書札之上下事。洛中之往來者常不結之。然而禮帋中卷加文書在之。至其時者不依遠近結之。或又爲恭敬之儀云々。

一實名下判形寄於左右事。
實名之加判。古人多寄於傍載之。其儀未詳。古者以名字之草形爲判。仍以判號草名。公家之書狀。官姓之下載判者常事也。名字下加判者不見。其例公家者以手爲證驗。武家者以判形爲肝心。是如讓狀之證文。公家者謂之前狀後狀。武家者謂之前判後判乎。又奉主人貴所之書札者書姓名於其面。載草名於其裏。是古(今歟)近之通法也。案之實名下加判事。非正儀乎。且又實名與草名爲同字之謂歟。如此之故實。

古人多寄於左右載之乎。

一三郞左衞門尉。四郞左衞門尉等。至或書札者略上字。載左右衞門尉。幷初書狀到來時。官途不分明事。

左右衞門府左右兵衞府者。爲武官最長故。古來爲武士之輩。以此二府爲規模。仍侍官同族之中多有件官。依同官難別之。或太郞次郞之假名。或加源平等之氏字而已。卿相之中。大納言宰相者現任之員惟多。然間至如散狀者。若加稱號若加氏字。冷泉大納言。高倉中納言。源宰相。藤宰相等之類也。是亦與彼儀相同。於載位署狀者依爲本式。除假名字注本爵也。次書狀到來時。官途不分明事。於返答之當所者可隨來書之名。若載姓名不注官途。假名者只可載其人之稱號乎。武家者以稱號謂名字乎。

一侍分上　對凡下輩遣書狀事

諸國庄園之名主沙汰人遣書下者常例也。至凡下百姓者直遣之事未見先蹤。若有可加下知子細者。或當于主人或對于地頭成書下之條古今傍例也。

昔文明大荒洛之秋。東夷之人遙抛五々之品題。潛索一々之述語焉。披而看之。咸是公武之□也。雖識達豈肯容易乎。矧於惷愚之性乎。雖然耽來志之篤忘下情之拙信筆記之。蓋述今案之邪說間。捃先哲之遺言也已。唯懼貽誤於兒孫焉。庶幾後覽之人改之正之亦以爲幸。

釣雪老人誌

右此本者齋藤越前入道淨玄。依越後國上杉所望賜題廿五箇條問之云々。以下津入道源孝相傳之證本書之。

永正二乙巳年十一月九日夜　長典

續群書類從巻第九百三十六

雜部八十六

塵滴問答

一桓武三代　平城　嵯峨　又醍醐延喜六十一朱雀村上三代
光仁誕生　淳和仁明　承和二
龜毛ハ勤操　兎角ハ空海　虚無ハ老子
假名ハ薄伽梵　蛭公ハ暴惡ノ衆生也
一五辛者　蒜(ヒル)　薤(ニラ)　葱(ヒトモシ)　蒠(アサツキ)　渠蘭(アラヽキ)

塵滴問答

抑東海道遠江國今善光寺ノ前。一服一錢ノ茶屋ニ立寄侍程。年齡五十餘ト見タル老僧。白山ノ參詣ノ修行者ト名乘テ。万ツ物語スル所ニ。商人栴檀櫃(センタンヒツ)負タル男。年ノ程卅餘ト覺敷カ種々問答スル事アリ。心ヲ留テ耳ヲ峙テ聞ク程ニ。件ノ男條々ノ不審ヲ立テ問云。昔ノ權者祖師等ノ御事ハ不及申ニ。當時世間多ク御座アル僧聖ノ御中ニ。渡唐ノ由ヲ承ル在唐ノ人ト仰アレハ今一入貴ク存ル由ヲ云リ。件ノ聖答テ云。

昔大師等ノ祖師智者達ハ。佛法傳來ノ爲ニ顯密ノ敎ヲ傳受シ。內典外典ヲハ於テ我國。天竺晨旦ヨリ勝テイミシキ旨ヲ末代人ニ知セン爲也。其レ今ノ代ノ人ハ此由ヲ不存シテ。名聞名利ノタメ。或ハ爲ニ利養倍々ノ也。サレハ吾朝ハ月氏晨旦ニ勝テイミシキ所也。事永々ニ侍レトモ。御邊ノ問ヒ給ヘハ語リ侍ラン。心ヲ留メ耳ヲ崎テ聞給ヘ。夫日本吾朝ハ元天竺靈鷲山艮ノ角ニ密陀羅ト云シ山也。此山ハ靈鷲山ノ鎭守月氏國ノ寶藏トシテ菩薩聖衆守護神等多ク御坐キ。金銀玉珠等ノ七寶モ一トメ闕タル事ナシ。亦ハ密陀羅山ヲハ曼陀羅嶽山トモ云。其地形文字ニ似タリ。又ハ獨古ノ形也。密敎殊ニ相應ノ勝地ト見タリ。菩薩聖衆ノ住處淨土ノヨソヲヒ此ノ山ニ多ク在リ。爰ニ月氏國ノ昔刧初ニ大三末多王ヨリ十九ノ轉輪王。其ヨリ後十七万三千二百八十四ノ小轉輪王ノ內十七万三千二百ニ當ル錢那羅小轉輪王ノ御時甲子ノ歲ニ大地六種動ク事アリ。山崩海ヲウメ海カタムキテ山ヲヒタス。樹ハ沈ミ石ハ浮テ仁畜失レ家失ニ住家一。日月光ヲ不レ定加樣ニスル事七日七夜也。其時此密陀羅山闕テ。海中ヘ入テ其後龍王是ヲ守護ス。此時ニ伊弉諾伊弉那二人ノ御神是兩部ノ大日如來ノ變身。大三摩多王ノ後身也。此御神ハ密陀羅山ヲ吾國ト成シタク思食テ神力ヲ以テ押シ動シテ是ヲ海中ニコキヨセ給ヘリ。鉾ノ滴リ嶋ト成ト云ヘルハ。此山ユテシ時ノカヒヲ海中ニ立テ此處ヲ留タリ。此ノカヒノ滴リ嶋ト成リ彼山爰ニ浮上テ大地始テ顯タリ。今淡路嶋是也。亦此嶋ヲハ魚ト龜ト負來也。魚ヲハ七寶集魚ト云。龜ヲハ金銀珠玉龜ト云ヘリ。復甲子ノ歲ニ此山破來カ我國ニハ甲子ヲ初ニヲキ子ヲ一番トスルハ是故也。

男問云。吾國ハ海底ニ大日ノ印文トメ始ル國也。密教相應スヘシト聞ルハ何樣ナル事ソ哉。

聖答云。此ノ𑖪𑖽字ノ形ニシテ水所生ノ體也。自性淸淨ニメ染着ナシ。𑖪𑖽字ハ金剛界ノ大日ノ種子。五大ノ内ニハ水大輪ノ主タリ。万物ノ生長モ水大ノ德也。サレハ𑖪𑖽字ヨリ始タル大地。𑖀字ノ大地ハ胎藏界ノ大日ノ種子。五大ノ内ニハ地大輪ノ主眞智ナリ。是故ニ相應スト云フ。仍開ㇾ國名ヲ付テ大日本國ト云フ。内外ノ深祕ヲ搆テ二人御(神カ)補佐始給也。内ニハ佛法ヲ崇テ顯教ヲアラハニシ。智惠ノ心ヲ授學シ。善惡ノ義ヲ知ラセテ密教修行ノ得ㇾ德。卽身成佛ノ旨ヲ知ニモ不知ニモ爲ㇾ令ㇾ具足セ密教相應ノ國ヲ搆ヘ造出シ給リ。西ニ九品ヲ顯スハ金剛界ノ九會曼陀羅ノ義也。東ニ八ヶ國ヲ置ハ胎藏界ノ八葉ヲ表スル也。中五畿内アルハ五佛出生在所。五智ノ滿月明々トメ五穀成就ノ國土也。五穀五智大悲ノ德世(也カ)。又五天竺ヲ表トモ見タリ。外ニハ恐テ天魔難ヲ神國ヲ魔王ニ請ヒ。天地開闢ヨリ以來。八百万神達ノ住所也。神達ハ皆佛菩薩ノ應化身ノ神明也。豐葦原ノ中津國トモ名付タリ。大日本國ト云ハン事天魔ノ恐アル故也。亦ハ始ニ葦生タリ。此故ニ豐葦原ト云義モ在ト云リ。

男問云。伊弉諾伊弉那申奉ル御神ハ誰人ソ哉。

答云。此二人ノ御神ハ大日如來ノ化身兩部木(不カ)二ノ除(深カ)祕。吾國開發ノ傳此二神ノ御事ニ在リ。内典外典ノ除(深カ)義密教ノ一大事是也。天照太神ノ岩戸ニ隱給事在シト云ルハ。南天塔ノ中ニ金剛薩埵定觀シ給シ事也。龍猛菩薩ノ鐵塔ヲ開ト云ルハ。諸神集テ天岩戸ヲ開シ事也。一女三男ト云ヘルハ。法報應化ノ四身ヲ申也。一女ハ天照太神ハ帝王ノ御先祖國ノ主ニテ御坐ナ

リ。二男ハ春日ノ大明神攝政殿下ノ御先祖也。西宮大明神ハ商人下郎ノ主トナリ。四男ハ出雲ノ大社御事也。是モ十二月ノ中一月王タル御神也。諸神一月ノ立(主カ)ナリ。十月ヲハ餘ノ國ニハ神無月ト云フ。出雲國ニハ神在月云ヘルハ此由也。

男問云。吾朝ニソヽロニ神明多ク御坐ハ何樣ナル意哉。

答云。朝中ニ鎭護國家ハ宗廟ノ和光三十餘社。是ハ過去現在未來出世ノ御佛達ノ大慈大悲ノ餘リ。衆生濟度ノタメ我等現世安隱ノタメニ。神明ト顯テ吾國ニ住シ給也。後生善處モ神明ニ祈ラハ不可有疑。本地菩薩ナルカ故ニ。三世出世ノ如來者同體異名尊。前佛後佛體皆同ト云ルハ是也。

男問云。吾朝ニ靈佛靈社多ク御坐(マシマス)ハ何ナル意ソ哉。

答云。天神七代ト云ルハ虛空ニ住處トス。過去七佛ノ御事也。地神五代ト申ハ國ヲ顯シテ住家トス。五智ノ如來也。諸國七道ト云ヘルハ過去七佛出生ノ自證本宮ノ都ヘ出給道也。伊勢宮ト申ハ天照太神ノ御住所ノ中天竺ノ王城ヲ移セリ。高野山ト云ルハ南天ノ塔婆ナリ。都率天ノ摩尼寶殿ヲ移セリ。眞言ノ大事此ノ御山ニ在。叡山ト申ハ淨瑠璃淨土ノ事。傳敎大師藥師如來ノ後身トメ此寺ヲ立給フ。阿耨菩提ノ佛達ニ可守護由ヲ御約束深ク在ス。熊野山ト云ルハ極樂淨土ノ事也。サレハ一度詣ル者ハ十惡五逆ヲ不レ嫌。無始ノ罪障ヲ滅メ往生スト見タリ。重々ノ義アル也。或ハ山河ト云。或ハ法士ト云。南都七大寺ト聞ルハ過去七佛轉法輪在所ニ立タル寺也。月氏精舍晨旦ノ佛閣ヲ移ト見タリ。大和國虛空藏ト云所ハ過去七佛ノ荼毘所也。善光寺ノ如來嵯峨ノ釋迦應化

ノ佛トメ一處不住ノ尊也。富士ノ山ハ都率ノ內院彌勒入定ノ所ト聞傳ラレタリ。播磨ノ書寫ノ山ハ補陀落山ノ北ノ圓敎ノ峯カケテ來ル山也。往奉（來カ）ノ者十惡五逆ヲ不レ嫌菩提ノ緣ヲ結トモ云ヘリ。生木觀音ハ惡業ノ衆生ヲ深ク利シ嶺高クシテ滿月影ヲ宿トシ。谷深クシテ法花讀誦ノ音幽也。六根淨ノ靈跡ヲ傳タリ。大峯葛木ハ兩部曼陀羅ノ緣道ナリ。入峯ノ客僧ハ卽身ニ花藏世界ヲ見ト云リ。東寺ハ上品上生ノ臺也。此寺ハ密嚴會ヲ移シ都率ノ內院ヲ表也。サレハ日本ノ衆生ハ心ヲ不起見聞ノ結緣ニテ皆成佛スヘキナリ。

男問云。我朝ハ是元トハ卅三ケ國ニ被レ別ケルヲ何事ニヨテ六十六ケ國ニ被レ成侍ソ哉。

聖答云。此國三十三ケ國ニテ在シヲ晨旦ノ人來テ日本ハ五十二位ニ不レ足。何佛法可レ立云シ程ニ六十六ケ國ニ被レ成也。六十四說ノ法門ニ當。有無ノ二義ヲ寄テ。六十六ト云ヘリ。國ノ稱ヲハ日本國ト名付タリ。顯敎國ニ滿テ密敎世ニ盛ナリ。眞言不思議ニメ三十七尊十三大會九會四智三身ニ當。六十六別タリ。此故ニ無明ヲ除ク士也ト云ヘリ。

男問云。日域ハ月氏ヨリ闕テ來山也。天竺ノ陀寶藏トメ諸佛菩薩ノ住所ナリシヲ。今爰ニテ神明開發シ給フ國ナラハ。六道ノ區々ナル姿是何ノ由ソ哉。

聖答云。吾朝ヲ眞言相應ノ國ト云ヘルハ此事也。兩部曼陀羅內ニハ佛菩薩明王天等ヨリ始テ六道衆生悉納タリ。地獄天宮皆爲淨土云ルハ此意ナルヘシ。神明御誓我國衆生ヲハ日本內ニ地獄ヲ搆テ墮シ直ニ我レ濟ハントノ御誓アリ。是故ニ日域ノ衆生ニ外ノ地獄ヘハ不可墮云ヘリ。我身自佛也。國土ハ淨土也。惡業ノ衆生モ不墮地獄云フ。自過自造ノ地獄在ト云

ヘリ。
男問云。花月等モ見テハ正ク成佛ノ緣ト成候哉。
聖答云。古德ノ云。美花ヲ見テ本尊ヲ不レ念不レ修ハセ之甚キ也。冷風ヲ聞テ內身ヲ不ル觀セ觀行ノ闕タル也。青々タル翠竹悉ク是眞如也。鬱々タル黃花是般若ニアラスト云事ナシ。森羅万像ヲ見テ是モ衆生ノ佛性我等カ眞如也ト可ス觀。春ノ花梢ニ綻。夏ノミトリ鮮カニ。秋ノ紅葉色々ニメ落葉スル形ニテモ無常ヲ催モヨウスタヨリ也。明月青天ヲ照セトモ淤泥ノ水ニ宿ヲカル。冬ノ雪梢ニ宿ヲトレトモ隨レ風散ヤスシ。緣ニ隨テ妄安我等カ佛性モ如レ此。是等ヲ不觀鬼畜木石云リ。眞如佛性ハ迷ヘハ心外ニアリ。悟レハ身內ニメ得安ト云ヘリ。身內眞如ノ佛性ハ難レ觀安（妄カ）レ妄。心外ノ三毒ハ忌オタクメ弃ステカタシト云。覺菩提捨レハ佛身也。

男問云。世間ニ歌連歌ナントヽテハヤル是モ成佛ノ緣ト成候哉。
聖答云。歌連歌ト云ルハ五七五七々ニ文字ヲ別ケテ三十一字ニマテツヽケタリ。是ハ佛ノ三十二相ヲ一ツ除テ以テ三十一相ヲ表也。或廿八宿ニ日月星ノ三光ヲ具テ卅一字ニ當タリトモ見ヘタリ。又上ノ五文字ハ五天竺ヲ表シタリ。次ノ七文字ハ晨旦ノ七御門ミカトヲ表シ。次ノ五文字ハ吾朝ノ五畿內ヲ表ス。次ノ七々ノ文字ハ此國ニ七難卽滅七福卽生ノ義ヲ顯ス。又ハ上ノ五字ハ五智ノ如來。次ノ七ハ天神七代（マヽ）。次ノ五ハ地神五代。下七々ハ七菩提分法（行カ）七等覺支トモカタトレリ。又ハ五星七曜五形南斗北斗トモ云ヘリ。或ハ過見當來出世佛說給權實敎指（旨カ）トモ云ヘリ。亦ハ五根五力乃至八正道支トモカタトレリ。亦上ノ五七五ヲ金剛界ノ曼茶羅ニ表シ。下ノ七々ヲ胎藏界ノ曼茶羅ニ表

ス。本有九脩(マヽ)生義ヲ讀ミ顯ス故ニ佛菩薩モ不嫌ヒ給。神明モ悉納受シ給也。サレハ菩薩聖衆モ歌ヲ讀ミ給也。行基菩薩ノ云。靈山釋迦御前ニ契シテ(テシカ)眞如クチセス今日(合ヒカ)見(鵠カ)哉。婆羅門僧正云。迦毗羅會ニ共ニ契シカイアリテ(第二三句マヽ)文殊ノ御方(カカ)ヲ今日見ツル哉。善光寺ノ如來ノ御歌云。急ケ人御法ノ船ノ出ヌマニ乘ヲクレナハ誰カ渡サム。加樣ニ佛菩薩モ歌ヲ以テ心ヲヤリ衆生ヲ導キ給ヘリ。一代五時ノ說敎モ皆歌ノ心也。是モ成佛ノ因緣也。

男問云。佛前ニハ二王神前ニハ門客人ヲ居。鳥居立ナントスル何樣ナル哉。

聖答云。佛前ノ二王ハ兩部ノ大日如來愛染不動ニ明王ト現。佛法ヲ守護シ給フ。二明王位タカキ故ニ金剛王幷ニ力士モ顯テ。三寶出家ノ五衆ノ守(守カ)護神タリ。神ノ御前ナル門客人モ國土ヲ奇リ。上一人ヨリ下万民ニ至マテ是ノ德ニヨル。サレハ我等カ內外ノ守リナリ。二王ハ應身。門客人ハ化身ト云リ。密敎ノ心ハ[illegible][illegible]ノ二字ヲ表ス。鳥居ハ阿字ノ空門也。緋玉垣ハ文字ノ火界ヲ表シ。出入スレハ無始ノ罪障ヲ悉ク滅メ佛果菩提成。馬庭十界ヲ表メ五十二位ヲ顯ス姿也。流鏑馬ハ愛染王ノ化現。三的ハ三毒也。神子ハ八大菩薩ノ義ニテ八人ノ乙女アリ。五人ノ神樂男ハ五智ノ如來也。相撲ハ兩部ノ不二ノ姿善惡ノ相對ヲ顯スト見ヘタリ。此故ニ日本ノ內ノ佛ノ御住處ハ報身ノ土。神ノ御在所ハ化身ノ土ト云ヘリ。サレハ悉ク密嚴淨土花藏世界也。所住ノ衆生ハ悉ク菩提心ノ種ヲ具足セリ。此上ノ義眞言ノ祕事也。今率爾ニ難申也。

男問云。世中(ヨノ)ニ圍碁雙六又ハ將棊ナント申盤ノ上ノ遊ヒ多ク侍リ。何樣ナル事ソ哉。

聖答云。圍碁ハ是十八界ヲ表。盤ヲ一尺八寸ニ

廣サヲ作ル也。四方ノ同キハ四季ヲ顯也。九ノ星目ハ九曜ノ星ヲ表セリ。其目ノ三百六十目ナルハ一年三百六十日ヲ顯ス。圍碁石ノ白黑ナルハ白月黑月ヲ顯ス故也。雙六盤ノ長サ一尺二寸廣サ七寸ノ二分也。長一尺二寸ハ十二月ヲ顯ス。廣七寸二分ハ七十二日ノ土用ヲ表ス。白ノ十五ハ白月十五日。黑ノ十五ハ黑月十五日也。二ノ簺ハ日月。筒ハ須彌山ヲ表ス。一六ノ目ハ六度万行ヲマナフ。五二ノ目ハ二佛並座ノ佛ノ五位ノ修行ヲ明シ。三四ノ目ハ三身如來ノ四弘誓願ヲ表ス。亦人ノ内ハ我春我内ハ人ノ春我前ハ人ノ夏人ノ前ハ我夏人ノソトハ我秋我ソトハ人ノ秋人ノ内ハ人ノ冬我内ハ我冬也。春ノ種ヲ出テ夏田畠ヲ作リ秋取マトメテ冬内収由表ル也。是皆三十佛菩薩ノ變身。慈悲衆生濟度ノ方便。卅番神深キ意ノ利益ノ姿也。是菩提心ノ種子ニアラスヤ。將棊ハ十八ノ惡神我國ヲ立シ。佛法ヲアラサントスルヲ十八ノ善神フセキタヽカイテ惡神ヲ滅シ失タル姿也。惡神ト云ルハ煩惱ニハカサレテ三毒ノ國賊十惡ノ盗人盛ニメ惡行ワサトスル形也。善神ト云ハ善戒ノ繩ニシハラレテ三毒ノ國賊モ十惡ノ盗人モ煩惱ノ家ヲ出テ菩提ノ寶所ニ至ル姿也。盤ノ目ノ八十一有ハ九品ヲ顯ス。九九ニワリテ八十一目也。是皆淨土穢土非ニ同所哉。何ソ不成セ佛哉。

男問云。吾朝ニ四夷ヲ武士ト云ルハ何樣ノ事哉。

答云。日域ニ四夷ノ武士ト云ハ。降三世明王ノ化身多聞天王ノ分身威勢ヲ顯ス人五畿内ヨリ東ヲ（ノ武士ナカ）云。東夷ト云也。西戎ト云ハ大威德明王ノ化身增長天王ノ分身ノ威德ヲ顯ス人五畿内ヨリ西ノ武士也。南蠻ト云ハ軍荼利明王ノ色身持國天王ノ變化身神力ヲ廻ス人五畿内ヨ

リ南武士也。北狄云ハ金剛夜叉明王垂跡廣目王變身五畿內ヨリ北也。北國ノ武士ヲ云。是故ニ佛法崇王守國能平天下可守護。衆生ニ本ヨリ有佛性。佛亦衆生ヲ可度慈悲心アリ。種子生現行現行薰種子ト云心ヲ能々思念スヘシ。刀杖弓箭ヲ薰スルハ武士ノ姿也。愛染不動ノイカリ給ヘル形現シ。多聞持國イサメル相ヲ示ス也。是ヲ三學ニアツル時ハ戒ノ手ニ定ノ弓ヲ取テ惠ノ箭ヲハケテ三毒怨敵ヲ對治ノ三善道ヲウト云ヘリ。善戒ノ大地ニ定行ノ柱ヲ立テ惠覺ノ柳梁ヲカケテ屋宅ヲ威トモ云ヘリ。三惡道ト者地獄餓鬼畜生也。修羅人天ヲ具ノ六道ト云也。三善道ト云ハ三聚淨戒ヲ受テ五衆七衆ヲ度スル菩薩聲聞緣覺ヲ云也。此三ヲ得テ必ス出家具足戒佛弟子ト成ト云リ。

男問云。弓箭刀杖ヲタシナムハ何ナル事ソ哉。

答云。弓ハ是愛染王ノ所持物也。陀羅木ノ枝ニテ始テ是ヲ造ル。明王所持ノ弓ハ眞言沙汰也。人持□弓。昔天竺小天轉輪王始事ナリシニ。鈮鎦那ト云王アリ。其ニ四人ノ御子アリ。一ヲハ釋摩梵太子。二ヲハ曇尼羅太子。三ヲハ摩訶鈮羅太子。四ヲハ曼陀迦利太子ト名付タリ。此四人取々ニ物ヲ好事アリ。第一ノ太子釋摩(梵カ)尼農業ヲ好テ始作鋤鍬。農桑ノ具足ヲ造出シ。草木ノ生ル姿ヲ見テ。田畠ヲ作始テ五穀ヲ殖蒔。成熟五穀。黃帝ト是ヲ云ヘリ。毗沙門天王御事也。第二ノ太子曇鈮羅ハ弓箭ヲ好ム間。陀羅木ニテ造始ム。彼ノ鈮鎦那王五百人ノ大臣在リ。其內毗陀羅大臣毗摩訶大臣トテ二人才覺不思議ノ臣下在。夫ニ仰テ始テ弓ヲ造。長サヲ七尺五寸ニ作事ハ。陀羅木ノ枝一年ニ七尺五寸都都ノヒテ節ノ間七尺五寸在程ニ。一ヨリ取テ造ル程ニ七尺五寸在也。弓ノ絃ハ不動明王ノ御手ナル索是也。箭ヲハ神通放箭ト云ヘリ。長

サ二尺八寸廿八宿表。一ツ篦法身。三羽報應化ノ三身。ハスハ愛染不動二明王。引目ハ胎藏界ノ大日。五ノ目ハ五眼具足ノ由シ。五ノ目柱ハ五大明王。中ナルノハ金剛界ノ大日。サレハ弓ヲ般若陀羅枝ト云。般若山ト云所ニ陀羅木ハ在也。刀杖モ此太子始テ所持シ給フ。此ハ善神ノ持スル鉾ロノウハウ也。是ハ持國天王ノ化現ノ太子也。弓箭始也。第三ノ太子ヲハ摩訶尼羅ト云。番匠万ノ巧木伐ツカウ事ヲ始給テ。ツホカヲノミノコキリカムナチウ(キリカ)ノ加樣ノ具足ヲ造リ出スハ。此太子二人大臣ニ仰テ造給也。第四ノ太子ヲハ曼陀迦利ト云。是ハ金ヲ進退メツカフ事ヲ始テ鑼冶ノ具足ヲ大臣始テ造リ出ス。諸ノ金ヲワカシツカウ事是始也。三四ノ太子ハ增長廣目ノ二天也。二人ノ大臣ハ釋迦阿彌陀ノ二尊。尼留那太子(禽カ)ハ藥師如來ノ化現也。此尼留那太子ハ諸ノ會ヲ愛メ飼(カイ)給間。牛馬ヲ好飼給。師子王象王。是ハ禽ノ王。ヨテ佛菩薩乘給。象ニハ大國ノ王モ乘リ給也。馬頭觀音ノ化身也。月氏ノ金泥駒ハ馬頭觀音。晨旦ノ(千也)鴉駒ハ十一面。日域ノ甲斐駒ハ如意輪ノ變化也。牛ハ是大日牛車ノ牛也。得大菩薩變化也。又諸商人モ此時ヨリ月氏ニ始マル也。商人ハ大黑天神所作德也。其ヲ三國ニ傳タリ。船車モ此時ヨリ出來也。是ハ弁才天ノ所作也。鉄甲ハ十二神將十六善神四天八天等ノ守護神所持ノ具足也。當代モ朝敵怨敵ヲ平ラクル武士ノ着物トメ四夷ノ武士トハ云也。又舟ハ三日月ヲ見テ作リ。又ハ水ニ浮メル篠ヲ見テ造ナリ。又ハ輪寶ヲ見テ造。又ハ車ヲハ唐笠ヲ見テ造トモ云ヘリ。唐笠(カラカサ)ハ佛ノ圓光ヲ見テ造始也。六畜悉ク此時ヨリ人ニ近付キソメタリ。

男問云。米ヲハ古佛之御舍利ナント承ル。サル義モヤニナン。

聖答云。米粒計ニテモ不可在。五穀悉過去七佛御舍利也。此舍利一サ（マヽ）鬼生國土ニ蒔テ多クナルヲ舍利ノ分散シ給ト申奉也。國土ノ田ハ佛ノ御袈裟七十二品在リ夫ヲ大地ニ敷給ヘルヲ田ト名付タリ。此上（土カ）ニ蒔種ハ悉ク是古佛ノ御舍利也。サレハ袈裟ヲ福田衣ト名付タリ。舍利ニ袈裟ヲ具ルハ是故也。法身ノ體無相染着義在。袈裟ヲ身ニ着スルハ惡鬼是ヲ不見諸天是ヲ守護メ兩足ヲ戴ト云ヘリ。

男問云。僧俗ノ事皆々佛弟子ト承侍トモ我裳モ色々ニメ姿悉替テ似タル所モ一モナシ。是大ニ不審ナル事ニ侍リ。

聖答云。先佛弟子ノ重々ヲ知給ヘ。申侍言。出家ニ在ニ五衆在家ニ衆トテ於佛弟子在七衆品。出家ノ五衆トハ比丘比丘尼沙彌沙彌尼等也。是ハ如法ノ修行メ護持佛敎ノ人也。在家ノ二衆トハ優婆塞優婆夷ノ男女事也。無戒佛弟子ノ數ニモアラサル由。經論ノ說文明鏡也。出家五衆上求願令作所止從行是ナルカ故ニ下ノ姿也。下化衆生ノ願力ヲ顯トモ見タリ。在家ハ上求ノ爲ニ上ヲノソム形アリ。上求菩提ノ義ヲ表ス。又直垂ヒ（ホカ）アヲサシク、リヲ入ツユヲトツルハ禮義ヲタ、シクメ。五常ヲ不亂由ヲ顯也。烏帽子ハ五智ノ寶冠トメ角ヲ五ニ折也。男子ハ三古ノ形也トテ密敎ニ深義立。女人ハ三世諸佛入定所トテ殊眞言ニ沙汰アリ。五性三門名付タリ。三寶荒神申祕事モ出定ノ時ニ在也。比丘僧云ヘルハ佛戒ヲ受テ衣鉢ヲ如法ニ持テ如舍利弗目連調威儀持戒持律ナル僧ノ事也。比丘尼ト云ハ。如蓮花色尼受衣鉢受佛戒具威儀キヒシク守リ。荒キハタラキモセス。伴ノ僧ヲキヒシクツル、也。如此ナルヲ如法ノ比丘比丘尼也ト云リ。又世間ニ如意寶珠ト云ルモ戒ヲ名付テ侍ル也。經文ニ委ク見タリ。

亦當時世間ニ多ク衣鉢ヲ乍持時作時ヲモ不知恣振舞。我身非事不顧於法是非ヲ判スル者アリ。是ヲハ蝙蝠僧ト云リ。加様ナル僧ヲ信敬スルハ師檀共ニ滅スト云ヘリ。一年高野ニテ理然大德ノ語リ給シハ。吾朝祖師先德達ノ中戒行キヒシク威儀タヽシカリシ人ハ皆都率ノ内院ニ御坐也。僧體ヲ行スト云トモ戒行カケテ律儀則體無沙汰ナルハ名聞計ニ被引皆魔道ニ在ル由語給シ也。又在家ノ人モ國庄ヲ守リ家ヲツカサトラン人特ニ五戒ヲ持ツヘシ。五戒ト者五常ヲ不亂事也。五常振舞ナキ者ハ迷ノ木石也ト云フ。五常ト云ヘルハ仁義禮智信ノ五ヲ云也。夫人界ニ生ヲ受テ果報ニ淺深アリ。仁ニ上下アリ。榮花ニ重々アリ。皆先生ノ戒善力ノ故也。戒ヲ受テ能守タル者ハ善處ニ生ヲ受也。惡ク守リタル者ハ果報惡キ也。上品ニ持受レハ得佛果。中品ニ受持スレハ國王大臣ノ位ヲウケ。下品ニ持受レハ下位ノ果報ヲ受ト云。可六道昇沈依戒持毀。見佛不見佛依乘緩急ニ云リ。衆生受佛戒則入諸佛位トモ見タリ。

男問云。一年ヲ五季ニ別テ諸事ニ五ヲ賞スル何樣ナル事ソ也。

聖答云。一年ヲ五季ニ別事。先國開發ノ事。天竺ヲハ大三末多王。唐土ヲハ番炅王。日域ヲハ天ノ御神也。是三所開發ノ神達ハ一體分身ニテ本地盧舍那如來也。百億ノ世界ニ佛ケ同時ニ出世メ法ヲ説カ如シ。此王ノ御事ハ則陰陽ニ沙汰スルコトナレトモ。片端可申。此鏤牛王ニ五人ノ王子坐ス。太郎ノ王ヲハ青龍帝王トテ春三月ノ内七十二日ヲ領給テ下十八日ヲ大土用ニ除給フ。次郎ノ王子ヲ赤龍帝王トテ夏三月七十二日ヲ領メ下十八日ヲ除大土用トス。三郎王子ヲハ白龍帝王トテ秋三月上七十二日ヲ領メ下十八日ヲ土用ト除給フ。四郎ノ王子

ヲハ黑龍帝王トテ冬三月上七十二日ヲ領下十八日ヲ土用除給フ也。サテ四季土用合七十二日アリ。是五郎王子奉ル也。此王子ヲハ黃帝龍王ト云リ。此義ニテ五季トハ中也。諸事ニ五ヲ賞スル事ハ佛ニ五眼ト云。五佛ト云。五智ト云。五如來ト云。敎ニ五時敎在。戒ニ五戒ト云。諸戒ノ根本ナリ。法相ニハ五性各別ヲ立タリ。五蘊(ウン)ト云。五藏ト云。五味ト云。程(經カ)ニ五部大乘經アリ。彼藏ニ五部アリ。經ニ六波羅蜜トハ云ヘトモ。法花ニハ五波羅蜜ヲ本トス。雖六道經ニハ五道ヲ爲正。眞言ニハ雖六大。顯ノ大乘ニハ五大ト云ヘリ。五肉アリ。五音アリ。五調子アリ。星ノ行道ヲハ五更(カウ)ノ空ト云リ。日月火水木ノ事也。佛ニ十弟子アリ。內ノ五德外ノ五德當ル。亦十王トテアリ。善ノ五王衆生ノ善根ヲ讃嘆シ。惡ノ五王ハ衆生ノ惡業ヲ沙汰シ給也。通力ニ五通アリ。草ニ五辛アリ。色五色アリ。緣ニ隨顯ル。眞言ニ五寶。五藥。五香アリ。五穀アリ。人ニ五體アリ。五性アリ。木ニ五木アリ。草ニ五草アリ。畜ニ五形アリ。五鳥五魚トテ帝王ニ進スル物也。佛界衆生界外非見タリ。亦五日照五天傳□還禮敬展(ノフ)トモ云ヘリ。五人大菩薩五天竺法ヲ弘メシ事也。

男問云。鞠小弓遊ヒトテ鞠ヲケ弓ヲ射タリスル何樣ナル事ソ哉。此弓ハハヤウ弓ノ事也。

聖答云。鞠ト云ルハ國土昔大天魔アリ。惡事ノ大曇王ト云フ。虛空ヲ住所トメ。國ヲ立テシ佛法ヲアラセシ。人ヲ住マセシトセシヲ。文牛王ノ五人ノ王子達是ヲ打滅メ頸(クビ)ヲ取ル。其首ヲ鞠ト名付テ八人ノ童子ニケサスル也。八人ノ童子ハ不動明王ノ八大童子也。五人ノ王子ハ五大明王也。曇王カ眼ハ的。舌ハユツリハ。骨ハシタマユミノシリ。クヘハ腹(ハラ)綿(トリ)。正月ノ餅ハハカタル姿也。七草菜ハ肉ヲ斬アツメテニタ

ル姿。十五日粥ハ五藏ヲニタル姿。三ツマタハ四ノ手足ノ骨ヲ三タテ、一ヲク、リテサクルナリ。門松ハ天魔鬼神ヲ入レヌ爲ノサカモキナリ。夜大豆ハ惡神ヲ打出姿也。三月三日桃ノ花ハ彼カハヨリ生タル木也。赤飯ハ肉ヲ取集テカタメテアル體也。五月五日ノ菖蒲彼カ血タマリタル所ヨリ生タル草也。蓬ハ頭ヨリ生タル也。七月七日ノ水ヲアフル事ハ鬼人ヲトラカスチノケヲ手フノ木ニテ洗ヒ澤ニ流セハソノケ忽ニ失ル也。索餅ハ身ノ筋ヲ取集メタル也。九月九日ノ菊モ彼無所ヨリ生タル草花也。此ヲ吉々營メハ現世安隱ニメ福壽增長ナリ。後生モ淨土モ無疑。次小弓ハ唐ノ玄宗皇帝楊貴妃ノ爲ニ是ヲ造也。サテ小弓ヲハ楊弓トハ云也。此弓ハ世ニハヤレハ國必ス亂テヲタシカラスト云ヘリ。是ハ日本ノ大事也。

男問云。世間ニ舞樂管絃ナント申テハヤリ候ハ何樣ナル事ソヤ。

答云。舞樂是密敎ニハ聖衆ノ態也。舞菩薩歌菩薩等ノナス所也。顯ニハ西方廿五ノ菩薩ノ舞也。管絃モ同事 但管絃ニ付テ樣々ノ義アリト云ヘトモ。顯密ノ大事也。三國ニモ煩事也。今輙（タヤス）ク申カタシ。家々ノ秘事ナレハ惡ク申テモ人咲レン。ヨク申テモ家々ノ人ニソシラレム。今ハ暫ク申マシキ也。佛經供養ニ舞樂ヲ用事經文分明也。花嚴法花涅槃經等ニ委ク見タリ。

男問云。世間ニ酒トイヒ茶ト云テモテナシハヤリ候ハ何樣ナル物ソ哉。

聖云。月氏國ニ昔大三末多王ヨリ次ノ十九ノ轉輪王ノ第二番ノ輪王ノ御時代。天ノ甘露トテ虛空ヨリ降タリシ也。其ヨリ酒ヲハ甘露水トモ天藥トモ延命水トモ名付タリ。小轉輪王ノ代ト成テ摩訶酒理夫人始テ酒ヲ作ル 癸酉歲造始ム。サテ酒ヲハ三水ニ酉ヲ書也 亦茶ハ遍寂カ父ノ死タリシ茶毗所ヨリ生タリ。此ハ

藥多ク知タリシヲ人ニ不敎シテ逝去シタリシ程ニ其念カ加様ニ生タル也。毒モ藥モ生ヒ交リテ寒熱ヲ不嫌五藏ヲ調ヘ。六府ヲモタヽシクス。サレハ人ノ心モ武ク智惠モ賢クナルハ藥ノ故ナリ。無病長壽ノ治藥ナリト云ヘリ。遍寂カ父ハ八万四千藥知タリケルト云ヘリ。子息ニハ六万二千ノ藥ヲ敎タリ。二万二千ノ藥茶ト成タリト云ヘリ。亦國亂天下モヲタシカラス人ノ心ヲイタマシメナントスルハ毒ノ故也。茶ハスコセハ毒トナリスコサヽレハ藥トナルト云ヘリ。サレハ毒藥相交テ生タリ。木トモ草トモ難云。草木ニヨセテ字トセリ。サウケツカ字ヲツクリシニモ茶毗ノ跡ヨリ生タリトテ茶ノ字ヲ一點除テ茶ト名付タリ。茶ノ字ハ又キムキノ字也トテ一點除クト見ヘタリ。遍寂カ父ノ本尊金剛界藥師如來一寸二分ニ御坐ケルヲ見テ茶毗シタル程ニ此本尊生テ茶ト成トモ云ヘリ。是故ニ三寶諸天モ守護シ給フ。茶ヲ飲ニハ十二具足入ト云ヘリ。心ハ十二神將分ツ振舞ナリ。蘇摩訶經ニ十種ノ德ヲ茶出テ嘆タリ。茶ヲ飲所ニテ無禮ナルハ藥師如來八万四千守護神等瞋成ト云リ。茶ニハ諸難ヲ除キ。酒ニハ諸難万病發來也。

男問云。於善惡二業重々ノ義在ト承ル何様ナル事ソヤ。

聖答云。順現業ハ現在ノ間ニ善業ヲ作ス者ハ。善果ヲ得テ福壽如思其第安樂也。惡業ヲナス者ハ。現身ニ煩ヒ多シ。順生業ハ前生ニ作リシ過業今顯レテ諸ノ煩ヒ多ク。短壽短命也。順後業云ルハ今生ノ罪業必ス未來ニムクウヘシト云リ。善業モ同ク未來ニ善果ヲ可開也。有ル傳ニ云。不殺生戒ヲヨク守ル者ハ依其德福壽圓滿シテ無恐思。惡ク守ル者ハ短命短福ニメ失善提心種云リ。不偸盗戒ヲヨク守ル者ハ正

直ニシテ人ニ用ヒラレ。壽福思ニ任セタリ。惡ク守タル者ハ人ニウロンニ被レ思心ヲヲカレ。人ノ障トナリ。(ハカ)遂ニ墮二地獄一无レ疑。不邪婬戒ヲヨク守ル者ニ男女共(心カ)必地慥也。佛法世法共ニ心ニ任テ福貴長壽ノ子ヲマウケ。我身モ如此。亦人ノ智者高德ノ聖僧タルハ。前生ニメ不婬戒ヲ守タル德也。依テ世不妄語戒ヲ能ク守ル人ハ人ニタシカニ思ハレテ。憑被笑相アリ。惡ク守タル者ハ不調ノ者ニ思ハレテ。虛言スル者トイハレ。人ニ心ヲヲカレ。遂ニ惡道ニ墮ル也。不飮酒戒ヲ能ク持タル者ハ。堅固ニシテ佛法ノ器タリ狂亂ノ心ナシ酒ハ諸ノ惡業ヲ造ル根本也トテ佛是ヲ制シ給フ。但小酒多藥トテ病人ノ爲ニ藥ニハ酒ニ藥ヲ入テユルス由ヲ佛モ說給也。此五戒ヲ上品ニ守リテハ佛果ヲ得。中品ニ守リヌレハ人間上果報ヲ上(マヽ)。下品ニ守ヌレハ人間ニ於テ下果報ヲ受ト云リ。正敎說文分明也。戒ハ生(死カ)花ノ海ヲ度ル船諸熱惱ヲ洗ク池。邪毒ノ害ヲ除テ朽□險惡道ヲ過ル伴衆生遊所ト云。正戒ノ相邪念ノ心ナキ清淨ノ戒ト云ヘリ。煩惱ノ賊ヲ遮シ魔軍ノ衆ヲ伏シ。如意寶珠トシキ(マヽ)ハ貧人ニ寶ヲ與フ。サレハ戒明如日月。亦如瓔珞珠。微塵菩薩衆。由是成正覺ト云ヘリ。持戒清淨如滿月トモ宣タリ。亦十善十惡ト云ヘルハ。十善ヲ修レハ十惡止リ。十惡ヲ造レハ十惡(善カ)止ル也。十惡トハ身ニ三ツ口ニ四ツ意ニ三ツ也。身ニ三トハ殺生偸盜邪婬也。口ニ四トハ妄語綺語惡口兩舌也。意ニ三トハ貪瞋癡ノ三也。十惡ヲ止メテ不レ作十善ト云ヘリ。諸善ノ根本諸惡ノ源也ト云ヘリ。

男問云。諸佛菩薩ノ御願イミシク諸宗多クホコヲ立ラレタリ。是勝劣スヘシヤ。

聖答云。夫釋迦如來ハ五百ノ大願ヲ發メ。生(生々)

世々カ一
毋々ニ菩薩ノ大行ヲ行ス。三界ノ慈父四生ノ依怙トメ三有ノ衆生ヲ度シタマヘリ。生死本(マヽ)无也。刹那ノ間ニ九百生滅アリ。佛ハ是ニ覺十地究竟四依滿足ノ自證ノ成道ヲ智處城ノ都ニ唱ヘ玉ヘリ。後得大悲ニ被レ催出ニ自證本宮ヲ。此娑婆世界ニ成道シ。三界ノ導師ト成給ヘリ。是大慈大悲ノ□佛衆生濟度之方便也。今此三界皆是我有其中衆生悉是吾子ト說給テ。一切衆生ハ吾カ子ノ如シト云リ。サレハ親ノ身トメハ子ニハ一物ヲ不レ限。故ニ五百ノ大願爲ニ皆衆生ノ也。佛以一音演說法衆生隨類各得解ナレハ。諸宗ノハタホコ是皆會メ一事ニ可歸也。阿彌陀佛四十八願モ爲衆生也。極重惡人無他方便唯稱彌陀得生極樂ト云ヘリ。一念十念ニ可往生旨廣ク說。一念彌陀佛卽滅無量罪ト云リ。十惡五逆ノ者モ(妄カ)先念ヲ飜シ恐惡業作ラシト□十重罪シヌレハ。後念ニ清淨心ニ住ス。念佛セハ決定メ可往生也。唯除五逆誹謗正法云リ。此心ヲ能々可愼也。念佛ノ行者ホイロノ上ナル茶ノアケ火ニアツルカ如シ。次藥師如來十二大願ヲ發メ。一切衆生ヲ長命ニ守護シ給フ。日月トシテハ日夜ヲツカサトリ。年守護トテ歲神也。月守護日守護明守護トテ。一切衆生無障守給也。日月二菩薩ハ兩部ノ大日如來。十二神將ハ天神七代地神五代也。一一ニ各有七千夜叉云ルハ。八万四千ノ善神我等カ八億四千ノ念ヲ指也。八万四千ノ惡神有ト云ヘルモ。我等カ惡業煩惱ヲ指也。善念惡念一心根本ナルカ故ニ。善惡不二ト名付タリ。普賢ハ懺悔ノ敎主。彌勒ハ當來ノ導師。文殊ハ智惠。悲母觀音。地藏等ハ濁世末代能化ノ慈父。愛染不動四種ノ魔難ヲ除方人也。毗沙門大黑等ノ天衆ハ福德ヲ授ル尊神也。是モ皆生死離レ佛果成セン爲。以方便之義加樣

態ヲ成シ玉フ也。小乘ニハ極微ト云。凡(夫カ)天ハ實業ト云ヘリ。通教ノ菩薩ハ體空ト云。法花ニハ實相ト云。般若ニハ空ト云。涅槃ニハ常住ト云。花嚴ニハ唯心ト云。眞言ニハ大日ト云ヘリ。身内ノ藏ニ元始ヨリ収ムル所ノ法ヲ身外ト行者ニ問レテ傳法ノ爲ニ授クト云ルハ此事也。内行ノ大慈。外行ノ大悲。口誦密言現身見佛ト云ヘリ。性相一如トモ云テ。顯タル所ニ不レ顯言有。非レ顯所ニ顯タル理ハリ有ヲ云也。花ハ年ニ開ク。開テハ終ニ落ツ。人ハ常ニ生ル。生テハ必死ス。落花ヲ見テハ歎ク是迷人ノ致リナリ。死ヲ聞テハ驚ク亦愚人ノ態也。豈ニ伽耶ヲ離レテ別ニ常ノ寂光ノ土ヲ求メンヤ。彼ノ(別カ)寂光ノ外ニ前ノ娑婆有ンヤト云ヘリ。身心一如ニメ心外ニ餘物ナシ。山河大地モ何ノ處カ有ンヤ。知ニ自心一故ニ知ニ佛之心一ト云ル義ヲ能能知ヘシ。前禪宗ノ趣ハ凡所有ノ相ハ皆是虚(妄カ)言也。若見ニ諸相非相一則見ニ如來一ト云リ。有カ云。千生万死何ノ時カ息マン。生死來無轉命情。若人不レ識ニ這□意一。苑モ如下旨驢任レ足行上。亦賢鼈ノ尾ヲ以足跡ヲカクス。尾ノアト尚殘ル。是ハ教ノ禪也。足跡ヲモ留メス尾ノアトヲモ留メス見セサルヲ禪ノ□ト云フ。亦二義アリ。一ニハ理智下根ノ爲ニ教内ノ禪。是ハ見聞覺知ノ教内ト云。當時知識ニ値是也。別傳ノ義ニハアラス。二ニ機開クルニ向上機ノ爲ニ教外ノ禪ト云ヘリ。問ス聞ス見ス覺セサルニ知ヲ教外ノ不傳ト云リ。所言法者謂衆生心ト云ヘリ。心ノ外ニ法ヲ見ルヲ名付テ外道トス。若悟リヌレハ自心則是涅槃也。生死ヲ離ル、カ故ニ菩提ハ自ノ行煩惱ハ自ノ業。身ヲ離テ成立セス。煩惱卽菩提生死卽涅槃ト云ヘルハ是由也。教者ノ意モ上ニ似タリ。元初一念ト云。無ニ覺悟一所ヲ指メ云ナリ。此ヲ無明トモ煩惱ト

モ名付也。此ハ元ヨリ無レトモ今ニ像ニ發ル所ヲ元初トサス也。亦无明ハ妄心ニ依テノ事也。空花万行ヲ修習メ水月ノ道場ニ宴座シ鏡像ノ天魔ヲ降伏メ夢ノ中ニ佛果ヲ證得スト云ヘリ。亦法相ニハ三大阿僧祇ト云リ。三論ニハ不生ト云リ。花嚴ニハ三生成佛ト云。天台ニハ一生八妙覺ト云。諸宗ノ言ハ別ニシテ心ハ同也。水モ无レ昇月モ不レ可ニ下降ニ。一月一時普ニ現衆水ニ云リ。一花ニ百億ノ國アリ。一國ニ一釋迦アリ。各坐ニ菩提樹ニ一時成ニ佛道ニ云ルモ此心ナルヘシ。大乘ハ機不レ依ニ善惡ニ。小乘機ノ善惡ニ別ケテ覺悟スル事遲シ。一向非レ無ニ覺悟ニ大ヨリ小ハ遲也ト云リ。大乘ニハ善人惡人女人畜生草乃至童子ノ遊ヒニモ成佛スト云ヘリ。法花心ナリ。倩出世間ノ事ヲ思惟スルニ穢土ヲ離レテ淨土ニ生レン事急々。人界ノ生ハ累劫ノ中ニモ一度難ニ受ル事ニ。譬如ニ爪上ノ土ニ。

如來ノ教法者塵劫ノ中ニモ値コト希也。譬ハ如ニ優曇花ノ難レ受受ケ人身。難レ値値ニ優曇教。豈抛ニ万事ヲ不レ勤ニ往生行業ヲ哉。今生ハ如ニ夢幻ニシテ過ナム。命日々ニ滅メ餘算殘リ少シ。齡ハ念々ニ衰ヘテ年月如ニ野馬馳ニ。常旃陀羅騏驎ヨリモ疾ク。後蜉蝣ノ命ハ旦暮過ル間。朝露ノ身電光難レ持。設ヒ人得ニ八十算ヲ達日ヲ算レハ纔ニ二万八千八百七十餘日也。況老少不定也。旦暮難レ知。於ニ刹那時節ニ無常忽ニ來ル。旦ニハ契ヲ結ヘトモ夕ニハ無常ノ風ニ隨ヒ。今日ハ龜鶴ノ齡ヲ語トモ明日爲ニ殺鬼ニ催サル。實ニ何ノ日何ナル山野ニ被レ捨身分泥塊散在塵ナラム我身也。無常遷リ變ル世ト乍レ知リ一旦ノ生ヲ爲レ送リ炎天ニ汗ヲ拭テ東西ニ急キ。極寒ニ氷ヲ凌テ南北ニ求ル思ヒ。都是菩提ノ非レ種。雖盡ト悕望ハ無盡。徒ニ身心弊シ。終日竟夜タシナム。偏ニ流轉生死ノ業因也。愚哉。希ニ難レ値教

法ニ乍値默シテ歸ニ三途古郷ニ事。設ヒ其時後悔ストモ何益カ有ン。暫時ノ間モ誠ノ心ヲ至シテ顯密ノ二教ヲ學シ。坐禪觀念ヲモナシ。念佛誦經ノ行ヲモツトメ。恭敬禮拜可ニ致給ニ云ヘリ。男申テ云。我家貧ニメ來レ人希也。身族ナケレハ跡人多シ。寶アル室ニハ來者多ク。無知ノ人ニハ弟子無ト云ヘリ。生死ヲハ厭トスレトモ厭ハレス。菩提ハ求トスレトモ全ク不得。家貧故ニ心ハ世事ニ無隙。於三寶御事曾テ心ヲ不レ寄。世間ノ態皆身ノ後怨也ト覺テ侍也。妻子珍寶及王位臨命終時不隨者ノ文ノ意ヲ承安スルニ。我等カ受生ノ間成所ノ態。蓄タル所財寶悉ク來世ノ怨敵タリ。不隨者ヲ振捨テ一心ニ後世ノ營ヲスヘキ也。現世ニ作ニ惡業ニ非ニ當來善果ニ身ハ三毒ノ家ニ住メ難レ出。心ハ愛欲ノ河ニ溺テ生死ノ波浪ニヲホレテ知レ不レ知死也。行不レ留者也。昨日ノ夢今日ノ幻。誰カ爲ニカ語ラン。善知識ハ是大因緣ト知事世ニタノモシク聞侍也。

問云。惡業ノ共(者カ)ハ是大因緣ナルヘシ哉。

答云。漢ノ高王ハ騏驎ト云ル馬ニ乘テ虛空ヲカケリシカトモ。女人ノ故ニ其身ヲホロホシキ。唐ノ玄宗皇帝ハ吏夫人(ヿヽ)ノ故ニ身ヲ失也。女人ハ是爲ニ衆生ニ寶トハ云カタキ也。晉始皇內照旦鏡ト云ケル鏡。人五藏六府ヲ顯ハカシテ病ヲ治ケリ。ハンセウヨカ團雪ノ扇ハ衆生ノ病ヲ扇ケレハ藥ト成テ病ヲ消シケルト也。是ハ持テ寶ト成也。東山ノ王ハ畜類ヲ害メ父母ノ恩ヲ報ス孝トハナルヘシ。善ニハ非スト云リ。周ノ文王ハ草木ノ菓ヲ取テ父母ノ恩ヲ報ス。是孝トモナリ善トモナルヘシト云ヘリ。佛ヲ作堂塔ヲ造立スルハ俗ノ行體也。福種ヲ蒔キ功德ノ種ヲウヘテ當來ノ善果ヲ願姿也。正教ノ中ニハ在家ノ二衆ハ未來ノ爲ナリト云リ。

出家ノ五衆ハ顯密ノ敎爲メニ求法傳法シ其身ヲスツル也。敎ハ他ヲスクヒ行ハ自證ノ行也。念佛他力往生ノ願也。何モ自證化他ノ行體也。自渡不得先他ヲ度スル化他ノ行體也。當時人ハ打替有家トモニ供佛弘（施カ）僧營ヲ至メ自ノ修行ヲハケム。出家ハ堂塔僧坊ノ營ヲナシテ自ノ行カケタリ。昨日ノ黑髮ハ白クナリ。眼精ヲトロヘ耳根タヽシカラス。身心日々ニヨハリ夜々ニカラツク。是ヲハ不レ顧勤行法ハ人目ハカリニテ利養倍々ヲ著ナム。皆是三途ノ業因也。或惡人ヲ敎化メ邪見放逸ノ振舞スル事アリ。是自他ノ惡行業何事カ過レ之ニ。只正敎ニ眼ヲサラシ佛敎ニ住メ戒律威儀ヲ本トメ行セハ現世安隱後生善處ノ益ニ預事無レ疑ヒ云ヘリ。

男申云。此事委ク承侍リ。賤我等身ハ出家入道メ一字千金ノ恩報シ奉ヘシ。一念ノ菩提心ハ百千ノ塔婆ヲ造立フルヨリモ勝タル由聽聞シタリ。今又加樣委御敎化御緣程可然存候也。承ニ付テ貴ク思ヒ奉ル。妻子珍寶ハ爲ニ後世ノ深キ怨敵ナリ。今一日モ身モヨハリツカレヌ前ニ行學觀念ヲシテ生死ヲ可ル離也。今ハ聖人ヲ善知識ニ憑。佛果菩提ノ師匠ト崇奉ラムトテ。即モトトリヲ斬テ其名ヲ善滴ト付テ我家ナル妻子ニモ不レ知セ此僧トツレテ修行ニ出ヌ。彼聖ヲハ妙塵房トテ。若クテハ高野山ノ邊ニ學文メ有ケルト名乘シ也。商人モヲサナクテ南都邊ニアリケル僧坊ニ中間童ニテ有ケル由申侍也。不思議ナル所ニ行合テ興アル事ヲ聞侍シ程ニ。餘ニ不思議ニ存スル間。アラ〳〵書留テ侍也。此物共ヲ案スルニ只物トモ不レ覺。修行セム人ハ加樣ノ事ヲ心得侍ヘキ也。如此申物ハ足スリノ大雲ト申ス非人也。正中二年春ノ比ノ事也。塵滴問答鈔一卷畢。

天文廿四年七月十八日書之

續群書類從卷第九百三十七

雜部八十七

人鏡論

抑此物語は。みる事のやすふして其心をうる事かたし。柳營義政公奥書にかゝせたまひしやうに。道無入道かいやしきこと葉を引もとし。おもてよりうらに返しみは。かならすひとつ心の。さたまれるのりをしらんかし。此物語もろ人のみさほとなされるにや。長享年中よりこのかた。度々將士世をみたすわさあれとも。名將良臣おほくして。君を君とし。大樹を大樹とせし故に。大君萬歲をつかせ給ひ。他姓大樹にならさるはもろ人。我神明の掟を守り。三教の道を潤色とせし（イ无）ゆへなり。人者根をねとして。根の心にもとつき。内をうちとして。外を外とせは。我神明のいきをなめて。異國のためにもはつかしめらるへからす。愚にして末の世人はまことの父母をしらすしてまよへるのみそかなしきに。かゝるめてたき世に生れぬるはうれしからさらむや。文龜三年孟春初五日。正二位左（右イ内イ）大臣藤原公藤かさねて序云。

爰に人皇百四代後土御門院の御宇。武將は東

山殿御時政のとき。長享元年秋の比。都のひんかし山のほとりに。萩原の中將と申ける人おはしけるか。我敷嶋の道にいとかしこく。且神道の達人にてありけるか。或日のつれ〳〵に。その比みやこに。もろ人のうやまひける出家に。一如上人とて八宗兼學の沙門有。又その比世に聖人なりともて はやせる眞儒の人に。性子といへる人有けるか。二人うちつれかのひかし山なる萩原の中將なりし人のもとへ尋行て。よもすからうつり行浮世のありさまなと物語し侍るところに。爰に又下京に道無齋とて。よろつ浮世のなるものとも思はて月日ををくるくせもの有。かれも此人々の末席につらなり。くた〳〵敷事のみ物語し侍るか。夜更人しつまりて後。一如上人申されしは。末法の衆生は次第に智恵うすく信心もなく。いねてもさめても利慾にのみ思ひ入て淺ましき事也といへは。其時性子の云。いや左樣にてもなく候。みな人仁義にくらきゆへ。次第に人の心あさましくなりゆくといへは。中將聞たまひて。いや兩人の申されやうにてもなく候。是は別の事もなく用明の比より佛法我國に渡しより。次第々々に色々の宗門年々にわたり。またわか國よりもこれを信し。もろこしに行き法をうけつきさま〳〵なりしゆへに。みな人のこゝろ天心をうしなひ侍る。儒道も聖賢の書のみならひよむはかりにて。文字言句の沙汰にかゝりまことなし。此二道ともにふるき言葉の數のみ覺てあとになつみあめのみことのおしへにかなはすとありしかは。一如上人大きにはらをたて。抑我佛は三千大千世界の獨尊にて。もろ〳〵の衆生の惡道におち入へきをなけき。色々氣にしたかひて說法し給へり。いつれか佛の御力にあらすといふ事なし。と

いひもはて ぬに性子か云。いやさやうにても なし。それ生あるものはみな父あり。子あり。兄弟あり。夫婦あり。五りんをはなれたる物なし。人は万物の長たり。仁義の五は天地の常にして天にありては五行といひ。人にありては五常といふ。此つねをはなれて ものなし。釋迦もあみたも いかてか此常をはなれんや。日本は小國たる故に。人の心もまことすくなく道にくらし。ゆへに仁心日々にほろひ。本心に遠さかり外を求てめつらしきに迷ひ己か常をうしなへりと云は。一如上人の云。あらかたはらいたの儒者の心や。いて物ひろくかたりてきかせ申さむ。釋尊三かいの衆生をふかくあはれみ給て。先佛弟子三人の ほさつを震旦國につかはし。孔孟回の三聖人と化生して。先仁義をもてもろ〳〵の人の心をやはらけ。後に佛法を渡し給ひぬ。仁義の祖師も みな我佛

の御弟子也。又日本國中の神々も皆佛の化身なり。佛說に云汝勿啼泣我滅度後現大明神度衆生と也。儒道も神道も 如來のちからにあらすといふ ことなしといへは。性子か云く一如上人の心の ことくならは。西天の佛出生以前のものは。皆畜生にひとしかるへき也。我儒道は天地ひらけぬ 以前よりその義備り。伏羲既に物はしめしより。堯王に渡て いよ〳〵天地の常備り。乾坤物として 皆是佛にして外に物なし。釋尊三人の佛弟子を震旦につかはし。三聖人とするの事片腹 いたき說法かな。孔子左子以前には 聖人はなく候や。佛は穆王の時代にして 震旦の儒道漸おとろへたる時分也。されは共孔子出給ておとろへたりし道をあらため給ぬ。といひもはてぬに一如上人 いきまきて云。我佛穆王の時代に出て 其以前なしとや思ふ。無量しゆせん過去七佛の 說法も皆是釋尊

一佛のわさ也。今日に至りても法をひろむる僧は。皆是我佛也。一國一釋迦とて三千界の國國に出生し給也。さらは儒道の次第をうけ給はらんといへは。其時性子か云。あら〳〵大概を申へし。是にて過去の七佛も。釋迦の世も考知り申されよ。伏義は天地万物の道理をみて易を作り。神農は耕作の事を敎へ。市をたてて商買する事をしらしめ。草木をなめて醫藥をしらしめ。黃帝は衣裳を作り。干戈をつくりて。蚩尤といへる惡人をほろほし。又は船を作て海道をひらき。又は井田の法を作り万民を助く。堯舜に至て天下の大法よくそなはれり。禹は山川水土を治め。湯は無道の桀を討て大平をなし。文王武王は民を養ひ惡逆の紂をほろほし。國家をすくひ。周公は禮樂を制作して万民に殘せり。孔子はいにしへの聖の道をのへて五經を述作し。曾子子思孟子迄相傳たり。

孟子の死しより後。此道傳はらす。其間に異端起て。天下の人千年あまりも。みな迷ひみたれて本心をうしなへり。然共宋朝周茂叔みつから此道をさとりて。太極圖說通書を著して。二程にさつく。二程は明道伊川也。二程の門人あまた有中にも楊龜山謝上蔡すくれたり。龜山より羅仲素につたへ仲素より李延平に傳へ。延平より朱文公につたふ。朱文公四書を注し。五經を論して世に行へり。ゆへに世々儒道を至誠につとむるもの。みな道にかなへりといへは。一如上人の云。さやうのしたひを以て佛法の次第をかたらは。千年万歲を經てのふるとも。語りつくさしといへは。其時萩原の中將宣ひけるは。よし〳〵兩人の論談おき給へ。何事も根元を不辨して枝葉の論はつきぬもの也。根元の誠を知ぬれは枝葉はいはすしてあらはるゝ物にて候そといひ給へは。一如上人

の云。さては佛法は根元をしらぬ物と覺すや。さらは佛の要法をかたりきけ申さん。先佛に三身有。法身佛は形なく又說法せす。報身佛は淨土にして。もろ〱の佛の爲に通を現し法をとく。あみた如來藥師如來のことく。應身佛はたくひにしたかひ分身無量也。釋迦如來のことし。扨佛の要法をいへは知度論に云。般若波羅密實(相イ)法不顚倒念想觀已ニ除テ言說ノ法亦滅云々。又單傳心印不立文字敎外別傳直指人心見性成佛其證散して諸經論の中に有。今しはらく一二をあけていはん。華嚴經曰初發心時便成正覺又淨名曰心淨心則佛土淨。楞伽經曰如來淸淨禪。大般若經曰第一義无有文字云々。法花經曰唯佛與佛乃能究盡諸法實相云々。又曰諸法寂滅相不可以言宣云々。涅槃經曰如來常住無有變易云々。毘盧遮那經曰我覺本不生出過語言道云々。解節經曰自證無相法離言說應事云々。六祖曰善惡長短修不修智不智にかゝらすして。只本源淸淨にして覺體圓明なり。とみは召見性成佛となつく。又は極樂世界となつく。又は如來の智見となつく。諸人是をみれともなをさとらす。召身是佛也。無心是道なり。一心をさとりぬれは自然と万憶やむ也。吾行住座臥の當體皆如來の行也と云事をしるへし。佛法に顯密二法有。顯の方には歩々聲々念々唯有阿彌陀佛と心得。密の方には心を心月輪にかけ。口にたらにを修し。手に念誦をめくらしぬ。これ事理倶に密の義をたつ。一切衆生の色心をもて本尊とし。唯心のもてる(なるろイ)佛なり。衆生淸淨なる當體は佛也。十方三世の諸佛皆是釋尊。皆是吾(我)當體なり。あさましき人々の御心哉と云けれは。萩原の中將宣ひけるは。佛道の源理も儒道の源理も。わけのほるふもとの道のみ近ふて別の事も候はす。

それ日の神の大なる惠みいよ〳〵有かたく侍る。抑天照皇太神は天地寶山集(記イ)曰三の御位あり。上の御位は花藏世界に居し給ひ。中の御位は梵天宮に居し。下の御位は天照皇太神と顯れます。天竺國にしては釋迦と化生して無量の佛を集めて法をとき。有情無情のくるしみを助け。物としてのこさす。震旦國にしては世世の聖賢と生て。人道の品ををしへ。畜類にひとしからさる事を知しめ。そのほかあまたの國々に出生し給ひて。その國そのよろしきにしたかひてめくみ給し事也。寶龍指南記曰夫天照皇太神宮は三界をてらし。御體を佛界につかはしてはあさなを佛となつけ。大日本こく御心を中道につかはしてはあさなを實相となつけ。相良を菩薩界につかはしては字を新發となつけ。左の御手を天道にのへてはあさなを天となつけ。右の御手を人道にのへてはあさなを人となつけ。用を十方に施してはあさなを淨土となつけ。德を天下に覆てはあさなを日月となつけ。左の御足を餓鬼道につかはしてはあさなを餓鬼となつけ。右の御足を畜生道にふみたまひてはあさなを畜生となつけ。みたまを職界にすゝめ給てはあさなを有情となつく。十界樂に具し。不二まかゑんのすかたをかさる。すへて九億四万三千七百九十二神を上首として。常に娑婆かいに於て大神通力まし〳〵て。不生神也。天よりも來らす地よりも生せす。元來不去の神也。九万八千五百七十二神を上首として常に神道をおこし。人間かいに大威神力まし〳〵てその國におほふて無二也。故に天にふたりの主なく。宗廟三界をてらし給ふ。故に日をもて母とし。月をもて父とし。みおやつかれみたまのうちにまします。其すかた日輪のことく。その心うみのことく。

そのめぐみ天のごとく。其徳地のごとく。常に善道を修し。心をおさむるをさきとし。神をまもるには正念を本とす。夫一切の法はおのつから空なり。誠心を失なへは根の國に入おつるなり。大織冠の云。吾唯一神道は天地をもて書籍とし。日月をもて燈明とし。是則純一無雜の密意也。故に儒釋道の三教を要とせす。然共唯一の潤色の爲。神道の光華として ひろく三教の才覺を存し。專吾道の淵源をきわめむかためならは。又何のさまたけかあらんと也。しかれは佛の道も孔子のおしへも。あしきにはあらね共。その〳〵の心えにては根をすて末をとるにてこそ候へ。異朝に生ぬる身よしも候はゝ。儒釋の二道を根元にもせめ。我神國に生をへ（得ながらィ）て 神明の誠をわきまへぬは。皆ちくるいなるへし。凡我神明は誠をもて一切を通したるものにて候。まつ一如上人の物語

に對して申さむ。神明の誠をもて諸の佛に向へは。一切の佛は誠のほかなき故に。いはすして佛の心におなしきなり。相秘訣曰佛の本地は衆生也。衆生の本地は一靈也。一靈の本地は神也。おのれまことにかなひぬれは。理に當らすして物をつみせす。人をたすくる事二六時中に止事なし。佛も靈あるをは神と云也。衆生の心は神のみあらかなれは物として惠み教さるはなし。天竺國の神道は眞言也。釋迦佛神呪をもて法の源秘とせり。震旦國の神道は易道也。皆我神明の誠也。荒神と云事天竺震旦によくわきまへす。佛すこし此事を辨て說法すれとも。これをしつむるわさはくらし。人の毛根毛頭にある九万八千七十二神あり。是をしつむる事神明の呪をもて能しつむる也。弘法なとも終に異朝にて此事を聞共。知人なくして我朝に歸て後。神道を傳受してより能

辨へり。すへて天地の心も諸佛の心も鬼畜の心も草木の心も皆是神也。その中に人は万物の靈主にして諸神の長なり。人に生て誠なきは異類にして人に非す。故に神明の心は初をはしめとしてはしめのはしめにいり。本を本にしてもとの心にまかすなり。頌曰宗は万法歸一。源は諸緣開基を。然れは各も吾神明のみことのりをよくたもち。其上にて儒にも釋にも入たまへ。是まことに朋友のまことなり。性子もよく聞給へ。誠なる時は五りんの道も能立て是そ眞儒たるへし。誠をもて親につかへは大孝立。誠をもて君につかへは大忠也。誠をもて臣をみれは君の道立ぬ。誠をもて友に交れはいつまてもむつましく。誠をもて兄につかへは兄弟の中和して親子のことく。誠をもて子をそたつれは子よくそたち。誠をもて夫につかへぬれは夫婦の道和し。誠をもて婦を養へは家のうちとゝのひ。誠をもて國民をみれは國家平にして其君を日月と仰き。誠をもて万物をみれは万物の理よく明なり。故に神道は誠の一をもて立たり。此誠をしる事ならひまなふにあらす。譬へは親子をそたつる事は人にもならはね共。貴も賤も誠の心にて養へは。其子物をいはねともさむきもあつきもよく通しそたつる也。これをもて唯一の神道を能わきまへて。物々皆誠にして物として誠ならさるはなし。もの丶ふの戰に出て。色々にはかり事をなし合戰をなすといふも。天理の誠をはなれたるはかり事は一旦勝軍のやうなれとも。終にはなかき負となる。古兵のはかり事をせしは大なる誠有て。百人を殺して千人を助る誠有し故に。必神明のめくむ事有。ちかき世の合戰は千人を殺して百人いかす。皆己かためにして世の爲に非す。ゆへに一旦軍

理を治しものも。みな此比はよこしまにほろひける事をの〳〵の眼前に見し事也。此まことをもとむる事いとやすき事也。私欲を去と不去との二也。書籍をよみ工夫する事にもなし。もとより人に習ひうくる大事にもなし。おのれと己か物にしてしらむとすれは知り。しらさるは不知也。中々草木は悪智なけれは。皆皆誠にして面白し。畜生は愚癡にして中々誠をふるまへとも。大悪人か色々あへなふる故に。悪人にならひていよ〳〵悪心をはけむ也。能々各々本心をかへりみて。あめの神のいきをなめ給へと有しかは。一如上人も性子も頭を地につけ。誠なる哉。神明のめくみひろきなる哉。此君の心とて深くのなみたせきあへす。夜もあけひかし山のはに日輪のほり給へは。一如上人の云く。いやさ性子中将殿を先達にして宗廟に参宮せむといへは。性子も尤とて

其日の午の刻はかりに都をうち立けるか。中将宣しは道無をも召具して。伊勢へ行かむとて道無を起し給へは。巳の刻計まてふかくいねけるか。よもすからむつかしきみゝにもいらぬ物語聞くたひれ侍る處に。よくこそ思ひ立給へとて。同道四人みな歩行にてみやこを出られけるか。四の宮川原の邊にて中将のたまひけるは。終夜此三人は物語に心をくるしめ侍るに。あの道無は何心もなくいねふり明しけるにくさよ。此たひ参宮の道すからの慰に。道無一人にして此三人のよろつ事とはむ事を返答たせ。道中の思ひ出にせむとのたまひけれは。一如上人も性子も尤といひてうちつれあゆみ行けるか。大津のうち出ての濱にて中将のたまひけるは。人々見給へ鷲の高根のうす紅葉。なからの峯に錦をさらすけしき。都のけしきよりいと面白く侍るはと。のたま

ひけれは。一如上人とりあへす志賀のうらはをよめる。

花ならは手折てもかなみぬ人のいへつとにせむしかの浦なみ

性子は比叡の山を打なかめて。

山頭高聳護皇城　一鏡玉盤照四明
三智松風恒凜々　浮雲晴去胸襟清

中將は杉(松イ)の横川を月にみやり給て。

誰かみる雲の八重たつ奥山にすめる心のあり明の月

道無齋此人々の詩歌を聞て。各々のやまと歌から歌更に道無にかなひ候はす。唯面白くも有難ものは金にてそ侍る。ひえの紅葉も。なからのみねの錦も。横川の月も。金かなくては更におかしくも面白もあるまし。唯世界は黄金にて社。天地も人間も万物も其外の事も皆金に備り侍るなり。佛も色々口を開給へとも。七寶の最初に先金銀と說給ひ。もろ〳〵の淨土も金銀の莊嚴を第一とせり。孔子も老子も今日の祿故に心を苦しめ。あまた道をかたり述られたり。我國の神道も金銀なくてはしりかたし。その子細は此ころもつたへ聞は。あふみの比良の社の權の太夫と云もの。万事をなけうち多年神道をもつはらに執行しけるか。唯一の大事に唯受一人の切紙あり。卜部家にたよりかの權の太夫まつしき身として小分の物なと。折々上京の度ことに卜部氏の方へつかはし。門前の塵をはらひ執心の誠を盡しけれと。終に多くの年のみつみて空しくゆるし申されさるに。此比美濃國の郡主に民部少輔範(ほとイ)長上洛しけるか。或町人の物かたりに。卜部の一ヶの切紙を受候へは。神道の根元すむ事といへは。範長聞て白銀十枚に唐綾三巻もたせ。使をもて卜部のかたへつかはし。承及候神道

一ヶの切帋御さつけに預り度御入候といひてやり侍れは。其返事に。扨々武家の御身として奇特の御こゝろかけかな。幸明日は諸願成就日にて候へは。早天より御來儀候て此方にて常の飯を參り候樣にと。堂上の身として無官の武士へ慇懃なる文體にて返事來ぬ。此方より又返事に。明日は大不成にて候間。明後日御相傳に參り候はとの御事にて。終に其日限に大事授り本國へかへりぬ。是をもてみれは。神道の大事も金かなくてはしる事かたし。中將聞給て誠道無か咄さる事あり。おとろへたる世のはかなさよとて嗟嘆（にか笑イ）しておはしける。又道無かいはく此ころ（ほとイ）下京に洛中一の下手くすし有。餘に下手にて諸人下京の梯のへた藥師といひけるか。此者後家女のあくまてかたはなるか。金銀あまた持けるを向へて富榮けるか。ちかき比堂上のかたへ出入色々捧物なとして有ける處に。よき醫者なりとて法橋に成ぬ。昔人のもてはやせるいしやに生知法橋と云ける醫者。一兩年以前より法眼になり度思ひ。いろ〳〵望み侍れとも。勝手會我殿のなかれを汲けれは。終に空しく法橋にて此比はあきの國へ下りて。草深き中にて世を渡るよし聞ぬ。彼下手の醫者は此比洛中の名人とて人々もてはやせは。上々方にも人からも能者也。今やうもよくうたひ侍る醫者の上手計にてもなく諸事に賴もしき者なりとて。又法印に成ぬ。これもみな金のなす所也とて。金は万物の長にして乾坤のたから無上如意寶珠にて候也。又此過にし比津の國難波の里に。德太夫とて賤きもの有。あくまて富さかへけるか。男子五人女子三人有ける。彼德太夫云（思イ）けるは。嫡子の太郎は惣領なれは難波の里の住人となさむとて。太郎一人に田畠殘らすゆつり與ふ。嫁を

は位高き人の娘をとらむとて。京なる人を頼て四位の殿上人なりし人の娘をむかへとりたり。次男の徳二郎をは侍にせむとて。在京させ道々の物の上手を集て万の事うかゝはせ。天下の評定衆の方へ出入らせ。近習の人々に毎日送り物なとしてへつらひけるか。此近き比大名の取持にて。花の御所の御番衆に召かゝへられ難波攝津守に受領しける。三男徳三郎をは位高き出家にせむとて。ひえの山に上せ止観院大僧正の御兒になし。今は卿公とて山門の大衆仰かぬものなし。四男をは東國にくたし。下野の國一方の大將と云ける弓取の養子になしける。五男の徳五郎をは神道を知らせ神主にせむとて。卜部家につかはし人あまたつけ置。神道ならはせ此比きけは。尾張の國熱田權太夫の跡を請ぬ。さてむすめ三人をは一人は北國大名の室となり。一人は何の大納言とやらん中御方の內室となり。一人は河內國主判官の御前になる。倩此事を思ふに。彼德太夫か富貴より事起りぬ。しかれは金あれは高き位にのほり。能緣邊をとりよき智職になり。神道を知り名高き侍に成事眼前なり。唯金の聖德を尊ひ給へ。とかく浮世は金の世と云事を。中將殿も一如上人も性子もふかくしり給はて御いとおしの人々かな。各の儒道佛道の智惠を金方へとくなし給はゝ。過し夜の長物語はあるましき物をといへは。三人の人々扨も道無か金物語に道中の苦しさしらて野路に日くれて宿取休みける。明れは人々あゆみ出けるか。性子の云きのふ道無の物語に金にてならぬ物はなけれとも。儒道計はなにと申され候てもなるましきといひけれは。道無聞もあへす愚かの性子の言葉哉。此比西の京に

糸屋五郎左衛門と云し者。十四五のむすこをもちけるか。一兩年以前より儒者にせんとて。京中の儒者の弟子にしてあなたこなたの人々集め。度々音信に送物あつくし。又度々の會合に時の賞味を盡してもてなしけれは。四書一部のそよみやう〳〵しけるか。はや此比は講釋しける。扨々發明なる子なりとて洛中もてはやしけるか。近き比東國の士に成田備中守とかや云人。御番に上り居けるか。此子を三百貫の知行にて抱ける。或人の云。親の身上たに自由に成候へは。かやうの儒者は洛中には幾千万人も候へ共。糸屋五郎左衛門か樣に方々へ賄し侍けれは。如何にも今日云て明日は能儒者にもなる事也といひし。か樣の事をみれは儒者も皆金かする事にて侍る事也。性子ほとの大儒もまつしき故に。心に思ひ給しめくみはならぬとのつね〳〵御咄にて候へは。とかく金銀のはたへを明德の根本と御執行有へし。か樣に萬の事皆かねのなすわさに申せは。誠に賤しく候へとも。我等の申所はうき世の人の心の賤き所を申すなり。能御心に入て各聞給へといへは。一如上人のいはく如何樣に道無齋申され候とも。佛の道は金銀の及はぬ事なりといへは。道無聞て扨も〳〵愚かの御僧のこと葉かな。いて〳〵佛者の金すきを申述む。佛說法の砌須達長者金を道に敷。こんはらけの花を眞金をもてつくりて佛に捧けれは。佛大きに笑みをふくみ給ひ。佛法の大守護神。俗形の大ほさつ也。と記別し給へり。是は昔の物かたり。此ころ去富貴の人と打つれて。黑谷まうてし侍りけるに。上人出合此道無をみもやらて。彼金持の男をあなかちにもてなし剩に此道無をは能出られ候よなとあひしらい。彼金持おとこをは扨々思召寄ての御參詣

かな。佛法の内如何樣の大事にても御尋候へ。宗門のうちにての事をは不殘申授むとて。色をかへ品をかへ馳走也。此道無兼て金の浮世と存れは。すこしもさはく事なく。懐より石を紙にてつゝみて金ならは二朱め程のなりにしたため。是はさて別し子の追善の爲にさゝけ申なりとて出し侍れは。上人色をなをし。扨々道無殿は物にかまはぬ一筋なる御人にて。御念佛をも人の聞ぬやうに御申有人也。と常々京都の取沙汰にて御入候。一定誠に思ひ入たる後世者にて御渡り候。又か樣の御人もみやこ廣しと云共。有ましき也。やれ／＼小僧共あの道無殿の御供の人に。よく酒すゝめよ。扨道無殿に一宗の大事にて候へ共。か樣の信心者につたへねは開山の御心にも背く事にて候へはとて。念佛安心を卽座に傳へ申されぬ。扨々金の威光功德の深さよ。石を金に似せけるたにか樣の事よと。彌々有難覺候。金をもて行は極樂せかいもとをからす。貧者はたとへは極樂に入とも。頓而傍輩つき惡くなりて。追出されぬへし。是をもてみるに。とかく佛道の大事も金のわさにて候也と語る。中將宜ひけるは道無か云しやうにもなき事ありぬ。此過し年の暮つかたに近江守といひし人。多年四品の望みありけれ共。年若き人にていさめる大將なれは。將軍家ゆるしなくして有侍るに。近江守一首の和歌をつゝりてあけゝれは。上にも哀におほしめして四品になりぬ。其歌に

あしなくて登りかねたる位山弓矢の道は達
者なれとも

道無うけ給ていはく。めつらしからぬ御かな。彼近江守は分限より軍士あまたふちして。勝手大きにすりきりにて候か。此比年來の武功にて加領として。伊賀國拜領し給へり。是によ

り富貴の身になり給へは。此歌よみ給はすとも四品いとやすかるへし。これも唯富貴のなす所なり。そのなす所以は金のなす所といへは。一如上人も性子もこれは道無か申分立候はすとて大きに笑ひける。道無すこしもさはかす各はいまた大事を知給はす。此ころ聞は中京に和泉屋與三郎とて。中京一の金持の候か。かれか娘に悪女一人有。目はかた〳〵つふれ。足は一方短かくて。いはむかたなきかたは物にて候か。親の與三郎ことさらに不便におもひ。我かなくならは兄弟とてもあなとり哀なるへし。人に無心いはて一生わたるへきやうにとて。東の京に一町四方の屋敷をもとめ。数多借屋をたてゝ。黄金百まいとらせ置けるか。みな人々此金銀にめかくれて。両眼有ても一方なくては用に立す。一眼不苦足の不具なる事も使なとには用ひましけれは。我か嫁にせん。人か嫁にせむとうはひける。親のまつしくて俗性よき人。世にはあまたあれともめにもみす。此娘の事のみ人々いひわたるをみれは。とかく金の浮世の人心にて候といへは。三人の人々にか笑ひそしける。道無いひけるは。此春の暮つかた袋屋の助次郎（三イ）といひける。有徳なる町人と同道して。ひえの山まうてしけるか。中堂とかや云大寺を拝み。谷々みめくり。扨々浮世の外の山かな。誠に霊山の道場共覚候て。みる物毎に泪くみける處に。貴き法印四五人出給ひ。扨々ひさしの袋屋殿や。道無は年より候へ共よくこそ登山おはしけるとて。色々のもてなしともなりける處に。年の比四十余の人の。今めかしからぬふりたる姿。いとけ高く物いひ給しけはひおとなしき人。供のおのこに。ふるく作りなせる太刀かつかせておはしけるか。袋屋よりも下座につきておは

し侍るを。あるしの法印出あひて。能おのほりなりと計いひて。さのみもてなしもなし。此道無思けるは。誰人ともしらねとも。何さま一國のあるしともいふへき人のおとろへ給し人なるへし。かゝる人々のうき世にむまれ給て。人のもちゐぬすり切になり給し事よと。哀みおもひ。ふと心にうかみてかく

名も高き人たに人か用ゐぬは唯かねの世と
常に聞け共

性子聞て。道無の和歌今の世に逢たる名歌にて候。さりなから。元來賤きものか知行をもしり。位にものほる事は。功なくてはならぬわさ也。金銀の及所にあらすといへは。道無聞て是こそいと安き事也。河内國高安の里にとみたる百姓有。武道具を拵へ。家居をも侍作に造りなし。地頭奉行のよろこふ事のみふるまひける。ともの百姓は言葉をかへず。有し宿にかはらねと奉行方の人々はおなしさまに言葉をもなほしける程に。しらぬ名字を名乘ける。上和田八郎左衛門とそいひける。上和田と申名字は河内の官領の庶領にて。同國に上和田の嫡領幽なる體にて居けるか。世俗の諺に侍と金はくちぬといふことく。去春のころ津の國住吉の神主。津守氏畠山殿に語けるは。爰に河州上和田の嫡領世に漏て御座けるか。ものゝあはれなるありさまにて。被官のゆかりの物なとやしなひけるとかたりけれは。畠山哀におほしてむかへとり。情をかけ給ひける所に彼百姓の上和田の八郎左衛門方に。金のむしろうちしき地頭のとりつきにて。將軍家の山さとの百人衆にめしくはへられける所に。此百姓上和田思ひけるは。我かやうに金銀のいとくにて。上和田の嫡領に成うへは。畠山のうちにありぬる嫡傳の上和田を庶流にせむと。

諸人にいろ〳〵事をよせける程に。世上より上和田の嫡領は山里の百人衆のうちなる人こそそれなれ。畠山の扶持し侍るは庶流にて。しかも（有つるイ）なといひける程に。畠山の上和田口おしくや思ひけむ。遁世して。高野山に上りけれは。彌々浮世の人々よからぬ故といひてはやりける程に。かの百姓の上和田。日本一の上和田に成にけり。これをもてみれは唯々浮世の人の取なしも俗姓も。皆金銀のなすわさにて候といへは。中將も一如上人も誠に道無か言葉のことくなり。淺ましき事なりとて。あゆみ行けるか日もくれかゝりて。其夜は山中と云所にとまり侍ぬ。あくれは宿立出て。人々伊勢と近江の境川につきけるに。中將宣ひけるは。道無か物語にて。日のたち道の遠きも。都の空のなつかしさも打わすれけるなり。彌々物かたりし侍れと有しに。道の左の山に新敷宮有。所の人にとへは。古は如何いひけん。此宮は今は氏子の中に富貴なるものあまた候て。近き比吉田殿に申正一位大明神に成給ふといへは。中將宣ひけるは。それは如何樣成此神には子細ありて。正一位には（ヤイ）授られけると宣けれは。その者申は何の子細候はす。唯氏子か金を入て候故に。正一位に成給ぬといへは。中將宣ひけるは。此程道無か咄外ならすと有けれは。道無かいひけるはおろかの殿の心哉。何事（方イ）も〳〵皆かねのうき世と。ふかくしり給はぬ故也とかたれは。性子かいはく爰に道無かいひしやうにもならぬ事有。世中の病はかねにてもなほならぬ物なりといへは。道無聞ていかにも金にてなをるもの也。其子細はてまへよろしき大名貴人のわつらひは。心のおよふきは佛神を祈。世かいのあるとし有わさをつくし。天命限盡て死たまふ。是を人界

一世の生のかぎりと云。拙賤く貧なるものゝ煩は。よく成事をしれともする事ならねは得せす。祈るへき事も大事のいのりはならす。命の限をみる事ならす。もと大醫の藥をのむ事なけれは。籔醫者とひ藥を漸用ぬるほとに。大かたは非業の死にて命の限をみたる人一人もなし。是金銀のなす所にあらすやといへは。人々道無か才學には釋迦も文珠も及かたしといへは。道無いひけるは唯人は誠を親とし。誠を友とすれはよろす能なり候へ共。今の世は錢を親とし錢を子とし錢を友とし侍る故に。人間の友はなく侍る。とかく人間のよき友をもとめ給へる浮世ともなれかしと云ふ也。一如上人曰道無の咄色々なれとも。諸道の細工の上手はかり。金銀ありとてもならぬ物也とありけれは。道無聞てそれこそいとやすき事。日本一の下手にても。まつしき上手を金銀をあつくつかはしやとひ。大名高家の望にしたかいよくすれは。あれはならひなき上手と世の人となへける也。是いつれのなす處ぞや。みな金のなす所に非やといへは、一如上人宣ひしは誠に道無の詞。これも金言と有しかは。道無か云くあまりの事に。人のこと葉さへ皆金銀になりけるといへは。上人聞て言葉の金になりたるとは如何。道無か云。今上人の御詞に。これも金言也と仰られける程にといへは。人々一理は聞て侍るとて咲ける。性子の云。道無の金銀物語にも食事の味は金の力に及ましとありけれは。又道無か云さても〳〵おろかの性子のこと葉かな。人の食事の味。それ〳〵にくひ知たる人。上より下に至るまて一人もなし。今の世の人は錢の味はかりを能知て。食事の味知たる人なし。子細は鴨の味は鳫よりもよき物なれとも。鳫のあたい高き故に。人

ことに賞翫なのめならす。其外の事是にてかんかへ知給へ。とかくうき世の もてなす寶物みなこかね白銀に有り。太刀はほねの 能きるるを寶とし。馬は足のはやきを宗とし。人は智惠有を善人とし。佛は利生の有を用ゐ。道具は德のあるを寶とし侍るこそよけれ。とかくあたひの 高値なるを浮世の寶とする故は。皆ことく／＼く金のうき世かと（そイ）覺候とありけれは。中將聞給て。道無か此ほとの 物かたりめもさめ心あたらしくて いと面白し。扨かやうに諸人の心金にのみ思ひつきて。誠をもとむるわさなく侍るを。何とし侍りなは。人の心よくなり申へけんや。道無聞て云。釋迦の敎も孔子のおきてもいらす。一年のうちに天下の人の心すなほに成やうこそ候へ。乍去中將殿や一如上人の才覺には ならぬ御事候。又某かわさにも成申さす候也。天下をしろしめす御人の御好みしたいになり申候。其子細は。近年天下の人あやめの 本を好めは。紫と白き計ならてはむかしよりなかりしに。うす紅 うすかきあさき色とり／＼に 三十五色迄出ける。いつよりか此花すたりけるほとに。いまは昔のことくに紫と白き計に又なり候。かやうの非情の物たに人の好みにしたかひて。此方の好むことくに候へは。人間か人間の能をもとめは。賢人聖人月々日々に國家に出へし。淺ましきか（なけかはイ）な昔より人を求むる御世そなき。中將聞給ひ道無か此比の金物語は いやしく侍るか。これはめてたき申事かな。東山殿の（とのたまへはイ）あまりにおこり給ふにきかせ申度とありし時。性子か云昔よりもろこしも天竺もよき人をこのめとも。（人の心イよくなり候はすイ）終に ならぬ也。上一人の御おこなひによる事に候へは。上に御つゝしみふかくは。今もむかしもめて度おはしまさんと云。道無か云。是

もかねにてなる事也。上の御つゝしみまでもなく候。先天下の人に親に孝成もの。君に忠あるもの。友にまことあるもの。諸藝にふかく心を入まなふもの。何にても天下の人のため宜しきもの。たとへは少なり共まなひたらんものこれあらは。其所々の人としてゑらひ。地頭奉行所へ申上よ。其人々により祿を下し給へきよし。國々に觸つかはしなは。たとへは其心あしきものも。おやに不孝の子も。不忠の者も。日々にたしなみて次第〳〵に人の心よくなり。かならす賢者あまた出さんとそ思ふといへは。人々聞ておもしろきたとへ（てたてィ）にて侍る。是程諸人の祿を貪るうき世なれは。祿にめかくれ心ならす聖賢の地に入へき也。いよ〳〵かたり給へと有しかは。道無かいはく。此程東山の親王の御所へまいりけるに。扨も〳〵うとましき事をみ侍るなり。其名は申かたし。都遠き大國のあるしの子。世におちふれて下人一兩人めしつれて此親王の御所へおはしけるか。青侍共一二人出逢。よく御まいり候。此御所は上の御用の事候て。御取込にて候へは。重て御參候へ。御對面あるへしといひける所に。京の町人に平野屋徳左衞門とて有得なるもの。人數多めしくし。色々のさゝけ物もたせ參りけるに。坊官殿上人はしり出。扨も〳〵よく御參りにて候。此間毎日御所にも仰出されける。はや〳〵御通り候へとて。手を取をくに引入侍る。此道無もおりふし用の事侍て參りける。此有様を見てかねてより金の浮世とはしりけれと。かやうにいやしき御所へたひ〳〵まいり。口惜き人のふるまいをみて。此方の良心をけかし候てはと思ひ。其後はふつにまいらすやみにきとかたりける。中將聞給ひ。道無かいひしやうに。時のせいにつけるうき世

に生て。みる事聞事淺ましき事のみにて。よろつに心をいたましむるゆへに。うき世をのかれ山庄に引籠り侍る也。とかたり給へは。一如上人のいはく。かやうに人の心賤くよこしまにて。後々は如何侍らんといへは。中將宣けるは。後には賤もの天下國家をたもち。昔より名あるものは彌々おとろへ名をかくし。大社はおとろへ名もなき邪神のやしろはさかへて。君は臣下のちりを取。親をころし子をころし。上下のわかちなく時にあへるを君主とし。人のいひなしに万なりまことある人はおとろへ。いつはりへつらいしものはさかへ。唯道無かいひしやうに金銀に極りて吾君子國といはれし日本は。南蠻國のことくにうつくしき物きたるを貴み。知不知にかまはす唯明てもくれても利欲の沙汰のみにて。一生くらし侍らんは口おしきしたひ也。人々は如何おもひ給ぬるや。我はかやうに人の心の畜類におなしくなり侍を。今度も神明へ祈申さむと宣ひぬれは。其時道無か云。何といのり給ふ共。思召候様にうき世の人心よく成申ましく候。子細は誠は人にもとめて後。神明にもとむれはかならすある物也。人になくして神明にもとむるに物なしといへは。中將聞給ひやさしの道無か心さしやとほめ給ひて。人々あゆみ行くほとに。伊勢國松坂と云所につきて宿もとめいりぬ。性子かいはく國々より參宮の貴賤しけく侍をみて。扨々きとくの我國の人々かな。もろ人の父と母との此神なれは。朝なゆふなに思ひ出侍るも理りにそ。みな參宮の人々心心のねかひ成就して歸らんといへは。中將宣けるはわか神明はかゝみのことくにておはしましけれは。あかきをむかへはあかきをうつし。白きをむかへはしろきをうつす。まことを

もてむかへはまことをうつし。いつはりをもてむかへはいつはりをむかへたまふなり。その人々の心したひにて侍ると宣ひけれは。道無ありかたくおはしけるとて。語行ほとに。宮川の清きなかれにをの／＼旅のけかれを清めて。山田の原の宿につきける。道無人々に語りけるは。道中物語申けるやうに。爰ほとの人らも皆金の神道になりて。あさましく侍るといへは。中將聞給ひて口おしき事なかたりそ。爰は我國の本にして。少も余説のなき所なりと宣ひけれは。道無か申けるは參宮の貴賤の中に。僧のかたちの人は神前近くは寄ぬ候事と兼てうけ給はり侍れ共。是もむかしはさもこそあらめ。皆々今は金の世になり候故に。神主等に神供領わつか十錢目ほとつかはしぬれは。神前は扨おきぬはらひ所の內陣まて入申事也といへは。中將聞たまひあらもつたひなや。わか神明は僧尼のすかたをいみ給ひて。ふかき神詫の子細有。佛法のいきをしりそけ神祇を再拜せよと也。道無か金にてよろすなりけるといふ事も。神明の前にはかなはすと有けれは。道無か云。如何にも金にて出家の神前へ參り候事。いとやすき事也とて。懷より一つゝみ取出し。一如上人と性子と此道無と三人の御供領にておはしける。神前へ備へてたへとて御師の某に渡しけれは。信心の御旦那にて御入候とて。中將殿をはいかきのほとりにおき。此三人の人々を狩衣きたる男共なひて。神前近く行て祓しのつとなと奉りていてぬ。中將殿はあんに相違して色さめておはしける處に。道無うちむかい如何に／＼殿かうちへ金故まいり候といひけれは。中將赤面し給ひて。老たる御師のかりきぬきて。貴けにうちみへけるをまねきよせ宣ひけるは。汝し

らすや我は萩原の中將と云者也。しのひて參宮し侍る也。この處僧尼の神前ちかくはまいらぬ所なるに。金銀にて自由に內へ入れ侍る事は。何とし侍るあやまりそととひ給へは。此男のいふやうは。出家は昔より更に神前近くは成申さす候。今にさやうに御入候といへは。中將宣ひけるは外までもなく今我か供して候出家三人。すこしの金銀故にゆるし入けるかと宣ひしかは。其時狩衣の男のいひけるは。それは金か神前近く參りたるにて。出家は參り申さすと打笑はしり過ぬ。中將も興さめておはしけるか。道無か申けるは內侍所計殿の宣しやうにてあるへしといひけれは。中將宣ひしは末法のあさましさよ。道無か詞の樣に內の御まつりも。後には皆僧尼のわさに成らん（こそ歟）そ悲しけれと宣ひし。道無かいはく。うき世の人のほめそしる事を聞給へ。皆金にて侍る也。

金銀にあきみつるものをは大惡人といへ共。善人といひ。賢人なりといへ共。勝手不如意なるをは惡人なりと云は。是皆金銀のなすわさにあらすや。性子か云。むかしより漢家本朝此わつらひのみにて。聖人賢人心をくるしめ給ひしはこれ也と有ける處に。一如上の人云。神前の神人等うるさきふりのみ多くして。吾神明の誠をわきまへ知たるものなしといへは。道無か云ク道理哉。神明の誠を思ふより金銀の誠を思ふかふかき故にて候也。とかたりつつけて外宮內宮おかみおはりて。此人々宇治橋の近き宿に入て旅のつかれをやすめける。其夜四人の人々不思議の夢をみ侍る。たとへは大內裏の樣成所に榊の木枝しけりあひけるうちに。榊の枝に皆しらゆふつけ。いみ／＼敷林也けるか。其外殿門いらかならへたりけるか。紫宸殿のやう成殿有ける。玉のすたれか

かりける内に。貴き御聲にてめつらしき參詣のもの四人有。よくもてなせと仰ければ。ひんつらゆふたる童子二人出て。中將殿を初め皆皆こなたへ通り給へとて請しけるほとに皆入ける。うちの體いみしく何方も皆八足のつくえに祓ぐしならへて有。其時二人の童子此四人の人々に向て語りけるは。抑此所をは如何なる所と思ひ給けるそ。爰は日の神のおはしける所也。各々儒釋道の三敎をさとし。神明の內證をうかゝひしり。長く雜法の心を失ひ。一心のまことにもとつけるにより。かゝるみあらかにはまいりけるそ。今日よりしては万のくたくしき事をすて。一心のさたまれるのりをあけて。神のいきをなめしり給へ。衆生の心は物にうつり誠にもとつく事くらし。あめの神のみことのりは誠の外になしとかたり給しを。各なみたをなかし聞ける内に。名殘おしくも神夢さめぬ。道無中將殿をおとろかし夢想の品々かたれは。一如上人も性しも皆同し夢想也。人々ありかたく覺て。これひとへに神明の御つけとふかく泪をなかし。中將殿を先に立て。人々又兩宮にまいり。數の神咒をとなへて名殘盡せぬみもすそ川のなかれをくみて。下向の旅におもむく。中將宣ひしはおのおのありかたきつけをうけなから。空しくあらんはなけかしき事也。都にて人々儒釋道のあらそひ。道すから道無か物かたりをしるし。都のつとにせむと有しかは。すなはち性子筆をとりて此物語を始め終をしるす。をのく都にかへり先ひかし山の中將の山庄に入けるか。一如上人の云かゝるめてたきみことのりをうけ。此まゝあらんはなさけなし。日の本のもろ人にすゝめ聞せん。いさや性子は東國のかたへ下りて。一切の人にすゝめしらしめ給

へ。我は西こくの方をめぐり。諸人の根本をしらて末にかゝはる心を直し。一心の誠をすゝめんとて。二人の人々は東國と西國へ下りて。國々にて神明の誠をすゝめける。道無は北國に下りて誠の心を示しけるか。國々にて誠の一におもむきて人の人たる人あまた出來ぬ。此事東山殿聞し召て萩原殿へ尋給ひければ。去事候とて則此一卷を捧給ぬ。東山殿よくみ給て。これは天下の人のかゝみなり。世を治め人をおさむるのかなめなりとて。みつから御筆を染られて。人鏡論と題號し給ひ。覺しめす御心のおもむきを奥書にくはへ給ひしかは。其世の大名高家下はしつかふせ屋のうちまても此物語を手にして利欲のまよひをふりすて一心の誠に入てふるきおしへのふみよますして。をのつから道にかなひけるなり。ひとへに大樹の御代久しくおはしまさむしるしなりとぞ人々よろこひけり。

東山殿奥書に云

古き世のことわさに。いやしきかちまたの言葉に。世のすみにこりをしるといふ事誠なる哉。爰に長享の初の年。東山の隱羽林中郎將吾神道の達人なりけるか。物は同しきを友とする習にや。是佛の門徒に一如上人といひしものと。性子といふ儒門のものと。羽林の許に尋行て。儒佛二教をもて吾神道に對し終夜論して。終に根元なれは神明のいきをなめて。誠の道のきよめのはしめに。三人宗廟にまいりけるか。道のほとはやなるものにはなしにうき世のにこりを聞て。いよ／＼おの／＼誠一の心いやましける。神風やみもすそ川の淸きなかれ。あらたなる御つけをうけ。人の心のよこしまなるをすくなる道にせよとて。國々／＼

にをしへをなす。誠にひのもとの大なるたからなり。ひとつ心ののりをあけてあまたの人の人なるもの。西にいて東にいつ。是ひとへに羽林の心よりおこりぬ。呼此物語をみむものたゝに是を見は。なんのたすけかあらん。いやしき道無かたとへを引もとし。おもてよりうらにかへしみは。をのつから身を治るの道にちかからん。吾武にくるしみて文にくらし。よろつわか意の業いと口おしきのみ。たゝ心のまことにむかふはかりに。此物語の終に言葉をかきつくるのみ。

于時長享元年冬十一月如意珠日　武林源義政

此三行无
右之一冊者以佐々貴管領氏郷朝臣自筆之本轉寫之畢
寛文十庚戌年季春下旬終功藤原　（花押）

校本云
寛永十二年山本良三父ゟ傳山本賴母於伏見寫之
右一冊以屋代弘賢藏本校合畢
文化十四年三月十一日

續群書類從卷第九百三十八

雜部八十八

世鏡抄上

抑此御前帳之事。只非人間之才覺。從始至中後迄神明佛陀之御謀也。其故者延喜二年二月十五日釋迦牟尼佛滅度之日ナレハ。月卿雲客集給而唱伽陀吟詩誦歌備香華。沙羅林之春ノ夕ヘ。鶴林双樹ノ理ヲ傳聞テ。發露涕泣メ御座處。天俄搔曇雷電轟四天。大風來倒木大雨降崩山。六畜伏地飛鳥鳴雲。是何ナル事哉ト人々滅肝更不辨東西。爰帝王自握筆端金紙取掌。普門品之二句之偈書祈佛天給。漸暫在東方ヨリ老翁來云。君聞召哉否。吾國纔粟散邊土之堺也。雖然神國也。神國ナレハ嫌非貴是去惡好善國也ト云。又紫震殿之大床上ニ南ヨリ老翁來云。日本是小國也。小國ナレ圧大理大儀大强大心大智大武六大無碍身持。大魔大敵大國順事爲本。然神宮后宮女體ニテ異國輙征給君知食否云々宣給。又南ヨリ老翁來卷物一卷取出御殿内投入ケレハ。光明塵交帝王叡覽在難有哉々々。三老ノ今ノ御有樣。丸末達先代之敎。乍去誤アラハ示給。以後之

明鏡ニト勅アレハ。此三人翁帝ノ前ニ着座スルヲ見レハ。狩衣ニ月ト日ヲ付タリ。一人ハ松ノ葉ヲ付タリ。一人ハ藤ヲ付タリ。然而帝問云。三翁來臨三宮寶珠ノ如シト云リ。翁答曰帝位ノ着座ハ如都卒天云ヘリ。其時帝隨喜ノ涙ヲ龍顏ニ浮ヘ給テ勅アリ。奉見三翁我世政ハヲキ田夫野人鬼畜木石ニテ可披覺也。御出ノ喜恩一首可申ト。

月モ日モ同ク照ス天カ下ノ中ニモ伊勢國ソ尊キ。勅製。遙々ト伊勢男ノ海士ノヌレ衣ヲ君ニ逢テソホシハタシケル。御返事。住吉ノ松ノ葉守ノ月影ハ人ノ迷ヲ照スヘキナリ。又云。濁ヌハ誠ニモ水穗ノ國ナレハ濁ラハ月モイカテ見ヘナン。御返事。吾袖ノ匂ニ交ル藤ノ花カヽル時ニソ春日トハシル。又云。カヽル時來モ君ヲ思故返々モ道ナチカヘツ　御返事。サテ五更ノ天傾キ。金鷄三聲告ケレハ。三翁モ同音謌イ給ヲキケハ。山水ハ清ク流トモ穢土碎ケテ濁水ト成。君ハ君タレトモ臣々タラテハ。國モ亂テ愁アリ。神代ノ道ヲ踏分テ。末世ノ車ヲ通サハ。吾モ喜ハシカルヘシト押返々々。三返謌レケルヲ。帝聞食サテハ逆臣アリヤトテ。老翁ノ袖ニトリツキテ。彌々余波ヲ惜ミ給フ處ニ。三人ノ袂ヨリ卷物一卷宛取出メ。護國扶人善生惡ヲ去ント思食ハ。此卷物ノ任敎給ヘトテカキケス樣ニ失ニケリ。帝王暫見送リ給ヘハ。雲ノ上ニ聲在テ曰。直ナルヲ育ヘハ神明ヲウム也。ユカメルヲ直セハ月ニカヽル浮雲。花ニカヽル雜木ヲ伐リ。直ヲ倒メ鴒ヲ用ハ佛神ヲコロス也云々。能々聞タモテ〱トテ。東方南へ二人立歸給フ。是即忝モ天照大神。八幡大菩薩。春日大明神ニテ御座ソヤトテ。歡喜合掌セラル。其後三重ニ棚ヲ作リ。此卷物ヲ双（置カ）直テ攝政關白月卿雲客ニモ聞カセ。錦袋ニ納テ此

敎ノ如ク天下ヲ治メ給ヘハ。大唐ニハ堯舜吾朝ニハ延喜天暦トテ。今ニ申傳タリ。然ニ後ニ一卷右林ニ渡シ給フ。武家ノ御事歟。

第一。金輪護國之事

全レ身守ニ神慮ニ飢者與ニ食物ニ貧人與ニ金銀ニ不レ愛福人ニ愛ニ智者ニ身不レ愛ニ愚人ニ愛ニ賢人ニ不レ用ニ惡ニ可レ用レ善。國亂仰ニ武家ニ國治仰ニ公家ニ紀ニ亂治ニ文治ニ隱武。日月曇事度々ナラハ成レ政。大風大雨雷動神事可レ催也。晝花鳥歌風月詩。夜現世管絃。曉後生可レ彈ニ琵琶ニ也。

第二。聖王守政事

先位ヲナケ捨テ。万事ヲ可レ爲。君守リナリ。縱君惡業アリトモ可レ敎之。然間御身仁義禮智信五常ヲ能々守リ。臣下大臣ノ非ヲ直シ可給。假初ニモ惡事ヲハ去リ。善事ニ近付キ給ヘ。君ヲ儲給フ人ナレハ唯如來也。若理ナリトモ非ナリトモ。理ト仰テ御贔負ニ思食サハ。天下逆亂シ。刀疾飢ノ三災起テ。世ハ只地獄ト成ヘシ。君ニ與レ智ニ不レ與レ福。人々大小貴賤モ如レ此也。親ト云字ハ大事也。吾カ欲ヲ去テ子ニ與レ德。サテコソ親ナレ。親ナリトモ子ニ不レ與レ德。結句子ニ德ヲ與ヘラレ。無曲命長ハ子ノ返テ敵也。去ハ智老。階老。年老。德老。貧若ト云事アリ。智老ハ十劣トモ老也。階ハ劣トモ老也。年ハ事ニヨル也。德ハ依レ時可レ有ニ賞翫ニ貧若トハ貧ハ諸道ノ妨ニテ出立ナケレハ。身ヲ耻テ人モ不ニ人學ニ下座ニ居也。若高ク上レハ木末ニ石ノ有カ如シ。智階德ハ梢ニ花ノ在ニ似タリ。是ニテ可ニ万民心得ニ也。

第三。關白家之事

恐ニ勅命ニ恥ニ法義ニ抑レ權。哀レ愚。愛レ若。導レ老。拜レ理。惡レ非。捨レ惡。拾レ善。智者ニ近付テ。善惡ヲ尋。既ニ賢人ニ習ニ世法ニ利劍ヲ以テ惡逆ヲ拂イ。實劍ヲ以テ無道ヲ切リ捨ツヘキ也。雖レ然理ヲハ度々

奏セヨ。非ヲハ三度ニ一度申セ。但シ可寄事體也。

第四。攝政家之事

先々ノ高位ヲ關白ニ授テ藏非現理。佛衆生念イ給フ如クニ。諸人ヲ可思也。

第五。后宮之事

刷姿粧面。色深メ不見人。情深メ不失人。太子誕生有ラハ御子ト不可思。忝金輪種也。第二第三ニ至テハ御子タルヘシ。但其中ニ賢ナル御座ハ是位備給フヘキト可恐也。姫宮ヲ儲給ハ只常ノ公達ノ如シ。

第六。大將殿護國法義之事

朝日以前ニ起出テ光ヲ拜シ。其日ノ諸國ノ災ヲ可祈。衣文正直。當番之大名小名可有對面。近習人ニ日々夜々詞ヲカケ。情ヲカケ。慈深思召。犒ヲ直スヘシ。不直可停止出仕。雖然經年月陰誇世。企雅意。依其時流罪可被行也。如何ニモ助小人。敬大人。愚者國置賢人智者ヲ召上テ可尋理非。各別ノ樣ナレト。但又賢人ナリトモ身一身ノ賢ニメ不弁諸智也トモ我獨ノ心中計ニシテ不出群界。不可召出之。夫金銀ヲ土中ニ埋テ忘所在。寶珠入深淵。如無船岸崩。又是ヲ木ニ比スレハ花ナキ木。人ニ取ハ無眼人。女ニ取ハ子ヲウマヌ女也。

第七。若身持之事

誕生ノ蟇目ヨリ七歲マテノ學文始迄肝要也。如何々々賢人ノ御父。智人ノ乳母ヲツクヘキ也。君ハ又ヲチメノトノ膝ニ三歲マテ居テ。四歲ヨリ少ツヽ云事ヲ覺ヘキ也。賢人ノヲチハ大儀ヲ敎ヘ。智者ノ乳母ハ生長メヨリ以來四恩ノ道ヲ敎ヘハタシテ。一命ヲ重メ君ニ輕ク仕ヘヨト云ヘシ。如何ニモ如何ニモ愚者ニ片時須臾モ添事ナカレ。愚ハ先生之畜生。今假ニ

人トナレリ賢ハ菩薩ノ身。智ハ諸天ノ化現ナレハ。今生ノミカ後世迄ノ事也。去ハ千日成ニ智者敵ニ愚者友ト片時モナラサレト云ヘリ。又女房御乳ノ人ハ五體ヲ能々清淨ニメ。男子ニ不レ嫁。佛神ニ若君ノ生長ヨリ度々文武賢五常ノ大事ヲ可レ祈。朝速起出テ乳房ヲ朝日ノ光ニ當テ。其ヲ君子ニ可レ奉也。是則不老不死ノ藥也。早晩モ々々味好キ美物ヲ可レ食惡物ヲクヘハ乳アシクテ難ニ生長ニ。魚鳥ノ中ニモ名鳥名魚ヲ食ハ。骨ト也筋ト也皮肉トナリ。鳥ハ骨トナル。味噌ハ血ト成リ。米ハ筋トナル。酒ハ皮肉ノ間ノ血トナル。去ハ過ハ皮ト肉ト各々ニ成テ心モ狂シク短命也。如何ニモ々々十三迄ハ多クノマスヘカラス。男女交合ノ後ハ時々可レ用之。又妻ノ殿ノ人ハ朝ニハ御手水。夕ニハ御足水ヲ時ニ隨テ進セヨ。其外之事ハシルヘカラス。下主ナル故也。而ハ分々大小ニヨツテ此旨ヲ用テ可レ育レ子也。

第八。管領職之事

專ニ祭禮ヲ敬ニ寺塔ヲ。諸家ヲ導万民ヲ哀ミ。二六時不レ寛レ心ヲ。君ヲ恐可レ誅誅シ。可レ罰罰シ。以ニ小理ノ塵ヲ可レ埋ニ大非谷ニ也。可レ罰不レ罰。魔王亂人之儀也。不レ可レ罰罰。五逆無間之科也。可レ誅誅。可レ罰罰。正直正路ノ成敗トハ云也。雖レ無ニ當忠ニ先々ノ忠節ノ末類ナラハ。所領安堵アルヘキ也。但重テ有レ罪ハ依ニ時儀ニ可レ罰レ之。又當代在レ忠先代无忠侍ヲハ。只今ノ忠ニ合テ可レ扶ニ持之ヲ也。相搆ヘテ々々一毛一塵程モ無理無道ノ儀不レ可レ有。去ハ故文曰。千町ノ也(堤カ)ハ一寸蟹ノ穴ヨリ破レ。一毛一塵ノ非ハ。三千大千世界之亂レ國滅シテ人失レ身ヲ云リ。能々守之。管領不レ守レ之。人非人也。

第九。諸司代職之事

王城中ノ喧嘩鬪諍火事惡徒無法之者搦ヲ捕。死罪流罪籠舍ヲコナウヘキ也。是モ一刹那モ理

ヲ不レ可レ消。非不レ可レ藏。鞍馬手捧飛脚差繩兵具。片時モ心ヲ免コトナカレ。

第十。奉行之事

万事我欲離爲レ君欲ナレ。理理添。非非添。貧福理非以同貧付。但非大儀ナラハ不レ及レ力私小以レ詞扶レ之。謀叛人ノ末ナリトモ度々忠アラハ召出セ。忠勤ノ侍ナリ共度々不忠アラハ追籠不レ用レ之可レ誅也。去ハ故人云。奸臣在レ朝忠臣不レ進レ庭。美女在レ國則惡女恠レ夫ト云リ。智者在ニ朝家ニ則愚人必說訴スト云ヘリ。相構々々可レ守レ之也。

第十一。門跡之徘徊禮儀之事

先御院主忝モ王孫之外ニハ不用之。王孫ニテ御座ス故万事如內裡。御院主ハ諸偏如出家法儀。但魚計ヲハ下旬十五日ハ可レ被レ召レ之歟。御心ノ任ナルヘシ。上樣ハ一向御后ノ如ク御髮ワケス。袴メサス丸帶不結。不步板。不踏土。不乘馬。假ニモ徒ニテ不行。人ニ不見メ詩歌管絃ヲ心カケ文道ヲ可嗜也。中童子ハ上方ノ隨レ仰朝夕可ニ召仕ニ也。出立ハ山寺ノ兒ノ如シ。出世ハ十五マテ學文一生守ルヘシ。五戒出家ナレハ親不レ親賞翫之。坊官四家ノ侍外不レ用之。然レハ行器大事也。十三迄學文シ。髮ヲハ十六ニテ可レ剃也。晝夜六時仕レ院。辨ニ諸事ニ。如レ文弁ニ師傅ニ好レ武達ニ名譽ニ。哀ニ人民ニ。助ニ百姓ニ。永ニ國務ニ。到ニ使節ニ紀ニ理非ニ。上專レ文進レ人。下稽レ武勇レ人爲レ法也。只天下ノ攝政關白右林管領侍所奉行同之。然間號レ奉行。國在時ハ蘭臺政所殿ト云リ。故文ニ曰ク。文武兩道蘭台忠朝夕勤行出世役ト云リ。其外侍法師若黨北面上中下共坊官進退也。其余准レ之。

第十二。諸出家戒行之事

先五戒ヲ堅ク可レ守レ之。五戒トハ殺生。偸盗。邪婬。妄語。飲酒也。殺生畜獸不レ申及。生アル者

虱至マテモ不可殺之。草木是同シ。但爲修造佛事不及戒之。偸盗トハ人寶ヲ取計ト不可心得。釋尊學心ヲ無道ニ持テ。名利念珠ヲクリ。名文ノ人ニ物ヲ與ヘ。信施ヲハタサス。子ニ臥シ寅ニ不起ノミカ。亥ヨリ卯迄臥破戒盗人也。佛ノ戒ヲヌスミ。法儀盗事准之。强賊寶ヲ盗不可限。侍无文武盗人也。其家ヲ盗故。郎從ハ无農業盗人也。汝カ態ヲ盗カ故。万事至鳥獸マテ。无其能皆國賊也。邪婬トハ必嫁計ニアラス。女ニ向テ咲。女ニ胸ヲ見セ。獨リ在俗ノ家ニ出入也。在家ニ夜ヲ明シ。女ニ物ヲ與ヘ。女ト同座酒ヲ飲女見。女ヲ見事是則邪婬也。肉食シ女ヲ犯五逆十惡ノ大俗ニハ劣レリ。六親ヲ地獄ニ墮スル也。カヽル出家ヲハ一人刎首。万人可鏡也。是則武士ノ法儀也。不殺之日那以五逆罪也。何況是崇用哉。殺ハ慈悲ノ殺生也。故云。慈悲之殺生菩薩之万行勝

レリ。名利善根ハ阿鼻无間ノ爲焰也。サレハ經云ク。不現胸臆。不露齒咲。莫獨屛處女說法ト云ヘリ。在家出入ニ付。入里乞食將一比丘ト云ヘリ。只出家ハ正直淸淨ニメ。慈悲ヲ臆ノ中ニ籠納テ。无緣ノ者ヲ孚。名利ノ心ヲ捨テ柔和ナルヘシ。一足刹那五逆罪トハ狩漁ヲ立留テ見事也。一目一惡罪トハ一目見レハ是則十惡罪也。去ハ惡僧在郡スレハ一國必亂レ。善聖在庄スレハ一國无災過ト云リ。嘗出家ノ心當ニハ。薩埵ノ捨衣飢タル虎ニ與身可專。經云ク。小兒沙彌トテ少キ男子ヲ愛スルモ執着煩惱ノ罪ト云リ。又寡女小女トテ三ツ四ツノ女寡女ニ近付ハ。是モ則破戒也。出家ヨリ在家ニ道理ヲ敎ヘ。五常ヲ能々保タスヘキ也。我破戒破法ニテハ。俗不可用之。傳敎弘法欲達己身見他人非。欲達他人達先己身云リ。去ハ出家ハ是佛體。在家是神現於下輩。只畜類ナ

トハ罪モ不罪。善モ不善。但後生一大事ハ不可有勝劣。肩袈裟平身衣モ。右筆左念珠。心観念観法坐禪ヲ不可忘也。去問。無氏衆生心弱萬退スル間。侍ノ外出家ニナスヘカラス。釋迦佛ハ淨飯王摩耶婦人御子ナルニ依テ。娑婆往來八千度。十九出家。卅成道。八十涅槃〆。有情非情ノ群類ヲ助給也。爰涅槃經説云。四河一海一水不生出家同衆釋子云文アルトテ。凡下ノ族ヲ出家ニナス也。其有樣如何。河ノ流多ケレ𪜈皆海ニ入テハ同ト説タル𪜈。四流モ未遠水來コソ江河人レ。不來途中ト丶マル。其如ク凡下ノ俗性ナキモノナリ𪜈。水ノ山谷岩根ヲ潜塵洗浮沈如。千万無量ノ學道智道ヲ凌キ畢。法ノ關越テ退屈无クテコソ坐ヲモユルヘシ。夫出家ノ假名字ヲ〆養父ヲ定。只酒飯ヲ囉齋シ。布施ヲ子ライ。在家ニハ不足ノ者。身スキニ少ヨリ出家ニ成ハ。家來ノ者ナラハ不同座。速遠

國追放〆。罵馬ノ寶車ニ乗テ歸ラム時。サテワト可有承引也。妄語トハ虚言也。虚言トハ且那ニ思ワレントテ無事語リ。不讀〆經ノ數ヲ取リ。不書〆經ノ日記ヲシ。人ノクレサル物ヲ得タルト云。得タル物ヲハカクス也。女嫁キ。魚鳥ヲ食テモクワヌト云事ハ。佛盗人ト云者也。假使實ナリ共。人ノ僞ト思ン事ヲハ不可口外。惡口トハ善人ヲ罵リ聖人ヲ誹謗スルヲ云也。出家ヲ罵ハ三惡道ノ科。在家ヲ罵ハ神明ヲ罵故ニ。火血刀ノ罪也。其故ハ人ト成身ハ佛神明天王ノ化現ナレハ也。惣〆人間生受ル中ニ出家第一大事也。其故ハ佛體ナレハ大惡人ヲモ扶ケ。善人ヲモ不羨。凡下ヲモ不卑。美人ヲモ不慈。色ニメテス。沈香ニモ不耽。只日月光平等ナルカ如心ヲ能持テ。一紙半錢ヲ得テモ金銀ヲ得タルト思。看經〆其人ノ六親ヲ可訪。一飯ヲ得テハ三ケ日心ヲソ〆。五ケ

日其靈魂弔。一宿借其家七世四恩訪ヘ。其ヲ出家トハ云也。出家トハ家ヲ出ト書タリ。サレハ六親眷屬ニモ不ㇾ交。遠國行住メ佛說ヲ能々聽聞メ。三界無安ノ火宅ヲ出云也。舊里不ㇾ得ㇾ離。六親中朝夕相離テ。法理ノ外ノ事ヲ業トシ。筆不ㇾ取メ兵杖ヲトリ。聖敎ヲハ不ㇾ披兩眼見開テ人ヲニラミ。俗藝ヲ好テ我道學ノ道ヲ忘レ。寶衣ヲカケテ身ヲカサル事ハ唯天狗也。惡僧一人ハ大俗惡黨十人同。善僧一人大俗善人十人勝レタリ。佛神人耻出家尋常事也。日月星耻出家中品出家也。天地草木鳥獸耻ルヲ誠ノ出家トハ云也。道者見テハ羨ㇾ之。眞實感涙流。智者見羨ㇾ之。我身業果ヲ歎。福人ヲ見テハ不ㇾ羨ㇾ之。脚下思ヘ。貧人ヲ見哀ㇾ之。口ノ中ノ物ヲモ與ヘヨ。向ㇾ壁坐ㇾ岩。物ヤ言。目ヤアラン。口ヤアルラント思テ。不ㇾ破五戒佛弟子トハ云ヘキ也。常行脚ヲ好テスヘキ也。此法義ハ八宗同シ。但シ高野聖至テハ。只道心無欲ヲ本トメ可ㇾ用ㇾ之。

第十三。公家樣之法儀事

重ㇾ勅深ㇾ情。詩歌管絃。嘉例延年政道宗。暫時無道事立入。朝政心砕。夕遊樂思運。詞花心月常以。佛法不二詞道是同思。生死流浪之須磨之船乘。實智圓明明石浦月導。安樂世界生スヘシ。鷹野出手放テハ。愛着忤忘。又スヘ取テハ煩惱離事歎キ。盗立鳥ヲ見賢意憚。見鳥合眼勢ヲ悟。高山死天山。深谷暗空道。川河ヲ三途ト。取リ組所劔及上ヘ。二鳥勝負ヲ見テ死活ノ高臆ヲ覺リ。一双雉ヲ取可ㇾ遁三惡也。或只鳥計心入テ食シ。或雉ヲ取テ賣得シ渡ㇾ世事。一鳥千罪ナルヘシ。能々心ヲ案メ鷹ヲ仕ヘハ。生滅々已。寂滅爲樂（私念イ）ノ法。更不ㇾ墮地獄也。其外圍碁ヲ打テ拂ㇾ念。不ㇾ親爲ㇾ友。弓箭將可ㇾ案。將棊眼付大國ノ合戰道ヲ案シ。蹴鞠須臾天上色

向。少先代不レ忘レ政。其外色々ノ畫書キ繪合セ花結ヲメモ。不レ起二惡念一。公家大法トスル也。面ニ眉ヲ佐テ天人ヲ學。衣裳ヲ色々ニ染テ菩薩ノ形ヲ表シ。心ヲ柔和ニメ如來ノ如クシ。假初ニモ下輩ノ者勿二近付一。卒爾ニモ凡下勿レ嫁。神明敬。佛菩薩可レ尊也。故文曰。如來心公家心。明王心武家心。畜生是凡下心。草木心是愚癡心ト云々。

第十四。武家法禮之事

武ト云字ハタケシトヨム。武トハ强ナルヲ云。强トハ不レ惜レ命云也。朝早起テ身ヲ清メテ諸神ニ祈二弓箭道一日光向テ非業ヲ堅ク祈ヘシ。暮ニハ戴レ星拜レ月三惡苦輪ヲ離ルヘキ事ヲ祈也。晝ハ仕義ヲ專トシ。夜ハ思案ヲ宗トセヨ。兎シテ籠門原上ヲ案シ。角メハ蟷螂カ斧ヲ思出テ。惜キ命ヲ不レ惜。戸ヲ出テハ死ル所ヲ思ヘ。家ニ歸テハ活ル所ヲ求ヨ。日々筆ヲ取テ三度頂戴メ治世安樂ノ政ヲ思ヘ。日々三度弓ヲ頂戴メ。運命强ノ三大事。進退堪ノ三樣。衆敵ハ亡ヒ。我ハ昇殿ノ妙術ヲ祈レ。晝夜六時ニ致二信心一大刀ノ切前刀ノ柄ニ置クヘシ。片時モハナレハ可レ有二越度一也。文ハ筆ノ軸一寸ニコモリ。武ハ弓柄三寸ニ籠タリ。百事ノ藝能アリトモ弓箭ノ闕タラハ。无能第一ノ者ナルヘシ。筆ハ文ノ万能ノ半能也。弓ハ武ノ万能ノ半能也。去ハ筆半學文。弓ハ半兵法ト云ヘリ。其外詩歌。管絃。舞謌。圍碁。笛尺八ナトノ藝能ハ。凡如レ形可ニ心得一歟。但此中現世高官能後生安樂之能アリ。夫ハ謌連歌管絃也。天竺ニハ陀羅尼。大唐ニハ詩。日本ニハ歌ト云。北州ニハ無盡經ト云也。惣メ日本ハ歌ニテ治タリ可習事也。管絃ハ天人影向アレハ菩薩モ來臨アル故也。就二乘馬一大國千一馬。日本□□百一疋ト云事ハ大唐ニハ千貫ノ領主馬一疋持テ年中ニ食三十貫也。是

ニテ心得ヘキ也。相殘ル六十六貫。十貫不慮。十貫中間三人。廿貫客物。廿貫ハ我物。殘六貫(賄カ)ハ遊者ノ分也。自余ハ是ニテ心得給ヘシ。又耻句ナトハ强テ俗ノ能ニテハナケレモ。出家ニ交ル時ノ用也。師ハ好旦那ノ愛法。旦那ハ師ノ儀ニ依テ堅ク可レ用レ之。然間師旦和合也。出家在家不レ知。在家ハ不レ知ハ僧國賊也。但出家不レ在ニ出家一煩惱犬ト成テ。宅ヲ離レン事ヲ悲ミ。在家不レ在ニ在家一。鞍馬モナク庭草木高メ。如ニ古寺一仁義ニモレハ。是又以テ大國賊也。可レ守レ之。道ハ只返々モ五常ノ儀ヲ能々可レ案。五常ハ儀理也。儀理トハ仁義禮智信也。仁儀禮智信トハ一ニハ仁者慈悲深ク人ヲ憐ム事也。敬レ老愛レ若。扶レ貧富不レ蔑云也。又弱者ヲハ暫ク助ケ。强キ者ヲハ則依レ儀成敗スルヲ慈悲トハ可云也。弱ケレハ與レ恥。權フレハ閉レ口。貧ヲ卑富ルヲ賞翫スルハ犬ノ皮キタル人也。佛神ノ御

目ニハサナカラ畜生ト見給也。唯人間ノ福ハ是兩柄ニアリ。兩柄トハ弓筆也。唯人間ノ運命ハ是仁義禮智信ニアリ。此五常ヲタカワヌハ。地水火風空[梵字]。五戒ノ神五智ノ如來。五佛。五明王。青黃赤白黑悉皆ソナワリテ。壽命長遠ニシテ一類繁昌スル也。一義トハ柔軟ニシテ僻事ナキ心也。无益ノ嗔リ無用ノ巧ヲスヘカラス。上ニハ錦ヲ卷テ中ニハ鐵ヲコメヨ。上ニハ蜂柄ヲキセ。中錦ヲ裹ミタル如ノ男ノ心人非人也。一禮トハ正直ニメ二心ナキヲ云也。男子ニ二心トハ一主持ナカラ。心中イマタ君トセス。女人ニ二心トハ。一人夫ヲ持ナカラ。他男子ニ心ヲカワス事。存命中ハ不レ及レ申。夫死去ノ後モ。於時ニ男ニ嫁事ハ。大蛇ノ事皮ヲキタル女也。男子ハ主君依レ義身碎ニ國家一命於ニ原上一。是則一天藥國中鏡一文金銀也。女人夫死去後剃レ首。菩提歎身抹香煙染。是則藥師如來也。

然間六親至迄。末代名譽ノ藥トナルヘシ。正直トハ鴆ヲナヲシ。直ヲ本トシ。善ヲ善トシ。惡ヲ惡ト見事也。善ヲ惡ト云ハ无心无眼ノ畜生也。我善ヲ惡ト云。人惡ヲハ善ト云事ハ。濁リナカラ慈悲ノ心也。我善シ人ハ惡ト云ハ。コレ又獄卒阿妨羅刹也。一ニ智トハ憲法ニ〆无レ誤心也。憲法トハ我タメニ惡事ナレトモカクサス命ヲ捨。一紙半錢ノ物ヲモ不レ掠本トス。人善惡ヲモカクス事ナカレ。善ヲハ敬ヒカシツキ。惡ヲハニクミ不レ近付ヲ云也。暫時モ荊蕀ニ立ヨレハ衣裳ヲヤフリ身ヲ損サシ。日夜櫻梅ニ立寄ハ匂イ身ニソイ。衣裳薫〆德アリ。善惡ハ草木ノ上ニモアリ。マシテ人間ヲヤ。一ニ信トハ眞實ニ〆物ニ遷ラヌ心也。福德ノ人ナレハ片咲マシキヲ笑イ。貧賤者ナレハトテ。アナトリテ可レ譽不レ讃可レ咲不レ笑比與ノ遷心ト云也。第一胡亂ヨリ起テ也。胡亂ハ臟腑ノ不調ニ〆

血脉亂タル故カ。去ハ故人云。胡亂ノ男子ハ二張弓ヲ挽ク。臆病ノ武士好ニ无道人ト云リ。又胡亂ノ女人惡人惡レ夫。用レ他縛ニ嫉妬縄。沈ニ讒訴淵ニ亂レ國失レ人。六親不和ニ〆。三寳无ニ加護。男女日月一光影曇レハ。其子彼似ト云リ。惣〆物遷リヤスキヲハ花夕染帶ナト、云也。移リヤスキ心ヨリ胡亂也。胡亂ヨリ契約ヲ違フ。契約チカヘハ義理ヲ破ル。義理ヲ破レハ佛神无レ守无守ケレハ短命短慮也。是ヲ能々心得テ。僧俗共ニ定レ心。賢レ意可レ用レ之。胡亂モ愚痴ヨリ起ル。愚痴モ不ニ學文ニ故也。此五常タ、シキ時ハ。積善餘慶在ニ其家ニ。背時ハ積惡餘殃厥身ニ不レ離〆。七難日々增シ。災禍夜々來リ。終人非人ニ未來阿鼻无間焔焦サレテ。長可レ受レ苦也。此五常ヲハ出家ハ五戒ト名付ク。一ニハ殺生戒。二ニハ偸盗戒。三ニハ邪婬戒。四ニハ妄語戒。五ニハ飲酒戒也。在俗ノ五戒ハ仁義禮知信也。此五

常ヲ亂ラサレハ。今生ハ運命强福智アッテ。五明王被守。後生ニハ釋迦。阿彌陀。藥師。大日。毘盧遮那如來ノ五智ノ寶冠ヲ拜メ。六親平等利益ナルヘキ也。

第十五。八十氏人振舞之事

侍ト云字ハ。能々見レハ上ハ男下僧也。其故ハ上ニハ弓箭兵杖ヲ帶シ。下ニハ大慈悲ノ心ヲモツヘシ。假使狩漁ヲスルモ心中ニハ不便ト思ヘ。殺スハ夫義理アワレムハ侍情。手ニハ殺シ心ニハ不害。侍情トハ云也。怨敵當敵ナトヲハ六根ニ汗ヲ流シ。八万四千ノ毛ノ穴ヨリ火焰ヲ出シ。兩眼ノ光ヨリ烟ヲ立テ。ツク意氣ハ五色ノ雲ノ如ニツキ出メ。一毛一塵モ不便ト思ワスメ。惡シタ々。殺シヲホセツレハ。更ニ靈魂此土ニ歸リコスメ。亡魂無恨。如此ナクテ大事ノ敵ヲ凡ニ誅スレハ。必立歸テ魂アタヲナス也。去ハ侍ト云字僧俗二ツノ字也。弓ヲハ左ノ掌ニ握リ。筆ヲハ右ノ掌ニ握ル御形。一騎當千威光アリ。筆ハ大聖文殊ノ利劍。過去無數劫ノ事ヲ見テ。佛神三寶ノ道ヲシルス。上一人下万民ニ至迄。善惡細シルセハ。三世覺母闇遂燈也。筆五寸小竹柄。一寸畜毛三寸糸。一寸樺ヲ合スレ共。米錢ノ財トナル。手ニ取モ重クモアラスメ。八万諸聖敎ヲ寫シ。天下泰平ノ寶劍ニモ勝タリ。弓ハ七尺五寸ノ竹ノ片破。七尺五寸木。一合ニベ。一分緒ヲ合テ。小絃ニメ千萬無量ノ怨敵ヲ退クレ共。是又米錢金銀モ不入。與五百又一貫ニスキス。手ニ取レハ輕クメ重キ惡黨ヲ忽ニシツムル計ノ神劍也。又箭ハ十二束十三束ノ小竹。鳥羽三ツヲ割テ一双竹付。三寸一分竹削リ入レ。衆々万敵ヲ平クレハ。飛鳥ノ寶劍トモ云リ。加樣ニ安キ財モ幼少ヨリ稽古セサレハ。塵芥ニハ劣也。淺間敷哉々々。筆ヨリ大ナル箸ヲハ安ク取テ。恣ニ飲

酒ニ飽滿メ。今生後生ノ罪ヲ知ス。弓ヨリ重キ綱船ヲ引キ。細キ竿ノ竹ヲ左右ニテ持アツカイ。鱗ヲ取リ喰テ。吾レアリ貌ノ侍ハ。是又獄卒罪人也。紙筆臣家矢ハ弓ノ郎童ナリ。紙ニハ如何ナル惡事ヲ書トモ順イ。善事ヲ書トモキラワス。進退ナレハ帝臣ノ仕ルカ如ク也。箭ハイカナル恐ヘキ所ニ射レ共不レ歸。キタナキ所ヤレモ順イ。大力大强ノ者ヲ射レ共恐ス。鳥獸ヲ射レモ行キ。堂塔寺菴ヲ射レ共トカメテ不レ歸。主君內侍郎童如レ仕。又弓ハ夫。矢ハ妻少モ夫ノ儀ニチカワス。箭ノ篦タメヤスメ節タカクメヤル方行カス。指ヲ損サシ。主シニ耻ヲ與也。惡キ矢ヲハ急キ。羽ヲ落メ燒テ捨ヨ。只捨レハ天下恐アリ。惡キ妻ヲハ速ニ去レ。是ニソエハ人前ニテ耻ヲカキ。大事ノ主命ヲ失也。筆ハ師。紙ハ弟子。筆ノマヽニ何事モ書ヨシ。皺テ惡キ紙ニ字ヲ書ハ筆ノ損スルカ如クニ。師モロトモニ人ノ口漏テ。師弟地獄ニ落ツ。惡キ弟子ヲハ一度シカリ。一度敎訓シ。一度諫メヨ。四度ニナラハ佛天ニ申テ。追出セ。師トハ文字ノ師。法ノ師。兵法ノ師三師也。師ハ三世トハ今習ヲクルニ依テ前生ヲ知レリ。今生榮花後生ヲタスカレハ三世ノ恩德也。父母ハ一世ノ睦トハ。財寶所領ヲ與ルト云ヘトモ。前後ノ財ニ不レ成。今生計ノ榮花ナレハ師ニハ二恩劣也。出家在家共ニ。諸能ヲハ悉ク可レ嗜也。其中ニ一ツ器用アラハ取留テ稽古セヨ。一能世勝ヨリ。萬能如レ形アラハ不レ可レ蒙ニ耻辱ニ也。俗ノ弓僧筆。學ハ能ノ外能也。筆弓漏タルハ畜生皮着タル人也。

第十六。兒垂髮之法儀事

姿ハ大聖文殊ヲ形トレハ。衣裝ヲ嚴ク粧テ。心中情深ク。柔和ニメ學文ヲ好メ。師匠ノ仰ニ不違。同宿心叶ヘハ。朝星戴入レ則。姿人不レ見。夕

夜ニ入テ閑所ニ行キ。歸テ人々ノ情ヲ思ヘ。學文ノ間ニ親ヲ不レ見。寺ニアラム間殺生邪婬ヲ不レ犯。佛體ナル故也。上ハ七ツ。中ハ九ツ。下ハ十ヲ限テ入寺也。十三下山ノ年。七ヨリ上レハ七年ノ出家。九ツヨリ登ハ五年出家。十ヨリ上ハ四年ノ出家也。此學文ノ功佛體ノ功德ハ。死所マテノ祈禱。後生迄ノ善根也。若住山ノ間ニ邪婬殺生アラハ佛體モ破タリ。佛體破ルレハ身ニ禍アリ。殺生戒破タレハ文殊無加護。無加護ナケレハ學ヲモ不レ遂。无能ノ徒者ト成也。食乏ケレハ心未練ニナル。食飽スレハ眠テ學文踈シ。遊戯アマリスレハ心亂テ學文跡ヲ忘レ。時々遊戯セサレハ心氣起テ病出來也。卯ヨリ辰迄ハ看經。巳ヨリ午マテハ手習。午ヨリ未迄ハ物ヲ讀。申ヨリ酉迄ハ諸藝ノ遊ニ懸リテ心ヲ諫メ。酉ヨリ戌迄萬ノ艶シキ詞。儀理歌物語笛尺八管弦ナトヲ嗜メ。戌ヨリ亥迄ハ兎ニモ角ニモアレ。七ツ八ツ迄ハ更學文モ遊モ不可定。其時ヨリ敎訓メ可然也。九ツ十迄ハ次第不同ニヨマセカヽスヘシ。十一ヨリ十三迄ハ晝夜ノ違ヲ得サセス。シカリテハ諫メ。諫テハ威シ。學文ヲ敎ヘ。義理ヲ惜可レ敎也。兒ハ下山メモ寺ニ住シ。學文ヲ心ニ不レ忘。晝ハ鷹野狩場ヘ出ル共。夜ノ驚ニハ文ヲヨミ。寢テハ詩歌管絃ヲ見ヘキニ隙ヲ得タリト。萬學ヲ打忘テ筆ヲコタル事。大未練之儀也。去ハ人ハ一期中ニ三度義アリ。寺ヨリ下テノ刻ニ人ヲ耻。妻ヲ儲シ始ニ二親ヲ耻。他人ノ心ヲ耻。家ヲ承テ。時親類若黨ニ可レ達事ヲ達シ。可レ理事ヲ不レ理メ。末代ノ例ニ大公事在ナリ。十五六ヨリ廿及迄。萬事賢智兩人ノ敎任。廿一二及テハ。我ト義理憲法沙汰。正直正路ノ趣ニ心ヲ染テ。文棟梁。武大將ト天下名ヲ得。或人ハ儀者。或人賢人。又ハ艶キ俗ト云レン物ヲ。卅迄ハ是ヲ佛神ニモ祈嗜メ。生涯ノ間ハ

三家執柄ノ人ニモ不ㇾ劣ヲ人々ニモ讃ラレ。後生ニテハ五戒五常ノ義理ノ佛法ヲ以テ。永可ㇾ成ニ佛道ト思ヘシ。早ヤ卅一ヨリ軍ノ懸引。奉公善惡ヲ紀テ。惡事ヲ直シ。善事ヲ増テ。生死無常ノ道理ニフミ入ヘシ。卅五六ヨリ四十迄ハ。一命ヲ捨ト思ヒ。忠勤ヲ抽テント嗜。四十ヨリ五十迄ハ合戰手立。勝負ノカケ物。野武士ヨリノキ武者評定。男嗜。兵具持樣。兵書大事ナントヲ思ハン者ニ敎置テ。无キ跡ノカタミト思ヘト云。前車覆ヲ後車ノイマシメトスヘシ。唯侍ハ蝸牛ノ角ヲ惜ミテ。梢ヨリ身ヲ捨テ死シ。虎ノ一毛ヲ惜ミテ含ヲ風死シ。龍龍門ノ瀧ヲ望テ原上土トナル事ヲツヤ〳〵羨ミ思ヘキ也。猛勢多勢ニ固ラレテアリ共。蟷螂カ斧ヲ立テ流車ヲ切ル心持。義分ニハ張良。大剛ニハ樊會。運ニハ蘇武ヲ思出テ。莫ニ逊死。但シ主君老父ヲ卒メハ死ル所更ニ難ㇾ定。大略大法荒々如此。

第十七。唱（喝カ）食身上之事

父母之胎内ヲ出テヨリ。三歳春過テ出家義アラハ僧ニナスヘシ。不ㇾ然ハ只兎モ角モアレ。主身上心中ニ任テ。親モ可ㇾ計也。入寺ヨリ以來父母ハナシ。師コソ親。親族ハナシ。同朋コソ親族ト思テ。諸法ヲ脚下ニ見ナシ。心中ヲ古人達磨ニヲトラシト心カケ。十歳過ハ成道ノ思ヲハケマシ。善惡共ニ人ニ情ヲ懸ケ。煩惱ノ迷ヲヤメ。カヽル情ヲ便トメ佛祖不傳ノ句ヲキヽ。深ク向テ壁岩ニ。不立文字樣ヲ能々旦暮ノ味トスヘキ也。

第十八。凡下一生三昧之事

朝ハ速ニ出テ。先ツ家邊ノ塵芥ヲ集テ薪トシ。晝ハ山ニ入テ木ヲコリ松ヲ取テ。妻夜ハ灯トメ萬ノスキワイヲ嗜メ。男ハ庭ニ寝テ縄ヲヨラハ。妻ハ糸ヲヨリテ世ヲ渡ラン事ヲ思ヒ。春ハ山田野田ニ出テ耕テ。一生ノ食物ヲ思ヘ。春時山ニ入テ蕨ヲ

摘ミ。萊ヲ取テ是ヲ妻ニ與ヘヨ。夏秋冬ニ至テモ。更ニ心隙アラハ食モ无カルヘシ。隙ナクハ口ニモ常ニ可レ有レ食。腰刀ヲハ置テ鎌ヲサシ。弓ヲハ捨テ鍬ヲカタケ。烏帽子ヲヌキテ藤ノアミ笠ヲ著ヨ。袴ヲヌキテ。腰簑ヲシ。色アル衣裳ヲ好マスメ。淺黄染ノ太布ヲ膝ヲ限テキヨ。口ニハ常ニ農作ノ事ヲ語レ。手ニハカマ鍬ヲ持チ。肩ニハ鋤馬鑼ヲ置キ。身ニ田土畠土ヲ付テ髮ヲモ不レ結。如何ニモ見苦敷カ下主ノ禮法也。去ハ故文曰。僧手持ニ錫鈸。侍手持ニ弓箭。女手持ニ緒鏡ニ。下郎手持レ鎌ト云也。

第十九。職者之事

一切諸道職者。我藝才々々ヲ心懸テ人誂物ヲ勿ニ無沙汰ニ。高官權門ノ物ヲハ一日二日延共。卑賤孤獨誂物ニ一彈指敢不レ致ニ自由ニ。是法云也。

第二十。遊女之事

面ヲ如何々々ニモ粧。白粉ヲ色トシ。衣裳ヲ種トメ不レ念人ヲ思ト云ヒ。思人ヲモ等閑ニモナシ。僞ヲ以テ身助ケ。沈香ヲ燒テ人ヲ蕩。髮ヲ長メ短慮ノ心ヲ匿シ。艶キ大和詞。伊勢物語。源氏ナトノ事ヲ覺ヘテ。夜寢物語新枕ノ便トスヘキ也。去ナカラ反肉活苦患アルヘシ。循モ々モ身ハ業人也ト思テ。十分一之施僧ニ施メ。後生ヲ子カヘ。小哥戲ノ間ニモ南無阿彌陀佛々々々ト申セ。然レ共更ニ地獄遁レカタシト云々。

第廿一。船頭之事

浪風ヲ心ニ懸テ。人ヲモ身ヲモ損セスメ能ク了簡ヲ至セ。板朽ハ取カエヨ。波越ハ副板ヲウテ。船賃ヲ目ニ懸テ多クノ人ヲ乘セ。海中ニ沈テ魚ノ食ト成事無ニ勿體(作イ)。縱船カヘラ子共。乘タル男女危ク思ハ。地獄ヲ佐レハ船人ハ罪人也。然間船主隨惡道。獵師無間罪ト云リ。

第廿二。車守之事

兩輪之徘徊ヲ能々見テ釘ヲ打。カスカキヲカ

ケ。牛ノ瘦肥タルヲ見テ食物ヲ與ヘ。石ニ當テアカラハ手ヲ懸ケヨ。輪立テ深クハ頸キヲ引キ上ヨ。牛ツカレタラハ糠ヲカヘ。牛イサマハ荷ヲ副ヨ。四季折々ノ牛ノ風情ヲ見テ養性メ。御調物御幸車神事車ヲヒカセヨ。車ハ神變ノ物也。兩輪ハ日月ナリ。アタニ不レ可レ思也。

第廿三。亭主身上之事

夫亭主トハ。一切在家出家ニ不レ可レ限。乍レ去第一侍家主之事歟。朝ニハ速ク起テ。若黨。冠者。郎従已下徘徊ヲ見テ。座敷ノ塵ヲ打拂テ。兵具ノ樢タルヲ直シ。弓ヲ放ツヘシ。楯ヲ伏ヨ。馬ノ氣足音ヲ聞キ。近里ノ樣ヲ見送リ遠山ノ雲ヲ詠メ。口々城戸ノ體ヲ見。犬ノ臥處能々見廻テ。例ノ如ニナラハモトヨリ。珍敷事アラハ依ニ其體ニ相計之用心ヲシ。成敗ヲ致セ。晝ハ家ノ子又ハ若黨ニ詞情ヲ懸ケ。出入ノ貴賤來臨ノ客僧俗共ニ早晩モノ事ト思ワスメ。始テ來ト心得テ能々是ヲ賞翫メ。何事モ實アリテ花アル話ライ互ニセヨ。分々長々順ニ勿レ惜レ費ヲ。夜ハ戌ヨリ亥迄ハ惣番。子ヨリハ次番ヲ致セ。卯ヨリ惣番也。サレハ三時番ト云也。故文曰。侍人ノ三時番ハ碎レ骨ヲ抽ニ忠勤ヲ。僧ハ六時勤行碎レ肝ヲ備ニ香花ヲト云ヘリ。如此次第ハ亥時マテノ人毎ニ男女寢サル時ナレハ惣番也。去ハ人數隨ニテ一度ツヽ可レ廻也。子丑寅ハ臥時ナレハ寢スノ番ナラテハ無用心也。卯刻ナレハ人々驚ニ依テ。敵モ五更ノ夜ハカリナトヽテ卯時ニナレハ俄ニ起出テタルハ。勇士モ路ニ迷ヒ。武人モ具足ニ迷フ。兼テヨリ起出テ五更ノ温泉ヲ服シタレハ。肝臆本座ニ歸テ。心中居ル故ハ無ニ越度ニ也。惣メ又晝三。夜三。雨ノ夜ハ不レ定。雪ノ宵モ不レ定ト云事アリ。晝三度我世帶事案シ。夜ハ三度。男女貴賤ノ理ヲカンスヘキ也。雨雪ノ雨夜ノ不定トハ。雨ノ夜ハ物音キコエテハ。忍ノ用心

ヲメ見廻ト云リ。惣メ亭主ノ用心ハ。人ニ知レヌ様ニスヘシ。或順。或逆。又ハ一度。亦ハ二度ヒ。又ハ細々定メスヲクヘシ。定妻ニモ用心ヲセヨ。女ハ虵心也。虵心ナレハ移ヤスシ。移リ安ケレハ古ハ捨テ新ヲ思付夫ヲ打タントスル事モアリ。

第廿四。師弟法儀之事

師弟子ヲハ佛ノ衆生ヲ如ニ思食ニ可レ思。佛ハ福徳米錢ニモ耽リ不レ給。唯志ノ在ヲ貴ミ給也。又志ナキ者ヲハ其主ノ心ニ任テ方便ヲ起テ是ヲ佛道ニ入ントス説法シ玉フ也。師モ又如レ此。假使(タトヒ)貧卑孤獨ノ人ノ子也トモ。少モ志ヲ不レ捨。福貴有力旦那ノ子ヨリモ忝ク思テ萬事ヲ敎ヨ。敎不レ隨共。三度迄ハ敎レ之。高官權門ノ子息ナラハ。殊更嗔テ打擲メ敎ヘヨ。我ニ不孝ナラハ。速ニ二親ニ理テ出家ニ可レ成者ヲハ出家ニ可レ成。在家可レ成人在家ノ能ヲ終夜不レ眠案メ。明ナハ急キ敎レ之。侍ヲハ下山之後迄モ七度忠勤一度昇殿在テ。修羅三惡之苦患ヲ離テ成佛セヨト。朝夕勤行ノ次(ツイテ)ニ。咒ヲ滿テ誦レ經可ニ祈念ス也。出家可レ成人ナラハ。加行座禪案心觀念ヲ能々メ。方丈。長老。阿闍梨。律師。僧正。得業。東堂。西堂ニモナレト。晝夜不斷ノ勤行ノ次可ニ祈念ス也。只若キ程寵愛ノ餘ニ。目スイ鼻スイ導テ。法師ニナリ男ニナリタル後ニ打忘ル丶事。佛意大違フ間。師モ可レ墮ニ地獄ニ也。弟子モ又寺入テヨリ。萬事師匠ノ敎。門徒同朋ノ詞ニ任テ。水ノ器ニ順カ如ニ可レ有也。晝ハ學ノ窓。呉竹縁ノ見ヘヌ程目ヲ暗マシ。手ヲ習ヒ。書ヲ學ヒ。夜ハ人ノ愛敬ノ心ヲ取テ。女犯肉食セヌ出家ノ煩惱ヲ休レハ。是則大聖文殊菩薩也。年ヲ經テ法師ト成タラハ。晝夜三時ノ勤行ニハ師命ヲ祈リ。恩德ヲ日々夜々少宛モ報メ。死去後ハ初七日ヨリ四十九日。百ケ日。一周

忌。第三年。七年。十三年。卅三年迄勤劫弔奉。命日毎ニハ涙ニ石塔ヲ染。仰天伏地テモ可報大恩徳。二季彼岸生テノ孝養。死去ノ弔。朔日毎之音信。納涼ノ薄衣。寒天ノ呉服。初稲八木節酒最花。七月之贈物。臘月歳末。正月之年玉。貢ノ最花。登山ノ臼禮。下山法禮。細々竹葉。不斷ノ書狀。此十二箇條ハ俗出共同シ法儀ナルヘシ。但又爰ニ有田陪堂持參ノ弟子ハ。闕所アリ共非科歟。雖然冥加爲ナレハ也。在俗身或七年。五年。四年間。師匠哀悲ヲ蒙テ。元服メヨリ後日ニ三度。夜ハ睡リサメハ何度モ多年養育ノ恩ヲ思出テ。感涙ニムセヒテ何トヤセンカトヤセント師匠三世恩ヲ難有可思。朝ニハ日輪。夜ハ月輪。諸神諸佛ニモ師命長遠ト祈リ。時々刻々捧書狀返事ヲ頂戴メ師ニ會ト思ヘ。戰ノ場ニテモ師ノ恩ヲ思ヘ。出行ノ時モ生死不定ヲ思テ師ノ坊ニ行ナ。互ニ見奉見。歸ハ行キ互ノ延命ヲ悦ヘ。有力福徳者ハ米錢ヲ以テ恩徳ヲ報ス。貧卑人ハ以孝敎可報恩徳者也。師欲ニ弟子ヲ導ハ無間阿鼻ノ焰トナル。弟子欲ニ師ニ孝敎ナレハ。修羅三惡道トナル也。然間返々モ只志淺深ヲ互ニ可感也。但有力福徳弟子只志コソ肝要ナレ共。衣服飮食ヲ不與必餓鬼道可墮也。貧ニメ無一物ノ者ハ志ヲ以テ可報恩徳。又名利名文計米錢ヲ主師君親奉之眞實ノ無志。水萬物種ヲ蒔カ如シ。去ハ故人ハ師命日ニ沈香ヲ燒キ。頭香ヲ燒。主ノ命日眼ヲ拔テ供シ。君ノ忌日ニ妻子ヲ去リ。親ノ忌日ニ身ヲ與龍トモ云ヘリ。去ハ師弟固ク理ヲ糺シ明ムヘシ。然ハ日月ノ如シ。車ノ兩輪ノ如シ。一輪モカケテハ不可然也。又爰ニ師ノ親アリ。親ノ師アリ。師ノ親ト云事ハ文字學文ヲ習ハ師也。慈哀テ財ヲ與ヘ金銀ヲ不惜師親也。是又師ト親トノ恩一味ニ蒙トテ。高山

ヨリ高ヲ思。三世ノ恩トメ可報謝也。親ノ師ト云事ハ。衣裳養育ノ事ハ人間ノ法也。文字ヲ敎ヘ。弓馬ノ樣ヲ敎ヘ。仁義禮智信ノ一モ闕タルヲ嗔リ。樢ヲ直ス事ハ師也。親計ノ恩タニ報カタキヲ師ノ恩ヲ加ユレハ。子又難レ報レ恩也。傳敎大師ノ宣。師タリト云共名利ニフケリ貪欲ヲ好テ。只暫時ノ間契約メ文筆ノ便ナラスハ只同朋ノ恩也。雖レ爲レ親產落ス計ニテ。幼少ヨリ人ニツカワセ養育モセスハ生ルヽ恩計也。在レ恩モ淺カルヘシ。生落テヨリ以來生長アルマテノ養育シ。荷擔シ。家ヲ讓リ。妻ヲ與ヘ。所領ヲ渡シ。國ヲ讓ラルヽ恩ハ誠ニ親ノ慈悲也。子ハ如何ニモメ父母命ヲ延コト。佛神ニ祈テ。腰カヽミ目掠モ足手不立ハタキカヽヱ負イ擔テ。我幼少ノ時ノ養育ヲ報ヨ。食物衣裳ヲ與ヘタル計ハ。无ニ恩德報謝一。師又如レ此弟子ハ師匠老メ善惡ヲ不レ辨。人前交リナクハ是ヲ心安キ坊ニ置テ。正身ノ如來ト思。朝夕奉公メ二度兒ニナラレハ手ヲ引キ足ヲカヽヘテ。善惡ノ事ヲ奉レ敎報レ恩。人間ノ中ニ儀理雖レ多。師親主君ヨリ外ノ更ニ一大事不レ可レ有也。守ニ此道一堅ク不レ違ハ末世ノ賢人タルヘキ也。親ニハ狩漁リニ行共此由ヲ委ク語也。但落髮ノ父母ニハ努々不レ可レ語レ之。師ニハ狩漁リ萬殺生庭ニ出事ヲ兼日ニモ不レ可レ語レ之。出家ノ恐也。但弓箭場ニ出ハ後生大事奉レ憑ト申セ。歸テハ今度ノ一命御祈念ノ故ニト可レ申也。狩場戰場ニテ師ニ逢トキハ。想構々々可ニ一禮一也。一禮トハ狩場ニテハ弓ヲ投捨テユカケヲ放シ。御供申サント禮セヨ。戰場ニテハ甲ヲヌキ鉢卷ヲ取テ。太刀ノ柄カシラヲカヽヘテ禮メ。今生後生ノ引導ハ奉レ憑ト心ニ可レ念也。侍ノ子ナラハ惡事在共三度迄ハ堪。其後父母追返セ。思寄リ樢ルヲ直サハ又召還セ。凡下者ノ子ナラハ。十度迄

モ是ヲ敎ヨ。其ニ不直ハ追下セ。父母他事アリ共思敵ト可成トテ。末代至不孝糺理明非ムルヲ。出家ノ第一之法トハ云也。

世鏡抄上終

世鏡抄下

第廿五。親子大法之事

親ハ男子七歳ヨリノ立振舞。心ツカヰヲ能々見テ。十四五迄ハ嶋ル所ヲ直セ。無承引ハ打擲メ敎之。十六七ニナラハ詞ニテ敎之。不用ハ色色以方便是ヲ敎訓セヨ。廿一二ニナラハ一二度ハ敎之。三度ニナラハ勘道セヨ。雖為子可依理非也。讓テ一跡ノ御判渡郡村里後。更不及是非。是非スレハ何トテカ程迄心ヲ見ヌメ世ヲ渡スソト佗人云也。又家督後ハ。子ナカラ惣領也。子ハ私シ儀理ハ大法也。子モ又家督ノ後ハ身上ヲ賢ニ持。内心ヲ堅ク持チ。先々ノ非ヲ黜メ。當時ノ理ヲ専トセヨ。上ニハ慈シク愛シ。忠勤忠功之輩ニハ。上ニハ何トナク。底心ニハアレコソ我カ守リ人々ノ鏡也ト賴シク思ヘ。上ニハ輕ク下ニハ重ク。非儀ヲハ拂捨テ。理ヲハ集ヨ。親ハ親ノ讓ノ如。又子ニユツレハ

勿論也。親ノ讓ノ外ニ改メ子ニ讓ヲ親ノ慈悲ノ讓トハ云也。剰親ノ讓ヲ分テ殘ス。末ノ子ニ配當スルハ末代之亂逆。子孫不和ノ基也。所領ノ事嫡子ニハ半分。家德ニ又半分可讓也。二男三男依器用可配當也。但又資財雜具馬輿車親類。若黨嫡子可爲計也。又末男子ナクハ悉皆嫡子ノ物也。女子ニハ百貫ノ所領ニ百。千貫ノ所領ニ一貫也。夫モ女子一期ノ中ケシヤウノ料也。是ハ嫡女計也。子ハ又家督ノ後ハ二親ヲ養育シ。我幼ヨリノ恩ヲ報セヨ。但シ所領アラハ可依其時儀也。隱居分所領配當事。嫡子計ラヒタルヘシ。但シ雖計之大法之儀ハ。二親心安クスクヘキ程可計之。所領依分限也。軍役諸公事アラハ。百貫ニ十貫。千貫ニ百貫也。他准之。無諸役ハ依其世帶可有評定也。諸篇可有大法歟。又父死去ノ後老母所領ノ事。無諸役半分可持之。但若又亡夫ノ菩提

ヲ不弔メ色ヲ好ミ香ニ耽テハ。縦イ夫ニ不嫁共子息コレヲ見如形。渇命ヲツク程廷弱ノ田地ヲ可扶持。若猥カワシキ儀出來タラハ急キ致成敗。成敗トハ可依時儀也。父又タ母死去ノ後新妻ヲ儲。先妻ヲ忘レ不弔之ハ。兼々恨愁歎メナケケ。父不用之ハ。所領半分召放チテ。母ノ菩提ヲ弔ヘ。獨リ居テ母ノ後生ヲ弔ハ。誠ノ出家ト思テ。親ナカラ深ク尊ミ導テ致孝敎。可敬之也。但シ五十歳ノ内ハ定ル妻ナクテハ如何。五十余ニナラハ。只腰打計ニテ定ル女アルヘカラス。是ハ父ノ科ナラス。又母ニ至テハ。昨日來テ今日夫ニハナル丶共。他人ニ嫁事ハ非法ノ至也。此道ヲ能々マホリ不破ハ。女五戒五常也。是ヲ破ハ五戒破。五戒破ルレハ五常モナシ。然間生ル子モ死ニ失。或ハ又病患アリテ常ニ辛勞シ。不達名譽。其身ハ定テ無盆火穴ノ地獄ニ可墮者也。

第二十六。夫妻大法之事
夫ハ妻ヲ深ク思イ量テ。愚痴ノ罪。嫉妬ノ科ヲナタメテ。水ノ器ニシタカイ。弓ノ絃ニヒカレ。草木ノ風ニ靡カ如ク妻ヲ習ラハスヘシ。公儀ヲ妻ニイワレテ本トシ。沙汰ヲ妻ニ任テ用ヒ。無益之事ヲ云ヲ領掌スレハ。人ヲ失ヒ。我ハ又名ヲ失ヒ家ヲ失也。只妻ヲハ世帯目代(ノミシロ)。愁歎ノナクサミ。第一ニ男子女子ヲ儲ン爲ハカリト心得ヘシ。或ハ嫉妬ヲ心中ニサシハサミテ無レ由者ヲ疑ヒ。咎ナキ夫ニ面ヲ赤メ。或ハ常ニ嗔恚ヲ専トメ。貴賤上下ヲ惡ミ。善事ヲハ首ヲフリ。惡事ニハ咲ヒ悦ハヽ。急キ離別セヨ。是ヲ用久ク置ハ儲タル子モ嫉妬ノ心ヨリ生シタレハ。男子ナカラ女義也。カヽル女ハ先生ニ佛法ヲ不聞。毒蛇鬼神カ人ト成テ心得ヘシ。貌形イツクシク心和ニ。世帯堅ク。夫ヲ尊敬シ。人ヲ耻チ世ヲ敬ヒ。今生ノ名ヲ思ヒ。後生ノ道ヲ思フ女ハ。先生モ人ナルカ。佛法ヲ聞キカヽル世ニ生レ。大菩薩功德天女ト思テ。妻ナカラ敬イカシツクヘシ。佗女ニ嫁スル𪜈。妻ニハ深ク陰セ。是男ノ大法也。妻モ又夫旦暮弓箭兵杖諸家之藝能ヲハ不レ嗜メ。由ナキ雜子奴ニ手ヲカケ召仕ヒ。女ニ心ヲヨセテ無レ科妻ヲモシカリ。女房達ナトヲ追出シ。扶持人ヲ追出シ。纔ノ所領ヲ女ニ失損セハ。子アリ𪜈打捨乞レ逭。ヨキ夫ヲ儲ヨ。夫暇ヲ得サセスンハ。首ヲ剃リ。尼ニ成テ。夫ニ耻ヲ與ヨ。只夫妻ハ水ト魚トノ如クナレ。水ハ女魚ハ夫。魚遊戲スレ𪜈水色ヲカエス。水又流ウスマケ𪜈魚更ニ水ヲ不レ離。去ハ心中ノヨキ夫婦ヲハ水ト魚ノ如ト云ヘリ。魚ハ鹽ヲ吹ク音ヲ出シ。浪ノ上ニヲトリ遊共。水ハ常住不變ニメ靜也。夫ハタトヒ田夫野人ナリ𪜈是ヲアナトルヘカラス。公家門跡ノ公達ナリ𪜈是ヲヽツルコトナカレ。鬼更ニ

外ニナシ。虵又目前ニアリ。夫腹ヲ立レハ鬼也。女腹ヲ立レハ虵ナリ。鬼ト虵ト寄合テ儲タル子ナレハ。无理无道也。夫ノ心潔クアルハ。明王ノ體也。女ノ心和ナレハ天女形也。明王ト天女ト二人ノ子ナレハ。正直ニメ理非ヲ糺シ。大剛ニメ壽命長ク。運在テ名譽世ニシケシ。相搆々々テ女ハ十人ノ子ヲ儲タルモ。今ハカウト思フヘカラス。夫ノ心耻テ身ヲ愼メ。男ノ心ハ變シ易キ物也。男ハ十人ノ男子七人ノ女子ヲ儲タリトモ。妻ニ心ユルスヘカラス。三千大千世界ノ男子ノ數ハ十九億九万八千四百廿一人。女人ノ員ハ廿九億九万八千四百廿一人也。去ハ十億多キ故ニ。世間ニ寡女多キ也。依之男子ハ腰打莚ヨセ。御間ノ局御手懸者ナント、テ。一人メ五人六人持也。去ハ女十億多キ故ニ煩惱ノ心モ夫ニ増レハ。心中ニ堪ヘタル辛勞黒血ト成テ月水トテ下ル。煩惱ノ婬アマレハ人目ヲモ不レ耻。身ヲモ不レ惜。他男嫁也。是ヲ禁テ男子ヲ見セサレ。夫ハ美女ヲ見テ語テ笑ハ。心慰サミ念モナキ也。女ハ美男美僧ヲ見テ心中不忘之。念ニ依テ病ト成也。去ハ見ルニメウコキ障煩惱ト云リ。去ハ故人ノ云ク。好女子居ニアル時ハ。夫ノ心不レ安。鹿山ニアル時ハ獵師肝ヲケスト云リ。然間他人ノ妻ヲ見テ笑事ナカレ。他人ノ夫ヲ見テ勿合目ト云ヘリ。八十氏人ノ大事ハ只女ナルヘキ也。女子七歳ヨリ夫ニカクレ。男子七歳ヨリ邊アラスト云リ。男子母ニナレ〳〵シケレハ是大不孝。女子父ニ馴々シケレハ大魔ト云ヘリ。又男子ハ母ノ義ヲ用ハ女義トテ大法ノ外也。又女子ハ父ノ義ヲ専トセハ。是又不女トテ大法ノ外也。故人云ク。女人ハ如レ弓。男子ハ如レ絃。夫ハ風。妻ハ草。任レ吹靡カ如シ。

第二十七。兄弟禮法之事

兄ハ弟ヲ哀テ如子思ヘ。弟ハ兄ヲ怖テ如親。兄ハ弟ヲ二親ノ信ミト思ヘ。弟ハ兄ヲ二親ノ鏡ト敬ヘ。萬事隨兄義世ヲ渡レ。兄無情吾愚ナル身ヲ恨ミヨ。弟ハ假初ニモ兄ノ妻ヲ母ノ如クニ恐テ。一言モ不問詞ヲ不可出。咲不可合面不可同座。兄ハ弟ノ妻ヲ妹ト思テ育ヘ。去ハトテ須臾ノ間モ馴々シキ物語スヘカラス。兄弟ノ禮法トハ是ヲ云也。兄ハ弟ヲ養育シ如子思ンニ。弟不孝儀アラハ依科成敗セヨ。弟兄ヲ如親敬。兄無道ニテ感スル心ナクンハ暫ク愁歎メ訴之。不用之依旨儀遁世セヨ。在感呼ハ、還ヘキ者少シ。

第二十八。親族之事付禮法

内戚。外戚。親族是同シ。節々時々禮ヲ至セ。吾ヨケレハ人モ好シ。人ヨケレハ我又可善ル。タトイ肩ヲ双ヘ同名同氏ノ人ナリ共。福ト智ト權トニハ可恐也。是ヲ大法ト云也。又若輩ヨリ禮ヲ始ヨ。貧ナルヲ助ケ。富ルヲハ敬ヒ。老タルヲ父トシ。若ヲ子トスヘシ。六親不知（和カ）ナレハ三寶ノ加護ナシト云々。

第二十九。三學之友禮法之事

三學ノ友トハ公家ニハ詩歌管絃ノ友也。武家ニハ弓詞酒也。雑人ハ酒双六女也。三友寄合ハン時ハ不智ノ人ニ萬ヲ敎ヘ。不智ハ智ニ萬事ヲ尋ヨ。善事ヲハ日々ニモ語テ和睦セヨ。後ニテ云事ナカレ。後ニテ云ハ友達ノ甲斐ナシ。出家ハ佛法ノ物語。諸錄語合テ今生後生ノ月ヲ見ヨ。在家ハ弓箭ノ手立テ馬ノカケ達ヘ。諸藝ノ勝負仁義徘徊ヲ語テ。文武二道ノ達者トイワレテ。今生名譽ヲ施ヨ。雑人ハ賣買田地耕作ヲ話ヲメ。一身ヲ扶テ。家ヲ持テ。妻子ヲ養エ。假初ニモ比興ノ話。尾籠ノ人企。猥藉ナル儀アラン友ヲハ二度ト寄合事ナカレ。善友ヲハタトヒ野山ノ終ニ住ス共。尋テ諸事ヲ習ヘ。無

盆ノ雜談戯ヲスル事ハ一禮中程ニ依事ニ一禮。歸ル時一禮アルヘシ。不斷寄合共。侍出家ハシカ〳〵ト可有禮。差寄雜言歸時雜談凡下ノ態也。去ハ王良ノ云ク。嫁ニ凡女ニ儲ニ畜生ニ。愛ニ后妃ヲ抱ニ日月ヲ也。忘テモ々々雜女奴婢類ニ一旦ノ枕モカワシラハ。已ニ畜生ノ種ナルヘシト云リ。但所領ヲ得退セシ砌ニ遠ニ歸リ。依無郎從爲ニ渡世ノ凡女卑下ハ正理也。

第三十。牧狩之事

足ヲヨク可裹ヒキメヲ能誘。食ヲ能可用。身輕ク可出立。走時弓末ヲ見ヨ。鹿ヲ待シ時ハ箭ヲタメヨ。一方ノ足ヲ蹈定。一方箭ヲウケヨ。日照ラハ常絃ヲシメセ。天曇リ時雨セハ常ニ弓ヲ立テ。上矢下矢ノ箭前ヲ見ヨ。靫ノ底ニ一箙ニ能キトカリ矢。ソヤ鳥ノ舌ナトノ能根ヲコメテ。矢論喧嘩用立ヨ。狩役ニモ鹿猪小物ニ可射當各々ニ誘ヘヨ。猪ハ骨ヲ碎キ。鹿ハ皮ヲ破レ。小物ハ拵ニトヲセト云ヘリ。走時モ追時モ腰刀ニ心ヲコメヨト云リ。長具足ハ鎌鎗薙刀問タルヘシ。大太刀長刀持スヘカラス。委ハ勇士ニ可習之。

第卅一。狩漁之事

刀ニ水ノ入ラヌ様ニ誘ヨ。岩石ニテ足ヲ損セヌ様ニスヘシ。夏ハ膚エ日ヤケテ怖シクナリテ出仕ノ有憚。冬ハ手足アカヽリキレテ只凡下ノ如シ。公家ニハ有恐。自然ノ客大人ノ所望ハイサシラス。我物シテ妻子ニ與トテ川狩ハ無道ヨリ起ル。官方ニ不用之。

第卅二。鐘撞之事

鐘撞ハ寺ノ行者也。行者ナレハ下法師也。入逢ハ百八念佛。初夜ハ百八案心。後夜モ百八小兒。晨朝ハ百八百八煩惱ヲ滅ン爲也。一數モ不足ハ無間地獄ニ可墮。晩鐘ハ東門鐘之音ヲ聞テ。則地水火風空ノ驚有情結緣也。獅子ト云獸ノ齒ヲ喑ハ。土中木

中虫皆死。此鐘ヲ聞テ又活リ生ス。去ハ時ヲ少
モ違ハ虫悉ク殺ト也。時太皷モ如此。

第卅三。山守之事

木不伐メ用木助ケ。花咲ク木ヲハ根ヲ清メ。
君ノ叡覧ニ備ント思ヒ。直ル□(榾カ)檜槇ヲハ。佛塔
神社造營ノ爲ニ殘セ。槝ヲハ用ナシトモ不伐
メ一山粒(粧カ)ニ置之大法ト云也。

第卅四。舍人馬屋別當之事

草塵ヲエリ。藁ノクサレルヲ退ケ。粥ノ粈ヲヨ
リ。糠ノ荒キヲキライ。晝夜ニ心ヲカケテ子ヲ
思カ如ク思テ。前足後足ノ爪音ヲ聞キ。外ノ氣
内ノ氣ヲ聞テ。一日ニ一度申上ヨ。板屎尿ヲタ
メサレ。爪キワニ垢ヲタメサレ。尾ヲスラセサ
レ。蠅蚊ヲ拂ヒ寒ニ衣ヲ著セ。熱天ニハ風ヲア
テヨ。冬ハスソヲユテ。夏ハ冷セ。三ケ日一度
ツヽ爪ヲヒヤセ。小川淺ミニ乘付テ水ヲ蹴サ
セヨ。歸ニ乘ヘカラス。血下ル故也。白樂傳註
ス間。細ニハシルサス。大略如此。

第卅五。牛飼之事

草ノ大小ヲ不嫌多飼之。藁ノ善惡ヲ不嫌。爪
ノ濡ヌ樣ニ飼。糠粥ヲ粈ナカラハタキテ飼。大
豆ヲハナマ煮ニメ飼。ヌカヲハ細ニハタケ。炎
天ニハ木陰カヘ。寒天ニハ家ヲ褁メ。常ニ味噌
鹽ヲカヘ。馬ニハ五味アリ。牛ノ五味ハ一味ノ
味噌也。牛ハ常ニ仕ヲ喜フ。但三ケ日一日息ヲ
ヤスメヨ。馬モ常ニ乘ヲ喜フ。乘スンハ血爪カ
フニ下テ惡也。但シ寒天一時。炎天朝ト云ヘ
リ。牛馬各別ノ物也。又爰ニ白樂天曰。牛ハ西方
大威德尊ノ化身。馬ハ南無觀世音化現。不淨無
道人テハ財ニ不成ト云リ。

第卅六。鷹飼之事

吉日良辰ヲ撰テ蓑笠ヲ著。白張ノ上衣ニテ山
神護法ヲ能々祈念シ。餌含母鷹飛去時ニ。如何
ニモ如何ニモ柔ニ當テ巣ヲ下シ。錦毛ヨリ能

々養性メ可飼也。
鷹ノ我朝ニ渡事ハ。仁徳天皇御宇ニ弘賴是ヲ渡ス。鷹ハ太唐ノ鳥。人ニ勝タル心ヲモテリ。主ハ鷹ニ可耻。責子犬遣イ遠見至迄。腹ホソクテハ不叶。鷹場ノ食。合戰場ノ食同之。惡物多ク服スレハ。身重メ惡シ。如何ニモ如何ニモ美物ヲ能食メ。春秋冬時ノ義ニ隨テ酒ヲ可呑。鷹ハ帝釋ノ使イ。雉ハ化生鳥也。投合テ无一念處ハ面白也。鳥ヲ取リ遠見責子ノ粉骨ヲモ不讃。不與人ニモ。或ハ賁。或ハ代物ニカヘハ後生ニ鷹目ヲ拔ク鳥ト成ヘキ也。玉ヲツヽキ出テ可食也。雉ハ又因果ノ敵ト可成也。惣而大事多ケレハ鷹ノ文ニアル上ハ細註也。

第卅七。鵜飼之事

鵜ニ魚ヲ能飼テ。鵜ニ養ル、恩ヲ報ヨ。晝ハ寢テ夜ハ不寢メ續松ヲ誘ヘ。皮籠ヲシタヽメテ船ノ疾遲ヲ案セヨ。瀨ヲ下シ淺ミヲ指上テ何トシタル時。手縄ヲマトワン。何トシタル時篝火クラクメナトヽ常住思案メ魚ヲ取ヘシ。但シ鵜ハ下職也。无用心ノ第一歟。

第卅八。家僮又人家主ノ女之事

上下萬民ヲ能々モテナシ。道人ヲ譏。人ヲ嫉。无益ノ物語ヲ止ヨ。物籠。物詣。物見。湯風呂。細々行歩。隣行ヲ止ヨ。人次々物語社參ハ不苦之。唯古女古尼古比丘尼ヲ率メ。物見聽聞物詣トテ。不女心出來也。惣メ无由尼比丘尼ニ近付ハ。夫ニ耻辱ヲ與ル也。但シ然レ共尼ハ賢人ノ女ノ作法。比丘尼ハ道者ノ學アリテ。或時双紙。又或時法談。又ハ今生後生ノ世帶。佛法ノ物語ヲスル尼比丘尼ニハ。輿車催テモ請シテ。連連ニ近付ケ。古女成共官家凡下侍出家樣ヲモ知リ。其身賢ニテ心中不濁ハ。萬事ヲ尋テ師トセヨ。我親子ノキレヲハ惡キ事ヲモ善樣ニ云ナシ。人兄弟伯父伯母ヲハ善事ヲモ惡キ樣

ニ云ナシ。夫カタノ者ヲハ上下共ニキラハシク思ヒ。女房方人ヲハ目吸鼻スイスル事ハ。夫ニ耻ヲ與ヘ。身ヲ損シ家ヲ失相也。縱ハ男ハ在京在陣在郡メ。長日ノ留守成トモ先祖ノ菩提ノ日ヲ不レ忘。夫ノ身上ヲ寢テモ寤テモ佛神ニ祈リ。男子ヲ近付ス。无益ノ女ヲモ出入サセス。髮貌ヲモ不レ刷ルヲ賢女トハ云也。夫ハ明王ノ體ナレハ一度ハ嗔リ。一度ハ咲。善惡ノ相ヲアラワセ。女ハ辨才天吉祥天女ノ姿ナレハ。夫ニ添時ハイツモ貌ジ嚴クコシラヘ。ヨシアル衣裳ヲキテ立居振舞尋常ニメ。夫ニ思ワレヨ。夫ハ女ニ齒ヲモ不レ現。早晩モ怖キ者ト思テ油斷セスメ。妻女ニ用ラレヨ。雖レ然夜契座敷體ニ依テ。時時ハ半口ヲアケテ可打咲カ。惣而男子ノ大口ヲアケテ笑事ハ。母嫁母烈者也。乍去利口雜談ノ時ハ不レ咲ハニク氣也。時々體ニヨルヘキ也。又女ノ口ノアル程アケテ齒ヲ黑々ト出メ咲ハ大不女ノ相也。乍去母姑祖母伯母ナト、合シ時ハ。如何ニモ如何ニモ咲顏。不レ失也。又祖父兄弟ナリモ。打向テ猥ニ咲事ナカレ。是ヲ賢女ノ徘徊トハ云也。夫見時ハ面クセヲシ。物思貌ニテ問事ヲモ不答。無心々々トメ。夫見ヌ時垣壁ニ打向テモ咲事ハ。只是二心ナス所也。去ハ故人云。女子男子ニハ不現齒色深ク心堅ヲ爲ニ賢女。男子女子不レ寬意。義理堅ク眞ナルヲ爲ニ賢人ト云也。賢人不レ仕ニ二君。賢女不レ見ニ兩夫ニ云リ。惣メ世上ノ大事。女男方依テ在レ之。男子女故捨マシキ失レ命ト云リ。

第卅九。兵者身持之事

先心中胡亂ナク。如ニ石金堅ク義理ヲ糺シク信心ヲ致シ。佛神ヲ敬ヒ。人ヲハ鬼ニナシ。吾ハ三歳子ニナリ。五體ヲ能々損サヽス。殊ニ弓手妻手兩眼兩足モ叶ハヌハ越度アル也。上ニハ无用心ニテ下ニハ親族他人不レ嫌用心ヲ深クセ

ヨ。女ハ怨敵。男ハ當敵。非ハ短命。理ハ長命。信心ハ運。不信ハ耻。眠ハ犬死。覺悟ハ不死ノ藥リ無智ハ畜生。有智ハ佛神。內ニハ女敵。外ニハ男敵ト可心得也。縱當流一千七百餘尊印。下ノ手當流三百六十番神之神變。不思議利劔ノ手ヲ得タリトモ。五常ノ仁義ニ泄テ人々ノ口ニアツカワハ。短慮胡亂ノ女妨ケノ三惡アラハ。無手無足無眼ノ者ニハ劣ヘキ也。時々精進メ月月ノ物詣。日々ノ看經アラハ名譽ノ人ニ勝レ。高名ハ世ニ越ヱ。運命ハ盡期アルヘカラス。萬事ハ佛神御助ニテ身ヲ持トイヘトモ。殊更取分。兵者ハ不信ニテ不可叶也。故人ノ云ク。兵者是滅敵神寶。法ハ是延命密劔也。兵者是車輪ノ一輪。法者是三世ノ寶劔ト云也。

第四十。法者一生之中之事

法ハ是萬人ノ命ヲ長ク助ケ。爲君名譽ヲ施シ。家名ヲアラワシ。氏ノ昔ヲ現サンタメニ。或ハ張良カ太公ニ授リ。或ハ義經ノ天狗ニ授リ給ウ。是流ヲウケテ末世今迄モ傳之。雖然上根上智之者稀ニメ。只兵手計習フ間。人ノタハカリ身一大事吉凶ヲシラス。法過現當事能々相傳スレハ可知者也。然間兵法者只眞言ヲ學也。手ニ結印。口ニ誦小咒。經ヲ誦シ。陀羅尼ヲ滿テ。文字ヲアツカフ趣ハ。正直正理ノ出家也。出家ノ如ナレハ心中ニモ又上ニモ大俗ナリモ。下ニハナトヤ正理ノ出家ヲナサヽラン。暫時ノ出家眞言ノ功德ニテ。今生ニハ世間ノ厄難ヲ遁レ。後生ハ可生安樂國事不可疑也。但他ノ妻ヲ犯シ。殺生ヲ好ミ。狼藉ヲ本トシ。理ヲハ捨。非ヲ拾イ。男ヲ嫌ヒ。女好ミ。高ヲ嫉ミ。下ヲ卑ミ。耽貪。指智哀愚訴ヘ。覺無益ノ事ヲ好ニハ。タトイ灌頂迄法ヲ究メ。一輪迄奥ノ路ヲ跡ミ盡ス共。賢ハ愚ニ還リ。强ハ臆ニ可歸也。但シ十禪萬乘ノ君モ御位ヲ下リ給

イ。終ハ精進モナシ。御政モシロシメサシハ。法者モ如此也。器量ノ仁在テ。一ノ弟子ニ悉皆相傳ノ後ハ。身上ハ兎ニモ角ニモ可レ持歟。乍去只人ニハ替ルヘキ也。故人曰。兵法護持ノ僧俗ハ卽是四天五明王也。兵手相傳ノ老若ハ。卽是張良義經ノ魂ト也。

第四十一。歌人之家之事

春ハ花。夏ハ水。秋ハ月。冬ハ雪ニ狂言倚語ノ心ヲ寄テ。八萬諸聖教ヲ思出テ。梵字漢字ヲ假字ニ和テ歌ヲヨミ。詩ヲ作テ。此歌道ニフミ入テ。胸中ノ月ヲ見。心中ノ蓮花ヲ開。九品上生ニ可レ生者也。神代ヨリ始テ來ル俗ノ眞言萬民ノ陀羅尼也。

第四十二。神社ニ仕官禰宜巫八乙女之事

日々淸水ニ身ヲ混シ。夜々淸火ニ打向テ。庄內地頭ノ祈念ヲ致セ。一毛一塵モ不淨アラハ。神明嗔リ給フ間。鄕內豐饒ナラス。穩サレハ病患ヲコリ喧嘩シケシ。然ル則ハ神人ノ科トテ可被罪科者也。

第四十三。侍所近習之事

朝ニ速ク起テ基ヲ取リ。衣文刷テ。坐敷ヲ拂也。花ヲ立香燒キ。兵具ノ鵃ヲ直ニ置キ。茶ヲ挽キ箸ヲ削リ。楊枝ヲ誘ヘ。主不起程ハ看經ヲセヨ。主起テ後ハ奉公ノ事ヲ可尋也。

第四十四。侍外樣之事付兼參之事

所領ヲ過分ニ給テハ。朔日。五日。十日。十五日。廿五日。晦日ニハ必ス參レ。其中ニモ依御用ニ召仕レヨ。无ニ所領モ名字計ノ契約ナラハ。朔日計出仕セヨ。千貫ノ地頭。十貫ノ扶持ハ扶持ノ下。廿貫ハ中。卅貫ハ上也。但シ主器用アッテ。文武ノ兩道達セシ人ナラハ其給限ラルヽニ不レ及也。武文之兩道達者也共。義理不足ナラハ能ハカリノ扶持ヲスヘシ。能アッテ義理正シクハ。三身相應ノ侍國ヲ與テモ不足歟。所領

ヲ給ル外樣ハ參入ノ時ハ萬事ニ召仕レヨ。名字計ノ外樣ハ。啻親類兄弟ノ次也。但合戰狩場文武ノ交ハ給人无給人ノ人ニ不レ可レ依。是侍役ナレハ也。無給ノ輩給人ノ前ヲコシ。給人ハ無給人ノ者ニコサレテハ。一生ノ耻也ト心得テ。主用ニ立ント稽ハ有無抑合テ。互ニ高名ヲスル也。无給ノ人ハ給人ヲ持テ無給ノ將ヲミンスレハ。其間ニ敵ニコサレテ一陣破ヌレハ殘黨全カラス也。懸參ノ仁。外樣之侍。自然時粉骨ヲ至シテ。主ノ感ヲ見ヨ。三年ノ內ニ不レ感ハ別人ヲ憑メ。但親類ニ至テハ依ニ時儀ニ可レ計之。主君ハ又懸參シ。外樣ノ傍輩ニハ兄弟親子ノ如ニ目ヲカケ。所領與サル程ハ或ハ馬。或ハ太刀。又ハ衣裳染物ノ珍アラハ。時々刻々ニ與レ之只情ヲ深ク懸ヨ。左樣ニ目ヲカケ情ヲカケンニ。所領ヲ配當セヌトテ腹立メ。自然ノ事ニ不レ合二度ハコラヘ。三度ニナラハ一束ニ勘道セヨ。情コソ所領ニマサレト思テ高名ヲ施シ。致ニ粉骨ヲサハ。涯分加ニ扶持ヲ神妙也トテ感狀ヲ出セ。無給ノ仁一命ヲ捨ハ。子アラハ一歳ナル共是ニ給所ヲ出セ。無レ子後家扶持メ。年忌ノ菩提ヲ弔ハセヨ。妻子ナクハ寺菴田地ヲ寄テ末代是ヲ弔ヘ。給人ノ討死ハ定ル法也。然ハ又打死共不忠ヲナサハ召放セ。无給仁ノ打死ハ誠ニ神妙之至也。是ヲ不レ感ハ更ニ弓箭ニ家破テ子孫可レ絕也。

第四十五。醫師身上之事

貧者ノ病ヲハ。藥代不足ナリ共心中ニ入テ治セヨ。是藥師御誓願也。福人病ヲハ小瘡ナリモ藥代ヲ過分ニ取テ。貧賤ノ男女ノ不足ヲイヤセ。醫師ヲ藥師ト奉レ憑不レ惜ニ米錢ヲ。醫師ハ又病人ヲ一子ノ如ニ思テ哀ミ。藥代ヲ不レ貪メ扶レ之治セヨ。サレハ故人云ク。醫道離レ欲病イ愈也。病人惜ニ財寶ニ必死ト云也。

第四十六　主從契約深重輕淺之事

主君ハ如何ニモ如何ニモ。郎童若黨ニ至ル迄モ。情深カレ。刀ナカラン人ニハ刀ヲ與ヘ。貧者ニハ田地ヲ與ヨ。能者ニ詞ヲ加ヘ用ヒ。仁者ニ情ヲ懸ケ。忠ヲソタテ不忠ヲ可二截斷一也。所領配當ナキ侍ニハ。縱二度三度不レ捨二一命一共。誠モ誠モ我非ト是ヲ可レ耻。普代相傳ノ侍一處懸命ノ地ヲ領メ。適死所ニ及二耻辱一ハ。縱用人ナリ共後代ノ鏡ニ堅致二成敗一。子々孫々マテ此ヲ不レ可二召仕一。但シ連々抽二忠勤一致二粉骨一ナラハ。樣アル侍ト心得テ不レ可レ行レ科。是ヲ侍ノ大法トス。給人ハ如何ニモ如何ニモ。主君ヲハ佛神ノ如ニ敬テ。拜顏ノ時ハ縱不二奉公成一トモ。後面ノ時ハ心中ニ忝ク思テ。手ヲ合テ拜シ。首ヲ傾テ戴ケ。親先祖ノ主御大事ニ立テ死去シタラハ。其例ニ命ヲ失ント嗜テ。奉公ノ忠ヲイタシ。一命ヲ捨二戰場一。先祖末ニ御用立。有甲斐ナキ身ナラハ。世上ノ人口主君ノ御心ヲ耻テ生前ニ打死メ。先祖ノ不勘ヲ雪ケ。文ヲ嗜テ理非善惡ノ忠ヲ致セ。武ヲ稽テ死活ノ合戰ノ名ヲ上ヨ。文ヲ好ハ智老トテ至二昇殿一官階ヲ蒙リ。武ヲ業トスレハ。勇士トテ身方ニ讃メラレ。寬二馬上一只一命ヲ不レ惜計カ非レ侍。一度死セヌ物アルヤ。文武二道ノ侍ハ文ノ便ヲ以テ一切小經小咒萬ノ大事ヲ承テ。可レ死庭ヲ切拔ケ。雖レ蒙レ疵淺輕クメ不レ死。度々ノ命ヲ奉レハ。文武ハ一人當千也。去ハ故人曰。武是僧俗男女ノ鏡。見レ之覺レ之二世ノ鏡。武ハ是貴賤上下ノ鏡。無曇心則死所ノ鏡ト云ヘリ。

第四十七　庶子親類之事

爲二惣領一輩ヲ。庶子親類ノ依二儀論一可レ用之。爲二庶子一輩一心一味爲二惣領之進退一者無二是非一。庶子也トモ一毛一塵モ麁才ノ儀アラハ。惣領モ又不レ用之。雖レ爲二庶子一配當田地延弱ニテ。妻子

ヲモ養カネ。飢渇ヲ乍レ知。惣領无ニ憐愍一二男三男入ニ他家一。致ニ奉公一トモ是更ニ非レ科。所領モ巨多ニメ。世路モ事闕サルニ。爲ニ身立一他家出入リヲナシ。背ニ法儀一事自然時望ニ所領一。爲レ覆ニ惣領一心得テ。心中思案ヲ深ク廻シ。披ニ彼等二心ナキ親類庶子所領半分配當セヨ。尚以致ニ存外一。末孫マテ誅レ之。若又謀叛ノ義ヲ巧ミ至ツテハ。非ニ沙汰之限一也。或謀書謀判アラハ。依レ事死罪流罪ニ行ヘ。扶持ノ郎童冠者ニ致依ニ時儀一可計之也。謀判ハ書手モ同罪。謀判ハ子迄モ可レ懸。山賊海賊ハ妻子モ同シ家奴婢迄モ科難レ遁之。但シ所領離レ身ノ置處無キ儘ニ。野ニ伏シ山ニ藏テ山賊海賊ヲスル事ハ侍ノ習也。命ヲ助カリ。自然二ノ度爲レ達ニ本望一歟。然間罪科スヘキカ。但シ所地頭可レ爲レ計也。不レ定レ之。

第四十八。侍之大法公義之事并御教書

自然依ニ忠勤一付レ文付レ武。忝ク預ニ倫旨院宣一。新着ニ上衣一。杉檜木間松葉ニテ三重ノ棚ヲ莊。一門一家座各々頂戴シ。渡メ洗レ手燒香披キ讀進。皆々聞セテ。其後一類一瓶ヲ捧テ祝ニ此旨一。御請文ハ如何ニモ如何ニモ眞墨黑ニ狂字ナク詞少ニ認テ奉レ使。引手物ヲスヘシ。御請ニ禮紙アルヘキ也。源平藤橘ノ家ナラハ直ニ頂戴セヨ。其外只氏人ナラハ國分寺安國寺ニ置テ戴レ之。程遠ク御使節急カハ。可然寺道場ニテ披見セヨ。親不レ及レ申。嫡子ハ上衣ヲ着スヘシ。但シ末家子不レ讓トモ。入道セハ嫡子ヨリ後ニ戴ケ。上衣ナクンハ其外末子手取コト不レ可レ有。拜後錦ノ袋ニ入テ注連テ引廻テ。具足箱上ニ可レ置。正月朔日。五月十六日。十二月十三日頂戴セハ。年號其月其日ノ到來ノ御請謹言上ト可レ書。御教書奉書兩書到來セハ。速ク一家一門ヲ集テ是ヲ拜悦シ。具足櫃ノ蓋。鎧櫃ノ蓋。長持ノ蓋ニ入テ置テ頂戴メ。其後惣領披レ之人々

聞カセ。御請ヲ認メ奉レ之。御請ハ一字一行モ草行アルヘカラス。眞ニテアルヘシ。能々出立テ烏帽子直垂ニテ頂戴シ。後ハ御判ニ加テ可レ守之。右筆ハ手能ト云共。才覺無テハ不レ可レ然。才覺アリトモ無名字無氏人不レ可レ書。但出家ナラハ智惠才覺ニ免セヨト云ヘリ。

右四十八ケ條之畢。

八幡大菩薩本地阿彌陀佛之四十八願ヲ起テ。有情非情群類ヲ濟度シ給フ事ヲ學ヒ注ス也ト可レ思。難レ有事共也。

一。出家付テ十相有之。　布袋之作

在家出入還俗相。　寡女愛禮婬欲相。
短才短慮殺生相。　大酒飲食牛馬相。
勤行懈怠地獄相。　弓持兵具刄傷相。
市町徘徊賣人相。　殺生亂食乞食相。
夜行遠行女犯相。　布施貪欲畜生相。

一。在家二十二相

放逸邪見無間相。　我慢淨識天狗相。
誹謗訴人冥罰相。　慳貪嗔恚餓鬼相。
女子多生貧窮相。　遊女愛敬短命相。
大笑大戯短慮相。　大酒大食國賊相。
女愛夜行短命相。　文武無用凡下相。
長湯飢犯病患相。　愚人寵愛木石相。
寺庵常行遁世相。　山野遠行耻辱相。
定妻寵愛離別相。　男子不擲愚人相。
兄弟不和不運相。　大寢大睡犬死相。
賣買謀人偸盜相。　博奕勝負竊盜相。
雅意无法提婆相。　惡口罵詈獄卒相。

一。女人十相在

見物聽聞不女相。　咲笑不斷二心相。
白粉丹和孤狐相。　嫉妬邪見鬼神相。
一夫誹謗出宅相。　髮長赤衣大蛇相。
門立遊山戀慕相。　無理無法畜生相。
嗔恚嫉妬長病相。　惡念妄念無間相。

一。人々大事之條々
出家ハ肉食セハ。寺中ヲ追拂セヨ。女他犯ハ死罪流罪ニ導ケ。在家他犯ハ一生ノ疵也。臆病ハ一ツノ恥也。女房二心ハ一生ノ疵也。嫉妬ハ破屋ノ始也。故文云。他妻ヲ見テハ虎狼野干。自女ヲ見テハ辨才天女ト思ヘト云ヘリ。他夫ヲ見テハ面ヲ隱シ竊ニ通リ。自男ヲ見テハ多門四天ト思ト云リ。出家ノ醉狂ハ女犯肉食之根元也。衆中ニ不レ可レ交之。在家ノ醉狂ハ短命恥辱始也。暫モ不レ致ニ對面一也。凡聖共只守ニ五常道一不レ可レ墮ニ三惡道一也。爰又楊貴妃曰。女五戒ハ只嫉妬。二男讒訴。我慢嗔恚ト云リ。是ヲ能持メ一生ノ中ノ身安ク未來モ又無レ罪ト云リ。又李夫人云ク。女五常ハ一讒訴。二嗔恚。三男儀。四咲笑。五嫉妬。此五常ヲ能持スレハ。地水火風空ノ色體不レ壞而。色嚴ク。天女ノ後生又可レ然所ニ生スト云々。

一。佛神一同敎文曰。出家ハ女ヲ見テ腹立シ。酒ヲ見テ迯。惡ヲ見テハ遠ク去レ。在家ノ侍等ハ他ノ妻ヲ見テハ婬欲ノ怨敵。虎狼ハアレナル女也ト思ヘ。博奕ニ法ヲ背キ。大酒ニハ虛病ヲメ不レ出。賢人ヲ見テハ一親ノ如クニ思ヒ。打トモ不レ放メ事ヲトヘ。智者ヲ見テハ則主君大聖文殊ト心得テ恐ヲナシ。奉公ヲ致セ。勇士ヲ見テハ與レ財事ヲ問ヘ。惡人愚人ヲ見テハ。弓ヲ捨迯ヨ。兵者ヲ見テハ振舞ヲ心ニカケ見ヨ。法者ヲ見テハ履ヲ取リ。官仕メ一大事ヲ習ヘ。寸賢智勇ハ必萬千ノ大事ヲ通ル。尺ノ愚惡凡ハ又臆病第一ニメ。億々萬端ヲハ經トモ。善事ハ無メ七難出來メ。恥辱日々夜々ニ必アリト云ヘリ。

一。食物之事。上下萬民之事歟。先飯ヲ取リ箸ヲ立テヨリ。口ヲ閉テ物ヲ不レ言。二菜ヲハサマサレ。菜ヲナフラサレ。椀ノ內ヨリ人ヲ見

サレ。糗ヲエラサレ。塵ヲハエレ。箸ヲナラサ（マヽ）レ。口音ヲセサレ。若輩ハ主人大人客人問事計ヲ答ヘヨ。老人智者賢人ハ。一度二度ハ二言三言左右ニ依テ語レ。中酒ニハ禮ヲサノミセサレ。粥ハ二度。飯ハ三度。汁ハ二度。菜ハ一度ノ外受ル事ナカレ。點心ハ何度モ可請。但大人客人兒喝食ハ人任ニテ置ケ。女再進ヒカス。麵ナトハ不レ苦。湯ヨリ內ニ楊枝仕ワス。食後ニ軈而閑所ニユカス。戯雜言セサレ。近膳ノ士待テ上ケヨ。三ノ膳ヨリハナシ。給仕ヲ見テ再進クイサウニイワサレ。提ヲ見テ下ヲ不呑。大略如此。出家ハ箸ノ禮有。在家ハナシ。茶ノ禮モ一禮也。下一人二人。出家ハ堅ク在家ノ盃ノ如クスル也。出家ハ盃ノ禮スヘカラス。

一。智者ハ無智萬民ヲ哀敎ヨ。無智如レ主尊ヘ。賢者ハ愚人ヲ哀テ事ヲ敎ヨ。愚者ハ如二父母一敬。勇者ハ非烈者ニ進退ク事敎ヨ。非烈ハ如兄思ヘ。福人ハ貧人哀テ財ヲ與ヨ。貧者ハ如母思ハ。大人ハ小人ヲ如子哀テ非ヲ助ケヨ。小人如親仕ヨ。是ヲ能々心得タルヲ覺ト云ヘキ也。

一。智者ヲ嫉ハ狐子畜生ナカラ外道也。賢者ヲ惡ハ犬畜生ナカラ人似タリ。勇士ヲ譏スルハ猿大臆病ノ畜生也。福人ヲソシルハ餓鬼大天狗魔王也。大人下ケスルハ草木心ナフメ枯失ル共不レ知也。又故人曰。夫婦和合スル則ハ一天泰平也。不和之時ハ眷屬迯散ス。親子同意時ハ六親和合。親子不同之時ハ一門モ逆禮ス。主從同心時ハ萬敵不來。主從隔心ノ時ハ不レ思敵多シ。

一。背法者人非人。草木衣裳ヲ著セタル也。背理者ハ外道正理ノ盜賊人非人也。知法者ハ化理ノ神ナルニ依テ國家公私安隱也。知理者ハ菩薩身令也。後世ノ導師也。又云ク。誅レ科人不レ伐佛ノ方便ノ如シ。討レ人人ノ科ヲ不レ切只獄卒。

阿防羅刹也。尋テモ罪科ヲハ切リ。人ナ切リソト云ヘリ。儀理ニ討ハ不討人。無理ニ誅スレハ多ク人討スト云ヘリ。

一。一天四海唐土天竺吾朝中。出家程ノ大事業ナシ。侍程大事儀理ナシ。出家ナル人ハ卽身卽心ナレハ。父母ヲモ脚下ニ見。主君ヲモ不敬。三寶ニ恐レ。師匠ニ孝ナレハ。父母不及申。七世父母マテ成佛アル樣ニ身持テ。行住坐臥五戒ノ恐ヲナシ。神ヲ恐レ。佛ヲ耻テ。人口耻チ。我心ヲ我ニ不任。我身ヲ我マヽニセス。明テハ佛。暮テハ菩薩ヲタノモシク。父母師匠ト心カケテ社出家ナラメ。其儀ナク朝夕旦那ノ信施計ヲ請テ。口ニ惡キ事ヲ云。耳ニ俗藝ヲコノミ。心ニハ女犯肉食ヲ思イ。身ニハ俗ノ衣裳ヲ好テ着ルハ。只衣キタル畜生ナレハ。六親地獄ニヲツル上ハ。我身ハ無間ノ罪人也。惣メ無給人等後ニハ兎ニモ角ニモトテ出家ニナス事無勿體。三歲ヨリ出家ニナスヘキ子ハ見ユ。一歲ヨリ王法ヲツクヘキ君ハ見ルト云ヘリ。千人相人モ不知。只一人親ニ見セヨト云ヘリ。四家ノ侍又ハ八十氏ノ侍等出家ヨリハ大事也。內ニハ慈悲ヲ專トシテ。愚ナルヲ深ク不捨。弱キヲサノミ不惡。外ニハ弓矢光ヲ散メ數万ノ敵ヲ退ケ。千人ヲ誅メ一人ヲ不誅。萬人ヲ討テ一人ヲ不討。正直理ヲ糺メ。無理逆罪ヲシツムレハ侍也。千人誅メ千人誅シ。萬人討ハ田夫ノ蛙ヲ打殺シ。野人兎ヲ殺ニ似タリ。去ハ又女ヲ見テハ刀ノ刄ノ如ニ思ヘ。見計ハ大事ナシ。手ヲカクレハ必ス身ヲ損スト云ヘリ。善事ヲハ譽メ。惡事ヲハ苦ミ。善惡不儀。賢德ヲイツモ心ニ懸テ。塵芥程ノ惡モツモレハ山ノ如ク成ル。一毛程ノ理モ積レハ海トナル也。一度ノ無理ハ苦シカラス。一度ノ正理ハ珍シカラストト云事ハ。迷ノ中ノ迷也。金銀ヲ與テモ尋ヘキ

ハ正理賢智也。逃去テモ可逃ハ無理非法ノ事也。可心得々々。御前帳如斯。右旨ヲ能々守ハ。神明氏子也。若不守ハ一天四海モ國賊ナリト云々。

一。弓ハ只女。ヒケハヨクヒカヌバソル。强ク引ハヲレ。弱ク引ハ矢ユカス。引トヲノケハキス出來ル。引ニヒカレスハ捨ヨ。引ニヨワクハ用ニ不立。箭ハ又郎童也。ヤレハ善惡死活ノ在所ヲキラワス。去共惡矢ハユケ𪜈人ニアワス。逢テモ用ニ不立。結句身方手ヲ損サス也。

一。太刀ハタヽ龍。カクレテ在時ハ善惡モ見ス。鞘ヲ出レハ光テ人クライ人ヲ損ス。然ハ一度ユキテ人餌ヲカワヌハ餓テ力ヲトリテ威ウスシ。相構々々鞘ヲ出サス。食ヲカヘ。食誘テ呼ヒ出セハ。刀ハ小蚰。コレヲ以テ同シ。サレハ卒爾拔如鞘胴也。能々胴籠テ看經ヲ食ニ與ヘ。信力衾ヲキセヨ。能々信敬ヘハ。元ヨリ蛇體ハ神ナレハ。腰ノ邊ニ住テ五體ヲ守リ。怨敵ヲ亡シ。守ノ神トナル也。惡ク信スレハ蛇ト龍ト歯ヲソロヘテ。骨肉ニ吸飡間。主則死シ。又ハ强ノ心ハ失テ臆病ノ心出來ル也。只此旨ヲ能々心得ヘシ。無銘ノ太刀刀ハイカン。但名ナキニハ勝ルヘシ。如何ニモ如何ニモ銘ヲミカキ作ヲコイ求テサスヘシ云々。

一。長刀寶劔。ヨコタユレハ敵ヲ防キ。堅レハ敵ヲ切ル。迯ル時ハ一騎當千。カヽル時ハ一人當千ト云リ。抑薙刀ト云コトハ。忝ク天照太神世ニ出給時素盞烏尊大和國宇多郡ニテ合戰有シ時。水穗ノ板城ニテ佛神祈給フ時。梵天ヨリ一騎當千ノ兵具トテ龍ノ角ノ間ニモタセテ被下ケルトカヤ。去ハ薙ト云字ヲ書リ。故人曰。薙刀一騎當千ノ兵具。怨敵必死ノ勝負則在リ。振レハ龍走リ浮水。横レハ腰ニ日月在リ。晝夜ノ利劔ハ光リト云ヘリ。

一。朋ハ鏡ノ如シ。善ニソヱハヨシ。惡キニ添ハアシヽ。女ハ花ノ如シ。見テハ心イサミ。打取テハ驄テシホム。酒ハ不老不死ノ藥。飽ヌレハ必死。定業之毒ト云々。鷹ハ大人ノ賞翫。小人ハ破屋ノ鳥ト云リ。鷄ハ大人漏刻。小人ハ美女ト云リ。鶯ハ大人ノ姫臣。小人時ノ鼓ト云ヘリ。是ヲ三鳥ト心得ト云リ。

一。馬ハ大人車。小人足。合戰ノ命足シ自然ノ飛脚ト云ヘリ。牛ハ大人芥タ。小人郎童ト云ヘリ。犬ハ大人ノ番衆。小人奴婢ト云也。是ヲ三獸ト心得ト云ヘリ。

一。壁書之事

「春ノ花見ル事モ無ク打過テ何ヲカ人ノ爲ト云ラン「夏ノ夜ノ短キ床ヲ長シトテキ子ヌハ更ニ徒ラノ人「秋ノ夜ノ月モ紅葉モヨシヤトテ唯世ニ住ハ兎キ狸キカ「雪深キ山路ノ奥ノ菴ヲモアリトシラスハ言語道斷「一度ハ死スヘキ物ヲサリトテハ惜ムナヲシキ命ナリトモ「二度ハ死メ歸ラヌ我命殘シテ君カ身カワリニ立テ「三度マテ人ノ惡ケニ物イワハ無益トイヒテ早ク立ノケ。

此歌ハ源氏御製ト云リ。

棄レ命領國不レ捨。不レ捨壽所領廢也。父明ナレハ子復不レ濁。父愚ナレハ子又不明也。母賢ナレハ娘メ復次ニ其業一。母猥ナレハ姫又无レ夫。父ハ愚ニメ子賢ナレハ可レ爲レ親。母迷ヒ娘メ明ナラハ可爲母。惡キ男子ハ三世ノ怨敵。善女子ハ前世悲母。善男子三世朋友。惡女子前世繼母。父母ハ雖レ爲レ子耻レ賢。父母雖レ爲レ子貴レ智。父母致レ孝是定法也。父母致ニ不孝一是非法也。

故人曰

雖レ有レ眼不ニ文字看一。當レ爲ニ盲目之人非人一。雖レ有レ手不レ採ニ翰墨一。當レ爲ニ無手足人一。雖レ爲レ侍無レ藝無能ナラハ田夫也。野人タリト云共有ニ智惠一君

也。

又故人曰

出家左念珠。右執錫杖。可祈三世之火宅。在家ハ左弓鏃。右執兵杖。可順衆。衆之怨敵可攻也。左繩朸右執鎌鍬。可致農業之節。上下萬民心中ヲ直メ可敬恩德事法儀也。

一。又上﨟達女房之振舞之事

左傳云。上女左双紙右筆。心月口歌。目男子ミス。耳惡事ヲ不聞。髮ハ楊柳。顏白粉。齒黑ク。唇赤。額ニハ八字ヲスヱ。姿ニハ花ヲカサリ。立居靜ニメ衣裳薰香ヲ燒。適生ヲ愛ナカラ。罪業深キハ虵體ト思。寵女カ昔ヲ思出テ。偏ニ後世ノ罪ユルシ給ヘト佛ニ祈レ。父母ノ恩ヲ朝タニ報シ。夫ノ心ヲ耻。口ヲ堅ク閉。耳ヲ深クフサキ。心ヲ大ニ開テ。貴賤上下食物ヲ與ヨ。餓鬼道ノ苦ヲ遁ルト云リ。中女左拵ヲカケ。右ニ糸ヲ持テ。世帯ノ營ヲ嗜テ。夫ノ衣裳ヲ專トセヨ。朝ニハ神ニ祈。歌ヲヨミ。經ヲ誦シ花香ヲ備ヘシ。夫ノ運吾カ二世ノ苦ヲ堅祈テ。讒女ヲ捨テ。祈女ヲ拂テ賢女ヲ芼事尋ヨ。世ヲモテハヤシ。人ヲコク。一男子幼少ヨリ魚鳥ヲ與テ力ヲツヨク。心强ニナルヤウニ養ヘ。ヨキ師ヲツケテ文武二道ヲ習セヨ。女儀ヲ假ニモ語テ聞スナ。女子ヲハ產屋ヨリ貌ヲタメ足手ヲタメテ。嚴キ物ヲ少ツヽ與テ。骨太ク體丸ク肩ノ骨細ク腰丸ク。指ホソク長ク。色ヨク。口セハク。目長ク。耳ツホマス。髮長ク。セイヒキク。四尺アマリニ色白。聲ノ韻キ匂アリテ。屛風ノ中ニテ物ヲ云カ如クソタテヨ。乳母御乳ヲ付テ。畫書花結ヒ。貝合セ。棊石立テ。双六ノタヽスマイ。双紙ノ披キ樣。燒物枕ノ薰マテ。能々可敎也。男子ニハ七歲マテハ一日ニ何度モ食物ヲ與ヨ。女子三歲ヨリ二度三度食物ヲ與ヘヨ。下司女房近付サレ。少ナク共男ソエサレ。是ヲ大

法ト云也。下女左水桶。右柄杓ヲ持テ。物ヲ云ワスメ。只竈ノ廻リヲ清メ。鍋炭ヲ顔ニ付テ。身ニハ太布着。ロキカスメ能々宮仕ヲセヨ。心中ニハツタナキ女ト生ヲ受ルタニ悲シキニ。剃ヘ下女ト成テ明ケ暮火ヲ焼ハ。烟クサク。米ヲツケハ糠クサク。酒ヲヰロヘハ糟クサク。或時ハ鹽。或時ハ味噌香ハカリ身ニ染テ有コトヲ打歎テ。常ニ念佛ヲ申シテ後生ヲコタル事ナク。祈ヲ法ト云也。

一。勸道人ノ事

出家ハ師親之不孝ヲ得タラハ。善知識ト思國ヲ出テ修行セヨ。早クハ三年。又ハ七年。又十年ニテ歸テ。不孝ヲ可レ歎。其ニ不レ叶。佛天祈テ不孝ノ罪業ヲ可レ遁。在家主君勘氣ナラハ。如何ニモ如何ニモ隱便ニテ深隱テ居。妻子眷屬マテモ心ツヽシミテ。高聲ニ笑事ナカレ。男子ナラハ七歲過ハ。父勘氣セラレハ伴ニ愁ヒ儀ヲセヨ。郎從家子中ニモ可然人ハ萬斟酌セヨ。其主ハ烏帽子著ス。カ子ヲツケサレ。晝ル他ヘ行サレ。笛尺八吹サレ。其所ニテハ申シ事ナシ。他所ニテモ萬物思ヒ儀ニテ。御免ヲ待テ。庭ノ草ヲモトラス。門ヲモ半ニ明。朝夕サノ煙ヲモ夜ニ入テ立ヨ。厩ヲモロヲフサケ。妻子湯屋ヘモ不入事實ニテ。過分ノ扶持人ナラハ三年。中分ナラハ向ハリ月。下ノ分ナラハ一年待テ御免ナクハ。首ヲ剃テ時刻ヲ待テ。其ニモ御免ナクハ遁世セヨ。遁世スル上ハ。召トモ三度迄ハ不レ可レ歸。但子在テ家ヲ續ナラハ。好キ次ト思テ念佛ヲモ申セ。但我ナクテハ主ノ事闕ルヽ事ナラハ。道心アリトモ可レ歸。是大法ト云也。

唯識論曰

朔日照首。八日憑ニ醫王。十五日念阿彌陀。十八日詣觀音。廿四日供地藏。廿八日祭ニ荒神。

一。張良曰。城ハ是多寶之塔。高ク嶮ニメ清淨

ノ地ヲ用ヨ。心ヲ城ノ戸トナシ。諸人ヲ築地ト定メ。水火ヲ可ト壽命ノ。兵ハ眼前利潤。法ハ隱テノ守護人。女城中大禍。男臆病ナルモ大切也。

御前帳畢　此集名多

世鏡抄　淸眼記　正直抄　神託記　去惡經

二世抄　禁中鏡　祕察鏡

世鏡抄下終

續群書類從卷第九百三十九

雜部八十九

童訓略頌類纂上

目錄

童訓略頌類纂上

中原職忠小補

神代略頌新作

天神地祇。八百萬神。宗廟社稷。降臨勸請。
三千一百。三十二座。式外神社。水田祇北。
女官守護。禁闕鎭座。八神寶殿。帝都鎭守。
二十二社。天照太神。依託宣事。纒向御宇。
廿六初冬。倭姫奉勅。五十鈴原。下津磐根。
堅大宮柱。寶基修造。 皇天鎭座
朝倉宮朝。二十一年。依皇天託。明歲七七。
大佐々姬。丹後與謝。比治山頂。從魚井原。

奉迎豐受。山田靈地。宮柱廣敷。令遂遷御。
十八世後。淨御原朝。白鳳二秋。宣旨狀偁。
二所太神。遷宮之事。廿年一度。應令遷幸。
宜爲長例。故是因准。餘社皆同。國家護持。
無上靈寶。神道加持。寶祚永貞。祭祀禮奠。
祭如神在。大中小祀。踐祚大嘗。大祀行事。
祈年月次。神嘗新嘗。加茂中祀。以下神事。
皆小祀也。內外淸淨。前後散齋。致齋行儀。
太繦取懸。大麻解除。柏八開手。次柏短手。
再拜兩段。祝詞壽詞。宣命辭別。錦綾官幣。
五色帛絁。伊勢玉串。白木綿付。眞賢木枝。
內宮外宮。四姓之使。不混餘社。宣命紙色。
伊勢靑色。加茂紅梅。八幡黃紙。諸社同前。
二十二社。官幣次第。村上天皇。康保三年。
雲覆九天。霖雨經月。閏八下一。於十六社。
祈晴奉幣。伊水賀松。平稻春原。神石和瀨。
龍住丹貴。一條院朝。正曆二夏。數日炎天。
草木變色。林鐘下四。加田廣北。十九社頭。
獻官幣給。三所社頭。住次丹上。宣下有之。
正曆五稔。仲春中七。祈年穀日。俾加梅宮。
二十神社。被奉官幣。住次田上。宣下云云。
長德三年。仲春下五。臨時奉幣。使發遣日。
加感神院。二十一社。後朱雀院。長曆三年。
仲秋中八。獻官幣日。加日吉社。二十二所。
住次梅上。被宣下畢。

二十二社略頌 新作

伊勢兩宮。八幡三所。賀茂下上。松尾平野。
稻荷春日。是上七社。大原大神。石上大和。
廣瀨龍田。住吉中七。日吉梅宮。吉田廣田。
祇園北野。丹生貴船。下八社也。

同頌

伊水賀松平稻春。原神石和瀨龍住。日梅田廣
祇北丹貴

行幸始略頌 新作

諸社行幸朱雀帝。天慶五四賀茂神。圓融天延石清水。平野五社天元四。一條永祚春日松。正曆大原寛弘北　延久御宇日稲祇。御幸之始住吉神。

方角神座略頌新作

方角神祇。十六社壇。東方吉田。西方松梅。南方住春。北方賀貴。巽伊稲祇。坤　方石原。乾角平北。艮　角鴨日。

皇年代略頌小補

天神七代

第一國常立尊。第二國狭槌尊。第三豊斟渟尊。

第四　泥土煮尊。沙土煮尊。　第五　大戸道尊。大苫邊尊。　第六　面足尊。惶根尊。

第七　伊弉諾尊。伊弉冉尊。

地神五代

第一天照太神。第二天忍穂耳尊。第三火瓊瓊杵尊。第四火々出見尊。第五葺不合尊。

人皇曆代

神武辛酉七十六。空位丁丑三个年。綏靖庚辰三十三。安寧癸丑三十八。懿德辛卯三十四。空位乙丑一个年。孝照(昭)丙寅八十三。孝安己丑百二年。孝靈辛未七十六。孝元丁亥五十七。開化甲申六十年。崇神甲申六十八。垂仁壬辰九十九。景行辛未六十年。成務辛未六十一。仲哀壬申九个年。神功辛巳六十九。應神庚寅四十一。空位辛未二个年。仁德癸酉八十七。履中庚子六个年。反正丙午六个年。允恭壬子四十二。安康甲午三个年。雄略丁酉二十三。清寧庚申五个年。顯宗乙丑三个年。仁賢戊辰十一年。武烈己卯八个年。繼躰丁亥二十五。宣化丙辰四个年。欽明庚申三十二。敏達壬辰十四年。用明丙午二个年。崇峻戊申五个年。推古癸丑三十六。舒明己丑十三年。皇極壬寅

三个年。孝德乙巳十个年。齊明乙卯七个年。
天智壬戌十个年。天武壬申十五年。持統丁亥
十个年。文武十一丁酉四。大寶三年慶雲四。
元明七年和銅皆。元正在位春秋九。靈龜五年
養老七。聖武帝位二十五。神龜五年天平廿。
孝謙女帝寶位十。天平勝寶八年天平寶字二。淡路廢帝
治世六。天平寶字尙六年。稱德五年謙重祚。
天平神護二年神護景雲三。光仁寶位十二年。寶龜十一
天應一。桓武廿四延曆是。平城四年大同皆。
嵯峨十四弘仁皆。淳和十年天長四。仁明帝位
十七年。承和十四嘉祥三。文德八年仁壽三。
齊衡三年天安二。清和十八貞觀是。陽成八年
元慶皆。光孝三年仁和先。宇多寶位十个年。
仁和後一寬平九。醍醐卅三昌泰三。延喜廿二
延長八。朱雀帝位十六年。承平七年天慶九。
村上寶位二十一。天曆十年天德四。應和三年
康保四。冷泉二年安和皆。圓融十五天祿三。

天延三年貞元二。天元五年永觀二。花山二年
寬和皆。一條在位二十五。永延二年永祚一。
正曆五年長德四。長保五年寬弘八。三條五年
長和皆。後一條治二十年。寬仁四年治安三。
萬壽四年長元九。後朱雀九長曆三。長久四年
寬德二。後冷泉治二十三。永承七年天喜五。
康平七年治曆四。後三條四延久初。白河十四
前號一。承保三年承曆四。永保應德各三年。
堀河廿一寬治七。嘉保二年永長一。承德二年
康和五。長治嘉承各二年。鳥羽十六天仁二。
天永三年永久五。元永二年保安四。崇德寶位
十八年。天治二年大治五。天承一年長承三。
保延六年永治元。近衛十四康治二。天養一年
久安六。仁平三年久壽二。後白河三保元皆。
二條七年平治元。永曆一年應保二。長寬二年
永萬一。六條三年仁安是。高倉寶位十二年。
嘉應二年承安四。安元二年治承四。安德天皇

治世三。養和一年壽永二。後鳥羽十五元曆一。文治五年建久九。土御門十二正治二。建仁三年永久二。建永一年承元四。順德十一建曆二。建保六年承久三。九條廢帝四余利三月。後堀河治十一年。貞應二年元仁一。嘉祿安貞各二年。寬喜三年貞永一。四條在位春秋十。天福文曆各一年。嘉禎三年曆仁一。延應一年仁治三。後嵯峨四寬元皆。後深草十三寶治二。建長七年康元一。正嘉二年正元一。龜山十五文應一。弘長三年文永十一。後宇多治十三歲。建治三年弘安十。伏見治世十一年。正應五年永仁六。後伏見三正安皆。後二條六乾元一。嘉元三年德治二。花園寶祚十一年。延慶三年應長一。正和五年文保二。後醍醐治十三年。元應二年元亨三。正中二年嘉曆三。元德二年元弘一。光嚴二年正慶是。同二當號元弘三。後醍醐復位三个年。建武二年延元元。延元廢成建武三。

光明在位十二年。建武尙一曆應四。康永三年貞和四。崇光寶位三个年。貞和尙一觀應二。後光嚴廿文和四。延文五年康安一。貞治六年應安四。後圓融祚十一年。應安尙三永和四。康曆永德各二年。後小松治三十年。永德殘一至德三。嘉慶二年康應一。明德四年應永十九。稱光在位十六年。應永尙十五正長一。後花園治三十六。永亨(享)十二嘉吉三。文安五年寶德三。亨(享)德三年康正二。長祿三年寬正五。後土御門三十六。寬正殘一文正一。應仁二年文明十八。長亨(享)二年延德三。明應九年皆是也。後柏原廿六文龜三。永正十七大永六。後奈良祚三十一。大永殘一亨(享)祿四。天文廿三弘治三。正親町祚二十九。永祿十二元龜三。天正最初十四年。後陽成治二十五。天正殘五文祿四。慶長最初十六年。仙洞寶祚十八年。慶長尙三元和九。寬永之內六个年。

年號文字略頌新作

自大寶元。至寛永歲。年號員數。百九十九。
文字之數。四百有六。各別一字。惣五十九。
大一寶六慶七雲二和十四銅一靈一龜五養三老一神
三天廿二平八勝一字一護二景一應十八延十二曆十四
同一弘六仁十三長十九承十三嘉十一祥一壽四齊一衡
一安十四貞七觀三元廿三寛十一昌一泰一喜三德十三
康十保十一祿七永廿六祚一正十五治十八萬二久八文
十三建八福一禎一乾一亨五中一武一至一吉一明三

將軍家略頌新作

夫將帥職。自神代起。天照大神。葦原中國。
天孫欲降。經津主神。武甕槌神。令遣二神。
令平不順。有逆命者。即加斬戮。
有歸順者。仍加褒美。歸順之首。大物事代。
此二神等。八十萬神。合天高市。帥以昇天。
陳誠欵至。天神勑曰。永爲皇孫。
奉護還降。一書所謂。事代主神。八萬四千。
鬼類神將。又大伴連。天忍日命。大來目帥。
立天孫前。神代之制。粗可見聞。武將權威。
古今重之。分閫外權。漢書所謂。王者遣將。
跪推轂曰。閫之以內。寡人制之。閫之以外。
將軍制之。軍功爵賞。皆決於外。賜節鉞制。
節度示信。斧鉞刑戮。武將具也。至于人代。
神武天皇。東征之日。物部氏祖。以道臣命。
爲軍帥將。崇神十年。孟冬詔曰。四道將軍。
今忽發之。將等發路。令平戎夷。國內安寧。
將軍之號。正起於此。景行卅年。日本武尊。
爲大將軍。武日武彥。爲左右將。東征蝦夷。
自爾以來。征行之日。命將軍職。不可勝計。
六百余歲。經星霜後。和銅二三。巨勢麻呂。
和銅春三。佐伯石湯。養老四六。大伴旅人。
養老九月。多治比縣守。養老季秋。
阿陪駿河。神龜元年。藤原宇合。天平九年。
藤原麻呂。寶龜十一。藤原繼繩。寶龜秋九。

（黑）
小里麻呂。延曆二二。大伴家持。延曆七七。
紀古佐美。延曆十正。大伴弟麿。延曆十六。
田村麻呂。弘仁二四。文屋綿麿。天慶三正。
藤原仲文。征夷之號。久以中絕。治承二正。
平知盛卿。壽永三正。義仲朝臣。東關賜宣。
征夷之號。建久三七。源賴朝卿。建仁元年。
同賴家卿。建仁三九。同實朝公。三代之後。
平政子尼。七年成敗。諺曰尼將。嘉祿元年。
藤原賴經。寬元二年。同賴嗣卿。建長四年。
宗尊親王。文永三年。惟康親王。正應二年。
久明親王。正慶元年。守邦親王。元弘一統。
護良親王。元弘三冬。成良親王。世既亂逆。
將職未定。曆應元年。等持尊氏。延文三年。
寶篋義詮。應安五冬。鹿苑義滿。應永元冬。
勝定義持。年月未勘。長得義量。正長二二。
普廣義教。年月未勘。雲慶義勝。文安六四。
慈照義政。文明五三。尙德義尙。年月未勘。
大智義視。延德二七。惠林義植。明應三冬。
法住義澄。大永元冬。萬松義晴。天文十五。
光源義輝。永祿十一。靈陽義昭。

童訓略頌類纂下

目錄

童訓略頌類纂下

中原職忠小補

官位令略頌新作

案官位令。大臣以下。書吏以上。謂之官矣。一品以下。初位以上。謂之位矣。位有貴賤。官有高下。階貴職高。位賤任下。官位相當。各有等差。故曰官位。不相違越。故曰令矣。官猶職位。官職猶事。吏事所居。版圖書舍。職掌所事。謂之官也。朝堂所居。謂之位也。古制冠位。初位立身。夫忠孝者。始於事親。中於事君。終於立身。稟食曰祿。居官曰位。保其祿位。守其宗廟。臣事君子。盡忠積功。然後受官。朝廷左右。群臣列位。天地大德。聖人大寶。曰生曰位。法天地位。象時節行。平治天下。四時之行。有寒有溫。聖人之法。有文有武。天地之位。有前有後。有左有右。聖人法之。以建經紀。春生於左。秋殺於右。夏長於前。冬藏於後。生長事文。殺藏事武。文事武事。左左右右。聖人法之。以行政令。以治事理。令上命也。令猶領也。又式善舍。又令使君。三略下曰。出君下臣。名之曰命。施於竹帛。名之曰令。奉而行之。名之曰政。

令不行則。政不正矣。君以令明。臣奉令忠。
背制行賞。謂之作福。背令行罪。謂之作威。
作威人畏。作福人歸。威福者是。人主神器。
摻莫邪矣。執其柄則。人莫敢抗。失其柄則。
還見害也。令謂敎令。敎以法制。文子曰法。
非從天下。非從地出。發於人間。反己自正。
孝經所謂。成其德敎。行其政令。又圓珠經。
曰其身正。不令而行。其身不正。雖令不從。

公卿官職濫觴略頌 新作

竊窺官職。推尋濫觴。神武御宇。喚執政人。
食國政申。大夫稱之。爪牙臣等。非連綿職。
八神鎭座。人生所重。臣下所尊。祈於福祥。
求於永貞。無所不歸。神祇德故。居諸官上。
崇神四冬。群卿百僚。大化五置。八省百官。
大寶養老。再奉綸命。藤不比等。刋脩令律。
施行天下。官位職員。爲令條首。先是任官。
天智朝始。太政大臣。大友王任。天武御宇。
皇子高市。孝謙朝改。大師謂之。自保至師。
藤原惠美。押勝任之。又改前號。道鏡法師。
拜任之後。多是贈官。文德御世。藤原良房。
任之連綿。景行朝初。武內宿禰。爲棟梁臣。
成務御宇。又任大臣。仲哀御宇。大伴健持。
初號大連。自是以來。大臣大連。双知政事。
皇極四置。左右大臣。仍止大連。異朝三公。
謂師傅保。皆則闕官。諸官棟梁。帝道鹽梅。
是故三公。無所職矣。於本朝者。太政大臣。
則闕官也。相國丞相。已知庶政。異古三公。
所謂三公。象三台星。又曰三槐。周世外朝。
植三槐樹。班列其下。三公行事。槐者懷也。
懷遠人義。仲哀崩御。皇后攝政。推古女帝。
八耳攝政。齊明女帝。中大兄王。淸和幼主。
忠仁攝政。此號辟改。關白昭宣。彼流連綿。
孝德御宇。中臣鎌子。始爲內臣。天智朝擧。
爲內大臣。賜藤原姓。此時其位。在左右上。

其後中絶。光仁御世。藤原良繼。魚名任之。
次左右下。准大臣者。文武御宇。三品刑部。
親王始知。大政官事。帥內大臣。伊周歸京。
寛弘朝參。大臣下列。大納言上。同五年又。
爲准大臣。賜封千戶。其時自稱。儀同三司。
孝謙朝置。紫微內相。藤原仲麿。任之官祿。
准大臣給。此官絶畢。自漢以來。御史大夫。
必轉丞相。因號亞相。天智十年。置御史職。
蘇我果安。人臣任之。天武御宇。止御史號。
爲大納言。巨勢毗登。果安又任。淡路廢帝。
稱德朝暫。又謂御史。又改後代。爲大納言。
持統六年。置中納言。文武元年。大神高市。
任中納言。大寶元年。廢中納言。慶雲二年。
又置此官。連綿云云。文武御宇。大寶二年。
大伴安麿。始任參議。大同御世。被罷此號。
五畿七道。置觀察使。弘仁朝又。止觀察使。
皆爲參議。太皇皇太。皇后宮職。帝王祖母。

次母次妻。謂之三后。光仁御世。始立中宮。
皇后中宮。並被置之。仍號四宮。大夫一人。
華族納言。權大夫者。納言參議。三位以上。
令兼任矣。八省卿者。中式兵部。親王任之。
又民兵部。公卿兼官。治刑大宮。四位以上。
公卿又兼。彈正臺尹。多任親王。尹大納言。
勅任之官。頗爲重職。京職大夫。四位以上。
公卿又兼。東宮春宮。職坊一也。然傳學士。
爲東宮官。大夫以下。爲坊官矣。唐朝太子。
有師傅保。各有大小。本朝傅一。相當四位。
雖然重之。爲三公人。兼任之官。又大納言。
雖多先例。中古以來。邂逅例也。春宮大夫。
管領坊中。執柄大臣。子孫納言。權大夫者。
諸家納言。有兼任例。修理大夫。四位以上。
公卿又兼。勘解由長。四位以上。多任參議。
二三位等。撿非違使。天長初置。異朝本朝。
尤重此職。衞府追捕。彈正糺彈。刑部判斷。

京職訴訟。併歸使廳。別當一人。參議以上。可擇其器。納言大理。任亞相日。必去其職。藤氏長者。蒙攝關詔。依應其仁。不及別宣。但非攝關。宇治賴長。蒙長者宣。初於此乎。源氏長者。奨學別當。即爲長者。前官大臣。有長者例。仍被宣下。奨學淳和。兩院別當。任大臣日。以淳和院。與奪次人。於奨學者。猶帶流例。學館別當。橘氏補之。凡氏長者。王源藤橘。有此號耳。內豎所者。一人別當。必應其仁。內教坊者。其道堪能。納言別當。內膳別當。納言補之。御厨子所。以內藏頭。令補別當。大歌所者。納言別當。上古親王。補之云云。樂所別當。其道堪能。公卿任之。大學別當。親王大臣。又補納言。近代絕畢。藏人所者。嵯峨弘仁。初置當所。一上別當。執柄時者。執天下政。依無其暇。與奪次人。天平神護。置近衞府。神龜五年。置中衞府。平城大同。以近衞改。爲左近衞。以中衞改。爲右近衞。聖武天平。置衞士府。弘仁二改。爲衞門府。稱德景雲。置兵衞府。垂仁廿五。天照大神。託倭姬命。勅曰神風。伊勢國則。常世之浪。重浪歸國。因興齋宮。聖武天皇。神龜四年。置齋宮寮。弘仁年中。始置齋院。此外侍臣。諸司官職。種類繁茂。不遑毛舉。

任國略頌 新作

諸國元基。起於神代。天七代神。伊弉諾尊。伊弉冊尊。共爲夫婦。生大八洲。皇孫天降。築(筑)紫日向。到槵觸峯。五代神裔。神武即位。繼神代蹤。都日向國。建宮崎宮。天下草昧。封域未定。東征之後。初平中州。都大和國。定橿原宮。關於四門。令朝八方。歷代因准。漸開諸道。崇神御世。使遣四方。皆以臣伏。成務四年。始定國造。又分國境。謂國造者。乃國司名。後改云守。國司之撰。和漢重之。

云烹鮮職。云分憂官。大國守介。有權守介。大少掾權。有大少目。上國守介。有權守介。掾又有權。目無權官。中國之佐。守介掾目。令條無介。下國無(爾毛)介。有大守國。上總常陸。上野是等。被任親王。親王任時。不知吏務。依之件國。以介擬守。令知吏務。大上國守。相當五位。雖身六位。除目執筆。押書從下。權守多是。遙援之官。參議中將。二位三位。中納言者。必令兼任。六位藏人。敍位之時。預巡爵者。即任權守。納言以上。貶謫之時。令任權守。仍常之儀。參議兼國。任納言者。即止兼國。介權介者。左右辨官。中少將等。地下諸司。守介掾目。雖令任之。任有餘道。史生國掌。郡司以下。難書短筆。陸奧邊要。爲國境廣。元明和銅。分置出羽。元正養老。置按察使。納言兼任。監察兩國。記事醫陰。弩師有之。給傔仗事。鎭守二人。陸奧二人。

按察四人。聖武二年。陸奧國內。置鎭守府。府國相並。令行國務。鎭將之職。相當五位。三位以上。位高職下。仍加大宰。建久以來。不任副將。軍監軍曹。時時諸任。傔仗判授。秋田城介。出羽介兼。寶龜十一。勑太宰府。以五箇年。任限云云。當府管領。九國二島。別帶筑前。帥任親王。親王任時。權帥大貳。令知府務。任權帥事。納言以上。若又前官。中古以來。於正帥者。擬親王官。承府務人。權若任正。依時宜歟。爲大臣人。左遷之時。雖任權帥。不知府務。凡於帥者。令條所定。已爲高官。仍重其任。任大貳例。近代參議。散二三位。若非參議。四位任之。有權帥者。不任大貳。任大貳者。不任權帥。雖無其謂。已爲流例。少貳幷權。撰其器任。大少監典。公卿給時。依請任之。此外博士。算師醫師。主船主厨。大唐通事。凡諸國司。謂之外官。

然文官列。大國十三。和河勢江。總州上下。常武上野。奥州越前。播州肥後。上國卅五。城攝尾參。遠駿甲相。濃信下野。羽加丹波。但馬因伯。越之中後。雲作藝州。備前中後。周防肥前。紀阿讃豫。筑州前後。豐州前後。中國十一。房若能佐。丹後石長。土日隅薩。下九箇國。泉豆伊賀。志飛隱州。淡州壹對。大國守。有權守。從五上。大國介。有權介。正六下。同大掾。有權大。正六下。同少掾。有權少。從七上。大國目。有大少。從八上。從八下。有國守。有權守。從五下。上國介。有權介。從六上。上國掾。有權掾。從七上。上國目。從八下。中國守。正六下。中國介。令無介。中國掾。正八下。中國目。大初下。下國守。從六下。下國掾。從八下。下國目。少初下。

官位相當略頌古頌

太政大臣從一位。左右大臣是二位。大納言等正三位。太宰都督中納言。近衛大將彈正尹。以上皆是從三位。皇太子傅中務卿。以上正四位上也。式部以下七省卿。皆是正四位下官。近衛中將兩大辨。又是從四位上也。中宮春宮兩大夫。京職修理兩大夫。勘解由長神祇伯。彈正大弼按察使。太宰大貳已下等。衛門兵衛四府督。皆是從四位下官。中務大輔兩中辨。大膳大夫以下等。以上正五位上也。少弼少將兩少辨。七省大輔大判事。已上正五位下官。中務少輔大舍人。圖書內藏大學頭。雅樂玄蕃諸陵頭。主計主稅木工頭。內匠寮頭四府佐。左右馬寮兵庫頭。大國刺史以下等。從五位上皆一列。神祇大副侍從等。七省少輔文博士。中宮東宮兩職亮。縫殿陰陽大炊頭。主殿典藥掃部頭。太宰少貳齋宮頭。勘解由次齋長官。上國刺史大監物。從五位下皆同之。神祇少副

大內配。左右大史大外記。中務大丞囚獄正。內膳主膳造酒正。彈正大忠兩市正。正六位上是相當。此外從六位下官。除目叙位不被載。其數細々無位記。相當略頌無益也。官位相當書樣者。先官後位是相當。先位後官不相當。位勝官劣書行字。高官下位以守字。

冠位階略頌新作

推古十二。正月冠位。制十二階。德仁禮信。
義智大小。自四初位。孝德天皇。大化三年。
定七色冠。一十三階。織繡紫錦。青黑大小。
建武一冠。初位立身。錦冠以上。鈿雜金銀。
青冠銀鈿。黑冠銅鈿。建武無鈿。大化五二。
定十九階。織繡紫冠。各有大小。華山乙冠。
各大上下。省小上下。十九立身。天智三二。
前位增減。二十六階。天武天皇。十四正月。
十二階定。四十八階。明大明廣。各自二二。
淨大淨廣。各自二四。十二階皆。諸王位也。
正直勤務。追進六八。四十八階。正八正廣。
各自一四。以下倣之。諸臣位也。

品位之略頌新作

一品親王。太政大臣。二品大臣。三品納言。
太宰都督。四品八卿。諸王諸臣。所謂品位。
親王稱品。別於諸王。公式應叙。親王四品。
諸王五位。諸臣初位。以上皆是。官位令條。

勳位授位略頌新作

勳位散。十二等。一二位。是三公。正三位。
大納言。以上是。勳一等。從三位。太宰帥。
中納言。彈正尹。大將等。勳二等。自上階。
正四位。從八位。至上下。總十二。可勝計。
大初位。少初位。上下官。非職品。始終位。
三十階。選叙令。凡內外。自五位上。皆判授。
內八位。外七位。以上皆。奏授也。外八位。
及內外。初位皆。官判授。位記是。按勳績。
周禮云。立宗廟。定社稷。謂之勳績功也。

王功勳。以輔佐。成王業。事功勞。制禮樂。
定等節。知高下。事君子。竭多力。謂之功。
分地封。賜功賞。文武功。無差別。勳位式。
勳事兵。領二省。

位階唐名

正一位　文散位　從一位　開府儀同三司
正二位　特進又上柱國　從二位　光祿大夫
正三位　金紫光祿大夫　從三位　銀紫光祿大夫
正四位上　正議大夫　正四位下　通議大夫
從四位上　大中大夫　從四位下　中大夫
正五位上　中散大夫　正五位下　朝議大夫
從五位上　朝請大夫　從五位下　朝散大夫
正六位上　朝議郎　正六位下　承議郎
從六位上　奉議郎　從六位下　通直郎
正七位上　朝請郎　正七位下　宣德郎
從七位上　朝散郎　從七位下　宣議郎
正八位上　給事郎　正八位下　徵事郎
從八位上　承奉郎　從八位下　承務郎
大初位上　儒林郎　大初位下　登仕郎
少初位上　文林郎　少初位下　時仕郎

元文丁巳旾二月書寫

續群書類從卷第九百四十

雜部九十

百椿集

抑文祿三稔甲午。某和泉境正法寺ニ住セシヨリ。慶長十九載ニ至リ。心ヲ深ク花ニ染メ。近國遠里ヨリ樣々草木ヲアツメシカドモ。椿トテハ赤キ山椿一重ニ咲ト。薄色拔白ナラデハ替タル色稀ナリシ。適白玉ヲ一輪床ニイクレハ。有間敷物ニ思ヒ口ヲ揃ヘ譽ソヤシ。興ヲ催テ慰キ。其比曾テ見馴レヌ赤椿ヲ持來者アリ。是ハト問ニ。伊勢椿ナント云ツルヲ求兼テ心ヲ盡シタリツルカ。不慮ニ大坂騷動ニヨリ。逃テ京都ニ上ル。慶長二十年乙卯ノ夏。家康征夷大將軍鑒ニ大敵ヲ。同七月十三日改元アリテ號ニ元和ニ其年暮ヨリ椿日月增益ス。昔木ニ百梅。草ニ百菊有トハ聞ケト。有レ名無レ實親見ント要スレハ其數不レ多。椿若實ヨリ生ジ。因レ種色相ヲ變ゼハナンスレゾ古ヨリ無ニ此趣ニ乎。今仁王百八代ノ帝。後陽成院ノ御宇ニ預メ芽シ。今上皇帝ノ御代ニ甚以盛也。白玉椿ノ八千歲ト賀スル物。某前栽ニ集レルダモ漸百椿ニ及ヘリ。珍重珍重皆是天理ノ恩寵ニアリ。謹テ案レ之日月清明ニ風雨以レ時災厲不レ起。國豐ニ民全ナルベキ瑞相

ナラン物歟。聞説ク伏犧皇帝ハ。木德ニテ治世一百餘歳アリ。加之周モ亦木德ニテ保二八百歳一ヲ。彼嘉例ニ齊ク六十餘州ノ官領。今東國武州ヨリノ御下知也。去レハ當時昌フル花ノ椿ノ一字ヲ分テ見レハ。木篇ハ春ニ則テ東ニアタリ。作リノ春モ靑陽ニテ東方タリ。最時宜相應ノ惠ナルカナ。草木ヲ爭ニ力無心ノ物ニセンヤ。堯ニ有二蓂莢一。舜有二屈佞草一。又々周ノ成王ノ時。唐叔得二禾異レ畝同一レ穎ヲ。献二諸天子一ニ。王命二唐叔一歸二周公一。卽作二嘉禾篇一。震旦吉兆纔ハカニ一草上ヲダニモ奇トス。况ヤ我朝ニ往古ヨリ無リシ椿。惟時一樹ヘヲ生二万花一ノ盡レ善矣盡レ美矣。珍事無二物可一レ取レ喩。此上有レ道則德自通二天故也。或詩野草無端亦姓劉晋モ今宋取ラレタレハ。宋ハ劉氏也。天下草花モ亦劉氏也。又宋ノ劉奇好ガ取レ晋ヲ時ハ草マデモ名二劉祐一トタリキ。扨ハ知ンヌ日本之三代將軍本ヨリ源家ニテ渡ラセ給フノ上。椿花モ官爵ヲ免シ給ハヽ。源氏ニヘアガルベキ物ヲヤ。秦ニハ松ヲ大夫ノ官ニナサレ。唐ニハ梅ヲ好文木ト賞シ給ヒ。和朝ニハ老松ノ神。紅梅ノ神ト祝セラルヽ謨モアリ。此椿澆季今ニ至リ千花万花不レ屑コトモ。咲勝レタル聲花。金殿玉樓ノ砌ニ御愛アリテモ雅不レ賤ラ。凡万木最ノ頂莫レ如レ之。寒往暑來紅意綠情一樹ノ椿花詠席錦纜牙檣ノ河逍遙モ不レ思燈前香後興ニ入事モ求ルニヨシナシ。造次ニモ此花ノ色ニ耽リ。顚沛ニモ彼美景ニナレシカハ。自然ト椿ニ十德アル事ヲ辨ヘタリ。

一雖レ經二歳月一不レ見二老衰一

藤原爲尹

久シサモ唯相生見ヘニケリ椿双峯ノ松カ枝

二無二落葉一而木下自凊

慈鎭

此德ニ秋ヲモシラシ常盤山夏コソナケレ松ノ下影

三以二接木之術一應レ寄易レ求

草庵集

露ナカラ色ニ移テ秋ノ野ノ小花ニマシル月ノ

影哉

四雖レ在ニ蒼生之地一花容勝絶則忽昇ニ内園一

冬枯ノ芝生モトニ住シカト春ハ雲井ニアカル
雲雀カ

五專樂ニ清水偏ニ禁於穢　仲務大輔

池水ノ世々ニ久クスミヌレハ底ノ玉藻モ光見
エケリ

六繼ニ他家而不レ失ニ己徳位一

處セキ岩カキ沼ヤトリテモ同シ空ナル秋ノ夜
ノ月

七當春秋生レ綠長枝條

山影ヤ秋木モト色深ミ淺クモ花ヲ思ヒケル哉

八逢霜雪而不レ變レ色　慈鎮

住吉庭モ杪霜枯テ冬コソ松ノ色ハアリケレ

九四時開レ花改レ觀悦レ目　草庵集

閑シサヲ花ニ忘ル、宿ナレハ見セハヤトノミ
人ゾ待ル、

十實則變レ油照ニ寂寥一

梳則爲レ粧被レ受用　藤原爲尹

燈スキマニモル、光カト見ユルヤ窓ノ螢ナル
ラン

棹姫ノ柳ノ髮ヤクラフラン門井筒ニ簾春風　同

白玉之分

一三光。二朧月。三霞月。四難波潟。五蟬羽
衣。六桔梗椿。七山茶花椿。八桂花。九三五
四。十瀧白糸。十一鷺宿鷗眠。十二白フノ鷹。十三
白妙袖。十四雲斂。十五星一ツ。十六カヅキノヲカ（被御方）
タ。十七返玉章。十八高野山。十九幾夜霜。廿遊仙
枕。

一三光

昔ヨリ椿花ハ。五葉ニ開コソ常ナレ。近キ比四
葉ノ花出來タリ。是レサヘ珍シク乘レ興。今又
此白玉小輪三葉ニ咲ソメヌ。邂逅ノ事ヤト符
寵イト深シ。其振一葉々々各莖際ヲヒラメニ

咲出テ。末次第細クナリ。花ノ先ソトヘ曲リ收ル。全體鳥用ノナリヲ見ルニコトナラズ。琢ケタル玉ヨリモ淸ク澄メリ。コレヲ比セバ。雲四海ニ晴渡リタル碧天ニ。日月星ノ三光ヲ一般ナル詠メモ斯ヤ。粗目出諸色中白色根本タル百椿巻頭ナレバ。是ヲ最初ニアゲテ地泰平ノ万歲ヲ呼カナ。

月淸集ニ

久堅ノ空ノ曇リモナキ世カナ三ツノ光ノスマン限ハ

二朧月

白玉ノ大輪。千葉ニテ葉ゴトニ背械アリ。世ニハ尾張椿トモ。大白ト云菊ノヲモブリシテ蘂モナシ。白雪ノ如クニハアラズ。ウス赤キガボツケリトアルカナキカノ色ヲ含ミ。ホノカニイツクシク。目モアヤニ詠居レバ。珍シヤ一葉一葉ゾ散ケル。

式部卿親王

秋モ猶忍ハレヌヘキ光哉花布庭ノ朧夜ノ月

此歌ニテ比量スルニ。大カタノ白玉ハ秋月ノ如シ。今ノ椿ハ朧夜ノ月ヲ花敷庭ヲ見タランハ如何ニ。

三カスメル月

白玉ノ大輪能開テ入目アリ。花アツクボツケリト色アルカナキカノ様也。膚美シクツヤアリ。白リンズヲ見ルガ如シ。人ハ云。トテモノ事ニ色ガナクハ大勝ナルベキ物ヲト。我ハ不然。打見ハ白卒與色ノ有ハ是ゾ心ノツク處。一入ノ詠ナラメト自愛殊ニ甚シ。

權中納言定頼

曇ナク寒ケキヨリモ中々ニ霞空月コソ思へ

此椿ハ三條ニテ。永原屋ノ意休坪內不覺栽テ置タリシガ。斯秀各花ヲ咲。

四難波潟

白玉大輪ノ千葉也。下草ハ夥敷開キテ花先外ヘ飜ルガ如シ。而メ一葉々々ノマヲヨククバリテ。幾重モ有テ黄蘂ハナク。打ボケテ咲收ル姿無レ比類卒與色アルヤウ也。朧月ト云椿ノ面影ニ似テ愛有ト云ン。

新勅撰ニ　　俊頼

難波潟蘆間ノ氷ケヌカ上ニ雪降重ヌ面白ノミヤ。

五蟬ノ羽衣

是ハ千葉ノ白玉也。濃州岐阜ノ當リニテ。德永左馬助モトメエテ。隨分秘セラレタルニヨリテ。天然ト欄ノ中ナル花ハ。斯スカラ色香モ深ク。思ヒナセル類多シ。花ノ模樣ハ大概先ノ朧月ノ如シ。去ドモ替タル事アリ。朧月ハ一葉一葉ニ背械アリテ。花先キキツシ。是ハセガイナク花平メニシテ。打ボケテ言語道斷ノ姿也。見ルト齊シク心涼クナレハ。重テモ猶アカヌ面影ヤト愛ヲナシテ名トス。

山階入道前左大臣

今日トテヤ大宮人ノ白妙ニ重テキタル蟬ノ羽衣。

六桔梗椿

白玉輪チヒサク。背械アリテ。一重々々ノ間切レタルヤウニシカモキレズ。花ノ咲振尋常ニ細ク。白キ桔梗ノ花ヲ見ルニ不レ異。立寄人皆云是桔梗ノ木ニ咲タル物也ト。異論ナク人ノコトバニ任スレハ過ナシ。桔梗ハ秋ノ七草ノ內ニテ。古ヨリ愛スル物ヨ。

七山茶花椿

葉ノナリ花ノ姿。山茶花ト云ニ能似タル儘。別ニ意趣モナク。淺々ト名ニ唱フル者歟。山茶花ト云事。モトヨリ椿ヲ異國ニ云名也。又云山茶花ハメツバキ也ト。何レモ花ノ先トガリテ輿アリ。

八桂ノ花

白玉ノ大輪七日八日有。葉ノマハリ切揃ヘタ

ル形也。白コマカナルシデハ。常ノ如ク澤山ニ廣々ト。花ノ惣體八分九分計有テ。其上ニ大ニ薄キシデ村々有レバ。サナガラ雪ノ幅廣キガ。眞砂ノ上ニ降テ積ラヌ風情トヤ云ハン。此椿始ハ讃岐國ニ有シヲ。京ノ花數寄ニ角屋ノ道惠ト云ガ求來ル。世ノ人スミヤ椿ト云ヒキ。予是ヲ植置キ委細ニ試レハ。俊成卿ノ詠ニ不レ遠。

空晴テ散クル雪ハ久方ノ月桂ノ花ニヤ有ラン

九三五四

此白玉小輪ニテ。下タハ三葉ニ。中ノ重ネハ五葉ニ。上ヘハ四葉ニ重リテ咲花ナレハ。是モ又ウカトヒトヘニ開ク。常ニハアラヌ體ナル間。唯打見エタル體ヲ名トス。出處ヲ尋レハ高臺寺益長老ヘ。信心ノ檀那ヨリ寄進ノ椿ト云。

十瀧ノ白糸

白玉五葉ニ咲。中輪單ニ能開テ。扨内ニコヨリノ様ニ。幾筋ト云數モナク。上ヘ、長一寸計一盃ニ咲登リテ。蘂モナク。惣々ノ花先内ヘマガリフツクラト咲收マレリ。五葉ノ白中ニモ。花ノ葟際ヨリ先猶白クシテ。青様ニ見ユル。此椿ハ都材木町ニ。水口五郎衛門ト云花執心ノ町人。自然ト求得タル木也。白玉ニ此咲振竟(ツイ)ニ不レ出。五葉ノ惣體ヲ白波ニ見ナシ。先キノ清ク結ホヽレタルヲ。瀧ノ白糸ト見ナシテ。慰マンハ如何。

慈鎮和尚

春來レハ花ノ白浪音山杪ニハ又瀧ノ白糸

十一鷺宿鷗眠

白玉ノ冬咲ニテ。打見タルスガタ。近比ケタカク位有テ。一重ノヤウニアリ。上ヘノ一重ハ鷺ノヤトリタルニ能似。下タノ一重ハ鷗ノトマリテ眠タルサマナリ。惣別鷺約鷗盟トテ。鳥ノ中ニ盟約深キ物ゾカシ。此花ノ咲振。フタヘヲ彼盟ノムツマシキニ思准ヘテ名トス。

十二白フノ鷹　白符(シラフ)

是ハ赤キ伊勢椿ニ能似テ。而モ白玉ナレハ。人皆白伊勢トコソ云ナレ。去レトモ花ヲ手ニ取リテ。委細ニ見レハ。サスガ伊勢ト計モ云ヒ難シ。單ニ白ク咲タル中ニ。大ニ平メナル白シデアリ。又霰ノ如ク少キツブモ有。近比面白キ風流也。朧次ナフテ見ルニアカズ。　金葉集

鵲鷹ノ白符ニ色ヤ紛ラン十回山ニ霰降也

十三白妙ノ袖

白玉大輪十一目ニアマレリ。千葉ニ咲重リテ。白膚水晶ハ猶濁レハ影モ有ンヤ。打見タルトコロ白牡丹ノ盛ニコトナラズ。去レハ陶淵明。九月九日菊ノ下ニ。無レ酒徒然トメ有リシ。王弘ト云人酒ヲ送リ。又其使白キ衣ヲ著タリ。朗詠ニ王弘ガ使ハ立ニ晩花前ニ云ヘリ。此白字ノ題ニテ作レル詩也。古今ニ。花見ツヽ人待時ハ白妙ノ袖カトノミゾアヤマタレヌル。是モ此事ヲフマエ。菊ヲ白妙ノ袖カト讀ル也。今ノ椿ヲ始テ見付タル嬉シサハ。淵明ガ王弘ヨリ使ヲ得タル悦ヒニ。聊モ劣ラ子ハゾ。白キ色ノ花ニ耽リテ名トス。

十四雲歟

白玉ノ大輪ノ蘂ハ。白細カナルト薄白ク荒キト交リタリ。此一樹ハ體枝垂柳ヲ見ル如ク。又糸櫻ノ靡クニ似テ。枝モ杪(コスエ)モ嬋娟(タハヤカ)ニ細キ下リ。單ノ白キ大輪花ノ面。下ニ臨ミ活ト開キ無ニ比類風情也。ト詠メ居レハ其間ヲ置テ一輪ハ白ク。七日計ノ大輪八重ニ咲キ。潔ク開キタルガ。花ノ面地ノ方ヘ向ヒ。單ト八重ト咲連タル物見ハ。喩ヘヲトルニ言葉ナシ。餘リニ様稀成花木成故。中々ニ淺々ト樵夫モ謠フナレハ。雲歟ト見ヘテ八重單ヘ。

十五星一ツ

人來テ云。我宿ニ椿有リ。二尺ニ不レ足。花咲兼

バ。色ヲ不レ知。其ヲ成トモ物ノ數ニ植ラレンヤト云。卽乞請テ前栽ニ移ス。明ノ年花有リ。白玉ノ五葉小輪成事。金錢花ノ大サニ心程増リナンヤ。一重ニテ快ク開キ。咲形類ナキイタヒケサヤ。大輪ニテ十一目十二目成ハ有ト。心ノ付事ハ大方ナルガ。此花ノ小輪ヲ見タル珍シサハ。云ニ不レ言。喩ヘハ秋月斜メ成ヲ。夜ナ夜ナ詠ムル面白サト。五月闇ノ砌。霖雨ノ遊勝ニ空打曇リテ。青天ノ面影サヘ忘レハテ。サビシクウタテシキ時。思不レ寄雲ノスキ間ヨリ。星ヲ一ツ見付タランハ。晴渡空ニ月ヲ詠シハ物カハニテヤ有ヘキ。

定家卿

星一ツ見付タル夜ノ嬉シサハ月ニモ増ル五月雨ノ空

十六筱ノお方

白玉膚雪ノ如クニ勝レタル小椿也。花厚ク。下タ三葉ハ開テ。上ヘ三葉ハ不レ開。一葉ハ内ヘ屈ミ莟メリ。又一葉モ莟メル上ヘ、重リ有リ。又一葉モ右ノ二葉ヲ覆ヒ包テ。蘂ノ姿ヲ見セズ。始ヨリ終迄。終ニ不レ開ヌ風情。喩ヘハ人ノ見ル目ヲ恥ル婦人ノ。偶往還ノ道ニ出ル時。被ヲシ面色ヲ見ヘシト。謹ミ隱レタル姿ニ相似タレバゾ。斯ハ云ナラシ。

十七返玉章

白玉ニテ。花ノ形不レ強。常ヨリモタテ長ク咲。ホツコリトエヒラカズ。牽牛花ノ色メケル心地シ。ヤサシク愛有リ。心ヲ寄テ思フニ。是レ喩ヘバ我ガ戀ル人ノ本ヘ。忍テ書送リタル文ヲ。見ル迄ハナク。結ビメ其儘解モヤラズ。返シタル様ノ姿カヤ。

金葉集

戀レ𪜈人ノ心ノ解ヌニハ結ハレナカラ返ル玉章

件ノ椿出處ハ不レ詳。境ニ阿地子宗句トテ。年來數寄ノ知音有。尋出メ是ヲ贈レリ。

十八高野山

此白玉ノ大輪ノ八葉ニ開キタルハ如レ雪。其形誤テモ不レ增不レ減同品也。暫ク是ヲ觀レハ。人人ノ胸中ニ肉團八葉ノ蓮臺ヲ具足セリト。世尊ノ金文有。去ハ弘法大師密嚴淨土ヲ事相ニ顯シ。眞言上乘ノ靈地ヲ開玉フニ。八葉ノ峯八ツノ谷ヲ以テ。濫觴ト與ゼラレシヨリ。八百歲ヲ經テ末世ニ及ト云ヘド。寂莫無爲ノ山ニシテ。勤行不退ノ室ノ內ニハ。鈴ノ音幽ニ聞ヘ。無明長夜ノ眠ヲ覺シ。今モ三會ノ曉ニ心澄ミ。不斷燈明ノ光ハ。奈落迦ノ底ニ輝キ。香ノ煙リ檣香ハ。廿五有ノ街ニ薰ジ渡ラン。四部ノ弟子。信仰歸依ノ連レ袖。南無遍照金剛ト唱ヘ。屈レ膝盡ニ禮拜ニ事古今不易ニシテ。糸毫モ零落ノ氣色ナケレハ。此椿ノ不變ニ寄テ名トス。

是ヤサバ高野ノ山ニ住心閼伽振鈴ノ夕暮ノ聲　慈鎮

十九幾夜ノ霜

白玉ノ小輪。千葉ニ咲カサナリテ。無ニ比類ニ物見也。カヽル姿ハ大輪ノ白玉ニサヘ稀成哉。增テ小輪成ハ。超過シタル花ト云ハン。卒與色アリ。猶珍與トコソ愛スベケレ。何トテ小輪ナルヲ勝レタリト云ヒ。大輪ハ劣レル樣ノ言葉有也。答テ云。馬ニハ騎テ見ヨ。人ニハ添テ見ヨ。花ヲハ生テ見ヨ。昔ヨリ今ニ至リ。價ノ高上ナル花入ニ細口ノミ有。自然口ノ廣キ花入ニ。小輪ヲ生テ見アマス事ハ稀成ガ。細口ニ大輪ノ花。稍モスレバ見ル目ニ餘ル。然間常ニ憶フ。牡丹ハ花ノ富貴ナル物。蓮ハ花ノ君子ナル如レ此。大輪ハ咸ク遠キ詠ノ驚キニテ。庭前ノ錺ニ叶ヘリ。併或ハ釣舟。或ハ竹筩。若ハ僞ナドニ署月ノ白蓮。冬日ノ牡丹。其外時ノ珍花ナラ

ハ。大輪ニテ猶序ノ風流トコソ云ヘケレ。又此椿ノ名ハ月清集ニ。

色替ヌ白玉椿生ニケリ幾夜ノ霜ノ置重ケン

二十遊仙ノ枕

此花大白玉ニテ十四目アリ。餘リニ大輪ニテ。枝ノ稟マヌハナシ。三五夜中ノ新月ノ色ト云ヒテモ。疎カルマジキ物見也。去バ開元遺事ニ云。龜慈國ヨリ進テ。奉ニ枕一枝一ヲ其色如ニ碼碯一溫々タル事如レ玉。其製作甚樸素ナリ。若枕レ之則ハ十洲三嶋。四海五湖。盡在ニ夢中一所レ見帝因立レ名爲ニ遊仙一后賜ニ楊國忠一。楊國忠ハ貴妃ノ兄也。熟ク思フニ。此花ノ本ニ休ヒ。盃數多給巡ラシテ。不レ覺睡眠ニ及バ丶。月宮殿ニモ至ル思ヒ。遊仙ノ枕目前ニ得タリ。

赤椿ノ分

一緋玉垣。二唐錦。三色照山。四元和。五遲紅葉。六鹿ノ聲。七入日影。八花ノ盛。九一本時雨。十雨ハフレ。十一初花染。十二菊盃。十三三品。十四賤屋菊簑。十五和田原。十六侃カ母。十七樊素カロ。十八司馬溫公。十九塵綿。廿難瀨川。廿一腰簑。廿二八幡椿。廿三藍溪。廿四角倉。廿五富貴。

一緋之玉垣

赤キ色ノ勝レテ濃キ。八重九重ノ大輪。各能開ナリ。一輪ハ八幡椿ノ如ク。葉ノ間々ニ黃ナル蘂五處六處。細カナルガ咲出ル有。一輪ハマ丶バラニ活ト開亂レ。少モ蘂ナク。眞中ハ莟テ收ル有。又一色ハ輪ノ中程ニ。細キシデ立チ。其シデノ本ハ白ク末ハ赤咲有リ。奇妙ノ氣色喩ヘテ云ハン樣ナシ。名高キ社頭ノ神垣ヲ見レハ。惣體赤ク間々黃ナル彩色有ニ似タリ。

前大僧正慈圓

君ヲ祈ル心色ヲ人問ハヾ糺ノ宮ノ緋ノ玉垣

椿花ハ三色ニ別ツ。歌ニハ其色見エズ。爭例證ニ引ヤ。イナ色ノ多少ヲバ不レ取。君ヲ祈ルノ

詞ニ何カモレンヤ。君ハ南面臣ハ北面トアリ。今亦赤椿ヲ記ス始ナレハ。陽德ヲ崇メテ是ヲ用哉。

二唐錦

此一樹ハ。如何ニモ赤常ノ椿花ヲ。一輪下タニ。一輪ハ中ニ。一輪ハ上ニ。三ツ重ネタル樣ニ咲アガレハ。人ハ云ツナギ椿ヤト。長高ク一向浮世ニ有ル振ニテハナシ。

新勅撰ニ

足引ノ大和ニハアラヌ唐錦立田ノ時雨如何染ケン

ト讀リケル。大和ニハアラヌノ詞ニ。無比類花ト云心ハ明ケシ。此椿ハ江州澤山ノ城主井伊掃部頭ノ家頼ニ。岡本半介ト云侍アリ。其前栽ニ有ツルトナン。

三色照山

此花ノ色ト咲振ハ。伊勢椿也。是ヲ世間ニハ大和三階ト云テ持拍子氣不然。大輪ニ少横ヘ長ク常ヨリモ色コク見ユル也。下タ一重赤キ蘂澤山ニ咲揃テ。卽其蘂ノ上ヘニ。又輪ノ大サモ花ノ形モ。下ノ一重ノ如ク重リ咲。二重ナガラ照輝ク姿。一輪ヲ詠ムルサヘ得ナラヌニ。况ヤ彼ノ花ノ本ニ立寄テカラハ。時移リ日ノ暮ルヲモ打忘タル折カラ。入相ノ鐘ヲキヽテゾ。光陰ハ隙ノ駒ナル事ヲ辨ヘタレ。

權大納言爲尹

暮ヌトハ扨モ覺ズ紅葉ハノ色テル山ノ入相ノ鐘

四元和

赤大輪。八幡椿ノ如ク冬咲也。千葉ノ内ニ一村ツヽ黃ナル蘂。或ハ四處或ハ五處ニアリ。三條衣ノ棚。龜甲屋ノ道圓ト云花數寄。此椿花ヲ始テ一枝携來リ。是ニ名ナシ何トゾ付ヨト望リ。某問イツノ比ヨリ有ヤ。元和元年ノ咲生ナリ

ト答フ。暫ク思合スルニ。五十四代ノ帝仁明天皇ハ黄色ノ菊ニメデ玉ヒ。又彼御在世承和嘉祥ノ間ハ。下ガ下迄モ。黄菊ヲ持拍子ヌ。去ハ始ハ曾我菊ト云ヒシヲ。承和菊ト重ンジ。今ニ其名ヲ呼事アリ。幸大相國天下ヲ掌ニ握ラセ玉ヒテ。元和ト改ル年號ニ始テ生シタルヲ祝シ。卽元和ト號ス。是ナラズ吉事アレハ。卽其物ニヨリ改テ名トスル事。異國ニモ多カリ。漢ノ武帝本時ノ大將ト云ハ年號ヲ改ニ元鼎ト。當時吉慶ナレハ也。又叔孫得臣得ニ僑如ヲ名ニ我子ヲ嬌如ト云。東坡モ大旱ニ得レ雨。名ヲ亭ニヨセ喜雨亭ト云タル例モアリ。

五遲紅葉

此椿ハ八重九重ニ。松花ノ成ニ似テ。紅ノ殊更濃色ナルガ。葉ノ上ヘ、間々ヲ廣々ト。高ク咲重リ。蘂モ多カラズ。大輪ニテ饒カナル花ノ姿カナ。喩ヘハ冬ノ氣色冷マジキ比。端山ガ下タノ木ノ葉ハ落テ。梢マバラナルニ。遲キ紅葉ノ一村見エタルハ。珍シヤ秋ノ最中ヨリ猶一入ノ物見。夕暮ノ興ニヤ有ン。

家隆卿

霙降ル端山ガ下ノ遲紅葉一村見ユル冬ノ夕暮

六鹿ノ聲

此花ノ咲ク振ヲ見レハ。黄菊ニコヨリ菊トテ。水引ヲ二筋アハセ。赤ク染タル程ノ細サニテ。輪大ニ。花ノ莖長キ有リ。其形チニ少モ不レ違椿花也。草庵集ニ夜ノ鹿ト云題ニテ。

妻戀ノ心シラレテ小倉山夜コソ増レ小男鹿ノ聲

右ノ歌ノヨルヲヨリニ云ヒ成テ。椿花ハ有モ。此椿ノコヨリニ増リタルハアラジト。思ツヾケテ也。

七入日ノ影

赤キ色一入ニ。花何レヨリチヒサクテ。優キ中ニ白蘂ヒカヘ。細ナル粒モ白シ。肝ヲ消タル物

見也。赤キ躑躅ノ花ト双ベテ見ルニ。何レヲソレトワカチ難シ。世ニハ躑躅椿ト云道理アリヤ。椿トハ葉ノナリニテゾ知ラレヌル。

月清集

茜サス嶺ノ入日ノ影落テコクゾ染タル岩ツヽジ哉

又付合ニ

花ヲ折カト人ヤ見ルラン躑躅咲木ノ下蕨手揚テ

八花ノ盛

此花ハ。世ニ赤尾張ノ散椿ト云ゾカシ。千葉ノ大輪ニテタケ高ク咲ノボリ。今ゾ盛ニ見ル物也ト思ヘハ。程ナクテ散々ニ成行春ノ名殘アリ。色ハ匂ヘド散ヌルヲ。我世誰ゾ常ナラント。諸行無常ノ始ノ二句ニテ。槇尾山寺勤操書給タル。四十八字ノ大和假名。心深サノ程。今更事新キ様ニ感シ敢リ。

家隆卿

世ノ中ヲ思繼テ見ル時ハ散コソ花ノ盛也ケレ

九一本ノ時雨

此椿九月初ヨリ必咲。花ハ薄赤ク。葉ノマハリ細工ナル者ノ切マハシタルガ如シ。如何様替物也。去ハ鎌倉ノ中納言爲相ノ卿ハ。定家卿ノ孫ニテアリ。相摸國ニ唱名寺ト云律家ノ侍リツルガ。堂前ノ楓山ハ。末キニ先立テ。唯一樹紅葉スルアリ。奇異事哉ト沙汰シ。其時節ニナレバ人々集リ是ヲ見ル。或年爲相卿彼寺ニ詣テ。紅葉ノ體ヲ詠給。

如何ニシテ此一本ノ時雨ケン山ニ先立ツ庭ノ紅葉バ

ト讀テ。短冊ヲ付ラレケレバ。明クル秋ヨリヒシト紅葉ヲヤメ。唯青葉ニテ星霜ヲ送リヌル事ノ不思議サヨ。其後心敬聞及ハレ。唱名寺ヘ態ト參詣有テ。

フリニケル此一本ノ跡ヲ見テ袖ノ時雨ヲ山ニ先立ツ。

右爲相卿ノ歌詞ヲ取。早咲ノ赤キヲ譽タル名ゾカシ。

十雨ハフレ

赤椿ノ小輪。珍シカラヌ花ヤト思ナガラ。心靜ニ見ケレハ。蘂ノ莖ハ常ノ樣ニ有テ。其莖每ニ蘂ヲノ〳〵赤キ笠ヲ著タル樣ニテエコラヘズ。是何ニ似タル。小式部幼稚ノ時メノト誘出テ。櫻ガモトニ遊居ケリ。折節蟻ノ一花ヲカヅキトヲルヲ見付。乳母タハフレテ云。コノ體ニ與ジテ歌ヲハエ讀給ハヌヤト。卽ウチウナヅキ。

今日計嵐ハスルナ雨ハフレ花笠キタル虫ノトヲルニ

十一初花染

此花コキ紅彩ヲフト解名處ノ色ニテ。一葉一葉ノ間キレハナレ。花ノ葉尋常ニハヾホソクタケ少長ク。シホラシキ姿愛ヲナス。假初見シ美クシサヲ忘レントスルニ。暇ナケレバ昔ノ人ノ言葉ニ。戀慕ノ色ノ深ク思ヒ初ラレシニ。比ヘタル名ニコソアレ。　古今集ニ

紅ノ初花染ノ色深ク思ヒシ心我レ忘レメヤ

十二菊ノ盃

此椿。始ハ中根茂吉ト云侍ノ持タルヲ。大守ヘ進上ス。仍世ニ茂吉椿トコソ聞觸レシ。赤ク莟タル姿幾重モ重リテ。心地能未聞サルニ待兼テ。早見度心ノミ進リヌ。角テ此花咲タレバ大輪ノ千葉ニ重リ夥布ガ半ナラントスル砌。花二段ニナリヌ。下タ一村ハ横ヘ開キ。赤キ大杯ヲ重子タル樣ニ見ヘ。上ヘ一村ハ葉ノカサ子ハナレ〳〵ニナリ。繞ニ立登リ。悠然トシテ脇ヘ傾ムカズ。上モ茂リ下モ榮テ。八重九重ニ蔓リ繁榮ノ姿ナル儘。名ヲ菊ノ杯ト付タリ。

明題集

行末ノ秋ヲ重テ九重ニ千代迄メグル菊ノ盃

右ノ椿ハ尾州大守大納言義直公ヨリ拜領辱矣。

十三三ノ品

一樹ニ三色ノ花咲也。第一ハ赤椿。大輪ニテ八目アリ。下タ一重透間ナキヤウニ咲重リ。花ハ九重ニ見ユル。此上ヘニ下タノ輪ヨリハヾ四分計モヤ〱ト。重子ノ厚サ五分程ニ咲。其上ヘニ下タ一重ノ如ク。大輪四葉五葉ニ開キテ。中ニ赤キシデト黄蘂ト交リテ收ル。第二ハ一重二重迄ニ右ノ貌ニテ。三重目先ノ下タノ一重ノ葉ノ大サナルシデ二ツ立テ。黄蘂赤シデナシニ收ル。第三ハ山椿ノ五葉ノ。單ニ黄蘂アルガ咲也。此花ノ三色ヲ分テ見ハ。彼韓退之カ人性ヲ三品ニ分チタルガ如シ。上ハ一身ノ上ヘニ善キ性ノミ有テ。惡キ心ニ不移也。中ハ一身ノ上ヘニ善ヲツトメ。又惡ヲモナシ。善惡混シテモチタル性アリ。下ハ惡キ性ノミニテ。人ノ善ヲ誹リ好事ヲ猜タム。無三品ヲ今ノ花ニ比セバ。上ハ第一ノ三重トナシ。中ハ第二番ノ三重トシ。下ハ第三ノ花ニアテ。其性々不改ノ義ニヨソヘ。名ニ付テ賞スル哉。和歌ノ風景ニ寄セ用ラレタル心ヲ人ノ性三品ニアテ、試ンニハ。

一善性　古今集ニ

谷風ニ觸ル氷ノ隙事ニ打出ル浪ヤ春ノ初花

二善ト惡ト混合ノ性　慈鎮

春ヲ經テ花咲春ノ春風ニ咲櫻有ハ散梅ノ花

三惡性　俊成卿

花モ露モ如何ニ心ヲ碎ケトテ秋ノ野分吹始ケン

十四賤屋ノ茶箋

赤椿ノ單ニ五葉ナルガ。花ノタケ秀テ、上ヘ

、長ク咲也。シカモ花先姥口ニ內ヘマガリカガム思フニ是民家ニ。早朝ヨリワル茶ヲ煎シ。似タルヲ友トシ。集リ並居。時刻ヲ移シタテ、呑ナル。其茶箋ヲ見レハ。事ノ外タケヲ長ク。穗先ヲ內ヘマグタル也。今ノ花ヲ是ニ比ス。知ルモ知ラヌモ茶ヲバ好ムト云ヘドモ。中ニモ煎茶ハ姥口ニ緣深ケレハ。名ニ付テ呼ナラン。右ノ花ハ南都一乘院殿御坪ノ內ニ有テ。御自愛不淺トコソ。

十五和田ノ原

赤椿ノ花。タケ高ク千葉ニ咲也。常ノ千葉ハ葉ゴト同シナリニ。回リモ內モ咲カサナル是法也。此花ハ輪ノ外一色ニ。何ノ紋モナクテ內ノカサネ。莖際ヨリ並ヲヤリ。一重二重三重乃至八重九重ノ上ヘモ有ガ。一回リ〱サヾラ波ノ立重ルトヤ云ハン。小波ノ立ソムルヤウナル花ノ莖モトニ。蘂ト云物聊モナシ。

明題集ニ

和田ノ原鹽路ハルカニ見渡セハ雲ト波トハ一ツナリケリ

十六侃カ母

此一樹ハ。新在家ニテ連歌師昌俔ノ坪ノ內ニアリツルヲ。深ク望ヲカケ囉畢ンヌ。赤キ色ノ小椿也。花ノ開ヲ見レハ更ニ蘂ナシ。北磵外集ニ截レ髮侃カ母トアリ。截レ髮トハ范逵過ニ陶侃家。侃貧ニシテ客ヲ留ル事ナシ。侃ガ母我髮ヲ切テ酒ト肴ト替テ。客ヲ持成タル事ゾ。小谷ガ詩ニ煎レ髮賓筵盛ナリト云モ此事也。女房ノ上ヘニハカザリナル髮ヲ切テ。仁義ヲ務シ心榮謂ン方ナシ。常ノ言葉ニモ髮形チトコソ云ナレ。去程ニ此椿花ハ惣體風流ニ咲ト謂共。頂キノ物見ナルヘキ蘂ノ。努々ナキハ。形美麗ナル女ノ髮ヲヲロシタルニ似タル故。サテゾ侃ガ母トハツケタル也。彼陶侃ハ陶淵明ガ祖父也。

廣南ノ守護トシテ有シガ。後ハ八州ノ守護ト成リタリシ。

十七樊素カ口

赤キ色ノ勝レテコキ小椿也。此花蕾ノ少開キソムル時。莖モ白ク先モ白キ蘂。葉ノ内ニホノカニヒカヘタルハ。百ノコビアル美シキガ。卒爾ニホヤカニ打咲タル姿トヤ謂ン。去ハ詩歌ニ櫻桃ハ樊素カ口トアリ。彼ハ樂天ガ妓女也。雲溪友儀ニ云。白居易有レ妓樊素ハ能ク歌云々。又白居易病中ニ樊素ニ別ル、詩ニ。病ハ與ニ樂天ニ相伴ニシテ住マリ。春ハ隨ニ樊子ニ一時ニ歸ルト謂リ。彼妓女カ歌フ口モト。此花ノモノイハヌ唇ニハ。中々及有マシケレド。樂天カ面白思ヒシ心ヲ。コナタヘ移シテ云ハンニハ。カクモアラメヤ。

ロヲスフトテ鼻ヲツキケリ若衆ニモヤリ顧ノ有物ヲ。

十八司馬溫公

山城國西岡民下ニ。自然ト有シ椿也。紅ノ千葉ナルヲ。菴ノ前ヘニ植置ケレハ。二年程一樣ニ咲シカ。三年目ノ春花ノ形チ。大中少不同。大輪ニ蘂有也。無アリ。小輪ニ蘂アルアリ。無アリ。色コキアリ。淺黃有。花ノ先開ザル有。白ク細キ筋アル有。自由自在ノ咲樣也。人々比シテ云ハンニハ。彼ノ司馬溫公ガ獨樂園記ニ。投レ竿取レ魚。執レ衽采レ藥。決レ渠灌レ花。或臨レ高縱レ目。又行モ無レ所レ牽。止モ無レ所レ梶。ト生涯ノ心儘ヨク似タル物ヤト。浦山布テ名トセリ。

十九塵綿

是ハ花ノ色濃ク赤シ。大輪ニテ八重九重ニ咲能開也。蘂ニソウテ小指ノハバ程ナルシデ一ツアガルアリ。アガラヌアリ。又黃蘂アルアリ。ナキアリ。

塵綿ト云卷物ノ膚ニ似タレバゾ名トス。如レ此

花ノ地ニチヾミアル事ハ。白キニモ薄色ニモ有。何モ打見タル處常ニテナシ。

廿戸難瀨川

赤椿ノ三重。下ハ四葉ニ咲登ル。中モ四葉ニ咲揚ル。上ヘハ五葉ニ咲登リ收ル。三重ナガラ花ノ形チ。如ニ牽牛花ニ咲テ。花ノ末モ彼レニ同ク。外ヘ少ト縁ヲハリ。一段々々ノ花。莖モトノ間二分半三分程ヅヽモアランヤ。然ハ都合花ノタケ。上ヘヽハ三寸五分六分計ニ見ユル也。勝レタル出立。喩テ云ン樣モナシ。赤キ色ノ重リ深ク咲ケルニ目ノ移レハ。

續拾遺ニ　　堀川右大臣

戸難瀨川音ニハ瀧ト聞ツレト見レハ紅葉淵ニゾ有ケル

此一樹ハ。都松原通ニ友廣トテ。若キヨリ不レ倦花云ヘハ。草モ木モ自山野ニ分入テ。辛勞ヲ不顧集嗜シ故。其物々々ノ養育。肥瘦ノ會釋諫磨ノ功ニヨリ。世ニ越テ此道ノ師兄也。其庭ニアリシ椿ゾカシ。

廿一腰簑

赤キ大輪。五葉ノ花厚ク九重ニ咲。黄蘂タケ七八分雙立テ一返アリ。其蘂ノ中ヨリ二重ニ。三葉ノ花下タノ輪ヨリハ少ク咲揚リ。黄蘂少シ有。兎角超過シタル椿ト云。是ハ加賀能登越中三ケ國ノ太守。前田肥前守殿幕下ノ臣。本田安房守ノ本ニ有シゾカシ。

廿二八幡椿

是ハ八幡山ノ麓。橋本ト云處ニ。ト意ト云花嗜ノ出家有シ。天然此椿ヲ持合セタルガ。世ニ廣リテ。八幡椿ト云ヒ習ハシ。又ハ牡丹椿ト號ス。勝テ赤キ大輪ノ中ノ大輪。八重九重ニ咲テ内ノ方ヘヨリ。四處五處花ノ間ヲ置キ黄蘂一村充交ル。

廿三藍溪椿

大德寺南塔頭ノ和尚ニ歸依ノ人有。秘藏ヲ不顧椿一本ヲ參ラセタリ。秘メ小方丈ノ前ニ栽ヘ自愛有ヲ見付。無理執心ノ者有。憐愍シ出タサレタリシガ。世ニ流布シ。長老ノ名ヲ呼テ翫事ヨ。花大輪ニ赤ク。蘂ノアタリモ。亂レ出來タル類ソカシ。

廿四角倉椿

此ハ嵯峨ノ角倉與一。不思議ニ求得テ栽置シ木也。千葉ノ大輪。畝ヲヤリテ重ル有。惣ハ能開キ先キハ萎テ收ル有。色コキ有。薄キ有。早咲有。遲有。タヾナラヌ勝物ナレハゾ。人ノ口ニアル花也。

廿五富貴

此ハ花薄クモナク濃モナシ。輪大ニ豐也。千葉ニカサナリタル心地ヨサ。流石姿モ氣高クテ。言ノ葉ニ伸ンヤウナシ。輪ノ頂ロクニテ白蘂眞中ニハナク。輪ノ間々ノ四方ニ。何モ中ノ方ヘヨリ一筋二筋ヅヽ有アリ。無有。去ハ色ニツキ重ニ付。見トルヽ計也。是ヲ比ヘ思ヘハ。財寶ニ寛ナルヲ云レ富。族姓ノ高キヲ云レ貴也。福祿ト爵位トノ差別也。此花幾重モ寛ニ奢レルハ富也。色相高上ナルハ位高ケレハナリ。鄭大東子カ詩ニ。萬紫千紅誇富貴トモ有。

咲分	咲交	飛入之分
一洛中洛外。	二木枯。	三富士ノ高根。
四濯錦江。	五柞杜。	六瀨々ノ白波。
七晝錦。	八染屋ノ亭主。	九錦ノ斷尺。
十小屋池。	十一高麗錦。	十二峯ノ白雪。
十三今日暮。	十四其方峯。	十五歸山人。
十六沈有明。	十七昔男。	十八源氏。
十九瓜紅彩。	廿班婕妤。	廿一瀨田ノ長橋。
廿二桃花馬。	廿三霜ノ紅葉。	廿四梅法師。
廿五能衣裳。	廿六薪能。	廿七御免アレ。
廿八忍ノ衣。	廿九日野殿。	卅夜ノ錦。

卅一鷹ノ爪。　卅二金抔紅盤。　卅三二日月。
卅四朝寢ノ床。　卅五觀音寺椿。　卅六月蝕。
卅七優曇花。　卅八漁父雨蓑。

一洛中洛外

此椿中輪ノ九重ニテ。紅ノ色ニ咲。單ノ間ヨリ白キ莖ノ丸ク。中ハ窕ナルガ花ノ開キタル姿ニ添テ靡キ回リ。五處ニ配也。莖ノ長一寸二分三分計ニ出テ。先ニテ細ニ別レ。黃ニ少粒ナル蘂卒與ツヽアリ。此一世界ニモ物見ハ足レリ。然ヲ又上ヘニ。單薄色ノ五葉ニ咲アリ。白玉ノ五葉ニ咲有。白玉ニ赤キガ飛入咲アリ。是何ニ比量センヤ。去ハ九重ノ內ニ與ヲ盡シタレハ。洛中ニ形トナリ。又扨上ヘ一重。色々咲ヲハ洛外ニ用ユベキヤ。幸東ニ醍醐山アリ。是左靑龍也。西ニ愛宕山有。是右白虎也。南ニ八幡山有。是前朱雀也。北ニ鞍馬山有。是後玄武也。卽四神相應ノ地トシテ。木火金水ニ四季ノ色具リタレバ。自洛中ノ貴賤ハ洛外ノ名所舊跡ヲ慕ヒ。春ハ花ニ袖ヲ挿頭。秋ハ紅葉ニ裙ヲ連ヌ。往ト來ト平安城ノ賑ヒ。八百万代ヲ歷トテモ。盡キスマジキニ粧ニ類ヘテ以テ名トス。

二木枯

濃赤キ椿。下タ一重ハ小輪ノ六葉ニ咲也。二重目如ニ菊閉ニ重々ニ咲。三重目ニハ竪ニ三葉咲揚テ。其花先キニ白カスリアリ。花ノ數皆毎レ輪不レ替。此姿ニテ實ノ見物也。去程ニ一重二重ハ濃赤ク。錦ノ亂レ深キ姿ノ色ナルガ。三重目ニ成テ。白キ絹ノ端々殘リタル様ナルハ。立田姬モ木枯ノ吹落テ。杪ヘマバラニ成行ヲ見レバ。秋ヲ思フ心モヨハリ。織リサシタルヤノ疑アリ。

家隆卿

古枯ノ吹初シヨリ立田姬紅葉ノ錦ヲリヨハリツヽ

三富士ノ高根

一樹ノ內ヨリ。不思議ヲ咲出ス事。人ノ語ルヲ聞程ハ。皆虛言也ト推シ。更ニ實トハ思ハサリシガ。無紛越前椿ヲ手ニ取テ詠ルニゾ。逢見テノ後ノ心ニクラブレバトヤ。覽聞シハ物歟ト驚アヘリ。唯一輪ヲ書顯スニテ。殘ル樣々ヲ思ヒ遣玉へ。花五葉ノ內。一葉ハ赤ク咲。一葉ハ白キニ赤筋中程ニ一筋有。花先薄色ニ分マハルアリ。一葉ハ花ノ脇ニ薄色ノハキカケアルアリ。一葉ハ筋二ツ程アリテ。脇ニ薄色ノチト濃キ樣ナルハキカケアリ。一葉ハ唯白ニ筋三通アル有。前ノ大納言有房ノ歌ノ心ヲ引用ルノミ。凡ソ椿ノ上ニハ。最上是ニ如ハアラジ。然間扶桑國中ノ山ヲ下モ。駿河富士ニ類へ。位ヲ高フ名ニナスト云。

言葉モヲヨハヌ富士ノ高根哉都人ニ如何語ラン

四濯錦江

此花。白玉ノ中輪ニ赤キ筋五葉共ニホソク雜リ咲アリ。又一葉ハ赤キ。一葉ハ白ク。或ハ二葉ハ白ク。一葉ハ赤ク。飛入アリ。又ハキカケアル有。希有ノ振也。世ニ敦賀椿トテ求カヌルゾカシ。富士ノ高根ト一樣ニテハナキ也。イナ彼レハ地ノ白サ鮮ニ。赤キ色ウスメニ見ユル。是ハ地ノ白サウキ也。カナラズ赤事一入コク見ユル。爰ノ程テ富士ノ高根ト。濯錦江トノ替ヲ知ヘシ。名ノ意趣如何。去ハ蜀ニ濯錦江トテアリ。錦ヲ濯ク江也。今ノ椿色々也。樣々也。彼唐國ノ名處ヲ思ヒ合セテ名ニ呼ナラン。

後撰集

紅葉々ノ流ル、秋ハ河コトニ錦アラフト人ヤ見ルラン

五作杜

薄色五葉ノ中ニ。一葉ハ勝レテ赤アリ。一葉ハ

半分赤ク。半分薄色アリ。一葉ハ七分薄色。三分一赤シ。一葉ハ薄色ニ咲。世ニハ是ヲ東庵椿ト云ヒテ。望ム者多シ。凡白ニ赤キ。赤キニ白。飛入ハ多ケレモ。此姿ナルハ稀也。不思議ノ花ノ咲用ナル哉。去ハ　後撰集ニ
如何ナレハ同シ時雨ニ紅葉スル柞杜ノ薄ク濃カラン

六瀬々ノ白波

赤小椿ノ六葉アル内ニ。一葉ノ花ハ。先ノ方ヨリ白キハキカケ。平メナルガ莖際迄通リテ有。一葉ハ白キハキカケ。三筋カタノゴトク太キ有。一葉ハ先ヨリ半迄ハ赤ク。本ノ方ニ白筋有。係ル白ノ椿花ハ。希有ノ事也。去ハ惣體ヲ紅葉ト見ンニハ。其處々ノ白キハ。サナガラ瀬々ノ白浪ニモ有ン。　月清集
立田川チラヌ紅葉ノ影見ヘテ紅潜ル瀬々ノ白浪

七畫錦

或時。樵夫椿ヲ荷來ル。何色モ不レ知。求テ栽置ヌ。明年赤キ事紅彩ノ小薄様ニテ。輪ノ大サ七目有。花厚ク七葉ニ活ト開ク。蘂ノ莖薄色ニタチ。黄蘂細カナル頂キニ。薄ク白キ粒不レ大不レ小ヌガイクラモ咲ヲホヒタリ。世ニ有ハ蘂ノ莖短シ。此花ハ莖美キガ。タケ高ク昇テ。奇麗ニ物見ナレハ。近比ノ出來物可レ紛モナク錦也。去ハ朱買臣ハ呉人幼ヨリ好レ學家貧也。武帝是ヲ賢也トス。五旬ニ及テモ竟ニ不レ富。故妻暇ヲ乞テ去ヌ。翁子後ニ會稽ノ大守ニ徙ル。時ニ韓綺公カ富貴而不レ歸ニ故郷一如ニ衣レ錦夜行一ト云シヲ思出シ。再舊里ニ歸ル。國ノ人民皆見ル。車ノ前後輝恥ケレバ。先ニ賤シメ爲シ類親モ顧シ。强ニ其形ヲダニ貞ニ難レ見恥ルトナン。今ノ椿勝レタル出立。衣レ錦如ニ晝行一ナル故。其名ヲ委フス。

拾遺　　大中臣能宣

古里ニ歸ルト見テヤ立田姫紅葉ノ錦空著スラン

八染屋ノ亭主

赤八重ニテ。中輪ナルガ姿促ニ取リ。不レ廣花厚ク蘂ノ本ハ白ク。先ハ薄色ト白トイザ〳〵ト。輪ヨリ少シ高キ程ニ咲。眞中ハ少引込テ。黄ナル芥子ノ如キガヒカヘタリ。此花世間ニハ。富田物狂ト祉云ナレ。假染手ニ取リ。又一輪細口ニイクルモ。氣ヲハウジ心ヲ面白フ持成ン爲ナルニ。物狂トハ肝消ラシヤ尤理アリ。然ハ今ノ名ハ如何ニ。去ハ從句ニ云カケテ薄レモ濃モ其地ガ知フト。　秀句

九錦ノ斷サシ

赤キ中輪。九重ニ咲重ル上ニ。村々ト小キシデタチ。眞中ノ收リハコシデニテ。其回リハ黄蘂ノ細ナルガ。短ク赤キニ白キカ。咲分ナガラ交リテ。イザ〳〵トアリ。扨モ物見ナル哉。

權大納言藤原爲尹

山姫ノ是ヤ錦ノ斷サシト紅葉打布ク夕風ゾ吹

十小屋ノ池

薄色八重ノ大輪。三葉ハ皆白キモ有。又大ナル白キ筋有アリ。チヨボ〳〵ト白點アリ。何モ何モ薄キニ白キハキカケハ。珍敷ヤ。殊ニ八重ナレハ。常ナラヌ出來花ゾカシ。白ニ赤キ白キハキカケコソ樣々アレ。

草庵集ニ

秋ノ夜ハ宿假ル月モ蘆ノ葉ニ隱テ澄ル小屋ノ池水

十二高麗錦

六葉有。赤椿ノ大輪。七日有。間々切レテ。蘂ナキ花ノ回幅一寸程ニ餘リ。長ク短ク開キ。中ニコシデヒシト重リ。本ハ赤テ先キ薄色ニ白キ樣ナリ。又先ニ黄ナル蘂交リタリ。世人是ヲ黄白フトテ愛スル。予ハサハ思ハズ。春ノ夜ノ深ク闇キニ。山路ヲ行ニ風ニ物ノ色ノ見ユルハ。

不レ唯ト覺束ナキ詠メ。詠メ過シガ漸々明方ニ見渡シタレバ。爛熳ト咲亂タル。花ノ錦ニテ有ツル物ゾト。驚キタル風情ナレハ。爲尹ノ歌ノ詞ヲツミテ。名ニ用ルモ過ニハアラシ。暫シ又引トメテ見ルコマ錦花ナリケリナ曙ノ山。

十二峯ノ白雪

赤キ椿ノ活ト開カヌ也。花ハ七葉ニ咲。回リ五葉ノ内。二葉ニハ薄ク白キハキカケ有。三葉ハ唯赤シ。五葉ノ内ノ方ニハシデトモ云ンヤ。常ノシデヨリ幅廣シ。回リ五葉ヨリハ幅狹キガ二葉ソフテ有。此二ツニハ濃ク赤キニ。活ト白ガカヽリタレバ物見トヤ云ン。蘂ハ莖本ヨリ白ク大キメニカサ有。粒細カナレバ不レ惡。

草庵集

分テナド難面カルラン出日光ニ近キ峯白雪

十三今日ノ暮

輪ハ中也。白玉ノ五葉。一葉ハ紅一葉ハ薄色ニ向ヒアフテ咲。權大納言爲尹九月盡ノ夕ト云題ニテ。

月夜ハ紅葉陰名殘マテ書集タル今日暮哉

此詠ヲ。今花ニ比ヘテ思フニ。白キハ月夜也。紅葉ハ紅也。薄キ色ハ陰ノ名殘トセン。大形風流ノ氣色。秋ノ夕ニ盡シタルトヤ云ン。

十四其方ノ峯

紅粉色ノ大輪ニ。白筋横ニ一文字ヲ引タル如ク。又榎實程ナル白キ粒モ有。是ハ實生ニ花唯三ツ咲タルヲ。某ニ見スル。卽侘テ求置ク。草庵集ニ

曉月厭雲　　長秀

月影ノ傾クダニモ憂物ヲ其方ノ峯ニ雲ゾ懸レル

歌ノ心。曉方ニ成ヌレバ。月傾ク計サヘ心ウク物悲キニ。剩雲ノ覆ヒ懸タルヲバ。ナントシテ拂ンヤ。去ハ今ノ椿ノ上ヘヲ思フ。白一筋ヲ月

ト見ツブヲハ星ト見。惣體赤キヲハ新月ヲモ。漫々タル星ヲモ打陰シテ。霞ニ影ヲ見ル名殘。打向フ當意切ナル色ノ名ニヤ。

十五歸山人

攝津國高槻城主松平紀伊守氣不レ然秘藏花ト聞テ。一穗望ケレハ。相生ナリシ根ヲ堀分。一方ヲ賜フ。赤キ椿ノ花厚ク。殊ニ色コク。大輪ニ能開キタル上ヘ。白ガ輪一盃ニハキカケ。薄霜ノ降タル如ク咲ナリ。喩ヘハ冬去ノ烈キ比。山賤ノ遙々ト通ヒ馴タルヲ知邊ニテ分入ル也。道ノ攀折ナルヲ苦シト思フ色ナクテ。手モ氷ル計ニ凝集メ。我住家ニ歸リ。負フタル薪ヲ下シ見レバ。不レ覺薄キ霜ノ降懸リタリシ事ヨ。

家隆卿

如何計柴樵峯ノ寒カラン夕霜負ヒテ歸山人

十六沈々有明

赤キ九重ノ花ノ中ニ。秀テ、莖ハ白ク細カナルカ咲出。先ヘ成テ赤ク廣ガリ圓ク。其赤キ姿ノ中モ半ハ赤ク半ハ白キガ吐懸タリ。扨其間其間ニ白糸ノ如ク。細ニ艶キ一寸計ナルガ十六七筋チラ〳〵ト揚リ。一筋ツヽノ頭ラニ目ニ見ユルカ見ヘヌ黄ナル粒ヲ頂リ。尋常ニ美シサハ云モ愚也。何レ秘藏ノ出立焦テ花ヲ執心スル人ニ。此一花ハ假初モ見セヲシキ法界怪氣（リンキ）有。

家隆卿

立田川三室ノ岸ヤ浮フラン紅葉ニ沈ム有明ノ月

花ニ合テ深ク吟ジ玉ヘ

十七昔男

薄色ニテ大輪。七目ニ餘ルガ。花厚ク開キタル振。花ノ面一文字ニ見ユル也。同シ枝内ニ白玉ノ厚ク。大輪ニ咲有。喩ヘ薄色ノ輪十アラバ。白玉五ツ六ツ程ノ位也。二色共ニ幅廣ニ大ナ

レバ。形ガ平サニ打向ヒタル名トモ云ン。本意者昔男初冠シタルヲ思ヒ。遺花ノ姿威儀ヲ正シ。氣高キヲ以テ云ニヤ有ン。是ハ洛陽誓願寺ノ塔頭ニ。善知ト云僧有。花ヲ愛スルニヨリ自然ト。此木ヲ求得タリ。

十六源氏

此椿ノ惣體ハ。赤シテ花ノ縁(ヘリ)ハ白シ。扨ゾ源氏ハ旗ガ白ヒト云ヒカケテ名トス。題ニ白地扇一

入院力者饂飩皮。　實盛不レ染鬢與髭。
今逢ニ四海泰平日一。　一夫捧出源氏旗。

云詩モ有。

十九爪紅彩

白玉雪ノ肌ニテ。輪ハ中ナルガ。花ノ回リ幅二分。或ハ一分。若ハ一分々半程。エモ謂レズ紅ノ細キ糸ヲ分タル様ニ回ル也。喩ヘテ云ハ、少人ナドノ小ウツクシク。白キ指ノ先。爪ノ回リニ紅彩ヲ指タルニ不レ異。此椿始一色ノ白玉ニテ有シヲ。予ガ前栽ニ移シ。三年ヲ過テ係ル姿ノ花ト成レリ。愛ラシサ類ヒ稀成ル事。名ヲ聞テモ推シ玉ヘ。於ニ叡山法性坊一。

菅相丞ノ昔。

莊(ウツクシ)キ紅彩ニモ似タル梅ノ花アコカ顔ニモ着タガリケリ

二十班婕妤

深ク赤キ六葉ノ單咲キ。葉ノナリムツクラト凹也。大輪ニテ七目有。上ヘニ莖細ク薄色ニ白テ花サキ平メテ圓ク。エノ長キ團扇ヲ見ルヤウナルガ。村々ト多雙出テ、。エ怺(コラ)ヘス。蘂莖ハ薄赤ク。黄ナル粒大サ中也。蘂ノ回ヘシデノ添タル處モ有。然ルニ此椿ヲ人ノ名ニ呼ハ如何ニ。去ハ漢成帝。初ハ班婕妤ヲ寵愛有ツルガ。後趙飛燕ト云美人ヲ愛セラレ。婕妤ハ寵愛衰ヘテ。秋扇ノ詩ヲ作テ述懐スルゾ。扇ハ夏ハ寵愛セラルレドモ。秋風ニ成ハ棄ラル、程ニ。吾

身ヲ秋扇ニ喩ヘテ作レリ。又云君ノ寵スタレテ。恨ノ炎胷ヲ燒ク。或夕ヘ蛾眉山ヨリ月ノ出ルヲ見テ。ヤレ凉シヤト思ヒ。即月ノ姿ヲ形リ。白絹ニテ張タル團扇モ。色如二霜雪一トモ。班婕妤カ團雪ノ扇モ。團々トメ似二明月一モ云リ。

夏ヲ手ニ拂ハ雪ノ扇哉　宗祇

常ノ扇ハ我朝ノ工シゾカシ。唐ヨリ傘ヲ作テ日本ヘ渡シタル時。日本ヨリ蝙蝠扇ヲ作テ。傘ノ替ニ遣シケルモ有。

廿一瀨田ノ長橋

此椿七目有。大輪ノ白玉花。世ニ超ヘテ厚キニ赤筋五葉共ニ有。又赤キ吐懸内ニモ外ニモ大ニイル有。花ノ先各々矢筈ノ如ク。卒與刻目有。是ハ江州膳處ノ城主菅沼織部正無レ止事秘藏也シヲ。某耳ニ觸シヨリ。難レ忍懇望ス。

漣波ヤ打出ノ濱ニ月寒テ一筋曇ル瀨田ノ長橋　權大納言爲尹

右ノ歌ヲ思ヒ出テ。花ノ名ニナス。彼城郭ヨリ見渡シノ名橋ナレハ。其緣殊更ニ不レ淺祉侍レ。

廿二桃花馬

白玉ノ五葉。中輪ナルニ赤點大ナル有。小ナル有。細キ筋有。吐カケ有。何ニカ喩ヘン。周ノ穆王馭二八足駿一巡二行天下一。不レ測天竺ノ靈鷲山ニ至レリ。世尊法華經ヲ説玉フ時節也。佛梵語ハ聞ガタカラント。漢語ヲ以テ説キ令レ聞給フ。故ニ此普門品ヲハ直説ノ漢語ト云事有。其次ニ穆王瑤池ニテ。西王母ニ値給ヒシ穆天子傳ニ。吉日甲子ニ天子與二王母一觴二于瑤池上一云々。觴トハ瑤池ニテ酒ヲ參リタルヲ云。

桃花馬　詹同文

千載蟠桃花正新。瑤池阿母宴二青春一。

不レ知ニ八駿歸來晩ー。紅雨隨レ風落滿レ身。
是ハ桃花馬ヲ形容シテ作タリ。三千年ニ一度花咲實成ト云。紅ノ桃花ガ白馬ノ毛上ニ落カカリ。物見ト此椿花ノ膚白上ヘ、。紅點ヲ打散シタル有樣ト。何レ目ノ前分明ナレハ名トナシテ愛ヲ盡ス哉。

廿三 霜ノ紅葉

是ハ白玉ノ中輪ニ。赤ク細キ筋五葉共ニ一葉ニ二筋三筋。筆ニテ竪ニ引タル樣ニ咲也。世ニハ絞椿トテ賞スル花ゾカシ。備後安藝兩國太守淺野但馬守殿ノ前栽ヨリ出タリ。花ノ貌熟ト見レハ得モ不レ謂ヌ工ミナル哉。別ニ思寄ヘキ旨趣モナシ。足曳ノ山深ク陰レ住身ノ。年古キ庵ナレバ垣ネマバラニ霜ヤ置クト。夜寒ノ床ニ堪ヘ兼テ。結ビモアヘヌ夢心。最ド眠ヲ覺メヨト。遊山下風ノ烈シク落。柴ノ扉ノ明方ニ見渡シタル氣色ト何レ。

權大納言爲尹

今朝誘フ程モシラレテ置霜ノ上ニ紅葉ヲ散ス山風

廿四 梅法師

赤椿ノ小輪ニテ。花ノ咲出五葉トモニ。皺有紙ヲ赤ク染テ乾シボヲ寄タル樣也。五葉ノ内ニ白筋可有事。一葉ニ有アリ。三葉ニ有アリ。四葉ニ有アリ。是ヲ思フ皺ノヨリタル形ハ。サリトモ老體ノ膚ナレ𪜈。出立赤ケレバ見苦カラズ。一筋二筋輪ノ内ニ白キガ有ハ。彼梅法師惣體又赤ク額ノ皺アル上ニ。鹽ヲ持タル風情ト云ツベシ。

一休

一度江南沒落時。發ニ青道心ー作ニ法師ー。
欲レ問ニ疎影横斜古ー。備前壺底暗皺レ眉。

詩ノ心能有也。

廿五 能衣裳

此椿。初ハ何ノ興モナク。赤キ色計ヲトリヘニ植タリシガ。年ヲ歴ルニ隨ヒ。花ノ形チ大輪中輪小輪不定。五葉厚ク横ヘ長ク咲有。黄蘂交リテシデニ薄色有。白有。赤有。花十咲ハ十ノ模樣ニテ。抑是ハ都方ヨリ出タル者ニ候ト。名乘ルヤウノ程ナルケシキ哉。脇ニ繼クモ有ガタシ。大夫モツレモ花ヲ莊(カザ)リシメ。好キ刎能ノ出立。思ヒ〳〵ノ裝束一色ナラズ。橋ガヽリヨリ舞臺ノ由々シサ。色メキ渡ル賑ヒ。見ル樣ニテヤ斯計。

廿六薪ノ能

此花一輪ハ。紅彩ノ色ニ咲。一輪ハ五葉ノ上ヘニ。赤キ小シベ村々ト一盃有。一輪ハ小椿ニ一輪ハ白玉ニ。都合四色ニ咲ゾカシ。扨モ事ハ盡セヌ天地ノ妙哉ト感ズル間ニ。時移リ花ノ出處ヲヤ云。蘆原椿ト邂逅ナル物ニシ。嗜持タル人稀也。何ニ喩ヘハ似タルアラン。三笠山ノ麓。春日祭禮ナル薪能ハ四座ノ立合ナレバ。其家々ノ重寶ヲ取持出。裝束美シク品々ニ舞曲ヲ盡セル粧モ。斯哉ト比量シテ名トスル哉。

廿七御免アレ

赤椿。千葉中輪ニ菊ノ花ノ如ク咲重リテ。蘂更ニナキ上ヘヽ。白キ點一葉ニ一筋充。咲莊タル花ノ形。紋ノ細カナル物見。錦ハ唯古キ喩ヘノミ。毫端ニ及ビガタシ。

院御製ニモ

紅葉ニ月ノ光ヲ指増テ是ヤ赤地ノ錦ナルラン

心ヲ留テ吟ジ見レハ。御製ニ違處ナシ。爾ルヲ何ゾヲカシゲニ名ヲ云。去バコソ御免アレト望シカバ。赤地ノ錦ノ直垂ヲ下シ給リヌ。

廿八忍ノ衣

此花赤キ千葉上ヘヽ高ク重リテ。間々ヘ白キガ交リ亂タレバ。何ニ喩ヘンモイハレヌ姿也。單ノ椿ニ赤白交ルハ數多有。千葉ニ此振ハ不

レ多。家隆卿ノ戀慕ノ色ニ詠シ給ヘル。其色ニ
染ム心ヲ汲テ名トス。深ク吟シ見玉へ。

逢事ハ忍ノ衣哀ナド稀成色ニ亂レ初ケン

廿九日野殿椿

後陽成院ノ御時。命ニ惜花御史レ椿實ヲ御蒔セ有シ。其一樹ノ内トカヤ中觸ル丶。表ハ白ク裏ハ赤。無雙大輪仙洞ヨリ出タル花ナレハ。假初モ敬ヒヲ盡シテ。見奉ランコソ本意ナラメ。

卅夜ノ錦

赤單ノ大輪中ニ白シデト。黄蘂ト一寸五六分。同シ長ニ揚ル。白シデノ先ニ赤ヲ戴ク有。黄ナルヲ戴有。薄色ヲ戴ク有。何レヲモ不レ戴白計有モアリ。打見タル處。乍レ左月明ラカナルニ。紅葉ノ映ゼラレタルモ此也。

草庵集

立田山夜ノ錦ノ題レテ紅葉ヲ出ル秋ノ夜ノ月

卅一鷹ノ爪

赤キ小輪ノ山茶花椿也。花ノ先ニ三葉四葉ニ。三分二分白筋有。一葉々々ノ間切ル丶葉モ。亦小クイタヒケニ。莖本ヨリ末迄。薄色ニタツ頂ニ黄色ノ芥子ニ少シ大ナルヲモテリ。山茶ト名ヲ呼ル丶カラハ。茶ノ一類ナル事不レ爭。去ハ茶ヲ礬時鷹ノ爪ト云コソ。一ノ細少ナル形チナレ。今ノ山茶花勝レテ輪小キニ。白キ符ノ飛入タルハ。鷹ノ爪ト付タル名ノ縁モ。亦有様ニテ深シ。綾ノ小路ニ勝谷宗和トテ花ニ心ヲ染ル事年久キ有。椿ノ實ヲ植テヨリ。五年目ニ此花ノ咲ニ逢リ。

存ヘハ思時ニモ逢ヤセン。ト云前句ニ。野ニモ山ニモ花植置ケ。

卅二金杯紅盤

赤キ伊勢椿ノ。五葉ノ如ク中輪ニ咲テ。其上ニイザ〳〵ト。惣々黄色ニ蘂モリ揚リ。一盃ニ有物見也。大ニ替テ稀成樣子。秀タル事喩ヘテ云

難シ。

花似二金杯一薦二玉盤一ト云詩ヲ思ヒ出テ名ニ成哉。

卌三 二日ノ月

赤キ千葉ニテ。左而已色濃モナク。本ヨリ薄モナク。目ニ付タル物見ゾカシ。輪ノ大サモ中也。上ヘ、高ク咲重リ。輪ノ頂上内ヘ深シ。其回リ内ノカタニ二葉程ノ白キ處有。扨白蘂カラ白髪ノ如クナルガ。二筋三筋花ヨリ上ヘ、モ立登ラズ。愛ラシサ云ハカリナシ。此花ノ姿。空ハ緑ニ澄渡リタルニ。二日渡リノ月指登リテ。霞カナル折カラ。赤キ雲ノ覆ヒ懸レルヲ。痛ク悲フ思モ此也。

慈鎮

有歟無歟心ノ末ソ哀ナル二日月ニ雲ノ懸レル

卌四 朝寝ノ床

是ハ岡田伊勢守御代官所。美濃ノ赤坂二重ト云ヒフラシタル椿ゾカシ。大輪ニテ赤シ。廣嶋大薄色ト長比ヘナルベキ歟。千葉ニ咲重リテ。扨上單ハ別ニシデ六葉花先揚リ。蘂際各細ク六葉共ニ白キ吐カケ有。蘂ハ薄ク白ク先ノツブ細ニテ優也。其蘂ニ一葉小キシデノ吐カケ有ガ添テ立ツ。得不レ怺花ノ内ニ品ハ色々有レド。大キナル輪ニテ。殊更ニ赤ケレバ。要ヲトリテ名ニ用ユ。赤キニ目ガ覺タルハ。朝寝ノ床デハ折ナヒガ犯シキ哥有。

朝寝シテ晝寝ヲ好ム夕迷ヒ適起テ居睡ゾスル

卌五 観音寺椿

江州葦浦ニ。昔ヨリ比叡山末流観音寺ト云名地有。天下幾度轉變有レ共。衰微ノ色ナク。彌以繁榮ス。此寺ヨリ出タル花ナレバゾ。世人其名ヲ云ナラン。赤キ五葉ノ中ニ。白蘂色々ト有テシホラシサ不レ厭見。

卌六 月蝕

赤椿ノ大輪。花先外ヘ返リ開ク。其上ニ黄ナル蘂回リ一盃ニ出テ、物見也。又中ハ白キ葉長ク立登ル。係ル姿稀ニモ似タルナシ。秀タル事ヲ比セントスルニ類ナシ。月蝕ヲ遙ニ見渡セハ。白月ニ赤雲ノ覆ヒタル様ゾカシ。然レハ白キニ赤キト云。キノ音ヲ黄ニカリ用テ名トス。角テ三色咲ノ趣。朗然ナルヲヤ。何ニノ上ヘニモ無陰事ヲハ如ニ日月蝕ト云ヘハ。此花名ノ高カラン行末ヲ。兼テゾ思ヒ設タル。

卅七優曇花

此椿花ハ。三國無雙トモ云ツベシ。其故ハ薄色ノ千葉ニ。蘂モヤ／＼ト一盃有テ。其上ニ五葉同シ色咲。黄シベニテ收ル。中輪ノ二重咲也。是ニテモ世ニハ希有也。尤敬ヒカシヅクベキニ。一輪ノ内ヘ赤カ交ル有。一輪ヘハ白ガ交ル有。一輪ヘハ白粒ノ飛入有。去レハ位高キ人ノ上ヘニ。五常ヲ正シ。才能世ニ勝レタルガ如シ。如何トモ褒貶ニ及ハズ。一日東天ニ出テ、。月星光ヲ失スルモ是ナラン。去ハ若紫ノ巻ニ。覺忍僧都ニ比シテ書タル。北山ノ僧都ト云有。彼優曇花ノ花待エタル心地シテ深山櫻ニ目コソウツラネ。右ノ歌ニテ名ニナス優曇花ノ事。佛法行集經ニハ。無量億歳ニ一ヒ現スト有。天台ノ釋ニハ三千年ニ一ヒ現スト有。此相違ヲ會通スルニ。天上ノ三千年ガ。人間ノ無量億歳ニ當ル也。人間五十年下天一晝夜ニテ。是ヲ思ベシ。椿花餘リニ勝レ。似タル物ナキ故。梵語漢ノ語ヲ用テ譽畢ヌ。

卅八漁父ノ雨蓑

赤キ中輪。五葉ニ開キ。中ノ大回リ黄蘂ナリ。次ノ回リ赤キシベ有。又次ノ回黄蘂有。其次ハ赤キシベニテ。咲收ルナリ。然レハ黄蘂二段ニ咲テ。色ノ黄ナルニ。便リツヾリタル蓑トナス。漁人空曇ヲ見テハ。必先腰ニ短キ蓑ヲ卷

キ。又肩ニ短キ蓑ヲキル。終日海ニ浮ブト云ヘド。風ニヨリテ魚ヲ得ザル事マヽアリ。空ク歸ル汀ノ邊ニ酒旗アリ。ソヾロニ呑タケレハ。彼家ニ立寄リ。幾回カ欲ㇾ解ニ蓑衣ㇾ。當又恐明朝是雨天。作者ノ心今ノ花ノ風情ニ相合フタルトヤ云ハン。

薄色ノ分

一我カ儘。二不ㇾ難。三本因坊。四大薄色。

一我カ儘

薄色ノ五葉。單ニ中ノシデ花一盃有。輪中ナル有。小ナル有。冬咲事有。春咲有。シデノ色濃ク。赤ニ白藥アル有。シデ薄色ニ黄ナル藥交リ有。薄色ノシデ計綱ニ盛タル如ク咲有。何ヲソレト定ナシ。咲タキ樣ニ咲ト見ヘタリ。凡ソ生ヲ受ル中ニ。裸中三百六十種。人是レカ長タリト有。其長ト書タル中ニ。最頂ノ果報イミジキ。國郡ノ主タル上ヘニモ。ソレ程ノ苦カヽリ。數ナラヌ者ハ。猶ヤルカタナキ思ヒノミ。山野ノ獸。江河ノ鱗ニ至リ。何レ世ニスミ。イキトシ生ル類ヒ。安々ト生涯ヲ過ルハナシ。

後京極攝政

水ニ住雲井ニカケル心ニモ浮世ノ羅ハ如何苦シキ

又　慈鎭和尚

曇ナク寒ヘ行月ヲ見程ヤ身ノ浮雲晴間成ランド有ゾカシ。浦山シノ花ノ姿ヤ。我儘ニ咲狂ヒ遊フ事ヤト。戯レテ云ゾ逸興ナル。此椿ハ本京佛光寺ニ。南坊ト云有。其ヨリ出タル故。人皆佛光寺椿ト云ヒ習ハセシ。

二不ㇾ難

此花ハ薄色ノ中輪。一樹ノ内ニ如ニ菊開ニ咲ト。又單ニ咲ト有。珍シヽ。一輪始テ幾重モ咲花ヲ見タリシ時ハ。赤キニコソ千葉ハアレ。薄色ニハ此外ノ姿ヲハ。爭カ咲ベキヤト。高慢シツル

ニ。暫ク時日ヲ歴テ後。思ヒモヨラヌ。單ノ花ノ開キシ事ヨ。去ハ世話ニ百樣ヲ知タリト。一樣ヲ難ゼザレト云ゾ誠成儘卽以テ名トス。

三本因坊

薄紅彩色ノ大輪。千葉ニ咲重リ。心ノ儘ニ能ク開キ。蘂ナシニ收ル有。或ハ花先キ莟テ收ルモ有。或ハ千葉ノ重リ。活ト不開。葉ノ内深クテ段々ニ奥物深ク收ル有。或ハ一輪ノ内ニ濃ト薄ト交ルモ有。思ヒノ外早ク競テ年ノ内ニ咲有。遲キハ定レル法也。如何程色樣ヲ替ヘテ。椿花出來ルト。見ル度ニ珍敷ハ此花ニ有。玉ハ少ナキガ故ニ見貴。石多カ故ニ見賤ト有。餘世ニ游ル儘。敬愛輕クナリタル也。此花出處ハ參州ニ有。彼看坊江戶ヨリ歸京ノ次而求テ登リ。庵ノ前ニ植タル也。見ル人珍シガリ。持タル主ノ名ヲ呼ンデ。都鄙ニ及ト云。

四大薄色

是ハ藝州廣嶋ニ。薄屋ノ宗善ト云町人有。若キヨリ花ヲ愛シ。草ニヨラズハ本ヨリ替タル花有リト聞バ。千里ヲ遠シトセズ。水路ハ風波ヲ凌キ。陸地ヲハ嶮岨ニ不倦。求メ得ルヲ以テ樂トス。サルカラ此椿。天然ト持合タルガ。京ヘモ上リ。世上ニモ廣マリ。又輪大ニ花厚キ事。薄色ノ椿ニハ凡ソ稀成物ヲヤ。

紫椿之分

一石山寺。　二五山之上。

一石山寺

此椿ハ。堅モ横モ。一間ニ及ヲ土民五六人荷來リ。價ニヨリテ離ント云。某問フ。色ハ如何ニ。何レノ土ヨリ出タルゾヤ。去ハ色ハ紫ニテ早咲也。有シ處ハ江州ト計答ヘシテケルヲ求テ。ヲヅ〳〵栽置シガ。卽其極冬ニ花開ク。實ニ紛レモナキ紫ノ色ニ咲事。八重九重ナリ。輪ハ大ナラズ小ナラズ。黃ナル蘂ノタツニ添フテ。幅

一寸ニチト廣ク。長サハ寸ニ少シ餘レルシデガ一充アル有。又一輪ノ内ニハ。二ッ程必花一葉ガ二重ニ疊ミ重リテ咲有。只ナラヌ花ノヲモブリ。紫ト云所。緣ニタヨリ。幸近江ヨリト云ナレバ。彼紫式部ガ石山寺ニテ。源氏ノ間ニ住居シ。世事ヲ打忘レ。物寂シク衣裳ヲ疊ヤタタマヌ風情モ。此花ノ姿ノ樣ニヤト。思ヒ比ベテ名トス。

又紫ハ色ノ最頂也　　發句ニ

色ナラハ聲ヤ紫鸚鵡　　宗牧

二五山之土

紫ノ大輪也。八重ニ咲。回リニ短キ蘂赤ク出テテ。蘂ノ先チヨボ〳〵ト白ク物見ニ有。其上ニ又單ニ中輪咲テ。小輪ノシデ數モ又短。シベノチヨボ〳〵ト交リ咲。シホラシサ限ナシ。凡ソ紫ニハ最上ナル間以テ名トス。

替物之分

一摺墨。二朝日山。三宵ノ門扃。四春ノ色。五第四調子。六狐ノ祝言。七八雲立。八五音ノ里。九黑星。十寒夜ノ民。十一庚申ノ供。

一摺墨

五葉單ノ黑椿也。五色ノ中ニ黑キ色ノ花ハ。草ニモ木ニモ稀ナル物ニテ。紺菊ナドヲサヘ。貞ニハ見タル事ナシ。況ヤ黑キヲヤ。爲君若是寫ニ愁恨ヲ四海可レ乾小墨池。ト云戀ノ詩有。此等ヲ以テ思フニ。椿ニ當時百品ニ餘リ。異形異類ノ花ヲ咲ト云ヘド。强ニ感ジ玉ハヌハ恨ミ也。此恨ヲハ墨ヲ摺。筆ヲ染メ。責テ黑ミ過テ。述懷ヲ末ノ代迄ニ不レ殘ハ。如何ンセント思ヒ染タル一花ゾヤ

院御製

摺墨ノ色シ見エズハ水莖ノ流テノ世ノ跡ヲトメヽヤ

二朝日山

此花ノ姿。モツカウナリニテ。白玉雪ノ如キ中ニ。赤蘂一盃ニヒシト有テ咲也。見ルカラ心空ニナリヌ。唯白キ木香計モ稀ナル物ヲ。聲花(ハナヤカ)ニ赤キシベノ添フタルハ何事ゾヤ。興ヲ盡シタル風流双ナキ替物哉。去ハ惣體白形ハ。宇治川霧麓ニ立渡リタル様トヤ云ン。頂ノ赤フ萠出ル様。聲花ナルハ明方ニ。横雲靉靆テ風メキ出ル朝日ノ。山ニ輝ク粧モ此ヤ。新古今ニ

権中納言公實

麓ヲハ宇治ノ川霧立籠テ雲井ニ見ユル朝日山哉

三宵ニ門扃

赤キ五葉ノ小椿。チラト見タル處。何トモスマヌ色也。心ヲ住テ思惟スレバ。本性ハ赤椿ニテ有。紺色ノ筋細クヒシト有テ。花先一分計ハ勝テ濃ク赤キガ回リテ。云ニ云レヌ替リ様。勝レ物ニハ様ナシ。喩ヘハ我カ待宵ノ兼言ニ。其方ハ早ク門ヲ扃法ノ前ノ屋形ナル儘。アカキ(明キ)時ニユカズハ。逢事ノ成間敷由ヲ云ヒ合セタル様ノ花ノ振也。明キニ來ントノ約束ハ。

四春ノ色

虚色ノ椿。單ニ咲也。桔梗色ト云ハンヤ。朝顔ノ色モ云ベシ。古ヨリ今ニ赤白ノミ遮テ。青黄黒ノ三ノ色ハ如何ニトシテ遲キヤト。花恥ル程ノ人。皆是ヲ待兼タルゾカシ。不思議ニ時節至來シタル悦喜。卞和ガ玉ヲ得タルモ此ヤ。先ツ青陽ハ東ヨリ至ルナレハ。四季ノ始ニ則ツテ。春ノ色トハ名付タル也。去ハ三春ノ空ニ向ヘハ。遊絲繚亂タリ。碧羅ノ天ニ氣ヲ養ヒ。遙ニ外面ヲ看ヤリテハ。青絲繰出。陶門柳ニ靡ク心モ嬋娟也。永日逍遙折カラ。流水ニ臨メハ。淵底モ翠ニ見エ。溝渠ノ邊リヲ行ク次デニハ。池ノ色溶々トシテ藍染ノ水ヤト慰ミヌ。

月清集ニ

野モ山モ同ジ緑ニ染テケリ霞ヨリ降ル木ノ目春雨

蒼姫ノ柳ノ眉ニ糸染テ花綾織比ハ來ニケリ　慈鎮

五第四ノ調子

此花朽葉色ニ咲也。扨ハ別ニ異端モナク。黄椿トコソ云ベケレ。五葉ノ大輪ニテ。九目半有。莖ノ本間々切レ離テ。花先ハ銀杏ノ葉ノ如ク。刻ミメ平リトシテ圓シ。去ハ調子ニ一平双黄盤ノ五ツ有。其第四ノ調子。黄鍾ナル間。黄ノ一字ヲ借テ。其名ヲ珍布持成タリ。近年椿色々樣々出立テ替リ。人ノ目ヲ驚スト云ヘ𪜈。黄色ノミ後陣ニ磬（ヒカヘ）タリ。思フニ是黄色ハ大將。中央ノ主タル條。君子不重則不威謂ニモ有ンヤ。

六狐ノ祝言（コトブキ）

花ハ五葉ノ小輪ニテ。紺ノ色ニ咲ナレハ。中々言ノ葉ノ及ベキニアラス色相也。手ヲツケテ讃ベキ樣ナシ。世話ニ云。狐凶事有ハ聲哀音ニヒク。吉兆有則ンハ。律ニ短クコンコント啼ブ。是ヲ從句シテ名ニ顯スノミ。可笑々々。此椿ハ當世數寄ノ道ニ名譽有ル。小堀遠江守前栽ニ有シ也。

七八雲立

柿色ニ咲八重ノ大輪ナリ。普ク人口ニ有ナル。素盞烏尊八雲立ツ出雲八重ガキ妻籠ニト詠シ玉ヒケン。其八重籬ヲ暫備ス。

八五音ノ里

千葉ニ咲。柿色ノ椿也。花ノ體。輪ノ大サ。彼蟬ノ羽衣ト云椿ニ能似タリ。去ハ大和國ニ五音ノ里ト云處有。文字ノ心タヾナラズ。如何樣子細有サウナル名ニコソトテ。宗長旅行ノ便リニ。右ノ在處ヘ立寄ラレタレバ。紺掻ノ家有。折節主人染タル布々ヲ手ヅカラ持出テヽ。モガリニカタル體也。宗長亭ニ向ヒテ。爰ハ五音

ノ里カヤ。中々ト申スゴイトハ。何ト書ゾ。五音ノ里ト書候。其義ナラバトテ一句。

カケホスヤカウカキクケコ五音ノ里

主亭取モ敢ズ。

アヒウヘヲキテ布ヲコソマケト付タリ

奇妙ナル作意ニ不レ有ヤ。今宗長ノ句ナルカキクケコヲ借リ用テ。カキ(柿歟)九希古ニナシ。九ハ九重ニトリカヽル。稀成ハ古ヘモナキ花ト云ハン。

九黒星

此花五葉ノ内。四葉ハ白玉ノ小輪也。一葉ハ黒色ニ咲。奇代ノ風情也。當世都ニ早ル事。人群集スル道ノ辻ニ。的場ヲ築テ。前ヘニ弓ト箭トヲ双ヘ置キ。往還ノ輩勝負ヲ諍ヒ。的ヲ躵ヒ射ル。惣體(的歟本ノマヽ)白キニハカマハズ。其勝ツ事ハ黒星ニ有ト云。我ハ唯此椿ニ見當リタルコソ黒星ナレ。

十寒夜ノ民

此椿中輪ノ五葉ニテ單也。一葉々々花ノ莖ノ際ヨリ半分迄ハ黄色ニ咲キ。半分ヨリ先ヘハ薄色ニ咲。タグヒナキ替様。更ニ物トシテ比量シガタク。何レヲ其レト喩テ云ン方ナシ。去程ニ。一葉ノ標本ニ薄ト黄ナル咲分ナレハ。人ノ衣裳ヲ著ルニ薄衣ナル姿トヤ云ン。去ハ貧家ノ民。生涯寒キ嵐ノ吹通ス垣根間ハラナル雪ノ夜モ。一盞ノ温耐サヘ望ヲ絶。蠶ノ養ノナリワイモ乏ケレハ。短褐ノ薄衣ニテヤ明スラン。抑延喜聖代ノ寒夜ニ。御衣ヲ脱セ玉ヒ。百姓ノ寒カラン事ヲ憐ミ玉ヒシ辱サヨ。衣温ル則ンハ。忘二百姓寒一トコソ有物ヲ。

十一庚申ノ供

伊勢椿ノ如ク咲出。大輪ノ八目モ九目モ有也。一ニハ回赤。中黄色。一盃ナル有。二ニハ回拔白ニ。中赤有。三ニハ回赤。中白有。四ニ回赤

ク。中モ赤有。五ニハ回白。中モ白キ有。六ニハ一輪ノ内。一方ハ白。一方ハ赤。振分ニ咲事。裏モ表モ同姿タナル有。七ニハ如何ニモ小輪ニ。シカモ心繰テ咲有。去ハ都ニイツノ程ヨリ。何者ノ云出シタルヤラン。庚申ニハ七種ノ手向有。當其日七色々々ト云テ。京ノ町ヲ賣ニ行ク事法也ト云。七色ニ咲花ヲ呼ンテ。庚申ノ供ト付ル事更々私ニアラザル歟。

右百椿ノ外ニ。或ハ持主ノ名又ハ在名出處ヲ替。辨舌ノ有ル人。詞ニ花ヲ咲セ。珍キ由ヲ語ル。聞ケハ又坐ニ愛望シ。其一花ヲ求見ル。皆百椿ノ内ニ有。假令赤ハ濃ト薄ト。飛入ハ多キト少キト。輪ハ大ト小ト。遅咲ト早咲ト。其所其所ノ土ノ意ニヨリテ。咲振リ勝劣有ノミ。大底ハ從弟程ノ類親乎。然間一々不追記。安樂庵今年七十七。硯ノ海ノ濺ニヨル。狂言綺語ノ藻鹽草。掻聚テノ役ハ何焉。

續群書類從卷第九百四十一

雜部九十一

西行物語繪詞

夫一如法界のことはりをそむき。二種生死のやみにいりしよりこのかた。妄深のちりにふうせられて。自性しう〳〵のはちすひらけす。煩惱の雲におほはれて。本覺しむによの月彌くらし。しかるあひた。むみやうの長夜あけかたく。しやうしのねふりさむる期なくして。惑障の雲霧あつく隔。佛日のひかり眼にさいきらす。六しゆ四しやういつれもみなへたりといへとも。三途八難それつねのすみかたるものをや。こゝに億々万刧にひとたひうけかたき南浮のしやうをうけ。世々たしやうにあひかたき西とのけうにあへり。これすなはちかうむ一時にひらく。勝縁りやうはうに得たり。しやうしをいとひ菩提をねかはむ事。いまゝさにこのときなり。就中うゐむしやうのさかひ。生死かきりあり。しやは電泡のさと老少さためなし。としわかしといふともたのしむへからす。屠所のひつしのあゆみあやうくして死地にちかく。よはひ闌なはいよ〳〵おとろくへし。雷山のとりなきてあくるをまつ

へからす。頭上のともし火をはらはむことく。火宅のうちをいつへきものなり。しかるに弟子たま〳〵恩愛不能斷の家をいてたりといへとも。むなしく弃恩入無畏の心なし。うれしく眞實報恩者のすかたゝりなから。かなしく流轉三界中の業をなす。しかのみならす止観のまとの前。ほたるをひろふつとめなけれは。圓頓そく疾の觀念にまとひ。玄父のゆかのうへに雪をあつむるおもひをゝろそかにして。妙法蓮華の首題をもさとらす。身を寂寞のれんにやによせんとすれは。一鉢そこむなしくして霞飡くもにふすおもひあり。心を造像卦塔にかけむとすれは。三衣かたやふれて巧匠をかたらふにちからなし。さ善といひ行業といひ。座禪といひ。觀心といひ。かれにもゝれたり。ちこくといひ。餓鬼といひ。畜生といひ。修羅といひ。これにもおち。かれにもむまれぬへし。かなしひのかなしひ何事かこれにすきむや。但惑處をみ侍るに。一念發起菩提。必勝於造立百千塔といへり。今この說を聞に。いささかうれへをやすむといへとも。一念の道心をゝこさむこと。これ又かたきものなり。しかるあひた。なにを縁として此發心をもとめ。いつれのところにしてこの菩提をとるへきといふに。佛種は縁よりをこり。とくたつは宿報による。いはゆる綱をひく家をつくてくはん念をもするあり。圍碁をうち詩を詠して。佛道をさとるともからもあり。和須密たか婬に梵行提婆達多之邪見卽正々是みなあく業によりて。菩提をさとるたくひなり。いはむや自餘事においてをや。いはむや善業においてをや。こゝに我國の風俗として。やまとこと葉といふものあり。狂言奇語のたはふれたりといへとも。ほつしむ求道のつかひなり。秋の月の

雲にかくるゝ。しんによの月の煩惱の雲にかくるゝにゝたり。春のはなの風にちるをおしむ身の。榮の花のむしやうのかせにをかさるるをさとるたよりなり。これにむかへはせえむ俗念のいそきもわすられ。これをあんすれは散亂麁動のこゝろもしつまる。つゐには念佛のおもひにちうして。むしやうのことはりをさとる聚落中練若もともこのことにあるもや。かるかゆへにしやうとく儲君はくせ大士也。かたをかやまの詠をもて。みちのほとりの飢人にたまひ。行基ほさつは文殊のけしんなり。迦毘羅衛のことはをのへて。天ちくほさつにしやす。こゝにしりぬ。大智なをこの國にあそひ給ふには。わか國の風をすて給はすといふことを。これによりて六のすかたをまなふにたらされとも。ときくこのみちにおもむくへきひとつのふしをつくるにをよはす。おりくかの風をまなふ。これすなはち厭離しとの助緣。出離生死のみむしやうなり。しかるあひた一人の先達をもとめて。二事のきうせきを尋ねんとするところに。鳥羽院の御時北面にめしつかはれける佐藤兵衛尉範淸と申武士ありけり。心のたけき事將門保昌かあとをつきてならふ人すくなく。數万騎の中へも一人してかけいらんことをよろこひ。おほかた弓箭をとりてはやう遊かかいなつきをつたへて。空をとふ鳥類。くかを行蹄。心にまかせてはゝつす事なく。詩歌管絃のかたに業平紀納言のなかれをくみて。三公々卿の末座にめされて日をくらし。諸道に長せるものは朝家のたからとさためられ。出仕のよそほひ郎從眷屬牛馬六畜につけてともしきことなく。須達かいきほひかとみえき。ことさら仙洞祗候のときは。勅定のおもむきをたかへしと。にはを

あたゝめてうれへをのへ。退出のいとまを給はらさりしおりは。ゆかをまもりて よをあかし。四季にしたかひてはなのもとのあそひ。月の前の詠。かゝりのしたの鞠。宮の中のまと弓の御會にはまつゐされて。その座に名をとゝめしかは。君もこれ ひとりたに候はゝとおほしめして。いそき廷尉になし給ふべきよし御氣色あれとも。心のうちには 世中のはかなきことをくはんし。いかなる坂上の正相は夢に地獄におつる。官とみて 撿非違使にならしとて五位の かうふりを給て。このよの望をすてけるそと思ひて。妻子珍寶及王位。臨命終時不隨者。唯戒及施不放逸。今世後世爲伴呂とこゝろにかけて。花山の法皇はこの 文のゆへにこそ十善の位をすてゝ。紀伊國勢無利の 濱におもむきて。那智山にをこなひ給て。つゐに佛道にいらせ給てけれ。煩惱の黒肝あつくして。みやう利の家の犬うてともいてやらす。因果の白毫くらくして。菩提の山の 鹿まねけともきたらす。とめるをきゝてはうらやみ。まつしきをみてはあさけり。夢のうちのたのしみ。波のうへの月。しつまりかたき心のみして。ふゆうのむしの朝にむまれて夕にしするなをたのしみあり。いつるいきは入いきをまたすして命をとちめ。五欲のつなにひかれて。つゐにならくのそこに しつまむことよ。龍樹菩薩はとめりといへともねかふ心やまねはまつしき人とす。まつしけれとも ねかひもとむる心なければ。これをとめりとす。書寫の上人もひちをかかめて枕とするに。たのしみそのうちにあり。なにゝよりてか更に浮雲の榮耀をもとめむとかけり。このたひいとはすは當來のかなしみなり。極樂をねかふ輩。つゐに西方の淨刹に往生す。たとへは草木の風にしたかひて。かたふ

くかたへたうるゝかことし。いやしき我身のこは何事にさはりて。片山かけのすまゐ。柴の庵にこもりゐさらむと思ひてかくそ。

いつなけきいつおもふへきことなれは
後のよしらて人のすくらん

なにことにとまるこゝろのありけれは
さらにしも又よのいとはしき

かやうにうちなかめてすくるほとに。大治二年のころ。鳥羽どのへ御幸ならせ給て。はしめたる御所の御障子の繪おもしろかりけるを御覧して。その時の歌讀經信大納言。匡房中納言。基俊。俊頼なとめされて。われも／＼といとなみよまれけるなかに。のりきよをめされて。このゑとものなかにさるへきところともに歌よみてまいらすへきよしおほせくたされけれは。その日のうちによみつらねて申あけゝる。はつ春の雪つもりたる山のふもとに。谷河のなかれたるところをみて。

ふりつみしたかねのみゆきとけにけり
清瀧川の水のしらなみ

山里の柴のいほりにひしりのこもりたるまへに。梅の咲たるところをかゝれたりけれは。

とめこかしむめさかりなるわかやとを
うときも人はおりにこそよれ

花さきみたれたるしたにゐて。月をなかむるおとこかゝれたれは。

くもにまかふはなのしたにてなかむれは
おほろに月はみゆるなりけり

夏のはしめ。郭公をたつねて。山田のはらの杉の村立にゐてなかめたるおとこのかゝれたるを。

きかすともこゝをせにせむほとゝきす
山田のはらの杉のむらたち

ほとゝきすの初音たつぬるかひありて。きゝ

つけたるところかゝれたりけれは。

ほとゝきすふかきみねよりいてにけり
とやまのすゑにこゑのおちくる

清水のなかれたる柳のかけに。水をむすふ女房をかきたりけれは。

みちのへのし水なかるゝやなきかけ
しはしとてこそたちとまりけれ

秋のはつ風心ほそくかゝれたりけるところに。

あはれいかに草葉の露のこほるらむ
秋かせたちぬみやき野の原

山田もるいほりのほとりに。鹿のなきたるところを見て。

小山田のいほちかくなくしかの音に
おとろかされておとろかすかな

たかき山に。しら雲のかゝりたるところをみて。

あきしのやとやまのさとやしくるらむ
いこまのたけに雲のかゝれる

奥山のみねの木すゑ。風にさそはるゝところをみて。

おくやまのふもとのさとに木葉ちれは
こすゑにはるゝ月をみるかな

繪

勅撰のかれかたきゆへに。御障子の繪の歌十首。日のうちにつらねて奏申けれは。よく〳〵御了見ありて。希代の名歌末代の規摸なりとて。其時のてかき定信時信をめされてそかゝせられける。大治二年十月十一日かとよ。勅ろくにあつかりて。朝日丸と申御はかせを赤地の錦の袋に入て。頭辨のうけ給にてそたまはりける。又待賢門院の御かたへめされて。權中納言とのゝ御つほねの御奉行にて。御

はしたもの乙女の前。御うはきかさなりたるくれなゐのにほひ。十五の御衣いたきかつけられたりけれは。みる人めをおとろかしうらやみあさみあひたるこそ。今生の執心とゝまり。あはれにかたしけなく。よろこひのなみたもとにあまりてそおほえける。

繪

そのくれにやとへかへりたれは。さいし眷屬しむ類兄弟ら。このしたいをよろこふ氣色かきりなし。これにつけても世のはかなきことのみおもはれて。出仕のいてたちはかなくおほえて。發心のこゝろそまさりける。法勝寺の御八講に御幸ならせ給ふに。のりきよ御ともつかまつりたりけるに。いかなることかありけむ。門かためたる六條の大夫判官のしもへに。兵衛尉の郎等をとられたるよしをきゝて。こていわらはたゝ一人をくして太刀はかりをはきて。しさいきゝて善惡をしらすうくるにおしむものならは。ちり灰にならむするよしをそんしてむかふところに。氣色をみてはうくはんいそきたちて。さうなくまいらせ候へ〳〵と申てわたしてけり。そのとき郎等おとこをは。範淸とりえてかへりておもはく。むやくの事なり。身をいたつらになして。惡道におちて。なか〳〵うかむ事なからましとおもふよりしてこそ。いとゝほつしむのはしめなりけれ。

繪

おなしく北面にまいりける阿伊親左衞門尉のりやす。つかひの宣旨をかうふりて。夜部とはとのよりうちつれてちきるやう。あしたにはかならすことにきらめきていそきまいり候

へ。うちつれ侍へきよし申て。七條大宮にとゝまりけれは。そのあしたまいりさまにさそひけれは。門に人あまたゝちさわきて。さま〳〵になきかなしふこゑきこえて。とのはこよひねしにゝしなせ給ひぬとて。十九になる妻女。五十有餘の母。こゑもおしますなきかなしむをきくに。いよ〳〵かきくらすこゝちして。風の前のともし火。はすのうきはの露。ゆめのうちの夢とおほえて。やかてそこにてもとゝりをきらんとおもへとも。いまひとたひきみにまいりて。いとま申さむとおもひなりて。こまをはやむるに。袖のなみたはさきにたちけり。そも〳〵この人は。二年のあにゝて生年廿七そかし。をくれさきたつためしあはれにおほえて。かくそみち〳〵になかめける。

朝有紅顔誇世路　暮成白骨朽高原

こえぬれは又もこの世にかへりこぬ
しての山路そかなしかりける

世中をゆめとみる〳〵はかなくも
なをおとろかぬわかこゝろかな

とし月をいかてわか身のをくりけむ
きのふみし人けふはなきよに

繪

ことにきらめきてまいりたりけれは。人々めおとろき。君もいみしくおほしめさるゝところに。おもはすに頭辨にて。出家のいとまを申いれたりけれは。ことにおとろきおほしめして。さらに御ゆるされなかりけれとも。龍顔にちかつきたてまつりて。宣下の御こと葉をみみにふれむこと。たゝ今はかりなり。關白三公をみあけて。御まなしりにかゝらん事は。けふはかりなり。同僚座れちにきしきをさためつる北面は。いまそかきりなる。仙院の御あそ

ひ。南庭のさくら。池のほとりの落葉。月の前のなかめには。はつれすめされつることをおもひつゝくるに。なみたもとゝまらねとも。こゝろつよく思ひとりてまかりいてゝおもふやう。さてもすきぬる二月に。すてに出家は一ちやうとおもひて。かくよみしそかし。

そらになるこゝろは春のかすみにて
よにあらしともおもひたつかな

繪

いまたその期やきたらさりけむ。二月もすきて七月に又おもひきりて。月のおもしろかりしにかくそよみける。

世のうちにひとかたならすうかれゆく
こゝろさためよあきの夜の月

ものおもひてなかむるこゝろの月の色に
いかはかりなる哀そふらむ

をしなへてものをおもはぬひとにさへ
こゝろをつくるあきのはつかせ

秋も又のかれて。このくれの出家障なくとけさせ給へと。三寶に祈せい申てやとへかへりゆくほとに。としころたへかたくいとをしかりし四歳になるむすめの。縁にいてむかひて。ちゝのきたるかうれしきとて。袖にとりつきたるをたくひなくいとをしく。めもくれておほえけれとも。これこそ煩惱のきつなをきるはしめとおもひて。縁より乗（マヽ）おとしたりければ。なきかなしみけれとも。みゝにもきゝいれすしてうちにいりて。こよひはかりのかりのやとりそかしと。なみたにむせひてそあはれにおほえける。

繪

女房はおとこにまさりたりける人にて。かね

てよりおとこの出家せむする事をさとりて。このむすめのなきかなしむをみても。さらにおとろくけしきのなかりけるこそあはれにみえけれ。

つゆのたまきゆれはまたもをくものを
たのみもなきはわか身なりけり

繪

十五夜の月のなかはになるまて。涙をなかして思ふやう。萬法は心か所作さらに別のほうなし。人界にむまるゝ事は梵天よりいとをくたして。大海のそこの針のあなにつらぬかむよりもかたし。佛教にあへることは。億劫に一度あへる一眼の龜の浮木のあなにいらむかことし。このたひ出家をとけて佛道にいらむと思ふ人。木石にあらす。このめはをのつからとあり。あさの中のよもきはためさるにゆかます。松にかゝるかつらは千いろにのほる。せんたんの林にいるともからは。こゝろもかならすかうはし。忉利天の薗には歡喜の色をふくみ。蓮華世界の鳥は妙法の文をさえつる。されはみやうもむ憍慢の心をすてゝ。貪欲慳貪のおもひをわすれ。邪見殺盗の罪をつくらす。婬酒妄語の戒をたもちて。念佛さむくゐをこたらすつとめて。ほとけにならむとおもひてなみたをなかすほとに。西の山のはちかく月かたふけは。たゝいまをかきりと思ひて。としころの妻女にあるへき事をもとこま〳〵にちきれとも。この女はうさらに返事なし。さりとてとゝまるへき事ならねは。こゝろつよくおもいとりて。年來しりたりける嵯峨のおくのひしりのもとへその曉はしりつきて出家をしけるこそ。あはれに心ほそくおほゆれ。ひしりたちあつまりて。こはいかにと申けれは。

世をすつるひとはまことにすつるかは
すてぬ人をそすつるとはみる

うけかたきひとのすかたにうかひいてゝ
こりすやたれも又しつむへき

世をいとふ名をたにもさはとゝめをきて
かすならぬ身のおもひ出にせん

繪

ことしもすてにくれなむとす。こそまてとしのくれのいとなみともさま〳〵にせし事さすかに思ひ出られて。

としくれしそのいとなみはわすられて
あらぬさまなるいそきをそする

をのつからいはぬにしたふひとやあると
やすらふほとにとしのくれぬる

年たちかへるいはひことには。さいはうにむかひて臨終正念往生極樂とそねかひける。たかきもいやしきも。正月のはしめを待えては。嘉辰令月のよろこひ。万歳千秋のたのしひ。長生殿のさかへ。不老門の日月よろこひゝらくるあそひ。つると□□(かめカ)とのたはふれ。子日の松のかさりわかなの手すさひ。われも〳〵とすることは。春の夜の夢そかし。官位の望。珍寶の貯。水のあはまほろしのことしとくはむして。この春のうちに往生をとけむとそ佛神に申ける。さていほりのまへに梅花のさきたるをみて。すきける人のさし入てなかめけれは。

こゝろせむしつかゝきねのむめのはな
よしなくすくる人とゝめけり

そはなりけるあむしちにかきねにさきたりける梅花。風にさそはれてかなつかしくちりけるを見て。

ぬしいかにかせわたるとていとふらむ
よそにうれしきむめのにほいを

繪

出家ののちは。世中にしはしもあとをとゝめむことをよしなしとおもひて。ふかきやまやまたうときところ〴〵を修行しけり。花のころ吉野のおくにまかりて。木のもとによりふしてなかめしほとに。風にしたかふさくらひまなくちりかゝりて。こゝろならぬはなのうはき。なにとなくなつかしくむかしもおほえけれは。

木のもとにたひねをすれはよし野山
花のふすまをきする春風

なかむとてはなにもいたくなれぬれは
ちるわかれこそかなしかりけれ

よし野山やかていてしとおもふ身を
はなちりなはとひとやまつらん

繪

名をえたる山のはななれは。さこそおもしろかりけめ。こけのむしろのうへにいはねにまくらをかたふけて。さすかにいける命のたよりには。たにの清水をむすひ。みねのこのみをひろひて。

寂寞無人聲　讀誦此經典

とよみて。にうをしんせむしゆいふつ道のをこなひ心にあかねとも。くま野のかたへまいらんと思ひたちてゆくみちに。いとゝあはれのみまさりて。

世中をおもへはなへてちるはなの
わか身をさてもいつちかもせん

繪

かやうに修行して。又みやこにかへりきて。むかししりて侍しともをたつねてまかりしほと

に。春にも成にければ。正月二日志賀のさとへ方違にまかりしにあひくしてまかりて。三日かへりけるに。會坂山のかすみ立たるをみて。

わきてけふあふさかやまのかすめるは
たちをくれたるはるやこゆらん

繪

四天王寺のがたへまいりて侍りけるに。日暮て江口と申ところに宿をかりけるに。すみそめのたもとをあやしくきらひけん。やとをかさゝりければ。

世の中をいとふまてこそかたからめ
かりのやとりをおしむ君かな

遊女のかへし

よをいとふ人としきけはかりのやとに
心とむなとおもふはかりそ

繪

おしむにとまらぬ日數なりければ。花は根に歸鳥は雲にいりはてゝ。なにゝともなふへくもなく。ものつれ〳〵なるに。卯花くたしさへふるさとの軒端かこちかほにて。墨そめのたもとうちしめりかちにはへりければ。無言をはしめて西を思ひけるころ。ほとゝきすのはつ音を聞て。

ほとゝきすひとにかたらぬおりにしも
はつ音きくこそかひなかりけれ

繪

承安元年六月一日。院熊野へまいらせおはしましゝついてに。住吉へ御幸ありけり。修行しまはりて。二日かの宮にまいりてみれは。すみのえのつり殿あたらしくたてられたり。後三條院の御幸神おもひいて給ふらんかしと

おほえて。釣殿のはしらにかきつけ侍りし。

たえたりしきみかみゆきをまちつけて
神いかはかりうれしかるらむ

繪

そのとしはすみよしにさふらひて。かへるとしの春都のかたへゆくとて。津のくになにはわたりをすきけるに。春風にはかに蘆のかれはにをとつれて。もの心ほそくおほえけれは。

津のくにのなにはのはるはゆめなれや
あしのかれはにかせわたるなり

繪

ひろさはのあん室に。ひとりおこなひけるころよみはへりし。

さひしさにたへたる人のまたもあれな
いほりならへむ冬のやまさと

繪

大峯の持經者の宿に。平等院の名かゝれたる率都婆侍りけるに。もみちの散かゝりけるを見て。はなよりほかのとありける人そかしとあはれにおほえて。

あはれとてはなみしみねになをとめて
もみちそけふはともとなりぬる

繪

おほろけならぬ雲の波。けふりのなみをしのきて。笙のいはやにこもりたりけれは。平等院の僧正のもらぬいはやも袖はぬれけりとよまれけん。おもひいてられて。

露もらぬいはやもそてはぬれけりと
きかすはいかにあやしからまし

繪

さてやかみの王子にとゝまりて。いかきのほとりにさきたるはなの。ことにおもしろかりけれは。はしらにかくそかきける。

まちきつるやかみのさくらさきにけり
あらくおろすなみすの山かせ

繪

那智にまいりて。瀧入堂しはへりけるに。一二のたきおはします。それへまいり侍と申常住のはへりけるにくしてまいりけり。はなやさきぬらんとたつねまほしかりしおりふしにて。たよりあるこゝちして分入に。三の瀧のもとにまいりて。如意輪の瀧となんこれを申といひけり。まことにすこくうちかたふきたるやうにそなかれたる。いよ／＼たうとくおほえて。なみたのとゝまらす。そのまへに花山院の御あんしつのあと侍けるまへに。としへたるさくらの木の侍けるをみて。すみかとすれはとよませ給ひけんことのおもひいてられて。

木のもとにすみけるあとをみつるかな
なちのたかねのはなを尋ねて

かれたる櫻の。としふりたるえたの。ひとふささきたるに。

わきてみむおい木ははなもあはれなり
いまいくたひかはるにあふへき

繪

山さとにひきかへたるすまひ。よそめは心ほそくみえけれとも。西行かこゝろには思ひまするこことなく。一向にねん佛のこうをつみて。佛の來迎をまちたてまつるよりほかには。又おもふ事なかりけれは。思ひたゝさりけむそのさきくやしくおほえて。

山さとにうき世いとはむ人もかな
くやしく過しむかしかたらむ

繪

心にまかせぬ命なりけれは。都に歸きたりて見れは。そのいにしへなれしすみかもことやうになりて。いつくをやととさため。たれをともとむつふへしともおほえて　あゆみゆくに。ぬしなくなりたりし家をつたへてゐたりし人のもとにまかりて。いつみにむかひて。ふるきをおもふといへることをよみ侍しに。

すむ人のこゝろくまるゝいつみかな
むかしをいかにおもひいつらん

繪

むかし申なれたりし人の世のかれて。伏見にすみ侍しを尋ねまかりて。庭の草ふかゝりしあはれにおほえてよみ侍りし。

わけているそてにあはれをかけよとて
つゆけき庭に秋かせそふく

繪

かくまとひありくほとに。すみなれし故郷いかゝ成ぬらん。ありしむすめも　さすかにこゝろにかゝりて。そのかとをすくとて見いれけれは。このちこ六七歳はかりにて。たてしとみのもとにつちあそひしてたてるをつく／＼とあはれにみるほとに。こしき法師のみるかおそろしやとて。うちへにけいりにけり。妻子珍寳もとおもひてすきにけり。

繪

伊勢に侍りしをり。寂蓮入道のもとへ申つかはしける。

いせのうみのひとゝもなきさたなかめやりて
君きたらはとおもふなに事

かへし

たひねせしあらきはまへもきみかため
おほつかなしとおもふなに事

繪

松風あきのことしといふことを。北白河にて人々よみて。又水聲に秋ありといふことをかさねけるに。

松かせのをとのみならすいしはしる
水にも秋はみえけるものを

繪

むかし心さしつかうまつりしならひにて。世のかれてのちも。賀茂の社へまいることにてなむ。としたかくなりて。四國のかたへ修業す

とて。みかへりまいらぬことにてもこそはとおほえて。仁安三年十月十日の夜まいりて。へいまいらせしに。うちへもいらぬことなれは。たなをのやしろにとりつきて奉り給へとて。心さしはへりしに。この間の月ほの〳〵につねよりもあはれにおほえて。

かしこまるしてになみたのかゝるかな
又いつかはとおもふあはれに

繪

天王寺へまいりけるに。かた野と申わたりすきてみはるかしたるところのあるをとひけれは。あまの河といふをきゝて。宿からんといひける事をおもひいてられてよめる。

かりくれしあまのかはらときくからに
むかしのなみのそてにかけゝる

繪

はりまの書寫へまいるとて。野中のしみつみはへりしことの。ひとむかしになりて後。修行すとてとをりはへりしに。同しさまにてかはらさりけれは。

むかしみし野中のしみつかはらねは
わかかけをもやおもひいつらん

繪

さぬきにまうてゝ松山津と申所に新院おはしましけむあとを尋ね侍しに。かたもなかりけれは。

松山のなみになかれてこしふねの
やかてむなしくなりにけるかな

とうちなかめて。しろ峯と申所の御はかにまいりてみれは。いつこそ人かよひたりともみえさりしかは。昔は九重の玉の臺にすみたまひ。一天の主として。百官にいねうせられ。今は八重のむくらのしたに三途の暗にまよひ給はむかし。さいへんよにふるひ。いせい朝にかまひすしかりし人。ひとりとしてつきたてまつることなし。及王位の理おもひしられて。

よしやきみむかしの玉のゆかとても
かゝらん後はなににかはせん

繪

同國善通寺と申山にすみはへりしに。菴のまへなる松を見て。

ひさにへてわかのちのよをとへよ松
あとしのふへき人もなき身そ

となかめて。土佐のかたへやまかりなましとおもひたつこと侍しに。弘法大師の御ゆかりなつかしくて。松ものいひせは。いかはかりなるちきりせましとおほえて。

こゝをまたわかすみうくてうかれなは
松はひとりにならむとすらむ

繪

命は心にまかせぬものなりけれは。ふたゝひ故郷にかへりきて。都にしりたりし人々のもとを尋ぬるに。あるはなく。なきはかすそふよのはかなさ。すみなれし宿はよもきかそまとなりはてゝ。末の露は日影をたにもまたぬもとの雫なり。

ふるさとの庭のこまつにとしふりて
木するゑに秋のあらしをそきく

繪

神無月のはしめのころ。法金剛院のもみち見はへりしに。上西門院おはしますよしきゝて。待賢門院の御事おもひ出られて。兵衛とののつほねへさしをかせ侍りし。

もみち見てきみかたもとやしくるらん
むかしのあきの色をしたひて

かへし

色ふかき木するゑをみてもしくれつゝ
ふりにしことをかけぬまそなき

繪

待賢門院の中納言のつほね世のかれて。小倉山のふもとにすまれしことから。いふにあはれなり。かせのけしきさへことにおほえて。

やまおろすあらしのをとのけはしさを
いつならひけるきみかすみかそ

繪

小倉山のふもとにて。秋の歌あまたよみ侍しに。おほ井川にもみちなかれて。ゐせきのなみ

ことにいろふかくけいきこゝろにそみて。秋のをはりの名殘おしくそ覺えける。

　おほゐかはゐせきによとむ水の色に
　あきふかくなるほとそしらるゝ

繪

奈良の興福寺にまいりて侍りしに。おりからにや猿澤の池のなみあはれたちそふこゝちして。ゆふかなしき風のけしきもなにこととしもなくこゝろすみ侍しに。うねめか身なけしむかし思ひ出られて。月をなかめてよみ侍りし。

　あはれなるたまもなみよるさるさはの
　いけにむかしの月をみるかな

繪

寂然かうやにまいりて。ふかき山のもみしといふことを。宮の法印の御あむしちにてよむへきよし申侍りしにまいりあひて。

　さまさまのにしきありけるみやまかな
　はなみしみねをしくれそめつゝ

繪

都にむかしゆかりあるところにとまりて。こしかたゆくすゑのものかたりしつゝ袖をしほりしに。あるしのさてもさはかりいとをしかり給ひし。ひめ御せむの御事あはれさよ。御出家ののちその ひのうちに 御前はさまかへて。一二年は京に おはせしに。九條の民部卿のむすめ 冷泉院と申人の子にして。よにいとおしくし給ひしかは。母は高野の あまのにおこなひて。この十七年は。人をたにもかよはしり(せ給カ)はす。このほとは冷泉殿のむかひ腹のむすめ。播磨の三位と申人御むこにとりたる上臈に。こ

のあねきみをはして侍り。あけくれはをこなひのみして。佛神に今生にて父母のゆくゑしらせさせ給へと申て。なくよりほかの事おはせすとかたりけれは。なみたくみて聞いれぬさまにそもてなしける。

繪

西行いかゝおもひけん。その次の日冷泉とののそはなる小家にまかりて。あるしをかたらひて。この娘をよひけれは。むすめわか父こそ道心をおこしたりとはきけとていてゝみれは。みもならはぬこきすみそめの衣に。やせやせなるすかたを。さはわかちゝかと思ふに涙もとゝまらすみるほとに。西行ありしつちあそひのすかたにはおいかはりて。けたかくいみしくみゆ。むすめにいふやう。年來はゆくゑもしらざりしに。けふこそはみたてまつれ。おやとなる子となるは。前世のちきりなり。わか申さむこと聞給てんやといへは。まことにおやにておはしまさは。いかてかたかへまいらせ候はんといふに。うれしと思ひて。いとけなくおはしましゝとき。心はかりはいやしからすもてなしかしつき思ひて。院内裏へもまいらせ。いかにもと思ひしに。わか身かくなりてあれとも。心のみたるゝことは御ゆゝなり。さしもなきみやつかひ。よしなし人にあなつらるゝこと也。このよはゆめまほろしのことし。けふあるものはあすはなし。さかりのかたちおひおとろふることほとなし。たゝあまになりて。母にともなひて後世をとり給へ。極樂へまいりて。とく／＼むかへむといへは。このむすめしはしあむしてうれしきこと也。父母にもそひまいらせぬ身なれは。いかなるひまもかなさまかへんとおもひしと申て。しかし

かの日めのとのもとへ。そこ〳〵とちきりてかへりぬ。

繪

このむすめそのひになりぬれは。かみなとあらひて待ほとに。車よせていてむとする時。しはしとてかへり入て。れむせい殿をつく〳〵とまもりてなみたくみていてにけり。

繪

西行むすめをむかへとりて。たけなるかみをゆひわけて出家とけて後によろこひ申けり。わか在俗の時世路にわしりて。地獄のすみかを尋ねて出仕けうさむのほこりをよろこひて。衣の玉をしらす妻子のむつひ。珍寶のたくはへに心ひかれて。火宅のすみかをいつることなし。煩惱の黒きくもあつくして。名利の家の犬うてともさらす。因果の白毫はくらくして菩提の山の鹿まねけともきたりかたし。とめるをみてはうらやみ。まつしきをみてはにくみ。夢のうちの夢。眼のまへのつねなさに心の月をすませとも。御ゆへを思ふには。ふたよのみちまとひぬへかりつるを。今すてに出家をとけたまふをみつ。今生の願みちて當來の望みたつしぬへしと申て。極重惡人無他方便唯稱彌陀得生極樂。この文を常にとなへたまふへし。今生にてあひ申さん事。たゝいまはかりなり。これを臨終最後の敎化とおほせと。なく〳〵申けれは。尼涙をなかしてわか身五歳のとし父にはなれ。七歳にて母にわかれて。羽なき鳥よりもたと〳〵しく。人をおそろしと思ふ人の命をたかへしとあかしてくらし侍り。十二三よりは。身のほと思ひしられて。出家の心さしふかくはへりき。いまさいはひ

に思ひとけはへりぬれは。二世ののそみかなひぬ。是父のおむをかうふれり。須みの倉にたからをつみ給ても。一旦の夢なり。後世わか身にしたかふへからす。今此要文教化の御詞淨土の道のしるへと憑侍りて。必一佛淨土にまいりあはむと契りて。なく〱わかれにけり。

繪

さて冷泉とのはまちかねて人をむかへにやりけれは。はやさまかへて出給ぬるよし聞て。この人の六のとしよりやしなひて。かた時もはなるゝことなかりしに。口おしくとうらみけり。たゝしいてさまにまもりしことのみそ。さすかにとなみたをなかしける。さて西行はかくそなかめける。

きえにけるもとのしつくをおもふにも
たれかはすゑのつゆのみならぬ

繪

みちの國のかたへ修行してまかりける時。さやの中山をすくとて。又みえむことも命不定におほえてたのみかたかりしに。年へて後思ひの外に誠にかへり侍りしこと。命ありけれはと又さやの中山にておもひ出られて。あはれにおほえけれは。

としたけてまたこゆへしとおもひきや
命なりけりさやの中山

繪

ともに出家したりし西住か心をみむとやおもひけむ。頭陀はこれ第一の行なり。けうまむのはたほこをたをして。善人のかたきをうつと佛ときたまへりとて。ふたり乞食ゆくほとに。

西住かめのとのもとへゆきて經をよみたてれは。うちになきあひたり。つれなく經をよめは。白米をぬり桶のふたにいれて。としころつかひし女なく〳〵もちてきたり。袖をひろけてうけてかへる時に。うちよりころもおしますなく。中にめのこゑもしつゝ。又いとをしかりし子の。父に似たるとてなきけれは。西住聞てたへすやすみそめの袖をしほりけり。西行みつゝかく心よはからむには我同行にはかなはしとてはなれにけり。

繪

都ならねとも。としのくれには人々われもわれもといそきあひたりけるを。みるもあはれにて。

つねよりもこゝろほそくそおほえける
たひの空にてとしのくるゝは
うき身こそいとひなからもあはれなれ
月をなかめてとしのくれぬる

繪

世中あらぬさまになりて後。新院御くしおろして。仁和寺の北院におはしますなりと聞てまいりたりしに。憲賢阿闍梨いてあひたりしに。月あかくてなにとなく心もあらぬやうにて。あはれにおほえけれは。

かゝる世にかけもかはらてすむ月を
みるわか身さへうらめしきかな

東の方さまへゆくほとに。遠江國天龍のわたりにまかりつきて。舟にのりたれは。所なしおりよと鞭をもちてうつほとに。かしらわれてちなかれてなん。西行うちわらひて。うれふる色もみえておりけるをみて。ともなる法師あなかちになきけれは。されはこそいひしか。修

行するならひはこれにまさることのみそあらんすれとて。そこよりはなれにけり。まことにこの人の心にはうつとものるともくるしみとおもふまし。杖木瓦石を忍ふをもてこそ。道心のほいといふ事なるを。又いやしきものの心には。在俗の時弓箭は金銀をもてちりはめ。衣裳は綾羅をもてかさり。萬騎のつはものの中へも一人かけいらむことをおもひ。出仕のときは家のうちにみくるしからむものとりをけ。人に水目にいはれは(なカ)。我家ありとてかへりくましきそなとの給しに。さまをかへむからにかゝるへきかと。いやしき心の思やりなきにたもとしほりけんもにくからすおほゆ。

繪

いつくもつゐのすみかならねはとおもふにまかせつゝ行に。身をうきしまの原をすくとて。富士のたかねけふりは雲にきえけれは。業平の中將のやまはふしのねとよみけむおもひいてゝ。

かせになひくふしのけふりの空にきえて
ゆくゑもしらぬわかおもひかな

繪

むさし野の夜のけしきおほつかなくて、萩のにしきにたちよりて。草のはらはるかにたちのほる月のかけをなかむれは。晝よりもけにすみわたりて。きはめなきなかめのすゑより。をちの野原の鹿の音は。たかつまこめになさあかし。よもきかもとの菴また よはらぬこゑをとつれて。たえぬ秋かせ尾花かするゑに浪をこし。分ゆくたもとやゝぬれて、しら露はみちしはの葉もせはきにや。萩のうは葉のしつくかこちかほに匂ひをかけたる藤はかまは。う

つゝかいとこちたくて。から衣たひたつわれをまつつまにもあらは。かさねぬ袖もかこたれぬへし。道よりすこし分いりて。經のこゑしけれは。もし仙人なとのよみ給ふにやとたつね行てみれは。わつかに一間はかり庵をむすひて。さま〳〵の秋の草してふきかこひたり。うちに九十はかりなる僧。我不愛身命但惜無上道とうちあけたり。かたみにあきれなからしはしありて。こはいかなる人のすみ給にかととへは。むかし郁芳門院の侍の長なりしか。院かくれさせ給て後。やかて出家して都の人にしられさらんところに。後世とらむとおもひて。國々めくり侍しに。この野への草花に心をうつして。春夏秋冬のなかめこゝろすますといふことなく侍ると申せは。さて朝夕のこといかゝし給と尋ぬるに。思ひかけぬみちゆき人なとの聞つけて訪おりもあり。又二三日むなしくて侍るおりもあり。されとも更にくるしみとせす。わさと煙たつることはせしと思ひ侍るなりと語に。浦山しの心つよさやとおほえけり。

繪

野中につねよりもとおほしきつかのみえしを。人にとひ侍しかは。中將のみはかとはこれか事なりと申しかは。中將とはたれか（とカ）とそと又とひ侍しかは。實方の御事なりと申す。いとあはれにおほゆ。さらぬたにものかなしき霜かれのすゝきほの〳〵みえわたりて。後にかたらんも詞もなき心ちして。

　くちもせぬその名はかりをとゝめをきて
　かれ野のすゝきかた見にそみる

繪

同行に侍聖人をはりよくてかくれぬと聞て。寂然かもとよりよみてつかはしたり。

みたれすとをはりきくこそうれしけれ
さてもわかれはなくさまねとも

返し

この世にてまたあふましきかなしさに
すゝめし人そこゝろみたるゝ

繪

そのきさらきのもち月のころといひけるにあはせて。花の都まちかき雙林寺東山のほとりにて。往生の期を待えてけり。嶺のさくらも盛なり。庭のさくらも盛なり。異香空に薰して。軒はの梅にうちたくひ。音樂雲に響て谷のうくひす音をそふるとき。忍辱の衣の露すてにきえ。慈悲の月たちまちにあきらかなり。一百遍の念佛已成就之處。廿五の菩薩の摩頂に預。紫雲のたえ間より。金色のひかりかゝやきて。觀音蓮臺をかたふけて出現したまへり。踊躍歡喜のあまり。一首の歌をよみける。

ほとけにはさくらの花をたてまつれ
わか後のよを人とふらはゝ

繪

ありしむすめはあま野にたとりつきて。母とともに念佛申て。入月をみては淨土のみちしるへと思ひ。おつるはなをみては。娑婆のことわりをさとり。おほかたこゝろつよきものにてともに佛道をとりてけり。

繪

さて西行か妻女の尼おとこにをとらさりけり。廿三のとしおとこ出家しけれは。やかて髮をおろして。かうやの尼野に入籠しよりのち

は。あい親人のもとより文つかはしけれとも返事もせす。常に無言にておこなひけり。この娘のあまを善知識にして。終のときおほえて。千遍の念佛申て。靈香充滿して往生とけてけり。又このむすめのあまは。父母にもまさりて心勸かしこきものなりけれは。一生不犯の身にて。正治二年彼岸に高聲念佛となへて往生をとけてけり。三人おなし蓮の實となりたることのめてたさ譬なきものなり。西行うせてのち。みやこのうちに歌よむ人々なみたをなかし。あはれみてはなさかりには。ことにあはれひあひけり。その中に左近中將定家朝臣。菩提院の三位中將のもとへ。西行か往生の事申つかはしけるに。かくそよまれける。

もち月のころはたかはぬそらなれと
きえけん雲のゆくゑかなしな

返し

むらさきの雲と聞にそなくさむる
きえけん人はかなしけれとも

そのころ西行か訪に。京中の歌仙達集て。一品經書寫してとふらひけり。

右此四卷畫圖者海田釆女佐源相保所筆也。段々文字乃愚翁書焉。

明應龍集庚申上陽月中浣日

槐下桑門

續群書類從卷第九百四十二

雜部九十二

西行物語上

鳥羽院の御時ほくめんにめしつかはれける左兵衞尉藤原のり淸といふ者ありけり。心のたけきことはまさかとほうしやうかあとをつきてならふ人なかりけり。大かたゆみやをとりてはやうゆうにことならす。空をかけるつはさ。くかを行ひつめ。心にまかせたり。詩歌くわんけんの道には。なりひら紀納言のなかれをつたへて公卿殿上人の末座にめされて日をくらしければ。諸道にちやうせる者は朝家のたからとそほめける。しゆつしのよそおいゆ達かいきおひかと見えき。仙洞きようさく郎從けんそくにつけてもとほしき事なく。しの時はちよく定のおもむきをたかへしと庭をあたゝめてうれへをのへ。たい出のいとまを給はらさりしには。床をまほりて夜をあかし。すへてしきにしたかひて花の本のあそひ。月の前のなかめ。かゝりのもとのまり。宮のうちの御會には。先めされてそのさになをとゝめしかは。庭尉になし給ふへきよし御きしよくありしかとも。兎角のかれて人めにはきんし

ゆと見ゆれとも。心のうちには世のはかなき事をのみおもひて。いかなる坂のうへの正助は。夢にちこくにおつると見て。けんひいしにならしとて五位のかふりたまはりて。この世のことのそみをすてゝけりと思て。

妻子珍寶及王位　臨命終時不隨者
唯戒及施不放逸　今世後世爲伴侶

と心にかけて。花山の法王はこのもん(文)のゆへにこそ十善のくらいをすてゝ。きの國千里のはまにおもむきて。ならのお山におこなひて。おはりにつゐに佛道にいらせ給ひけり。ほんなうのくもあつく。名利の家の犬。うてとも出(菩提の山の鹿脱カ)やらす。因果のひやくかうはくらくしてまねけともきたりかたし。とめるをきゝてはうらやみ。まつしきを見てはあさけり。夢のうちのたのしみ。浪のうへの月。しつまりかたき心のみして蜉蝣の虫のあしたにうまれてゆふへにしするか猶たのみあり。いつるいきは入いきをまたすして命をとちぬ。五よくのたつなにひかれて。つゐにならくのそこにしつむ事を。龍樹菩薩はとめりといへともねかふ心やまねはまつしき人とす。まつしといへとももとむる心なければ是をとめりとす。しよしやの聖はひちをかゝめて枕とするにたのしみそのうちにあり。何にゝよりてかさらに浮雲の榮耀をもとめんとかけり。このたひいとはすはたうらいのかなしみなり。極樂をねかふともからつゐに西方の淨刹に往生す。たとへは草木の風にしたかいてかたむけるかたへたくうかことし。かるかゆへにいやしき我身のこは何事にかた山陰にすまひていさるらんとおもひて。かくそなかめける。

いつなけきいつおもふへきことなれは
後の世しらて人のすくらん

いつの世になかきねふりの夢さめて
おとろく事のあらんとすらん

なにことにとまるこゝろのありけれは
さらにしも又世のいとはしき

この人はつねに心をすまして。人丸赤人のなかれをつたへて和歌をこのむ事よの人にすくれたりけれは。君もしきにおりふしさためて題をたまはらせて歌をめさるれは。時をたかへすしてよみてまいらせける中に。たつ春のうたとて。

岩まとちしこほりもいまはとけそめて
こけのした水道もとむなり

たちそむる春をしれとも見せかほに
としをへたつるあさかすみかな

うくひすのこゑそかすみにもれてける
人めとほしき春のやまさと

大治二年のころ鳥羽殿へ御幸ならせ給て。はしめたる御所のしやうしを御覧すれは。やうやうの繪を面白くかきたりけれは。其時ときめく歌よみつね信の大納言。匡房中納こん。基俊。俊頼なとをめしてうたをめすに。我も〳〵といとなみよまれけるなかに。のり清をめされて。この繪とものなかにさるへきところところのうたよみてまいらすへきよしおほせくたされけれは。その日のうちによみつらねて申上けるうたに。春のはしめに雪のつもりたる山のふもとに。谷川のなかれたるを見て。

ふりつみしたかねのみ雪とけにけり
清たき川の水のしらなみ

山さとのしはの庵に。聖のこもりたるまへにむめのはなのさきたるを。

とめこかしむめさかりなる我やとを
うときも人はおりにこそよれ

花さきみたれたるしたにいて。月なかむるお

とこのありけるを見て。

雪にまかふはなのしたにてなかむれは
おほろに月は見ゆるなりけり

夏のはしめに郭公を尋て。山田のはらにすきの本にゐて。なかめたるおとこのかゝれたれは。

きかすともこゝをせにせんほとゝきす
山田のはらのすきのむらたち

郭公の初音尋る かひありて。きゝつけたるところを見て。

ほとゝきすふかきみねよりいてにけり
と山のすそにこゑのおちくる

し水のなかれたるやなきのかけに。水をむすふ女房をかきたりけれは。

道野へのしみつなかるゝやなきかけ
しはしとてこそたちとまりけれ

秋のはつ風。心ほそくかゝれけるを。

あはれいかにくさ葉の露のこほるらん
秋風たちぬ宮木野のはら

山田もるいほのほとりに。しかのなきけるをみて。

おやま田の庵ちかくなくしかの音に
おとろかされておとろかすかな

高山に。しら雲のかゝりたるを見て。

秋しのやと山のさとやしくるらむ
いこまのたけに雲のかゝれる

おほ山の峯の木すゑ。風にさそはるゝところを。

をくら山ふもとのさとに木の葉ちれは
木すゑにはるゝ月をみるかな

ちよく定のかれかたきゆへに。御しやうしのうた十首。日のうちにつらねてそうし申けれは。よく〳〵御れうけんありて。きたひの名歌とも末代のきほなりとて。その時の手かき。さ

た信時信をめされてそかきとゝめさせたまひける。さて大治二年十月十一日かとよ。ちよくろくにあさひまろと申御はかせを。あか地のにしきの袋にいれて。とうのへんの奉行にてそたまはりける。又女院の御かたへめされて。權中なこんの御つほねの奉行にて。御はしたものおとめのまへにて。御うはきかさなりたる紅のにほひ。十五の御そをいたゝきてあつかりたりければ。みる人目をおとろかしてあさみうらやみけるこそ。この世のしゆうしんとゝまりて。かたしけなくよろこひの涙たもとにあまりておほえけれ。その暮にやとに歸りたりければ。妻子兄弟か見てよろこふことかきりなし。是につけてもうれしとはおもはすして。世のはかなきことをのみおもひつつけて。出仕のいとなみわりなくおほえて。あはれのみ心におもくなりまさりて。おなしく北面に參りあひ。したしかりける佐藤左衞門のりやすとつかひのせんしを給はりて。夜のまの程に鳥羽殿よりうちつれてちきるやう。あしたは必ことにきらめきて參り給へ。うちつれ侍へきよし申て。七條大宮にとゝまりければ。そのあしたまいりさまにさそひければ。門に人々おほくたちさはき。うちにもさまさまになきかなしむこゑきこゑて。とのはこよひむなしくならせたまいぬ。十九になる妻女八十ゆうよなる母。こゑもおしますなきかなしむをきくにつけても。いよ〳〵かきくもる心ちして。風のまへのともし火。はすのうきはの露。夢のうちの夢とおほえて。やかて二日にてもとゝりをきらはやとおもへとも。今一と君にもいとまをも申てとおもひて。こまをはやむれとも。たもとの涙せきあへす。そもそもこの人は。二年かあにて生年二十七そかし。

おくれさきたつためしあはれにおほえて。かくそ道々なかめける。

朝有紅顔誇世路　暮成白骨朽郊原

こえぬれは又この世にもかへりこぬ
しでの山こそかなしかりけれ

世の中は夢と見る〳〵はかなくも
猶おとろかぬ我こゝろかな

とし月をいかに我身につもりけむ
昨日見し人けふはなき世に

ことにきらめきて參りたりけれは。人々目をおとろき。君もいみしくおほしめして。昨日のうたの御かんともおほせらるゝところに。おもはすに藤のへんをもつて。出家のいとまを申たりけれは。殊おとろきおほしめしておゆるしなかりけれは。れうかんにちかつきまいらせて。せんけの御ことはをみゝにきゝいれんことも。たゝいまはかりなり。關白三公を見あけて御まなしりにかゝらむこともけふはかりとうれひのれつ座にきしきをさためつるほくめんは。けふはかりとおほえて。仙洞のうちの御あそひ南庭の櫻。池のほとりのらくよう。月のまゑのなかめにはつれすめされしかとも。たゝいまをかきりそとおもひつゝくるに。涙もとゝまらす。されとも心つよくおもひとりて。御うちよりいてゝ歸りし道にておもふやう。そも〳〵さてもすきぬる二月に出家は一定とおもひさためてかくすさみしそかし。

空になるこゝろは春のかすみにて
世にあらしともおもひたつかな

いまたそのこやきたらさりけん。二月も過て七月に又おもひきりて。月のおもしろかりしにかくすさみしそかし。

世のうさにひとかたならすうかれいつる

こゝろさためよ秋のよの月
物おもはてなかむるころの月の色に
いかはかりなるあはれしるらむ
をしなへて物をおもはぬ人にさゑ
こゝろをつくる秋のはつ風
秋は又のかれて。このくれに出家さはりなくとけさせ給へと。三寶にきせい申て宿へかゑりゆく程に。としころさりかたくいとうしかりける女子。生年四歳になるが。ゑんに出むかひて。ちゝ御せんのきたれるかうれしといゝて。袖にとりつきたるを。いとをしさたくひなく。めもくれておほえけれとも。これこそほんなうのきつなよとおもひとり。ゑんよりしもへけおとしたりけれは。なきかなしみたることもみゝにもきゝいれすして。うちにいりて今夜はかりのかりのやとそかしと思ふに。涙にむせひてそあはれにおほえける。女房は男には猶まさりける人にて。かねてよりおとこの出家せんすることをさとりて。このむすめのなきかなしむをみても。おとろくけしきのなかりけるこそあはれに見えけれ。
露の玉きゆれはまたもおくものを
たのみもなきは我身なりけり
十五夜の月の中はになるまで涙をおさへておもふほとに。万法心のうちにさらにへちのほうなし。人かいにうまるゝことは梵天よりいとをくたして。たい海のそこにあるはりにつ(らカ)なぬかれんよりもかたし。佛法にあはん事は。一眼のかめのうき木のあなにあえるかことし。このたひ出家をとけて佛道にいらんとおもふ人。木石にあらすととけり。あさの中のよもきはためさるにゆかます。松にかゝれる藤はちいろのほる。せんたんの林にいるともから。心も必かふはし。たう利天をんにはくわん

きのいろをふくみ。蓮華せかいの鳥は妙法のもんをさえつる。されはけうまんの心をとゝめ。とんよくのおもひを忘。しやせつしやうのつみをつくらす。おん酒まうこのかいをたもちて。念佛讀經おこたらす。佛にならんと思ひて。涙をなかすほとに。にしの山はちかく月かたむけは。今をかきりと思ひて。としころめおとこにあるへき事。さま〳〵にちきれともこの女房さらに返事することなし。さりとてもとゝまるへき事ならねは。心つよく思ひてもとゝりをきりて。ちふつたうになけをきて門をさし出て。としころしりたりける聖のもとにそのあかつきはしりつきて。出家をしけるこそあはれにおほえけれ。そのあしたに聖たちあつまりて。こはそもいかにと申あひたりけれは。かくなん。

世をすつる人はまことにすつるかは
すてぬ人こそすつるなりけれ

うけかたき人のすかたにうかひいてゝ
こりすやたれも又しつむらん

世をいとふ名をたにもまたとめおきて
かすならぬ身のおもいてにせむ

この人は。つねに觀念の窓の前には。心を三明の月にかけ。坐禪の床の上には。まゆに八字のしもをたるとくわんして。つねには諸行無常といふはほたいしんをおこすはしめ。天にのほる橋。是生めつほうと云は。惡業煩惱の黑雲をはなれて。とんよくへちりのうみをわたる舟。しやしめつらくと云はたうせんくわたうのつるきの山をこふる車なり。しやくめつ爲樂といふは流轉生死の果報つきて。淨土に到る道なりと觀して。無常の鳥のこゑはみゝにちかつけとも。世路のいとなみにみゝしゐてきこえす。雪山の鳥は日々になけとも。あく

こうの雪にとぢられて出す。ひつしのあゆみちかつきて。親にさきたつ子もあり。女に別るるおとこもあり。おとこにおくるゝ女もあり。すへておとこにをくるゝあに。てしにはなるる師。かくのことくにらう少不定のさかへなり。あしたの花はゆふへの風にさそはれ。よひのらう月はあかつきの雲にかくる。たれかとまるへき。おくれさきたつためしまのあたりなりと。無常をくわんして。たゝ山陰のしはの庵りのすまひのみあらまほしくおほえてかく。

　さひしさにたえたる人の又もあらむ
いほりならへん冬のやまさと
身のうさをおもひしられてやみなまし
そむくならひのなき世なりせは

年もすてにくれなんとす。さてもこそまてはとしのくれのいとなみともさま〳〵にせしことの。さすかにおもひいてゝ。

　おのつからいはぬをしたふ人やあると
やすらふほとにとしのくれぬる
むかしおもふ庭にたき木をつみおきて
みし世にもにぬとしの暮かな
としくれしそのいとなみのはかなくて
あらぬさまなるいそきをそする

としかへるいそきは。たゝ西方にむかひ。りんしゆうしやう念わうしやう極樂とそおかみける。たかきもいやしきも世にある人は。みな年のはしめには。嘉辰令月のよろこひ。万歳千秋のたのしみ。長生殿のさかへ。不老門の日月。よろこひにほこり。つるとかめとのよはひ。ねのひの松のかきり。野へのわかなのてすさみ。我も〳〵といはゐるも。たゝ春の夜の夢そかし。官位の望。珍寶のたくはへは。水のあはまほろしのことしと觀して。この春のうちに往

生をとけはやとこそ。佛神にはいのり申けれ。庵のまゑにむめの花のさきたりけるを見て。過ける人さしいりてなかめけれは。

こゝろせんしつかかきねのむめのはな
よしなくすくる人とゝめけり

香をとめむ人をこそまてやまさとの
かきねのむめのちらぬかきりは

そはなりける莚に。かきねの梅の心なく。風にさそはれてなつかしくちりけるをみて。

ぬしいかに風つらしとは思ふらん
よそにうれしきむめのにほひを

花おもしろしと思ひて。しつかにあそひてゐたるところに。むかしの友花見にとて尋きたりけれは。心のみたれしかは。

花みにとむれつゝ人のくるのみそ
あたらさくらのとかにはありける

すてに出家をとけて。菩薩かいの道にいりぬ。

今はむかしつくりしところのつみをさんけせんとおもひて。一念なすところのおもひにて。ほたひのこうとなる善心の思ひはすくなく。悪心はおほく。つみは百丈の石。さんけは舟なり。さいこうの石なれとも。さんけの舟にいれつれは。しやうしのくかいをわたりて。ほたいの岸になとかつかさらん。事理のさんけは五體をちになけて。一心に念佛をとなふれは。草木のたきゝを万りにつみつといへとも。けしはかりの火をつけつれは。かた時の程にうするなり。かくのことく一世にかきらす。世世生々のあいたにつくりおきたるつみを。三千大千せかいの雲のしたにつみおかんに。あまるはかりの罪ありても。たゝけしはかりのくとくの火をふきつくれは。たのもしくこそ覺ゆれ。されはふけん經に。

衆罪如霜露　恵日能消除

是故應至心　懺悔六情根

このもんにまかせて。今は山林流浪の 行をせんとおもひていてたつ初こそあはれなれ。むかしはいさゝかのありきにも。牛車馬のうゑを心にまかせておほくのらうしゆうけんそくをしたかへ。きうせんちやうのたくひには。銀金をもつて みかきたてき。四季おりふしのしやうそくには。れうらきんしうをもて 日々にかへしそかし。今はあさの衣のすみ染に。かきのかみきぬのしたきに。ひかさすゝけ。さはかりのしやうそくにて年ころ心にねかひ思ひし事なれは。先吉野山を尋て。花に心をかけて詠せんかために。ゆけともおなし心に友なふ人もみえさりけれは。かくそなかめける。

　たれかまた花をたつねてよしの山
　　こけふみわくるいはつたふらん

櫻か枝に雪かゝりて。花かとおとろき見れは。おそく見えけるを。

　よし野山さくらか枝にゆきちりて
　　花おそけなるはるにもあるかな

花は南枝よりひらくといふ事のあれは。きたの方なれは をそきかとおもひて。道をかへてたつねいりけれは。

　吉野やまこそのしほりの道かへて
　　また見ぬかたの花を尋ん

尋いりけるかひありて。さきみたれたりけるしたにて見れは。さきちるなかめの おもしろさに。この山にて命きえはやとおもひて。

　なかむとて花にもいたくなれぬれは
　　ちるわかれこそかなしかりけれ

　よし野山やかていてしとおもふ身を
　　花ちりなはと人やまつらむ

名をゑたる 山の花なれは。さこそはおもしろかりけめ。こけのむしろのうゑに。いはねに枕

をかたむけて。さすかにいける命のたよりには。谷のしみつをむすひ。峯のこのみにたはふれて。

寂寞無人聲　讀誦此經典

とよみていよいよ入於深山。思惟佛道とおこなひ。こゝにあかねとも熊野のかたへまいらんと思て。行道いとゝあはれのみにて。

おろかなるこゝろのひくにまかせても
さてさはいかに露のいのちを

世の中はおもへはなへてちる花の
我身をさてもいつちかもせん

さてやかみの王子にとゝまりて。いかきのほとりにさきたる花のことにおもしろくおほえて。

まちつくるやかみの櫻さきにけり
あらくおろすな峯の松風

登蓮法師人々をすゝめて。百首のうたあつらへけれともいなひ申て熊野へ到る道。紀の國に千里のはまのあまのとまやにふしたる夜の夢に見るやう。三位入道しゆつ惠申ていはく。むかしにかはらぬことは和歌の道なり。これをよまぬ事をなけくと見て。おとろきてよみておくりけるうたに。このもんをそへて。

和光同塵の眞跡　平等利生のはうへん
八相成たうのおはり　般若妙法のほつせ
眞こん秘みつの法樂　臨終正念にわう生せん

極樂のためとらいはいおして日數つもる間。御山千手のたきに入たうする程に。常住の僧申ていはく。このうへに二のたき三の瀧とてめてたき瀧おはします。この御山にこもる事日數百日にみちて。參りておかむところにて候なり。さもほつ心修行の心さしふかくおほしめさは。百日こもりて。身のうちの罪障懺悔

してかませ給へかしと申ければ。よろこひおもひて。ほとなく百日にもなりにければ。かの僧にくしてきひしき山岩かとをつたひのほりて。この瀧の本に參りたれは。是は二の瀧如意輪の瀧となん申。をかみまいらすれは。まことにうちかたむきたる樣になかれたるやう。いよ〳〵たうとくおほえて涙もとゝまらす。心のうちすみて おかみゐたる その御まへに。花山の御庵室の 御あとの侍けるに。まゐにとしふりたる櫻のかれんとするをみて。

木のもとをすみかとすれはおのつから
花見る人になりぬへきかな

とよませ給けるはこゝやらんとおもひて。かくそなかめける。

わきてみむおい木の花もあはれなり
いまいくたひか春にあふへき

この山にとし久こもりて。南無歸命頂禮。日本第一大りやうこんけん。なちの御山。三重はくせき大悲大きやうし。ひりようこんけん。ひれう薩埵。さんきさんげ。六根罪障と念くわんし。あはれ〳〵心あらんせんたちもかな。一たひもみる人は。みなほたいのほうしよにいたるなり。大峯へいらんと思ふところに。こゝに僧南坊の僧都。その時卅八度せんたちにて申樣。いらんとおほしめさはいらせ給へ。おほ峯のひしよともおかませまいらすへきよし申されけれは。よろこひていりける程に。あはれささこそとおほえける。餓すみ染をぬきてかへて。山ふしのしやうそくになりて。大峯へいりぬ。深山と申宿にて月のおもしろくありけれは。

ふかき山にすみける月を見さりせは
おもひてもなき我もならまし

をはり峯といふところを見わたせは。思なし

にやありけん。月ことにあかく見えけれは。しなのゝ國ならねとも。名にしおひて かく程面白月はすむやらんとて。

　をはすてはしなのならねといつくにも
　月すむ峯の名にそありける

あつまやと申宿にて。時雨の後に 月おもしろかりけれは。

　神な月しくれはるれはあつまやの
　みねにそ月はすむとすみける

平等院の名かゝれたるそとはに。もみちのちりかゝりたるを見て。花よりほかの とよみける人そかしとあはれにおほえて。

　あはれとて花見し峯になをとめて
　もみちそ今日はともとなりける

ちくさのたけとて。ことに木のしけき峯にしなしなの木々の色見えけれは。

　わけて行色のみちらす木すゑさへ
　ちくさのたけはこゝろそみけり

ありのわたりとて。木しけくてきりたちこめ。心ほそくあはれに見えけれは。

　さゝふかみきりこめ峯をあさたちて
　なひきわつらふありのとわたり

この峯の第一の大事のところには。このきやうしやかへるなり。むかしちこと おりえすして。命たえけるところにて。きやうしやはかへりける。ことわりとあはれに見えけり。されはむかしの山ふしは。ひやうふる たけをたいらかにすきんとおもひて。やう〳〵の いのりしけるそかし。

　ひやうふるやこゝろをたてゝおもひけむ
　きやう者はかへりちこはとまりぬ

三重のたきを おかみけるにこそ。なんきやうのこうありて。むしのさいしやう せうめつして。はやくほたいのきしにちかつく心地して。

大聖明王のかうふくの御まなしりを おかみ。こんかうせいたかふたりのとうしの御すかたをあらはし。深山のいはやの ほとりに坐禪入定のこゝろふかくそみ。涙とゝまらすして。

身につもることはのつみもあらはれて
こゝろすみけるみかさねの瀧

つほたけかはらを仙のほらをすきて。しやうのいはやにまいりて おかめは。すきぬるかたの百廿日のすく〳〵しやかのたけまてのめてたさもかすならす おほえて。平等院のそうしやうの千日籠のとき。

草のいほりなに露けしとおもひけん
もらぬいはやも袖はぬれけり

とよませ給ひけることも。いまみるこゝちして。こんしやうの あくこうほんなうも明王のくわゐんにもしうせぬとおほえて。涙とゝまらすして。

露もらぬいはやも袖はぬれけりと
きかすはいかにあやしからまし

このいはやにてわうしやうをとけはやとのそみ申けれとも。せんたちゆるささりけれは。心ならす出つゝ行程に。やまとのくにまちかくなりて。人さとゝもわつかに見えて。はたのそはにはとのこゑおりふしから心ほそくなくほとに。またかつらき山を見れは。ときまとはせるもみちのみえけれは。ある人あれはいかにとたつぬれは。まさきのかつらにて。いつもいつもと申せは。

かつらきやもみちのいろは秋ににて
よその木すゑはみとりなりけり

ふるはたのそはのたつ木にゐるはとの
ともよふこゑのすこきゆふくれ

ゆふされやひはらかみねをこえゆけは
すこくきこゆるやまはとのこゑ

さても里にいてけれは。つれたりける同行みな我も〳〵とおの〳〵ちりわかるゝこそ。なましゐに涙もとゝまらさりけれ。その中に心ある同行ことになこりをおしみて。いつくにてか又めくりあふへきと袖をしほりけれは。

さりともと猶あふ事をたのむかな
してのの山路をこえぬかきりは

その時そうなん坊を本尊にて。百日同心合力の同行教主とおかみて。さいしやうせうめつのけうけにあつかりて。ふかき谷の氷をたゝきて水をくみ。高峯のたき木をとりてひさけをあたゝめて。しゆくにつきてはたとる〳〵せんたちの御あしをあらひて。金剛秘密坐禪入定の秘所ををしへ給ひて。恭敬禮拜のゆへには。極樂淨土ののそみすてにとけ侍りぬとおほえき。おの〳〵かきの衣かへるはかりに袖をしほりて。ちり〳〵になるあか月。ぬへと云鳥のこゑ心ほそくきこえけれは。

さらぬたに世のはかなさをおもふ身に
ぬへなきわたるあけほのゝそら

きしきをさためし同行もおの〳〵別ぬれはたゝ我ひとりもとのすみ染になりてすみ吉に參りて見れは。源三位よりまさの卿の月おちかゝるなとよみけるもことわりとおほえて又松のしつ枝をあらひけん浪いまの心ちして。

いにしへの松のしつくをあらひけむ
なみを心にかけてこそ見れ

すみよしの松のねあらふなみのおとを
こするゑにかくるおきつしらなみ

そのとしはすみよしに籠ておこなひて。かへるとしの春都さしてゆきけるに。津の國のなにはわたりをなかめけるに。春風にはかにあしのかれ葉をおとろかして。よろつ心ほそくて。

つのくにのなにはの春は夢なれや
　あしのかれはに風わたるなり
さすかにしなれぬ命のまかよひて。又都に歸りて見れは。そのいにしへのなれしすみ家も（たれな〳〵）（こと〳〵）もとやうになりて。いつくを宿とさため。さるたのみて。しはらくのたよりとすへしともおほえす。いと〻あはれにおほえて。
　むかしみし庭のこ松にとしふりて
　あらしのおとを木すゑにそきく
　いつくにもすまれすはたゝすまてあらむ
　しはのいほりのしはしなる世に
むかし見なれしことなれは。法勝寺へ花見にまかりたりけれは。しやうとうもん院の女房たち花見られけるなかに。兵衞のつほねのもとへむかしの花の御幸おもひ出給ふらんとて。その日雨のふりけれは。かくそ申つかはしける。
　見し人に花もむかしをおもひいてゝ
　戀しかるらむ雨にしほれて
御返事に
　いにしへをしのふる雨とたれか見ん
　花にむかしのともしなけれは
かくまとひありくほとに。すみなれし古郷いかゝなりぬらん。我かなしと思ひなから。なさけなくけおとしたりしむすめの。さすかに心にかゝりて。その門を過けるに。見いれてたちたりけれは。七八はかりにて。たてしとみのもとにてせんさいの花あそひするを。つく〳〵とあはれみみる程に。このちこ我を見つけて。こしきほうしの門にて見るかおそろしきとてうちへにけいりぬ。かく我そとつけまほしく思へとも。こゝろつよく涙にむせひて過にけり。妻子珍寶及王位のもんをくわんして。み山のすまひそよかるへき。

山ふかくさこそこゝろはかよへとも
すまてこゝろをしらんものかは

我と友に出家してともなひし西住と申ていはく。佛のおしへに。づたはこれ第一のおこなひなり。けうまんのはたほこをしたおして。ほたひの道にいる初なり。火宅の出家をきらはす。慈悲の心をめくらしてあくこうの衆生のけちゑんをうけて。東西獄囚貧道むゑんの者にせきやうして。平等一佛の思をなさんとて行程に。西住古郷に妻子のあるところへゆきて。經をよみてたてるほとに。うちになきかなしむこゑきこゆ。女房すたれこしに見てなく。又うちよりよにけたかき四五はかりのちこはしりいてゝ。あのこしき我ちゝこににたるそやといゝてふしまろひなく事かきりなし。されともつれなくきやうをよみてたつたるほとに。としころ我つかひしおんな。しろき物をぬりおけのふたにいれて持てきたれは。衣の袖にうけて門をいつれは。うちよりこゑもおしますなきかなしみけれは。西住もかとをいてて。おひたゝ敷なきけれは。西行つく／＼と見てはちしめていはく。されはこそつれ巾さしとは申しか。心よはくて佛になるへからすよな。薩埵王子は命をすてゝうへたるとらを助。悉達太子は珍寶妻子をしよまうのともからにあたへ。忍辱仙人は手あしをきらるれともおしむ心なくてこそ。つゐに大乗をさとりて。佛にならせ給しか。その心をもちては我友にはかなふへからすとて。其くれに鐘のこゑきこえけれはかくそよみける。

またれつるいりあひのかねの音すなり
あすもやあらはきかんとすらん

その夜のありあけの月あかゝりけれは。

山かけにすきぬこゝろはいかなれや

おしまれている月もある世に
仁和寺の御室より めされてまいりけるに。厭離穢土次第。有爲無常のことわり。成佛得道のいんゑん。往生極樂のことわりこまかにめしとはせたまひて後。やまとこと葉を くちにすさむること。たゝ聖人はかりなり。同はちすにうまれんために。月の百首を よまんとおもふなり。けちゑん申へきよしおほせられけれは。十首のうたをよみてまいらせける。
うれしやとまつ人ことにおもふらん
山の葉いつる秋のよの月
月のすむ山に心をおくりいれて
やみになるあとの身をいかにせむ
夜もすから月こそ袖にやとりけれ
むかしのあとをおもひいつれは
ふけにけり我身のかけをおもふまに
はるかに月のかたむきにけり
月をまつたかねの雲ははれにけり
こゝろあるへきはつしくれかな
月のみやうはのそらなるなかめにて
おもひもいてはこゝろかよはむ
すつとならはうき世をいとふしるしあらん
われにはくもれあきのよの月
かくれなくもにすむむしは見ゆれとも
我からくもる秋のよの月
ありあけはおもひてあれやよこ雲の
たゝよはれつるしのゝへの空
したはるゝこゝろや行と山の葉に
しはしないりそ秋のよの月
おほせそむきかたくして。月の十首よみてまいらせあけたれは。御かんしきりにありて。さて又忍西入道のにし山のふもとにすみけるところへ。秋の花いかに おもしろかるらんと見まほしくなん申つかはしたる返事に。色々の

はなともおりあつめてかくなむ。

しかの音やこゝろならねととまるらむ
さらては野邊をみなみするかな

返事

しかのたつ野邊のけしきのきりはらへ
しのおりかくすこゝちこそすれ

いつくをすみかとさためねは。命をかきりに國々をしゆ行せんと思ひて。まつ伊勢大神宮へまいらんとおもひていてたつ間。としころのらう等出家したりしか。あなかちにともせんと申けれは。心ならすくそくしたりけり。さてすゝか山をとおりけるかあはれにて。

すゝかやまうき世をよそにふりすてゝ
いかになり行我身なるらむ

伊勢大神宮にまいりつゐて。みもすそ川のほとり。杉のむらたち中にそ。一の鳥井を見つけまいらせて。かたしけなくもくきやうらいはいして。ひそかにおもふ様。我君あまの岩とをおしひらきましくて。我朝日本伊勢のわたらひのこほり。神地山のすそに一の勝地をしめて。あまのはたほこをくたしてあまくたらせ給ひてよりこのかた。御すいしやくのい光くはうは三千せかいをてらし。万民平等のりやくをすゝめ。いすゝ川のみなかみにあとをたる。内宮。外宮。兩所の別宮は。日月四明にひかり。大日胎藏界の秘事。彌陀金剛界の尊容なり。慈悲くわうたいの利生は正直のいたゝきをまもりて。一度もこの地を尋むともからは。なかく三界のくけんをはなれ。極樂安やうの土に往生をとく。人目には懈怠不信のものゝために。ふつきやう。法師。あま。すゝ。けさ。なとをといむれとも。妙法般若しん言秘密の法施をたてまつれは。しん實には神通のさをしかの御みゝをふりあけてきこしめして。随喜

しなうしやう(ゆか)のゐみをふくみまし〳〵て。今世後世ののぞみをかなへ給ふ物なりと。かたしけなく心のうちにねんして。

みやはしらしたついはねにしきたてゝ
露もくもらぬ日の御かけかな

さて神地山の嵐おろせは。みもすそ川の浪みきはをあらへは。月のひかりをうつして。いかきの松の本にたちよれは。ちとせのみとり身にしみて。ねふりをさまして。おなし空行月そかし。いかてかこのみきりにはこの葉かくれとみるを。ことにさやかなるらんとおほえて。すみ染の袖しほるはかりにて。

神ちやま月さやかなるちかひありて
雨のしたをはてらすなりけり

さか木葉にこゝろをかけて夕してのおもへは神もほとけなりけり

いつくもつゐのすみ家ならねはいてんとて。物うくおほえてかたしけなく。あまてる御神のみきりに後世のことをも申あけんと思ひて。ふたみのうらを過けるに。つねに輔親の祭主のよみたりける。たまくしけふたみのうらのかひしけみまきゐに見する松のむらたちをなかめて。月のひかりことにさやかなりしかは。

おもひきやふたみのうらの月をみて
あけくれ袖になみかけんとは

浪こすとふたみのまつの見えつるは
木するゐにかゝるかすみなりけり

花のさかりもふりぬれは。神ちの櫻。吉野の山にもすくれ。鳥井のほとりのなんてん。しら川にもまさりたり。神くわんたちみもすそ川のほとり花のもとにてなかめけるに。

いはとあけて天つみことのその神に
さくらをたれかうゐはしめけん

神ち山みしめにこむる花さかり
こはいかはかりうれしかるらむ

風の宮の花おもしろかりけるを見て

この春は花をおしまてよそならむ
こゝろを風のみやにまかせて

月よみの宮に參りたりけるに。花の木すゑおもしろかりけれは。

木すゑ見れは秋にかはらぬ名なりけり
花おもしろき月よみのみや

西行物語下

さくらの御まゑのこすゑのはま風にたはふれてあそひける。木の本は雪のつもれるなりとおほえてめてたかりけれは。

神風にこゝろやすくそまかせつる
さくらのみやの花のさかりを

さてしあつまのかたのしゆ行をおもひたちてくたりしかとも。神宮に心をとゝめて。日數つもること三とせあまりになることよしなし。今は出なんとする時。なこりををしむともからあまたありけるに。おりしも月おもしろかりけれは。

めくりあはて雲井のよそになりぬれは
月になれゆくむつひわするな

君もとへわれもしのはんさきたゝは
月をかたみにおもひいてつゝ

かくなかめつゝあつまのかたへ行程に。遠江の國てんりうのわたりにて。わたし舟にのりたれは。ある武士きたりて舟にところなし。あのほうしおりよ〳〵とむちを持てさむ〳〵にうつほとに。西行のつふりうちわられて。ちのおひたゝしくなかれけるを。このともなる入道これを見て。あなかちになきかなしむを見て。西行申ていはく。心よはくもなくものかな。されはこそつれしとはいゝしか。修行をせんにはこれにまさることとこそおほくあらんすれよなとて。すこしもはらたつけしきもなく。かほにかゝれるちをおしのこひてかくそくちすさみける。

うつ人もうたるゝわれももろともに

たゝひと時の夢のたはふれ

とうちゑひし不輕菩薩は五千上慢の惡道に。杖木瓦石のおそろしきつゑにてうたれなから。うたんとするかたきうたるゝ我とともに佛にならんとおほしめして。

我深敬汝等　不敬輕慢　所以者何汝等皆行菩薩道　當得作佛　ととなへてにけ〳〵はしる。うつともからをおかみ給て。つゐにけちゑんとなりてこそ佛にはなり給けれ。されはこうや聖人のつねの御ことく〳〵せには。慈悲室ふかくして。罵詈ひはうのこゑをきかす。忍辱の衣あつくして。杖木瓦石のつゑをいたます。誠のほつ心修行の心そみなは。のりうつとも。なにかくるしかるへき。我ともにはかなふへからすと申けれは。入道申ていはく。あなかちになき候事。心よはきにて候へとも。君の在俗の御さきは。近習の殿はらきたおもての座しゆくにては。諸人御めいをたかへしと御まなしりをまほりて　おちをそれまいらせ。いささかのこともみつめはかりも人にはいはれし

とおほしめして侍りしかは。在地の人々こゑをたつる事もなかりき。今か樣にさん〳〵にうちまいらすれとも。大事とも おほしめし侍ぬことのあさましさになき候なりと申けれとも。つゐにいとまとらせて はなち給けるこそあはれに侍れ。さてたゝひとり さよの中山こゆとてかくそよみける。

としたけて又こゆへしとおもひきや
いのちなりけりさ夜の中山

なかめてゆく程に。初秋風身にしみて。いつしか野へのけしきかはりて かりかねなきて。旅のあはれさに。

秋たつと人はつけねとしられけり
み山のすその風のけしきに

おほつかな秋はいかなるゆへのあれは
そゝろにものゝかなしかるらん

しら雲をつはさにかけてとふ鴈の
かと田のおものともよはふこゑ

むかしなりひらの中將つたかへてに道まとひて。夢にも人にあはぬなりけりとなかめけむうつの山もあはれにて。きよみかせきすきけるに。おきよりしらなみみきはをあらへは。月のひかり浪にしたかひてかへるこゝろのあはれさに。

清みかたおきのいはこすしらなみに
ひかりをそふる秋のよの月

身をうきはしを過けるに。ふしのたかねのけふりあはれにて。

風になひくふしのけふりの空にきえて
行へもしらぬわかおもひかな

かくてあしからをこえわつらひて。むかしよみけるなもあしからの山なれは。戀しき程ともと申けむ。まことにとおほえて行程に。秋風身にしみて。あはれにおほえけれは。

山さとは秋のすゑにそおもひしる
　かなしかりけりこからしの風
さかみの國おほはといふところに。とかみか
原を過けれは。
　しか松のかすのしけみにつみこ(まイ)めて
　とかみか原におしかなくなり
その國によろつもの心ほそきに。しきたつさ
はのなへてならすみえけれは。
　こゝろなき身にもあはれはしられけり
　しきたつさはの秋のゆふくれ
旅の月に初かりかねを我身にともなひて山を
過る心ちして袂に涙しほる程に。ひかりのう
つるあはれさに。
　しらさりき雲井のよそにみる月の
　かけをたもとにやとすへしとは
　よこ雲のかせにわかるゝしのゝめに
　やまとひこゆるはつ鴈のこゑ

いつくをさして行へき所なけれは。又月にさ
そはれて。むさし野の中をはる〳〵とわけ行
程に。野へのこはき露むすへは。月のひかりを
みかける玉かと見て。虫のこゑ〳〵さへつれ
は。こと。ひは。わこ(そイ)んのしらへかとおとろく。
ほうくわうちしやうの夜の月。我とともにて
ふかき山ちを過行心ちして。涙にむせひて分
行程に。道より五六ちやうはかりたちいりて。
ほのかに經のこゑのきこへけれは。人さとは
日なかちのほとゝこそきゝしに。こはいかな
ることやらんとあやしけれともたつね行てみ
れは。はつかに一間はかりなるかりのいほり
をむすひて。萩荻をみなめしをかこひにはし
て。すゝきかるかやをうゑにはふきて。そのう
ちに九十ゆうよなるらう僧の。
　我不愛身命　但惜無上道とよみてさらい
にここにいたる。さて八月十五夜なれは。まこと

にひるの様なれは。たかひにきゝあきれてしはしありて申様。こはいかなる人のかくてはおはしますそとゝへは。我はむかし郁芳門院のさふらひのおさなかりしか。院かくれさせ給て後。其思ひにやかて出家とけて。都の人にしられさらん所に。かの後世なとをもとふらひたてまつり。我身の一大事をもいのらはやと思ひて國々を尋侍し程に。この野への草の花に心をとゝめて。春夏秋冬のなかめに心すまぬ時もなく。生年廿九のとし出家をとけて。このしはのいほりにすみて六十余年。法花十軸の讀誦七万八千六百余部なり。あさ夕の事は。人きゝつけて時々とふらふ時は命を助て。又十余日はむなしき時も侍れとも。時々いつくしき童子きたりて。雪の様なる物をくちへあたふれは。心ゆたかにて物ほしき事もなし。くらきやみの夜は火ともさねとも。ひかりみることありと語をきくに。涙にむせひてうら山しのこゝろつよさやとおほえて。

　いかて我清くくもらぬ身となりて
　こゝろの月のかけを見るらむ

　いかゝすへき世にあらはこそ世をすてゝ
　あなうの世やとさらにおもはむ

　しけき野をいくひとむらにわけなして
　さらにむかしをしのひかへさん

みちの國のかたさまへこゆとて。しら川の關屋にとまりて。くまなき月かけせきやのことからことにおもしろかりけり。能因入道かいはく。

　みやこをはかすみと友にいてしかと
　秋風そふくしら川のせき

とよみ給けむもいみしくおほえて。せきやのはしらに。

　しら川のせきやに月のすみけるは

人のこゝろをとむるなりけり

つきの日關屋をはる／＼こえ行程に。七たひくもり八たひはれよとよみたる樣に。時々雨うちふりて。ものゝあはれにて。

雨ふりすさむゆふくれの空

たれすみてあはれしるらんやまさとに（のイ）

しら川のせきをたちて。五六日はかりになれは。はるかなる野中にこ家のありけるに。くまなき月の おもしろさにや。都にてなかめしことのかすならて おほえけれは。月みむたひにはたかひに思出んと契し人のことあはれにおほえて。

みやこにて月をあはれとおもひしは
かすにもあらぬすまひ（さみイ）なりけり

月見はとちきりおきてしふるさとの
人もやこよひ袖ぬらすらん

さてつほのいしふみぬさのたけゆふせんふくなとあはれにみまはして。ある野の中を過けるに。ことありかほのつかのみえけれは。道にあひたる人にあれは何と申つかそとたつぬれは。中將實方朝臣の御はかなりと申けれは。いとゝかなしさまさりて。そのかみか ものりつしのまつりの時。みたらし河に影をうつして。我身とも おほえすとありけるそかし。院內の若女房たちはちかことにはさね方の中將のにくまれかふらんと たてけるそかし。さるみやこにすくれて いみしき人の。この國にくたりつゝ。佛法の名字もきかぬ 野中にてつかはかりしるへにてあはれさよとおもひて。

よしや君むかしの玉のゆかとても
かゝらんのちはなにかはせむ

（原註）この歌さぬき院の御はかへまいりてよみたりし歌なりあやまりなり

くちもせぬそのなはかりをとゝめおきて
かれ野のすゝきかたみにそみる

あくろつかろのひするしまのことから。しのふの郡。衣川。いつれをわきてなかめあくへしともおほえすしてすくる程に。ひらいつみにて。すき物戀の百首(ナシイ)をよみけるか。あなかちによみてたへとすゝめけれは。

たてそめてめつる心はにし木々のちつかまつへきこゝちこそすれ
身をしれは人のとかにはおもはぬにうらみかほにもぬるゝ袖かな
さやかなるおりしも人をおもひいてゝこゝろと月をやつしつるかな
あはれとて人のこゝろのなさけあれなかすならぬにはよらぬなけきを
あふまての命もかなとおもひしはくやしかりける我こゝろかな
たのめぬを君くるやとてまつよひのまたふけゆかてあけなましかは

九月のすゑにとゝまりたれは。はにふのこやにきり〳〵すのこゑ遠さかりだるに。

きり〳〵す夜さむに秋のなるまゝによわるかこゑの遠さかり行

雪のうちに人をまつといふ事を。

我やとに庭のほかなるみちもかなともまつ人のあとつけてみむ

都ならねとも。年のくれには。人々我も〳〵といそきあひたりけるを見るに。あはれにおほえて。

つねよりもこゝろほそくそおほえけるたひの空にてとしのくれぬる
うき身こそいとひなからもあはれなれ月をなかめてとしのくれぬる

としたちかへりぬれは。よもの山へみとりにて。あはれまさりてかすみと友に。都のかたへたち出て行程に。ある野の中にやとしめて。や

なきをうへ(渡カ)庭しておもしろくさきたるしつか
かきねのむめの本にうつふしてよめる。

ひとりぬる草のまくらのうつり香は
かきねのむめのにほひなりけり

山かつのかたおか陰(かけ)てしむる野の
さかひにたてる玉のおやなき

さすかにいける身のなからへて。心ならすう
月はかりにみのゝ國まてまとひかゝる。道に
山郭公のこゑ。たひのあはれをかたらひてな
きけれは。

ほとゝきすみやこへゆかは事つてむ
こえおくれたるたひのあはれを

よられつる野もせの草のかけろひて
すゝしく曇ゆふたちのそら

心にまかせぬ命なりけれは。二たひきうりに
かへりて。都のことから見めくれは。おくれさ
きたつためし。すゑの露もとのしつく。老少不
定のことわり。たれもしりなから。この十よ年
かあひたにまはりきて。なれしともからを尋
れは。しての山路はるかにこえはてゝ。鳥へ野
(の脱カ)けふりそれかとみえなから。そこはかとあき
らかならて。よもきかもとの露は。草の葉こ
とにむすへとも。秋の風たてはすこしかたお
かのあさちか原にきえはてゝ。つねにたつね
しかとにむくらのあとさしこめて。むかしか
たりになりたる所六十(百六十イ)余家なり。ましておほ
かたの人は。その數わきかたし。か程蝸牛の
つののうへになに事をかあらそはん。石火の
ひかりのうちにこの身をよす。生ある者は必
めつす。しやく尊いまたせんたんのけふりを
まぬかれ給はす。たのしみつきてかなしみき
たる。天人なを五すいの日にあふ。何のおほつ
かなさにかへりたるらんと身をはちしめて。
古郷に歸るためし。心なきもあらぬことなれ

は。胡馬北風にいはゆ。越鳥南枝にすをくふならひなり。されは弘法大師は第三地の菩薩なり。されとも天台五臺りやうせんの佛經をふりすてゝ。我朝にかへり。菅丞相は大政威德天と申て。百億三界の主なり。それも元の都に跡をたれましく〳〵て。りしやうをほとこし給そかしと觀して。

数ならぬ身をもこゝろのもちかほに
うかれても又かへりきにけり

物おもひてなかむるころの月の色に
いかはかりなるあはれそふらん

これやみしむかしすみこしあとならん
よもきか露に月のかゝれる

あらぬ夜のわかれはけにもうかりけり
あさちかはらをみるにつけても

都のうち。何となくそう〳〵にしもありけれは。

はるかなるいはのはさまにひとりゐて
人めおもはてものおもははや

あはれとてとふ人のなとなかるらむ
ものおもふやとの荻のうは風

しほりせて猶山ふかくわけいらむ
うきことききかぬところありやと

待賢門院の堀川のつほねに。後世の事なん申合とて西行法師をよひけれは。參るへきよし申て行ける程に。いかゝおもひけん。人のけしきをみて門をさし過て。月をまほりてにしのかた山へ行けれは。よひにやりつるつかひ門にてかくすきさせ給ぬとつけけれは。かくそよみてつかはしける。

にしへ行しるへとおもふ月かけの
そらたのめこそかひなかりけれ

返事

たちよらて雲まをわけし月かけの

またぬけしきそ空にみえける
かく申て。月のくまなきに心をすまして。
やみはれて（ぬイ）こゝろのそらにすむ月は
にしの山へやちかくなるらん
大内裏のちかき邊を過けるに。故鳥羽院のことからには相違して あはれに見えけり。又その夜ぬしうせ たるところに ととまりて 見れは。よもすからなきかなしみける（たゝイ）あはれさに。
なさけありしむかしのみ猶しのはれて
なからへまうき世にもあるかな
なきあとのおもかけをのみ身にそへて
さこそは人の戀しかるらめ
かやうにうちなかめて。北山のおくにいほりをむすひて おこなひけるに。いかにととふ人のなかりけれは。さすかにあはれにおほえて。
やまさとにうき世いとはんともかな
くやしくすきしむかしかたらん

山さとは人こさせしとおもはねと
とはるゝことのうとくなりゆく
山路はるかになかむれは。まさき（かつら色ふか）のもみち嵐に（くイ）さそはれて見えけれは。
松にはふまさきのかつらちりにけり
と山の秋や風すさむらん
京に出たりけるに。しりたる人のあはんと申けれは。かへりこんとて しゆくんにめされていてぬ。いまや〳〵とまつ程に。雲井のそらにかりかねなきていたるをきゝて。
人はこて風のけしきもふけぬるに
あはれにかりのおとつれて行
をはらのり（良）やせん（選）かすみけるところに見に罷て。人々おもひのへけるに。
おほはらやまたすみかまもならはぬと
いひける人をいまとゝめはや
神な月の中比。ほうこんかう院の紅葉見ける

に。たいけん門院の御時候し事をのみおもひ出られて。兵衛の御つほねはかりへ申いれける。

　紅葉見て君かたもとやしくるらむ
　むかしの秋の色を恨て

返事

　色ふかき木すゑを見ても時雨つゝ
　ふりにしことをかけぬまそなき

七月十五夜のあかかりけるに。舟岡と申所にてよろつのむかし人のために佛經くやうしけるところにて。くちすさみける。

　いかに我こよひの月を身にそへて
　しての山ちの人をてらさむ

万もの心ほそくあはれなりけるおりふし。むしのこゑ枕にちかくきこえけれは。

　そのもりのよもきかもとの枕にも
　かくこそむしの音にはむつれめ

とり邊山にてとかくのわさしける。けふりのうちより。夜ふけていてたる月のあはれさに。

　とりへ山わしのたかねのすへならむ
　けふりをわけていつる月影

ある人世をそむけて。にし山にすむときゝてたつねて罷たりけれは。しはのいほりすみあらして。人のかけもせさりけれは。あたりの人にかく參りたるといひおきて歸りにけるを。あるし後にきゝてかく申たりける。

　しほたれしとまやもあれてうきなみに
　よるかたもなきあまとしらすや

返事

　とまのやになみたちよらぬけしきにて
　あまのすみうきほとそ見えにき

中の院の右大臣出家をおもひたちてをはしましけるよしの事ともかたり給けるに。おりふし月くまなくて。夜もすからあはれにてあけ

にければ歸りける。其後そのまよひおほかるよしをいひおくらせ給けるに。

夜もすから月をなかめてちきり(おきしイ)にし
そのむつことにやみはれにけり

すむとみし心の月もあら(しイ)はれて
この世のやみははれもしてけり

ためなりの朝臣ときはに塔くやうしけるに。世をのかれて山寺に侍ける人まうてきて。ちやうもんなとせんとて出來るときゝて。申つかはしける。

いにしへにかはらぬ君かすかた(なりけれイ)こそ
けふはときはのかたみなるらめ

返事

色かへてひとりのこれるときは木は
いつをまつとか人のみるらむ

ある人さまかへて。仁和寺にしめてすむときゝて。罷てたつねければ。あからさまにきやうへ出ぬときゝて。むなしく歸りける。其後又人をつかはしてかくなんまかりたりしと申たる返事に。

たちよりてしはのけふりのあはれさを
いかゝおもひし冬の山さと

返事

山さとに心はかりはすみなから
しはのけふりのたち歸にき

又このうたもそへられたりけり。

おしからぬ身をすてやらてふるさとに
なかきやみにや又まよひなん

返事

世をすてぬ心のうちにやみこめて
まとはんことは君ひとりかは

かくおこなひありくほとに。新院和歌を御このみありて。中ゐんの右大臣のふきやうにて。戀の百首をめされけり。そむきかたきおほせ

のゆえに。六首うたをよみつらねてまいらせあけらる。

なにとなくさすかにおしきいのちかな
ありへは人やおもひしるとて

かすならぬこゝろのとかになしはてゝ
しらせてこそは身をもうらみめ

おもひしる人ありあけのよなりせは
つきせす物はおもはさらまし

おも影のわすらるましき別かな
なこりを人の月にとゝめて

うとくなる人をなにとてうらむらん
しらすしられぬ（しられすしらぬイ）おりもありしに

いまそしるおもひいてよとちきりしは
わすれんとてのなさけなりけり

あいたのみたりし人の。あつまの かたへくたりけるもとへつかはしける。

君いなは月まつとてもなかめやらむ
あつまのかたのゆふくれの空

さて四國へしゆ行せんとておもひたつところに。そのかみ心さしつかまつりけるかものみやに參りて。いとま申さんとて。御へいなんとまいらせて。又歸らんことも いかゝとあはれに思ひて。仁安二年十月十日の夜のことなり。又うちへもまいらぬ身なれは。月くまなかりける夜。このたひはかりとおほえて。涙もとゝまらすあはれなりけれは。

かしこまるしてに涙のかゝるかな（そかゝりけるイ）
又いつかはとおもふあまり（はれイ）に

その秋遠く修行し侍りけるところより。侍從の大納言のもとへ申おくりける。

嵐ふく嶺の木の葉に（ともイ）散なひて
いつちうかるゝ心なるらん

返事

なにとなくおつる木の葉も吹風に

ちり行かたをしらせやはする

たいけん門院の女房。中納言のつほねとんせいして。おくら山のふもとにすみ給けるところへまかりてみれは。まことにいふにあはれなりけり。風のけしきさえ歸り。かけひの水の心ほそく。涙もとゝまらす。この人世にありしには。人々心をつくし給そかし。されともひきかへてくろかみには雪をいたゝき。まゆにはよもの浪をたゝみ。あらぬさまにひきかへて。こきすみ染のすかたまことにあはれにおほえて。かくそかき付ける。

山おろすあらしの音のはけしきを
いつならひける君かすみ家そ

このうたをみて。おなしゐんの女房兵衞のつほねの申ていはく。

うき世にはあらしの風にさそはれて
家をいてにしすみかとそ見る

おくら山を見わたせは。木すへけはしくきりたちまよひて。心ほそくて。

くもかゝる遠山さとのあきされは
おもひやるたにかなしき物を

天王寺へ參りける道にて雨のふりけれは。ゑくちの君かもとにやとをかりけるにかさゝりけれは。君のならひせい／＼とある人をこそとゝめんとすれ。たゝひとりまよひありく入道にやとかさぬはことはりとおほえて。

世の中をいとふまてこそかたからめ
かりのやとりをおしむ君かな

これを見て。さすかに心ある君にて人をはしらかしてかくそ。

世をいとふ人としきけはかりのやとに
こゝろとむなとおもふはかりそ

しん院あらぬさまにならせたまひて。御くしおろして仁和寺におはしましけるに。月くま

なかりければ。

　かゝる世にかけもかはらすすむ月は
　　見る我さへにうらめしきかな

すてにさぬきの國へことゆうにてくたらせ給て。後世の中にうたなとよむ事たえてきかさりければ。寂然かもとへつかはしける。

　ことの葉のなさけたえぬるおりふしに
　　ありあふ身こそかなしかりけれ

返し

　しきしまやたえぬる道になく〳〵も
　　君とのみこそあとをおしまめ

天王寺にこもりて。さぬきへくたらんとするを。としころの同行あなかちになこりをおしみければかくなむ。

　たのめおかん君もこゝろやなくさむと
　　かへらんことはいつとなくとも

みやこのほとり。月あはれにて。

　月の色にこゝろをふかくそめましや
　　都をいてぬ我身なりせは

さぬきの國にて。御心ひきかへて後。御つとめひまなくせさせ　おはしますをきゝて。年ころしりたる女房のもとへ。

　若人不瞋打　以何修忍辱と
　世の中をそむくたよりやなからまし
　　うきおりふしに君にあはすは

さぬきの院かくれさせ給て後。四五年はかりありて。さぬきの松山のつといふところにて。古院をはしましけん所をたつねけれとも見えさりければ。あはれにおほえて。

　松山のなみになかれてよる舟の
　　やかてむなしくなりにける哉

さてしろみねと申ところにて。御はか侍けるに参りてみれは。其あとゝもみえす。むくらおひしけりて。いつこそ人通たりとも見えさり

しかは。そのかみ御くらゐの時。一天四海をなひかして。百くわんのつかさにいねうせられて。關白大しんもいさゝかもちよくせんをそむかしとおそれ。御こと葉のまなしりにかゝらんとて。出仕の人々はいのりしゆきやうせしそかし。今佛法の名字をもきかぬ山の中に。とら大かめを友として。かたはかりの御すみ家。あはれに涙おさへかたくて。

いまよりはいとはし命あれはこそ
かゝるすまひのあはれをもしれ

庵のつまに松ありけるに。まつ物いゝせはいかにふるきちきりせましと。あはれにおほえて。

こゝを又わかすみうくてうかれなは
まつはひとりにならんとすらん

すてにあかつきたち出てけるに。この松にかくそちきりてかきつけゝる。

ひさにへてわか後の世をとへよまつ
あとしのふへき人もなき身そ

都のうちに。むかしゆかりある所にとゝまりて。こしかた行すゑの物かたりして。袖をしほりけり。あるし申ていはく。さてもさはかりいとおしかり給しことのあはれさよ。御しゆつけのゝち。その日のうちに御うへもさまをかへて。一二年はひめ君と京におはしまし候しか。九條のみんふ卿のむすめ。れんせいとのと申人。わか子にしまいらせて侍しかは。はゝ高野にあまのと申所におこなひて。この十七年は人をたにかよはさて侍しか。この程はれんせいとのゝむかへはらのむすめに。はりまの三ゐと申人をむこにとりて侍なり。このあねこせん上らふ女房にしまいらせて侍し。明暮はおこなひのみして。神佛に今生にて。父のゆくへしらせて給へと申てなくよりほかの事な

しとかたりけれは。西行涙くみて。きらはれぬさまにて。いかゝおもひけむ。其次日れんせいとのゝそはなる家に罷て あるしをかたらひて。このむすめをよひけれは。むすめは我ちゝこそ道心をおこしたるとはきけとて出て見れは。みもならはぬこき墨染の衣に。やせ〳〵としたるすかたを見て。さては我ちゝこかとおもふに涙とゝまらす見る程に。さい行ありしつちあそひのすかたにはかはりおひすけて。たけたかくいみしくみゆ。西行むすめにいふ様。としころは行ゑもしらさりつるに。けふこそ見たてまつれ。おやとなり子となるは。せんせいのちきりなり。我申さんことゝいれ給なんやといへは。親にておはしませは。いかてかたかへまいらせんといふ。うれしと思て。いとけなかりし時より。心はかりはいやしからすもてなしかしつき思て。ゐんうちへもまいらせんといかにもおもひしに。我身かくなりてあれとも。心のみたるゝ事とては御ゆへなり。さしもなきみやつかひよしなきことゝなり。人にあなつらるゝ事なり。この世は夢まほろしのことし。けふある者はあすはなし。さかりなるかたちおひおとろへ給ふ事程もなし。たゝあまになりて。はゝに友なひて後世とり給へ。極樂へ我まつ參りたらは。むかへたてまつらん。又はらうせう不定のさかひなれは。御身先參りたらはむかへさせ給へといへは。このむすめしはしあんして。うれしく候ことなり。ようちの時ちゝうせ給て後。日もかへすはゝこやかてさまをかへさせ給しかは。おさなかりし心にも。さこそあはれにかなしく候しか。日月空にましませとも。心にひかりをうしなひて。やみにまよひてかなしみなから。さても三とせ過て又はゝかくといとまこう事も

なくて。神な月のなかころいとけなく心にまとろみてさふらいしひまにうせさせ給にき。うちおとろきては丶とむなしき床をさくりよへとも。行ゑもしらぬかたにまとひうせさせ給ける あとなれは。つゐにむなしくて。さてもさても夜も明にけれは。四方の人々あつまりてさいくる事かきりなし。れんせいとのはちをすて丶。我をいたきとりて。こしらへ給やう。親のかなしき事はこの世ならす。さこそさりかたきことなれとも。いまはこれほといふにかいなき事なれは。我こそちゝはゝよ。我に心をなくさみてなん。さなき物ならは我もいつちともなくうせんする そとおほせられて。御ひさのうへにかゝへて 袖をしほらせ給しを。おさなき心にもあはれにおほえて。たれゆへにかほと袖をしほらせ給ふへきとあはれにおほえて。其としより おさなきこねうはうともにともなひて。やしなひそたてられ侍るとすてに十七年になり候なり。其間人しれす心のうちにちゝはゝにもあひまいらせぬ身なれは。いかなるひまもかな。さまかへんとおもひ候つるに。あはれうれしきことかなとて。しかしかの日めの とのもとへ。そこ〳〵とちきりて歸りぬ。其日にもなりぬれは。車よせでいてんとする時。しはしとてれんせい とのをつくつくとまほりて。涙くみいてにけり。れんせいとのには。うはのそらなる かきりのことゝもしらすして。やゝひさしくまちかねて。人をつかはしきけは。はやさまかへて いてぬときゝて。れんせい殿こはいかに。このちこ六の年よりけふまて。十七年のあひたかたときはなるる事もなかりしにと。うらみて かなしみ給ふ事かきりなし。さても〳〵いてさまに我とつくつくとまほりて。涙くみし事の わすれかた

さよ。いとをしさよとかなしみ給けり。

　きえにけるもとのしつくを思ふにも
　　たれかはすへの露の身ならん

さい行むすめをむかへとりて。たけなるかみをゆひわけて出家をとけて申ていはく。我さいそくのむかしせいろをわしりて。ちこくのすみ家をたつね出仕けうまんのほこをよろひて。衣の玉をしらす。さい子ちんほうのたくはへに心ひいて。火宅の家を出す。花はつゐに風にさそはれ。月はいて丶又あかつきの雲にかくる。昨日むつひし人けふはなし。風の前のともし火。いなつま。かけろふのことし。いつるいきは入いきをまたす。夢まほろしの世の中そと觀して。つねんをはらひすてつるに出家をとけて後。山林流浪のほつ心つた施行のおもひにちらすといへとも。ほんふは苦の身なれは。なんちにあひちやくの心はなれす。かるかゆへにとうくわつこくせうのそこへおちんとす。ねかはくはすてに出家とけ給はるをみれは。今世ののそみたえぬへし。人めこそ女人なりとも。たうらいは必佛の御子なり。つねにこのもんを觀し給ふへし。

極重惡人　無他方便　唯稱彌陀　得生極樂
若有重業障　無生淨土思　乘彌陀願力
必生安樂國

高野の山は。こうほう大師入定のめてたき所。たうらいには彌勒如來しそん下生の佛土なり。この世にあゆみをはこひて。彼地をふむともからは。なかく三あく道のくけんをはなれて。極樂とそつのみきりにむまると見えたり。彼山のふもとにあまののへつ所といふ所に。は丶のましませは。ひとつところにて後世とりたまふへし。この世にてあひみえまいらせむ事は。たゝいまはかりなり。只今をりんしゆ

最後の十念のけうけとおほしめせと。なくなく申せは。むすめのあま涙をなかして申ていわく。我身五歳の時ちゝにはなれ。七歳の時ははにはなれてちううのやみにまよひて。人のめいをたかへし。人をおそろしとおもひてあかしくらし侍き。十二三の年より身の程おもひしられて。出家の心さしふかく侍き。いまさいはひにその思をとけて侍りぬれは。二世ののそみかなひぬ。これちゝはゝのおんなり。須彌のくらにたからをつみて給ても。一たんの夢。後生我身にしたかふへきか。たゝ今のようもん教化の御言葉を。しやう土へまいらんする道しるへとたのみ侍て。必三人おなし蓮の身となり侍るへしと申て。たかひに涙をなかしつゝ東西に別しこそ。心のうち思ひやられてあはれにおほゆれ。このあまならはぬ心に高野はいつちそと尋て行は。見る人涙をなかさぬはなかりけり。つゐにはゝのもとに尋行て。ひとつ心におこなひけるありさま。さこそとおもひやられ侍り。さて西行は万心安てかくそなかめける。

のかれなくつゐに行(くイ)へき道をさい
しらてはいかゝするへかりける

野にたてるゐたなき木にもおとりたる
後の世しらぬ人のこゝろは

月を見てこゝろみたれしいにしへの
秋にもさらにめくりあひけり

其後大原のおくにこもりゐておこなひけるか。かけひのこほりてある水も春ならてはみかたかりけるに。程なく春になりたれとも。いつとくへしとも見えさりけれは。

(大原はイ)
おはら山ひらのたかねのちかけれは
雪ふるほとをおもひこそしれ(やイ)
わりなしやこほるかけひのみつゆへに

おもひすてゝし春のまたるゝ

山路こそ雪のした水とけさらめ
都のそらは春めきぬらん

しら川の花見んとおもひて出たるに雨ふりけれとも。花のしたに車をたてゝなかめける人のやさしくおほえて。申つかはしける。

ぬるともと花をたつねておもひけむ
人のあとふむ(けふイ)あとにもあるなり

郭公の我ともよひけるに。待賢門院の女房ほりかはとのゝ御つほねのもとより。かく申つかはしける。

この世にてかたらひおかむほとゝきす
しての山路のしるへともなれ

返事

ほとゝきすなく〳〵こそはかたらはめ
しての山路に君しかゝらは

一院かくれさせ給て。やかて野ところへ御さうそうの夜。高野よりおもはすに参りあひたりけるか。そのかみ右大將さねよし大納言にてのつゐのところ御らんしに御かうなりける御ともし給けるか。又其夜御ともにさふらひけるを見て。あはれにて。

こよひこそおもひしらるれあさからぬ
君にちきりのある身(わがイ)なりけり

おさめまいらせける所を見れは。あまりかなしくおほえて。

道かはる御ゆきかなしきこよひかな
かきりの旅と見るにつけても

おさめまいらせて。御ともに候ける人々たとへんかたなく。かなしみなからかきりある事なれは。みなかへられけれとも。たゝ一人のこりて今夜の御とふらい申さむとて。あくるまて御經よめる。

とはゝやとおもひよしてそなからまし(あわれやとおもひよりてそなけかましイ)

むかしなからの我身なりせは

しつかにおもひみれは。生年廿五のとし。仙洞のきたおもてを出て。俄妻子をすて。花のたもとをぬきすてゝ。あさの衣に身をかへ。佛前のゆかにむかいて。つゐにたふさをきりて。かりのやとりをいてゝ。はるかに山のはらに住して。觀念の心を八功德池にすまし。常にあんやうかいをねかい。後に諸國流浪のつた。山林のきやうをたてゝ。法花般若眞言念佛人の心にしたかいてすゝめ。一切衆生一佛淨土の思をなして。慈悲のたもとをしほり。にんにくの衣を染て。西に行心をしのひて。五十よ年を過ぬる夢。ねん〳〵さい〳〵花あひ似たり。歳々年々人おなしからす。人一日一夜をふるに。八億四千萬のおもひあり。これらのつみをさんけせんために。卅一字のことのはをゑひして。佛道修行にあつかるゆへに。東を出て西にながるゝ水を見ては。淨土へ參る道のしるへとおもひ。春の花秋のもみち。みな風にさそはれ。夏のうつ蟬冬の雪。物いわすしてしやうしむしやうをおしへ。心すまぬ時もなくして。よはひすてに早(八十イ)になりて。いたゝきに雪の山をつみ。ひたいには四海の浪きひしく。たゝみて。きやうふ心にかなはすといへとも。さうりん寺東山の邊にいほりをむすひて。觀念の窓の前には三明のひかりをともしてねふることなし。堂舍の砌の櫻の花さかりを待へては。釋迦如來の入滅の朝二月十五夜の夜半にわうしやうをとけんとねんして。かくそよみける。

ねかはくははなのもとにて春しなむ
そのきさらきのもち月のころ

つねにこのうたをなかめて。つゐに建久九年の二月の中の五日ねかひのことくしやうねんにちうして。彼の花の本にて西方にむかひて

歡喜のゑみをふくみていはく。

若人散亂心。乃至以一花。供養於畫像。漸見無數佛。於此命終。卽往安樂世界。阿彌陀佛。大菩薩衆圍遶住處と誦して。一首

佛にはさくらの花をたてまつれ

我後の世を人とふらはゝ

さいこに百反の念佛申て。にしにむかひていたれは。にしの山のはかゝやきてかうはしく風吹て。身すゝしく。歡喜の心ゆたかに。いよいよ化度しゆ生の心ふかくもよおし。天にはきかくの聲みゝにつきてかすかならす。紫雲しつにおるれは。廿五の菩薩まのあたりにみえ給ふ。觀音はれんたいをさゝけておはしませは。すなはち來てつゐにわうしやうをとけつ。むかししやくそん鶴林の夕邊にことならすして。二月の十五日におはりぬ。さて西行かきたのかた男にもまさりて。心つよき人にて。廿三の年さまかへて高野のあま野にかき籠。したしき人ふみなとつかはせとも返事もせすして。つねには無言にてそおこなひける。むすめのあまをせんちしきとして。おはりの時日をかねてさとり。ねん佛千反となへて。いきやうしつにくんし。心のまゝに往生をとけけり。むすめのあまも心つよき人にて。往生のありさま目出度。心も言葉もおよはす。正治二年二月十五日。高野のあま野にておはりぬ。されは三人おなしはちすに身をうかふへき事こそありかたくおほゆれ。其後都にきこえつゝ。おのおの涙にむせひて。往生の心さしふかくなりにけれは。彼人々ゆへに往生とくる人あまたありにけり。其中に右近中將定家の朝臣。ほたい院の三位のもとへ。西行か往生の事を申されけるに。

もち月のころは(たかはぬ　空イ)かはらぬものなれと

きえけむ空のゆふへかなしな
むらさきの色ときくにもなくさむる
きえけむ雲はかなしけれとも
其つきのとし二月十五日西行かしゆ行の時すみふるしける伊勢國の花見て。沙彌しやくゑんきやうそんかもとへつかはしける。
なかめける人そ戀しきさくらはな
この二月のころときくにも
なき跡の花にちきりし二月の
なかはの月もにしへゆく哉
むかしの西行ほつ心やさしくおほえて。けつするふてをそめつ。けちゑんくちせぬことゝおもへは。たのもしくて。かすめるまなこをのいて。
□□□□もそてこそぬるれ露の身は
いつかむかしのあとゝいはれん

文明十二年・二月中半記之
かきりあれはかやか軒はの月も見つ
しらぬは人の行末の空

以宮內省圖書寮本謄寫以同本及史籍集覽本校合畢

續群書類從卷第九百四十三

雜部九十三

四季物語

正月

あめとすみ。つちとさたまり。いつゝの道をのかしゝところをえしより。いもせのかたらひたへず。君とひとの掟正しく。かぞいろのいさをしるくして。春ゆき秋きたりても。千はやふる神代より。あすか川けふとめぐりきぬれど。何か世中にひとつとして。つねある事をしらずしもあらぬにや。花咲實のり紅葉に過。雪をつげたる冬の梢の哀れさ。かう行めぐるならはし小車のとゞまる事なく。環のはしなきためしは。そのはらやふせやにおふるはゝき木の。あるにもあらずなきたまの。行かふ夢のうき橋を。たどりなれぬるうき世の中。法の師のみつの道とげたらんやうに。曉おきの袖をかくするすみの。身にもぬるゝのみなる。この山里の。かやぶきの戸さしにも。さすかにそのかみ行かよひし大内のさまは。かり寢の夢にもわすれず。廬山の雨の夜も。むかしおもほへ月にはかこつ。庭のたゝずまひにかほりくる。風の名殘すゝしう吹過。時雨めきたる雲のゆ

ききも跡なくなりて。小野の炭かま煙もうすくこくもやと。おもひたどるにも。はや世の中けふ明日の年の終に何はもおもへと。あしふみたてぬ九重の。かしがましさなどきこえわたるに。こゆるぎのいそぐとしもあらぬ。まきの戸ぼそもはやくらふ成りゆきて一とせに十あまりや丶二たびのけふの日數なれど。としのとぢめにはかう神もみそなはしをき給ふにや。今宵(こよひ)の空のくらき行衞。墨をすりてぬりたらんごと見えて。神の代のいはとの庭もせもかう〱しからじ。星の御かげは。かゞやきてりて。天のやすがはらの神つとひもおかしき物から。つく〱と一とせの名殘ゆひをものし。袖をしはりておもひ。ぬる夜のなと夢のこと山里のゆきにとぢられし老か心も草木より。さきに春ならんとやはするとうちすゞ。獨こちてまた來る年のけふの日數もはかりがたし。年ころの事はたゞさで悔の八千たび九しるのさはりにもやとおもひて。むかし有ける九重のけしき。今日もみそなはなん。大内のありさまを。よしや難波のあしのはを。たきゞにほとほるばかりつかうまつりて。おどろ〱しく松風谷のひゞきに。をのづからうちきけとも。よそならぬなど。なを枕なかけにそへてそれかかれかとおもひたどるに。鳥も聞えぬ山里なれと家をまもる犬の聲とも春めきたるやうにおぼえて。ひんがしの戸さししばしばかり明ものすれば。そらの氣色。夜部見しにはかはりてはなたの紙におしろひつけたるやうにところ〱しろう見なされ。かゞやく星の影も見るか内にうすうおほえて。ひがしのかたおほん神のたゞせ給ふべき辰巳のあたりに。よこおる雲一すぢは。もとほそう。末ふとしく。ひとつは虹のかけはしおぼえてこむら

さきの平緒のなかうつゝきたるがごとし。その平緒だつもの いつの程にか。うす墨のかん屋紙の色におりもてゆけば。またいづちよりか。しばしが程。くろう成りて山かけ物あひつややかならぬに。外もの鳥のこゑ花まつばかりにや。心からのどやかに。囀りいでゝ谷の水も音そへてきこふるに。三明六通の佛の御耳にはなど。かけまくもかしこくもうらやみ奉る。こたびは星の八十河原も。いづち行けんひとつふたつ。それかあらぬかと。殘るやうに見えて。山の端に匂ひ出る。朝ほの御影たゞ朱の玉垣いかなるたくみのぬりみそなはせしとか。つねの詠もかうある物から。一きはとうとくも。いみしうもおほえたるに。九重の御わざ我神かきの。くらづかさの御もの申も今ばかりおぼえたる。此御わざはさる御事にて。四方拜の神さびたる御事よ。またしのゝめも わひたりあらぬよりありかたくも。すべらきの五の御印相なし御はして御せじやうひきめくらし給ひ。その御うちつ庭にして ぞくさうをとなへおはしまし。あまつ神。國津神。なへての御陵。雨の神。風のかみ。五つのたなつものゝまでいのりものし給ひ。天がしたゆたかに國ひさしかれとの御うけびにて。千はやふる神の。御心をとらせ給ふ事なるべし。御つぼ〳〵のあたりみあらかの たゝすまひは。かにもりのつかさのはゝきとり〳〵につかふまつり。けがれをやらひやるに。さゞやかなるわらはの。年たつ朝よろこびてそこら塵ふくて御このみのあまりうちやりたるをのるにもにもあらで。はゝきまたつかうまつり。はしたなのうへわらは少納言など。鼻にかけて守るに。御しらすのかたすないものまうしの御がくとものすれは。うた。まひの。つかさなれたる上のきぬ引

かけて。とのもりのきよめたぐひなげなと。聲ゆかみ。老たつつかさこゝら行かふに。とかくして御わざことをはり。御ゆき(み)ならせおはしませば。御藥のつかさ。とうじあけつかふまつりたる。屠蘇。ひやくさん(百散)。とさうさん(屠障散)。こうやく(膏藥)など。宮のうちのかんつかさ。藏人につたへて奉れり。此藏人は。しんとり(尻取)のつかさなるべし。夫より小朝拜の御ことといそがれ。又今宵の節にあふべき三のほしの位。かんたちめ。きんだち。なべての殿上のおのこたち。またき侍從の何くれ。其さだめかき。それかれつかふまつりて。日くれにたれば。春としもなくさむふ覺え。衞士のつかさの火たくあたりにのみ。人おほくゆすりよりて。內辨も此あたりゆかしくもやと。たれも〳〵うちほゝゑむべし。其の神々しさいはんかたなし。九重のかくうづ

だかくつどかせ給ひ。百代千代とさかゆく春にあはせ給ふも。かゝる御よそひのたぐならぬにこそ。三日の日は我御やしろのやくらの幣御前よりみそなはさせおはせば。かんつかさのかみおほひすけ內藏のかみ所のすつのう(出納)など。榊にゆふ(木綿)さきかけて。まふのぼれば。こころあるかんなぎも。かゝるおくな(翁)たつも。しろらざうえ(淨衣)にえぼうしゆがみかづきて。御廣庭に出てのみ奉れば。程なくけふもくれて。五日の叙位(ぞゐ)につとへて。かみのそのふの御札あけ所の法師等。又神人など。榊の枝のもとゝすへきりて。文杖などおぼえて。御札さしはさみ。宮の內のかみして奉れり。とかくして此ぞひにかゝづらふ事にや。ぞゐの六日にあれば。また六日にある事とこそ。かへさには法師かんなぎ。四條京極の少將の井の水にて手すゝ

ぎ。口うふいてすくに宮にもつかふまつりて。其事のかしこまりを中事とぞ。程なく七日の御會も夢路の中に過ぬれば。きのふまていみはゞかりしあざり(阿闍梨)法の師だつも。けふは御はしによろぼひ。若きかきりはあしを空に何くれと其事をつかふまつれり。みしほの御わざは。高野の大師眞言院を宮の内にたてられ。承和五とせの頃よりかおこなはるゝ事にこそ。是も專もろこしの内道場になぞらへ心見らるゝ事なれば。神の御國も人の國も同しやからめきて。おかしうもかしこくも思ふ給へつゝれたり。大治二とせのみしほに。盗人多くむれ入て。よゐの僧。あざりなどの衣。あるは佛の具うばひとりしより。みしほのたびには。宮の内に六衞府のつかさ人。けびゐしのしもうとなど。弓やなくゐをそなへ。かゞり。あかしともしてまもれるにさかし。さやうのえせものはくまじ。かゝるおりにことよせて。わかき殿上のおのこゝ。うねめ。うへわらはの若きかきりみそかことものするに。とかくして見つけ顯はされて恥とるも多かり。十日あまり四日の夜かたはかりなく。法師ゆきあかれ。つとめては御(み)づし所の御かゆ奉る。七草の御あつもの。けふまでとゞめをきて。ひとつ御かまにててうし(調)なして奉れば。しるしばかり。御いきふれさせ給へり。推古の御代よりある事にて。赤は陽の色をかゝせ給ふ御事にて。あつきの御かゆ給はせ給ふとぞ。冬の陰の餘氣を陽德にて消させ給ふ御心なるべし。山のべの億良といふ人の奉れる歌に。

春くればあかきをものゝあつもののもめぐみ
にもれぬ御代に逢らし

とよめり。あかきをものは小豆のおかゆなるべし。又松尾の神人。今日のひるつかた。大内

にまふでゝかんづかさの伯にものして札奉れば。わがみ山のあふひの根を根こして。其の根こせるをそくゐのうちにいれて。御札を御母屋の柱に。伯してはらせ申せば。またつき〳〵のたよりは有べき方にもはらせ給ひ。なべての公卿の家々にも此ためしまねぶべし。其そくゐは七草のあつものゝ殘れるに。またけふの御かゆとひとつにすりませて。御札おさるゝおり。さたまれる御例は。御いきふれさせ給へる御ましのすべりたるにておす御事とこそ。是もはらいかづち稲妻のたゝりをやらはせ給はんとの松尾の御誓おはしますとの御事なるべし。かくして日はやう〳〵立ゆくに。さぎてうの具も見だつ人のざればみたる弄じものとなり。やけ殘し扇にあかきふさつけたるこしにさしそえたる古こだちのかたへに。兒かゝへてたゝずむは。いかばかりのよはひにや。此のやしなひ君のゆくゑかしづくらんと。みのうへの老のさち鼻のあたりおこめきけり。十日あまり九日は。やはたの御弓のゐはしめ。是又つわものゝつかさつかふまつれり。廿一日はおむろ東寺のみのりはしめ。伊勢のどくしの御告拜(こうはい)の奏。いつれか常の御わさならんかし。遠山眉の雪も春來にけりと黒髮をつけ。行かひしげき都はさらにて。人めまれなる山里も。事だつこととて。あるは薪やうの物によねの袋を添。あるはちいさき器に御酒をもり。白き布にへにといふものさして。かつきつれたる賤の女も。總角も。うぶすなの神につかふまつり。何事にかはのみ試み奉れば。神の御貌のほどもゑみをふくませ給はんとわらはしき物から。廿五六日も過て。有明の空またさえかへりて。冬の空の氣色にはいやまされば。いやとしのはも立かえりぬると。古きことのは

つぶやきわたるにも。かゝる山住のほいならずは。この有明は立むかはしといとゞ遁るゝ心ざしのいやそひぬれば。雲にのるべき山里戀しうおほえ。月にそむける佛のおまし所。露うちそゝぎ。はゝき手つからつかうまつりて。かゝる方丈のあか佛は。京に出給はじとふかく信し。都のうちはすますまされりと心にねんして。けふもつとめくれぬ。

二月

きさらきの空の氣色はたゞならぬに。のこんのゆきに咲まじり。楳のにほひなつかしう。里にはまたことぞともなき明ほのに。山の櫻ははやう花をつけぬれど。霞ふかうたちへだたりて。外山の空のうらみすくなからず。過し氷の奉る幾野の道の遠き心ばへなど。所につけ國にふれたる言くさ。いひしらふおのこともも。春の光に心ひかれて。あらぬ野山に心をやり。ゆかしう見ならはせとも。御さうしにこめられる。おりの内のけもの。籠の内の鳥は春ともしらす。花に巣くふいもせの契りもものせで。みかきが原の明くれ。心くるしう。遠き海山。八重たつ雲のよそをも戀かなしむをなん。哀と聞知るべきひちりもものせねば。にゐんたゞもうてうのたゞいひしらすおかしきふしに聞えなせど。さぞな悲しみあまりなるべきを思へば。いみじきおましのあたり。やんごとなき御かたへにもいみはゞかるへきにこそ。列見の日は。公卿少納言外記。其外なべてのつかさ人つとひて。ふん（文）のつかさ。つはもののつかさ。二省より奉る。そうせんのたにさくを撰びこゝろみて。すぐれたるをあげもちひ。おと（衍カ）ろれるをこうして。すゝめらるゝ六の位より。下のつかさ人のねがひをものせらるゝ日なる

べし。白馬めをの踏影は。雪未た降つゝき。ねりの公卿の裾のすそも露けく。さらぬ宮つかえの衣のすそもたふけなるに。今日のおんをは春めきたるや物せんなどいへるに。鴈かねの四十二十あまりとびつれてとこよをいそくに。花を見すてゝとはいへど。はやき櫻は鴈のながめにももれすとや。おかしうほゝゑむわかうともは有て。御廣庭のあたりは。人のいき袖のかほりにてゆすりこめたり。文武のふたつは捨給はぬ道なれど。かくはけむ事の本意ありがたうこそ。ねはんくゑの御法はきさらきの別れとか。彼家持の中のものもうしの。いひさだめなき身を人にしらせてしと。延喜のすべらきのよませ給ふしも。哀なるかきりなるべし。かゝる御うへにては。生死といふ事たゝかりそめの相にてこそおはせめと。心なきたくひは。身の上になぞへて。其きはならねど。今あることのやうにかなしかるべきに。まいて宇治の寶藏山の御藏などの御繪のねはんぐゑおかみ奉るに。ぞうばいびくびくにの四の行者はさらにて。あらぬけものゝ鳥ら虫らまても。鳴み。かなしみ。くるしう。名殘おしみ奉るに。佛の御國にもねこまといふけものは。かだちは虎によそひて。心はねじけまがりたり。とらといへどおそろしうはかりもあらで。いときなき子をまもり。老たる母をめぐみしためしも有て。やさしきかたも有に。此ねこまは佛の御わかれをも悲しうおもはでこそ。ねはんぐゑの御ましへさえつかうまつらぬおとろ〳〵しさ。此國にともすれば。老たるねこま野らにすむなどは。人の子をうばひ。あるは人の妻をかどはかしてむくつけきものなり。さるを御前ちかう御ひさのうへにもおかせ給ふことよ。長ききつなもひきいでつべき

物ならんかし。十日あまり七日八日の日は。夜すがらひんがしの山のほとり。鳥部山のあたり。人立ゆすり。清水の観世音に行まふづる人あしたとへても さらなり。花は漸々ちるもあり。をくれたる枝の心きたなきは折とりて。何心なきわらはは人の心をとり。へつらひ草に。家つとめきて歸りぬ。けふ過ては。いとゝ春めきて。北野の御社のかんわざ秀才の告文なと。やんことなき氏のほゐならんかし。延喜三年二月末のけふになん。心づくしの旅のつかれさすらふるうき世をよそに見なし給ふしに。けふにいたるまて。人のたうとむ御事よ。あら人神はさることにて。白たゆふ延勝とりものせしは。伊勢の神人たりしか。これをさへおなじすじにたうとめり。此御神の作文は。もろこしよりこひもとめて。延喜四とせ五月廿日あまり一日の頃。一まきとなして もろこしへ渡しとなん。後の世のから歌にもほめ弄して わたせし事もありとこそ。

三月

春風もやゝふ かう吹わたり。青柳の枝に宿かるもゝ千とりの。こゝをせにとうち囀り。園生にあそふ蝴蝶の。かきねの露を哀とや。夢ばかりのうき世のすさび。むかしの夢もかうやうのみにはうらやましからで。糸ゆふにさえつながるべき。老がかぼそきあしに。芝生のなよ竹を杖にきりて。こゝらの野をあさるに。桃のうち笑ふはかり。ゑんに咲ほこりて。道のかたへは春のくさ生しけれり。春いくばくか暮なんとつゞりしたふて。谷におりて たつさへしものをかきならせば。なかるゝ水もしらへ立て。むかしありける貞敏公の面影もかよふはかり。泪も水もなといひ捨ぬ。けふなんめぐる

水の御宴今ばかりはしまるべきにこそ。もとより土器もたらぬ。谷の戸ざし。まいて此もじすかぬ身なれば。巴のもじも書ながすべきにあらず。つかさのめしの除目この日比にやと。百敷の御わざも久しういひいれたゝずまぬ身は。おもひよらでしはし有ては猶思ひ出る所もあれば。それかかれかとそのつかさ〳〵心あてしるう現のやうにおほえたり。御燈などいふことは。六[方]神相應のかたへともし手向らる〻事にて。此事いこくのすべらきよりをこりて。是なむ三日の夜にあるべし。十日あまり五日の頃は。やはたの御齋會。さゝ竹の大宮人に。くらつかさそひてまいりぬべし。紫の[野]根の國のかんの社に花を奉る。その日はすない[納言]ものもうし。ならびにすれ[主令]ひなど参りて。疫の神に封をたてまつり。かどのおさゆきをかけなむなと。神づかさをこらし。ものやすらかにはてよ〳〵と。しば〳〵うたふて。花を手折りて。宮のおのこたちにつたふ事也。此事後一條の院の頃ほひよりはしめられしとなん。やすらかにはてよとは。春の氣に上一人より下すゑ〴〵まであたらせ給はず。下にも煩はで。やすらかにはてよとの事なるべし。つかさ人かへれば。百敷の内を行かふ人。わかき御かうしの内より。其花たうべんもののかはりに奉らんなと。いときなきは。宮人の袖にとりつきむばひとりぬ。にくしともいはでやらひやりぬるも。さすがにいわきならぬ人の心哀にやさしきや。かゝる山里のえせたる。けだものはさは有るまじ。あつまの人の心は。大かた獸のやうにおほえたり。さはいえとも。かへりては。かなしき心さしをつくし。いのちにもみにもかへて。人をもすくひ數多けんぞく引したがへて。あたをもたすけためりし事など。人も

いひつたへ。近うめにはみそなはしぬれば。都とても。いなかはつかしうこそ。たゞ花紅葉につけ。月ゆきの庭に。たゞすみて。心とく折にあひたる言くさいひもしろひ。よみ出す事なん。都の人はまさりぬとも。かうも語らうべきは。いなか人なるべし。されど髭むくつけに物語めきたる大將の。口のあたりむつかしかりぬべき。しらぬ遠つ國かゝみの神のあり所に。おもふむすめ姫たつなどの。そひ寝ゆるさんは。はかなかるべきにや。小野小町は世にしさすらひて。さそふ水ありて。ひとの國にてむなしうなりしかと。女なとはわきて九重の内にて。ともかうも尼にもなりてよを過ぐすこそほいならめ。男といふものは。君につかえ朝な夕な思ふ妻子をはぐゝみ。うへをすくひ夜氣の風をしのくみなどは。九重の住居。あるは遠き國をも治めんは。さもあらばあれ。世をはかなみ。かしらおろして。草の袂苔の莚のうき外はいかにぞや。宮古の内は。とかくらうがはしきに。まいてしれる友など行かよひ。むかし有りけん事いはんはくちをしかりぬべし。たゞやすらかに稻はの露をしたてゝ一鉢のをかしき落葉をひらふて御あかしのたつきともせまをほしうこそ。我はしかおもへど。またすてやらぬほたしには。このひとつの樂器なるべし。佛は狂言きごとか。かゝるうつはの音には。猶更心もきよらなるべきを。おきながはかなき心の鳴らすことに。いひしらぬ涙そゝろにうかみて。ぼんのうの種をもまかなくとか。しかし打やらんも情なし。あるもうければ。ひとりごちたる寢覺には。しらぬ深山の狐たぬき。ふくろうやうのものら。これをとうでよ。あれはさすかになといひすて。草にのみなりてわすれては。またかきならすに。藤

の波をたゝへて。この日野山の岸に咲にほえる北の藤波。千代かけて。こゝをふだらくのきしにもとおもふためるに。山ほとゝきすのねてかさめてかとおもふばかり。山彦にこたへて。こ聲のやうにをとづれたり。かゝる深山がくれにも。かへさをすゝむにやとおかしうおもふに。やよひもくれて。けふをなん三月のじんの日とか。

四月

しばし染にし花の衣のみかは。御簾のたれ。御調度までもひとへにかえみそなはし。すさましかりける。扇などを給ふはとればをのづから夏山のかけもすゝみとるへく覺たり。九重の内は人の家居はしげけれ。さこそあらぬ此のあたりの山かげは。靑葉にまじる卯の花の。ゆきはづかしう咲ものし。谷楓のみどりは。

六位すくさぬ人のきぬかけぬれど。御さく給ふはりし松のみどりにはをとりぬ。時鳥の聲もみやこの內よりは山里はしたしうゆきかよひ。朝な夕なにしでの田長にすゝめかほなるもおかし。みくさ清きあせの夕くれは。秋ならねども哀多かれど。蛙といふものはえせたるむしにて。人のあしになれ來て。ともすれば沓の下にしかれ。うでをひしがれ身をあやぶむ。律たつひしりなどは。此頃は足をとゞむるもむつかしき身なるべし。其外さらぬむしのおほくあつまりて。かしかましき山里なり。こゝろもまたいつかはとうとみぬかし。祭の頃ちかうなりゆくに。まつ佛生會のいそぎ。百敷はさらにて。あるとあらゆる寺のいとなみ。やむことなき御事也。佛は人の國の御神なれと。かくたうとまれさせ給ふいみじさよ。我國の神のいくらかおはしませとも。神生會とも

いはぬなるをおもへば。有がたきならはし也。きさらぎの別は此頃のやうにおぼえたるに。月日のはやう移る事よ。かゝるいき死のちかうゆきかふ事。佛の御身すらしか也。數ならぬ人のみの程思ひしらぬにはあらねど。たゞのどやかに思ひ過しぬ。宇治のわかいらつこの御まつりもけふにおもひやりぬ。ちかうありぬへきにや。當社はむかしはやまあとの國高鴨にものし給ふし事を。天武のすべらきの。六とせにあたる。きさらきの頃。此宮古にうつされ。さだんみづがきいかめしうかはらせ。おはしましぬ。仁和のはしめの年になん。もろ〳〵の國に一の宮をさだめ給ふし時。此御瑞籬をも山城の國の一の宮に定められ。かけまくもかしこき御事よ。一人の御まがきの御國をまもらせ給ふにこそ。御形の御いそぎには。中の酉の日にて。關白の御詣いみじう見えわたりぬ。あるしはいつゝ緒のひさしさしの御車にたてまつられ。地下殿上のおのこたち。つかうまつり。前駈もありて。つかさ人は。御幣からびつなどもてきぬ。大路のさまは何くれの見物數つどひて。大かたは夜の明ぬ頃より。ゆふさりは星をいたゞきて來ぬ。おもへばたゞならぬ神垣也。花つみのわらはの出立さいのほこもちのことやうのすかた。放免の下人の袖たもとに。つけたるまりつくし。秋の花かき百なりひやうのすゝきになりたるなど。けしからぬ見物なるに。かとのおさの出立。その外使廳の下部のをとこ〳〵しきよそひ。又くらつかさの神みぞのはこ。しりくめの繩引渡してさゝげ來ぬ。此藏つかさとものするも。今日の朝ぼらけ。內のしるすつかさ紅の紙して調したる宣命を內侍のかんにつたへ侍れは。主上御泔をへさせ給ふて。御手つからひらかせ

よみおはして。可の字を御手つからそへさせ給へば。内侍うけつきて上卿にわたせは。上卿これをたてまつりて。御つほの前にてくらつかさをめして給ふことになん。小夜にをよんで。各々みあれ山にて。神拝やむことなくなしたてまつれるに。晝のほとにつけたるあふひも。かつらの枝も多くはしぼみぬ。かつらの枝はまつの尾の御やしろの御たくせんおはして。けふにさしそへ給ひぬ。あふひはもろは草とて。こゝになん二葉のあふひありて。よその里にはなきことかや。むかしより松の尾の宮居に。此御社ふるき御うけひおはして。なべての鳴神のわさはひやらはせんとの御事にて。もろかんなきも是をゐほうし淨衣の腰にもかけ。又御内をはしめ奉り。何くれの宮公卿の御家にも給はりて。あるは御簾のもかうにはさみ。あるはもや中殿のかもゐなどにかけをかれぬ。五月（さつき）のあやめくす玉のありかにもましへをきて。なを長月の菊の折にもあふ事也。かれたるあふひかつらも。あたらしきよりはかう／＼しくおぼえたり。古六帖の歌に。和泉式部。小野の大將にわすられまいらせて。またことかたのうへ宮人になれものし給ふをまのあたり見るか侘しきにと。うちはらたちて。六月の中の七日の夕さりがた。御はしのうへの高欄にわらはべの御簾に有りしをとうてかなぐりふて（捨）たりしあふひのかれはにそへて。少將の内侍のかりゆくにこづけて。いひやりけるとなん。

　玉たれにのちのあふひはとまりけりかれて
　もかよへひとのおもかげ

といえるぞかし。又七夕の百とりのつくへものにも置そへたるにや。在原の棟梁の歌に。

かれのこるみすのあふひをかことにて七夕

つめにたれいのるらん

とも侍るぞかし。つとめては。後宴とて。御社もさしてきのふにをとらず引つゞけたる車の數。かちよりまうづる若宮人。さらぬ京家のふるこだち。兒の袖ひきつらねてまうつるに。此世中のかりのいとなみとはおもへとも。二世守らせ給はんとの當社の御ちかひもましませば。けに／＼しき信ともおぼえたれど。いづれかひとりとして。いきのこれるもなければ。此人數の古塚。いかなるは山しけ山をきりつくして。大かたは野にもすて。水にもながすにこそ。憂にはもれぬおきなが身のつたなさよ。はやうも。ものせぬ恨みは。いひしらず胸いたうなりぬ。さいつころ父身まかりし頃。おもふ事ありてよめる歌に。

いまよりは死出の山路ぞいそがるゝせめて
もおやの跡をつぐやと

やうにおほめきしもあとさきわすれたりしやうなりかし。たれも／＼殘らぬ世に。佛の御心とさにはかゝるすくせさそひとり給ひてよ。月のいつとてもはれたるはえんなれどまたくまなきも。ゆきつまりたれば。此日野の山里の月のゆふべ。有明のたゝずまゐ。まれなる旅ねさへあはれふかゝるへきに。まいて年頃の住家に見なれむかひ侍りし夕曉みにしむはかりの此頃の空。秋はさらなることはりを。青葉しらかしの木の間かくれは心しらぬ都のてぶりにはかういひつゞくるはしたなかるべきとや

五月

むかしの人の袖の香は。花たちはなにかこちかほなるも。なれが心にとらばをはぬ濡きぬもむつかし。よしそれならねども此頃の氣色何心なき山賤田夫も。をりたつ水にもすそを

ぬらし。はれ間なきそらにあくかるゝ。さはいえとも。大内のさまきのふはかみや川のはらへ。けふは我御やしろのくらべ馬などに。こゝらたてこみたるに。人のあしみるもまばゆし。あやめ。よもぎをもゝしきよりはしめ。さらぬ民の戸にも さしはさみて。長根にそへたる君か千とせ。松のよはひは。さる事にて。あらたまりぬることとふきくさ。けふある事なるべし。とのもりのつかさそれ〳〵の御庭やらひきよむれば。かにもりのかみ。御ましつらひ。宮の内のかみ。藥のつかさ。織部のかみなどつとひ。くす玉奉るなと。いみしき事のかきりなるべし。いときなきは その日を過さすもて弄し。清所より侍醫のもてゆきかふを。三四のみやたつは。それこゝに奉れ。さなくはうへに聞え奉りて。なれにつみなはん。きのふのくれつかた。衞門のおもとに文つかはし。是をも聞えものせん。いみじき恥を見せてん。たてまつらめと。むつからせおはせば。しかあらば。かみのつかさすけらにのらるべき侍醫の心つかひにて。からうして花のりん三つ四つ奉りすて行ぬ。八日の日は いなりの神拜。ぎおんの神わざ はじめ てとて。つかさ〳〵行かふに。宇治のりくうの宮居にさゝ竹のみや人四つがひ。擬侍従などかどのおさをめして。あるは馬。あるは車などてうじて。宇治の大路のまた朝戸も明けぬに。霧にさそひて行とや。しかれば平等院のべとうの御坊にて。裝束しつらひ。ねりの具つかさにおほせて渡し奉りぬ。寛平二年のやはたの御ことのりに。宇治のかんの社は。父みこの御ゆつりうけさせ給ふて。あまつひつぎにまうのほらせ給はんを。かしこき御心ばへにて。大さゝきのみやにつたへ物し給ふ事よ。おもへばかしかうも いみじうも お

はす事ぞ。只まつりの日ばかり一年の行事つとめ奉れとて。ことしより（寛平十二年十月）五月(さつき)けふの日にあたりて。年中に百數に行はるゝ公事をこゝにまねびわたさるゝ事なりかし。されど。今はやゝ其事そき行て。たゞめどうかおどうかのまねび。ついなめしの節のおもかけ。さぎてうの神泉苑のみわざ。住吉の御田の奏。けいほうの神わざ。左右の近衛のまてつかひ。左右のみむまや(馬)のつかさのくらへむまなとばかりのこれり。またはし姫に大ぬさ奉られ。それさへけふにつとひてわたしぬ。是はかんつかさのかみの營(いとな)み奉る事なるべし。あやめのぢもくは。あやめのをりにあふ夜つとめらるれども。おほやけごとつとへば。十日あまりにもある事にて。みしか夜の月にさそひて行はれたり。石山寺の御卷數納めらるゝ事は。廿日あまりになんあるべし。つとめては治部のかみ

圖書。かうろくはんの人をめして。其かへりまうしに石山にまうてぬ。かへさにはほたるいくそばく。うすきぬの器につゝみいれて。宮のうちにて奉れば。こゝらの御簾(みす)。あるはみつほのそこらにあまたはなされて。晴るゝ夜の星とものせしもいひしらずおもひたどりぬ。されど此むしも夜こそあれ。晝は色ことやうに。夜の光にはけをされてをとれるむし也。まいて手にふれ身にそへては。あやしき香うつり來ぬ。手には蘭をにぎり。身には百壽の香をぬるわかうと。きみの前にては心有るべきむしの香なるべし。廿三日の夕さりかた。おなしく廿四日のさ夜かけて。あたこの峯の松明ともしとて。おとろ〳〵しうまいりつだふに。山ほとゝきすもこゑをわすれてや。音もたてずただからすのねぐらしめかねて。夜ひとよ鳴あかすなるべし。

六月

さみたれの晴間なき空もいつしか名殘なくなりて。雲の峯々立かさなり。いみじき金岡が手にもかうやうには。たくみえがたう。梢の蟬の聲々はかしかましく。枕かみうるさけれど。けには里のかたへのごぼ〳〵となるからうすのをとゝはやうかはりたり。垣根にさける夏草の花よりも。猶さゞやかなる。池といえと。にごりにしまぬ蓮のはな。いけたるばかりこころもきよまる事はあらじかし。おなし花紅葉も人により。心によりてかずまかへられものすれど。わきて佛の御あしひさのもとにつかふまつり。有るはいきとしいける人ぐさも。みな此やどり願はぬものやはあらぬ。むかし有ける菅原の大臣も。遶蓮花入夢拜ニ佛座金莚ニと作り給ひしぞかし。夕はへ猶難有。はしゐ涼しう思ひとりて。やゝみしか夜といへと。夜の更るまは程久しきに。くゐなのけしからず叩くに。たが門さしてと。よ所の戸ざしおもひやりふかう。枕とて草引結ひうちぬるに。はやよもあけぬ。あかたてまつり。花とうべんと目すり〳〵打むかえば。きのふのそらにはけしきかはり。雲打おほひ。大かたは藤の色めきり心なきそらといへど。かゝる色はいみしうおほゆるに。かみこと〳〵しう鳴りはためきて。光君の西の海にさすらひしも。心のためしおぼえて。むかし物がたりなつかしう思ふに。程なく神二つ三つ落ぬべし。かくて雨のきそひふる事。たゞすらどうの矢さけびもかうやうにやは。かゝる山里は一しほ雨の音も鳴神の音も。こたまにひゞきてすさましかりけり。十四日の日なん。かみのそのふの御まつりいとなみわたさるゝ事なるべし。撿非違使の廳

より。別當宣をかうふりて次第申さたし。かとのおさのこらすつかふまつれり。六十あまり六國の神より。さいのほこたてまつり。幣さゝげ奉るなり。此神民くさの疫をつかさどらしめ。又いやし給ふはんの御ちかひしるければ。主上もあだにし給はて。十五日のつとめての時は。とくし（敕使）すないものもうし。あるときは内のしるすつかさなどまいりつかふまつれり。いさゝか執柄の御車やとりなどしつらひて。こゝにて儀しきしてねりをとめらるゝとぞ。執行の坊あるは權の三綱などぬさを勅使にかづけぬれば。拜して感神院の塔婆のかたへにしそきて。神供の上るうち樂人をめして樂器を奏せしむる事也。十八日は城南の御祓とてやはたに勅使をたてられ。神つかさのかみまいりて。中臣の祓よみ奉りけり。淀のわたりは此ころのうちつどきたる日なみとも見えて。水かさかはらず。たかせにさしくだす。舟いかだしの笠の上もあつう見えたり。金龍寺伊勢寺も此わたりちかうおもひなされ。櫻のみとりもこのころの照そひたる。みな月のそらいかなる入相の鐘の音もしらべやはかはれる。古曾部の入道のあまくだります神とかものせしも。今そのわたりゆかしかりぬべし。伏見のさとになかるゝはかり。百千かへりなくほとゝぎす。たかはつ音かと。心ふかうおもひわたりけん。おきなもむかし。大内にたゝすみて。まれにも。やしろにまうてたりしころ。室町のすゑあるはみあれ山のあたりにてをとづれたる一聲は。身もすゝろさむくおかしかりてあはれ一ふし有もあれ。いかなる集にかいらまし。こたひの集にはいかてもれまじなと。はかなきねきことに。月日をくらせしことよ。今はこゝのわたりしけからねとも。行過がて

の笠やとりには。村雨の晴間待程。深月菴のみしか夜の程。うちのわたりをくらの沼のかたへよりは。かしかましくも。鳴すきぬ。嘉祥の御いはひは。ならの御門の大内の頃ほひより。年にも又かくねんにもなし給ひぬ。湯氣しけく。人の玉しゐもしつむばかり。あつき折からなれば。すくなひこな（少彦名）そのからかみ（園韓神）は。えやみをつかさどらせ給へば。是に御酒奉らせ。もちゐ。手づからそなへさせ給ひて。天長地

〔八〕四民安樂を祈らせ給ふ事也かし。然るに仁明天皇承和十四年の頃。二神の御告おはして。六月十六日は疫氣（えやみきほひ）人の肌膚に入て惱をなすべし。十六日の數によせてもちゐ。十六日あるは木の實のその數にとゝのへ。百とりのつくえ物をいとなみまつらるべし。さらすは主上の御身の上。まいてしもつかたはおもきなやみあるべしとものし給ふしょり。めてたき御事とて。改元ありて嘉祥と改させおはして。六月十六日になん其事いとなませ給ふに。その年民やすく國豐なれば。此事をつとめてのとしも猶又行はせ給ふ事なるべし。大かた後には嘉祥のまつりといえり。かやうの祭はそさのをの眷屬の神をまつらるゝ事。むくつけき御けんそく。かゝる山住は。とはずともと門さして老らくを過さんには。

七月

背子が衣はうらさびしきに。秋風吹きそめ萩の葉も。そよ更に折しりがほに。打なびきて。ゆふべ〳〵は螢亂れとひ。思ひさうせんとかなしうおもひなされたり。おなし箒なれと。とのもりの朝ぎよめも。今朝よりは露けく成ゆけば。玉はゞきと物せしむかしの言の葉も。折ならぬ根さしいと哀ふかく。七夕の御まつり

は。させる事ならねども。京家のめのわらはのこしらへものする事を。今はうへにも。みそなはさせ給ひぬ。されど。相撲の節にいひいれたゝずまんよりは。つきなくもあらぬにや。廣き御庭に何くれのつくえもの奉り。いろ／＼の願の糸奉るに。若き女めのわらはなとをくれさきだちてさうぞきつどふに。あるは高欄にてもすそをひきやり。あるはかんざしにかゝりて。たもとをほころばせなと。きぬのゆくゑきたなしかし。願の糸よりは。先このきぬの願をと。いとのみだれ覺束なし。姫ぐもとてさゝやかなる蜘蛛の。そのつくえ物。あるは願の糸に圍をひきぬるを圖として。私の願かなへりとする事なるべし。大かたははりなき心ばへにや。七夕といえど身の上の願かなはぬためしは。一とせにたゞ一夜逢ふをさえ。雨ゆき雲ほどこし。あるは月はれて逢ふ事。稀につたへものせしに。こよひの星の御心つがひ。人の願はよも聞入たまはじとほゝゑむかたも有ぬへし。なき玉まつる事は。一とせにあまたゝび有る物から。わきて此の月のまつりは年の終りよりもいやそひてかなしう思ひなさるゝに。百味の御ぢきとや。このみあつものてうじ。梶はちすばにのせて手向奉るに。秋風の名殘かなしう吹さそひたる夕暮は。夜居の僧のつとめの聲など。折から哀深かるべし。都のよしかとか聞えし人の古墓の記にも。凡情の愚なるは鷄牛犬馬よりもをとれり。只世路につかはれてまどひのうへに醉をなし醉のうちに夢をなし。夢のうちに死をなすとか物せしごとく。たれも／＼やがて玉になるべきを我は人をまつり又まつらるゝことわりしらぬ人情のあさましき。いふもさら也。北斗に火を手向らるるなと。宮古の内の山々異やうの見物なりか

し。年々におこなはるゝ事なれど。わきておしうおもひなされぬ。こゝの山里にても猶此ことわざはまねびて里のあけまきいとみなすもおかしかりけり。かやかふすぶる賤のめもすすけたるはたへあらはし。め(女)もを(男)も。さゞやかなるも恥かしくもやらで。ともにこぞりつどひて。暮にたる頃に。あかしといふ物もなくて。くらきかたに松のはしともしなどして。かれひくひちらしいひしらぬおどろ〳〵しき饌(け)をくひものする事よ。おもへばかゝる山里の住居は。是をも玉のうてなとやは思ふ。このすぐせだつ物ら。いなかはかうやうにこそ。いづちもあらめ。我衣手は露になと。かなしうおほしやらせ給ひ。寒き夜に御衣をぬがせをかせ給ひけんも。ありがたき御心はへなりし。大かたはさやうのとぢめまれなる世にしあれば。やんごとなきわたりには。見まほしうこそ。さなればこそ。むかしもしゆんしう(巡狩)とて。から國のみかど。しば〳〵國のかぎりめぐり見そなはし給ふなり。今のみかとまさにさあらんや。たゞ車輿屬車に國の粟をついやし。宮殿樓閣の塵をなん。民の汗にてあらはせ給ふ。淺ましき世中。松のおもはん事もはつかしうこそ。

八月

草むらの虫のこゑ〳〵も枕いさとき夜々。月は有明まで隈りなきそらなるに。端居の鈎簾たゝみあげ。香爐峯の雪ならねど。月にもひとりこちて。松風の聲吹をくる夜半の中そら。いはんかたなくおもしろう思ひなさるゝに。をくれし鴈のとびちかひたる。おもひつきせぬよの中など是をさえいとう。うき身のたねにとりまきたり。白妙のきぬたうつべきおにが

らのわたりならねど。こゝには杣の夜をこめてうつ鉞の音。丁々としてかなしう覺たるに。いけるをはなつ御神わざも。此頃に思ひなさるれば。氏の公卿の家の内おもひやるもむつかしかりぬべし。此いけるをはなつと云事。女むかしの此御神のいろはのみことといみじうめの神なれど。心ざしおしうてあまたのゑびすみつのから國の内に有るとあらゆるをたいらげおはして。其國にてきりとらせ給ふゑびすのみゝをこと〲く此御國にもたせおはして。やはたの神にもみそなはし給ふて。つくしの前田といふ所に大きなる墓をきつかせ給ふて。きりみゝといへり。いまあやまりてきりみ堂といふなるべし。さるによりてそのくとくなとおほしめしけるにや。後に御たくせんありていけるをはなたる神わざははしまりけるぞかし。それはさる事にて。宮のわかうどたち。きさのみや。あるはうちつみやの御ごととて。内野。鳥部野。をぐるす（小栗栖）野なとにて。くさ〲のむしゑりとうでゝ。それかかれかなど奉るに。なりはおどろ〲しうも。こゑのかきりをつくし。おかしきもあり。又なりはうつくしう玉むしなどいひていみじけれど。きりぎりす。はたおり。かうろぎにさへをとりて。聲たてぬもあれど。此むしはやむごとなきさちあるものにて。宮のざうにて何くれの御つほねにも。御くしげの巾。はくふん（白紛）の巾にまろびて。かうは人をさえ野へにふてためるならひなるに。十とせ。はたとせの後までも。御ものゝ中につゝませ給ふ事よ。かうやうのものも。雲井にもうのぼるむかしのかしこき人は。草を耕して位にのぼりしをさへめつらしう。ありがたき事にものするに。是はやうかはれり。またあさぢか原の露深きあたり。妹が門さ

しこめて。かたらふころ。すゝきなど生ふべき隈りになき出たるむかしものがたりめきて哀かきりなかるべし。いつはあれど。此月のくまなきそらに。あるは南面のみかうしとりやらはせ。御酒たてまつるかぎりは。醉の內に秋をわすれ。嵯峨野廣澤なきさ。志賀の山越うちたどり。さゞ波にきそふ影をくんで。漢家の二千里の外のいつゝの海を思ひやり。くらぶの山もともしなくてなん。心々のながめすさびはある物から。わきてさすらふるもひとつのさちにや。須磨。明石。難波。有馬の山住いなのさゝ原さら〳〵に。都のうちよりははるけくまさりぬべき秋の夕くれなり。淡路嶋山の月の色は。金をして北斗をささふるがごとしと。匡房のぬしのものせしも。さる事なるべし。今宵の空を翫ふ事。孝謙のすべらみこと。もろもろのかんだちめ。文のつかさめして歌よませおはしませしよし國史に見えたり。その後はくれ竹のよゝにたへず。にゐくはまゆのいとのつづけるがごとく。すべらぎよりはしめ奉り。わらぐつをつくりかさを手してさゝぐるしもうとまでも。歌をいふ事になり。山のましら海のそこのはげしきうろくづも。今宵の月にあくかれぬる事に成りぬ。しかあれど。今の世中三十一文字をかずさへあさか山の跡をたどり。いづも八重垣の隔なきどちも。只よきうたをつらね。一ふしとかどだちたるをも。我歌のみよきとおもひよりて。よそのほまれはいひけちかきそしらぬべき世になりもてきぬれば。たま〳〵敷嶋の家に生れ心の外の感應をよみても。やがてこともなきなど評しあひて。あまさへそのおもむきをとりて。みづからの枕ごとゝすることに。大かたは世中も末になりたるにや。此道の神おはす御事ならば。さは

なからめ。さはいえど。むかしも紀友則は吹負の浦の友鶴を宮のごだちにとられ。小式部のかんのきみは。いく野の道をたどるやうに。中のものもうしにはうたがはれしぞかし。只世をやすらかにかきこもり。人とはぬ草ぶきの明くれに。目に見。心におもふ事を。いはがねにかたり。山の鳥のさえずりにこたふるばかり。こゝろなぐさむ事はあらじかし。

九月

にしき色どる野邊の萩原も。つゞりのきぬの名殘つれなきまでむらがれゆく虫の聲々かすかなるやうにきこえなし。外面の鹿の音も妻とふ夜半かれ〴〵也。あらしにさそふ峯の木の葉の雨。枕になるゝ鳴子。そうづの音またしのゝめもほがら〳〵とものせぬ窓に。からすの世を捨にたる衣のすさうさむれぬるすずめは。聲のかしがましきはさる事にて。かゝるかたばりの軒をも。朝氣の空よりつきほそりて。塵などうちみたしてうるさき鳥なめり。されど心とき鳥にて。すがたひいでたれば。山里のあそびがたきには興ある物ぞかし。菊はその色くさ〴〵あれど。そがひにたてるそか菊などとてごらけき色あひは。みかどの御目とまることよ。櫻はならのみかどの御めくみにものせしかども。ことやうの花のなかにはをくれて咲出ぬれば。をとうとだつ物から。草の名もかみさびて。おくな（翁）草と濱成のおもとはものし弄じき。八日の夕つかたより藥のつかさ露をつけて。宮の内のかんつかさにつたえてたてまつれば。藏人頭かめにもりて。露ながらたてまつれ。つとめて宴にめてたうあひぬるもやうかはりたり。れきげんのためしやんごとなき花なれば。一もと一つの花のふさ

にさえ。五百とせのよはひたもてれば。八百とせをたもてりしおきなぐさも。りやうとうのいのこのことはつかしかりぬべし。ぐみの實は。もろこしにても藥の御酒につかふまつる事なるを。こゝにもあるためしにて。おほくはやまあとの添上（ソウノカミ）の山より奉れるを。國の神の奏にて藥のつかさおもとくすくしてたてまつりぬ。此頃は北一條の御さうぶんの里より奉り給ふ。ふだらくの寺よりも奉りぬ。わけなとにもあるべき事とかや。菊のにしきつくる事は。內藏つかさのゆうそく（有職）しれる事なれど。さやうの事。いまはしれる人なければ。かたばかりあるべし。菊の御酒はよべつけたる露をしづくはかりませさせ給ふてきこしめさせ給ふめり。仙境の藥の酒をませさせ給ふの心なるべし。このまぬかたは。皆やくしの印相をむすんで。しづくばかりいたゞき心むるに。上戸は。まかりしていくたびもかたむけられば。後はいつか千とせを我はへにけんやうに。あとさきしらで。其日は高欄のかくれなどにうちふして。はてはあさましうゑひなきひとりこちぬ。酒はうれひをのがるゝものなれど。罪のふかき（さ）いはんかたなし。十日あまり一日は。伊勢の御遙拜のかう〳〵しさ。淚もこぼるゝ計かしこまりふかし。御一人も御こり奉らしめ給ひて。いみしき御ましかにもりのつかさてうして。きよらなる御神わさぞかし。百とりのつくえもの。御ぬさなどとり〴〵奉らるゝに。つくえものはくらつかさをりべのかみてうじ奉りぬ。さはかんづかさのかみ奉る事なるべし。十五日の夕へは。祇園よりもみちのぬさたてまつれば。三綱の僧法師まろうどのつかさのかんにつきて。くらづかさのろく給ふ事がうれい（例）の事なるにや。そのぬさは大かた

は内侍のあづかり奉る事となん。廿日あまりにもなれば。こゝかしこの峯のこきうすき紅葉。何くれの色くさ。谷ごたちの里々よりとうで、宮々の御ぞうしに奉らるゝ事にて。さしぐみにこそ心つかうも。やさしうゆふにもおもほゆれば。はては御溝水になかれかゝりて。多くは瀧口のあたりむくつけう見えなされて。つもれば水もせきいれて。おかしからぬ立田川なるべし。すりしきのはゝ。あしきかきりうちふゞきて。それ何がしのおもとのよし奉る事よなどつぶやきぐさにのみのゝしりぬれど。聞ゆらんともおもはず。おほやけにつかふまつる人は。たかきもさあれ。いやしきは心ぐるしき事。あらましのほかの心つかひもあれば。大かたは只しらぬ國にさすらひ山がつの塵に身をなすこそ。世をいとふなるべしといひけん人もありぬるかは。

十月

岩根ふみかさなる山も時雨にかくれ。外山のまさき。色になりゆくより。うきをおもひの草むらは猶いやそひつゝ。なげき生そふ老曽の森も枕の山には只よそならぬことゝぞ。まいて梅さくら梨かへでの青葉の梢を。ねたうもかこち。からくれなひに水くゝる秋のゆふべ。いひしらず千々にかなしき秋なりけるも。いかに心なきこたま木からしも。さはいへと名殘なく。ことしは例よりもくもゐをだにのこさでよし。時もこそあれさくたまふとや。いかめしうたゞ松のみ千とせのみさほあらはし。色は六位の袖におもひたとられて。秦のゆるしいろとはいへども。さもなきたましゐ。かへりては。佛の御心にもたがひつべく覺しはされ。もろこしにありけんよはひ千とせをたも

つならはし。人の見もおほはぬは かなき草のたね。花の露は。世にながらへはてぬをもて。人も哀と思ひなされ。そのものにをけるめいぼくも有るべきに。又鶴といふ鳥は梢もおほかるに。此千とせの枝になれて。やむことなきためしにもてかしつかれと。子をおもふ夜の哀なる心ざし いみじうあさましき物から。ことぶく家にはやうかはりたるつばさなるべし。ほとゝぎすは夏のみとびものすれば。唐やまとこまもろこしにもてけうずれば鶯はのとやなる軒端になれ來て。たかきにうつる いきほひやんごとなく。鴈はとこよをしりて行かよふ。いづれも〳〵あはれにおかしきふしをそえたる物の。世をいとふ老らくのね覺鳴ずとはずともとむくつけし。ましらといふ物は。つねはさる事にてけうとき山路にいつらこゝらもすだきゆすりて。法の師の おもひの玉をつらぬきたるがごとし。まいて雨などうちふりたる夕くれの聲。心なき山かつも。はらわたをとふべきぞかし。心ときものにて。いほりにはいつもなれきて。經などもよみつべし。もののたつそふべきは。手にかなうべき花ざらあかおけなどはもてきぬ。えせたる けさものぞかし。聲々しきるうしみつの頃ほひ。木の葉まれなる梢にたかくもさしのぼる月のかほ。まことに今もまもられ。古人をみるこゝちして。はだへもけだつばかりかなしき明ぼの。心あらん都の友なつかしうおほえぬ。さるに有明の影のつれなき松にかゝりて。よしさはなかめ捨もゆかであるべきを。きのゆくてなればいつも例に見なせど。此あかつきはなど木枯のきびしうおもてをうつばかりあてたる名殘に。彼みさほの枝も吹さそひて。月ははれやかにまゆずみ ほそうさえたるそら。菅三品の殘

月一弓懸るといひしむかしのねやの外ゆかしかりぬべし。月こそあれ。神無月とかさびしげなる社のあけの玉垣。いかにそや。このごろのあれわたる風の心ばへ。千早振神代もかうありぬかし。ふるきふみにはるせだつわが神山の。深きねきくさはいつしもものせしは。神は陽の精神。鬼は陰の精魂なり。此月は一陽もあらで。つとめの月より一陽來復の德をあらはせば。陽神のおはしみそなはし給はぬといふ心ばへにて。神無月とはいへる成べしとなむ。ふかう神祕にせしことよ。おもえばわが神つ國の道は。くらぶの山にやどりたるばかり心のおくにこめぬる習はし。いえばさらなれども。おもへば〱淺ましき神かき也。神明は日の神のみさほあらはしたまえば。そのかみの御けんぞくは。いづれか私照おはしまさん。大明の御心は。やんごとなきはさらにて。しづのをだまきいやしき民くさ。有情非情ももれぬめぐみをもてこそ。神明のしろしめすわが神つ國の豊あし原ともいひつべし。しき波よするかた國の伊勢の神風は。さは吹つたえおはせじを。さばへなすあしきかみ。ほたるびのかゞやくかげにかくろうとしもなきおきなすら。此ことわりはしりくめ繩のすゑとをらぬまでもつたえものせしぞかし。たらちねの親。うき世にものせし時。藤大納言の御すゝめにて。神の代の卷そこはかなる事はあらねど。しばしが程よみたりしにも。大やうはその心ばへとき奉りしかど。いまはなき数にものすれば。たゞすがたは春の草にあらはれ。面かげはさゞやかなる率都婆にたちそひ。おきなが朝な夕なの涙のたねによみかはれる事よ。
我もたが泪のたねとか。

十一月

ふくろうの聲すさましかりける。松かへでの枝も。雪にあつこえ狐山ひこのあそびかけりし。らんぎくの草むらも。霜白う置わたしして。所々の山里のたき火を見るめさへあたゝかげなり。澤田の面はいつしかに大路のやうに行かよひ。池の水とり。うきねの枕いたづらにみなされ。宇治のあじろぎ時をえてなん。小野の山人もいとまなき頃ほひなり。此ころは。おほやけ事もおこたらせおはしためる折ながら。さはいえど伊勢の大ぬさの告文。諏訪のとしみのまつりなど。此頃のやんごとなき御公事ぞかし。御たましづめのまつりは。かんつかさ。いはかみの御門よりまうでゝ。すけより。しもつかたの神人をひきてまいれば。すなひものもうし。せんみやう奉り。くらつかさ所のしゆつなふ。大外記官務もつかふまつり。おほひものもうし。中のものもうし。おとゞはさる事にて。着座そなわり。いみじき御神わざ。あさましきまで日の本の道の神々しさ。いはんかたなし。七百あまり三十し七くらの御神にも。ゆくてのぬさ奉らせ給ふへり。此御神たちは。八神殿とものし奉りて。かんみむすびの神。高みむすびの神。たまみむすびの神。いくみむすびの神。大宮姫。みけつのかみ。ことしろぬしの神。たかんみむすびのかみなど中奉りて。やんごとなくも。いや〳〵しくもまつりみそなはさるゝ事也。とよのあかりの御節にざへは。御神樂とてめでたき御公事なるに。才のおのこの神々しき出たち。しきくはんのひぢもちゐいかめしき物から。さくら人。朝倉うたふ聲も。雪をふくみたる舞人のよそひさゆる夜半の空は。さらでも神わざはあはれ深かるべきに。いみじうあさましきまで神さびたり。明

ゆくまゝに。みいらかのともしも。かげは日のにほひにとられ。たきすさみたる衞士のたく火さびしう見ゆる物から。ひんがし山。にし山物のくまなきはづれ〳〵より見えて。山はかかみをかけたるやうに。雪も朝日も光りわたりて。そゞろさむき朝氣の空なり。こゝらゆきかふ人のかほも。よべの事にたづさはるかぎりおもひやられて。目もまゆもはれて。えぼうしうちかたふきたる。かぶしかたちおかしきものなるべし。いひしらぬ柴のあみ戸のあけくれはいぬべくおぼゆれば。いく夜のかきりなふぬる夜かちに。こしかたの。うさわすれぬべし。淸少納言のおもとの木のはしなどおもひくだせしさもんの。明くれはおほむね國をまつりごち。おほひなる家をおさめぬべき材木のうつわにもたのしみはまさりぬべうこそ。ひちをまげて枕の夢の樂しみはありぬべし。まいて後の世のありかたきすぐせ。たれか此たのしみをあまなはんや。中々色ふかく。ゆりぬうへのきぬ。さしぬきのこし。かろけなるなまきんたちも。佛につかうまつらば墨の衣はかづくに心はやくたちなれても。淺ましからず。さはいえどもわかき時は。つかさのぞみ高き位は願つべし。只よはひをかさぬるのみ。たうとかるべきわざはあらじかし。人はさら也。老たる馬は雪にもまどはず。としふる宿の犬も家をまもる事。ゐのこにはまさりぬ。若き時は心あはく。血氣さかんなれば。いろふかくおもひとり。さらぬにほひにもうつりやすく。女の色にめつるはさるものにて。後はおかしかる物から。いときなき兒にもまかふ心をやりぬ。ひえの山すみさうのいはやのひちりだつものは。女にうとけれど。室の戸のすさみともなるをおほやけにつかうまつ

り。才もつべきわかうどふるき人もすきすきしきは此色にまよひぬ。いもせの道は。神のいさむるならず。千はやぶるあまのうきはしのもとにてものし給ひし事よ。いへばさりぬべし。此ひとつの外の色は。たゞさかりも久しからず。ちぎりの深かりぬべうもあらぬことなるを。いひしらずもすけるあひなさいはんかたなし。かへりては佛の御つみおひぬべし。いときなき心づからは。何かはおもはん。かたみに色にそみ。なさけにめでゝこそ。此道のまよひはおもくも深くも有るべし。たゞ何となき皃姿さこそいえ。心はたゞなをにこそ思はめ。こゝはさる事にて。心なきあづまうどのわらはし。ものゝふのすめるくま〳〵。八嶋の外迄も。此道しれる事の淺ましさ。いかなる世にひろめけんとおかしき物から。おもへばおもへば思はん子をさやうのけしきばめるあたりにつかうまつらぬぞよき。只隣をもかへ雪を集めなん窓のをしへをいとおしきだつ子にはをこたらじかしとぞ。しかはいえども。親の心ばへ。母たるは猶めでたう。眉翠に女にて見まほしう生ふしたてゝしがくなどにもこしらへいだし。あるはことぞともなき大とのゝあたり高欄になみ居たるを。あが神とまもりゐたんべき闇のうつゝは。にくからぬかもことわりなるべし。とにまれかくまれ。世をのどやかにおもふあたりは。よろこびかなしみもはやうゆきかふを。さはしらで。たゞにはかなきよのなさなど。さだかなることわりを。心ねたう恨かこつべきは。罪いとゞおもくこそ。岩が根をしとねとして。しつかならんには。

十二月

あやしういろもかもなき山里のふゆのけし

き。春は花に身をなして。さまよふ人もこそあれ。それならでも青葉に春のおもかけをしたひ時鳥のしのび音を岩のかけしをふみならしても。秋は千里の外もと月にあくがれ。紅葉にめづるもあり。山路の菊をかごとに。みきあたゝめて。鹿のなく音を何よけんと。ひとつきこしめしわたるなど。折につけたる所のつても。此頃は中々絶て。窓をうつ嵐のひまには。里のわらはのよこなまれる。さうか(早歌)の聲は耳にならはし。妻木こる賤の女の。折ならぬゑみの聲。口のほどむくつけうおもひわたさるゝのみ。山里のほだしなりけり。さいへども。都のうちは。年のいそぎもこゆるぎの名にしあらねど。此日頃は百敷もかすまうべき人は。いとまなうこそ。さこそいえども。御佛名經よみたてゝ。所せきまで法師のゆすりて。三ケ日のうちの御法〳〵しき御公事いへばいみじき御事ぞかし。心あるかぎりは。百敷の内をさらでも。心に世をのがるゝを。さは侍らぬぞ淺ましきや。此おくな(翁)今あらむに。まさにのがれてんやと思ひ給ふべられ侍る。けふ此頃はこゝかしこのせさう(殺生)もとゞめられて。宇治の氷魚も。心よう水にゆるがし。船岡のむら鳥。禁野かた野。さが野。宇陀野のきゞすたつもろ鳥も。つばさかろかに思ひなされ。淀鯉の波のうき寢も。いひしらぬねさめやすかるべし。世は常住にかうこそあべけれ。やがて御佛名のをはりには。法界のために御うへにもみつから御口に御名をのべさせ給ふ有がたき。かゝる佛の御くにゝしあるべきそとは本意ある物から。さあれこそまで。此みのりにあふとものせし。法の師さへ。ことしはその數にとなへいれらなるはかなさ。たゞ水の上の泡。石の火の光に似たり。かしらの火やらはぬ世の中。はやつと

めては又荷前（のさき）の御事とて。かなたこなたにおほきむづかひたちつかふまつらしめ。その人がらえらばせ給ふに。まづかんだちめより。ひさんぎの四位までもとゝのへこゝろみ給ふなるべし。十陵八墓にぬさ奉らしめ給ひ。もゝとりのつくえものつかふまつらせ給ふ。みづからのしろつかささだめさせ給ふ御事なるべし。やう／＼みたまのふゆも深かうなりゆけば。何くれの御つかさ。ついなめしの除目（ぢもく）にあひぬべき家々は。中文（モチシフン）とゝのへ。草は外記史たのみこしらへわたりぬ。やはた松の尾より。かざりの竹奉りぬれば。やせ。大原の民くさ。しりくめの繩こしらえてつかふまつれば。とのもつかさおさめ。とのゝづかさなど。ことしはあら／＼しうつとめぬ。なぢら（汝）が身あさましかりぬべしなどいひのゝしる事よ。松はいつもみあれ山より奉れり。松竹をたてたる事は。欽明の御代よりはしめさせ給へり。松は千とせのよはひをたもち。竹はみどりのみさほをあらはし。節文をそなへて。禮にかなへれば。年のはじめにたてつかふまつらせ給へりとぞ。夫はさる事にて。はかなき草といえど。それが中にもゆづりは。しだ。ほながせりなどいふ草は。御いきふれさせ給ふ御はがためのもちゐにもかすまへられぬ。中にも芹は御かひもちゐの中までもつかふまつりぬ。しだ。ゆづりはといえるも。さゝしまめかどのうを心ぶとの御まはりの下にしかれて。うへはさらにて。しもうつかた。あやしき民の戸にも此ことぶき草をうふる事。神々しき春なるべし。人の國にはかゝるためしはなきにや。ついな（儺名）の夜は。をけら（白朮）のもちゐ。つぐみの鳥などやきて奉り。御かれいゐの御まはりに奉れば。是もものゝ怪。ゑやみやらひぬべき本文侍るとなん。

いわしのはさみもの。ひらぎのほころ。なやらふ家には。百敷ならでも有る事なれとも。ことに大内には。かにもりのつかさ例としてつかうまつれり。此なやらふ事は。もろこしにも侍れど。わきてわが御國には神武のすべらきの六とせの春よりものし給ふ御事にて。いみじき御ためしなり。ひらぎは我が神の社。或はみぞろの池のあたりよりたてまつる事定まれる故實とや。大としの夜は。おかみくさつむとて。高き家にのぼりて。みのかさ。さかさまにきなして。明の年の運見る事とかや。漢語抄に見えたり。なが〳〵しければもらしつ。つとめてのとしは。かりそめにたゞいふへふしも。やむごとなくことふきて。いせ。かも山野の宮などおもひやりふかうたどられて。いねてをくおもいねをつむといひ。又ぬるをばたいらかさぬるといひ。もちゐをかゞみといひ。なく

を若水あぐるといひ。うたるゝをこゆるといひ。かれいゐをあし原など。其外何となきそゞろけきことぐさは。はやく何となき御つぼねの内より。まかなひとうでしことなるべし。一夜のへだてといえどおなじ。あめつちもかはりゆき。朝日のにほひ。さらぬてうど。身の上のきぬらまで。春のにほひにうつろひ。心はただはたちばかりも若やかに。我も思ひなされ。人もさ思ひぬべし。されど一時はさら也。一せつなもうつらふほと。死の道をよる事をしらで。かえりてまたふゆあさき頃より。春の行衛を待わび。梢の雪を花と見まがひ。軒のすゞめを谷の戸出る鶯かと思ひたどりて。一とせをいそぐ。いそぐべき死のゐんえん一大事のつとめは。いひしらす。となりのかたのてうどの内のやうに。思ひもよらぬ人の心根ざし。あさましさもさこそいえと。神佛は是を哀とも覺

してんかし。おきながかく手ならしたるしらべも。いえばひとつのくせなれど。是を弄しては心ざしをうばゝるべくもあらず。たどかなしき事も。うれしきも。きしかた行するも思ひわすれて。一とせの名殘もおもひわかで。空然たる一曲のおもたどしう。心にまかせぬことのみにて。つゐには此びわにのみ心をはぶらするよしとやいはん。あしかきのへだてなきも。此山里にものせねば。いかゞは侍らんとこたふる物もなし。神代には。くさ木ものをいふを。おさまれる御代にそれもさなければ。谷のながれ。山のあらしは。とへどもこたへず。まいて身にそふばかりの我はかなき影。なにとかこたえん。かべにそむけるばかりを明くれの友とこそ。

日野山陰長明蓮胤書

右一部十二卷者。鴨長明所撰之四季物語也。日ニ月ニ雖求之。被秘于箱中。被封於藏裏。偶懇望之。自官庫潜取出之寫之。今度之撰中之規摸。實用有之者也。尤可秘者也。

應安元年戊申十一月十六日　藤原爲定寫之

長明四季物語十二卷者。我家之袖玉不可越之者也。尤永可傳子孫秘本也。

永享十年九月下旬　中納言藤原雅世判

南大路長明四季物語十二冊。自仁和寺御門主。依御恩借卽拜寫之。又他日以官本令挍合。備再寫者也。我文窓之重財不可如之。案長明之筆痕多。是寫淸紫之二女貫業之二仙之詞花者歟。疑是可謂神哲骨焉。雖玉詞深章段出處不詳。讀之如失途。後學補之。最多幸焉云尒。

永祿元年十二月上旬　三好伯陽軒長慶書

這箇之四季物語。希世書也。茲環氏弘業好古記。以多年覓之。今乙亥夏不慮。或得文窓之秘書寫之。僕好古記。是以垂恩惠密授此秘書。爲我老身慰。其志至切也。故喜以走禿筆寫之。以永欲傳改光家藏云。

寶曆五乙亥年八月十一日　鶺鴒軒藤原敷淵書

鴨長明

鴨氏ハ鴨ノ社職ニテ菊太夫トイヘリ。國風ヲ能シテ。時々御歌所ヘ召サレテ歌奉レリ。長明祠官ノ望アリケレ𪜈。御許モナカリケレバ。遁世シテ北山ヘ隱レヌ。其後御歌所ヘ召シ玉ヒヌレ𪜈ツイニ不出シテ。此物語ヲナシ著シヌ。其詞幽玄ニシテ。後世能言ノ士ノ及ブ處ニアラザレバ。和歌者流此書ヲ秘シテ世ニ稀也。寶永年中。北國ノ刺史。此書ノ正本ヲ尋ラレシニ。京師ニ本書ナクシテ。東都ニ或人秘シ置ケルヲ。刺史頻リニ懇望アツテ謄寫セラレヌ。今世ニ行フ處ノ物語。其體裁大逕庭アリ。惜ムベシ。四季物語ハ世ノ人口ニアリテ觀ンヿヲ欲スル人多シ。既ニ徒然草ニ。鴨ノ長明ガ四季物語ニモ。後ノ葵ハトヽマリケリト書ル段ニ至テハ。今印行ノ四季物語ト引合セ見ルニ。此文ナケレバ。徒然草ノ注ヲスル人大ニ惑ヒテ。此段ニ於テハ唯四季物語トテ四卷アリトバカリ記シ置キヌ。六月嘉祥ノヿモ。印行ノ本ニナケレバ。世ニ知ル人ナシ。今世ニ流布ノ書ハ灘波ノ儒者五助ト云ヘル人ノ藏本ナリ。頃灘波ニテモ正本ヲ傳タル者アレ𪜈。甚秘シテ印ヲ許サストナリ。右記セル東灘波ノ正本出處如何ト云ヿヲ不知也。此本ハ卽天祿石渠ヨ

リ出テ。三好長慶ノ藏本ニシテ希世ノ書ナリ。
尤帷中ノ珍トスベキ者也。
或說。長明ハ後白河帝保元ノ時ヨリ。二條。六條。高倉。安德。後鳥羽。土御門ノ朝ヲ經タリ。平家亂後。源氏ノ世トナリテ。實朝ノ時代鎌倉ヘ招カレテクタレリ。道ノ記ナリ。
東鑑十九云。建曆元年辛未十月十三日。鴨社司菊太夫長明入道蓮胤。依雅經朝臣之擧。此間下向。奉謁將軍家。實朝及度々云々。今日當幕下將軍御忌。參彼法華堂念誦讀經之間。懷舊之涙相催注一首歌堂柱。

　草も木もなひきし秋の霜消えてむなしき苔をはらふ山風

又長明歌千載集ニモ入レリ。隔海路戀トイヘル心ヲ。

　おもひあまり打ぬる宵のまほろしも海路をわけてゆき通ひけり

右弘業ノ添書也。コヽニ寫シ置也。

續群書類從卷第九百四十四

雜部九十四

歌林四季物語

鴨御祖社系圖

鯛主禰宜
―眞繼同
　―吉繼同―門虫同―綱直同―綱良同
　―貞繼禰宜―稻繼同
―維方氏人
　―眞助氏人
　―津滄丸
―氏主禰宜
　―弘永同
―氏繼
　―弘雄祝禰宜
　　仁明天皇御宇同
　―永主同―時主同

―千繼同
　貞觀十六年ニ禰宜千繼門丸外從五位下ニ叙ス
―眞吉初ハ祝禰宜　宇多院ノ時初テ禰宜祝別々ニ十九
　昌泰三四月外從五位下叙ス
―惟秀禰宜
　―正秀同
　　村上御時
　　―淸明同
　　　圓融院
　　―久淸同初神主トナル
　　　一條院
　―惟淸禰宜
　　後朱雀院
　　―惟任―經貞河合禰宜―惟貞同
　　　殺害ノコトニヨリ社參チト丶メラル
　　―惟時辰イ
　　―惟道禰宜―惟季同―季長同
　　　鳥羽院

貞長五位 ── 清長 ── 清光 ── 清繼
　└ 貞重 ── 清眞
季繼同正四位上 崇徳院
有季同正五位下 母禰宜惟長女 ── 季平（惟イ）同正四位上
有繼
長繼禰宜 ── 長守五位
　└ 長明號菊太夫
保季
道平
眞平

やまとうたは人の世となりて。すさのをのみことのやくもの色をたつね給ひしより。三十一字のことの葉とそなれりける。ちはやふる神代には。こゝろにおもひ。めにふれ。みゝにかよはし。くちにあちはひ。おりふしにつけてもますらおのまことをのふるなかたちとなんせしかとも。今の世の中。人のこゝろ花になりにしより。まめなる心さしを。花すゝきほにいたすへくもあらすて。たゝむもれ木の人しれぬいもせのもてあつかひくさとのみなんなりもてきぬ。こゝにとさのみこともち。紀のつらゆきのものしたる古今枕草といふものなん。いにしへのことをもわすれす。今の世のかゝみともなりぬへきふみなるへし。そのまくら。ひとへにみやひをもとめす。たゝすなほなることくさにて。おほくは一年のおほやけことにたよりあるへく覺ゆ。しかはあれとも。なかはふせやの虫のあとゝなりて。もちゆる所ややなし。しかるをいまこゝらもなきふみのうちにかうがへてましをきなひ。一年の月のか

すになすらへて。卷十あまり二つにわかたせ。なつけて四季の物かたりといふなるへし。たた賀茂山の松のおち葉をひろひ。みたらし川のあさきすちをふかめなん人もありなましかはとなん。

歌林四季物語卷第一

城北徽夫長明書

春部

ちはやふる神代のいにしへをたかくおもひ。とをくたつねたてまつるに。あをうなばらのことくにして。そのはしめさたかならす。かくあるうちに。いつのころほひにか。そのうなばらの中に一つの物おひいて。かたちつのくむあしのことし。すなはち御神となり給ひぬ。國とこたちのみことこれなり。それよりすめるものはあめとなり。にこれるものはつちと成て。あまつかみの代七代。くにつかみの代五代とそなはり給ひぬ。それよりうがやふきあはせずのみこと。よはしらにあたらせ給ふかんたけのすべらき。みなかつ國をくにむけ給ふて。あめかした草の風になびくかことおさまりひろまりて。大やしまのうちやまとの國に都をつくらせたまひぬ。しかありしより。あまつひつきのながくつたはらせ給ふこと。まさきのかづらのなかくはひこるべく。はまのまさこのかずにもなをかぞへもらすべきやんことなき御かきりなるへし。そも〳〵あら玉のとしたちかへる。くも非の庭の御おほやけことよりはしめものして。あまざかるひな人までも。むつきのことたつことぶきのめでたかるべきためしはじめためりしはこともおろかや。人の世みはしらにあたらせたまふうき

あなのみやゐよりこの事宮の中にてもとりおこなひ給ひ。四の海の外までもいはひものすることになりぬ。まことにいつとはなけれども。一とせのとぢめとはしるくも見えて。たてまつる御けしかうぶり。くつらまでも春めき。ふるとしの具は古代めきたるは。人の心の花になりゆくなるへし。一人の御身と申せとも。あさまつりごとのはしめはいみじく心つからの本意まもらせ給ひて。元正の寅の三つにあたるころほひ。ひんかしの御庭にみゆきなりまして。天地山陵をおかみいのらせおはしまし。御屬星の御拜などなさせ給ふなるべし。これひたすら御身の御ためばかりにあらす。一とせのあまつくみくにつゝみはうむしまてのいのりことにて。もはら一とせのかきりあやぶむへきわさはいをいのらせ給ふ。中臣の御はらひ。ゐこむのはらひなどあるべきにや。

この事すうじんのあめかしたしゐしめす三とせにあたらせ給ふときになんはしまれり。天地四方をおがませたまふによりて。四方拜とはものするにこそ。内侍所にたてまつる御はがためのもちゐより。まして神物おまへにそなへたてまつるも。ゆつり葉しだなとかさりくはへ。うちあわひ。うちひらめにをきて。かうかうしくみゆるは。つねにもあるものなから。かゝるおりにあへばいみじうおほえて。くすりのつかさよりよへたてまつりし屠蘇の御くすりさけを。もとりのつかさ御井におさめて。けさつとめてかにもりのつかさにつたへ。くすりのつかさのかみ御前にくし人のかしらしてそなへものすれは。とつきのみちもしらぬいとなきわらはべをめして。さいとりの御かはらけまいる。それより神明白散などの御かわらけの御みきにくわへ、そゝきおはしま

す。大かた御さかなには。土大根をたてまつることこしちなりとや。しんとりの藏人たち。御かはらけを納めたてまつる。とそと名つくるは。なべては人のしらぬことなるへし。ふるきくすりのかみのつたへし文には。しはくといひしくすしのはかせ。もろこしにいまそかりし比。こしらえためりしやく方にて。屠は割なりとかやものし。蘇は鬼の惣名なときこえて。そのあしきおにのわさはひのさきたちぬべきやくとこありて。一人これをふくすれば。一家やまふなく。一家これを用ゆれば。一さとのわつらひをやむるとつたへたる文にも侍るならし。さてたうやくは。元日より二日三日のあさまて御無名指と申たてまつる御ゆひのひたりのにて。ふたつの御耳のはたにぬらせたまふ。ありかたき御くすりなり。かやうのからめきたるわざ。むかしはなかりしか。廿あまり八はしらにあたらせ給ふまがり大ゑのひろくにのみこと。あめかしたしろしめす四とせにあたらせ給ふよりことをこれり。さて夕つかたより。百のつかさのをりにあふかきり。をのかさま／＼のつかさつかさ。とりわきて外記は。きしきくわんのひちもちおかしく。衛士のたく火の古代めきて。くま／＼はありてみえわたるところ／＼の机丁のかたへの。きぬかつきのをんななと。わかかたさまのことくち／＼いひわたり。うたまひの司人。なにくれのふきもの。ならしもの雲井をひゝかす。かかるおりにはあまつをとめも袖をひるかえすへく見え。わたつうみのおとめ子ももにあらはれぬへし。小夜もやう／＼更て。うしの比ほひ。うへにも南殿にならせ給ふは。松明ほのかなるみかけにはとりの女しゆのよそほひ。執柄の御きよにつかうまつるも有かたく。あさ

ましきまてすさうに見えたてまつるに。すないもの申のうたまひすゝむるもおかしからぬかは。くずたちがくはら赤の奏なと。みな神々しきためしなるへし。朝拜小朝拜。院のはいらい。むかしはなかりしに。この比はもはらをこなはるゝわざなりや。四日のころほひは。ありなしの御事とて。としのはじめにもあはれふかしもおほひたてまつる。六日はそゐとて。初位以上一位よりしもつかたのつかさ人。をのをの奏し。昇進をとげ。とくしゆいけの人は本省の奏にしたがひ。御ふみのつかさは。六位よりしもさまの人をかうがへて。よかるへきうつはには位をのほせ。あしかるへきには。いさめてことのかきりをつくす。又つはものゝつかさもこのたくひなるへし。この比花山のみかとよりそ五日にはなしたまひぬ。これは七日のせちにつとひあはせて。つかさ〳〵も日をかさね。夜をつみて。心くるしくこうしぬべくおほえて。かくは侍るなるへし。またなゝくさのみくさあつむること。人日さいかうを和すれは。一とせの病患をのかるゝと申ためしふるきふみに侍るとかや。此事三十あまり四はしらにあたらせ給ふとよみけかしきやひめの五とせにことおこりて。みやこの外の七つ野とて。七所の野にて一くさつゝをわかちとらせ給ふけり。なつな。おきやう。すゞしろ。佛のざ。川な。くゝだちとかや申なるべし。さてあをむまのをりにあふことのおこりは。もろこしにてもことふりたるためしにて。わかすべらきの御代には。廿あまり九はしらにあたらせ給ふたけをひろくにをしたてのみことよりおこりて。をこなはるゝ事なるへし。年のはじめに靑き馬を二十あまり一つをひろ野にはなして。これを見給へば。一年の御わざは

ひをのかれ給ふといふ本文あるとかや。青きいろは白きに色をかよはして侍れば。あしけの御馬を左右馬のつかさえらびてたてまつるなるべし。さるによて青馬のせちゑと申にや。今は十あまり四つをへらして。七つもちゐられ。人日これを見たてまつらせ給ふとこそ。北の陣にてはけふつみなふわざありて。撿非違使のかみ判事をいざなひて。つみなふことのはしめあり。年のはじめにつみなふわざよろしからぬことなから。公事の一つのはしなれば。もゝのすはへを二えたもち。たちうちの御わざなといみしくあさましく見えたり。つとめては御修法のあさましきまていみじきよそひに。きのふまてはすけなといみてたゝさまなるかしらおろしをたにきらひのゝしるに。けふは思ひのほかにひきかへて。東寺の一の長者なとて。くるまのせんじゆりたてまつられて南殿にまうのぼりて。ずゝこと〳〵しうをしすり。いむなどむすひものして。有かたくをこなひたてまつらる。これもはら天長地久の御いのり。五のたなつものみのりまうせとの御いのりにて。まつ元日より。導師本坊にてをこなひ。けふよりをこなはるゝ事なれは。後七日といふなるへし。むかしは眞言院にておこなはれしを。中比より大内のかまへせはくならせ給ふて。今は南殿にておこなはせ給ふなり。これなん天長のみかとの承和のはしめのとしよりをこなはれし御こと也。十四日の夕ころにてことをはるとかや。又こよひをおとこたうかといふもあり。十六日にはめたうかとて。いつれも〳〵をりにあふつかさ〳〵のこゝろ〳〵のきよらいふべきかきりにあらず。又御かきたてまつるは十四日のころほひ。宮の内のつかさ。たくみのつかさ。はやと

んのつかさにものしてたてまつる。うづえうつちのことさらめきたるも。昔おほいたり。うつちのきさらきのころまてのこりて。わらはべのもてあそひにせしもおかし。又十五日のさきてふのをかしさよ。みなこれらは。わらはべのたはぶれごとなから。むかしよりことひさしき御事にて。六根のつみをその事におほせてやきほろぼし給ふ御ことなるべし。十七日はのりゆみの御見ものまたやんことなきことなり。十九日はやはたの御ゆみおさめ。これまた兵のつかさ。あるはひたりみきりのちかき御まもりのなしたてまつる御ことなり。廿四日のみやこのすみつかたの御火たてまつられ。北斗をまつらしめ給ふこと。すへてかくかずまへたてまつれば。筆にもつくしかたく。事所せくきこゆれば。いはすとも有ぬべし。廿五日の北野のたいさくけんさくのことはじめは。菅原の氏人第一のかんたちめのなし給ふことなるべし。そのほかもろ〱の宮寺につかさつかさしろつかさをさため給ふ。當社はことにこの御國の一の宮ゐにておはして。みかどの御うぶすなの御神なれば。桓武のすべらぎよりありがたくあさましきまでたうとみ信じおはして。くらつかひ例幣などすへすゑの御つかひすさうささらなることにて。百王の御まもり。よそのみやゐにあにをとらめや。

歌林四季物語巻第二

春部

春もやう〱なかばの空にいたりて。軒端に待わひためりし梅の匂ひも。よそのなさけに吹すさびて。鶯のこゑも百さえづりに耳かし

かましとにはあらねとも。春たつ空のけしきにはことやうなり。朔日の拜趨は。なべて月なみにあることなるべし。これはむかしなかりしかとも。三條の院の御ときよりぞ。月なみのつゐたちの拜といふこと有そめしとなん。さくさいのやんことなさゝよ。八月にもあることなから。初度のまつりはことにいみしくあさましきまでの御きしきなり。上の丁の日をゑりてをこなはるゝ。丁をもちゐらるゝは。丁は陰火とて交遊の魄をまねかるゝためしなるべし。淳和院の別當。勸學院の別當。學館院のべたう。奨學院のべたう。てんやくりやう。おんやう生。すべて四道二陰のやから。をの〳〵さま〳〵のぎげいをみがきて。けふのことにつどふ。菅原大江の二家の學才。このことにあたるなるべし。これを折桂會とものして。一たひ本意をとぐれば月のかつらをおる心地にて。雲井にこしをかゝめ。侍者につかうまつるとて。たれも〳〵望をかくる。この法式四十あまり二はしらにあたらせ給ふ文武の。あめかしたしろしめすはしめの御としのきさらぎにはじめてをこなひそめたまひしなり。むかしは。しゝ。兎なども。きじ。鴈なとも庿供にたてまつりしを。白川のみかとの院にてわたらせ給ふ時。文宣王の有かたき夢に奏せ給ふは。此御國はあまてらす御神の御國なれば。よのつねの國にはにるべからず。わか國にしては。さやうのものもものせしかども。神明のきらひたまふものいさゝかたてまつらせ給ふへからすとて。しゝ。うさぎはやめられたり。このさくてんの御ときは。孔子を文宣王とて封したてまつり。そのほか先師とて顔淵をもあひどのにさだめ。九哲の衆をもまつらるゝ御事也。寮のかみ宴穩の座をまうけ。詩書あるは周易

魯論など。しかるべきふみの內にてなんじあらそひ。つとめては後宴とて。きのふありし難字のむねを歌によみ。詩にもつゝりて。をのかさま〳〵の本意をのぶることとなるべし。主上の外。院宮。攝家にてもをこなはれしためしあり。又れけんといふは。ふみのつかさ。つはものゝつかさふたつに。文武をわけて。六位よりしたのけいのふをかうがへて。可否にしたがひてたんざくにのせ。一小册となして。ぎしきくわん兩こくにをさむる。これをぜうをんのたんさくといふなるべし。この月日をさためず。しかるべき日にをこなはるゝことなるべし。又十五日のねはんぐゑといふもすさうにありかたきためしなり。敎主をはらせたまふ御日のかきりおもひやらるべし。治部のつかさ人。つそかうろくわんのやくさをいさなひて。南殿にてをこなはるゝなり。中比はねはむの御像をもかけられしとなん。又廿五日の聖廟の神事やむごとなきことなるべし。氏の公卿をの〳〵つどひ。からころもおくてきたのゝ神そとは。袖にもちたる梅にてもしれ。心たにまことの道にかなひなは。いのらすとても神や守らんの二くさの御歌を。句のかみにをき。あるはその要字をとりて。から歌にのべつらねて。又たいざくけんさく。秀才なりなどいふも。みな此日をこなはるゝなるべし。これ則菅丞相道眞公。延喜三とせけふになん。つくしにてをはらせ給ふ日なれば。あさましきまでの法會にて神道のまことをつくし。御代なかくさかゆく春に立のひさせおはし申せとの御事なるへし。

歌林四季物語巻第三

春部

暮行春のなごりたゞならぬに。かすみのむほるゝばかりたちへだてたる山眉のけしき。こすなどたれこめてすぎま見わたしたる夕ぐれのけしきも。心をいたましめ。はらわたもたうべきに。あすのわざとて初の二日の夕ぐれには。かもん。とのもりのみやつこども。御庭御殿をはらひきよめ。ちりのこりたる櫻山吹などこゝろもなくはきやり。ところ〴〵の木ずゑにのこりたるも心もなうくもの非にからめてとりすつるも。またくる春のちぎりもいのちもはかりがたかるべきに。殿上の高欄にことたふれぬべき。ちごわらはべのすいかんの袖ほころばして。そのえだひとつうへの御つほねになどこひもとむる。これたうへんとたてまつるもおかしからぬかは。つとめては。三日御まかり水の御ゑんめでたう春めきたり。

先御溝水のうちをしつらひ。うへいしなどけふのためにこしらへて。御さかづき流にひかれて。から歌やまと歌。をのかさま〴〵のかぎりいふもをろそかならずつくして。文章はかせ。大がくのかみなとそせいをいさなひ。からめきてとなへものしぬ。又清涼殿の御まへには。けふの御なくさみにとて。いとなきみやごたち。まうのぼり。わらはべをめして。あるかきりおほやけの外までもたつねものして。いろ〴〵のふあるべき庭鳥をあつめて。さまさまに闘雞のゑんあり。かゝることは。もろこしにてもありしためしなるべし。夕べになれば。主殿のつかさ。北斗に火を供して。宮の口くち。宮の内のつかさつかうまつり。おくのかたには。主殿のつかさ人つかうまつる。先はあたごのかたの火のくれゆくにまかせて。ほしかかはべのほたるとものしぬべく。かすかな

るあり。あきらけきあり。きゆるかたに。またそへあかししろうなり行もみえて。はとのみねのわたり雲に映じ。ちかき山々わしのみやま。鳥部野の夕けぶりに。立そひたるもあはれふかく。をくれさきだつも。我身の行衞おもひやられて。春の名ごりにとりそへたるあはれさいふばかりなし。十三日といふには。十日にものせし吉野の山の花のゐくのもちゐ。けふなんたてまつりて。ちりぬる華の行衞。ことしはさきそろひまさりしや。花見はいくらなどつかひのものに心あるかぎりとひこそるもおかしく心あるべくおほゆ。惣門勝手のかたには。またちりのこりはへるなといへるも。山さくらはかくもあらじといさふも。ゐせたるひがひがしさよとわらひぬ。廿一日といふには。仁和寺東寺の大師の會供をこなはれて。一の長者より雑色やとはせたまへ北面なにがしにまかりたまふはらん。それしてめさせ給ふなどのたまひこされしもすさうなり。廿七日といふになん。卯月のためとて當社には宮ゐしつらひこしらへ。ことしのあふひいつにをとらめやは。齋院のみそきも。ことしはいかゝなとものするも。かう／＼しきかぎりなるべし。

歌林四季物語巻第四

夏部

夏来にけらしとか。持統のすべらぎのものせさせ給ふもさるものから。まだちりのこるをそざくら。御はしのあたりにも風にほゝえみ。御やしろのあたり。みあれ山のさくらは。あさきなるもありて。しかもおそくさきそろへば。ことやうの見ものなり。かすみはのこるかたもありて。くらまやま。ひえの山。さくらのあ

とにくものかゝりたるも。こゝろあるへくみえたり。けふなんすかのしるしにころもかえとて。宮の内のつかさ。なかつかさの官人。内藏のつかさ。ふみのつかさ。とのも。かにもりにものして。御けしたてまつりかへ。御かうふり。御はかまゝでも夏のひとへにかえて。それのみならず御簾のたゝれなども。ひとへになして。つかうまつるかぎり。みな〳〵ひとへにあらためひたるは。上にそれをよそひて。下はなを春の服を用ゆ。けふは御扇をたまふとて。夏のあつさをしのぎまうせとて。つかさ〳〵に御あふぎをたまはることあり。これみなくらつかさのあつかひ申ことなり。きかいのさうもよろしき日をえらひて おこなはるゝことなり。きさらきのれつけんのときの 成撰のたんざくを。けふ太政官のつかさ人たち。外記のつほねよりとうでゝ。又二省の かみをめして。そのかぎり〳〵申をこなひ。くらゐを給り。つかさをめしのぼせらるゝことにて。有かたくも御めぐみにもれぬこゝろさしの書生武生。みな〳〵御ひろ庭につかうまつれり。八日に灌佛の ほとけめきたることよ。この事推古の御代より ことをこりて。南殿のにしのかたをしつらひものし給ふことなり。あさましきまで。ふみのつかさの人々梵音をとなへ。すすりならして をこなふさま。さなからてんづくとかや。めに見ぬ國のおもかげも。思ひわたさるゝに。なにがしの導師など。牛をおろしてまうのぼり。僧都。りしのなにくれとさえづりいでゝ。七でうのかたくゝりて。御ゆするまいらせらるゝも。おさなきは ことこのみてわらひのゝしる。灌佛とものするは。御佛に水そゝきまいらするに寄てなるべし。むかし釋迦如來倶毘藍城とものするみやこにて。けふ

にあたりし日。このうきよにならせ給ふに。天よりふたつのたつあまくだりて。ゆするまいらせしよりことおこりためりしとなん。さて關白の當社のものまうで。又はなやかにやんごとなきことのかぎりなるべし。中の酉の日を御形の祭とものして。かみしもの御やしろいかめしくしつらひ。もろ〳〵のねぎ。はうりべつどひ。貴布禰は當社の攝社。松尾の宮は。神代よりの御ちかひかはらで。をの〳〵まいりつどひつゝ。御あれ山のかたにしはらく遷幸なしたてまつりて。その御みちすからつかさ〳〵のゑぼうしかうふり淨衣のこし。まこもろはの草をかつらの枝に。もろかつらにかけて。神わざつかうまつる。あふひをかくるは賀茂山しつはらよりたてまつれる事。御夢のつげなり。又かつらは松尾よりたてまつれとの御ゆめの御つげなりとぞ。さて祭過ぬれば。その御神かきにかけものせしを。主上よりはじめたてまつり。院。宮。攝政。關白。大臣の御家にも。御身つからをはじめ。御かうふり。御けし。みす。御調度にまでもかけ給ふ。さあれば一とせの御わざはひをやらひやらせたまひ。なるかみ。ないふるうわざはひをやむる御ことなり。葵かづらはかれゆくまでも久しくかけをかれて。かう〳〵しく相見えたり。よつて古六帖のうたに。

　玉たれにのちのあふひはとまりけり
　かれてものこれ人のをもかけ

とよみしも。あはれふかくおほひたり。一條大路のらうかはしさいふはかりなし。院の御さしき。關白の臺など。ひむろといふものをかこひてたてならべたり。あかつきがたよりまづ宮井にその供人まうてゝ。神輿よりさきにうちわたり。かとのをさのよろふたるものとし

をかへて。をの〳〵あまたゝひいてたり。又花つみのかぶろ。はながたみのわらはべ。いろいろにきよらをつくし。放免ふりおかしきものつけて。をのか心々いてたつ。けふばかりいろをゆるされたるも。をのれらはいみじく思ふべけれども。宮づかへ人のかぎりにはあらで。ひたすら下さまの人なれば。御身垢をかれにゆつり給ふと。よて當社の神秘には侍る。氏の御つかひ。關白の御つかひ。くらつかひなど。かぎりしられぬ御權貴。當社ならではと有かたくおほひたり。この御祭は。欽明のすべらみことよりはじめたてまつらせたまひ。ことさら桓武の聖君。此事をなかくとりつたへ給ふ。たうとみいやまふべき御まつりにて侍る。そも〳〵當社上の御やしろは。わけいかつちの御神とて。はじめはやまあとの國。高かもにあとたれ給ひしを。天武のすべらぎここにうつしたまひ。又後一條のすべらぎこの御國の惣社となしたまひぬ。下鴨と申たてまつるも。大山くひのみかみにてまし〳〵て。これもありかたく。松尾。日吉などみな〳〵おなし御神すがたなるべし。また當社に齋院たてさせおはします御事は。さかのみかと。弘仁のはしめのとしに。いさゝかの御ことありて。伊勢のいつきの宮井になぞらへて。此御神の御杖しろとさだめさせたまひ。御ひめみこ有智子内親王と申たてまつるなんそなはらせたまひぬ。野の宮などいかめしくこしらえ給ひしによて。内の御いみことば。外の御いみの御いみこと葉など。しな〳〵有て。經をそめかみ。佛をたちすくみ。なくをしほたるゝ。血をあせなど。こと〳〵しうはいはすともありぬべし。選子のうちつみこ。いむとていはぬとものし給ふも。佛めきたることをいみしくおぼし給

ふ御神とにや。されどもおきなが心よ。佛は三世の道をとき給ひ。神は當然をいのり給へば。かゝる袖にそめかへては。いむとてもとなへたてまつらむには。いかでか御神の御心にもたかはん。心はすなほなるにしくはあらじ。正直は佛神ともにゆるしくみし給ふとこそ。

歌林四季物語巻第五

夏部

むかしの人の袖の匂ひもゆかしきに。ほとゝぎすの五月雨のはれまの雲にをとづれて。それかあらぬかとゆびさしやすらへば。おもひの外にからすのふたつみつ。そこらとびかふも心あてかはりおかしきに。庭のかたへはたたへぬ池もわざとならず。ささらなみたちやとながら。志賀の浦舟ゆかしうおほひたり。つゐたちはけいばのあしそろひいとなみて。御やしろのらちのほとりやかましきに。又ひきかえて。みやこのうちにはみかきかはらのあたり。あらてつかひのいとなみ。けいこかしかましく。みかきあらそふとかや。左近のむまばの御あらてつかひは。五日にをこなはるゝなるべし。右近のむまはのあらてつかひは。四日にをこなはれぬ。五日にあたるけふこそは。左近のむまてつかひとて。左近の將監將曹。ひをりをつほをりて。左近馬場に出てつかひつかうまつる。またけふにつどひて。當社にはけいはをこなはれて。神人をの／＼つかひて。そのそうぶをあらそふ。まけぬればつかさとられ侍り。さて又おほやけには。やんごとなき御せちおこなはれて。きのふより宮の内のつかさ。とのもかにもり。くらつかさにものして。をさめとのゝものをつくしかざりなし。とのもは

御いらかのはし〱に。あやめよもきふきかざり。かもんは御殿の御簾のたゝれ。御はしら母屋のあたりにさせば。くすりのかみくす玉をとゝのへて。宮のうちのかみ。あるひは中務のかみ殿。その外春宮。中宮。おほきさいの宮のかみたちに。たよりにふれてたてまつる。ことにいとなきみや。ひめみこなとそすくれらうしもてなさせたまふに。その日すくさすもてやりて。またたてまつれとのたまへば。たてまつりのこさてといふも。折にふれておかしときこゆ。けふもあやめの除目をこなはれて。をの〱つかさ申ことなり。六日ときこゆるには。後のあやめたてまつるもあやしく。またそのまゝをこせ給ふも有ぬへし。右近の馬場にて。うこんのつかさ〱。きのふ左近のごと。又までをつかふもことそへて。いみじうきこえ侍る。あらて。まて。をの〱かきり有。兵部のかみそれ〱とさだめ大將のこゝろをとりて。なにくれとをのか方人につかさあたへまほしうものし給ふ。おほやけのわたくしとことやうに思ひやられ侍る。さいそうかうのすさうさ吉日をえらび。その日をさためずして五ヶ日をこなはれぬ。露臺などいとなみ。關白これを直廬としてきこしめさる。東大寺。延曆寺。興福寺。園城寺の四ヶの本寺かはりかはりまいりて。最勝王經を常の御殿にて講せられ。またろんぎなどあり。あさましきまてけしきある御ことなるべし。此事一條の御門の長保四とせさつき七日といふとしになんはじめてをこなはれ侍る。もはら國の佛法をはけましめ。また國家安全民くさ。さかへまうせとのありかたくおほゆる御ことなりけふは大內の外のもろ人もまいりつとひて。六根のつみほろぼし。五濁をもわするべき御法事なるべし。

歌林四季物語巻第六

夏部

しなさためためりしむかしの空ごとも。五月雨のはれゆくかたにゆかしくおほひて。雲の峯のたゝすまひ。ゆきをかさねたる夕立のなこり涼しき風の行衛。いづれも〳〵春秋のあらそひにかたみに心ひかれし人も物すべけれど。かゝるをりふしもをのつからなるけしき。あさましうすてがたきもののなるべし。けふもつゐたちの拜をこなはれて。もんとりのつかさ。くに〳〵よりたてまつる氷室の雪氷を。くすりのつかさになめ。鬼くゐをさせて。宮の内のかみをしてまいらすれば。雪のもちゐ。氷のもちゐなとてうじて。くらつかさの かみたてまつるなるべし。十五日のつとめてのかみのそのふのどくしだつかきり。神々しくて。榊に宣命そへたるも神さひて。勅使の間にて。たからかにみことのりすらくなど。こゑはいとたうとくてとなふるも。すないもの 申のうつははかられて。ありかたくおほひたり。時日はさためねとも。くすりのかみやくゐむしなど。御さゐんのなてしこ。つちのかめにもりて。内竪してたてまつれば。いとなき宮ごたちはそこにまうでゝみたまひ。あなたこなた。あさ露にそほちわけ まよひためるも。ゆうにさなからにほひあるこゝちして。つゆもやすらかにやはこほるゝとみるめもおかし。すべてなにごともこの かきりなるへし。月はふせ屋のあくたちりだつ門べにも。御影はうつしたまふべけれと。さてなんあるべきに。また御ひろ庭。内侍所の御あたり。さらぬ御園生にもうつろふ夕月夜など。有明がたの空のけしき。げには所からにてすさうにおほからで。やうかはりためるぞかし。廿五日といふに。住吉のみそき

事をこなひぬとて。きのふのぬさとりもちて。津守の神人まいり奏するも。ぬさとりかざすすみよしの神とものせし忠峯のこゝろの末。神さひてきこえたるべし。節折の命婦のしろつかささだむるも。けふこの比のことゝいそぎとりかさねたるに。みな月ばらひのいみじさよ。けふをなごしのはらへと申たてまつるは。悪神のたくひ。すべて四千五百神。さばへなすあしき神だち。はうむしのわざはひなすかみかぞへ申にたらす。さあらんを。このはらひをしてなだめたてまつるとの御ことにて。中臣のはらひなどつかうまつることなり。神づかさの人々。卜部。中臣の神人。當社の御川水にいぐしたてをこなひ侍ることにこそ。またみゝとしかはなどものするためしもあるへきそや。茅の輪をきり。それをくゝることとなるべし。みなつきねとて。あさのはなとうたひて。うへの御身をはしめたてまつり。まうでたまはぬは。それにたてまつりて。やかてその御ぬさを川にふてて。かえしのつとなど。となへて神々しき御わざなるべし。

歌林四季物語巻第七

秋部

やう〳〵秋風すゞしくふきて。せこか衣もうらさひしきに。御祓の名ごりさえおぼゆるに。さかきにゆふつけたる川邊のなみも。ひときはをとそへて。枕にちかうひゞきかよひて。遠山のかねもよさむのころになりもて來れば。なを更にまちかくきゝなされ。この山などはさもなきを。小倉の山。高雄なとにわけ入て。一夜もやとりし人は。鹿の音すさまじきなど。はや秋めきたるに都のうちはそらなどはれた

る比。風もしづかなる日は。なごりのあつさもおぼえて。はしゐにつゐたち比の月おかしうさし出たるは。また秋なれぬさころものと。うちうめかる。六日といふ夕には。あすのためとて。それがしなにがしの山よ峯よとものして。梶の葉とりにやり。雨などふれば。待契の雨とからめきとなふるゑせものも有へし。今宵より中庭しきまうけ。とのもり。かもん。なへての宮のうちのつかさのかぎりもまいりて。すくりのつくゑものなどいとなむ。つとめては七日にあたれば。大宮にあるとあるこだち。ひめこだち。をのがさま／＼。歌よみよまぬかぎりはかはりてよみたうへるもありて。又子をいのり。さいはいをねがひ。みち／＼しきことをねがふも。ひとくさをのみかなへ給ふといへば。こゝろせばき神なめりなと。口わろかるべきわかごたちは。いひそしてもわらひのゝしる。たてまつるくだ物。瓜。なしやうのもの。その外のもなにくれとたてまつり。ねがひの糸とてうつくしき五色にそめわたけたるいとなと。みつからもそめぬいなとしてたてまつるなり。その夜月のいりしほになむ。そのくたもの。つくゑものなどのうへに。くものちいさきありてやすらへば。かならずその願かなへりとて。をりふし風にふかれて。をちくるも幸とるへきはうれしく。しりもちゐをつく。また盂蘭盆くゑの法事。世になくあはれなることのかきりなるへし。さらぬ諸寺にてもすることとなれとも。宮のうちにては南殿のかたへしつらひ。報恩の作善なしをこなひて。經木そとはなと宮にちらしたるも。内侍所の御前をかたにになひなとしてとをるもいみしき物から。とかくしてけふもくれて。此間月のころほひは。相撲のせちをこなはれぬ。さして

の事ならねば。きはめての内外辨などものするもなくて。すき〳〵しきなるきんたち。殿上人など。それ〳〵の人にわれもならひぬなど。むかしさかんにありしときのあとばかりをこなふて。ほて。しほて。千鳥て。鳴のいれくひなど。ふつゝかにも奉行のゝしるもかはりたる公事なり。廿日あまりには。小鷹狩のことはじめなと。いつれも〳〵をさまりぬる御代にて。やんことなき御わざなるべし。

歌林四季物語巻第八

秋部

白たえのきぬたのをと。思ひつらねてなきわたるかりのこゑ〳〵。月にふれ。露にそほちても。あはれわするへくもあらぬに。野邊にいづればをしなべの草々。かなしきかきりをつくしてよ。なにくれとあたくらへものくるをしきに。さらにも。すゝきのほさきすはうにさきたる。いろ〳〵にみたれて。えたたをやかに咲たる萩のま。野邊のけしき。朝露にぬれて。なよなよとひとりごちふしたるわけまよふも。御かさ申せと。たれになとおかしくおほひたり。すべてなてしこからめきたるもさらなり。きちかう。あさがほ。つほすみれのうつろひたる。いつれも〳〵かなしくまたおかしかるへきかきりなる中にも。ついたちのあしたはたのむの御いはひとて。むかしはさしてものしたまはさりしを。小松のみかとたゝ人にてましませし比たてまつりそめて。御代につかせ給ふて。昭宣公のながくものせさせたてまつられしなり。いろ〳〵のくだものを。そのとしの御わせにそへたてまつり。いつくさのもちゐなどこしらへたてまつらるゝなり。内藏

づかさ。みくりところのあづかりなど。このことつかうまつる。またみなつきにをこなはるるかじやうをこなはるゝとしは。このことなく。此ことたてまつりたまふとしは。かじやうたてまつらずと申つたへたれど。今はいづれもいづれもならべたてまつることなり。かじやうは嘉祥とかきて。仁明のすべらぎ。承和の比ほひに御代のさる行ことをいのらせおはして。當社上の御やしろにたてまつりて。御はらひなどなしそめ給ひたまへり。六月十日あまり六日なん吉日なるよし。御うちの人々かうがへ申せばとて。その日をこなはれ。年號をもあらためて。嘉祥ともの せしかば。ながくこのこと嘉祥とねんかうによりてさためられしと。當社縣主賀茂の道幹か日記に侍る。さて除目はよき日をゑらびて。をこなはるゝなるへし。りやうにあらゆるつかさ。官途申上ることにて侍る。京官の除目つかさめし。秋の除目など申ことにて。あさましきまで。ふるくこゝろみ。とをくおもんはかりて。そのうつはものをゑらびて。任ぜらるゝことなるべし。春もあれども。それはあがたのめしともがためしの除目などものして。京の外の國のずりやう。ださいのくら人など。すべてはくにの外の人を任ぜらるゝことなり。遠つ國にあるかきりは。こその解かうかへ申て。そのまゝとしをこして侍るとめ給ふて任ぜらるゝこと。もはらその往還の勞をいたはり給ふての御ことなり。かけまくもかしこき御代よりさためおはしませし御ことはかりにも。もろ人のさはりをなしたまはぬ御ことなり。十二月といふはかへの御こまむかへ。十五日はいつれもいつれもこよひの月にめてゝ。御はしも高欄も落ぬへく。酒のみものうちくひて。歌なとなかはつらね

さし。からうたうめきかはせし後には。ねふりものするに。しなのゝまきの望月のこまひきたてまいり來ぬるはとて。左右馬のつかさ人ひちもちたかくつかうまつりくるも。さしつどひたる月見かなとおかしかるべし。廿三日はみちのくの御こまひきも。おなしつかさのしわざなるべし。

歌林四季物語卷第九

秋部

むしのこゑ／＼むかしものかたりめきて。かべのうちのきり／＼すも。かれ／＼になりて。おぎの葉のをとづれもやゝたえにたり。野わきすさまじくつれなく吹あてたるまきの板戸の明かたのけしき。釣簾などふきやられて。ところところかきひきやりて。とぢものして。見わたすにもをきまとはせる菊のまかきの霜のそれかあらぬかと。よし野の里もこゝろにゆきあさりぬべし。さてながつきの九日とて。けふ八日より宮の内中務のつかさ人。それこれなにくれときそひはしりて。あしを空になし。こしらへものするに。てんやくのかみつかさよりの仰とて。おさめとのよりいろあるきぬたうへて。それにしな／＼のくすりとゝのへ。菊をつゝみて。けふより御酒にいれてをく。大かた醍醐の御酒に似かよひたるなるべし。とのもかもんのつかさ人。みすにきくかけなとし五月のくす玉。あふひなとのかれのこりたるをとり。かくてすゝにしみたるをもとりふてゝ。菊にかゆるもをかしく。かう／＼しくおほひたり。菊かさねて御ぞぬい。とのゝつかさのかみ奉りかえて。もろかんたちめもおなしやうに。いろ／＼とこゝろをつくし申なり。當

社もくらのつかひありて。菊たてまつりかはせらる。大かたは御あれ山のをたてまつることなり。このみこやにては。伊勢の遙拜は嵯峨の御門よりはしめてなさせたまふことなり。十一日につとめてより。上卿なと南殿をしつらひをこなはる丶御ことなり。十六日にもなを御かけの御拜。むかしはおこなはれしとこそ。廿五日は北野の氏の御はいとて。菅原の人人まいりつどひて。やふさめをこなはれ侍りぬ。兵部省のゆみの奏も。この月あることにて。左右のちかきまもりの人。その事にあたり侍ることなり。

歌林四季物語巻第十

冬部

時雨めく雲のた丶ずまひ。なに心なきも。この比のあはれいづれか袖をぬらさずやはある。飛花落葉のことはりはめづらしげなきを。なをこ丶ろをつくるやうに。神山のなにくれ木末。名もいひしらぬも。そこら風にきそひて。みたらし川の波のうへむくつけうみえて。いかだしめきたるきねらなりけり。た丶にさえかなしかるべきをりなから。十月の旬などこぞもありしを。ことしもなどいそきものして。亥の子のもちゐめしてとて。くらづかさみづしどころなど。そのことかのこと丶いそきした丶めて。うるふにはためしありて。十三のもちゐたてまつりぬ。よのつねは十二までまつりて。御みつからきねといふもの御手にふれさせおはしまし。御いきなとをよはしたてまつり。をの／＼くたしたまはりぬ。此ことさたかにはしるし侍るもの見及ばねども。但馬の國よりはじめて亥のこのもちゐたてまつり

しこと國史に侍る。時代開化のすべらみことの御くらゐしろしめして。二とせの此月の御事なりとや。子夜行といふふみには。十月は亥の月にして。亥の用ゐらるゝこと。豕は子を一年の月のかずうみ。うるふには十三うみて。めでたくあさましきまていみじきものなればとて。このことおこなはるゝよし侍る。もろこしにても。ひさしくなしつたへたりや。はかりがたし。また初雪けざんなど。また霜かともおもひまがはぬ雪のあしたおこなはるゝことにて。此月にもかぎらす。十一月にもおほくは此こと侍るにや。御鷹飼等たかすへてまいり。いろいろの大鳥など。交野禁野。さらぬ野山にても。てうじたてまつりて。そのことをこなひ祿たまはりぬ。又この月より。のざきの王使のさためなと。そのかずとしことなから。みさきのつかさにかうかへさせて。治部のつかさにつたへて奏し侍るもをそからねども。春のいそぎ。やんことなきことなるべし。

歌林四季物語卷第十一

冬部

外山の霜もけしきとられて。雪になり行みやまのはさらにて。みやこのうちも。比叡。あたご。さらぬ高根の雪のふゝき。袖さむきあさなあさな。花かと見まがひけんも。そゞろさむき春のなかめならんとはおもひなから。五月雨のふりくらしたるはやうかはりて。さくたむの冬至などつねにはなきを。をりにふれあめるはおかしく。これ神さびたるものから。見参の祿俸をこなはれ。雪をつけたるかざしのにしきなど。あらぬさまなり。見もの優美にきこえ侍る。こよみのはかせの春のをもたてまつ

れとも。さしよせたる公事にいとまなきかほして。ことしの冬至めてたし。くるとしのたなつもの。なりはひはよかるべしなど。ひたいには波をたゝへていひしろふもおかしくおほひたり。たましづめのまつり。またことやうにて。八神殿をまつらるゝためしやんごとなく神々しく。かんづかさのもろつかさとも。さかきにゆふとりそへて。かんつかさきよめものして。のつとよみものせしも有かたかるへき公事なるとや。いはかみのかたをしつらひ。下部使部なと。浄衣の袖きよらなるまて雪をかけたり。新嘗のまつりもこの月の公事にとりかさねていみしく。ことしのいねこめ神明にさゝけ。御門もきこしめしあちはひ給ふことやんごとなしや。神樂のいみじさよ。ざへのをのこ。朝倉の男など。それ〳〵のかずさたまり。主上もならせおはしまして。內侍所の御拜などある御事なり。所作の陪從人長などたち申て。櫻人。あさくらふたつかひつかうまつりて。すけのないし祿のこと奏したてまつる。とりもの。からかみの拍子などありて勸盃あり。さてこもまくら。千歳。早歌なと有て。をのをの所作いみじく神さびたり。かねてしがくなといふこと侍るもたゝならぬことなり。とよのあかりのせちは。元日のをも申せと。うちまかせて豊明の節會にこそ侍れ。また春日のかりの使といふも。此月の御祭禮のためにて。やまあと春日ちかき御野きしとらしめ。この御供にそなへたてまつらるゝ御ことなり。春日大明神は。藤氏の御祖神とは申せども。一の人の御とをつおやにて。ありかたきまでもあまてるおほんかみ。こやねのみこと。ちはやぶる神代の御ちかひたゝならず おはしませば。たとひすゑの世にものしたまふとも。一神

合體の御こと中もをろかなる御神にて。あふぎてもあふぐべく。たうとみて いやまふべき御神なり。からかみの御に へたてまつらるゝも此比の御ことにて。神祇官のうら人。ちはやかけて榊にてこの 神むかへ申ことなり。中々世のつねのうらべ。はうりはなるましき御ことなるべし。

歌林四季物語巻第十二

冬部

三冬の事しけき 都のすまひ。心あるかきりはすまずぞ有べかりける。みやこちかきも山住とても。かたちこそやうかはるべけれ。こゝろはやすきかたもなくて。耳かしがまし きくるまのらうがはしきを。たきの 水よりもまさりてぞおほひためり。けふつゐたちといふに。のざきのしろつかささたまりて。王氏やらるべきもあるべし。また十一月のをとめ子 いたせし家々は。此かぎりゆかで。よそのことにきゝわたるもさもこそとこゝろやすきにものすべかりし。のざきとものするは。十陵八墓えそのとしの名ごり五のたなつものゝ可否申させ給ふ御ことなり。擬侍従出居の 侍従などもつかうまつることとなるべし。さて十三日ことはじめありて。ぬさたてまつらるゝことなり。此事崇神の御代よりをこりしとなん。また御すすはらひとて。内侍所あらぬ御殿にても。すゝけをとらせおはしましそめしことは。陽成院の御ときよりとなん。このこと さして公事にあらす。かもん。つそのつかさのものする御ことわざとて。たゞかりそめなる事になん。つゐなめしの除目といふは。二度の除目にさはりありて。申しさせしを。そのこゝろざしなぐ

さめ給ふてをこなはせたまふことなるべし。つゐなは晦日におこなはるゝ御事にて。大とねりのつかさ人。その外兵部省。兵庫寮。六衞府のつかさ人も侍りて。桃の弓よもぎあしの矢をたばさみて。侲子とて紺の布衣。赤き布衣きて。おそろしきおもてあてたるものを。をひのゝしりて。大内ををひ出すことに侍る。これは冬の極陰のけものをそこなへば。春の陽のとくをかりて。その陰をやらはんとのことなるべし。陰陽寮祭文をよみ。神つかさの卜部のつとなどものしてやらふ。これをなやらふ夜といへり。これにゆすりてまた明日のためとて。松竹にしりくめのなはとりそへ。ゆつり葉。しだなど家をふき侍る。御門公卿の家はさらなり。いひしらぬ民のすみか。いやしきしつかふせ屋までも。なにくれとことせはきにとりそへてなしのゝしる。大内はさなから千とせの松原めきたり。松はよはひひさしく千とせをもへぬべく。竹は節文をそなへて。君子のみさほあり。ゆづりはしだも。みやまにありて世の雪霜にもいたまず。しかも葉青めきたるものにて。春の色をかれは。これになずらへてをの〳〵が身をいはひ侍ることなるべし。さてきぬくばりなと申も。むかしはことさらびたることにてはへれはこそ。藤式部もかきて侍るなり。おほくらつかさ。ぬいどのゝ寮よりたてまつることなり。よきもあしきも。公の御こといはずとにもあらねども。さりとてしらぬもやうかはりて侍れば。権のねぎそれがしにつたへものせんとて。かくもこそしるし侍るものならし。なをくはしくしろしめさむとならば。そこにもち給ふめる延喜の御式。西宮のふみを見たまへかしとてなんもらし侍る。

此物かたりは。土佐守貫之の枕草のおもむきをうつし侍る。枕草はことふるめき。こと葉。初心の耳に通し侍らじとて。わう〳〵あらため。また入ましてかくしるし侍なり。

三月下浣　　桑門蓮胤

縣主權禰宜正冬殿

貞享三丙寅年三月吉日

間之町通御池上ル丁
林權兵衛

續群書類從卷第九百四十五

雜部九十五

至要鈔

遍照金剛詞

入二釋門一新學以二學問一爲レ先。交二儒家一少生以二禮義一爲レ始。賢王稱二賢政一。皆依レ好二文才一。明人揚二明德一。悉由二勤學功一。大山本不レ高。微塵積漸高。碩學忽不レ悟。功勞積自悟。雖二性鈍一勿レ退。好自爲二宏才一。雖二家貧一勿レ怠。勤忽爲二富貴一。利而疎學者。還劣二于鈍根一。鈍而勤學者。猶勝二于利根一。智是如二珠玉一。隨レ磨彌增レ光。設隨二遊戲明一。勿レ闕二其日學一。設交レ共二宴座一。勿レ怠二今日勤一。落日寂寂暮。引レ聲而閑覆。殘月皓皓曙。澄レ心而暗誦。雖レ受レ訓不レ持。但如レ畫二流水一。雖レ持レ書不レ知。猶如二文厨子一。暗然何過レ日。常可レ見二要書一。忩劇何送レ年。早可レ習二手跡一。華姿每レ春萎。不レ萎前可レ營。月顏每レ秋傾。不レ傾間盍レ勵。停下鞭二竹馬一遊上。須レ好二拾レ螢業一。抛下鬪二芥鷄一戲上。宜レ致二聚レ雪勤一。春始徒不レ耕。秋終不レ得レ收。若朝空不レ學。老夕寧得レ貴。至二老體一雖レ恨。耄耄有二何益一。及二暮齡一雖レ悔。暗々有二何詮一。瑩二才智一爲レ家。信二持戒一爲レ垣。受二書籍一爲レ友。嘗二法味一爲レ食。金是財不レ財。終以成二他物一。智是寶亦寶。後必成二佛因一。一字之恩德。尚重二於千金一。一言之敎訓。尚勝二於萬玉一。謹侍二師君前一。敢不レ背二其命一。敬在二父母傍一。懸

可隨其意。青山實雖一。按父恩還卑。滄海尤雖一。比母德尚淺。畜類猶知恩。人類何不報。在家猶謝德。出家何不酬。欲保世一世。欲願身一身。信佛法滅罪。仰神明除災。聞善如嘗蜜。見惡如探火。善人蒙天富。惡人受神禍。會善友習善。譬如麻中蓬。伴惡人染惡。猶如鮑塵器。耳聞口不言。目見舌不知。耳與目愁媒。口與舌禍門。觀他人之短。知我身之短。聽他人之過。顧我身之過。設雖有要用。輒不借他物。設雖令借用。急可令返送。少事尚不望。況於重物哉。一紙尚不盜。況於多物哉。朝夕膳如常。夏冬衣任有。食是爲除飢。何飽食成患。酒只爲用藥。何醉飲成病。衣又爲隱身。何好美嫌疎。衾則爲防寒。何弃布用絹。過分是家費。美麗又身損。賢人與智者。以少欲爲足。博奕鬪諍基。遊戯懈怠源。管絃愛不宗。詩歌知不好。年齡更無若。鸞鏡影漸衰。日月常不春。鶴髮頭頻變。雖若勿嫌老。若是老之始。雖新勿厭舊。舊又新之終。難來易歸者。人間界果報。易入難出者。奈落迦受苦。有漏棲雖妙。無常身難宿。紕繆語雖芳。草露命不久。雖誇現世樂。勿忘後世苦。如求今世榮。可願來生財。忝隨釋尊教。常誦一乘經。深信彌陀迎。專唱諸佛號。不棹弘誓船。爭渡四生海。不乘妙法車。誰出三界家。雖世務无暇。於學文不怠。雖學文無暇。於念誦勿闕。是古賢芳躅。又先哲遺戒。若能持是詞。何不開其德。爲末代初學。抽本文大旨。相構固信心。努々勿借身。

仲文章

〔闕文〕

人子無レ穆(サイハイ)。況長廻ニ世路一哉。聆ニ唵召(チウテウ)聲一。莟ニ鸚鵡嚮一若在レ寵レ仰。可レ懐ニ姜羊之行一。慈父一打是諫ニ兩代之誨一。悲母二叱(サイナムハ)必示ニ明操之道一。昨惠非林不レ樹恩蔭常芳。今日叱ニ不蘇一不レ蜜。德泉奇甘。極熱之夏慈笄(アカ)猶冷。至寒之冬悲懷既溫倩。瞻(マモリ)ニ世路一。就ニ夫婦一而有下不レ隨ニ順父一之子上。有下忘ニ養育一息上而有下弃ニ捨母一之兒上。麗丹膠脆空薄ニ於胷前一。花枝根朽徒摧ニ於山後一。肥兒無レ母羸ニ於衆中一。勇子無レ父悴ニ於類傍一。乏レ財之親雖レ養ニ七子之兒一。荷レ恩之子無下孝ニ二親一之力上。須下存生之日雙存養於曾參上。定致之時垂ニ洪泗於高紫一。春入ニ花園一攀ニ報恩菁(アカ)一。秋交ニ紅林一摵(タヲル)ニ謝德之苑(モミチ)一。莟語言鈴颫一破亦二不レ遇ニ禰岐一淵未レ浮ニ波上一。祖子之道千百之一遇也。同氣睦半千之族也。招ニ万□□□□□合レ掌之愼

餝ニ二親之恩一。亦隨レ節之誠動レ恩之波百ニ致レ儀之念一。黄沙之流無ニ歸レ湖之情一。昇レ枝之露還潤ニ其莖一。蒙レ恩之子豈忘ニ彼德一乎。非レ忘ニ貴恩一者酬與レ非レ酬之程也。不レ忍ニ厚德一者堪與レ非レ堪之間也。雙親在レ南如下遊ニ花蔭之蝶一上。慈祖靡レ北似下廻ニ空苑一之鶯上。蓋二儀之德以ニ覆壽一爲レ貴。三光之威以ニ寒溫一爲レ悦。父兄之道以ニ慈悲一爲レ親。君臣之義以ニ愛敬一爲レ終。故孝經云。孝道之理事レ祖爲レ初奉レ君爲レ中立レ身爲レ終。行ニ此淨德於內一。孝名自流ニ於後代一。孔子曰。愛敬盡ニ事レ親。形ニ孝德於四海一。忠明順レ奉レ君。守ニ祿位於祭祀一。況一人有レ慶藜民賴レ之。古人云。分ニ父筋骨一猶爲ニ子體一。讓ニ母之血肉一以生ニ子姿一。誰男惜レ力。何女疎レ慮。春夏耕營貯集。秋冬春鬆(シラケ)糅盛。摩レ頂之慈三十六月。哺乳之悲三百六旬。養子之情。無レ厭ニ一子一。孝レ親之志何忘ニ二恩一耶。因之人兒專可レ孝レ祖矣。

學業篇二第

若夫渡海之具。莫大於貨狄之謀。步陸之備莫過於奚仲之藝。（貨狄者廣雅曰。貨狄黃帝時臣造始船。及其具公私令得利益也。奚仲者同時臣也。造始車爲公卿之儀也。）開肉眼之門。曾仲尼之家照。愚懷之燭急顏同之光也。好者集螢求。其學於七洲。勤者積雪追師跡於千里。積倉之金如風徒散。學身之才似影常隨。故曾子之學（文作名也。）不憚縱心。荀卿之才不愧知命。顏氏家訓云。古世學者爲人求道而利。今之學者爲己脩身而勸功。講說文章春華也。脩身利行秋實也。貞劵師云。朝道聞夕死誠所甚也。故宣尼臨終不弃手文卷。白元沒命不止口誦。而或削弓矯矢。徒過學文之時。或好儛習歌空運誦習之年。總角之初（十歳別名。）符樗蒱之勞。成老終懷不才之歎。後雖恨悔。豈更前怠遠乎。雖有賣財之市。无買才之店。雖有顯空之月。未聞隱耻之霞。露形之身隱離內。不才胸可藏何處。農夫之士常憂旱魃之早。才良之人鎮歎學業之遲。但無智之侶讃風前之財。誘月後之學。擿（トコシナヘ）守自蒙之岙。不屑磨他之瑱。有智无智更有二隔。貧富貴賤復非一轟。故先進不才者貶於下薦。後來有智者褒於上莚。三辰之始浮岱山之嶺。（白虎通曰。五岳云也。）五星之終沉花山之岸。（白虎通曰。西岳云花山也。）槐林之松不萎三寒之雪。蘭亭之桂不朽千秋之霜。椋內之財僅救於眼前。篋底之鏡終被奪於身後。養眼之蓄身中之才學。照名之□胸間之智惠也。車无三寸之轄。不廻咫尺程。（韻銓曰。八寸云。）男子无一端之屧。則空懷万事耻憑玉硎於卞和之才。（造玉人名也。）催畝耕於保士之力。食蔬勤者能招防照之榮。食飯怠者空盛憲原之困。（防照者昔長者盡星數微妙之美供備。憲原者至人家。毘輮中級活身命者也。孔子偏耕作爲勤。忍飢之勵者滿三情於躋。金事而有斯愁。常書卷爲□飽好味□。）爲勤學忍飢之勵者。滿三情於金躋。迫腹之勤者列百膳於王祖。初廻民家。含無□□□□□□邊爲碩儒之忠官。昔着麻衣倚一華之蔭。今佩錦衾步九重階。（華者文場。秀句云。鬼目草編爲戸。九重辭曰。后之君九層也。如此麥重皆是學業所重也。）聞彼見此。豈不樂學功乎。手記久例。

文詞常新通遠。要書信最近。加之持意而行。不重不廣。爲火不燒。爲水不朽。爲盗人不被取。爲讎敵不被奪。爲惡王不沒。爲靈鬼不□。凡百千巨億之寶中。以文字德爲第一。飛文染翰。如雲飄颻。詩韻艶句若風紛綸。由來爲□□□□向胸前之鏡者也。引例勸物。童郎貞人意解講義。尚候師跨。常待松容。廻學地心。不令怠所以。東南之篁不檠不直。西北之珠非磨不照。幼童時不求學。終躡笔蹤不習於一人之傍取愧於万人前。開暗眼之術在師之工。瑩鈍神之計實師之藝也。爲斷易取。五百龍之肝爲遇。難値一人明師。然而時勢之有樣異體。幼童之時。(八歳程也。)垂手緩遊。懸車之日(八十歳也。)拘膝爲歎。貴氏不才。宛如立橋中之櫻。賤身秀學。猶相同檜前之桂。賢者之友調玉琴。以惜秋之夜短。恐夫類□鈹屎恨春日之長。不顧己怠。嚬本師之情。不耻白減。鳩他人之增佗。相語云。乘船之

道吏民俱渡。隨車之輪。左右皆均。漂露之身賢愚共然。經世理。貧富非常。踏推此理。彌闇人闇。故誨子道年迄七歳。習至孝之義。習承事胤。至二十算預能師。以試其淺深。若不感其業。早召還以使公役。空不可煩其師。徒莫費庸民之暇。昔者迄於七十歳。諾其情於學礪。今者過於卅歳。鈍其神於鎔鑿。何爲才覺之道者。宿習之目二現身之勤。但依學文之小之不可忘。本師承事之功自然尙經書。以巍巍聳爲泰山。以瀁瀁湛爲蒼海。一字之師恩尙思百年之桂蔭。君臣之德應憑海岳之椿勢。暫跂其房戸。長跨本學之蹤。還仰其恩門。荷薪之兒既爲靈山之父。汲水之士終生法王之子。出黄金於麗水。舒色於千古。顯桂障於崑岸。流光於万代。白雲帯風不離山腰。薜蘿懸巖不絶於松枝。孔子不忘本學友。賢者重一室之朋。而孰視世間。從民迄官。隨習不顧其恩。從幼老媚學專忘

其德。一思捨門外。二无致紅內。蒙恩忘□。宛吸花之蠕如忘其澤。得意不忍顧。猶嚼梨子之虫。似失彼味。至志如鏡更浮影。尋仕似珠嚴於放光。大幸上本師。運德餝於父兄。一樹之契已合同泉之道。誘傍弘文學生志也。白居錫詩稿者也。其體森然。形少當相去迄過万里地山。復江重山。人便往者希岐。來者可中。唯爲慇懃。憑寫翅之而已。

農業篇第三

蓋夫。比四類於三辰。覆其恩於海內。涉九野。崇一人於六合。戴厥德於万物。四類者鄭玄云。日月星辰。三者天地人也。海內者天下。人世皆有海內。天者　代皇。注云。東云蒼天又春天名也。南云炎天又夏天名。西云幽天又秋天名。北云玄天又冬天名。中云均天 又四季天名也。九野者四方角中間。人居處云也。一人者帝王也。六合者天地四方地。万物者有情無情皆依王德安存也。爰大人先出顯。以乾坤爲一期。寄日月爲一期。以八荒爲遷。有五星。各主其方。六甲周職。其胤靈繼出。全令悟陰陽。羲皇顯。令卜四維五在。始成九川。漸流斯。神農乘六龍巡九州。嘗万草味於其口。蒔五穀種於其掌。拯人請火烝稻燒頻癰文以鉾截。杵刳臼。始舂蘇米。搖糙于鳥欒宿於樹中。万魚之浮有於深淵。寡命稔身。莫大於三農立德揚名莫尙於五福。出有撫勞之愼。入得飯酒之悅。春嬾不耕。冬苦馳求。蹔怠不績長憂無衣。故昔挌曰。惰業之徒以劉寛鞭懲之。誇農之夫。運王丹之酒盛之。故何者。脣則不遣其哺。毗飡飽則不吡其糖。慢熟縱三皇爲天下之尊。握金鍫於玉手。絕肝胝於其肱。五帝以來相次不斷。所以馳國榮民。典訓云。五雲朝望四生。七星夜仰祭之。祈農登。稻穎盈於倉庫。所以欲伐樹无鈇非□。將截竹无刀非截。欲耕畝无鈹。作道不往。將苅萓无鎌。其暇空盡。殖樹之志夏宿其蔭。秋攀其實。憑人之慮雇男作畝。媚女播苗。爲僜不喚。必臻爲慥。故呼不視。欲勤明年之農。舒今年之衆情。將成春首之業。顧冬尾之人困。風雨之日負自忍來。照曜之朝非負不行。蓬萊仙茄風爲力。樹前之蟬含露爲命。一盞之觴得万拜者。依補暫榮。探長世之操。若非衣食何有此業哉。瘦則憑虛不耻。搜謟極則針人不憚。乞貸至念我貧。專无所愧。望思已乏。奇无所

遠。胥疾咽燥曉春夜長。眼轉足疲。晚夏日之熱。食沙而進學。孔子之勤傾力而蓄財。農士之勵。憑才發農。頗飢寒之基。趣財背學。愚癡之行也。智朗身貧。宛如破鏡。才減財增。猶似實蹲。智者弊譬如瑩玶墮士。愚者豐相同厠虫不餧。洪鐘響非撞不鳴。玉琴之調不觸非聲。壤垢之地不耕不成。恠鮮之種不蒔非生。敬師事君之道。莫重於衣食。孝親養子之理。莫尚於倉粟。故知。朝早起趁南畝之傭。夕速居。務搆西輪之謀。求妻之道懸襷握裩。績紡裁縫以此爲嫡子。好色分黛。面作孔摠顏。佳而此儉。一生眼前早可捨之。覔友理手不免鎌鈹。稼穡經營。以此爲正夫。吹笛彈琴。雙六。好婬。才良而墉・速離之・終爲盜懷耻故也。猶好養性自饒顧他。夫婦互睦可遂鳲蚌之勢。朝夕閲論莫懷烏梟之情。和貌令色早習羽翼(成カ)之行。共勸神農之藥。所謂大分天命所致。少分挌勤所盛也。

貴賤篇第四

若夫朗秋月於雲端。旅寫踐晴沙。扇冬風於彼岸。底鯨響湖上。古會之時莫重三星。當代之世莫嚴於一人・皃中之維限五畿之程。經渭之隔去三百之里。君臣之桂。同桃菊之品。吏民之枝。等柚櫻之連。天邊日月朝夕爲光。地角櫻眼春夏爲餝。貞婦之體以守室爲基。正男之行以忠宦爲宗。飛天之鴈猶不離其聯。浮池之鴨亦不去其番。麒麟傾角敢不觝人。鬼魅隱形常惱物。孔子有孝道理。凡人無道失禮於貴賤。獮猴開咲。則扇雙風於嶺山。竟錦云。醴女大西都人也。其面開咲。春風有天。合嘉万物頭蚰醜形。則遭旱魃於其年仲臣閑話。亦民悪於其數。嬴呂現世鴈猿衡於其威文。愓秀句云。嬴呂者武藝臣也。手取弓空鴈離連落地。林猿捨友叢空也。有餘之禮蒙尊卑之愛。不足之義聚上下之厭。是故他瞭自踊人傈。我敬此義。皆顯於嚢書。雲卒晦大雨忽降。霜早飛以梧桐廼枯。遊牽牛於天漢。恒漕明月之船。娉織女於雲中。鎮跨錦霞之文・春風催浪水

上開花。冬月研霜池下布鏡。生桂苗於西畝緣（マヽ）淑氣於千古・披桑葉於本苑覆艶崇於万仭・陶潛之堤金菊咲於椿色。王母之薗紅桃哂於槿花。堤前楊孟秋先朽。苑後橘季冬猶不彫。敬他之道顯大行於八隅。讃自之謗取衆厭於四方。古者雖蒙德終損於其身・今者未聞荷善。僻其名聞有。至岸還波未聞厭波遁礒。故居上而施愛於下。待下而致敬於上。他人來時有迎來送去之禮。自身行日著易脫易服之笠者。孔子乘車避騎人行。況凡愚狎好无禮乎。於貴賤有其隔。豈失古質咎誰省之。

吏民篇第五

夫惟。万歲一斯生身之通途。千載一愚賢哲之嘉會也。是以君子不憂弘道之難。愁得不治之臣吟。故有道無時。孟子之所差有時。无道賣生所悲也。治國以國。其境內无迷徒。務政以德。彼里掛弊民。苟失斯道民去如市。貴施彼德餌集如魚。能治之君如孕兒之母・存理之民猶似仰父之子。愼見不治之羅。民鳥驚避開正務之芳。蟻集蠢。以古比今。君如圓器。民似方水。故論語曰。爲政以德。譬如北辰居所。衆星共之。亦云・愷悌君子爲民父母。慈親豈厭賢愚之子。傳聞。昔者帝皇令曰。見一民飢知與我饉聞百姓之困。悟墮不治坑。勤公事之道。樂而必有苦。領民烟之理。强而復和。君與民中間。異初後一洞者也。焉識之者。刧初有大瞿曇。從身流血冷地。賢佛持器二納其土血置床左右。咒曰。本是王姓。豚有生益之理・人體變現耳。後足十月從左生男。從右現女。成立後男求女爲妻女隨男盛夫。此二子爲生益本産弘人天。今君與民非他。種一豚也。復謂其終者。同共埋泥土下。於身骨人臣・今暫謂他姓・其以爲愚而已。隨世趣品。君者專愛民。民愼敬君。不可失初中後正理。然則史記曰。三皇之政則准風吹。五帝之民

例草靡。所以敬儀童曰。敎愚以德。濟民用禮。天衆與力。地神加祚。施敎則有民喜。奇政則無民福。天下幸依國王之理術。地中福任調民之耕作。若貯利於其上。都失德於其下者也。浮顏之鏡。藉玄錫之勞。放光之璹報碩誠之功。國榮以民勇爲基。民福以君德爲宗。伏羲即位。鳳凰至居於其庭。明帝和民。野蠶自作其繭。一人之恩爲万姓之德。万民之德爲君臣之榮。虎視高山呧毛而登。孔魚指深淵動鰓而降。敗國之賊。莫惡於讒人。追民之歒莫悲於非法。所謂讒言鈲破巖。非法鉾傾山。若其謂之耶。靜見人情施賞之日不喚。進來企恡之時不打。嘆逬或蔑高祖之貯。踐旅跡於隣路。或忘父兄之道。巡細身於北郡。師廣嚬眉哭於琴前。于公恨夫避於樓後。周書曰。師曠者齊朝臣名也。能調琴。足被重即當皇之不治懷。嘆而入松山。于公者說云。東海郡有孝婦。被讒言於後母入獄。即于公无誤。故有夫栽早放。掐曰。男半日不耕有三羊之飢。女一夜不績絕五羊之補。容成宿置稻米於路頭。子產之時不取遺寶於往還。東觀記曰。世間有治之時車積寶。一切具未女取置路頭。野中馬牛放飼不別。自他用相互騎使。設究云。子產時一切寶滿人家唯有道路往還客更无奸心。此依王治術。「不如更晝夜憶。」不如。更晝夜憶治術。民朝暮耕苗種。不事他計。皆是天命之別詔。王臣之末理者也。忠臣降獄五月霜下。孝婦稟罪三年不雨耳。

禮法篇第六

天慶集經云。禮者誰始。經疏曰。有王敬民。何故可然哉。臣民先可敬王位。解者民從元敬王之義。如有眉之下眼不見其眉。仍眉神不謫。眼神語。眉神云。汝可信敬我矣。眼神云。我素下位君是上位。我敬汝。汝爲何計。面目禮法。於衆中得面目顯儀也者。有民進禮帝位。返爲无禮耳。眉神聽許此道理。爾後常敬守。眼神不寄塵芥拂。一切危害。左右手神與眉具爲眼神粧也。周易曰。嚴父有七子。三男四女也。一男依智禮官。餘二男四女幷聟四人姨二人朝夕禮其父。父不爲最喜不與處分。即父持直臨市店。巡見欲買要具。爾時智官子乘車而過。因見其父。從車下跪地以敬之。爲禮。本故王敬民爲天地大悅所以。何者民是爲王恩人也。彼一切諸佛。離本一身成十方正覺。後禮敬一切衆生。各相語云。依有衆生。今我昔成佛。衆生是爲我大恩者。大梵王從天位下禮穢土朽骸云。依汝善業。我生最上天頂。是故禮敬。故知。禮敬本有上禮下也。若夫王臣敬從類以持尊。位記令曰。以智者爲國王之師。以驗者爲國王之藥。无智无行爲國王之賊。寄威德於尊持僧公。役於隱漏故也。原夫玉燭。如風屢飛。爾雅曰。玉燭者四季和人也。銀光如隟。頻過百年之理。宛如春花。万人榮猶似秋菓。伏案。

淮南嗶犬至哀於雲路。漢陽仕女墮涙於山門。天上之樂空歸於南山。地下之勇徒散於地風。別宮之貯固護而非爲王之物。在前之理耕作而成他財。寒暑相變鷰鴈互飛。淮南子曰。鷰鴈替差而常來。富哀不定貴賤有隔。所以善。勸善懲惡。瞿曇之教施能治國。堯舜之法長房重樂舒九野之榮。善友與隣封三市之監。孝子先生凍哂咆於五千之分。漢夢帝皇寫東都於十二之數。昔者須達敷金於祇薗瞻影向空。今龍女運玉於靈山歩讀誦砌。三界日光莫明於白豪。四海月影莫尙於黃帝。靈山靈上之城。蓬莱海中之邑。稱善之稱不過人情。造惡謗唯在我身。五主之財猶如積峯之雪。一善之嚴尤似孕花之風。人身尊卑如河間桂。生神往來似波上之萍。生前之樂莫勝衣食。人間之憂莫悲於貧弊。禀產生於南相。遺死骸於北邑。好醜形巡三界不異車輪。有无魂迷五欲。相同豹尾。荷身之財暫爲現前之悦。染肝之善。永招當來之樂。貪財忘善。如魚呑鉤。侈德好惡。似踏鋒之虎。娑婆之山莫繫於三業。愛欲之源莫深於五濁。春鶯喜露。哭悲音於前花。秋鴈荷霜。含懐囀於風後。有情廻世。互荷恐其前。衆生交關。懐生活於其身。乍具蜉蝣之體。常慕龜鶴之齡。乍知槿花之姿。僅冀松竹之年。積高誠深。盛万福於情門。身淸行貞。滅三業於念外。遠拂災蘖寄功德之營。頓招福榮。補佛僧之襟。白牙鼓琴。文侯起舞。薄迦擊鼓。稽子踊庭。眞如之絕寄。言象以无相爲宗。世諦之法越道所執。以有爲顯體。故知諸法於一切處无所不現。衆生於无量苦。无不受蚊虻意欲吸人血。世人神將呑宍脂。朝道伴類。好大康无道之狩。夕牽猛狗。爲簡子非法之行。走陸之蹄者。搶猪鹿虎狼之類。浮河之鱗者。猪魚貝鴨鶩之數。留閑隙直弓省箭。縫籠制騰風雨且縒縷作網。脩船側櫂。不憚往來之操。愁數奇之由。非慮无禮之亟。惡

停風之時。拂更運菩提。功德之車廻命。積福善根之轅。奚從三辰之光。不如隨分之一燈。可挑從庫倉之貯。不若微少之信力。可構名之世第一也。聞法之鰓。高果四禪之位。忍敎蹄。未出三途之穴。是善與不善之隔。

金友篇第七

若夫道同者飛南山之嶺。心等者遊東海濱。覺佛友衆生。故皆通濁世之市。衆生友菩提。故併慣淨土都。加之畜生之鳥有比翼之親。无情樹結連理之契。女庶依鷗男庶。常二種根莖生。長伊蘭交栴檀。鑌不異其枝葉。何況從君迄民。以朋友爲芳緣。我坐次必敎。友於善達之門。友起居間勸致吾於正直之樞。穴賢努々不可語惡人。逢佛像之背莫偏。作鱠之罪垢。可奉睨智賢。自孔子之跡。爲與政之儒生者也。若朋友等。相互不止銅鼎。有敎旨旨。泣而離之。忍而不近。採蒜之既逐竈福之鄕。損氣之芳。所昇天后之床。隨友得善惡。亦以如此。蝶者睡花。故移羅睺阿脩羅王之扇。鶴者跡苗。故死栴駄梨婆羅門之鏑。是故依惡友而我損。語吉伴而我幸。非是一世之親。正途生々之志。爲山爲石不少其因。爲夫爲婦。有餘其緣。平然契金蘭之興。好深爲膠漆之友。荷綠之山親春開咲。擔紅之林臨秋含恨。友中用案。可弃輕行。何之謂葉者。上首之人不聞入傳言之機。實者之意別後不障其友之是非。向花終日美其色艷。玩桂竟夜語其色顏英。童郎語云。引率行學堂與遊哉。故何者。縫繩手裏辰。續学指鉢平。見文眼明。取筆肢體。爾時童女至詩公之側。倚仲哥之案。聞文逐奉朱樓玉殿君。成侍中之縛士。書字則觀金床碧臺之后。得世上之名譽。衣服艷。夫先頭婦之操。貞潔美妻。廣施夫之德。催雲追霞龍理之所致也。導雨施泗。神度之所示也。外亭之親莫芳於明友。內室睦莫過於夫婦。雖求物影。莫益於君蔭。

雖認佳人。莫先於妻念。苦遊食已。甘和分夫。細長著夫。太短用自。寧欲停家室之閲。夫耐齊公行。若欲同心之契。妻存末屬之迹。曰。齊公者洞王集齊朝國囗也。此人偏好邪婬。故逆元度也。末屬者。聖教曰。波斯匿王后也。「清行嘲普賢慈悲談觀音」清行嘲普賢。慈悲談觀音。愛敬大切止夫奸行盜犯。故貴德要樞愼妻多言隣行。故妻賤夫貧。相互不用言。當知子母始自懷妊之日事。先他君可生益。先他君者觀音菩薩彼誓願云。雖度衆生能度者。悲愛衆生如一子。孔子曰。西施倚門立。見人皆發愛敬。趣正道。醜娘劾之也倚樹者。遇人吐唾掩面走去。西施者西印度中。貌吉女也。此昔與吉友取花房奉觀音故也。醜娘楚國醜女人也。此人者昔具惡友。嘆僧各報也。貞夫者從外來時先廻隣。直不入己家。欲除妻之危。故節婦者夫亡後。自以刀擿一眼。爲殘物。厭雙兩就故也。夫婦正聲。方何都夫妻。令曰。女人行爲。人不荒綿上芥。任强軟倭身也焉。勢亂之男。婬進退匹任心見緣。熱之時不愼。神社佛寺爲交通之態。万人貪然。二何側彼若直不存此心之强。前夫之時疾足馳見之破損。前妻之代組帶妬之燒亡如此之人非人故。以前之七箇條之素志書□如斯。末代學者得意披側間覆學守株爲驗如得菟。以輕塵足岳遂爲高山。集墮露加流漸成除海。譬雖盡習乎稟生之道。譬如亂於索。雖然於智者必似亂糸。昔契之深者。今盛不淺。初相知者終不疑。某聞法之緦。高昇四禪之位。忍數之蹄。未出三途之穴。是善與不善之隔乎。孔子拜從諸學士等予外調之。加巧如用大鏡擢燒釦濃才之肝蒙恬之筆口稱讀字不染心之呼。如算他寶。不問己手喧聲而眼不結章句。相同浮水萍渉波不定。當知易習易癈音。聲浮才難練。難學書筆博藝。

仲文章一帖

正安二年六月八日書寫畢

以宮内省圖書寮本謄寫校合畢

齋藤松太郎　大和田五月　藤倉喜代丸　三宅松之丞　校

續群書類從卷第九百三十五

雜部八十五

多々良問答

被仰聞條々

一位記之詞云。

制書如右請奉

此心は奥に書によりて。制書右のごとくと云云。請てうけ給はると云ことはり也。ならはし也。せいほうと聲に讀べしと被二仰出一候畢。此分候哉。猶得二上意一度候。

制附外施行謹言

此制の心右同前。外に施行すと云事。武官兵部省に下し。文官は中務省より沙汰して。式部省に告る也。仍外施行と書レ之と被二仰出一候キ。其分候哉。

制可

月日辰時。此下に位署有て。せいかとは。せいしゆるすと云心也。月日辰時は。右の時ト云心也。施行日に同ずる心也と被二仰出一候。此分候哉。

制書如符到來奉行

制書の心同前。符到りてをこなふと云心也。黠のごとく聲に讀べしと被二仰出一候キ。其分候哉。

從五位下守中務臣藤原爲益奉行

大輔闕ニテ當時無二其人一之間不レ書候也。

此中書に輔丞を書候はぬ事。中書の下の

丞には不レ及レ書事也。中務輔ニ少之間一人参陣シテ奉公
字を書たる故也と被ニ仰出一候キ。如何。奥
すべき故也。
位署に。
右大臣正二位兼行左近衛大將朝臣内大臣正
二位右近衛大將朝臣
此宮に尸を付て書て。姓をば書候はぬ不
位記書様皆如此。端シ連署ニ姓ハ見エ候間如レ此書來候
審由候。位記の書やう。封合別而替候。先
歟。皆此趣候也。
大臣たる人の位署に姓を不レ書之。其以下
大中納言三位等より姓尸を書候。是本式
の書様也。物によりて加様に調候と被ニ仰
出一畢。猶又如何成物に如レ此したゝめ申
候哉。其類被ニ遊付一被ニ仰出一度候。以上。

一從一位事。
攝家清花の外にも名家のともがら。大中納
言は近代專一位を申候也。
納言に昇進する臣下必敍候由被ニ仰出一候
畢。其分候哉。

一大政大臣に任事。
清花に多ク拜任ス。是を先途とす。攝家は
尤被レ執候。
勿論たるに仍て。さのみ規模とせられず。
其心清花も同候へ共。依ノ家依ノ人さのみ執し存ぜられ
左右大臣になれば。必相國に轉ずる故也
ぬ方も候。又連綿規模とせらるゝ方も候也。
被ニ仰出一候。此分候哉。

一大政大臣に贈號事。
先祖に拜任して中絶したる家など。多は
勅拜候之由被ニ仰出一候キ。其分候哉。

一令旨事。
親王院宮の家司などの公事を一人して書
女院の令旨と申候。誰にても其所の家司の
書下候奉書則稱ニ令旨一也。　ハ大臣家ニモ補候
出したる奉書の事也。又家令とて。攝關の
也。
下にも自然有べし。うち任ては有間敷事
なば大略御教書など號候也。　是は令旨と
と申也。令旨の事。宮門跡などは勿論たる
可レ稱候歟。
べし。其以下攝家 清花の門跡より書出す

を令旨と云事はあやまり也。但其門主准后に成たまはゞ。院宮に准じて令旨と申此分候。もくるしかるまじき歟と被ㇾ仰出ㇾ候畢。一人して書たると申由被ㇾ仰出ㇾ候を被ㇾ遊付ㇾ被ㇾ下度候。

一廳宣事。

是は廳の下文とて。院宮の公事を書出す連判の物也。日の下は主典代。其加判に判官代。本式に位署を加て判形ある也。又年號の通に其院宮の惣司を奉行ある大臣。或大中納言。堂上衆五六人も位署を儼儀に書て。其一﨟の別當などなれば。別當なにがしと書。是は官の別當にあらず。其院宮の司をしる別當と稱す。其次に位次を追而奥さがりに淺位淺官の人を書也。各判形あり。日の下は例式の樣に奥あがり成事也。長者宣とて攝家に書出さるゝ物に似候由被ㇾ仰出ㇾ候畢。惣躰はさもあるべく候哉。以上此分にて候。年號の通の位署定て院宮のごとくは有間敷候哉。とは關白家ヨリ書長者宣の趣被ㇾ仰下ㇾ度候。下候テ長者ト號候。其は氏ノ院弁とて。南曹の弁と云者必書下候。連署モ候はず。只一人書候。よのつねの奉書の躰なり。廳宣とたし出て稱候は別當宣ノ事たるべく候也。

一官府宣事。

是は大政官より官務に仰て。僧俗或知行方等の下文を書出す名也。必加判位署也。はし作官府宣書上に朱印あり。大政官と云字の上にあり。位署の上にも印あると被ㇾ仰出ㇾ候。是又をよつて被ㇾ注下ㇾ度候。以上此分より符案無ㇾ所在ㇾ候。尋候て可ㇾ書加ㇾ候。人の所帶證文など古には多見及候歟。

一勾當内侍事。内侍のうち第一た勾當ノ掌侍ト喚候也。

是は内侍のせうの一﨟を申也。惣而内侍司に三あり。かみ。すけ。せう也。尚侍はかみ也。典侍はすけ也。内侍掌是はせう也。た

とへば左右衞門督佐をば。必なに衞門のかみすけと喚也。尉ヲバ何衞門と計よぶごとく。内侍のぜうをば只何内侍と計よぶ。かみすけたる内侍をば。かならず尙侍のかみ典侍のすけとならではよばぬ也。是に而心得べき由被㆓仰出㆒候畢。此分候歟。其分にて候哉。猶巨細被㆓仰出㆒度候。又掌侍かや—内侍のぜうにて當時只內侍と喚にて候。うに書候を見及申候。是は何れにて候哉。

一散一位と申名目候□きの事。

二位三位をば已散を付て稱すれ共。已一位と申事なし。必大納言に任ずる人ならでは一位に不㆑叙之。二位三位には參議。或は大納言に不㆑任候。吉田神主。醫陰兩門衆も拜任候。其衆も專に已散と申よし被㆓仰出㆒候畢。以上此分候。此分候哉。散一位とも稱すべきは。理には背候はねども。いかゞさやうには見ならはし候はぬやらんと覺候。

一南曹東曹に准じて西曹儒事。

西曹勿論有之。名目にはさいほうと稱候日本ノ書多吳音ヲ用事候。由被㆓仰出㆒候キ。其分候哉。此分候歟と覺候。

一女官事。

女官の事。によくはんとは大略禁中上下の官名ある女房を稱候。によう官とながくよぶは。刀自。得選等の事にて候と被㆓近來の云ならはしのやうに候。仰聞㆒候畢。此分候哉。

一地下の殿上人諸大夫或攝家清花の殿上人と申事。

昇殿をゆりて攝家清花に家禮する輩を地是は皆殿上人と稱し候也。下の殿上人と稱之。又昇殿をばゆりねど一殿上人と號し來輩。中古迄は多候。當時殿上人よ其も官位殿上人に任じたるをも。地下殿上父祖品秩にまかせて。皆殿上人迄に候。地下諸大夫は殿人と申候由被㆓仰出㆒候畢。其分候哉。或先上の昇殿をゆるされ候をも猶地下と稱し候。醫陰輩等

同前候。皆地下迄之心得ニテ候。
祖に四品をも申云云。

一大閤號事。

是は關白を息に持れたる御方を稱し候。此事本儀候。

但後成恩寺一條殿は息關白ましまさざりし時より大閤と申候。後福光園攝政いまだ關白の父たらざる時。大閤と稱候キ。是世のゆるす所ナリ。但不㆓甘心㆒之由。成恩寺關白記シをかれ候。其は先例子細ありて稱申也。大才博覽の御方にて御座候故に。世に難じ申候はぬよし被㆓仰出㆒候キ。後成恩寺は關白の父として大閤と稱シ申キ。

其分に而候哉。

一禪閤號事。

是は必攝關にかぎらず。只尊宿たる貴人落髮候禪閤とよぶべきにて候。但世にたゞしなべて攝關などの外は稱しがたく候。たれにはよるまじく候。尊閤など物に記し候。舍閤の心にて候と被㆓仰出㆒候し。此分候哉。

一阿闍梨號事。

阿は發言に常に稱す。闍梨は出家の通號也。大阿闍梨など申候事は。眞言家の灌頂などしたる人を申習候。是も官位にはあらず候。聖道などの名に大中納言阿闍梨など申候。大中納言は俗人にも候。闍梨ニ而出家ヲしらするると號被㆓仰出㆒候畢。其分候哉。

一沙彌號事。

初發の法事を稱し候。未受戒傳法などの不㆑及㆓沙汰㆒候法師の事にて候と被㆓仰出㆒候。此分候哉。

一入道事。

常には規模のよし申習候。是によりてむかしは稀に稱候。多田滿仲をも入道とは申さず候て新發と。源氏に明石入道を新發と稱候由被㆓仰出㆒候キ。其分候哉。

一神樂を奏するを御子と申事。

いはれぬ事に而候。巫たるべく候。世話

は世俗の云ならはしにて候。されどもみこかんなに御子と稱し候をば。內侍所のをば刀自きなど古物語にもいひ書つゞき候。のみ可ㇾ稱候。みこと不ㇾ被ㇾ申候。と申て二重に候よし被ㇾ仰下ㇾ候キ。其分候哉。

一勳位事。

正三位より從八位迄十二等也。令ニ委見タリ。別ニ可ㇾ注也。一等より十二等迄候也。勳一等は一位。二等は二位。かやうに一位より七位ほどに至迄。其唐名此勳位にあたると申。常に品位又位階などのごとく叙位することはなし。神位に專有之。人臣にも有事ニ而候よし被ㇾ仰出ㇾ候畢。其分候哉。位階に唐名あまた候內何と被ㇾ仰下ㇾ度候。

一官位の唐名讀やうの事。

常には唐音に讀也。此分候。大文字をばすみてよむ。六文字はりくとよみ候由被ㇾ仰出ㇾ候畢。此分候哉。

一武家賞翫事。

鹿苑院殿を准ㇾ攝家ㇾじて御もちゐあるよりの事にて候。其以來公家大略門下に候家禮致す者也。よし被ㇾ仰出ㇾ候畢。其分候哉。

一宣命位署事。

三位以下は不ㇾ及ㇾ申。以上も其人の實名宣命ニ限テ如ㇾ此。是私ニアラザル事成が故也。に朝臣と書て。別而子細有之。他は無之と被ㇾ仰出ㇾ候。其いはれ如何候哉。被ㇾ仰下ㇾ度候。

一准后事。

俗躰。法躰。女方にも有之。但清花には希親房卿於ニ南朝ニ宣下也。當朝ニハ不ㇾ可ㇾ用也。也。北畠に任じ候事候由被ㇾ仰出ㇾ候。其分于今准后ト稱來候。異ニ于他ㇾ事候哉。候哉。

一除目二字事。

名をしるすとよみ候由被ㇾ仰出ㇾ候畢。此儀勿論候。此外猶又子細候哉。ふるきをのぞきてあたまかする心もあるべく候歟。らしきを賞心に而候とも被ㇾ仰出ㇾ候キ。

一叙位二字事。
　くらゐをついづと哉らん（ゐにて候。）よみ候よし被ニ
仰出一候。此外に猶又子細候哉。
一平家物語に大納言のすけの局と申事。
大納言典侍にて候。當時も禁中伺公女房。大納言典侍。
新大納言典侍現在候。
女房の事にて候歟。此すけ何に而候哉。官
の心不レ及ニ分別一候。被ニ仰下一度候。
一重衡日野へ立寄たまひ候所に大夫の三位と
申事。
平家あに大夫三位に同宿してと候。是はあれ大夫の三
是も不レ得ニ其意一候。被ニ仰下一度候。
位たるべき事にて候。此大納言典侍は邦綱の嫡女。六條
院御乳母成子と申人の大夫チ三位と號。然ば大納言姉
也。
一記錄に宣旨書と申事。
宣旨ト常ニ申候。世ニはおほせ書とて。人にかゝせ候事
た申候。但其外いかやうの事候哉。記錄ノ前後チ見テ
可レ知事。
一前官位署事。
前大臣も非參議と申候。左樣の人は我位
署には。位に實名を加て書候。他人は前官
を稱して前なにがしと可レ書之由被ニ仰
出一候。其分候哉。
平家物語ニ前內大臣宗盛と嶋よりの請文ニ書候。是も
只物語ノつくり事と覺て候へばありぬべく候なき事
候。
一廳宣事。
撿非違使別當也。別當號は職に付て其數
有と云共。普通に廳宣と申事は。別當宣（撿非違使）の
外には別に候はぬよし被ニ仰出一候。
一院判官代主典代事。
官に付たる判官代。主典代にても候はず。
只禁中の判官主典を摸して被レ成官ニ而（官ニテ候。）
候。必院にある事ニ而候由被ニ仰出一候キ。
其分候哉。
一藏人事。
藏人と稱するは。禁中殿上藏人。其外春宮藏人候也。
殿上にかぎらず。院宮。攝關家にも有事に

院宮ニハ藏人候はぬにや。攝關家ニハ職事と號して家
て候。其後其所ニ而藏人の役を沙汰する
司を申候。藏人とは不レ稱候。四位五位六位皆有事候。
をよび候。位は六位ニ而候。如レ此成官職
院々宮々に有由被ニ仰出一候畢。此分候哉。

一文章生事。

給料とて。學問の爲に勸學院。奬學院など學問科と云物を給べき由宣下せられて。其後給料と喚候也。にをかるゝ六位のともがら。叙位の時五
位に成を注すに文章生を散位と書候。無
官。前官の位署に散位號あるたぐひにて。
文章生をよび名には給料と稱候。或實名
をもよび候。あまたある時は姓を加て藤
給料。菅給料などよび候。然ば散位と書候
事。無官無位に用候。地下の侍も可レ爲ニ此
分ニ候歟の由被ニ仰出一候。此分候哉。

一諸司四分三分二分一分事。

四分と申はすけ。三分とはぜう。二分はさ
くはん。

諸國など目の下に史生と云官是一分也。
は左衞門などにては一分にもあるべし。
一分は府生などの事たるべく候歟。かみ
すけぜうさくはんは四あれども。五にあ
たる無之。府生此分にあたり候。此うちに
上をば不レ入候。但諸國の一分召と申事候
間。一分と申事必あるべく候歟。此時はか
みを五分と申にて候哉。されども其の名
此分候。
目は候はぬよし被ニ仰出一候キ。猶又巨細
被ニ仰出一度候。

一名目相違事。

春興殿ヲ官務家にはひゆむこう殿と申
候。殊外に替りたる事ニ而候。又按察使を
如レ此類家々多候。
あむせんしなど申流も候。一途に不レ限候
由を被ニ仰出一候キ。其分候哉。

一廷尉號事。

勿論候。
撿非違使佐を申ならはし候。されども撿

非使惣號に用候よし被二仰出一候キ。

一春宮坊東宮此兩樣事。

是に傳大夫二候。上古以來ことなる差別候はず候。東宮職には傳を出し。坊には大夫を出候事にては候へ共。何も一にて候。但坊中は一向大夫執權にて候。傳は太子に物ををしへ候役にて候。又其行狀について意見を申職にて候由被二仰出一候。其分候哉。

一勳位事。

上古は位階のごとく轉任あり。令に具載所詮位階とひとしき事にて候。令書分別注進候畢。候畢。神位不レ可レ限之由被二仰出一候畢。其分候哉。

一神位事。

必四位迄有事ニ而候。今宮は近來迄は三位迄ましまず。佐々木明神は四位ニ而候依二奇瑞一轉位せよと申事候。近代は正一位は一向神位に定り候由被二仰出一候畢。其分に候哉。當時天下諸神大略正一位のやうに候歟。毎度神位ヲ加へもてきたり候事歟。

一內親王品位事。

親王のごとくあり。四品も有事にて候へども。男叙品あるべき也。常には申ならはさず候。今も可レ叙事候。無品と必これは五品の事ニ而候と被二仰出一候キ。五品とは不レ申候。其分ニ候哉。

一兼官事。

大納言などは八省卿を兼る事必規摸にとは不レ可レ謂候。自然ニ兼任ノ事候。て候。其時兼官はちと淺き間なれども用候て位署などに書候。當時冷泉大納言入道民部卿を兼して位署に書候。參議は兼國とて必兼任じ候。此分ニ而候。其時は受領たりとも但兼官なれ共。受領をば稱して書事候

不二書加一候。但一官に書候ニハ國ノ權守などは不レ書
はぬよし被二仰出一候畢。其分候哉。
也。參議と計書也。

一職原抄に儀仗二人と其數候事。
然に按察使四人を給と候。不審のよし候
哉。按察使は別而四人給候事規摸ニ而候
由被レ仰候キ。其分候哉。

一令と云字事。
是は仰と云心也。旨は仰の旨也。懷紙端作
一ハ應製令と書候。
など應令和歌と書事。院宮の懷紙などに
有也。公方御會にも令と書事。院宮ヲ摸し
たる心也と被二仰出一候畢。此分候哉。

一御敎書事。
一攝關大臣家如レ此候。
公家にも有事ニ而候。是又應敎和歌と書
室町殿御會御作魂之後。
心なりと被二仰出一候畢。此分候哉。

一院號に殿文字を加事。
花山院殿中院殿此類候。法中も同前候。
雖レ非レ無二其不審一。常に書ならはしたる事
ニ而候由を被二仰出一候畢。其分候哉。但又
院により候て書候まじきも御座候半ずる
哉。巨細被二仰出一度候。

一流罪公家改名事。
配所國の權守に被レ成候。但大中納言迄の
事也。其以下は官を除て流罪せらるゝ也。
大臣は帥に被レ成事常儀也。又配所に赴人
遂ニ出家一事有。勅免なけれども當病など
に有事也。左樣に出家すれば遠き配所を
なだめられて。近國にうちさるゝ事又舊
式也被二仰出一候畢。此分候哉。

一武士掃部頭昇進事。
帥大外記流に相續拜任之官也。他人不レ任之。雖レ然攝
當職禁中に現任堅固也。然る上は別而地
津の守ニ任來候彼曩祖親秀と申者の時よりかと覺申候
下之仁拜任無二其謂一也。此類可レ有二斟酌一
無二權守一國ニ而候テ。康永夏武家東大寺八幡宮神輿造
之由被二仰出一候。其分候哉。
替の功を募て。藤原直盛と申者ヲ丹後權守吹擧候間被
レ任候し。武家臨時申狀者近代不レ及二沙汰一候哉。

一出車事。

—女車ニ而候。攝家淸花より支配に付て被ニ謹進一候。其に女房被レ駕候。一番に二人。二番に三人四人の間。次第に加增ニ而。七八領も或十領も。其用候にしたがひて被レ進之。出すによりて出車と申由を被ニ仰出一候畢。此借申さるゝ車の主は何の公家府役とて左右衛門近衞中將少將是迄まいらせ候。其内花族羽林はかやうの府役なばつとめ候はず候。何樣大方羽林の役ニテ公方ノ車たちもまいらせ候。迄の御事に候哉。猶巨細被ニ仰出一度候。

被仰聞條々

一朝覲事。

—此儀は當代帝王ノ院ニ拜謁事也。親王仙洞に御拜謁の事を申ことと被ニ仰出一候キ。今御幼稚の御時の御事にて候をすへ〲ニ而も親王たる御方御院申べかららす候。天子にかぎりたる事にて候。參ヲも可レ申候哉。猶巨細被ニ仰下一度候。

一親王御元服加冠拜官事。藏人頭。加冠左大臣常の事候。

御理髮。御着冠。御任官等事にて候哉。御役者誰人と定來候哉。—初官は何と稱シ奉候哉。—此分朱書タルベキ歟。無品親王と申候。

一臨時客事。

—是も大臣家に年始事花鳥餘情に委被レ注候。御沙汰有事にて候哉。子細江家次第見え候事候。凡被ニ仰出一度候。

一尸事。

—姓氏錄に載候分。其數多候哉。或は斷絕し或世話に講じならいぬし歟あまた候。姓によりて上古以來尸のなきも候哉。近年沙汰し來候。

朝臣。宿禰。連。—眞人。—縣主などの外に常に王。公。首。道。直。忌寸。村主。伊美吉。史。勝部。氏伊吉阿祇奈君倉人何と申尸等候。此中に宿禰を初と心得て除叙位などに姓によりて尸をしらぬをば宿禰と書べしと申。此儀候。執筆の習にて候よし以前被ニ仰聞一候キ。然ば又遠國より昇進

翟など我家の尸をしらずは。何がしの宿禰と可レ稱。但勅撰などに四品以後も實名も加之。宿禰と書候はぬよし。此分候先度被二仰下一候畢。只書文などには實名に宿禰を書加事可レ然候由被二仰聞一候キ。猶巨細被二仰出一度候。尸の次第の事第一に朝臣。其次に宿禰。連。眞人。縣主たるべきよし被二仰出一候。其分候哉。外も多候。姓尸と云物ニ能見え申候。縣主は加茂人に可レ限候哉。是又致二存知一度候。

一宮の御息を禁裏樣御猶子の事。

宮々御息ニ而わたらせ給候へ共。親王宣下をなされ。御事候。必主上上皇ノ御猶子ならでは不レ成事候。御猶子の事。當時は伏見殿御子中務親王。同式部卿親王等此分候よし以前被二仰出一候畢。宮は何世迄のやうに御座候哉。四世迄も御猶子に御沙汰しつるや被二注下一度候。親王宣下あるべく候間例候也。

一王氏事。王氏とて只某王と稱する事。當時伯ナド其分。又叙位之時王氏ノ爵トテ必叙爵スル事候。是等ハ只諸王ト稱候。无二別之始一候。

すへ〴〵の宮に成給候へば。臣下に准じて姓ヲ給候事古來連綿のよしを被二仰出一候キ。必源の姓ヲ被レ授之由被二仰聞一候。是則平字義但平姓を給られたる例も候しと被二仰出一候。祖なぞ此事候。時代何かほど。今又誰人の御事ニ而候哉。源の姓をたまはられ候方は。嵯峨氏に准じて清和。村上。宇多なども一字名乘來候哉。

一初官に侍從を拜任事。

多分にかやうに稱しならはし候。攝家清勿論。花などの御方にも此分經歷常の事にて候由被二仰出一候キ。名家諸大夫家なども初任に如レ此候哉。近代如レ此候。過分事候。其は本儀は先八省輔などに任じて。其後可レ任事候當時過分ニテ直任候也。

一受領に大守事。

諸國大守號おほく候。親王受領めさるべ
必大守たるべく候。
き國にて候。但上總上野の外は親王任じ
常陸也。
時は介吏務チつかさどり候。如レ此子細職
まします事は希有のよし被二仰出一候。大
原抄に見え申候。
守の國によりて其吏務をめさるゝ事は常
に御座候。親王直なにがしの大守と申は
右兩國のみに候よし被二仰出一候キ。常陸
宮などの號を稱し申候は各別之儀候哉如
何。

一諸官に受領を兼任事。

參議より以下は兼二國號一上古以來拜任あ
當時此分候。
る由ヲ被二仰出一候畢。大中納言兼任例な
希有ノ
事候。
き由ニ候。但平家氏族大中納言たる人多
其時分ハ他家にも其類少々候キ。件此諸
く受領ヲ兼し候。其は時代權門によりて
國ノ吏務チ公家自專ノ時分ニテ候間。國ノ守チ執シ候
左樣に吏務ヲ專に任じ候由被二仰下一
ベク候。

候。猶被二注下一度候。

一侍たる仁極官事。

他官拜任の例多候。人によりて過分の望
共も候へども。四府を先途と見え候よし
被二仰出一候キ。殊鎌倉右大將家しるし申
さるゝは。專四府或は撿非違使ヲ所望の
此分候。
由以前被二仰聞一候キ。但撿非違使號は義
以前も拜
任勿論候。
經のみかと被二仰出一候。其分候哉。

一侍初官事。

大將別當ナドチ顯職ト稱候。征夷將軍なども其類
右同前。鎭守府。征夷幷防鴨河使。修
たるべく候。ハ強テ顯職トハ申サヌ也。
理宮城使。此等の職を顯職と稱候由ヲ被二
仰出一候キ。其分候哉。

一主貢事。

主馬幷主貢事。主馬は東宮の御厩奉行。主
貢は御調貢奉行。御倉方ヲつかさどる事。
此分候。
よみはしゆと可レ稱之由被二仰出一候キ。

如何。

一唐名事。

大略漢音によむべきよし被二仰出一候。此分候。漢音は必すみてよむ。多くは。但其文字によるべき歟と被二仰出一候キ。如何。

一外叙位事。

外姓とて姓のいやしき者は先外従五位下と云位に叙して。後年の叙位ニ入内候ヘ従五位下に叙し候也。是は地下の侍など叙爵事ニ而候。先外叙位とて不レ及二勅授一之。其以後又叙とて本朝臣宿禰眞人などの尸にて候はぬ姓は皆外姓也。式に叙せられ候。其を入内と申由被二仰出一候キ。如何。

一内叙事。

入内ノ事にて候。まさしく従五位に叙候を内階と申候。右にしるし候ごとくにて候。地下諸大夫などをゆるさるゝよし被二仰出一候キ。五位に叙する事と被二仰聞一候畢。

一臣下姓事。

源平藤橘此四姓チ高貴ノ姓トシテ候也。藤氏も藤氏を本と心得べき事にて候。其故は入姓は中臣氏ノ段勿論候。鹿大臣ヲ可レ被レ誅之由を淡海公大織冠に御勅談候て成就候。藤の陰ニ而被二仰合一によりて。藤原と姓を給らせ給ふ。多クは中臣。大中臣。江家などわかれくだりて其數多候。神家に中臣。卜部など始と數度被二仰聞一候キ。此分候也。如何。

一日上事。ヒノカミトヤラン

是は禁中にて當日に其事ヲ執て奉行ある人の事ニ而候。其を上卿共號候よし被二仰出一候畢。は其日何事ニテモ朝家に被レ行候公事などば其第一の公卿うけ給りて下知し候ニ而候。事を執と申事はいか成御事ニ而候哉。職事勅宣チ公卿ニ仰候へば。上卿又則職事にも辨にも外記にも申付て施行せしめ候也。万機の政何事も此定職事などの執沙汰候公事の外に又何事とも御座候哉被二仰出一度候。候。

一上日事。

伺公の日を上日と申。宿直し候を上夜と
是は禁中に當番ニ而祇候の人の事ニ而
申候。一年中の上日上夜ヲ外記注テ奉ル事昔ハ候也。
候。平家に上日の者に仰とて語候。其人
是ハ殿上ノ所ノ雜色ナド申也。是モ同宿直シ
の召使輩に申付候と申事ニ而候由被ニ仰
タル者ニテ可レ有候。瀧口小舍人ナドマデ面々ノ上日候
出一候キ。
也。其ヲ奉公ノ勞ニツノリテ。各官ヲモ申。除目ニ瀧口
ノ勞帳トテ奉候モ。年中ノ上日ヲシルシタル帳ニテ候。

一散二位三位事。
參議を經歷すべき事は。諸家官に通法に而
候。されども參議には文筆にかなはぬ人
此分候。
は難レ任候。されば攝家淸花の息なれど
も參議を經候はぬは皆已二位已三位と稱
事ニ候 但攝家ハ久
し候。順道にあらざる故候よし被ニ仰出一
シク經歷候はず。淸花は于今經歷候へ共。直ニ三位中
候キ。其分候哉。
將ヨリ中納言任ジ候ヲ執スル人モ候テ。參議ハ要樞ノ
官ニテ候ヘドモ。古は執シタル事也。

一順年廻來の事。
式部。兵部。外記。叙爵以後。受領に任候事
此分藏人の叙爵タル又別也。
普通の由被ニ仰出一候キ。右之四計に限候
哉。又猶何れの官ヲ被レ加候て受領候哉。道ニ
相替候て皆恩ニアヅカリ候事。除目ニアヅ
巨細被ニ仰出一度候。
カリ候事アマタ候。一々ニハ中述ガタキ事也。

一諸司のせう爵事。
當官は其儘ニ而爵をする仁は。何がしの
大夫と稱候。但我とは大夫本式の物ニハ
不レ可レ書之候。たとへ左右衞門大夫と稱
候ともがらも。自書にはなにがしの尉或
は散位と可レ調候。常の書禮ニハ我も何の
大夫と書候もくるしかるまじきよし被仰
出一候キ。其分候哉。

一猿樂能に稱候條々事。
義經敵にあひて。是は一院の御使撿非違
使五位尉源の義經と名乘候由申候。此撿
非違使事。更に自稱に有べからず候。只左
右衞門尉なにがしとあるべき事にて候と
誠にかやうに有べき事にて候へども、規摸たる事なき
被ニ仰出一候キ。如何。又五位尉と名乘候べ
かれんとて、かやうにもこそ申つらめ。

き事はくるしかるまじく候哉。重而被二仰出一度候。同大夫進朝長と名乘候事も候。
| 同前候。
是も我とは中宮進朝長と有べき事ニ而候哉。請二上意一度候。

一受領の目の唐名主簿事。
| 策をとる官と被レ仰候介。掾。目。各其役令ニ委細見え申候。別ニ注進之候。候よし被二仰出一候キ。何事ヲ奉行とするし可レ被レ下候哉。

一權守事。
| 任國に赴きて吏務を沙汰候。權守ハ多在京ノ人任之。
正守は在京にて。在國の守護ヲ可レ稱之由ハ國ノ守チ警固し候武士に候。被二仰出一候畢。親王受領國々には介守とす。權官有間敷由被二仰出一候キ。大守と申上總上野常陸三ケ國也。國何も此分たるべく候哉。此分候。又可レ依二任國一候哉被二注下一度候。

一業平朝臣を陰陽神と稱事。
| 一向何ともなき事候。伊勢物語古注とて正躰もなき物候。それに陰陽の神なりと書候。其事な猿樂申候。筋なき事候也。
是は官にかよふ陰陽等ニ而は有間敷候。好色の人成に依て。二神の心に稱候よし被二仰出一候キ。其分候哉。

一仁和寺御室事。
| 勿論候。
御代々宮ニ而御座候。但攝家より一代幷
| 光明峰寺攝政息法助號關白准后此一代候。其後鹿苑御息一代御入室早世也。此外王孫ならでは無二入室一也。
鹿苑院殿御時武家より一代御任候。是一段希有の御事ニ而候よし被二仰出一候キ。巨細被二注下一度候。

一式部唐名事。
吏部。李部。此兩名何も可レ用よし被二仰出一候畢。其分候哉。

一兼國號事。
| 位署に書つらね候には。先本官ヲ云候て。其次に國名を可レ稱由被二仰出一候キ。何ニ而も被二注下一度候。
參議左近衛權中將兼出雲權守藤原朝臣
參議右大弁兼土佐權守藤原朝臣

大炊頭兼大外記博士主水正下總守清原朝臣宗賢
如レ此書候也。

一平家物語に藏人大夫と稱事。
御不審の由被ㇾ仰出ㇾ候キ。但叙爵したる
にては候まじき。推量候には。六
仁の藏人に補し候事歟被ㇾ仰出ㇾ候キ。其
位の藏人た經歴したる人の五位に成たるた藏人五位と
は禁中職事なざの分ニ而候哉。地下之藏
世に稱し候。其事やらん。此事何處にて候哉。物語の前
人の事。猶又如何子細御座候哉被ㇾ仰出ㇾ
後にて料簡も候べきか不覺候。
度候。

一笞杖徒事。
罪科によりてかろき科にはむちにてうち
は仁恕のあまり也。法の外の事也。只鞭を用
候。蒲鞭是也。むちを用る事は。いたまし
るは罪。杖を用るはうき事候。
めざるため也。たとへば優恕の心云云。お
もき杖ニ而打也。各寸尺有り。格式に載
之。徒はいたづらと訓ず。出仕をとゞめて
年月を送也。五刑は是に流死の二罪を加
ル。流罪に輕重有て。遠中近配所幷年期な
ど其にしたがひて有べしと被ㇾ仰聞ㇾ候

以上此分候。
畢。此分候哉。

一流刑事。
是を流しころすと申說ある歟。曾以無ㇾ其
五刑何もつみする心に刑の字用也。
儀ㇾ也。流しつみすと云心也。ながし殺ス
事は。二たび赦免なき罪科也。奉書に畢と
世
話も如ㇾ此申ならはし候。其も非ㇾ正儀ㇾ事也。
文字有り。然ば刑の字ころす心に非ずと.
云也と。以前被ㇾ仰出ㇾ候か。猶其分候哉。

一書籍等奥書に唐名事。
皆連綿候。
我と唐名ヲ書。位の唐名を書事。不審ノよ
すこしは。
儀候。但我抄物
しあり。非ㇾ無ㇾ謂候。已達の人なざ多分如
又所望の人によつて不ㇾ可ㇾ有ㇾ子細。大略皆ㇾ如此用來
〔マヽ〕
ㇾ斯。人によりて斟酌有べし。但我麁るな
候。
ざへくるしからぬ事也と被ㇾ仰出ㇾ候畢。

一神社佛寺に敬白書事。
はし作に敬白は勿論也。書とゞめの如ㇾ件
とある下に敬白と書也。實名の下に敬白

以上三ツ是を三敬白と申也。名字の下の敬白は公家方と書也。其敬白と書て判形をば裏にすべ
は不レ用候。
し。判形すべき所に敬白二字細字に書之。是は至て本式の物にかやうに可レ調之由被レ仰聞一候畢。其分候哉。
武邊はいかに候べきかと覺申候。

一六位尉事。
四府尉末六位の時使宣旨を蒙ヲ云。必爵ヲせずとも。使宣旨をば蒙事有。其時は縱左右兵衞尉たり共。判官と他人は可レ稱之由被レ仰聞一候畢。其分候哉。

一散位と書事。
無官の人必可レ書之。從一位迄も我とは散位と書之。前官の大臣なども此分たるべし。准レ無官一心なり。いまだ爵をせぬ者をば散位とは不レ可レ稱の由申人有歟。以外相違也。只無官の仁にかぎると心得べし。其故は文章生は六位にて無官ニ而の者也。但他官をのぞむ而受領に轉ず歟。其時實名ヲ加て。散位なにがしと除目に被レ載之事普通也。以前被レ仰聞一候畢。此分候哉。

一出納事。
官にて無之。殿上にて諸事奉行の者也。
是は百官の内也。位は六位也。但爵をする
出シ入ル心ニテ出納の字あるか。皆叙爵も候。官ならば任じ候。四人有者也。一臈二臈三臈と稱之。四人目新出納と呼候。
も邂逅の事也。他官をも兼す。藏人所の役也。內侍宣とて使宣旨を申觸事。此役の沙汰也。口宣はならぬ物也。但所望にしたがひて。口宣の案も可レ出之。撿非違使宣是也と被レ仰出一候畢。其分候哉。
當時出納ハ左近將監ニテ候。

一撿非違使別當事。
院の別當又藏人所の別當ニハ補候也。
中納言參議之外不レ補之。
大臣の內可レ然候上首勤之。別當宣事只一人也。位署には別當。內大臣。右大臣など。本官のうへに書之と被レ仰出一候。其分候哉。

一大別當或院々宮々別當官有事。
是は撿非違使にはあらず。其院宮の別當とて官にあらず。惣奉行のごとく成事也。是は人數不定也。院々宮々に有。位署
にかぎり候。親王家には勅別當とて大中納言の別當ニ補候。大臣不レ補候。
の書やう如レ右と被ニ仰出一候。此分候哉。

一執達如件と書事。
弘安の禮にみえたり。恐々謹言と同之と被ニ仰出一候。其分候哉。
此分候。

一殿上人事。
四位五位六位迄も。昇殿をゆりたる人をば殿上人申候也。
是はをよそ四品したる人の事と心得候處五位の人の中にも殿上人と稱候やうに申事不審に存候。如何被ニ仰出一度候。

一弘安禮事。
是は洞中ニ而評定有之被レ定候。是により院中禮を被レ載候。其子細は禁中禮節は當官次第に其禮ある故に更禮の會釋なし。其によりて公卿の息たりといへども淺位淺官成ば。各位次に任て其席に着し。其振舞あり。されば本式の時は。前官の人は會以其交なし。前官は無官に同ずるいはれ也。如ニ職原抄一。親王。公卿。諸王。諸臣と階級定候由被ニ仰出一候畢。此分候也。

一禁中對席事。
大概此分ニ候。節會座ナド奥端チワカチテ着候儀定席ナド又子細共有事候。不一准可レ候。
親王は皆一列に座シ給ふ。攝關は其向ひに位次を守て座ス。其以下各行座に着と被ニ仰出一候畢。此分候哉。

一親王事。
先親王宣下あり。其時初位の心にて無品
或は三品或ニ品ニ叙する也。一品は殊ニ被レ執事也。爲ニ大臣上一者也。准后の人上下相論事アル也。
に叙ス。其以後三二一と次第に昇進まします。御もちいは左右大臣の次と被レ定候。弘安禮ニハ猶賞翫あり。後常恩寺禪閤

被レ仰候は。何れに公卿被レ准にはあるまじき由被レ仰候と歟被ニ仰聞一候畢。其分候哉。

一藏人所別當事。左大臣ニ多分補候。

大臣任ジ給ふ。是禁中藏人方事存知之由候也。本奉行也と被ニ仰出一候畢。其分候也。

一六位藏人之事。

殿上公達の息も多補候。或又多分地下の者也。假令攝關家令など凡家ノ家禮ノ諸大夫モ補候。の准仁たるべし。其も當職のほど殿上の振舞殿上人のごとし。は大概五位藏人に同之。敍五位しては殿上をおるゝなり。

天津かぜふけゐの浦に居る鶴のなどか雲井に歸らざるべきとは。六位藏人五位にうつりて。殿上をおるゝ時の歌也と被ニ仰出一候。此分候哉。

一蔭子蔭孫之事。

六位の者爵をする時の事也。同日同階の者の上下を定る時。父祖の官位をひきて。子孫の上下を定ル事を云也。蔭を不レ立と云ことは。まぎれなく先祖以來普代高位の輩の息など。如法に位階を經歷の仁には無ニ其沙汰一と申事也と被ニ仰出一候キ。

此分候也。

一敍爵事。

同日同階の人あり。其は御給とて。院宮と攝關などいくたりと被レ申給とて敍するなり。同日同階なれども。御給の院々宮々攝關の次第に内弁執筆是を書つらぬる故に。上下の次第。院々宮々にしたがひて不レ及ニ異論一と被ニ仰出一候キ。其分候哉。

一法親王事。

是ハ宣下有品位は。たゞ親王之座次同前又同

之と被二仰出一候畢。此分候哉。

一内親王事。

此儀如何被二仰出一度候。男親王ニ不二相替一候也。

一攝關家に令と稱輩事。

是は知家事。安主〔案歟〕などのたぐひにて。其家門公事を執沙汰仁也。位署などは令なにがしと兼官など加之と被二仰出一候畢。大臣家にも令知家事以下候也。其分候哉。

一廷尉位署事。

我と書には左右衛門權官と可レ調也。衛府佐は諸人任ずることながら。廷尉は別而宣旨也。さるによりて。權佐に使宣旨〔衍歟〕の外には不レ任之。此分候。但正佐にて使宣旨日もあるべし。

一上階したる人唐名に卿字を付事。

官によるべき歟なれども。よぶ事くるしかるまじきか。都督。都護に卿の字を按察使太宰府に付てよぶ事も有と被二仰出一候。其分候哉。

一位を書狀などに書事。

位はたかくて官いやしきには。賞翫して他人書事有。我は不レ可レ書之。一位の中納言など常に書之又呼也と被二仰出一候キ。其分候哉。

○不審言上條々

一公宣案位署ゝ。

頭左兵衛〔督歟〕替と候也奉行候。是は藏人頭ニ而兵衛督爲人の書上ニ而御座候哉。巨細被二仰出一度候。

一公宣案位署ゝ。

藏人左中辨藤原定方と候。是ハ只職事ニ有べく候。是頭弁の事ニて候而候哉。近衛方と弁方と職事勿論候歟。ハゞ藏人頭左中辨可レ有レ之候。

。公宣奉行の事。近衛方。弁方事によりて各申沙汰
候。但又兩方通用の事ニて候。
別の儀を御沙汰候哉。其品具被ニ仰出一度
其條々難レ錄ニ筆端一候。
候。

一后御昇進事。
初は御位如レ此ッ准三宮にも任給候哉。
四位若ハ三位ニテ候人立后所見不分明候。女院多ハ先進三后ニテ後ニ院號なかうぶらせ給ふ也。

一兼官事。
兼官あまた候人は。位署には當職を本に書候て。兼官をば次に書可レ申事候哉。又すゝむをさきに稱可レ申事候哉。
大納言正三位兼行左近衛大將民部卿陸奥出羽按察使藤原朝臣良房。別當參議從三位行右衛門督兼中宮大夫伊豫權守藤原朝臣朝盛。

一當官辭退事。
參議或大中納言に任候人。其官を辭して八省卿又諸司のかみなどに下り候て任假事も候哉。其子細如何。具得ニ上意一度候。
參議大中納言當官ニテモ兼帶ノ官ニ候。辭退之後猶帶之候勿論候。是ハ參議ナドモ兼任ハナク候。
假ば冷泉黃門。今は民部卿と申候歟。此類等御事候。

一義興位署事。
當官左京大夫年序を經候はゞ。散位從四位多々良朝臣と本式の物などに可レ認事は可レ然候哉。
ハ國司などのやうに年限なき官にて候間。別人若拜任候ハヾ。前官たるべきにて候。然者此ごとく可レ被レ調候。故法泉寺ハ先年一色左京ニ拜任之後。更ニ又還任之宣旨を被ニ申請一候し。嚴重殊勝之由沙汰候しと覺え候。

一唐名事。
職と官と相對の事候。人は職の唐名を稱可レ申事に候哉。官の唐名を可レ呼事候哉。假令。當時阿野殿は宰相中將ニ而御座候歟。然ばすゝむ迄。以ニ阿野一相公と可レ申候哉。羽林と申候哉。此類多之候。更に分別不レ仕候。巨細被ニ注下一度候。
此分可レ然候。子細ニ申者。相公羽林と可レ呼ニテ候。官ハイヅレモス、ムチ可レ呼候條規摸候也。

一位署事。
武家奉行制札に見及申者。彈正大夫忠平 順不

可レ然書樣候。朝臣と書候。是霜臺ニ而爵ヲ仕たる位署の義勢に如レ斯認候。候哉。比興事ニ候。又畠山觀心院の被官候田向亮大夫殿と書たる奉書候。たむきは在所と見え候。亮は四職のうち何もニ而候哉。大夫何トモ無ニ了簡ニ不審事候。此書禮不審に存候如何。

一職原抄注〻。

國介の唐名別駕ニ而候哉。是に限て吳音に呼と見へ申候如何。被レ加ニ御點ー被ニ仰出ー度候。詩ナドノ作者モ讀候モ此分ニヨミ來候。

一藏人事。

武家に拜任無ニ其謂ー候歟。春宮御座ナキ時ハ有ベカラザル官ニテ候。不レ得ニ其意ー任仁も候。犬追物などの時。撿見よばはり候に大略くらんどと呼候。是モ不レ苦候。平家ナドニモケ樣ノこゑひかれてかゝれ候。くつうど能候由。只よび候時はくらうど尤可レ然候。龍翔院殿など被レ仰候キ如何。

一殿文字事。

位に殿文字を付候は。一位三位の外不レ及レ承候如何。一位等の外誠不レ聞候。五位たバ大夫と呼候。則五位殿と呼心也。

一女房官事。

別當に任ぜらるゝ由承及候。ハ其所々の別當の心ニ而候。假令。所の別當。御匣殿の別當などにて候。何の別當ニ而御座候哉。但喚名別當殿など申は。假令。大納言殿。中納言殿など申樣ニ。男の官の名どもた付て喚來候。此外八省諸司名國等も任られ候歟。諸司八省の名も同前ニ而。國名ハ御下とてさぶらふ人の或伊豫殿。播磨殿などとよび候。是もあながちに任官にてハ候ハで。只喚名と申物也。又仙洞ニても別當の局と申候が。內裏にて勾當の內侍と同事ニて。中﨟の第一の人。必別當と申候也。巨細被ニ仰出ー度候。

一勾當事。

內侍方御いづれの品にあたり候哉。の內第一の內侍を勾當と申。是は內侍所の別當と云心にて候歟。此外にも勾當と申人御座候哉。

一內侍中に。

衞門中內侍等も內侍など世話に申候は如何。是も皆喚名マデニテ候。新內侍ナドモ申候也。

一大夫事。

大夫は叙爵したる義勢に他人是を書。又近日
は稱候歟。此分候。武家奉行などの大夫と申事
殊外多候。聞モツケヌ大夫もども、不レ苦候。是ハ六位
常篇之儀候哉。大夫將監などうへに付て
二て將監なりし人の叙爵して。もとのごとく將監にて
書事も候。或何の大夫と下に付て稱事も
ある人は呼候。すこし規摸の事候。當家奉行左近大夫と
候。兩條善惡巨細被二仰出一度候。
申候。則將監の大夫にて推量申候。侍には衞門大夫。兵
衞、夫など往古、しつけたる事候。其外近代何にも大
夫を付て喚候。聊不心得候樣ニ候。但如何候哉。短才不二
分別一候。

新玉津嶋詞合作者位署抄出不審
條々　自從一位至正六位

一自二一品一至二正二一位一實名不レ加事。
我と書には實名迄悉書也。他人は斟酌也。
從は大臣名を不レ犯に同前歟と云云。此分候。此儀
猶以請二尊意一度候。又三位よりは何にて
も實名ヲ他人ハ斟酌すべき由申也。此分候。如何。

一自二從一位一從三位上下之字省略事。（至二三位一歟）
上の正位は勿論に位の下の上下の字昔は
三位以上にも有。上古より無之候。近代は四品以下置候テ自二上古一
在之。古今無二分別儀一。令條所レ載分明也。
三位以上此儀停止之。其子細被二仰出一度
候。

一陸奥出羽按察使事。
權帥などのごとく。只按察使と計書こと
有。右の位署は本式の書やう也。彼兩國ヲ
兼帶して守護する司ナリ。依レ爲二遠國一吏
務ノタメニ出羽ノ秋田城トス。所々代官
ヲ居置。正員は在洛ス。其代官出羽介也。
秋田城介と書之人は出羽介と可レ稱と
云云。是也。又如何。此旨無二相違一。爲二出羽
私考。是ヨリ朱書タルベキ
歟。
介二之人必兼二任秋田城介一者也。

一征夷大將軍正二位姓事。
此號は位ノ上下ヲイハズ。征夷將軍と位
ノ上ニ書之。此分候。鎮守府同前タルベシ。是ハ兼官ノ類候。縱ば依
レ職也と云云。是又如何。
是ハサ、ゲモノトテ。假令。造東大寺長官修理左宮城使

防鴨河使なども同ジ。サシアゲテ諸官位ノ上書官ノ類也。

一藏人正五位上行左少辨〻〻〻事。

是も藏人は職タルニヨリテ。位ノ高下ヲイハズ書之云云。非藏人事巨細被二仰出一度候。
此定也 子細見二職原抄一候歟。

一前伊豫守正五位下朝臣貞世事。

是も受領ハサダマリヤウニ位ノ上ニ書之云云。如何。
受領ノ人一任四ケ年後猶書候。前之守之事ヿ自然其例有二子細一事候歟。但今歌合此書樣ハ他人書位署ト見エ候。自身書候はゞ散位正五位下〻〻貞世。ケ樣ニ有ベキ事候歟。

一權少僧都法眼和尙位事。

法眼は位也。法印の時は大和尙位と書べし。我も書之。他人は勿論可レ稱之云云。如何。
僧ノ位 法印大和尙位。僧正。法眼和尙。大小僧都。法橋上人位。律師。如レ此候。是ハ僧都權律師等。官位相當書之候也。

一權律師法橋上人位則祐事。

上人號は和尙號ノマヘナリ。法橋は位也。子細注レ右云云。

以上左方作者抄出分。

一參議從二位行侍從兼備中守〻〻〻〻事。

參議是モ位ノ上可レ書也。非參議ノ號事。
必位ノ上ニ書之官也。

前官と可二心得一候。又參議に可レ成人ノ未レ任之ヲ他人賞翫シテモ稱之と云云。參議の事。四位の參議もあり。三位に准ズ人は公卿と稱之。天子は四位參議をば參議朝臣と被レ召之云云。如何。猶巨細可レ被二仰出一候。
又スベテ參議ニ任ゼザル散二位三位モ云也。
參議相當ノ官也。參議尤規摸也。
御前又晴ノ席ニハ。名字朝臣テ臣下モ喚也。

一散位從五位上〻〻〻〻事。
又散狀トテ書ツラヌル物ニモ。名字朝臣ヲ載也。雖レ然振舞ハ三位ノ參議モ同事也。表書云。公家參内ナドニ上首ヨリ位次ヲ書ツヾケタル折紙以下ノ事云々。

是は無官の位署と見エタリ。無官ながら先爵ヲする事其例多候。但當官ヲ辭退しても如レ此可レ書之。爵をばして無官なる者をば冠者と云云。元服をばして無官ノ仁ノ事云云。是又具可レ被二仰出一候。
ノ人ト是ニ見エ候カ。
大夫ト中事元服シテ後。

一正六位上行左衞門少尉平朝臣〻〻事。
六位ながら姓にツケテ朝臣と尸を書事不審也。姓に付て尸を書事。昔は六位七位迄勿論也。も許也。然處後鳥羽院の時代以來禁制也。其比は五位にも堅被レ制之。四位は書之。サモヤ右之位署は。古躰を摸歟云云。是又子細可ト覺申候。レ請ニ尊意一也。

一散位從四位下加茂縣主雅久事。
縣主ノコト加茂ノゴトク。ニテ彼衆中に用之。此社司等ニハ朝臣ノ字有ベカラズ。陰陽家ノ賀茂朝臣ニテ候。但朝臣書も有と云云。如何。
已上右方作者抄出分如レ斯。

重而不審條々。

一神祇伯事。
當時伯卿ヲ二位と稱也。伯ノ二位。伯ノ三位ト稱也。然ば伯ニ准ジテ是テ祭主ノ三位トモ同呼候。三位大副トハ不審三位大副卿。少副卿。或四位ヲ祐朝臣。又は史朝臣共可レ稱候哉。是ハ左樣ニハ不ニ呼付一候也。

一儀同三司事。
准大臣は勿論候哉。但三公ノ下。大納言ノ上にて候哉。是に付て人數定候哉。新儀同など申事も有べく候哉。前官當官の沙汰も候哉。辭退の時は如何申候哉。時代何れ誰人任始候哉。殊憒被ニ仰出一度候。
儀同三司トハ。本儀從一位之唐名也。然者中後以來之例。叙ニ一品一之後准ニ大臣一可レ預ニ朝參一之由被ニ宣下一之後號ニ儀同三司一也。人數ハ不定。又官ニアラザレバ辭退ナド云事モナシ。前官當官ノ沙汰ナシ。只輿薄ハ稱號チ加テ。假令。勸修寺儀同。日野儀同ナド稱候。又勅撰ナドニハ儀同三司ト書テ。名字ノ片名チ下ゲ傍ニ付也。新儀同モ本ノ儀同トモ稱之事無之。准大臣儀同三司事は。伊周左遷歸洛之後。寛弘二年二月宣旨初例候哉。

一參議事。
從四位上相當也。自ニ三位一至ニ二位一爲ニ當官一之條勿論。
位は何れの相當候哉。兼官には如何成官ヲいくつ計兼候哉證據を位署に被ニ遊下一度候。
兼官事
左右大弁。侍從七省。式部大輔。文章博士。彈正大弼。勘解由長官。近衞大將中將。四府督。諸國權守等。何レモ參

一漏尅官事。議兼任之官也。

ロコク歟。ロウコク歟。被レ加ニ御點一被ニ仰出一度候。又任來家候哉。役はナニヲ勤申候哉。

陰陽家ノ輩任之。宮中ノ漏刻ヲツカサドリ。辰ヲ守ル官也。

一文章博士事。

任來家候哉。役は何事ヲ勤申候哉。

紀傳ノ儒トテ。菅家。江家。藤氏ノ儒者ノ任ズル官。翰林學士トテ。文道ニヲキテ尊崇ノ官也。常時ハ菅氏。又日野一流ニ儒業ヲ遂タル人任之。尤賞翫之職也。儒家ニアラザル人ハ不レ任候官也。

一助敎官事。

ショコウ歟。如何。家ト役事右同前。

明經道トテ。清家。中家ノ儒者五位ノ時任ズル官也。

一直講。

家又役如何。同前。

坂ノ上ト中原ト。法家ト號シテ。法曹ノ律トテ。律令格式ノ文ヲ學スル家任之。當時𦾔多大判事。中原。姉小路。坂上ナド云者ドモ此家也。專式條ヲ守家也。

一筭博士。

右同前。

是ハ善家トテ。三善清行卿筭術ヲ傳テ子孫相續セシヨリ。彼家ノ輩其博士ニ任ズル也。又小槻氏ニモ今ノ官務時元ガ流ニ同此博士任ズ。其子細粗見ニ職原抄一。又大學寮ノ下ニハ筭博士ハ明經方ノ筭博士ニテ候。此御不審ハ其事候哉。ソレハ皆明經道ノ者任候由也。

一明法博士。

右同前。

一書博士。

右同。

私考。此分朱書タルベキ也。

明經之儒任之。

一音博士。

右同。

同前五經ヲ訓フル官也。

一文章得業生。

右同。又出家に得業ノ號有之如何。

是紀傳道ノ儒者。獻策トテ。大學寮ニテ文章ヲ書テ。寮頭ニ被レ試。唐名人ノ進士及第ノゴトク登用セラルヲ得業ノ生ト申也。是秀才トモ茂才トモ喚ナリ。獻策書フダ也。寮頭ニ先ミセコヽロム心也。出家ニ得業ト申モ。南都ニテ維摩會。此會等ノ講師ヲツトメテノ後得業ト稱ス。是我宗ノ業遂得タル心ニテ喚也。

一諸陵官事。

裏書云。

七所廟。大和山城中ニ柏原。醍醐ナドノ天子代々御陵ヘ歲暮ニ勅使ヲ立ラレテ禮儀アリ。荷前ト云。天子御懺又御珍事有時テコタリヲ申タマフ勅使ノ事。

當時此沙汰ナシ如何。在所ハイヅク。役ハ何ヲ勤之。家ハ誰人。時代ハイツノコロ迄稱之候哉。
諸陵ハ代々ノ國王ノミサヽギヲ被レ置候。近代ハ遺詔トテ。天子崩御ノ時。御遺言ニテ不レ被レ置ニ其陵ニ候。是ハ國家費ヲ被レ省之心也。然而自ニ上古ニ被ニ立來ニ候。諸陵ヘハ。時トシテ山陵使。又荷使トテ勅使ヲ立ラルヽ事候也。諸陵頭ニハ陰陽家賀茂氏ノ輩。今モ必任候ヘ當時モ在重朝臣ミサヽギ田トテ知行候モ。醍醐ノ天皇ノ御陵田候歟　則山科醍醐邊ノ田地領知也。

一大判事少判事官事。
八省ノウチ刑部ニ屬シテ見エ候。役ハナニゴトヲ專勤申候哉。任家候哉。
明法道ノ輩任之。世間ノ雜犯等ノ理非ヲ判斷スル職也。

一囚獄官事。
是ヒトヤト訓候本候如何。シユコクト點 上下——　常ハ如レ此ニ候。
候。イヅレ能候哉。シユゴクノトキハ清濁——候歟。
イヅレ被ニ加筆ニ度候。

一織部官事。
田舍邊に自然任候仁はをりべと稱之由不レ宜候。無ニ子細ニ候。

一醫博士針博士侍女醫等事。
典藥方和丹兩流の外にも事候哉。巨細被ニ仰出ニ度候。
久不レ任官也。

一正親官事。
同訓の憚によりて停止ト云云。イツノコロヨリ斟酌候哉。
不ニ勘得ニ候。近代王氏五位の由藏ニ職原抄ニ歟。

一內膳官事。
奉膳。典膳。膳部。何れも是に屬候。分別慥被ニ仰出ニ度候。又役ハイヅレ。家又如何。
奉膳ハ內膳ノカミニアタル。近代高橋氏ノ者奉膳ニ任。當時其定候。典膳ハ內膳ノスケ。膳ノサクハンニアルベク候。

一主水。　裏書ニ。丹波ノヒト只今モ當官知行也。——非也。氷ニテ候。
コノモン氷と書本モ候如何。イヅレノ家。役ハナニヲ勤候哉。
清少納言宣賢ガ流今相傳役一類任ニ此司ニ。正ハ氷室所管領候也。

一彈正官。
尹はかみにて候哉。任ずる事。親王に可
勿論ニ候。

限候。親王ノ外大中納言ノ兼官也。

一春宮官。
此任官家定り候哉。不定。諸家各任之。イツノコロヨリ停止候哉。
坊官ノ除目トテ。春宮方ノ官ヲ別ニ任ズル除目モ候也。
春宮事
崇光院御代貞和年中直仁親王花園院皇子爲二春宮一。後年廢シ。此後立坊之事絶候。

一主膳監。
スセント訓モ候。シユセントアル本モ候。兩説何れ能候哉。内膳ト同ジ。御膳ノコトヲ是ハツカサドル也。役ハナニ事ヲ勤候哉。

一主殿官。
ニテモステンニテモ兩樣同前ニ讀候ハヾ。トノモリ同事候。
宮内省ノ下ニ。其ハトノモント訓候。又コレヲステント點候。兩所差異如何候哉。是に下の字は首と候。かみとよむべく候。役ハ何ヲ勤申候哉。巨細被二仰出一度候。宮内省ノ下。主殿司ト同事候。是ハ春宮ノ御方ノトノモリニテ候也。

一帶刀。
長トコノシタニ候。カミニテ候哉。勿論候。長トヨミ候哉。常ハ申習候哉。カミト讀候哉。

一帶刀陣。
右の下に主馬署トアリ。是ハ春宮ノ御馬ヲツカサドル官也。主馬ノ判官モ此官ニ任ジタル者也。長ノナラビニ脇籠取トアリ。又列トアリ。如何。

一太宰。
帥。大貳。少監。典。博士。儀仗。銘々ニ役如何。
典ニテハ常ノ四等ノ官。カミ。スケ。ゼウ。サクハン也。其外ニ博士。儀仗等事。太宰府ハ京ヨリ程遠ク異國へ近キニヨリ。文章ニ通タル者ヲ博士トテ相副ヌ。又筭師大唐通事ナド云官ヲ太宰帥ノ下ニハ置之候。傔仗ハ使ナドニ召使候。武士候歟。唐ニモ傔仗卅人ヲ置ナド申事候。使節ツトムル者ト見へ候。此傔仗ト云ハ陸奥出羽ニモ國司申請テ給事候哉。

一國任。
遠中近四ケ年五ケ年。各任限四ケ年也。太宰府任如レ此候。イヅレト巨細被二仰下一度候。下總守。上總守。常陸守任之希有に候哉心如何。親王任給云云。之太守ト必稱之候。如何成親王任マシマスヤ。是により介ヲ守に用と申説アリ。如何。
源氏物語ニモ常陸介ガ事ヲ守ト書タル所アリ。此事委細花鳥餘情ニモ候シヤラン。

秋田城介。出羽介歟。タル人ノ兼也。他人は出羽介と稱之。東鏡ニハ多書候。此事不レ存候。我は秋田城介と申と云云。｜按察使のかと申之如何。｜此詞ヲ多習候。アキ田。アイ田イヅレ候哉。

一左右近衞府。

右兩衞の外に中衞と申號候哉。時代イツノコロ。誰人任候哉。何の頃より停止候哉。

徃古大將皆中衞大將也。其後又置二近衞一。大同二年四月以二近衞一爲二左近衞一。以二中衞一爲二右近衞府一云々。然バ當時ノ右近衞ハ則上古ノ中衞府也。

一將曹。　府生。

任家アリヤ。役ハ如何。

隨身ノ家任之。兵仗ヲ給人ニ相從也。

一左右衞門。　左右兵衞。

是に府生有。如何成仁任之。役は如何。

同前。近衞府生。外衞ノ府生等也。

一主馬。主貢。主鈴。

｜武家になるや。主馬判官と有心如何。

一鎮守府將軍。

一征夷大將軍。

東ヲ守るに定り候哉。兼官も候哉。

上古東夷ツネニ帝都ヲ襲候間。東征ノ將軍ヲ置歟。本官ハ何ニテモアルベシ。鎮守ノ將軍兼任スルテルベシ。

右同前。此事粗被レ載二職原抄一。凡四夷ヲ征スル將軍ナレバ名字ニアラハレテ天下守護ノ器トキコエタリ。不レ能二左右一歟。

一副將軍。

此號百官に見えず。別而宣下候哉。

是ハ鎮守府將軍ノ下ツカサト覺候。但別テ朝敵追討ノタメニ被レ遣將軍之時。撰レ器爲二副將軍一之條先規勿論候。

一惣追捕使。

同前。後白河法皇。頼朝卿ニ天下惣捕追使ヲ被レ仰。爾來天下ノ御後見ヲ沙汰候樣ニ使フ歟。追捕使トハ勅定ヲウケ玉ハリテ罪科人ヲ相ハカラヒ候事。ソノ事ヲ天下ノ事ヲ惣テ沙汰候職ヲ上トシテ被二仰付一候儀也。

一長奉送使。

同。ナニゴトノツカイト心得可レ申候哉。

是ハ伊勢齋宮ノ御下向ヲ送リタテマツル人ノ事ニテ候。長ク送リヲキタテマツル使ト云。齋宮事。後二條院御代以後斷絶候。

一撿非違使。

裏書。

撿非違使ハ別シテ本官ナリ。此官ニ任ズルヲ一級トス。左右衞。左右兵衞。必此官ノ先途トス。非違ヲタヾストコム心ハ使ノ宣旨ニテ事ノ相違ヲタヾス官也。仍規摸トス。

一別當。尉。志。府生。何レも武家官歟。當時も可レ任候哉。

――コレハ武官輩執シテ任之事判官ト申是ニテアルベク候。

別當ハ大理トテ。重職ニテ。不レ兼ニ其德一者輙不レ可レ任之歟。尤執來。佐ハ廷尉佐トテ。是又名家ノ時拜任殊規摸候。尉判官ト稱之候。武家ノ輩モ任來候家等殊爲ニ重職一。志ハ坂上中原各明經道者任之。四道志ト申候也。府生ハ誰ニテモ別當ノ相計ニテ任之。必皆近衞外衞ノ官チ兼帶スルナリ。

一靱負尉。

武家に任。如何成役ニ隨候哉。

靱負一ハ兵衞ノ尉ノ事ニテ候。無ニ別儀一候。

一非雜色。

如何。

藏人所ノ雜色ト申者候。雜色ノ外ニアル者チ稱歟。藏人ノ心同候哉。但此事憶未ニ思得一候。

一位ヲ官に加て書事。又呼こととイヅレニモアルべく候哉。愚意ニハ官賤位タカキニ可レ有事候哉。

假令。〻位少將。三位中將宰相ナドノ事候哉。然バ如ニ御所存一勿論候。

一官の上に實名を加テ呼。如何。

假令。實方中將。業平中將。是等四品ノ殿上人勿論ト覺候。行成大納言ナドノ類。故人ナドハ如レ此モ書來之申付候哉。

一兼官事すゝむを上に書候哉。位ヲ加テ書時は又如何。官と位とあたま勝劣候には行守ヲ共官位に合て悉書可レ申候哉。行守ヲ書つづけたる兼官アマタ可レ被ニ注下一候。

此事官位相當兼官多候時書樣。古今意趣區分一兩雖レ載之。雖レ被レ散ニ不審一也。重テ別可ニ注申一歟。

一尸事爵ヲセバ朝臣に不レ限也。宿禰。連。眞人も實名の下に可レ稱之哉候。

四品ノ後ハ名字ノ下ニ某ノ宿禰。眞人。縣主ナド必稱之候。五位ノ程ハ名字ノ下ニ不レ稱之候。動撰作者ノ書樣朝臣ノ外ハ四品ノ後モ某宿禰。某眞人ナド下ニハ不レ加之候也。

一大介。

三浦大介と稱之。辭退前官の心候哉。

此事更不レ得ニ才覺一候。推量候ニハ御堂殿チバ大入道ト申候。是賞翫ニシテ歟。サレバ淸家大外記賴業眞人チバ子孫執シテ大大外記ト于今申習候。是モ三浦家ニテ一段執シテ大ノ字チ加候ケルカ。又子息ナド已當國ノ介ニ拜任候後如レ此此家ニテ稱候ケルカ。可レ爲ニ兩端一候哉。

一從四位上行左京大夫多々良朝臣義興。左京大夫守式位署此分たるべく候哉。

此定尤可レ然候。

一大中大夫左京兆尹兼山城。安藝。石見。周防。長

門。豊前。筑前。七州大守多々良義興朝臣。祈禱疏銘などには如レ此たるべく候。此分無相違候。七州之兩字若被レ畧テモ宜歟如何。

不審條々

一官位の事注たる物に。太政大臣は攝關兩職には任させ給ず。各任之。攝政は忠仁公初例。關白ハ照宣公初例。皆是太政大臣之時猶爲ニ攝政關白一也。其故はあまりに高官たるによりて政を御沙汰無之。是に依て左右大臣或は內大臣を彼職に補せらるゝ也。此條如何候哉。古キ物に攝政太政大臣或關白太政大臣などゝ候を自然に見及申。近代皆以如レ此候。巨細被ニ仰出一度候。

一左大辨宰相。右大辨宰相と稱有。他人は左樣に書札などに書とも。此分候。我は參議とばかり書之と候。參議左大辨其自身ハ書也。此條常の書札はさもやと存候。本式の物には兼官ヲ加へ候べキ歟。勿論自書に宰相とはあるまじく候哉如何。

一少外記は一﨟二﨟三﨟四﨟とて四人あり。本分數三人。三﨟迄如レ此喚候也。他人は一﨟外記とも。二﨟外記共書共。自書には少外記若は權外記とも。此分候。我が成やうに書べし。

此儀如何。

一左大史二人が內一人は五位ヲなさる。其を大夫史と云。次をば官長者と云也。他人は大夫史とも書。我は左大史と書。二人ながら五位事も有。此分候。勿論近代四品在之。上首ハ大略官務ナリ。下﨟チ新大夫史トモ新四位史トモ呼也。

此分候哉。

一右大史。是は二人ながら六位なり。他人は姓を加て中大史とも。又は家大史とも書也。又二人の中に下﨟一人ヲ新大史とも稱之。我は右之右大史と書之。

是又如何。

一左少史是六位也。勿論候。二人が中一人をば左一史と書之。或は左少史と書之。次の一人は左端

史と他人は書之。我は左少史と可レ書之。
此分候哉。
一右少史是も六位なり。二人が中に一人をば指次史と他人書之。我は右少史と可レ書。一人をば新少史と書は。自書には右少史と調べし。
以上
此分候哉。
一侍従大納言。侍従中納言。侍従宰相。他人は稱すれども。我は侍従と不レ書して。位署ニハ兼官ニ侍従チ載候也。大中納言或参議と可レ書之。又二位三位四位侍従と人は書共。自書にはたゞ侍従と調べし。
此分候哉。但大中納言宰相迄兼ざるはか也。やうに有べきニ而候哉。若兼官をば辭退にて侍従當官なる二位三位。さ様に可レ調候哉。勿論拾遺補闕ノ官。宮中ニ咫尺スベキ官ナル故ニ。中務省ノ所屬タル也。又侍従の官。中務省に所屬の謂如レ何候哉。巨細被レ仰出レ度候。

一帯刀長二人あり。是先生と號すっ他人は先生と書共。我は先生共又長共不レ可レ書也。只姓實名は他官あれば其を書べし。
此分候。
此段子細有事共ニ而候哉。無二殊事一候。先生之號古來沙汰有よし承及候。侍の假名如レ斯由申候如何。又長此両說如何。常には如レ此用也。
一左右近衛府。内大將の事。大臣。中納言。参議の兼する職也。消息には大臣は只大臣と書。自書にも此分也。大中納言宰相は他人も大將と書也。我も大將と可レ書也。
此分候。
此定に候哉。但本式の物に大臣の大將も位署ニ書候時ハ兼行左近大將ト書候也。加へテ書候哉。大中納言。参議。又同前候歟如何被レ仰出レ度候。此位署被レ注下レ度候。
一中納言中將之事。他人は中納言中將と書共。自書には中納言と計書之。参議の中將又同

之。次二位の中將三位中將と他人は書とも。
我は中將と書之。
是も本式ノ位署には可レ替ニ而候哉。此分候。
一將監事爵をして後は。他人大夫將監と書共。
我は不レ書之。此分候。又舞人隨身などは將監に任た
るをば判官と稱之。此事候當座無ニ覺悟一候。書札にも他人は判官と
書之。我は將監と計書之。
此段殊更細被ニ仰下一度候。
一左衛門府の所々撿非違使判官五位尉也。但
廷尉不レ渡以前は六位。申渡て後に人は大夫
判官と書之。我は左衛門少尉と書べし。叙爵
とは左衛門尉に成て後には。五位なるヲ云。
我は散位と書之。他人は左衛門大夫と書べ
し。
此段殊委細被ニ仰下一度候。
一陸奥出羽按察使事。他人は按察と書之。此分但使字我は
ヲ加書事アリ。書札ナドニ按察殿ト書之。或按察使中納言
殿ナド書之。
按察使と書之。
此分候哉。
一防鴨河使事。是も使宣旨なから。さのみ位署
などには不レ書候。トハ撿非違使ノ事ヲ云也。防鴨河使トハ只宣下スル官也。此官ハサヽゲ物トテ位署ヲ書候時第一ニ書物也。征夷大將軍・造東大寺長官ナド云類也。必兼帶スルナリ。
古へ書たる候如何。
一撿非違使別當衛府督を去也。此分候。他人は別當と
書とも。我は衛府督と書て別當と不レ書也。
別當權中納言從三位兼行右衛門督ナド許ニ候也。
如何位署之樣被ニ仰下一度候。
一佐是は左右衛門權佐也。是は他人も其身も
左右衛門佐と書之。
是は廷尉の事ニ而候哉。是モ使宣旨ヲ蒙テ後廷尉ト世話に廷尉佐と
呼候也。廷尉ハ多分權佐ニテ候。但佐ナルモ。左右衛門。
申ならはし候。此儀は撿非違使に不レ成。又
兵衛權佐ニテ候人ヲ廷尉ニテ候はぬ權佐殿と呼候。
左右衛門佐ある故に廷尉の佐と申候哉。
自身モ權佐ト書候也。
自書には權字必可レ加かと存候如何。

一殿上別當左右官_{大臣歟}の成事也。消息に書事なし。此
分候。職原抄ニ藏人所別當ト載候。此事也。内裏ノ殿上
此儀如何。彼別當の號。別當と心得可レ申
ノ別當ニテ候也。
候哉。

一藏人非司。たゞ宣旨にて參者也。他人は消息
内侍宣ニテロヅカラ殿上ニ出納仰テ其人
ニ告知ス也。
にも書共。其身は不レ書之。別の官を書之。官
位署ニハ書之。
藏人左中辨。藏人右少辨ナド。又六位ハ藏人中務丞。式部丞
なければ姓と實名ヲ云也。五位は名乘書。
ナド躰也。
此條毎度不審多候。被ニ仰出一度候。

一雜色。是も非司。他人は書共。我は姓を書。又
藏人所雜色也。
別の官あれば其官なんほどの物にかやうに
姓を書候哉。所衆是モ藏人所ノ衆ト云儀ニテ職原抄ニ
凡見エ候。

一非雜色。是も所の姓と云物也。何所と人は
云とも。我身は不レ書之。
此儀一向不レ及ニ分別一候。憖被ニ仰出一度
候。所のやうと申事。巨細被ニ仰出一度候。
勿論候。

一一品二品三品以上。親王の位也。無品畧之。

親王品位は勿論候處。世話に二位三位を
唐名ノヤウニ如レ此ニ申習候也。
も二品三品四品など申如何。四品より親
王を無品の親王と申說も候。五品を無品
云ニアタリ候哉。四品迄ノ位ニ候ヘバ。無品ハ四品ノ
次ト覺候。
と申說も候如何。

一女官位一品二品三品四品妃也と候。
此儀如何。女房の位階に正二位。正三位。
正四位と申候はで。只從計ニ而加級のよ
近代此分候。
し申說候如何。女叙位ノ儀此心ニテ候也。

一上皇は院なり。
此分候哉。

一上座。寺主。都維那師。以上三綱也。
僧ノ直名也。
此分候哉。阿闍梨。大德は無官と申候。諸
寺の三綱など申はトハ。右之三を申候哉。又寺
也。
社によりて替事も候哉。具被ニ仰出一度候。
不レ可レ替候。寺ニヨリテ阿闍梨何ロヲ置ト宣下セラレ
タル寺候。其モ三綱ノ外ニ行法ノ阿闍梨ヲ置心ニテ候
也。

不審條々

一參議に被ㇾ任事。攝家淸花の外にも拜家御座候哉。諸家皆多分任來候。

一參議を兼候事。大中將。左右弁。其外いづれ以前ノ卷物ニ凡注進之。の官職迄兼任候哉。

一參議に任ぜず候て三位に成候をばはう三位モ散三位トモ申候。と號するよし候哉。其はいづれの家にての事候哉。當時地下ノ者迄モ三位ニ敍候ヲバ如ㇾ此申候。

一武家に斯波畠山。勿論候。近年赤松三位に未聞候。昇進候哉。故政則依ニ神璽之賞一別儀候。其例候哉。然ば彼家々も准ニ公家一じて。卿の字を稱すべく候哉。勿論候。參內之時は候所何れの所ニ而候哉。是ハ三位候共地下ノニテアンベク候。昇殿ハ又各別ノ事候。進上の御禮目錄等の調。實名以下稱號等如何御座候哉。日來ニ相替事不ㇾ可ㇾ有ト覺申候。

一大將に被ㇾ任之事。參議以上の兼職ニ而候哉。攝家淸花ノ外不ㇾ任候。專執來候顯職候。其外にも兼任候哉。兩局務なども參議經歷候哉。不ニ思寄一事。

一大納言の兼官に彈正尹を兼せられ候哉。勿論候。其權大納言兼任ニテ。位署の書樣如何調候哉。又他人官にも彈正中納言ニモ若兼ニ彈正一事候。尹を兼候哉。猶是巨細被ニ仰出一度候。

一太政大臣幷三大臣。大中納言以下。前官に御後進の人出來候時辭退候也。成候事は除目次第に候哉。但其人によりて當官ヲ御抑留の事も候哉。御用にしたがひて上とめも抑留。又下とめも申請て抑留の事も時によりて有事にて候。更に無ニ定法一候。

一權大納言。權中納言とは申ならはし候哉。權ハ本來不ㇾ置ニ權官一候也少納言と申事は不ㇾ及ㇾ承候如何候哉。少納言は三人任之候。當時モ當少納言淸少納言ナド喚候。後ニ任候ヲ新少納言ト喚候。

一權の字の事。當任の被ㇾ定候內にも申候哉。又定り候はぬ以前に稱之候哉。當事大中納言ハ皆權大納言。權中納言ニテ、轉正トテ正ノ大中納言ニ轉任スル事アリ。其時權トハ喚候ハデ。只大納言・中納言也。是ハ任大臣節會ヲ取行候時。第一第二大中納言正ニ轉ズル。サラヌ時ハ轉正ノ事候ハヌ間。近來ハ只皆權大權中ノミニテ候也。

一藏人事。いづれもの官。いづれの位迄兼任候

哉。四位五位六位殿上人帶之候。其内上首二人藏人ノ頭ト申候也。

一位階をば伯卿。傳奏。上卿。內記。職事。官務。此六人奉行候哉。是又巨細被ニ仰出一度候。位階ハ傳奏ノ若ハ職事奏聞シテ勅許之後。職事上卿ニ仰候。上卿大內記ニ仰テ位記令レ作也。官ヲバ職事上卿ニ仰テ。大內記ニ仰。宣旨ヲ成候。又官ニヨリテ官務奉行候。ソレヲ上卿必辨ニ下知シテ。辨ガ官務ニ仰也。官ノ位ヲ悉官務下知候也。

一攝家淸花の御家にも四府督。佐。尉。志等を經歷候哉。勿論候。是不レ任候。

一四職のすけ。進。さくはん同。諸司助允幷受領以下同前。以上不レ任。候。兼國トテ雲上人時ハ介。權介。參議ノ時ハ權守必兼任候。代々ノ佳例ヲ守テ任來候也。

一叙爵以後は大夫將監。大夫進。大夫屬と稱候哉。然ばいづれの官のすけ。ぜう。さくはんも。爵をし候はゞ大夫と可レ書候哉。常如レ此申候。ナドハイタク無ニ聞馴一候。左衛門大夫。兵衛大夫ナドハ常又喚候。サシタル顯職ニテモナキ官ヲバ呼付候ハヌカト覺申候。但近代武家奉行衆ハ。皆何ノ官ニモ何ノ大夫ト稱候。サモコソ候ラメ。古儀不ニ聞馴一之業ニ覺申候如何。

一八省の卿には親王の外何の家迄御成候哉。中式二省ハ親王之外近代不レ任之候。其ノ外何ニテモ皆任來之候。後醍醐院御宇ニハ大臣モ皆八省卿ヲ兼任之事候キ。是ハ邂逅ノ例候哉。

一八省四職四府の外に兵庫。彈正等の官をば如何申候哉。別ニ何トモ申候事不ニ聞付一候。

一和歌作者に兼見王ナドゴトキ王字を加ラル候。是は王氏とて。いまだ給はられ候はぬ人候哉。此たぐひ多候如何。四世無位トテ。王孫四世ニ及候得バ皆無位候。仍某ノ稱デ爵ヲ申請候ナリ。叙位ニ必王氏ノ爵トテ申モ。或寬和御宇天曆ノ御後ナド某帝ノ御子孫共ノ爵ヲ被レ申ニテ。當時伯モ源ノ姓ヲ賜候ヘドモ。伯ニ成時ハ王氏ニカヘリ候。

一左右のおほいまうち君と申は。大臣とも申候。大夫と書とも申候如何。マウチキミト是ハ各別候。

一典侍藤原直子朝臣。典侍藤原ヨルカノ朝臣など候は。女房の事候哉。朝臣の尸如何。又女王と申候哉。巨細被ニ仰出一度候。勿論候。四品ンタッ女房ナレバ如レ此書候。御卽位ノ時褰帳ノ女王トテトバリヲカヽゲ候。今モ伯ガ女ドモマイラセ候。

一家の字付候事。何の官迄にて候哉。中將などには不レ付よし申候。縱ば攝政家雜章。大納

言家ノ事奉書などの上書に武邊の奉行之事ニ而候。
勿論候。
淺官ノ人モ雜章中状ナドニハ中將家。少將家。雜章中ハ常書之候。但依レ人斟酌モアルベク候歟。有無可レ在二人心一候哉。

一三家。ハン家。名家。諸大夫家。銘々被ニ仰出一度候。
職原抄奥ニ大底被レ載候歟。家々勝劣率爾ニ難二申述一候。

一和尚號。禪師號。上人號。法師事。巨細被ニ仰出一度候。
和尚號ハ元應寺以下律家申請候間。禪師號ハ禪家申請候。上人號事古來無二其沙汰一事ニ候。近代淨土宗等多申請候。是ハタヾ職事消息ニテ。某上人御房ト書遣計〔畢歟〕一是表書
多分諡號タリ。現存ヲバ特ト。是ハ稀ノ事也。紫野ノ二祖ニアリ。

一伊勢祭主。住吉津守。日吉禰宜。吉田神主。加茂祝。此勝劣如何。又春日。八幡には唯之神職號如何候哉。
彼家ニ各義勢區々更難レ申二勝劣一候。又春日ニハ中臣氏皆居テ其職候。八幡ハ神主紀氏後胤候歟。宮寺ニテ專撿校別當ナド。僧中管領之社候。社官ノ沙汰不レ聞候。
此分候。無之。一品ヨリ無品
無品親王と稱候歟。六番目よりは昇進如何
〔恐ラク此二行ハ親王御元服加冠拜官事ノ條ニ入ルベキ也。五百九頁上段〕
親王迄ニテ候。
御座候哉。

一源氏物語の掲名の介の字の事。其替各別い由申。受領の介には替り候哉。
無二別之儀一候。替ベカラズ候。

一兩局の初官にはいづれを拜任候哉。
外記局は家々ニヨリテ諸司正助ナド何レモ其先祖ノ落例を追候。官務ハ壬生ハ大畧主殿。昨元衍[illegible]流ハ八省輔ナド候歟。

一世話に平相國清盛朝臣と申候。此實名に付候尸不審に候。卿にては有べく候哉如何。
是ハタヾ自然ニカヤウニゾ申付タラン。但惣而ハ朝臣ノ字ハ宣命ナドニハ大臣ヲモ何ノ朝臣ト載候間。カヤウニ付テ喚候ハンズッモ子細ハナキ由候歟。雖レ然常ニハ不レ可レ然候。

一入道以後猶俗名に拘候て實名稱書事。或又實名に法師を書事常に候哉如何。
上古ノ儀皆如レ此候。法名ヲ知候事ハ別段候。日來喚付候名字ニ法師ノ字ヲ加テ喚ニテ候哉。近來モ古老ノ人達ハサノミ申來ラレ候ヨシ。

一十郎藏人行家と申十郎の二字不レ及ニ分別一候如何。
十郎ハモトヨリ喚來候名ニテ候。只今藏人ニナサレタルニヨリテ如レ此申カ。九郎判官義經ト申候同事候。

一堂上と申は何れの官位。堂下と申はいか樣

の官位迄の事ニ候哉。
官位アナガチ堂上堂下ノ分メハ候ハヌカ。但兩局ゴトキハ生得地下ノ官。諸官ノ二三分等。又地下ノ官タルベク候哉。

一公卿衆殿上ニ而候所幷其役如何。同殿上人候所又其役如何。
公卿ハ左右近陣座ニモ殿上ニモ宜陽殿ニモ。隨ニ其事一伺公候。別テ候所不レ定候故。殿上人ハ必殿上ニ候スベキニテ候。其役又可レ隨レ時。不レ能レ注也。

裏書
常ニ攝關公卿ノ座シテ事ヲ沙汰殿也。

一上北面下北面のかはり如何。又是を平話にきたおもてとめさるゝ事候由申候。いかやう成時の事候哉。其衆の衣裳如何。官ヲバいづれ拜任候哉。
上北面ハ諸家諸大夫。官外記ナド被レ補候。洞中ニテハ狩衣差貫也。下北面ハ諸家ノ侍補之。五位ハ狩衣差貫。六位ハ襖袴也。キタヲモテト召事時ニヨリテサモアリ候哉。アフハカマ布。色ハアヲキモ有。白キヲモスト云々。襖アフトヨム。スアフ袴ニ是ヲ書ベシ。

一節會の時劒笏を帯し靭を負人々の事。官位何れ迄の役候哉。
殿上人次將トテ。近衞中少將帯劔スル也。外衞佐モ帯劔スベシ。

一六位の裝束ハ綠ニ而候哉。自ニ初位一至ニ七位一の差別いかゞ候哉。
近代不ニ見及一候。

一五位は赤衣。四位より一位迄紫ニ而候哉。淺深如何。
差別アルベキ事候也。但近代大畧用ニ同色一雖ニ本式一自然如レ此。

一四位袍褐布衣拜着用次第等如何。巨細被ニ仰出一度候。
褐ハ隨身用之。布衣ハカリギヌトテ洞中ニテ用之。上皇以下至ニ北面一用之。

一直衣烏帽子御着用次第如何。
烏帽子直衣トテ。烏帽子ニ直衣ヲ着用スル事ハ。大臣以後ハ晴ノ所ヘモ用之。大納言迄ハ不レ着候物也。別當ハ廳始ト云事ナド行時。自身ノ家ニテ着用候也、上古皆家中ニテハ大納言モ着用候ケルト云リ。近代ハ不レ然候。

表書
家來ノ公家ヲ會合候儀ニ候。

一太政大臣。三公。納言衆。褻裝束は如何。
丞相ハ烏帽子直衣小直衣。至極ノ褻ノ服ハ水干高袴道服ナド也。納言直垂用之。但人ニヨリテサマ〴〵ナルナリ。

裏書
小直衣ハワカキニスソヲヨコザマニツイタルモノ也。

一冠は理髮以後重々昇進によりて替る由申候如何。
十六歳の春迄ハ透額トテ額ノスキタルヲ用。其後ハヨノツネノ冠ヲ着用也。

一立烏帽子又風折之次第上下如何。
更ニ不レ可ニ分別一候歟。

一輦車牛車勅許之次第幷乘おり兩所等如何。
輦車ハ宮中ヲ出入。中重ノ輦トテ中門ノキハマデ乘候也。

一北政所。或はなにがしの室など申事は。いづ

れの官位の人の御事迄申候哉。室の事。公卿ノ妻ヲバ何レモ如レ此可レ稱候歟。

一疊のへりの紋の事。天子親王攝家三公以下次第如何。

繧繝。高麗。大文。小文。紫縁。黄縁等。寢殿以下其所ニシタガヒテ令レ敷之。大畧三公家通用也。

一女官の衆之次第の候所如何。たとへば皇后尙侍。當時無之候。典侍。掌侍。ミコ。此稱號不レ聞。御局。命婦。采女。女嬬以下。

典侍。掌侍。命婦。女藏人等。女房ノサライトテ。常ハ臺盤所ト云所ニ候スベキ也。此内女藏人ト云ハ。常ノ御所ノ簾臺ウヘ。夜オトドノ内ナドニ入ヌモノ也。采女ハ内侍所ニ候ス。本儀ハ采女町トセシニヤ。今ハ纔絶セリ。刀自ト云者。又内侍所ニ候ス。主殿司ト云者ハ。殿上ニ候シテ藏人頭ナドニ宮ヅカヒスルナリ。女嬬モ此下ニテ宮ヅカヒス。臺所御格子ノアゲオロシナド。惣ジテ得撰女官ト云者ハ。臺所ニ候シテ朝夕ノ御膳ナド持テマイル。朝餉ナドニシタガフナリ。此得撰ハヤガテ又采女ヲ兼帶セルモノナリ。

一女房の位階に從一位。從二位。三位と申樣に承及候如何。

正二位三位ト云事。女ノ位階ニハ無之。女叙位ノ古抄ニモ體如レ此被レ載候。從一位。從二位ノミ也。正一位ハ男モ贈位ノ外不レ叙候也。勿論候。

一女房の位階に四位五位をも被レ叙候哉。具蒙レ仰度候。

女叙位ノ時ハ第一ニ先從五位下ヨリ叙スル也。

一和歌の作者に大貳三位と申候をば官と位とつらねて稱候哉。

太宰大貳高階成章卿爲レ妻。仍號二大貳一候事ハ夫ノ官ヲ喚候。和泉式部ハ保昌朝臣和泉守タリシ時ノ妻ナレバ。和泉式部。夫ノ名ヲ加用事ニ候。此三位ハ御乳母ニテ三位ニ叙スル間三位ト申也。

一女に宣旨と申號候如何。

是中宮ノ宣旨。春宮ノ宣旨。又關白家宣旨ノ局トテ候。ソレハ其ノ關白ニナラレ候時ノ宣旨ヲトリ入タル女房ヲ喚候。此宣旨ヲ撰シテ攝關家ノ宣旨取傳タルニアラネドモ。可レ然女房ナド自然號。

一武家の被官に藏人丞と稱候をば如何。八省之丞を兼たる號候哉。或又右兵衛尉と最下の侍など申候事如何候哉。

藏人丞事一向不二覺悟一候。第一藏人と云官。以前モ申ゴトク。春宮御座ナキ時。此號アルベカラザル事候。其上ニ藏人丞ト云官アルベカラズ候。只何ノ丞ニテコソ候ラメ。又沙汰ノ外事候。

一宣下の物に日下に知家事なにがしと兩人加判候て。年號の通に左右大將或從一位從二位などの高位高官の御方五人も三人も御連署候は如何。巨略被二仰出一度候。

表書

御監ト云ハ。書下ノ物ナリ。左右大將コレヲ奉ル。御厩ノ

事ヲシル也。知家事。安主兩人ハ。大臣家ノ官ドモニテ。必諸事ヲ書下シ候事。左右大將以下連署ハ不レ審候。何ノ文ニテ候ラン。其外見及候ハデハ。ソラニハカリガタク候。加樣ニ是ハ宣下ノ物ニテハ候マジキ。左右馬寮ナドノ御監ナド申タグヒ文候哉。

一平家物語などに後徳大寺左大將實定卿或は定家家隆など。文字の聲に稱之事候如何。

此事自然ニカク云付タルニテ候。可レ然名譽ノ人ヲバ近代モ多クカヤウニ稱來候歟。

一諸官幷受領のかみをかうの殿と世俗に申候如何。誰にかぎらず可レ稱之候哉。

勿論候。

一傔仗事。役ハ何事をつとめ申候哉。

以前巻物ニ粗注之畢。

一天子ノヲバ綸旨。宣旨。口宣と候哉。勅書と申候如何。

勅書。詔書。宣命トテ。大内記草進シテ。此上ニハ御畫トテ年號月ノ下ニ其當日ヲ天子ノ御手ヅカラアソバシ入ラル事アルモノ也。

一院のをば院宣。后のをば如何申候哉。

只令旨ト稱歟。

一親王幷宮々のをば令旨と申候哉。

勿論候。

關白ノヲバ長者宣ト號候也。

一攝家淸花御書をば如何申候哉。

別テアナガチ無二其稱一候。地下輩ゴトキニハ大畧家司奉書也。

一御幸ハ院。行幸ハ天子。行啓ハ春宮。中宮。親王と申候哉如何。

是ハ只渡御ト申候。

一御車上中下の次第幷卿車はいか成位の人被レ用候哉。簾同之。

此字不審候。

多端事キト難レ明候。

簾ハ網代ノ車ノ事歟。諸人通用ノ物候。毛車ハ檳榔毛トテ公卿乘用候。糸毛庇ナド規摸ノ事候。

表書

長物見ナドハ上首。アジロハ公卿。普通ノ紋車ハ殿上人家ノ紋ヲアジロニクム也。

小八葉聽被レ用也。轅直ナル物也。

一攝家淸花迄は御成と申候哉。

堅固近俗ノ語候。サモコソ候ハンズラメ。御出ナドモ申習候歟。

一踐祚。受禪。即位次第如何。

天子ノ位ヲフミマシマス通號也。

ユヅリヲウケテ帝位ニノボリタマフコトナリ。

マサシク天子ノ位ニツキ給ヨシヲ天神地祇百官諸司告シメマシマス其禮ヲヲコナハル、節會也。

一崩御。薨。卒。逝去次第又如何。

禮記書二天子死一曰レ崩。諸侯曰レ薨。大夫曰レ卒。士曰二不祿一。庶人曰レ死。大概是ニ准ジテ可レ知事候。殿上人分タルベキ平人タルベシ。逝去。逝水同之。遷化ノ事必知識出家ニ不レ限候。俗人ノ上首ナドモ申ベシ。入滅トモアレ苦シカラザル也。

一聖號。長老號。上人號。次第宣下如何。
以上宣下ナキモノナリ。

一僧正 権大僧都 大小 権正律師 権候哉。阿闍梨號如何。
官位ニハアラザル也、寺ニヨリテ阿闍梨何口ヲ置トテ。官位ニハ不レ拘シテアル也。又灌頂ノ大阿闍梨ト云ハ各別ノ事也。一身阿闍梨トテ又灌頂ウクベキ人宣下ヲ申請事アリ。是モ官ニハアラズ。惣テ阿闍梨トハ法師ノ通稱ナリ。

一致事表と申事源氏物語に候は。如何心得可レ申候哉。
禮記ニ大夫七十而致事云々。其ツカサドル所ノ事ヲキミニカヘシイタスト云心ナリ。日本ニ致仕ト多書之候。仕フル所ノ事ヲキミニカヘスヨシヲ文章ニ書アラハシタルヲ表ト云也。源氏物語致仕ノ大臣モ此心ナルベシ。

一縣召事巨細被ニ仰出一度候。
春ノ除目ヲ縣召ト云。外國ノツカサヲ本ト任ズル故ニ縣召ト云ナリ。秋ノ除目ヲバ京官ノ除目ト云。諸司ヲムネト任ズルニヨリテ也。

一大饗をこなはるト申事如何。
任大臣ノ節會トテ大臣ヲ任ゼラル、節會ヲ被レ行之時。新任ノ大臣其日ノ節會ノ尊者トテ招請アリ。其外官外記ニイタルマデ。吾亭へ招テ饗應スル事ナリ。種々儀式ドモアル事也。上古ニハ二ノ宮ノ大饗トテ。年始ニ中宮。春宮ノ二所ニテモ。大饗ノ儀式アリシナリ。

一天子へ將軍家幷に三管領其以下相伴衆進上之物目錄。同官 實名等 調進次 第巨細被ニ仰出一度候。

此事堅固内々儀也。定ル題不レ知之候。持之朝臣弘源寺永享禁中御懺法ノ時。常ノ御所ノ簀子へ被ニ召出一候時。御料トテ万疋進上候時ハ折紙ニ進上万疋上ト書テ以ニ傳奏一普廣院殿へ進上候處。ヤガテ其折紙ヲ御前ニテ御披露候ケルヨシ承及候。大概何モ調様ハ此分ニテコソ覺候。

一右之衆より攝家。淸花。三公。納言以下。一々銘々被ニ仰出一度候。
大概近代折馬美物等ノ類無レ殊候。法通例之様候歟。

一内擧外擧次第如何。
内擧トハ女中又ハ近習ノ臣下ナド申沙汰申歟。外擧トハサシテ名目ニハ云習候ハヌ歟。是ハ外様ヨリ次第擧達タルベシ。無ニ名儀一候哉。

一宣旨ノモノニ宣奉勅トヤラン候。讀様如何。
心ハ其日ノ上卿ノ勅定ヲウケタマハリタルトノ玉フト云心ニテ候。然バ宣ノ字ハ上卿ノ玉ツニテ。奉勅ハ其上卿勅定ヲウケタマハリタルニテ候。其旨ヲ外記ガ書出シ候所宣旨トハ申也。

一悉之以狀と書トメニ候。讀やう如何。
是ヲシツスルニ狀ヲ以テス。如レ此讀候歟。委細ヲ右之狀ニ盡シタルト云心ナリ。

一上卿は事によりて人躰御かはり候哉。
大臣奉公之公事ハ。大臣ヲ上卿ト云。大中納言奉行ノ公事ヲバ大中納言ヲ上卿ト云。其日ノ上首ヲ上卿ト申也。

一仙洞の御式裝幷内衣事。
依レ事御裝束其色目カハルベシ。巨細難レ許候歟。御内衣ハ御烏帽子前張ノ大口ニ半尻ノ狩衣。或ハ常ノ狩衣差貫。又小直衣等也。
表書
マへハリ。常ノ大口ヲマヘヲウシロニシタル。女モキルナリ。

一天子の御裝式等事。
御服依ㇾ事可ニ相替ー也。御內衣ハ紅ノ御袴。御引直衣ニテ。
御冠ニ巾子紙チ入ラル、也。內ニテモヒキツクロハル、
時ハ。御物ノ具トテ御張袴ニ御引直衣ニツキメチカサネ
ラル、事アル也。
表書
ウシロチ裾ノ如クウナタレテメス。前モ臣下ニハカハル。
一親王其外宮々御裝束。
內衣大略洞中ノ儀ト同。オホキミスガタトテ前張ノ大口
ニ小直衣チモ被ㇾ用候也。又狩衣差貫モ常ノ事候也。
一皇后。
一女御。
一更衣。何れも巨細被ニ仰出ー度候。
右ヒギヌ。五ギヌ。大ウチギ。コウチギナド。其色品々
時折節ニ隨テ女房ノキヌドモ尊卑多端候。又當時ハ不ニ見
聞ー事ドモ候間無ニ分明ー也。不ㇾ覺候。縱又巨細注附候ト
モ。キト心得カタク候歟。短筆難ニ述書ー候。
言上條々
一坊官除目事。
勿論候。
春宮方除目之由以前被ニ仰出ー候キ。然バ
立坊トテ皇子ノ春宮ニ御立候日。內裏被ㇾ行之。執筆ハ
於ニ當坊ー御執行候哉。時節
大外記若ハ他宰相也。清書ノ儀ハ同ニ常之除目ー。
イツゴロ。大間など御座候哉。上卿
仁安元年除目寫之。是ハナシ。只續紙ニ書之。

はいか成人御沙汰候哉。具に請ニ上意ー度
トハ不ㇾ可ㇾ稱。執筆ト可ㇾ稱候。
候。
一主馬判官事。
勿論候。
春宮方の官と被ニ仰出ー候キ。主馬。判官と
兩官と見え候處。平家の侍に主馬判官盛
是ハ推量候。侍ニテ使ノ宣旨チ蒙タル者ニテ候ハンズ
久と申仁候ける由世話に申傳候。其分候
ルニ。其仁又主馬ノ首ニ任タル間兼官ノ心ト覺申候。
はゞ一人して兩官をかねたる號にて候哉
不審に存候。判官は必使宣旨を蒙たる人
を申と覺悟仕候如何。但東宮方ニ而も使
不ㇾ可ㇾ有候。
宣旨を被ㇾ成候事候哉。然ばいかなる事の
使にて宣旨を蒙候哉。巨細被ニ仰出ー度候。
一撿非違使事。
此不審更不ㇾ休候。四府の佐尉志等使宣旨
を蒙候時。撿非違使と申號ヲ被ㇾ補候哉。
此事委細ニ見エ候。參議ニテモ。中納言ニテモ。撿
職原には撿非違使四府各別に被ㇾ載候處
非違使ノ別當ニ補スル日。必四府ノ督ニハ任ズル事ニ
に。同等のやうに稱候如何候哉。別當には
テ候也。

一攝家清花幷高位の御方々などのかりそめにも洛外へ發遣有まじき人々も被レ任候歟。就レ之猶使宣旨を被レ成事不レ及ニ分別一候。

勿論候。顯職トテ殊執スル事ニテ候。使ノ宣旨ト稱候ヘドモ。使チツトムル事ハナキ官ニテ候。非違チタヾシカンガフル使ト云心マデニテ候。洛外ナドヘハ殊ニ大理ハカリソメニ出マジキ事ニテ候。

又使宣旨をば諸司四職等ノスケゼウナドモ被レ補例も御座候哉。

ニテ候共使ノ宣旨チ蒙候日。必四府ノ尉テ兼任スベキ事ニテ候。

一將曹府生事。

此兩官隨身の家に任ずるよし被ニ仰出一候キ。兵仗を給人に相從由候。何れの家いかなる官職の人申御給候哉。

勿論候。將曹ハ樂人ナドモ任候。府生ハ大將ノハカラヒニテ任候官候。兵仗ハ攝關大臣ナド可レ然之人宣下セラレテ賜候也。

一勢多大判事の事。

中原氏の人にて候よし以前被ニ仰下一候。

日野ニ家禮候テ。近來マデ章清ノ朝臣トテ候。其子今現在候。

當時は執分誰人ニ而御座候哉。大中少判事の號武家にも可レ有之候哉。

サモヤト覺候。中判事近代不レ任候。

一鎮守府事。

兼官の類に候よし被ニ仰出一候キ。兼官には何の官より兼候哉。

陸奥守タル人兼任候ニ此事見ニ職原抄一候哉。

一准三宮事。

此號法中に可レ限候。大略御門跡或ハ攝家清花の高位の御方々被レ稱候。又將軍家必補任候。治世の間にも被レ任候哉。

法中等被ニ蒙此宣旨一候。清花共例希ニ候。慥ニ不レ得ニ所存一候。

鹿苑院殿。每事ノ樣攝家昇進候間始テ令レ蒙ニ此宣旨一給候。

一諡號事。

近代停廢之由以前被ニ仰出一候キ。仍太政大臣幷三公薨去之時は。當官ながら前官に被レ成候。是規摸のよし上意候し。若前官に而薨じ給フ事候時は。如何御沙汰候哉。又諡號を可レ有ニ勅許一程の人々。納言ニ而逝去の時は如何御沙汰候哉。

仁義公以來大略斷絶歟。

ニ限ト見エ申候。

ニテ薨去候ハヾ可レ爲ニ諡號一事候間前官ノ分ニ用之。

不レ可レ及ニ諡號一之道理候哉。

一淡海公貞信公御事。

諡號之時。國を勅許候と哉覽被ニ仰出一候

キ。其國名等猶愷請ニ上意一度候。淡海公近江。昭宣公越前。貞信公信濃等。加様ニ皆國ニ封セラレ候事。

一禪師號事。

｜近代現存の人に勅許は希有候。大德寺の二祖に御補任のよし被ニ仰出一候キ。特賜。コトニ賜ルト云心ナリ。猶巨細得ニ上意一度候。トクシトヤラン御定候キ。旨名如何被ニ仰下一度候。

一南家式家京家等事。

此三家之次第幷御諱。又當時其御流いづれと被ニ仰出一度候。

南家。武智麿。左大臣。淡海公第一男。此子孫。信西入道モ此流也。其外武邊藤氏等在介。式家。宇合。參議正三位式部卿。淡海公三男。京家麿。參議從三位左京大夫。淡海公四男。

一散三位散位事。

｜此二は以前被ニ仰出一候。散一位と申候稱スル事ハ無之候。但大臣ナドモ前官ノ時。一品ノ人ハ散一位ノ心ニテ候。名目ニ散一位トツカフ事聞馴候ハズ候。如何。是も參議を經歷候はで被レ叙候人の御事ニ而候哉。

一同散三位事。

地下の三位などをも申よし被ニ仰出一候キ。諸大夫醫陰ノ輩等事ニ候。堂上輩ニテ不レ經ニ參議ニチバ散三位と申也。地下とは不レ遂ニ昇殿ニ三位の事候哉。

一叙留乃二字事。

叙留トハ。今六位ノ將監爵ノ日。猶將監ヲ如レ舊帶シ。五位少將四位ニ叙スル時。少將舊ノ如ク。中將三位ニ叙スル時。中將如レ元ナド候事ヲ申候也。此類アマタアルベク候ヘドモ。大都叙留ノ名目ハ尤是等ヲ稱候。

五位より從一位に至ル迄も。當官はいつのまゝにて位ばかり次第不同に加級候を叙留と申候哉。叙爵の時被レ補候官ヲ其儘にて四品にあがり候を申候如何。此分候。｜縱ば源氏物語などに中將如元と候類の事候哉。被ニ仰出一度候。

一參議事。

｜從四位。三位。二位迄は當官たるよし被ニ仰出一候キ。其參議當官叙候也。然ば從一位の人參議之時は前ト言事ハ不レ可レ有之候。

官たるべく候哉。又從一位に被レ任候へば ハ中納言モ叙スル事ハナキ位ニテ候。 參議は下官とて不レ及ニ前官沙汰一被レ捨候哉。

一俊成卿位署事。

六百番歌合。入道皇太后宮大夫從三位藤原朝臣俊成と候。是も入道以後猶俗名に 歌合ナド位署ニハ皆如レ此書來候。是內々儀候也。細ニ 拘候御事不審に存候如何。

一入道事。 喚名ニハ入道大納言宰相入道ナド申此心ニテ候哉。

武家は大略可レ然仁は禪門と稱候。公家に 是ハイカニモ執シタルニテ候。公家ニモ尤稱來候。武家ニテモ可レ被レ執之事ニ候。 は左樣には御座候はぬや如何。

一外記局事。

家により官位も候よし被ニ仰出一候キ。定 是ハ清家。中家ニ任來候。官トモ少々近來定ルヤウニ公事ハ昔他氏ニモ多補候シカドモ。中古已來ハ清中兩家ノ外不レ任之由。 て外記に被レ補候家候はず候哉。

一上北面事。

諸家の諸大夫にも候と被ニ仰出一候は。攝家清花の家禮人々も被レ任候。 勿論候。 其も禁中の役を勤候哉。北面は何事の役候哉。

一地下殿上人地下北面等事。

是は攝家清花に家禮候て。四品をば通候 殿上人細々參內候ハヌ輩少候也。アナガチ地下ノ殿上人トハ不レ可レ稱候。下北面ト て參內候はぬ人の事を申候哉。北面は極 テ尋常ノ諸家ノ侍ノ奉公ヲ勤也。官ハ相替事無之。又 官いづれも昇進候哉。 醫陰ノ輩ゴトキ諸家諸大夫等昇殿ヲユルサル、事候へドモ。ソレモ用之所地下ノ輩コトナル所ナク候。是名中古已來ノ用ニテ候也。

一青侍事。

如何成侍申候哉。禁中にも候哉。裝束如何 ノ惣名候。女房ヲバ青女ナド云同事ニ候。瀧口ノ侍內舍人ナドトテ殿上方ニ候事也。 被ニ仰出一度候。

一觀察使事。

是は如何成役に隨候仁候哉。宣旨など被 上古參議ノ別名ト見エ候。委細在ニ職原抄一歟。當時斷絶候官也。 レ成候哉。

一華族事。

何れの家の人を稱申候哉。 攝家ノ一族。清花ノ餘流マデヲ可レ稱候歟。

一御方君達若事。
此次第家々により上中下違目御座候哉。
|一向俗語候。攝家淸花ノ餘流迄可レ稱候。

一僧正事。
|是に大少候哉。|無之。大僧正とは常に申習候。少
僧正事沙汰不レ承及レ候如何幷正權二字事
|ハ轉任ト
テ權僧正ヨリ正ニ轉ジテタヾ僧正ト喚候。
正に付ては別に被レ稱候時規摸たるよし
僧正ハ
最初ニ任候。是ヲバ權僧正ト喚候。
被二仰出一候キ。其子細猶具被二注下一度候。

一唐名に朝臣ノ尸事。
|唐名は公卿字。|殿上人は朝臣ヲ付て喚事
候由申候。如何被二仰出一度候。

一褰帳女王事。
女王トハ王氏ノ人ノ女ニテ候。當時伯ノ息女勤レ之候。
御即位の時兩人此役にしたがはれ候。|一
是ヲバ褰帳ノス
人は伯の息女。今一人は典侍とやらん以
ケト稱シテ誰ニテモ禁中祗候之典侍勤候。此兩人高御
前被二仰出一候キ。是又具請二上意一度候。平
座トテ天子ノ御座ノ前ニ垂ラレタル戸バリヲ左右ヨリ
姓も女王と稱申候哉。
カヽゲテ退ク也。其時天子ノ龍顏ヲ百官奉レ拜也。昔ハ
朝賀トテ毎年正月一日此儀式アリ。近代ハ御即位トテ
一代ニ一度此禮儀有。

一女藏人事。
|禁中ニテ朝夕下臈ノ女房ノ所役ヲツトムル也。右近
役は何事を被レ勤候哉。常にも女藏人殿な
と勅撰ニモ入候ハ小大君ノ事候。後醍醐院女藏人万代
ど喚申候哉。
ナドモ近代ノ集ニ入候。女藏人殿トモ喚ベク候ヘドモ。
今ハ左樣ニ喚事候ハズ候。只其人ノ名ヲ喚候。假令國ノ
ナド付候ヘバ。其國ノ名ナドヲ喚候也。

一刀自主殿司得選事。
位何れの准に候哉。トノモヅカサハ女官
ナガラ。役ハ如何。具被二仰出一度候。
刀自ハ內侍所ニ候候。主殿司ハ殿上ニ候テ。藏人頭職事
ナドニ宮仕候。又大臣殿上ニ着候時。褥ナヲシタリナド
モ沙汰シ候。又典侍內侍ノ髮ヲアクル事ナドヲモ得選
申沙汰候。

一女叙位事。
|此叙位時節はいつの比にて御座候哉。是
正月八日式日也。近代隔年行也。
トハ不レ可レ稱候。執筆トハ可レ稱。
も內弁叙位尻付など。|常の叙位
此分候。
のごとく御沙汰候哉。|役者の事巨細被二仰
出一度候。又時の定て。三人叙爵のよし被二
東竪子(アヅマワラハ)。闈司(イシモンド)。主水此三人を三年
仰出一候。誰人の息女被レ叙候哉。
ニ一度ウチカヘ〳〵一人ヅツ叙也。

一三位以上の位署を銘々に書候て。|實名に卿

自身ハ更ニ不レ可レ書之候。他人ハ書候子細ハ事ニヨリテ可レ有レ之候。是ハ其人ヲ執スルニテアルベキ歟。重歟。其説ニハナリ候マジキ事也。

の字を加候事候如何。愚意には卿の字は公卿の證據に喚候歟。位署に加候はゞ卿字モ說候哉。

一笏事

｜上下によりて長短大小候哉。｜｜｜サモ候ハント存候。但道理ヲ中候ハヾ必サモアルマジキ事歟。象牙フクラシバ等ノ違目如何。是ハ公方ニ御用候臣下ハ儀服トテ玉冠珮ヲ着テ禮服ヲ着用之時。用ニ牙笏ニ候。其外ノ衣冠ノ時ハフクラシバノ笏ノミニテ候。同檜扇事人によりて被レ用候哉。

一沒官領事。

吾妻鏡に所々錄之。勿論候。公家の闕所之樣に見え候如何。｜唯人ノ所知ニテモ公方ヘメサレタル闕所事也。

一式條注釋作者位署事。

大理右兵衛督藤原基氏前別當右衛門督藤原之實有。此位署分別如何たるべく候哉。勿論候。

大理は別當の唐名と見え候。爰ニ而は何と覺悟可レ仕候哉。別當ハ何ノ官ニテモ候ヘ。第一ノ上ニ別當ト書申候物ニテ候。此書樣尤可レ然候。唐名ニ而候はゞ當官の

｜右兵衛督のうへに書事如何。勿論候。｜前別當右衛門督是又兼官の心に別當は前官なから此分に位署候哉。何も慥に被二仰出一度候。是ハ尋常ナラバ。カヤウニハ不レ可レ書候ヘドモ。別當ヲ執シ候。又式條ノ事ニテ候ヘバ。大理方辨撰ノ仁可レ爲ニ規摸一候間。已其職ヲ去トイヘドモ。態如レ此書之候哉之由推量候。然者此時基氏ハ別當右兵衛督當官。實有ハ前職ノ人ト見エ候也。

一律令格式事。

此四部何も其卷數いか程。并律條には意趣何事。令條に何事。格式何も其斷旨趣被二仰出一度候。

律　十卷
令　十卷
延喜式五十卷
貞觀十卷
外式　十卷

此外格式猶有之。

律ハ專刑罰ノ事ヲ沙汰スル也。令ハ天下ノ法度ヲ定ムル書ナリ。格式ハ律令ノウヘノ事ヲタヾシアラハシテ。其時々ノ政ノヤウニ注セル歟。

不審條々

大臣也。

一太政官事。

｜此官に大將をかけて被レ任事も候哉。太政大臣兼候ハズ候。｜但太

大臣歟。兼官ハタヾキカズ候。關白攝政ナドニテ太政大臣勿論候。

政官の事は一向別段の事に候間。兼官などの沙汰御座有間敷候御事哉。別當などハ大納言也。近例ハ兼候事候ハズ候。中納言以下ノ兼官候。を兼せられ候事も有間敷候哉。又太政大臣には淸花の家にも被ㇾ任候哉。專任之候歟。久我家に則三條ニハ八條相國實行公。西園寺ニハ一條相國公經公。德大寺ニハ水本相國實基公。山本相國公守公。花山ニ花山相國兼雅公。大炊御門六條相國頼實公。久我ニ久我相國雅實公ヲ始トシテ。代々皆任ジ來候。贈官ハ帝ノ外祖タル人。贈太政大臣連綿候。近代毎度贈官候也。相國號見及申候如何候哉。贈官の時は何の家にもよらず。大相國の宣旨を被ㇾ成候哉。是も將軍家ならでは不ㇾ及ㇾ承候如何。此家是ハ別儀也。巨細被二仰出一度候。

一卿字事。

上階候へば實名に付く事は勿論候。此分候。平姓喚候に二位卿三位卿など稱事も候哉。サモ候ベキヤラン。細々カヤウニハ不二申付一候。又八省卿は階候はぬ人も拜任勿論候。省ノカミト云心候。公卿ノ卿ノ字ニハ相替ベク候。八省卿ノ內。治部刑部不ㇾ同。是ハ四位殿上人又地下ニモ任之候。餘ノ五省ハ公卿ノ外不ㇾ任候。三位以上の人は八省ならぬ官にも。自然に卿の字を付候て呼候べきも有べく候哉。被二仰出一度候。

一唐名事。

上階の人には中書の卿。禮部工部卿など。或又左京兆卿。右京兆卿なども呼候哉。サモアルベク候哉。四品以後朝臣を左京兆朝臣。右京兆朝臣勿論候。など書札などにも書候。又呼事も候哉。但此外には不二承及一候。諸官或は國守などにも付候は可ㇾ稱候哉。然ば宿禰。眞人。連縣主などにも可ㇾ爲二其分一候哉。

一撿非違使宣事。

以前被二仰出一候には。口宣などは出候はず候。ハ藏人之事ハ出納也。使宣旨ハ官ニ仰之候ベキニテ候。以前ノ卷物ニ注之。又臨時ニ補スル時宣テ書テ下候ヨシ候事モ近例也。出納の言葉ニ而被二申渡一よし候。其勅命の樣何と被二仰聞一候哉。使宣旨は悉此分候哉。使宣旨により候て口宣など被ㇾ成候事も候哉。ハ必可ㇾ行二節會一ニテ候。大大臣など令ㇾ任給候も替

巨撿非違使タル事曾以不ㇾ可ㇾ有之候。
まじく候哉。

一叙位除目同階事。
―蔭子蔭孫をたゝされ候て座次相定候由及
ハ無位ノ時ニ用之候。但叙位ナド同日初テ
叙爵候人ナドハ其ノ父ノ位ニ隨テ上ニ書候條。近代其
ㇾ承候。巨細被ㇾ仰出ㇾ度候。或は蔭を不ㇾ立
分候。
サレバ事ニヨルべキ事候。
と申事も候。被ㇾ注下ㇾ度候。

一親王國司尊號事。
―上總上野常陸など必任間敷候哉。此外に
此分候。
何の國名御座候哉。當任の御時。其國吏務
をば何と御沙汰候哉。是も任限は臣下同
介ガッカサドル也。
他官ニモウツラレ
篇に御座候哉。御辭退以後何と御昇進候
候。又前ノ上總ノ親王ナドモ申候也。
哉。

一受領ノ事。
―一人にて何が國計を四ケ年宛御經歷候哉
モ上古ハ自然ニ任ジ候。近代ハ有
名不實候。國ノ吏務テ廉直ニ行タルヲ賞スルト申候。
七ケ度など申說候如何。大臣も兼官に沙
ナキ事ニ候。
汰候事も候哉。

一藏人事。
―五位は勿論。六位も昇殿を被ㇾ聽候哉。其
ノ時地下ノ者モ藏人ニ補候ヘバ
昇殿禁色ヲ被ㇾ聽候。
時役は何事を沙汰候哉。五位藏人四品候
申也。四品シテハ藏人ノ頭ニ又昇進
へば藏人を辭退のよし申子細いはれ何事
之候也。
ニ而候哉。

一鑄錢司事。
―此職上古は在京など定候は。さてはいか
不分明候。
やうなる人躰長官たるべく候哉。

一官掌事。
役は專何事を沙汰候哉。
史生官トテ。史生ヨリモ猶下ノ者ニテ。太政大臣
ニテノミヤヅカヒセラルヽ也。

一主貢の事。
主馬など同類之樣に見え候。主貢何事を
年貢ヲツ
カサドリ候哉。
沙汰候哉。

一姉小路判官明辰事。
志ノ者也。
是ハ道士とやらん承及候。然ば左衛門志

尉ニ轉任シテ判官ト喚候哉如
たるべく候處。｜判官と呼候如何候哉。判官
何。　志ニテ候
は左右衛門大尉たるべきと存候。此相違
ヘドモ。自然父祖ノ時ヨリ申付候ヘバ。皆カヤウニ喚付
被二仰出一度候。
事。陰陽家ヲ陰陽頭ナラデモ陰陽ノ頭ト申。醫道ヲ典藥
頭ナド下ザマニ申候。其類モ又アルベク候哉比興々々。

一兵仗を給事。
｜左右何人ナド數ヲ定テ給候。是規摸アル事候。
大臣などに武士を御給候事ニ而候哉。其
｜皆隨身內舍人ノ類ニテ候。
武士は何の官迄の事を兵仗とさして可
レ申候哉。

一帶刀藏人兩官事。
方ノ官ニテ
以前被二仰下一候內に。｜此官東宮御座なき
候間東宮御座ナキ時ハ有ベカラザルニテ候。禁中ノ事
時はあるべからずと被二仰出一候。殿上藏
ニテ候。各別候。又凡ノ官ニナルベキ事ニテ候。
人は各別たるべき事候哉。此不審被レ致ニ
當時ナキモノニテ候ホドニ
落居一度候。藏人帶刀東宮御座候はぬ時不
任候ベキ道理有ベカラザルニテ候。
レ任候。子細被二仰出一度候。

一左京大夫位署事。
｜義與代々必先正五位に叙候。其時本式に
は正五位下守左京大夫多々良朝臣云云。｜此
分に調來候畢。然ル處以前被二仰出一候左
惣別只此分ト覺悟候。
京大夫正五位下可レ然候樣に被二仰出一候。
官たかく位ひきく候時は必守字可二相加一
由を職原抄などにも見え候。何と覺悟可レ
仕候哉。｜殊位と官と相當には位ヲ上に書
勿論候。又位モトヨリ是ハ卑候間。官ヲ上ニ書
候。不相當時は官を上に書由申候如何。何
テ位ハ下ニアルベキ條樣モナク心得ラレタルト覺候。
れに付候哉。左京大夫正五位下守多々良
當時ハ又從四位上行左京大夫如レ此可レ有候哉。
有ベカラズ候。
朝臣。かやうに守字可レ有候哉。又不レ加候
とも苦しかるまじく候哉。

一就立身初叙爵事。
｜ノナキ姓ハ不レ多物ニ
姓は何れにても候へ。尸を先祖以來無二覺
候。尸アル姓ハ必可レ書ニ其尸一事。此段未レ得ニ其意一候。
悟一候はぬ仁。爵ヲ初而仕候は。本式の位
署に朝臣。宿禰。連。眞人の內ニ而は。何れ
の尸ヲ用候て可レ然候哉。田舍邊には中々
爵をば望申候はで。位記などを計も候へ

ども。前々戸定り候はぬ仁のみにて候。叙爵仕ながら戸を用候はぬも。位署の様道理に背候如何。

一散狀事。

吾妻鏡などには廻文などやう見え候。譜案を被二注下一度候。

—ニテハナク候。散狀トハ其事アル其日ノ事ニ臨タル人々ヲ書立タル折紙ヲ散狀ト申也。

一女叙位の所以前被二注下一候東竪子(アツマワラハ)。閫司(イシ)。主水(モンド)何れも女と見え候。

—勿論候。

式裝の樣又其役々何と被二仰出一度候。

—主水は男の官と覺悟仕候て。此分如何候哉。

是ハ女ニテ則水ノ方ヲツカサドル者也。東竪子ハ天子ノ御挿鞋トテ御沓ナドヲモツ役者也。閫司ハ御門守ニテ鑰ナドヲ預ル者也。

一笏の事被二注下一候所に。

—玉冠玉珮を付て候と禮服と申事と同前に候。定て物の名にて候哉。假名ヲ御付候て同子細被二仰下一度候。

朝賀トテ元日ノ公事。今ハ久絕畢。御卽位ノ時着候。其時ハ笏モ象牙ノ笏ヲ用ル也。笏平生ハ木ニテ造タルヲ用候。心ハ忽忘ノ事ヲシルシ付テ見ルベキ心也。仍忽ノ字ニカタドリテ笏ヲ用。サレドモコツトイハズシヤクト是云也。

一御冠に巾子紙と申字被レ爲レ極候。是又被二注下一度候。かうむりにこじなど申物候哉。具被二仰出一度候。

—薄ヲタヽミテ巾子ノ上ノカタヘカケテ。ソレヲ結紙ナリ。天子ノ外臣下ハ不レ用也。

—俗ニソツキト云。大臣着之。大將又着之內衣也。

一小直衣。直衣。

—尋常兒ナド用候也。

水干。

—天子ノ御用也。私ニ不レ用也。

引直衣。

—高字不審。

高袴。

—侍ナド用候。

襖袴。以前被二仰下一候畢。されども巨細色ふし又くびかみなどありなし。はんびなど申物わきのつゞき候。或帶などのやう具被二仰出一度候。

—筆端ニキト述盡候。半臂是ハ束帶ノ時下ニ着スル物ナリ。袖ハナクテウチカケテキル。襴トテ腋へ出ルモノ也。

猶又布衣褐などのやう被二仰出一度候。

—狩衣ノ事也。黑キウスキ布也。裝束ノ色ニハキトソラニシルシ出シガタク候也。

一衣冠束帶と申候時は。何と出立候ヲ申候哉。

—ハ袍テ差貫ノ上ニキル事也。表袴ニ袍ヲキル。下襲ナド色々ノカサネアリテ。下襲ノシリトテ裾ト云物ヲ引也。

或又靱負をおひ。太刀をはき候時のやう。又

外衛ノ事。近衛ハ平籙壺籙ナドノ時ニ隨テ。帶劒

被ニ仰出一度候弓も靭負も寸法など短く。惣
モ其品々替候。是モキトハ難ノ印候。　勿論候。
而ほそくも候哉。羽林など是を帯候哉。

一勘解由長官次第事。
｜長官｜次官
此官。齋宮齋院に屬候子細何事ニ而候哉。
長官次官ハ又各別。勘解由使ノ長官又別ニ有也。職原抄
ニ能見エ申候。

一女房院號事。
女院號蒙ラセ給事。帝王ノ母后。御姉妹后ナド。昔ハア
禁中に多候歟。俗躰ニ而院號令レ蒙給候事
マタモ御座候事ニテ候。　八條院ト
は歌書などにも見え候哉。御出家候はゞ
申候。局ニナラセ給テ後。院號カフムラセ給也。初カト
院號被レ注候事。是又子細被ニ仰出一度候。
覺候。近代ハ皆御出家以後院號連綿候。

一宮々の妻をも何と稱申候哉。攝家の北政所
｜　當時只南ノ御方ノ東ノ御方ノナド申ノ
ミニテ候。宮ニヨリテ御息所トモ可ノ申事歟。　皆近代ハ宮々ナド同ジク。何
勿論候歟。淸花妻などは何と可レ申候哉。同
ノ御方又何向ナド申候。別ノ事ナク候。自然其在所ナド喚
來候。
母公など是又定而其號御座候哉。室家或は
後家トモ物ニ書候也。
後室など申事も候。人により候て可ニ相替一
候哉。

一御香奠　香典　香資等事。
｜　｜　勿論候。
作善などの事に送候。折紙に此分候。惣而
法事ニハ惣テ如レ此可
追善などに不レ可レ限候哉。被ニ仰出一度候。
レ稱候條無ニ子細一候歟。
又被物捧など申も候。是又物によりて可
勿論候。
レ替候哉。如何様成ヲかやうに可レ號候哉。
中宮權亮歟。

一平家に權の助少將と語候は。何の官のすけ
ニテ中宮ノ權亮ヲ兼タルニテ候
たるべく候哉。少將ヲ兼候哉。
則守ノ事哉。

一受領に守は勿論候。國司たるべきにて候哉。
國司ノ下ノツカサ勿論候。
其以下介。掾。目。此三は國司に屬候べき仁
事モアルベキ
ニ而候哉。目より掾介次第に昇進の拜任す
ニテ候。
べき哉。被ニ仰出一度候。

一式條追加に式部丞諸司助事。准ニ靭負尉一功
武官等ニトリテ
以ニ百貫文一拜任すべきよし候。四府尉は式
執來候。必功百貫文候。式部丞又侍ニ執スル官候。諸司助
部丞諸司助にはるかに劣官たるべき様に存
モ其司ニアリテ諸司ニトリテ丞ノ任相當候間。如レ此准ニ

候。
其功程ニチ錯候。

一除名解官せられ候程の重科人などは。配所
勿論候。
におもむき候時は。無官たる人ニ而候哉。兼
イクツモ候ヘ皆解却有ベキニテ候。
官などあまた候へば下官などは被レ免候哉。
解
被ニ仰出一度候。
―左右近將監曹ナド帶之事ニ候。將曹コソナキ歟。

一樂人伶人隨身。此三輩などは。初官はなに
樂人近日四品ニ昇類多候。舞人大略五
に被レ任候て。極官は何を先途に昇進候哉。
位極官候。
―事モ候。――六
受領などに任候守にはなり候はで。掾目な
位ノ時此分候。
ど見及申事候。又爵なども候哉。被ニ仰出一
度候。

一内舍人是又官位など次第被ニ仰出一度候。
中務省ノ被官ニテ候。武勇ノ者撰テ内舍人ニハ任之候。諸
司ノ二分ニ准ズル程ノ者候歟。

ハ俗ノ親王ノ次ニテ候。
一法親王などは。禁中ニ而何もの宮々の准に
法親王ノ
て御座候哉。品位にしたがひて親王同程等
内ハ次第ニ候。サレドモ何レモ俗ノ親王タルベキニテ候。
の御事ニ而候哉。被ニ仰出一度候。

一上北面。下北面。青侍等の官位。初中後同被ニ
―諸大夫。―侍也。―尋常ノ昇進諸司助。四府尉受領ナ
ド不レ可レ有ニ別事候哉。可レ依レ人事候哉。
注下一度候。

此一冊問者多々良義隆 柳原資定代筆云々 答者 以朱書之

西三條逍遙院實隆記之云々

道鏡法師繪詞 一名和氣清麿參宇佐宮繪詞

上卷

むかし高野の天皇の御時。左大臣ゑみの仲麻呂といふ人おはしけり。御門の御こゝろみにて。御かたはらをはなれす。御門さかりにあひし給て。まつ此おとゝを御覽してはゑませ給ければ。ゑみの大臣とはいふなりけり。たからも印も此おとゝのもとになんあつけられたりけり。國のまつりこともほしきまゝにすれとも。みかとはうるはしきものになんおほしける。〔たりけるイ〕よろつの人。風に草のなひくかことく。此人のことをなん。いかて〳〵とおもひたりけり。不比等のおとゝの御むまこなれは。しなもやむ事なし。かくときめくほとに。〔ニイ〕河内國弓削氏の僧。さへかしこく。身のしるしなともたふとかりければ。よゐにめしてさふらはせ給ひて。やゝゑみの大臣におとらすなりぬ。名をは道鏡とそいひける。ひとたひに僧都になりぬ。御門に申樣。僧都のくらゐにまかりなりたれとも。俗のあなつるなんからくおほへ侍。〔レイ〕又まつりことをもよそにきゝ侍もすさましき事なり。太政大臣になりて。おほやけのまつりことをもしりうけ給はんと〔にらぬイ〕申せは。すなはちなされぬ。たちをはき笏をとりて。さすかにけさをなんかけたりける。

除目なとは心のほしきまゝに申おこなひけれは。世の人見あつかふ事かきりなし。いかにいはんや。ゑみの大臣はむとくになりもてゆく。かゝるほとに。道鏡御門に申樣。太政大臣にてまつりことをすへおこなふともかきりあれは。たゝ人のもてなしは。ちかうさふらふ身にて。かたしけなくなんおほえ候に。此大臣をかへしたてまつりて。法皇の位になされたらは。俗のかたのこともしり給へて。ひとへによろつのきしきさほう。たゝ御門にひとしうもてなさせ給へと申けれ[イナシ]は。たゝいかにも〳〵のたまはせ給はんまゝに。いとやすき事とて。法皇の位にあつけすへられぬ。

繪

さてよろつの事。御門の御やうにて。御ゆきし給ふおりは。こしをおなしやうにつくりて。さきにもたてす。しりへにもたゝす。おなしやうにならへてなんわたり給ひける。すみ所はゆけの宮となんつけたりける。つかさ〳〵みなわかれて。御門の御すみかとおなしやうなり。節會除目叙位のおりなとは。くちいれしといひしかとも。御かたはらにまいりて。ほしきまゝに申なし。有時はわかすみかにて。おこなふときもあり。女帝におはしませは。時の人いみしき事ともをなん申あひけり。

繪

かゝるほとに。ゑみの大臣世の中をそねみてまいらぬおりかち[サイ]にのみなれは。御門はらた[イ无]ち給て。あつけられしをして。おほやけのたからをもみなとりかへされけれは。つかひをうたんとすれは。ころすへき宣旨くたされぬ。ゑみの大臣此よしをきゝて。我はひんかしの國にゆきて。いくさをおこして。あしきことをおきてんとおもひて。あふみのかたにけ

ていにけり。御門このよしをきこしめして。かねて人をつかはして。せたの橋をやかれぬ。大臣是をきゝて。そなたへはえいかて。あさつのかたから。船にてにくるほとに。おくのこほりより。いくさとも船にのせて。むかへたゝかはれけれは。ゑみの大臣ころされて。くひとられぬ。そのころのゆけの法皇のおほえ。すへてならぬ人なし。すこしもひんなしとおもふ人をは。御門にあしさまに申おこなへは。時の人こほりをふむやうに思たり。

下巻

かゝるほとに。此法皇まことのくらひにつかむの心いてきぬ。御門によきひまをはからひて申樣。をのれを誠にあいし給心ふかくは。位をゆつり給はんや。さてなんまことにおほすとはしるへきと申けれは。いかにも／＼のたまはせんにしたかふへき。たゝし此國は神の代よりそつたはりて。位にはゐる事なり。それをやふりて。そこをすへは。いかなる事・いてこんと思なんおそろしき。されはまつかう／＼なん思ふと。宇佐宮に申て。おほせにしたかひて。位もゆつりきゝてんとありけれは。いとよき事。すみやかに申されよ。それそけにこゝろやすかるへきと申けれは。たれをつかひにすへきと。おほせらるれは。和氣清麻呂をめして。宇佐宮にまいらせ給ふ。その程法皇御かたはらちかくさふらひて。おほせらるゝ事を。おほつかなかりてうけ給はる。御門。きよまろをめして仰らるゝ樣。此國は神代より御のちをつきつゝ位に・すへ給。それに此法皇心えすかしこく。國のまつりこともいとよくしろし。ことにふれて思ひのままにふるまへは。是にゆつらんとなん思給へ

る。このよしをきこしめして。たいらけくかしこく。此仰をうけ給はるへし。さてのちになん。位をはゆつるへきとなん仰られけり。清麻呂うけ給はつて。御前をたちいて・〔てイ〕まかりいつるほとに。法皇人もなき所に。清麻呂をよひいれていふやう。そこに此使を申なすやうは。おのれかする也。宇佐に參て。此よしを申なして。「位につけらるへしと仰給そと」奏すへし。思のことくに位につきなは。太政大臣になして。國のまつりことをすへおこなはすへし。もしほいならす申なしたらは。おもきつみにあてゝ。いのちをもうしなひてんといひて。いよ〳〵おそろしけなるかほをいからかして。目を見くるへかして。たちに手をかけて。こしをなんゆすりあけける。されは清麻呂いらへ〔ふイ〕るやう。よし御覽せよ。たゝおほしめさんまゝに。かへりまいりて申さふらはんといひて。宮をはいてにけり〔るイ〕。

繪

宇佐へまいるあひたに。みちすからも法皇のかたらひつるやうに。申すへきよしを思ひつつなんまいりける。まいりつきて。たてまつらるゝ神寳御前にすへならへて。事のよしを申あひたに。そらはれ雲なかりつるに。にはかにくろき雲。御殿のうへにおりくたりてひろこりけれは。やみの夜のやうにて。いかつちなりひらめきて。かしらのうへにおちかゝるやうにて。しぬるやうにおほへけれは。神前にうつふしふしたり。かねて思つる本意みなたかひぬ。たすけ給へと手をするより外の事なし。しはしはかりひたゐをつちにつけたるをもたけて。御殿のうへを見あけたれは。御殿のうへにあたりて。五六丈の五色の光あり。ほのほのやうにかみさまにひらめきあか

る。せんかたなくおそろし。しはしありて。宮きね〔ねを歟〕につきて仰らるゝやう。此國はあまくたりの神の御代より。當時にいたるまて。御そうのくらゐにはつく物なり〔し歟〕。ゆくすゑまてもさらにあらたまる事なく。つきつゝ位にはゐたまふへし。しかるをこのぬす人法師を。そ〔そくイ〕つけつのつかさになしあつるたに。いまた例なし。いかにいはむや。位にはいかてかつくへきそ。しからは天地はたひらかにてありなんや。すみやかに歸まいりて。この事をうけ給て。はふはふみやしろをいつるほとに。そらうらゝかはれぬ。

繪

いつしかうちにまいりて。この事を申さんと思て。夜をひるになしてまいる。法皇は清まろか参ほとを心もとなかりて。かへりたるにまいりなは。位にかならすつくへきそと。ことはをはなちていひけれは。かならすの事と世の人も思て。かうへをかたふけてなんまとひける。清まろまいりぬと人申けれは。九重の宮の中のゝしりて。みな御門の御かたはらに。法皇倚子をならへていたり。清まろをちかくめしよす。いかゝありつると御門とはしめ給。清まろはしめより。ありのまゝの事をひとつもおとさす申。御門きこしめして。ほいなしとおほしめす事限なし。法皇は目を血めに見なして。おもてをあをうなし。あかくなし。いきつきうつくみて。此清まろは。えもいはぬ盗人なり。人にかたらはされて。そら事を奏する也。さらにさる事あるへからす。此事によりて。おもきつみにあてんと奏しけれは。けにいとひんなし。すみやかにそこの心なりとゆるされけれは。からめよせて。よをろすちをたちて。伊豫國になかしつかはし

つ。清まろなかされて。かなしかりけるまゝに。宇佐宮の御かたにむかひて。手をすりて申さく。仰のまゝにまいて奏したりとて。かかるかなしきつみになんあたりたる。大ほさつたすけ給へとて。こゑをはなちてなきけれは。にはかに託宣し給はく。清まろはあやまちたることもなし。よこさまにぬす人のためにつみせられたる也。すみやかにこれよりむかへにつかはせと仰られけれは。宇佐宮より人きて。むかへてなんゐてまいりける。よろこひてまい[イ无]らんとてたちけれは。よをろもとのことくつかれにけり。宮にまいりつきたりけれは。いまこと[とイ]・もなをりなんと仰給ひけれは。宮になんさふらひける。

繪

かくて御門は。清まろをつみし給てのち。いくはくもなくてうせ給ひぬ。位につくへきみこたちもおはせさりけれは。大納言白壁のおほきみぞ。俄に位につけられにける。さて弓削法皇をは。しもつけの國になかしつかはしつ。よにあひて人のためにあしかりけれは。ゆゝしけにてなんゐていきける　しもつけのくにゝゆきつきて。いくはくもなくてしにけり。清麻呂をはめ[めしイ]かへして。本官位にかへりなし。したひにつかさ位まさりにけり。それより御門の位につき給ふ。はしめには。宇佐宮の使には。清麻呂にそうをなんたてまつらせ給ける。そのゝち女帝はたえて。今はくらゐにつき給はす。

私云。此繪者後白河院御宇被納蓮華王院寶藏。相公顯雅卿爲辨官之時。依奉當藏事之次被寫置此詞矣。寶治年中云々。

イ。以史籍集覽所收「和氣清麿參宇佐宮繪詞」挍合了。

昭和七年九月。

大正十五年四月二十日印刷
大正十五年四月廿五日發行
昭和七年九月廿日訂正再版發行
昭和十七年四月五日五版發行

（文協會員番號 115016）

發行者 東京市豐島區池袋二丁目一〇〇八番地
續群書類從完成會代表者
太田藤四郎

印刷者 東京市豐島區西巣鴨二丁目二五七四番地
丹羽誠次郎

印刷所 東京市豐島區西巣鴨二丁目二五七四番地
忠義堂印刷所

發行所 東京市豐島區池袋二丁目一〇〇八番地
續群書類從完成會
振替東京六二六〇七・電話大塚七一八

（配給元 東京市神田區淡路町一ノ九 日本出版配給株式會社）